

村上市地域防災計画

(震災対策編)

[修正案]

平成 2 7 年 ● 月修正

村上市防災会議

目 次

村上市地域防災計画（震災対策編）

第 1 章 総則

第 1 節	計画作成の趣旨等	3
第 2 節	防災関係機関等の責務と処理すべき事務又は業務の大綱	5
第 3 節	村上市の自然的、社会的条件	15
第 4 節	村上市の地震特質と過去の地震被害	18
第 5 節	複合災害時の対策	23
第 6 節	地震被害の想定	26
第 7 節	緊急地震速報と地震情報	35

第 2 章 災害予防計画

第 1 節	防災教育計画	41
第 2 節	防災訓練計画	45
第 3 節	自主防災組織育成計画	47
第 4 節	防災都市計画	50
第 5 節	集落孤立対策計画	53
第 6 節	地盤災害予防計画	55
第 7 節	建築物等災害予防計画	58
第 8 節	公共土木施設等災害予防計画	61
第 9 節	農地・農業用施設等災害予防計画	65
第 10 節	防災通信施設災害予防計画	67
第 11 節	電気通信施設災害予防計画	69
第 12 節	電力供給施設災害予防計画	70
第 13 節	ガス施設災害予防計画	72
第 14 節	上水道施設災害予防計画	75
第 15 節	下水道施設災害予防計画	79
第 16 節	鉄道施設災害予防計画	82
第 17 節	危険物等施設災害予防計画	84
第 18 節	地震火災予防計画	87
第 19 節	廃棄物処理体制整備計画	91
第 20 節	救急・救助体制の整備計画	92
第 21 節	医療救護体制の整備計画	94
第 22 節	避難体制整備計画	97
第 23 節	要配慮者の安全確保計画	102
第 24 節	食料・生活必需品等の確保計画	109
第 25 節	文教施設における災害予防計画	111
第 26 節	ボランティアの受入体制整備計画	115
第 27 節	積雪期の地震災害予防計画	117
第 28 節	広域応援体制計画	119
第 29 節	事業所等の事業継続計画	121

第30節	行政機関等の業務継続計画	123
第3章 災害応急対策計画		
第1節	応急活動体制計画	129
第2節	防災関係機関の相互協力計画	140
第3節	通信設備運用計画	145
第4節	被災状況等収集伝達計画	148
第5節	広報計画	155
第6節	避難及び避難所計画	160
第7節	自衛隊の災害派遣計画	173
第8節	輸送計画	178
第9節	警備・保安及び交通規制計画	182
第10節	海上における災害応急対策計画	189
第11節	消火活動計画	194
第12節	救急・救助活動計画	199
第13節	医療救護活動計画	202
第14節	防疫及び保健衛生計画	209
第15節	こころのケア対策計画	213
第16節	児童生徒に対するこころのケア対策計画	214
第17節	入浴対策計画	215
第18節	廃棄物の処理計画	216
第19節	給水計画	220
第20節	食料供給計画	225
第21節	生活必需品供給計画	231
第22節	要配慮者の応急対策計画	234
第23節	文教施設における応急対策計画	238
第24節	障害物の処理計画	242
第25節	遺体の捜索、処理、火葬計画	245
第26節	建築物等における応急対策計画	248
第27節	公衆通信の確保計画	250
第28節	電力供給応急対策計画	253
第29節	ガスの安全、供給対策計画	255
第30節	上水道施設応急対策計画	258
第31節	下水道施設応急対策計画	261
第32節	危険物等施設応急対策計画	265
第33節	鉄道施設応急対策計画	270
第34節	道路及び橋梁応急対策計画	273
第35節	港湾・漁港施設等応急対策計画	275
第36節	治山・砂防施設等応急対策計画	277
第37節	河川・海岸施設応急対策計画	280
第38節	農地・農業用施設等応急対策計画	283
第39節	農林水産業応急対策計画	286
第40節	商工観光業応急対策計画	290
第41節	応急住宅対策計画	292
第42節	ボランティアとの協働計画	297

第43節	義援金品の受入れ、配分計画	299
第44節	災害救助法による救助計画	301
第4章	災害復旧・復興計画	
第1節	民生安定化対策計画	309
第2節	融資、貸付その他資金等による支援計画	316
第3節	公共施設等災害復旧計画	331
第4節	災害復興計画	337

第1章 総則

第1節 計画作成の趣旨等

1 計画の目的

地震災害は、一般に予知することが不可能であり、その被害は地震動による建造物の損壊にとどまらず、津波、火災、山崩れ、地すべり、雪崩等による二次災害も含んだ複合的な災害であり、また広域的な被害をもたらすところにその大きな特徴がある。

この計画は、そうした住民生活の各分野にわたり重大な影響を及ぼすおそれのある地震災害に対処するため、市、県、指定行政機関、指定公共機関、指定地方行政機関、指定地方公共機関等の防災機関がその有する機能を有効に発揮して、市域における地震災害の予防、応急対策及び災害復旧、復興を実施することにより、住民等の生命、身体及び財産を保護することを目的とする。

2 計画の性格及び構成

この計画は、災害対策基本法（昭和36年法律第223号）第42条の規定に基づき市防災会議が策定する「村上市地域防災計画」を構成し、本市における震災対策に関し、総合的かつ基本的な性格を有するものである。

「村上市地域防災計画」は、この「震災対策編」並びに別冊の「風水害等対策編」、「津波災害対策編」、「資料編」及び「村上市水防計画」で構成する。

なお、この計画に定めのない事項は、新潟県地域防災計画に準ずる。

3 関連計画との連携

この計画は、過去における大規模な地震等による災害の経験を礎に、本市の自然条件、社会条件等を踏まえ、市における防災に関する計画を定めるものである。

また、策定に当たっては、国土強靱化基本法など他の法律に基づく防災に関する計画と十分な調整を図る。

4 計画の修正

この計画は、各防災関係機関が作成する実施計画等により具体化を図るが、災害対策基本法第42条第1項の規定に基づき毎年検討を加え、必要があると認めるときは、これを修正する。

なお、この計画を修正した場合は、速やかに防災関係機関その他必要な機関等に通知するとともに、災害対策基本法第42条第4項の規定により、その要旨を公表する。

5 計画の習熟等

市及び防災関係機関等は、平素から訓練、研究その他の方法により、この計画及びこの計画に関連する他の計画の習熟並びに周知に努めるとともに、この計画に基づき、より具体的な災害の予防対策、応急対策及び復旧対策の推進体制を整えるものとする。

6 用語の定義

この計画における主な用語の意義は、次のとおりとする。

- (1) 住民等……………市内に居住する人（外国人居住者を含む。）、旅行や仕事などで市内に滞在している人、市内を車や電車で通過中の人など、市内のすべての人のことをいう。
- (2) 要配慮者……………災害の発生を予防し、又は災害の拡大を防止するため特に配慮を要する者で、乳幼児、高齢者、障がい者、傷病者、外国人、妊産婦、旅行者（観光客、ビジネス滞在者、車や電車で市内を通過する人を含む）等をいう。
- (3) 避難行動要支援者…要配慮者のうち、災害が発生し、又は災害が発生するおそれがある場合に自ら避難することが困難な者であって、その円滑かつ迅速な避難の確保を図るため特に支援を要する者をいう。
- (4) 自主防災組織……………防災に関する住民の責務を全うするため、地域住民が自分たちの地域は自分たちで守ろうという連帯感に基づき、自主的に結成する組織をいう。
- (5) 自治会……………村上市区嘱託員規則第2条により、市が行政事務連絡単位として定めた行政区をいう。居住する住民により「自治会」、「町内会」、「集落」など、呼び方が異なるため、この計画では、総称して「自治会」とする。
- (5) 地区防災計画……………地区居住者等が共同して行う防災活動に関する計画であり、市等が活動の中心となる市地域防災計画とコミュニティが中心となる地区防災計画とが相まって地域における防災力の向上を図ろうとするものである。（災害対策基本法第42条第3項及び第42条の2関係）
- (6) 避難場所……………災害の危険が切迫した場合における住民等の安全な避難先を確保する観点から、災害の危険が及ばない場所又は施設をいう。
- (7) 指定緊急避難場所…避難場所のうち市が指定したものをいう。（災害対策基本法第49条の4から第49条の6まで及び第49条の8関係）
- (8) 避難所……………避難のための立退きを行った居住者等を避難のために必要な間滞在させ、又は自ら居住の場所を確保することが困難な被災した住民その他の被災者を一時的に滞在させるための施設をいう。
- (9) 指定避難所……………避難所のうち市が指定したものをいう。（災害対策基本法第49条の7及び第49条の8関係）
- (10) 罹災証明書……………災害により被災した住家等について、その被害の程度を証明したものをいう。（災害対策基本法第90条の2関係）
- (11) 被災者台帳……………被災者の援護を実施するための基礎とする台帳をいう。（災害対策基本法第90条の3関係）

第2節 防災関係機関等の責務と処理すべき事務又は業務の大綱

1 基本方針

- (1) 住民・地域・行政（防災関係機関）による取組みの推進と外部支援・相互協力による補完体制構築

本市の自然的特性に鑑み、人口、産業その他の社会経済情勢の変化を踏まえ、災害の発生を常に想定するとともに、災害が発生した場合における被害の最小化及びその迅速な回復を図る「減災」の考え方を防災の基本理念方針とし、たとえ被災したとしても人命が失われないことを最重視し、また、経済的被害ができるだけ少なくなるよう、様々な対策を組み合わせて災害に備え、災害時の社会経済活動への影響を最小限にとどめる。

災害対策の実施に当たって住民、地域、行政（防災関係機関）は、それぞれの機関の果たすべき役割を的確に実施していくとともに、相互に密接な連携を図る。あわせて、県及び市を中心に、住民一人ひとりが自ら行う防災活動や、地域の防災力向上のために自主防災組織や地域の事業者等が連携して行う防災活動を促進することで、住民、地域、行政（防災関係機関）等が一体となって最善の対策をとる。

本計画においては、住民、地域、行政（防災関係機関）の主体がそれぞれ責任を果たすことを前提に、各主体の能力の不足を外部からの支援と相互の協力により補完し、もって災害の予防、応急対策、復旧・復興のための活動が円滑に実施できるよう体制構築を目指す。

ア 住民等に求められる役割

- (ア) 住民及び企業等は、災害又はこれにつながるような事象に関心を持ってはならない。
- (イ) 住民及び企業等は、自らの責任において自身及びその保護すべき者の災害からの安全を確保し、自らの社会的な責務を果たせるよう努めなければならない。
- (ウ) 市内の一定の地区内の住民及び当該地区に事業所を有する事業者は、当該地区における防災力の向上を図るため、共同して、防災訓練の実施、物資等の備蓄、高齢者等の避難支援体制の構築等自発的な防災活動の推進に努める。この場合、必要に応じて、当該地区における自発的な防災活動に関する計画を作成し、これを地区防災計画の素案として市防災会議に提案するなど、市と連携して防災活動を行う。
- (エ) 市は、住民及び企業等による自らの安全を確保するための取組みの推進について、啓発と環境整備に努める。

イ 地域に求められる役割

- (ア) 住民及び企業等は、災害で困窮した隣人に無関心であってはならない。
- (イ) 住民は、その居住地域における安全確保のため相互に助け合い、災害の予防・応急対策を共同で行うよう努める。
- (ウ) 企業等は、その立地地域において、住民の行う防災活動への協力を努める。
- (エ) 市は、住民及び企業等の安全を確保するための地域における取組みの推進について、啓発と環境整備に努める。

ウ 市及び防災関係機関に求められる役割

- (ア) 市及び防災関係機関は、災害時の住民等の安全確保と被災者の救済・支援等の応急対策全般を災害発生時に迅速かつ有効に実施できるよう、以下により災害対応能力の維持・向上に努める。
- a 専門知識を持った職員の養成・配置と災害時の組織体制の整備
 - b 業務継続計画の策定など危機管理体制の整備、また、庁舎・設備・施設・装備等

の整備

- c 職員の教育・研修・訓練による習熟
 - d 市の研修制度の充実、関係機関が主催する防災に関する講座等との連携等による人材育成を体系的に図る仕組みの構築
 - e 緊急時に外部の専門家等の意見・支援を活用できるような仕組みの平常時からの構築
 - f 避難場所、避難施設、指定緊急避難場所、指定避難所、備蓄など、防災に関する諸活動の推進に当たっての、公共用地・国有財産の有効活用
- (イ) 市及び防災関係機関は、住民及び企業等が公の支援を遅滞なく適切に受けられるよう、確実に周知しなければならない。
 - (ウ) 市及び防災関係機関は、発災後の円滑な応急対応、復旧・復興のため、退職者（自衛隊等の国の機関の退職者も含む。）の活用や、民間の人材の任期付き雇用等の人材確保方策をあらかじめ整えるよう努める。
 - (エ) 市及び防災関係機関は、相互の連携・協力のための体制を整備し、広域的な応援・受援体制の強化・充実を図る。
 - (オ) 市は、平常時から、被災者支援の仕組みを担当する部局を明確化し、被災者支援の仕組みの整備等に努める。
 - (カ) 市は、市地域防災計画に地区防災計画を位置づけるよう市内の一定の地区内の住民及び当該地区に事業所を有する事業者から提案を受け、必要があると認めるときは、市地域防災計画に地区防災計画を定める。

エ 支援と協力による補完体制の整備

市及び防災関係機関は、自らの対処能力が不足した場合、国、他の地方公共団体からの支援や、NPO、ボランティア、企業・団体等の協力を得ながら十分に対応できるよう、事前の体制整備に努める。

(2) 要配慮者への配慮と男女共同参画の視点に立った対策

- ア 各業務の計画及び実施に当たっては、高齢者、障がい者、傷病者、妊産婦、乳幼児、外国人等の要配慮者の安全確保対策に十分配慮する。本計画では、第3章及び第4章の関係節において具体的な対応策を示す。
- イ 計画の策定及び実施に当たっては、男女共同参画の視点から見て妥当なものであるよう配慮する。

(3) 複合災害への配慮

積雪期の地震発生などの複合災害（同時又は連続して2以上の災害が発生し、それらの影響が複合化すること）について、各業務においてあらかじめ配慮する。本計画では、本章第5節「複合災害時の対策」において総括的な方針を示すほか、第2章及び第3章の関係節において具体的な対応策を示す。

(4) 計画の実効性の確保

市及び防災関係機関は、本計画上の防災対策の実効性を担保するため、関係する施設・資機材の整備、物資の備蓄、組織・体制の整備、関係機関との役割分担の確認などを平常時から行うとともに、研修や訓練を通じて計画内容への習熟を図る。

(5) 市全体の防災力の計画的な向上

市は防災関係機関と協議し、特に災害時の人的被害軽減対策についての具体的な達成目標を設定するとともに、住民・企業等にも広く参画を求めて、市全体の総合的な防災力向上を総合防災訓練等により推進する。

2 防災関係機関及び住民等の責務

(1) 村上市

市は、防災の第一次的責任を有する基礎的地方公共団体として、市域並びに住民等の生命、身体及び財産を災害から保護するため、県、警察、指定地方行政機関、指定公共機関、指定地方公共機関、他の地方公共団体及び住民等の協力を得て防災活動を実施する。

また、危機事象発生時において、継続的に必要な最低限の業務や、復旧時間と対応策などを定めた包括的な行動計画として業務継続計画（BCP）の整備に努める。

(2) 新潟県

県は、市町村を包含する広域的な地方公共団体として、大規模災害から新潟県の地域並びに住民等の生命、身体及び財産を保護するため、政府、指定地方行政機関、指定公共機関、指定地方公共機関、他の地方公共団体、NPO、ボランティア、企業・団体及び住民等の協力を得て防災活動を実施するとともに、市の防災活動を援助し、かつ、その調整を行う。

(3) 警察

警察は、住民等の生命、身体及び財産の保護のため、犯罪の予防、混乱の防止、交通規制その他秩序の保持に必要な措置を行う。

(4) 指定地方行政機関

指定地方行政機関は、大規模災害から市域並びに住民等の生命、身体及び財産を保護するため、指定行政機関及び他の指定地方行政機関と相互に協力し、防災活動を実施するとともに、県及び市の活動が円滑に行われるよう勧告、指導、助言等の措置をとる。

(5) 指定公共機関及び指定地方公共機関

指定公共機関及び指定地方公共機関は、その業務の公共性又は公益性に鑑み、自ら防災活動を実施するとともに、県及び市の活動が円滑に行われるようその業務に協力する。

(6) その他の公共的団体及び防災上重要な施設の管理者

公共的団体及び防災上重要な施設の管理者は、平素から災害予防体制の整備を図るとともに、災害時には災害応急措置を実施する。

また、市、県その他防災関係機関の防災活動に協力する。

(7) 住民等（住民・企業等）

住民、企業等は、日頃から大規模災害に備え、市、県その他防災関係機関の実施する防災活動に参加、協力するとともに、「自らの身の安全は自分で守る」、「自分たちの地域の安全は自分たちで守る」という自助、共助の意識のもとに、積極的に自主防災活動を行う。

3 各機関の事務又は業務の大綱

市、県、警察並びに市の区域を管轄する指定地方行政機関、指定公共機関、指定地方公共機関及び市内の公共的団体、その他防災上重要な施設の管理者は、それぞれの所掌事務又は業務を通じて市域に係る防災対策に寄与すべきものとし、それぞれが災害に関し処理すべき事務又は業務の大綱は、次のとおりとする。

なお、次表に記載のない機関等については、新潟県地域防災計画「震災対策編」を参照する。

【村上市】

機 関 名	処理すべき事務又は業務の大綱
村 上 市	<ol style="list-style-type: none"> 1 村上市防災会議に関する事 2 市域についての防災に関し、関係機関の防災事務又は業務の実施についての総合調整に関する事 3 防災に関する業務施設、設備の整備に関する事 4 管内における公共的団体及び自主防災組織の育成指導に関する事 5 災害予警報等情報伝達に関する事 6 被災状況に関する情報収集に関する事 7 災害広報に関する事 8 避難準備情報の発出、避難勧告及び避難指示に関する事 9 被災者の救助に関する事 10 要配慮者に対する相談、援護に関する事 11 県知事の委任を受けて行う災害救助法(昭和22年法律第118号)に基づく被災者の救助に関する事 12 災害時の清掃、防疫その他保健衛生の応急措置に関する事 13 消防活動及び浸水対策活動に関する事 14 被災児童生徒等に対する応急の教育に関する事 15 公共土木施設、農地及び農業用施設等に対する応急措置に関する事 16 農産物、家畜、林産物及び水産物に対する応急措置に関する事 17 消防、浸水対策、救助その他防災に関する業務施設及び設備の整備に関する事 18 ガス、水道等公営事業の災害対策に関する事 19 自衛隊の災害派遣要請又は要望に関する事 20 他市町村に対する応援要請に関する事 21 こころのケア・避難所、救護所設置に関する事

【新潟県】

機 関 名	処理すべき事務又は業務の大綱
新 潟 県	<ol style="list-style-type: none"> 1 新潟県防災会議に関する事 2 市町村、指定公共機関又は指定地方公共機関の防災事務又は業務の実施についての総合調整に関する事 3 災害予警報等情報伝達に関する事 4 被災状況に関する情報収集に関する事 5 災害広報に関する事 6 避難の勧告及び指示に関する事 7 市町村の実施する避難準備情報発出に係る情報提供・技術的支援に関する事 8 市町村の実施する被災者の救助の応援及び調整に関する事 9 災害救助法に基づく被災者の救助に関する事 10 災害時の防疫その他保健衛生の応急措置に関する事 11 市町村の実施する消防活動及び浸水対策活動に対する指示及び援助に関する事 12 被災児童生徒等に対する応急の教育に関する事 13 被災要援護者に対する相談及び援護に関する事 14 公共土木施設、農地及び農業用施設等に対する応急措置に関する事 15 農産物、家畜、林産物及び水産物に対する応急措置に関する事 16 緊急通行車両の確認に関する事 17 消防、浸水対策、救助その他防災に関する業務施設及び設備の整備に関する事 18 自衛隊の災害派遣要請に関する事 19 他の都道府県に対する応援要請に関する事
新潟県警察本部 (村上警察署)	<ol style="list-style-type: none"> 1 避難誘導、被災者の救出その他人命保護に関する事 2 交通規制及び緊急通行路の確保に関する事 3 行方不明者調査及び死体の検視に関する事 4 犯罪の予防・取締り、混乱の防止その他秩序の維持に必要な措置に関する事

【指定地方行政機関】

機 関 名	処理すべき事務又は業務の大綱
北陸農政局 (新潟地域センター)	<ol style="list-style-type: none"> 1 国営農業用施設の整備並びにその防災管理及び災害復旧に関する事 2 農地及び農業用施設災害復旧事業の緊急査定に関する事 3 災害時における応急食料の緊急引渡しに関する事
関東森林管理局 下越森林管理署 村上支署	<ol style="list-style-type: none"> 1 国有林野の保安林、保安施設（治山施設）等の維持及び造成に関する事 2 民有林直轄地すべり事業の実施に関する事 3 災害復旧用材（国有林材）の供給に関する事
新潟海上保安部	<ol style="list-style-type: none"> 1 災害予防に係わる防災訓練、海難防災講習会等啓発活動及び調査研究に関する事 2 災害応急対策に係わる警報等の伝達、情報の収集、海難救助等に関する事 3 災害応急対策に係わる人員及び物資の緊急輸送並びに物資の無償貸与又は譲与に関する事 4 関係機関等の災害応急対策の実施に対する支援に関する事 5 海上における流出油の防除、航行安全の確保、警戒区域の設定、治安の維持及び危険物の保安措置に関する事 6 災害復旧・復興対策に係わる海洋環境の汚染防止及び航行安全の確保に関する事
東京管区気象台 (新潟地方気象台)	<ol style="list-style-type: none"> 1 気象、地象、水象の観測及びその成果の収集、発表に関する事 2 気象業務に必要な観測体制の充実を図るとともに、予報、通信等の施設及び設備の整備に関する事 3 気象、地象（地震にあっては、発生した断層運動による地震動に限る）、水象の予報及び特別警報・警報・注意報、並びに台風、大雨、竜巻等突風に関する情報等の適時・的確な防災機関への伝達、これらの機関や報道機関を通じた住民への周知に関する事 4 気象庁が発表する緊急地震速報（警報）について、緊急地震速報の利用の心得などの周知・広報に関する事 5 市が行う避難勧告等の判断・伝達マニュアルやハザードマップ等の作成に関した技術的な支援・協力に関する事 6 災害の発生が予想されるときや、災害発生時において、市に対する気象状況の推移やその予想の解説等に関する事 7 市、その他の防災関係機関と連携した防災気象情報の理解促進、防災知識の普及・啓発活動に関する事
新発田労働基準監督署	<ol style="list-style-type: none"> 1 災害時における産業安全確保に関する事 2 平常時の産業安全及び防災教育並びに予防措置に関する事
北陸地方整備局 (羽越河川国道事務所)	<ol style="list-style-type: none"> 1 台風及び波浪から港湾及び地域住民を保護するための海岸保全施設等の整備推進に関する事 2 港湾、航路及び港湾内運河並びに空港に関する国の直轄土木工事及びその災害復旧に関する事 3 一級河川水系における指定区間外の管理及び改修、維持修繕、災害復旧等の工事の実施に関する事 4 一級河川水系におけるダム設置者に対する管理及び防災上の指示監督に関する事

機 関 名	処理すべき事務又は業務の大綱
	5 洪水予報指定河川（信濃川、阿賀野川、関川、荒川、姫川）の洪水予報業務に関する事 6 国土交通大臣の指定した水防警報河川の水防警報に関する事 7 国土交通大臣の指定した直轄工事施工区域内においての砂防の実施及び災害復旧に関する事 8 荒川水系大石川及び信濃川水系三国川におけるダム管理に関する事 9 直轄海岸保全区域において海岸保全施設に関する直轄工事の実施及び災害復旧に関する事 10 一般国道指定区間の改築、管理、維持修繕、除雪及び災害復旧工事に関する事 11 国が行う海洋の汚染の防除に関する事 12 緊急を要すると認められる場合の緊急対応の実施

【陸上自衛隊】

機 関 名	処理すべき事務又は業務の大綱
陸上自衛隊新発田駐屯地	1 防災関係資料の事前収集と災害派遣準備体制の確立に関する事 2 災害発生時の県の情報収集活動への協力に関する事 3 災害出動要請又は出動命令に基づく人命救助を最優先とした応急救援活動の実施に関する事

【指定公共機関】

機 関 名	処理すべき事務又は業務の大綱
東日本旅客鉄道(株) 日本貨物鉄道(株)	1 災害時における鉄道による緊急輸送の確保に関する事
東日本電信電話(株) (株)NTTドコモ KDDI(株)	1 電気通信施設の整備及び防災管理に関する事 2 災害時における緊急通話の確保及び気象警報等の伝達に関する事
日本赤十字社新潟県支部 (村上市地区)	1 災害時における医療救護に関する事 2 災害時における救援物資の備蓄及び配分に関する事 3 災害時の輸血用血液の供給に関する事 4 災害救援(義援)金の募集、受付及び配分に関する事 5 労働奉仕班の編成及び派遣のあっせん並びに連絡調整に関する事 6 こころのケアに関する事
日本放送協会	1 津波予警報、気象警報等の放送に関する事 2 災害時における広報活動に関する事
日本郵便(株) (村上郵便局)	1 災害時における郵政業務の確保、郵政業務に係る災害対策特別事務取扱及び援護対策に関する事
東北電力(株)村上営業所	1 電力施設等の防災管理及び災害復旧に関する事 2 災害時における電力の供給の確保に関する事
東日本高速道路(株)	1 高速自動車国道の防災管理に関する事 2 災害時の高速自動車国道における交通路の確保に関する事 3 高速自動車国道の早期災害復旧に関する事
日本通運(株)中条営業所	1 災害時における陸路による緊急輸送の確保に関する事

【指定地方公共機関】

機 関 名	処理すべき事務又は業務の大綱
新潟運輸(株)中条支店 村上中越運送(株)	1 災害時における陸路による緊急輸送の確保に関すること
三面川沿岸土地改良区 荒川沿岸土地改良区	1 農道、水門、水路、ため池等の施設の整備及びその防災管理並びに災害復旧に関すること
新発田ガス(株)村上支店	1 都市ガス施設等の防災管理に関すること 2 災害時における都市ガスの安定供給に関すること
(株)新潟放送 (株)新潟総合テレビ (株)テレビ新潟放送網 (株)新潟テレビ21 (株)エフエムラジオ新潟 新潟県民エフエム放送(株)	1 津波警報、気象警報等の放送に関すること 2 災害時における広報活動に関すること
(株)新潟日報社村上支局	1 災害時における広報活動に関すること
(一社)新潟県医師会	1 災害時における医療救護に関すること

【その他の公共的団体・防災上重要な施設の管理者等】

機 関 名	処理すべき事務又は業務の大綱
農業協同組合 漁業協同組合 森林組合	1 共同利用施設の災害応急対策及び復旧に関すること 2 被災組合員に対する融資又はそのあっせんに関すること 3 災害時における緊急物資の調達及び陸路による緊急輸送の確保に関すること
村上市岩船郡医師会 村上市岩船郡歯科医師会 村上市岩船郡薬剤師会	1 災害時における医療救護に関すること
商工会議所、商工会	1 災害時における物価安定についての協力、徹底に関すること 2 救助用物資、復旧資材の確保についての協力、あっせんに関すること
一般診療所、病院等	1 災害時における収容患者に対する医療の確保に関すること 2 災害時における負傷者等の医療救護に関すること
一般輸送事業者	1 災害時における緊急輸送の確保に関すること
一般建設事業者	1 災害時における応急復旧についての協力に関すること
危険物関係施設の管理者	1 災害時における危険物の保安措置に関すること
自主防災組織 村上市区長会連絡協議会	1 防災活動への協力に関すること 2 住民に対する避難誘導への協力に関すること 3 避難所運営への協力に関すること 4 防災知識の普及に関すること 5 自主防災組織化の促進に関すること
村上市社会福祉協議会 村上岩船福祉会	1 ボランティアセンターの設置運営に関すること 2 災害時における福祉救護に関すること

4 関係機関の連絡先

【県関係】

名称	担当部署	所在地	電話・FAX	その他の連絡方法
新潟県防災局	危機対策課	新潟市中央区新光町4-1	TEL025-285-5511(代) FAX 025-282-1640	(直通)025-282-1638 (危機対策第一)
新潟県防災局	消防課	新潟市中央区新光町4-1	TEL025-282-1664 FAX 025-282-1667	(衛星)8-40120-6442
新潟県公安委員会 新潟県警察本部		新潟市中央区新光町4-1	TEL025-285-0110 FAX 025-284-8939	(衛星)8-40120-6971
村上地域振興局	企画振興部	村上市田端町6-25	TEL0254-52-7920 FAX 0254-52-1316	(衛星)8-401218-203
村上地域振興局	地域整備部	村上市田端町6-25	TEL0254-52-7955 FAX 0254-53-4511	(衛星)8-401218-704
村上地域振興局	農林振興部	村上市田端町6-25	TEL0254-52-7938 FAX 0254-52-1606	(衛星)8-401218-603
村上地域振興局 (村上保健所)	健康福祉部	村上市肴町10-15	TEL0254-53-3151 FAX 0254-52-2881	
村上警察署	村上警察署	村上市南町2丁目3-18	TEL0254-52-0110 FAX0254-53-2171	

【関係指定地方行政機関(自衛隊を含む)】

名称	担当部署	所在地	電話・FAX	その他の連絡方法
【防衛省】 陸上自衛隊	第30普通科連隊第3科	新発田市大手町6-4-16	TEL0254-22-3151	
【海上保安庁】 第九管区海上保安本部	新潟海上保安部	新潟市中央区竜が島1丁目5番4号	TEL025-247-0118 FAX 025-244-1004	
【農林水産省】 北陸農政局	新潟地域センター	新潟市中央区船場町2-3435-1	TEL025-228-5211	
【気象庁】 東京管区気象台	新潟地方気象台	新潟市中央区美咲町1-2-1 新潟美咲合同庁舎2号館	TEL025-281-5871	
【国土交通省】 北陸地方整備局	羽越河川国道事務所	村上市藤沢27-1	TEL0254-62-3211	
【国土交通省】 北陸地方整備局	羽越河川国道事務所 村上維持出張所	村上市新町13-1	TEL0254-53-2942	
【林野庁】 関東森林管理局	下越森林管理署 村上支署	村上市緑町3丁目1-13	TEL0254-53-2151	

【近隣・災害協定市町村機関】

名称	担当部署	所在地	電話・FAX	その他の連絡方法
関川村	総務課	関川村大字下関912番地	TEL0254-64-1441 FAX 53-0079	(衛星)8-412-10 (総務課)
粟島浦村	総務課	粟島浦村字日の見山1513番地11	TEL0254-55-2111 FAX 55-2159	(衛星)8-417-10 (総務課)
胎内市	総務課	胎内市新和町2番10号	TEL0254-43-6111 FAX0254-43-5502	(衛星)8-441-10 (総務課)
鶴岡市	危機管理課	山形県鶴岡市馬場町9番25号	TEL0235-25-2111 FAX0235-24-9071	
見附市	企画調整課	見附市昭和町2丁目1番1号	TEL0258-62-1700 FAX0258-63-1006	衛星携帯電話 080-1068-1295
妙高市	総務課 危機管理室	妙高市栄町5番1号	TEL0255-74-0002 FAX0255-72-9841	衛星携帯電話 090-2317-9757
多賀城市	総務部 交通防災課	多賀城市中央二丁目1-1	TEL0223-68-1141 FAX	

【消防本部・署】

名称	担当部署	所在地	電話・FAX	その他の連絡方法
村上市消防本部・消防署	総務課	村上市塩町12-6	TEL0254-53-7221 FAX0254-53-4302	
	予防課	村上市塩町12-6	TEL0254-53-7222	
	警防課	村上市塩町12-6	TEL0254-53-7223	(内線220)
	防災安全室	村上市塩町12-6	TEL0254-53-7224	
	荒川分署	村上市大津1669-1	TEL0254-62-1332	(内線402)
	神林分署	村上市牧目1224-1	TEL0254-66-8066	(内線403)
	朝日分署	村上市岩沢4887-4	TEL0254-72-1240	(内線404)
	山北分署	村上市府屋6-35	TEL0254-77-3959	(内線405)
	関川分署	岩船郡関川村大字下関1956	TEL0254-64-3040	(内線401)

【その他の機関】

名称	担当部署	所在地	電話・FAX	その他の連絡方法
東日本電信電話(株)	新潟支店 災害対策室	新潟市中央区東堀通7番町 1017番地1	TEL025-227-6802 FAX025-226-8770	
東北電力(株)	村上営業所 総務課	村上市二之町6-36	TEL0254-52-4195	
新発田ガス(株)	村上支店	村上市山居町1丁目15-24	TEL0254-53-4132	
村上郵便局		村上市田端町6-45	TEL0254-53-2200	
東日本旅客鉄道(株)	村上駅	村上市田端町11-11	TEL0254-53-3042	
日本赤十字社	新潟県支部	新潟市中央区関屋下川原町 1-3-12	TEL025-231-3121	
日本放送協会	新潟放送局	新潟市中央区川岸町1-49	TEL025-230-1600	
新潟交通北(株)	本社	村上市田端町6-37	TEL0254-53-7255	
粟島汽船(株)	貨物取扱所	村上市岩船港1-67	TEL0254-56-7792	
新潟県医師会		新潟市中央区医学町通2番 町13	TEL025-223-6381	
村上市岩船郡医師会		村上市若葉町10-7	TEL0254-52-4666	
村上市岩船郡歯科医師会		村上市松山259-5 (村井歯科医院内)	TEL0254-52-3684	
村上市岩船郡薬剤師会		村上市田端町10-8 (中安調剤薬局内)	TEL0254-52-7058	
村上市社会福祉協議会		村上市三之町1番1号	TEL0254-53-2111	
村上岩船福祉会		村上市上の山2-17	TEL0254-50-2222	
下越障害福祉事務組合		新発田市中央町5-4-7	TEL0254-26-1501	
にいがた岩船農業協同組合	本店	村上市田端町8-5	TEL0254-52-0511	
かみはやし農業協同組合		村上市山田930-5	TEL0254-66-8100	
村上林業協同組合		村上市八日市9-6	TEL0254-50-2020	
いわふね森林組合		村上市羽黒町2-38	TEL0254-52-1593	
村上市森林組合		村上市府屋121-2	TEL0254-77-3121	
村上市岩船港漁業協同組合		村上市岩船港町1-19	TEL0254-56-7621	
三面川鮭産漁業協同組合		村上市若葉町15-1	TEL0254-52-3758	
三面川沿岸土地改良区		村上市山辺里240-2	TEL0254-53-1737	
荒川沿岸土地改良区		村上市花立458	TEL0254-62-3151	
村上商工会議所		村上市小町4-10	TEL0254-53-4257	
山北商工会		村上市府屋219-1	TEL0254-77-2259	
朝日商工会		村上市岩沢5566-1	TEL0254-72-1301	
神林商工会		村上市今宿50-14	TEL0254-66-7408	
荒川商工会		村上市羽ヶ榎104-44	TEL0254-62-3049	
村上市建築組合	建築士会岩船 支部	村上市南町2丁目8-29	TEL0254-53-0531	
新潟県建設業協会	村上支部	村上市田端町6-55	TEL0254-53-3395	
新潟県ダンプ協会	村上支部	村上市山居町2丁目6-8	TEL0254-52-4716	

第3節 村上市の自然的、社会的条件

1 広域的 위치づけと地理的条件

村上市は、新潟県の北端に位置し、山形県と境を接しており、旧市町村でいう村上市、荒川町、神林村、朝日村、山北町の1市2町2村からなっている。

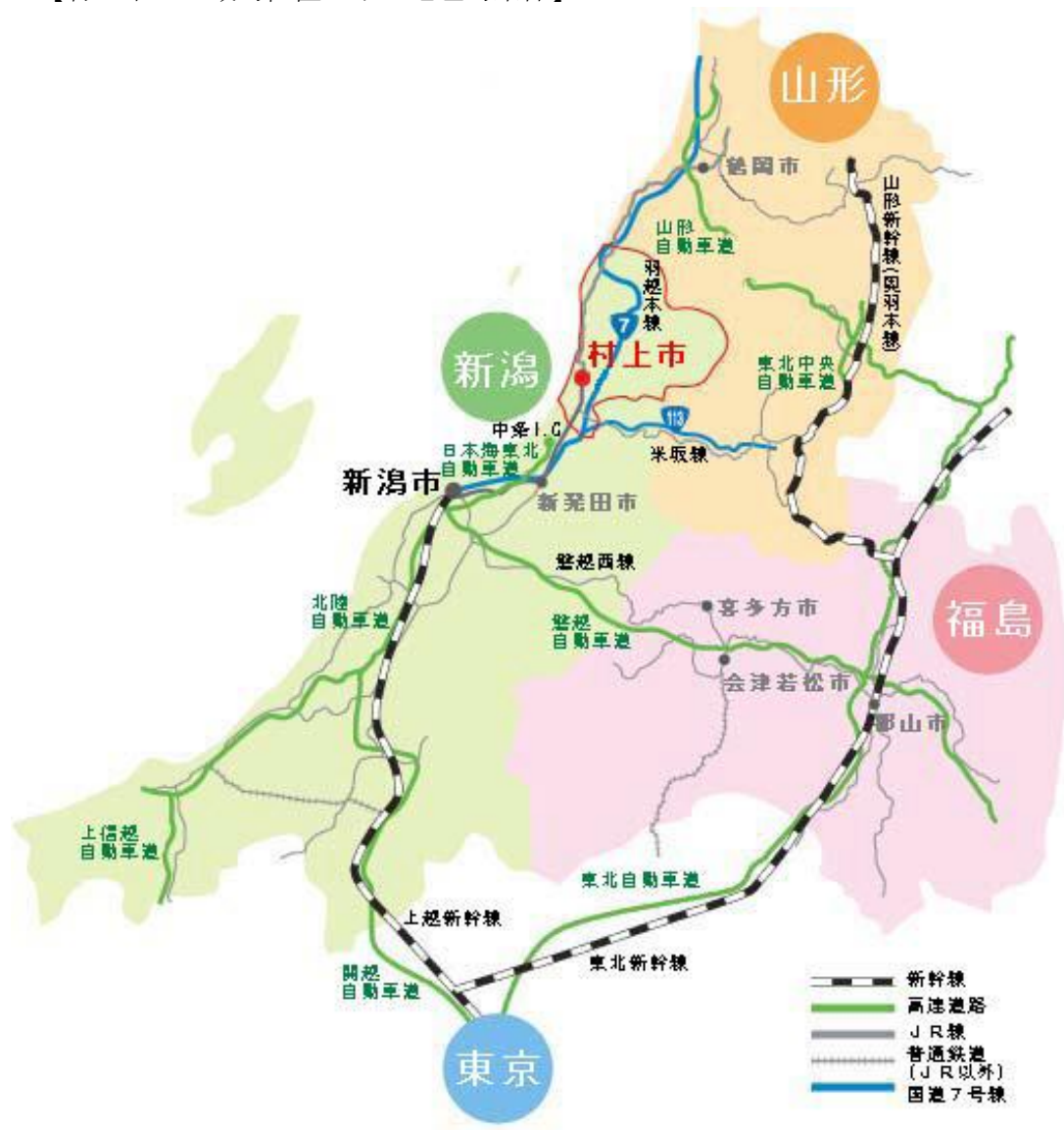
近傍には胎内市、山形県鶴岡市があり、経済圏の一部として交流もある。

村上市の面積は約1,174.24平方キロメートルで新潟県の総面積（12,583.32平方キロメートル）のおよそ9.3%を占めている。

また、50kmにもおよぶ海岸線を有し、その中核として、特定地域振興重要港湾岩船港が地域産業や観光振興など地域の重要拠点としてその役割を担っている。

主要道路としては、国道7号、国道113号、国道290号、国道345号が市内を縦横に走っており、これに主要県道や一般県道などが交差している。また、日本海沿岸東北自動車道の胎内・荒川～朝日間の整備が着工されているほか、地域高規格道路として新潟山形南部連絡道路が計画され一部事業化されている。

【村上市の広域的 위치づけと地理的条件】



2 自然条件

村上市は、地質的には沖積平坦地と山間部洪積地で構成されており、平地は飯豊朝日山系に源を発する荒川・三面川・石川流域に広がっている。居住地域は河川流域に集中しているほか、朝日山塊が直接日本海に迫る三面川河口以北の海岸線に分布している。特に、この三本の河川流域は肥沃な水田として市の農業生産活動の基盤となっている。

気候は日本海型の気象区分に属し、四季の移り変わりがはっきりしているとともに、冬季は、西高東低の冬型の気圧配置が続き、シベリアからの季節風がもたらす雪は、時として日常生活や産業活動に悪影響を与えることもあるが、そうした反面、豊かな水資源となり、生活や産業活動に欠かせない重要な資源となっている。

3 歴史、市の変遷等

村上市では、今からおよそ2万年前の後期旧石器時代の石器が発見されている。浦田山古墳群の遺跡から6世紀には朝鮮半島を含む広い地域との文化的交流があったと考えられる。また、磐舟柵等の資料から、古代7世紀半ばには中央政府の支配下にあったとされている。その後、9世紀には仏教がこの地域に浸透し、12世紀には鎌倉時代の有力な武士が幕府官吏として移住し、その影響を強く受けた。戦国時代には本庄氏、色部氏、上杉氏等の支配の影響を受けたが、江戸時代に入るとめまぐるしく支配者が変わった。

その後、明治4年の廃藩置県、明治22年市町村制施行により現在の基本的枠組みが成立し、関係市町村の1市2町2村は昭和30年前後の合併を経て、平成20年4月の新設合併によって村上市が誕生した。

4 人口と世帯の動向

(1) 人口の推移

2010年（平成22年）の国勢調査による構成市町村の人口は66,427人で1990年（平成2年）から20年間で約13%の減少率となっている。特に、山北地域では減少率が約25%と高い状態にあり、荒川地域でも近年は、減少傾向に転じている。

【人口の推移】

単位：人

	1990年 (H2)	1995年 (H7)	2000年 (H12)	2005年 (H17)	2010年 (H22)	H22/H2 増減率
村上地域	32,171	31,938	31,758	30,685	29,186	-9.3%
荒川地域	11,353	11,596	11,555	11,105	10,678	-5.9%
神林地域	11,277	10,989	10,625	10,135	9,385	-16.8%
朝日地域	13,014	12,837	12,125	11,489	10,621	-18.4%
山北地域	8,696	8,231	7,839	7,291	6,557	-24.6%
合計	76,511	75,591	73,902	70,705	66,427	-13.1%

(資料：国勢調査)

(2) 世帯数の推移

2010年（平成22年）の国勢調査による本圏域の世帯数は22,058世帯で1990年（平成2年）から20年間でおよそ6%の増加となっている。一方、1世帯平均では3.0人と20年前よりおよそ0.7人減っている。人口が減少してきている一方で、世帯数が増えており、核家族化の傾向が顕著になっている。

【世帯数の推移】

単位：世帯

	1990年 (H2)	1995年 (H7)	2000年 (H12)	2005年 (H17)	2010年 (H22)	H22/H2 増減率
村上地域	9,786	10,192	10,768	10,774	10,655	8.90%
荒川地域	2,947	3,138	3,311	3,454	3,509	19.10%
神林地域	2,518	2,531	2,638	2,644	2,631	4.50%
朝日地域	3,064	3,223	3,080	3,029	2,973	-3.00%
山北地域	2,570	2,528	2,503	2,420	2,290	-10.90%
合計	20,885	21,612	22,300	22,321	22,058	5.60%

(資料：国勢調査)

(3) 人口推計

2005年（平成17年）及び2010年（平成22年）の国勢調査結果をもとに、年齢別5歳階級ごとの人口の動向を踏まえ、今後の本圏域の将来人口を予測した結果は以下のとおりである。2030年（平成42年）までに、今後人口の社会移動がないとした場合の人口減少率は約26%となっている。

年齢3区分別にみると、圏域全体では、年少人口（15歳未満）の減少率は約48%、生産年齢人口（15～65歳）の減少率は約34%と大きく、高齢者人口（65歳以上）はほとんど変わらない結果となっている。

【人口の推計】

単位：人

	2005年 (H17)	2010年 (H22)	2015年 (H27)	2020年 (H32)	2025年 (H37)	2030年 (H42)	H22/H42 増減率
村上地域	30,685	29,186	61,975	57,730	53,404	49,156	-26.00%
荒川地域	11,105	10,678					
神林地域	10,135	9,385					
朝日地域	11,489	10,621					
山北地域	7,291	6,557					
合計	70,705	66,427	61,975	57,730	53,404	49,156	-26.00%

(資料：2010年(平成22年)の国勢調査に基づく人口推計(国立社会保障・人口問題研究所))

第4節 村上市の地震特質と過去の地震被害

1 地形・地質等の特性

地形・地質は、第四紀完新世（沖積世）の未固結な地層が広がる平野部と、更新世（洪積世）以前の古い地層からなる山間部とに大別される。

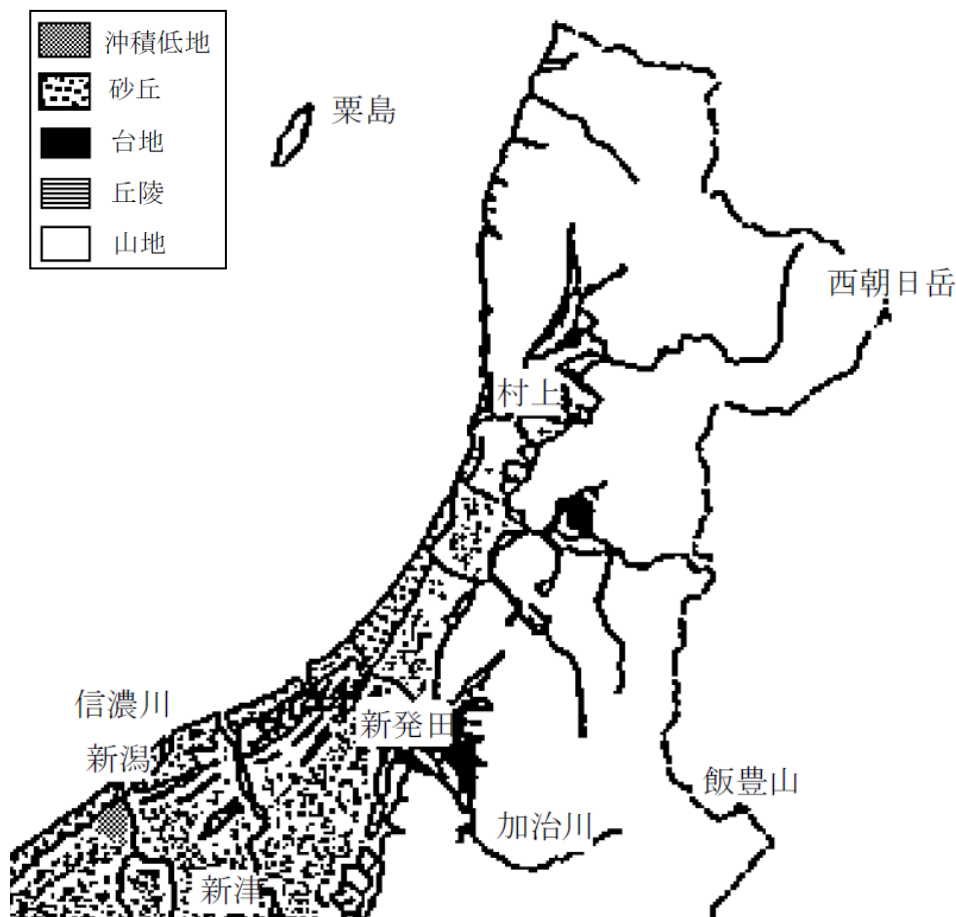
(1) 地形

平野部は、朝日・飯豊山塊に源を発する三面川・荒川流域に広がり、肥沃な水田として本市の農業基盤となっている。

朝日地区の中流域では段丘が見られ、村上地区には主に扇状地、神林地区南部から荒川地区にかけては氾濫原が発達し、平野を形成している。また、瀬波海岸以南で海岸線に沿って砂丘が発達しています。

山間部は、本市の山北・朝日地区から村上地区の大半を占める朝日・飯豊山塊であり、神林・荒川地区では、山麓部の里山を形づくっている。同山塊は起伏に富んだ急峻な山岳地形を形成し、三面川河口以北では、海岸部で日本海へ没している。

【市周辺の地形】

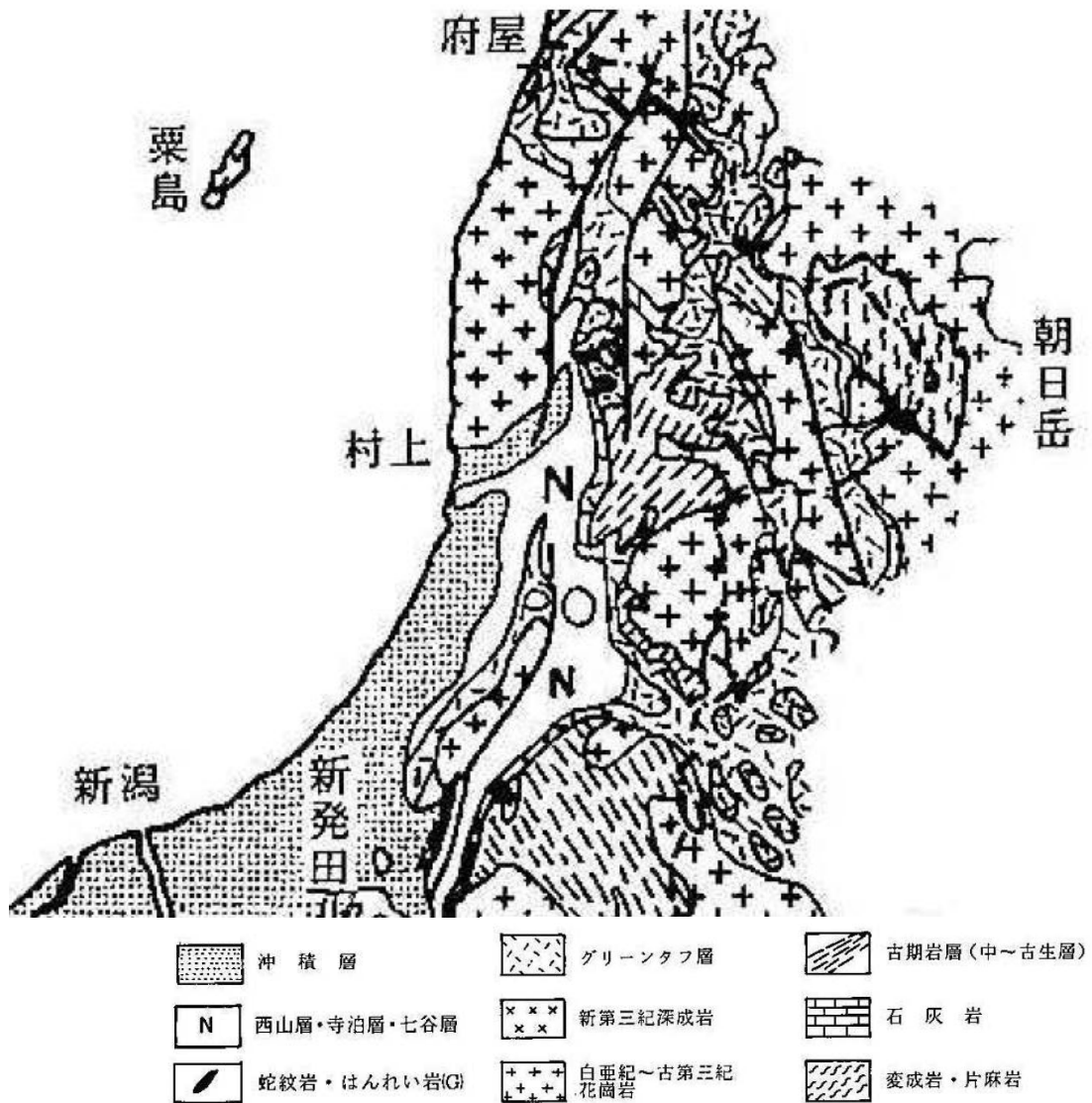


(2) 地質

朝日・飯豊山塊は、中・古生代の堆積岩や花崗岩などの深成岩から構成されている。これらは、いずれも古くて硬質な岩盤であるため、V字谷などの急峻な地形を形成しているが、亀裂質であるため、地すべりや崖崩れなどの災害を引き起こしている。また、随所で安山岩の貫入岩体や流紋岩の溶岩などの火山岩類が分布しており、複雑な地質構成となっている。

三面川・荒川流域に分布する未固結層は、上流ほど礫や砂などの粗粒な土からなり、下流では、細粒な粘土を多く含んでいる。特に、神林地区の平野部では、かつて岩船潟と呼ばれた潟湖が広がっており、軟弱な粘土が堆積している。

【市周辺の地質】



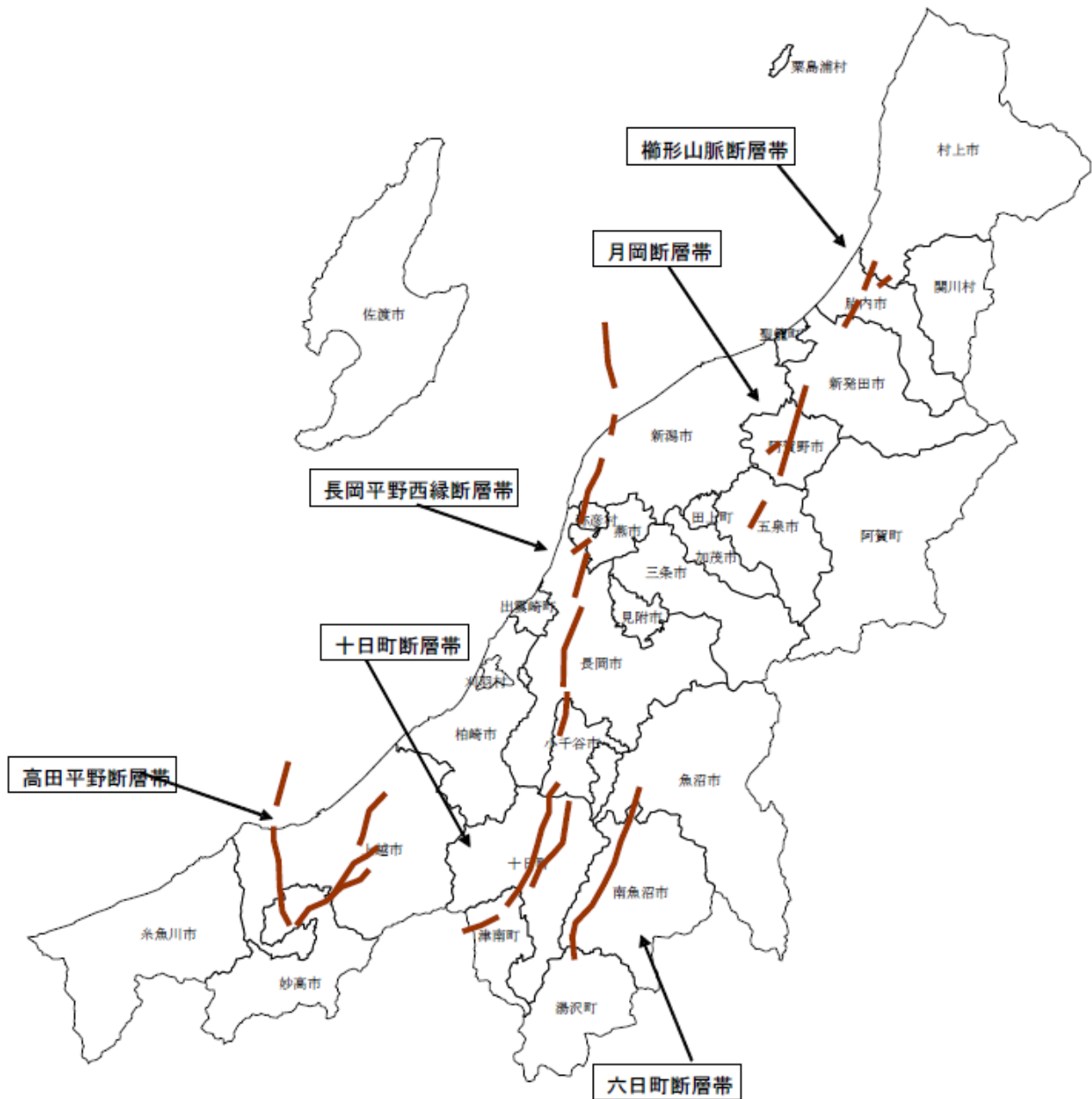
(3) 県内の活断層

ア 県内の調査対象断層の位置

県内には、数多くの活断層が存在しており、本市においても楡形山脈断層帯が見られる。

なお、国の地震調査研究推進本部が、社会的、経済的に大きな影響を与えると考えられ調査対象とした全国の98活断層帯のうち、県内には、楡形山脈断層帯、月岡断層帯、長岡平野西縁断層帯、十日町断層帯が存在しているほか、新たに六日町断層帯及び高田平野断層帯が調査対象に加わっている。

【新潟県県内の地質】



イ 県内で関係する活断層長期評価

断層帯名	予想地震規模 (M)	地震発生確率 (今後30年以内)	最新活動時期
			平均活動間隔
橿形山脈断層帯	6.8 程度	0.3%~5%	約3,200年~2,600年前
			約2,800年~4,200年
月岡断層帯	7.3 程度	ほぼ0%~1%	約6,500年~900年前
			7,500年以上
長岡平野西縁断層帯	8.0 程度	2%以下	13世紀以後
			約1,200年~3,700年
十日町断層帯(西部)	7.4 程度	1%	不明
			2,000年~3,000年程度
十日町断層帯(東部)	7.0 程度	0.4%~0.7%	不明
			4,000年~8,000年程度
高田平野東縁断層帯	7.2 程度	ほぼ0%~8%	約3,500年前~19世紀
			2,300年程度
高田平野西縁断層帯	7.3 程度	ほぼ0%	1751年の地震
			2,200年~4,800年程度
六日町断層帯(北部) (ケース1)	7.1 程度	0.4%~0.9%	約4,900年前~16世紀
			約3,200年~7,600年
六日町断層帯(北部) (ケース2)	7.1 程度	ほぼ0%	2004年中越地震
			約3,200年~4,000年以下
六日町断層帯(南部)	7.3 程度	ほぼ0%~0.01%	約2,900年前~2,000年前
			約6,200年~7,200年

(資料：地震調査研究推進本部地震調査委員会による。)

注1. 地震発生確率の算定基準日は、平成24年1月1日

2. 六日町断層帯北部については、中越地震を六日町断層帯北部の最新活動としない場合(ケース1)とこれを最新活動とする場合(ケース2)の2つの場合分けをして、評価を実施

2 過去の主な地震災害

本地域は有史以来たびたび強い地震にみまわれてきた。これらの地震の震源分布域は、新潟県の海岸部(陸地)と日本海の佐渡・粟島を結ぶ線上の二領域に集中する傾向がある。

後者の場合には津波災害の危険性が高い。このような地震の典型例として1964年(昭和39年6月16日)の新潟地震があげられる。

(1) 新潟地震

ア 震源、規模

発 生 年 月 日	昭和39年(1964年) 6月16日 13時01分
震 源 ・ 規 模	新潟県北部西方沖(粟島南方) 北緯38度22分 東経139度13分
	深さ約34キロメートル マグニチュード 7.5
震 度	県内のかかなり広い地域が震度5という強震に見舞われ、村上市付近の震度についても概ね5(強震)であった。また、震源に近い市の一部では、震度6に匹敵するところがあったといわれている。

イ 津波の状況

村上市沿岸に押し寄せた津波の最大波高とその時刻は、次のとおりである。第1波は比較的小さく、むしろ3回目くらいの津波が大きかったといわれている。

観測地点	岩船	上海府
最大波高※	350cm	390cm
その時刻	13:20	13:10

※ 痕跡による最高波を示す。

ウ 被害の概要

この地震は、新潟、山形、秋田の各県を中心に被害があり、死者26名、全壊家屋1,960戸、半壊6,640戸、浸水15,298戸などとなったものであり、その他道路、船舶等の被害も甚大であった。また、予想以上の流砂現象がみられ、津波が発生し、日本海沿岸一帯を襲い新潟県沿岸では波高4mに達したほか、震源付近の粟島が1m隆起した。

なお、旧5市町村とも災害救助法の適用を受けている。

旧市町村	被害の内容		
村上市	全壊世帯：55世帯 床上浸水：28世帯	半壊世帯：124世帯 床下浸水：45世帯	部分損壊：3,567世帯
荒川町	全壊世帯：28世帯	半壊世帯：67世帯	部分損壊：167世帯
神林村	全壊世帯：126世帯	半壊世帯：538世帯	部分損壊：604世帯
朝日村	全壊世帯：33世帯	半壊世帯：324世帯	部分損壊：2,636世帯
山北町	全壊世帯：109世帯 床上浸水：10世帯	半壊世帯：151世帯 床下浸水：60世帯	部分損壊：763世帯

(2) 日本海中部地震

日本海中部地震は、1983年（昭和58年）5月26日に、秋田県能代市西方沖80km（北緯40度21.6分、東経139度4.4分、深さ14km）の地点で発生した逆断層型の地震で、マグニチュードは7.7であった。本市において大きな被害はなかったものの、山北町府屋では、2.0mの津波を観測した。

第5節 複合災害時の対策

1 計画の方針

(1) 複合災害への備えの充実

市及び防災関係機関等は、複合災害の発生可能性を認識し、防災計画等を見直し、備えを充実する。

(2) 要員・資機材投入の対応計画の整備

市及び防災関係機関等は、災害対応に当たる要員、資機材等について、後発災害の発生が懸念される場合には、先発災害に多くを動員し後発災害に不足が生じるなど、望ましい配分ができない可能性があることに留意しつつ、要員・資機材の投入判断を行うよう対応計画にあらかじめ定めるとともに、外部からの支援を早期に要請することも定めておく。

(3) 複合災害を想定した訓練

市及び防災関係機関等は、様々な複合災害を想定した机上訓練を行い、結果を踏まえ、災害ごとの対応計画の見直しに努める。さらに、地域特性に応じて発生可能性が高い複合災害を想定し、要員の参集、合同の災害対策本部の立ち上げ等の実働訓練の実施に努める。

2 積雪期における地震と対策

(1) 積雪期における影響

積雪期においては、他の時期と異なり、気象の状況、特に降積雪の状況が地震災害に大きな影響を及ぼすものと考えられる。

村上市を含む新潟県は、全国有数の豪雪地という条件を持っており、震災対策を検討する上では、積雪期の地震を想定し、対策を検討しておくことが必要である。

(2) 積雪期の気象状況

シベリア地方から吹き出す寒気は、日本海をわたるとき大量の水蒸気が補給され、強い雪雲となって日本列島に上陸する。これらの雲は三国山脈などの高い山地にぶつかり雪を降らせる。

この雪は、山沿いに多く降ることから山雪と呼ばれる。また、西高東低の気圧配置がやや緩み、海岸、平野部でも多く降ることがあり、この雪は里雪と呼ばれる。

新潟県の雪は、高緯度地方の雪と異なり非常に湿った重い雪であり、長期にわたって深い積雪が継続することが特徴となっている。

本市においても、2006年（平成18年）には記録的な大雪となり、山沿いでは最大積雪深235センチメートルが記録された。

(3) 積雪期の地震被害に対する影響

村上市の既往地震で雪による被害は、幸いにして発生していないが、一般的に、積雪は地震に対し被害を拡大させ、応急対策の実施を阻害し、あるいは応急対策需要を増加させる要因として機能することが考えられる。

ア 被害拡大要因

(ア) 家屋被害の拡大

雪下ろし前に地震が発生した場合は、屋根上の積雪加重により、倒壊家屋が通常よりも多発することが予想される。また、近年増えてきた自然落雪式又は融雪式の屋根を備えた高床式住宅（いわゆる「雪国三階建住宅」）については、屋根雪荷重の心配はないが、実質上の1階が鉄筋コンクリート、2・3階が木造という構造が地震動により受ける影響については、今後更に調査する必要がある。

(イ) 火災の発生

暖房器具の使用期間であるため、倒壊家屋等からの火災発生が増大することが予想され

る。また、一般家庭でも大量の石油類を暖房用に備蓄しているため、これが延焼の促進剤となり、消防活動の困難とあいまって火災の拡大をもたらすものと予想される。

なお、屋内の火気使用源の内、殆どの暖房器具は対震自動消火装置が装備されている上、ガスについては都市ガス・LPガスともに感震遮断機能付きのマイコンメーターがほぼ100%近く普及しているため、家屋の倒壊や器具上への可燃物の落下、器具そのものの転倒がない限り、発火することは少なくなったものの、倒壊しやすい古い家屋ほど豆炭などの旧来の燃料や旧式の暖房器具を使用している可能性が高い。また、ペンションなどでは近年ファッション性を重視した薪ストーブの普及が見られ、これらが新たな発火源となる可能性がある。

(ウ) 雪崩の発生

地震動により雪崩が同時多発することが予想される。特に、厳冬期の低温下で短期間に大量の降雪があった場合は、積雪が不安定で大きな表層雪崩の発生も懸念される。

(エ) 人的被害の多発

家屋倒壊、雪崩、火災による人的被害が増大するおそれがある。特に、雪下ろし作業中に地震に襲われた場合は、多数の住民が屋根雪ごと落下したり、屋根からの落雪により生き埋めになる可能性がある。また、屋根雪の落下や後述する雪壁の崩落等のため、道路通行中の歩行者、自動車に被害が及ぶおそれがある。

イ 応急対策阻害要因

(ア) 情報活動の阻害

道路や通信施設の寸断、復旧の遅延等により郊外の村落では孤立集落が発生することが予想され、また、積雪により被害状況の把握が困難となることが予想される。

(イ) 緊急輸送活動の阻害

積雪時には、除雪作業により道路の両側に積み上げられた雪壁が地震により崩壊し、道路交通の全面麻ひや人的被害の発生をもたらすことが予想され、緊急輸送活動を著しく困難にすることが予想される。

(ウ) 消防活動の阻害

消防車の通行障害や消防水利の使用障害等により、消防活動は、著しく困難になると予想される。

(エ) 救出活動の阻害

倒壊家屋や屋根の雪で下敷となった者の発見、救助が困難になると予想される。

(オ) 重要施設の応急復旧活動の阻害

復旧は、除雪しないと被害箇所まで到達できないとか、地下埋設管を掘出せないなど、無雪時にはない困難な作業が増えるため短時間の復旧は極めて困難となることが予想される。

ウ 応急対策需要増加要因

(ア) 被災者、避難者の生活確保

テント・車中泊など、屋外での避難生活ができないため、通常の避難所予定施設では避難者を収容しきれなくなるほか、避難施設での暖房が必要となり、暖房器具、燃料、毛布、被服等を迅速に確保する必要がある。

また、雪崩の危険等のため避難の指示・勧告が長期間継続するほか、道路除雪の困難、ガス・水道等のインフラ復旧の遅れ、積雪による応急仮設住宅の着工困難などにより、避難生活が長期化することが予想される。

(イ) 地震後の降雪による影響

a 地盤の弱体化による雪崩や地すべり発生危険性の増加

地震により崩落した斜面では、植生の喪失や雪崩防止施設の被災により、普段以上

に雪崩発生の危険性が高まることが予想されるほか、地震により発生した斜面の亀裂や軟弱化した地盤から融雪水が浸透し、各所で地すべりが発生するおそれがある。

b 屋根雪による二次倒壊の危険性

地震により建物基礎部分が損傷した建物の屋根に雪が積もると、通常の屋根雪量でも倒壊する危険性が高くなる。

c 被災建物屋根保護のためのシートに積もった雪の落雪

被災建物の屋根等を保護するため、ブルーシート等で覆っていたが、その上に積もった雪は、通常よりも落雪の危険性が高くなる。

d 除雪

地震後も降雪が継続した場合、すべての応急対策は、毎日除雪作業から始めることとなり、多大の労力を費やすことになることから、多数の除雪作業員の確保が必要となる。

(4) 積雪期の地震対策

積雪期の地震は、通常の地震とは全く異なる様相を呈することから、より大きく長期に及ぶ地震被害を地域社会に与えるものである。

防災関係機関は、積雪期の地震という最悪の事態を想定し、地震対策を講じる必要がある。

本計画では、次に掲げる基本的な方針をもとに、関係する業務の各節において具体的な災害予防・応急対策を講じる。

積雪期における地震対策の基本方針	具体的な対策
救助・消火活動の迅速な実施が困難であることを前提とした、各建物の被害発生防止策の推進	<ul style="list-style-type: none"> ・耐震化 ・屋根の無雪化 ・室内の地震対策の徹底 ・出火防止対策の徹底
孤立可能性のある地区を中心とした、自立的防災力の向上	<ul style="list-style-type: none"> ・通信手段・電源の確保 ・家庭備蓄の強化 ・公的備蓄資機材の事前配置 ・自主防災活動の強化
積雪・寒冷、悪天候等を想定した応急対策実施方法の工夫	<ul style="list-style-type: none"> ・全被災者の屋内への収容 ・暖房対策 ・早期の温食供給 ・ヘリ飛行不能に備えた対策
雪に強い輸送経路・輸送手段の確保と早期回復力の整備	<ul style="list-style-type: none"> ・スノーシェッド等の道路雪崩対策 ・装軌車両の確保 ・緊急除雪体制の整備など
スキー場の安全確保対策の推進	<ul style="list-style-type: none"> ・施設の地震対策 ・非常電源の確保 ・スキー客の避難・誘導 ・遭難者の救出 ・宿泊施設等への一時的収容 ・関係機関の連絡体制整備

第6節 地震被害の想定

1 地震の規模等

従来、県では、震災対策編策定の上で前提となる地震の想定について、その規模、震源及びそれにより引き起こされる被害の様相等を具体的に想定することが困難なため、過去に発生した地震をもとに、日本海沿岸で発生する地震と内陸で発生する地震の2つのタイプの地震を想定し、被害の状況は、過去例からおおまかに類推していた。

しかし、阪神・淡路大震災の教訓を踏まえ、県に大きな影響を与えると予想される地震について最近の科学的知見をもとに検討し、地震発生時の人的・物的被害を具体的に想定・試算する必要が認識されたため、県は、平成7年から平成10年にかけて、「新潟県地震被害想定調査」を実施し、「新潟県地震被害想定調査報告書」としてとりまとめている。

そこで、本節においては、「新潟県地震被害想定調査」の被害想定結果から、村上市における人的・物的被害の想定結果を整理した。

なお、「新潟県地震被害想定調査」では、合併前の旧5市町村ごとに被害想定が実施されていることから、本計画における被害想定は、村上地域（旧村上市）、荒川地域（旧荒川町）、神林地域（旧神林村）、朝日地域（旧朝日村）、山北地域（旧山北町）で区分している。

2 想定地震

「新潟県地震被害想定調査報告書」は、県における過去に被害をもたらした地震や活断層の分布状況、現時点の科学的知見を踏まえた上で、県内主要都市の被害が甚大になると考えられる6つの地震が想定されている。

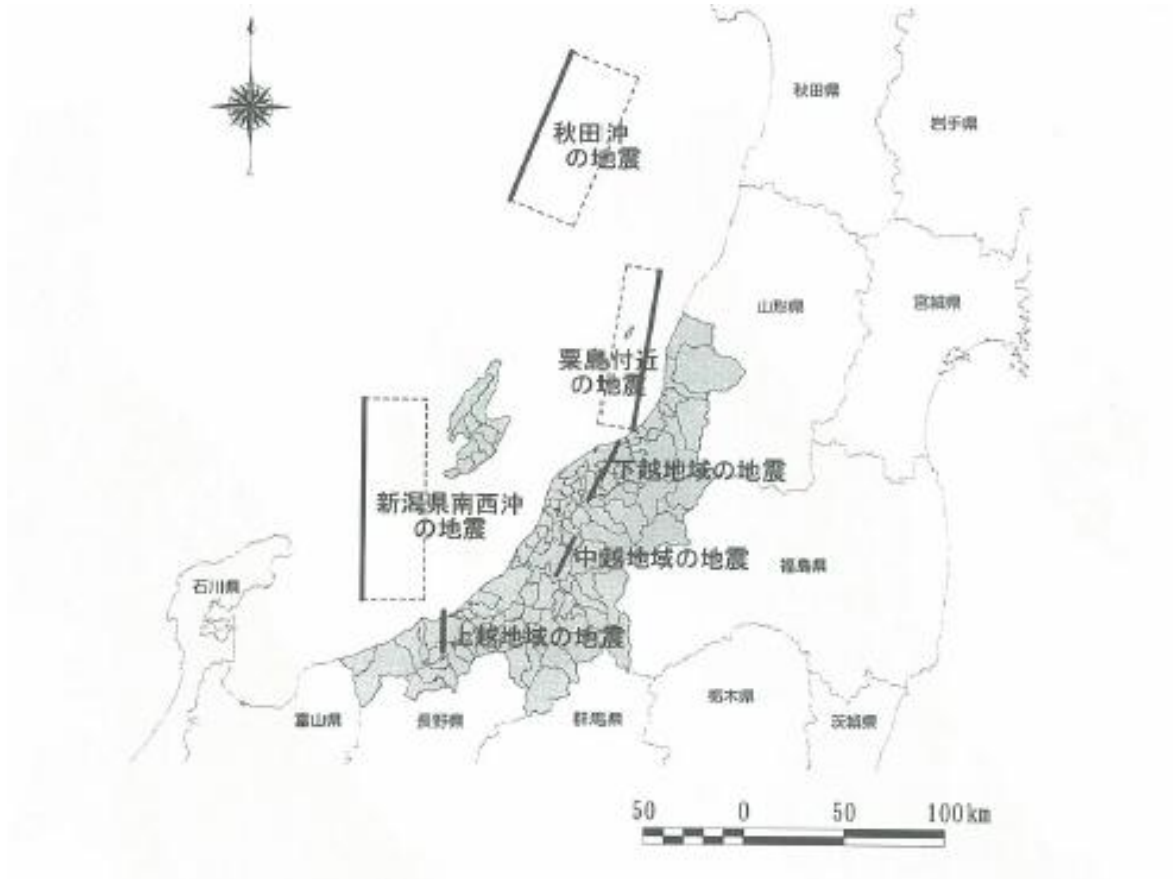
想定地震は、地震防災対策を検討するために設定された地震であり、地震を予知したのではなく、近い将来これらの地域で想定どおりの地震が発生することを意味するものではない。

【想定地震】

震源諸元 想定地震		マグニ チュード	長さ	幅	傾斜	上端深さ※	位置等
海域 の 地震	秋田沖の地震	7.6	80Km	40Km	30° E	1Km	秋田県西方沖合の震源
	新潟県南西沖の地震	7.7	100Km	38Km	35° E	2Km	佐渡西方から糸魚川市沖合にかけての震源
	粟島付近の地震	7.5	80Km	30Km	56° W	6Km	1964年新潟地震と同程度の地震
内陸 の 地震	下越地域の地震	7.0	32Km	12Km	90°	6Km	新潟市から白根市にかけての断層
	中越地域の地震	7.0	20Km	10Km	90°	4Km	見附市から長岡市にかけての断層
	上越地域の地震	7.0	20Km	10Km	90°	6Km	上越市から新井市にかけての断層

※断層上端から地表面までの距離

【想定震源の位置と大きさ】



(資料：「新潟県地震被害想定調査報告書（縮刷版）平成10年3月」)

3 地震動・津波等の想定

(1) 震度

粟島付近の地震で震度が最も高く、村上地域の西部中央、神林地域の西部、荒川地域の北部・西部において、最大で震度6弱が想定されている。

【揺れ（震度）】

想定地震 揺れ（震度）	海域の震源			内陸の震源		
	秋田沖の地震	新潟県南西沖の地震	粟島付近の地震	下越地域の地震	中越地域の地震	上越地域の地震
市域における最大震度	5強	5強	6弱	5強	4	5弱

(資料：「新潟県地震被害想定調査報告書（縮刷版）平成10年3月」より編集加工)

(2) 液状化

粟島付近の地震で最も高い液状化危険度が想定され、神林地域の北西部、神林地域の南部から荒川地域の北部にかけての地域において、液状化の危険性が高くなっている。

【液状化危険度】

想定地震 液状化危険度	海域の震源			内陸の震源		
	秋田沖の地震	新潟県南西沖の地震	粟島付近の地震	下越地域の地震	中越地域の地震	上越地域の地震
市域全体の危険度	やや高い	やや高い	高い	やや高い	低い	かなり低い

(資料：「新潟県地震被害想定調査報告書(縮刷版)平成10年3月」より編集加工)

(4) 津波

粟島付近の地震で第一波到達時間、最大波到達時間が最も早く想定されており、第一波到達時間及び最大波到達時間ともに21分後となっており、最大水位は2.61mと想定されている。

【代表地点における津波の到達時間及び最大水位】

想定地震	秋田沖の地震	新潟県南西沖の地震	粟島付近の地震
到達時間・最大水位			
第一波到達時間(分)	49	66	21
最大水位(m)	1.17	1.70	2.61
最大波到達時間(分)	121	128	21

注1. 初期海面は満潮位(基準面より約50cm高)を設定

2. 数値は、旧村上市の数値を掲載

(資料：「新潟県地震被害想定調査報告書(縮刷版)平成10年3月」)

4 想定結果

ここで整理している想定結果は、被害が最大となる冬季の夕方(人的被害については冬の夜間)のケースである。

また、火災の影響は、出火から2時間後の状況で評価されている。

建物の被害は、被害要因として、「地震動・液状化」、「津波」、「火災」について検討し、それぞれの欄に示している。これらは複数の要因により被害を受ける建物(例えば、地震動により全壊した建物で、火災により焼失するもの)の被害棟数は、重複して計上してあるため、結果としての被害棟数は、これらを足し合わせた数値にはならない。

また、人的被害(死傷者、避難者)についても、建物被害・火災等による被害と津波による被害のそれぞれを示しており、重複していることもある。

(1) 建物被害棟数

粟島付近の地震で被害棟数が最も多く、地震動・液状化による被害では、全壊大破が126棟（村上地域20棟、荒川地域14棟、神林地域92棟）、半壊中破が2,676棟（村上地域1,945棟、荒川地域323棟、神林地域387棟、朝日地域21棟）と想定されている。

津波による被害では、全壊が120棟（村上地域51棟、荒川地域38棟、山北地域31棟）、半壊が174棟（村上地域65棟、荒川地域68棟、神林地域8棟、山北地域33棟）と想定されている。

【建物被害棟数】

建物被害棟数 想定地震・地域		地震動・液状化		津波	
		全壊大破 (棟)	半壊中破 (棟)	全壊 (棟)	半壊 (棟)
秋田沖の地震	村上地域	0	4	0	18
	荒川地域	0	0	0	0
	神林地域	0	0	0	0
	朝日地域	0	0	-	-
	山北地域	0	0	0	0
新潟県南西沖の地震	村上地域	0	1	0	31
	荒川地域	0	0	0	0
	神林地域	0	0	0	0
	朝日地域	0	0	-	-
	山北地域	0	0	0	0
粟島付近の地震	村上地域	20	1,945	51	65
	荒川地域	14	323	38	68
	神林地域	92	387	0	8
	朝日地域	0	21	-	-
	山北地域	0	0	31	33
下越地域の地震	村上地域	0	6	-	-
	荒川地域	0	0	-	-
	神林地域	0	0	-	-
	朝日地域	0	0	-	-
	山北地域	0	0	-	-
中越地域の地震	村上地域	0	0	-	-
	荒川地域	0	0	-	-
	神林地域	0	0	-	-
	朝日地域	0	0	-	-
	山北地域	0	0	-	-
上越地域の地震	村上地域	0	0	-	-
	荒川地域	0	0	-	-
	神林地域	0	0	-	-
	朝日地域	0	0	-	-
	山北地域	0	0	-	-

(資料：「新潟県地震被害想定調査報告書 平成10年3月」より編集加工)

(2) 出火・延焼被害

粟島付近の地震で、出火が1件（神林地域1件）、焼失が1棟（神林地域1棟）と想定されている。

【出火・延焼被害】

出火・延焼被害 想定地震・地域		出火件数 (件)	焼失棟数 (棟)
秋田沖の地震	村上地域	0	0
	荒川地域	0	0
	神林地域	0	0
	朝日地域	0	0
	山北地域	0	0
新潟県南西沖の地震	村上地域	0	0
	荒川地域	0	0
	神林地域	0	0
	朝日地域	0	0
	山北地域	0	0
粟島付近の地震	村上地域	0	0
	荒川地域	0	0
	神林地域	1	1
	朝日地域	0	0
	山北地域	0	0
下越地域の地震	村上地域	0	0
	荒川地域	0	0
	神林地域	0	0
	朝日地域	0	0
	山北地域	0	0
中越地域の地震	村上地域	0	0
	荒川地域	0	0
	神林地域	0	0
	朝日地域	0	0
	山北地域	0	0
上越地域の地震	村上地域	0	0
	荒川地域	0	0
	神林地域	0	0
	朝日地域	0	0
	山北地域	0	0

(資料：「新潟県地震被害想定調査報告書 平成10年3月」より編集加工)

(3) 人的被害

粟島付近の地震で人的被害が最も多く、建物被害・火災等による被害では、死者が4人（村上地域1人、神林地域3人）、重傷者が56人（村上地域37人、荒川地域8人、神林地域10人、朝日地域1人）、避難者が4,064人（村上地域2,923人、荒川地域475人、神林地域625人、朝日地域41人）と想定されている。

津波による被害では、死者・重傷者が66人（村上地域27人、荒川地域23人、神林地域1人、山北地域15人）、避難者が434人（村上地域185人、荒川地域154人、神林地域11人、山北地域84人）と想定されている。

【人的被害】

想定地震・地域		人的被害			建物被害・火災等		津波	
		死者 (人)	重傷者 (人)	避難者 (人)	死者・重傷者 (人)	避難者 (人)		
秋田沖の地震	村上地域	0	1	6	1	29		
	荒川地域	0	0	0	0	0		
	神林地域	0	0	0	0	0		
	朝日地域	0	0	0	-	-		
	山北地域	0	0	0	0	0		
新潟県南西沖の地震	村上地域	0	0	1	3	50		
	荒川地域	0	0	0	0	0		
	神林地域	0	0	0	0	0		
	朝日地域	0	0	0	-	-		
	山北地域	0	0	0	0	0		
粟島付近の地震	村上地域	1	37	2,923	27	185		
	荒川地域	0	8	475	23	154		
	神林地域	3	10	625	1	11		
	朝日地域	0	1	41	-	-		
	山北地域	0	0	0	15	84		
下越地域の地震	村上地域	0	1	10	-	-		
	荒川地域	0	0	0	-	-		
	神林地域	0	0	0	-	-		
	朝日地域	0	0	0	-	-		
	山北地域	0	0	0	-	-		
中越地域の地震	村上地域	0	0	0	-	-		
	荒川地域	0	0	0	-	-		
	神林地域	0	0	0	-	-		
	朝日地域	0	0	0	-	-		
	山北地域	0	0	0	-	-		
上越地域の地震	村上地域	0	0	0	-	-		
	荒川地域	0	0	0	-	-		
	神林地域	0	0	0	-	-		
	朝日地域	0	0	0	-	-		
	山北地域	0	0	0	-	-		

(資料：「新潟県地震被害想定調査報告書 平成10年3月」より編集加工)

(4) ライフライン

粟島付近の地震で被害が最も多く、水道は断水世帯数が6,796世帯（村上地域4,055世帯、荒川地域848世帯、神林地域1,762世帯、朝日地域131世帯）と想定されている。

ガスは、ある程度の被害は発生するが、供給は継続される。

電力は、停電世帯数が2,337世帯（村上地域1,112世帯、荒川地域341世帯、神林地域276世帯、朝日地域336世帯、山北地域272世帯）と想定されている。

電話は、機能支障が621回線（村上地域344回線、荒川地域144回線、神林地域133回線）発生すると想定されている。

【ライフライン】

想定地震・地域	ライフライン	断水世帯数 (世帯)	ガス供給	停電世帯数 (世帯)	電話支障 (回線)
秋田沖の地震	村上地域	0	継続	0	0
	荒川地域	0	-	0	0
	神林地域	0	継続	0	0
	朝日地域	0	-	0	0
	山北地域	0	-	0	0
新潟県南西沖の地震	村上地域	744	継続	0	0
	荒川地域	0	-	0	0
	神林地域	0	継続	0	0
	朝日地域	0	-	0	0
	山北地域	0	-	0	0
粟島付近の地震	村上地域	4,055	継続	1,112	344
	荒川地域	848	-	341	144
	神林地域	1,762	継続	276	133
	朝日地域	131	-	336	0
	山北地域	0	-	272	0
下越地域の地震	村上地域	0	継続	0	0
	荒川地域	0	-	0	0
	神林地域	0	継続	0	0
	朝日地域	0	-	0	0
	山北地域	0	-	0	0
中越地域の地震	村上地域	0	継続	0	0
	荒川地域	0	-	0	0
	神林地域	0	継続	0	0
	朝日地域	0	-	0	0
	山北地域	0	-	0	0
上越地域の地震	村上地域	0	継続	0	0
	荒川地域	0	-	0	0
	神林地域	0	継続	0	0
	朝日地域	0	-	0	0
	山北地域	0	-	0	0

(資料：「新潟県地震被害想定調査報告書 平成10年3月」より編集加工)

5 楡形山脈断層帯の地震

楡形山脈断層帯については、既に、平成14年9月にその長期評価が公表されている。その後、補完調査の実施などにより、新たな知見が得られたことから、平成18年10月に評価の一部が見直され、公表された。

【楡形山脈断層帯の評価についての新旧対比表】

項目	前回の調査 (平成14年9月11日公表)		今回の調査 (平成18年10月17日公表)	
	最新活動時期	約6,600年前以後、 3,000年前程度以前	○	約3,200年前以後、 2,600年前以前
1回のずれの量	3.5m以下	△	1m程度	△
平均活動間隔	約3,000年-18,000年	▲	約2,800年-4,200年	○
地震の規模 (M)	6.8-7.5程度	▲	6.8程度	△
地震発生確率 (30年)	ほぼ0%-7%	d	0.3%-5%	a
地震後経過率	0.02-2.2		0.6-1.1	

注1. 地震後経過率：前回の地震から経過した時間の、平均活動間隔に対する比。

1.0の場合、最新活動時期から平均活動間隔に相当する時間が経過していることを示す。

2. 対比表に示した記号と英小文字は信頼度を示す。

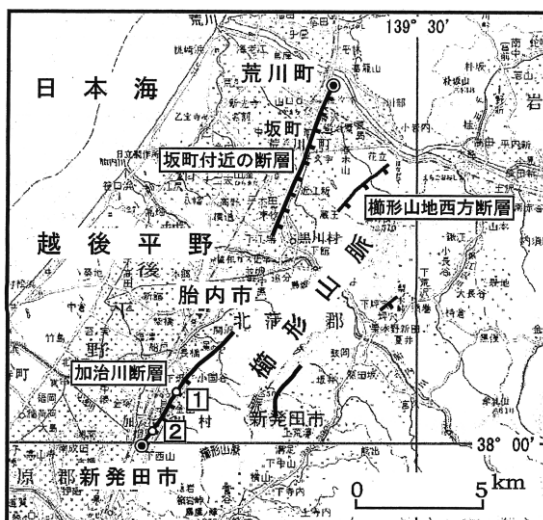
◎：高い、○：中程度、△：低い、▲：非常に低い

a：高い、b：中程度、c：やや低い、d：低い

(1) 断層帯の位置及び形態

楡形山脈断層帯は、新潟県の村上市荒川地区から胎内市を経て、新発田市に至る断層帯である。長さは約16kmで、概ね北北東-南南西方向に延びる。ただし、両端の位置には不確かさがある。本断層帯は、断層の西側が東側に対して相対的に隆起する逆断層である。本断層帯は加治川断層、楡形山地西方断層などから構成されている。

【楡形山脈断層帯の位置と主な調査地点】



(2) 断層帯の過去の活動

楡形山脈断層帯の平均的な上下方向のずれの速度は、0.2-0.4m/千年程度の可能性がある。最新活動時期は、約3千2百年前以後、約2千6百年前以前と推定され、活動時には、断層の西側が東側に対して相対的に1m程度隆起した可能性がある。また、平均活動間隔

は、約2,800年～4,200年と推定される。

(3) 断層帯の将来の活動

櫛形山脈断層帯は、全体が1つの区間として活動する場合、マグニチュード6.8程度の地震が発生する可能性がある。その際、断層の近傍の地表面では、断層の西側が東側に対して相対的に1m程度高まる段差や撓みが生じる可能性がある。本断層帯の最新活動後の経過率及び将来このような地震が発生する長期確率は、次表に示すとおりである。本評価で得られた地震発生確率には幅があるが、その最大値をとると、今後の30年の間に地震が発生する可能性は、我が国の活断層の中では、高いグループに属することになる。

【櫛形山脈断層帯の将来の地震発生確率等】

項目	将来の地震発生確率等
地震後経過率	0.6%-1.1%
今後30年以内の地震発生確率	0.3%- 5%
今後50年以内の地震発生確率	0.6%- 8%
今後100年以内の地震発生確率	1%- 20%
今後300年以内の地震発生確率	5%- 40%
集積確率	3%- 80%

(評価時点は2006年1月1日。発生確率等の評価の信頼度は高い。)

(4) 今後に向けて

この評価では、最新活動時期や平均活動間隔がより精度良く求めることができ、将来の地震発生確率について信頼度の高い評価とすることができた。

しかし、本断層帯の位置及び長さが正確に把握されていないため、将来の活動時の地震の規模の信頼度はいまだに低い。本断層帯の将来の活動をより明確にするためには、付近の断層帯を含め、それらの性状についてより精度の良い資料を得ることが望ましい。

市としても、この公表結果及び今後の経過を注意深く見守りつつ、市地域防災計画に役立てていかななくてはならない。

第7節 緊急地震速報と地震情報

1 緊急地震速報

(1) 緊急地震速報の発表等

気象庁は、震度5弱以上の揺れが予想された場合に、震度4以上が予想される地域（緊急地震速報で用いる区域）に対し、緊急地震速報（警報）を発表する。

日本放送協会（NHK）は、テレビ、ラジオを通じて住民に提供する。

なお、震度6弱以上の揺れを予想した緊急地震速報（警報）は、地震動特別警報に位置づけられる。

新潟地方気象台は、緊急地震速報の利用の心得などの周知・広報に努める。

緊急地震速報で用いる区域の名称

県名	区域の名称	郡市区町村名
新潟県	新潟県上越	糸魚川市、妙高市、上越市
	新潟県中越	長岡市、三条市、柏崎市、小千谷市、加茂市、十日町市、見附市、魚沼市、南魚沼市、南蒲原郡〔田上町〕、三島郡〔出雲崎町〕、南魚沼郡〔湯沢町〕、中魚沼郡〔津南町〕、刈羽郡〔刈羽村〕
	新潟県下越	新潟市、新発田市、村上市、燕市、五泉市、阿賀野市、胎内市、北蒲原郡〔聖籠町〕、西蒲原郡〔弥彦村〕、東蒲原郡〔阿賀町〕、岩船郡〔関川村、粟島浦村〕
	新潟県佐渡	佐渡市

（注）緊急地震速報（警報）は、地震発生直後に震源に近い観測点で観測された地震波を解析することにより、地震による強い揺れが来る前に、これから強い揺れが来ることを知らせる警報である。このため、震源付近では強い揺れの到達に間に合わない場合もある。

(2) 緊急地震速報の伝達

気象庁は、緊急地震速報を発表し、日本放送協会（NHK）に伝達する。また、テレビ、ラジオ、携帯電話（緊急速報メール機能）、全国瞬時警報システム（J-ALERT）經由による市区町村の防災無線等を通して住民に伝達する。

(3) 緊急地震速報を見聞きした場合にとるべき行動

緊急地震速報が発表されてから強い揺れが来るまではわずかな時間しかないため、緊急地震速報を見聞きしたときは、まずは自分の身の安全を守る行動をとる必要がある。

入手場所	とるべき行動の具体例
自宅など屋内	頭を保護し、大きな家具からは離れ、丈夫な机の下などに隠れる。 <注意> ・あわてて外へ飛び出さない。 ・その場で火を消せる場合は火の始末、火元から離れている場合は無理して消火しない。 ・扉を開けて避難路を確保する。
駅やデパート等の集客施設	館内放送や係員の指示がある場合は、落ち着いてその指示に従い行動する。 <注意> ・あわてて出口・階段などに殺到しない。 ・吊り下がっている照明などの下からは退避する。

入手場所	とるべき行動の具体例
街など屋外	ブロック塀の倒壊や自動販売機の転倒に注意し、これらのそばから離れる。 ビルからの壁、看板、割れたガラスの落下に備え、ビルのそばから離れる。 丈夫なビルのそばであればビルの中に避難する。
車の運転中	後続の車が情報を聞いていないおそれがあることを考慮し、あわててスピードを落とすことはしない。 ハザードランプを点灯するなどして、まわりの車に注意を促したのち、急ブレーキは踏まずに、緩やかにスピードを落とす。大きな揺れを感じたら、急ハンドル、急ブレーキをさけるなど、できるだけ安全な方法により道路の左側に停止させる。

(4) 普及・啓発の促進

新潟地方気象台は、県や市、その他防災関係機関と連携し、緊急地震速報の特性（地震の強い揺れが来る前に、これから強い揺れが来ることを知らせる警報であること。震源付近では強い揺れの到達に間に合わないこと。）や、住民や施設管理者等が緊急地震速報を受信したときの適切な対応行動など、緊急地震速報についての普及・啓発に努める。

(5) 緊急地震速報を取り入れた訓練

新潟地方気象台は、地震に関する情報を住民が容易に理解できるよう、県や市、その他防災関係機関と連携し、地震情報（震度、震源、マグニチュード、余震の状況等）等の解説に努めるとともに、報道機関等の協力を得て、国民に迅速かつ正確な情報を伝達する。

2 地震情報の種類とその内容

情報の種類	発表基準	内容
震度速報	・震度3以上	・地震発生約1分半後に、震度3以上を観測した地域名（全国を188地域に区分、新潟県は新潟県上越、新潟県中越、新潟県下越、新潟県佐渡の4区分）と地震の揺れの発現時刻を速報
震源に関する情報	・震度3以上（大津波警報、津波警報又は津波注意報を発表した場合は発表しない。）	・地震の発生場所（震源）やその規模（マグニチュード）を発表 ・「津波の心配がない」又は「若干の海面変動があるかもしれないが被害の心配はない」旨を付加。
震源・震度に関する情報	以下のいずれかを満たした場合 ・震度3以上 ・大津波警報、津波警報又は津波注意報発表時 ・若干の海面変動が予想される場合 ・緊急地震速報（警報）を発表した場合	・地震の発生場所（震源）やその規模（マグニチュード）、震度3以上の地域名と市町村名を発表 ・震度5弱以上と考えられる地域で、震度を入手していない地点がある場合は、その市町村名を発表

情報の種類	発表基準	内容
各地の震度に関する情報	・震度1以上	<ul style="list-style-type: none"> ・震度1以上を観測した地点のほか、地震の発生場所（震源）やその規模（マグニチュード）を発表 ・震度5弱以上と考えられる地域で、震度を入手していない地点がある場合は、その地点名を発表
その他の情報	・顕著な地震の震源要素を更新した場合や地震が多発した場合など	・顕著な地震の震源要素更新のお知らせや地震が多発した場合の震度1以上を観測した地震回数情報等を発表
推計震度分布図	・震度5弱以上	・観測した各地の震度データをもとに、1km四方ごとに推計した震度（震度4以上）を図情報として発表

そのほか、「遠地地震に関する情報」として国外でマグニチュード7.0以上の地震が発生した場合等に、地震の発生時刻、発生場所（震源）及びその規模（マグニチュード）を概ね30分以内に、日本や国外への津波の影響に関する記述して発表する。

3 地震活動に関する解説情報等

地震情報以外に、地震活動の状況等をお知らせするために、気象庁本庁及び管区・地方気象台等が関係地方公共団体、報道機関等に提供し、ホームページなどでも発表している資料としては、次のとおりである。

情報の種類	内容
地震解説資料	・担当区域の沿岸に対し大津波警報・津波警報・津波注意報が発表されたときや震度4以上の揺れを観測したときなどに防災に係る活動の利用に資するよう緊急地震速報、大津波警報・津波警報・津波注意報並びに地震及び津波に関する情報や関連資料を編集した資料
管内地震活動図及び週間地震概況	・地震及び津波に係る災害予想図の作成その他防災に係る関係者の活動を支援するために管区・地方気象台等で月毎又は週毎に作成する地震活動状況等に関する資料。気象庁本庁、管区気象台は週毎の資料を作成し（週間地震概況）、毎週金曜日に発表

第2章 災害予防計画

第1節 防災教育計画

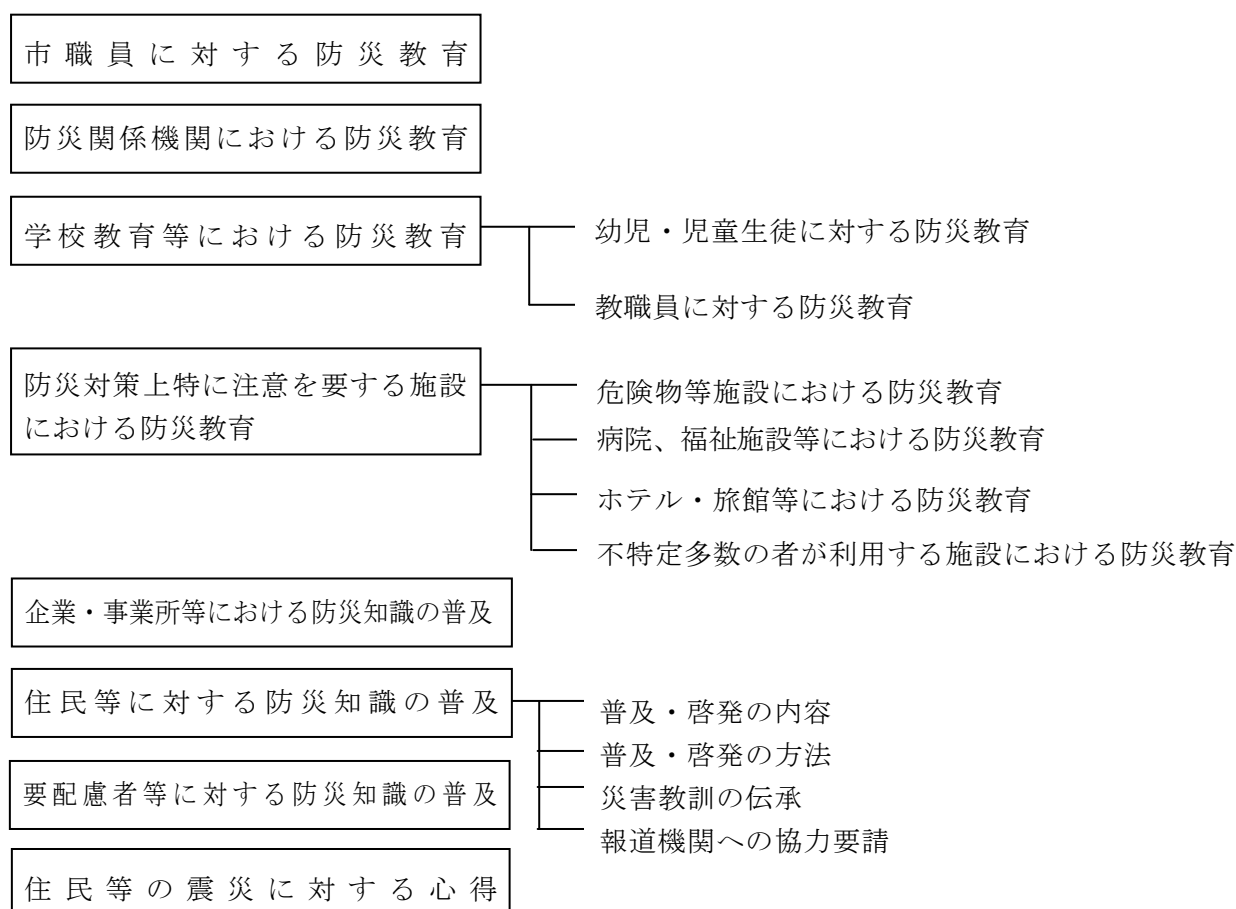
担当：総務課、すべての課

1 計画の方針

総合的な防災対策を推進していく上では、市、防災関係機関及び住民等が、日頃から災害に対する十分な認識と防災対策に関する的確な知識を有し、災害発生時の応急対応能力を高めることが重要である。

このため、市及び防災関係機関は相互に連携し、自主防災意識の醸成及び知識の普及・啓発を図るとともに、市職員、防災関係機関の職員、住民等に対する防災教育を実施する。

2 計画の体系



3 市職員に対する防災教育

災害発生時に応急対策実行の主体となる市職員には、災害に関する豊富な知識とこれらの知識に基づく適切な判断力が要求される。このため、市は、職員に対して次の事項について防災教育を行う。

- (1) 災害に関する基礎知識（各種法律、規則、条例等）
- (2) 市地域防災計画の内容
- (3) 市及び各防災関係機関の実施すべき災害時の応急対策等
- (4) 災害時の所管防災業務における個人の具体的役割と行動

教育の方法は、国、県等が実施する研修会等への参加、実地調査、防災訓練等のほか、職員初動マニュアルの習熟等により行う。

4 防災関係機関における防災教育

防災関係機関は、職員に対し、災害時の対応の基礎知識、応急対策や各機関特有な防災対策などの教育に努める。

5 学校教育等における防災教育

(1) 幼児・児童生徒に対する防災教育

学校教育においては、幼児・児童生徒の発達段階に応じ、地震発生時に起こる危険について理解させ、自ら安全な行動をとれることができるとともに、地域社会の一員としての役割を果たすことができるようにすることが重要である。このため、校長等は、幼稚園、保育園、小学校及び中学校など幼児・児童生徒の発達段階に応じ、安全教育の一環としてホームルーム、学校行事や野外授業を通じ、災害時の対応などの理解を深めるよう指導する。

また、市は、私立幼稚園、保育園及び専修学校等に対しても、これに準じて教育を行うよう指導する。

(2) 教職員に対する防災教育

学校等は、教職員に対し、防災に対する心構えや災害時に適切に措置がされるよう情報伝達、幼児・児童生徒の避難・誘導など災害時の対応要領等を作成し、周知、徹底する。

6 防災対策上特に注意を要する施設における防災教育

(1) 監督機関の責務

防災対策上特に注意を要する施設の監督機関は、防火管理者、危険物保安統括管理者等の防災上重要な施設の管理者に対し、防災教育を実施し、その資質の向上を図るとともに、特に、発災時における行動力、指導力を養い、緊急時に対処できる自衛防災体制の確立を図る。

また、市は、その他一般企業の管理者に対しても災害時の対応、防災教育について知識の普及に努める。

教育の方法は、技能講習も含めた講習会の開催、災害時における行動基準等必要事項を盛り込んだ防災指導書、パンフレットの配布及び現地指導等により行う。

(2) 危険物等施設における防災教育

地震発生時に、付近住民等に広く危険を及ぼす可能性のある施設（危険物、火薬類、高圧ガス、その他の発火性又は引火性物品、あるいは毒物、劇物等の危険物品の保安管理施設）の施設管理者は、関係法令、保安規程等災害時の応急対策について職員に周知、徹底を図るとともに、施設の特性をチラシ等により住民等に周知し、災害発生時に備える。

(3) 病院、福祉施設等における防災教育

病院や福祉施設等は、病人、けが人、老人、障がい者等の災害発生時に自力で避難することが通常の人に比べ困難な人が多く利用していることから、施設の管理者は、平常時から要介護者を把握しておくとともに、職員及び施設利用者に対し、避難誘導訓練など十分な防災教育を行い、更には付近住民等からの避難時の協力が得られるよう、連携の強化に努める。

(4) ホテル・旅館等における防災教育

ホテル及び旅館等においては、宿泊客の安全を図るため、従業員に対し消防設備、避難誘導、救出・救護等に重点を置いた教育を実施する。

また、宿泊客に対しても、避難路等災害時の対応方法を明示する。

(5) 不特定多数の者が利用する施設における防災教育

大規模小売店舗、レクリエーション施設等不特定多数の者が利用する施設の管理者は、災害時の避難誘導、情報伝達のほか、各施設の特徴に応じた対策を迅速に実施できるよう、職員に対する防災教育、訓練を行うとともに、利用者が速やかな対応がとれるよう、避難路等の表示を行う。

7 企業・事務所等における防災知識の普及

企業・事務所等は、災害時の企業の果たす役割（従業員・顧客の安全、経済活動の維持、地域住民への貢献）を十分認識し、各企業・事務所等において震災時行動マニュアルの作成、防災体制の整備、防災訓練等を実施するなどの防災活動の推進に努めるとともに、災害時にも事業が継続できるよう、事前対策及び災害発生時の行動に関する検討を進める。

8 住民等に対する防災知識の普及・啓発

震災対策においては、住民自らが日頃から「自らの身の安全は自分で守る。自分たちの地域の安全は自分たちで守る。」といった意識と行動が必要であり、普段から震災対策に関して十分な認識と豊富な知識を持ち、地震発生時に初期消火、応急救護、避難など落ち着いた的確な行動を取ることが、被害の軽減の上で最も大切である。

このため、市は、次の事項を重点とし、防災知識の普及と防災意識の高揚に努める。

(1) 普及・啓発の内容

- ア 住宅の耐震診断、家具の固定
- イ 自動車運転時の心得
- ウ 地震発生時の危険箇所の周知
- エ 避難場所・避難路の周知
- オ 災害時の応急救護
- カ 水、食料、生活必需品などの備蓄

(2) 普及・啓発の方法

ア 広報紙、パンフレット等による普及

震災対応マニュアル、ハザードマップ、広報紙、パンフレット、チラシ等を作成し、防災行事、訓練等の際に配布し、住民等の防災知識の向上に努める。

イ 地域における普及・啓発

ハザードマップ等を活用し、地域の地震被害危険所情報の周知に努める。

また、各自治会・集落（以下「自治会」という。）、自主防災組織等を通じ地域での防災訓練等の実施について、協力、助言するとともに、訓練等の際には、防災ビデオ等を活用し、住民意識の高揚を図る。

なお、積雪地域においては、冬期間の積雪・寒冷・悪天候により、直接・間接被害が拡大すること、また、その対応も積雪期では異なることを具体的にイメージできるよう、教育・研修において配慮する。

ウ 社会教育における普及・啓発

公民館を始めとする社会教育機関が実施する教室・講座等の社会教育事業の一環として、防災上必要な知識の普及・啓発に努める。

(3) 災害教訓の伝承

災害教訓の伝承の重要性について啓発を行うほか、調査分析結果や映像を含めた各種資料の収集・保存・公開等により、住民が災害教訓を伝承する取組みを支援する。

(4) 報道機関への協力要請

日頃から報道機関に対し必要な資料を提供し、地震対策に係る報道の協力を要請する。

9 要配慮者及び保護責任者等を対象とした防災教育

(1) 防災知識の普及

在宅の高齢者、障がい者、外国人、乳幼児等の要配慮者の安全確保を図るには、要配慮者自身及び介護者、保護者（以下「保護責任者」という。）が防災知識を持つとともに、災害時には、地域住民の要配慮者への協力が不可欠であることから、災害時における相互協力の認識が必要である。このため、市は、要配慮者向けのパンフレット、リーフレット等の発行により防災知識の普及に努める。

また、保護責任者や地域住民に対し、要配慮者の安全確保への支援についてパンフレット、広報紙等により普及・啓発活動を行う。

(2) 防災学習の推進

市は、要配慮者、保護責任者、施設管理者等に対し防災学習を推進する。

ア 要配慮者及び家族の学習

イ 民生委員児童委員（以下「民生委員」という。）等地域の福祉関係者の学習

ウ ケアマネージャー、介護事業者等の防災学習

エ 外国人受入先（企業、学校、宿泊施設等）の防災学習

10 住民等の震災に対する心得

住民等は、普段から地震に対する備えを心掛けるとともに、地震発生時には、被害を最小限にとどめるよう次の事項に心掛ける。

(1) 2～3日分の食料・飲料水の備蓄

(2) 非常持出品（救急箱、懐中電灯、ラジオ、乾電池等）の準備

(3) 家具等の転倒防止対策の実施

(4) 地震発生時にとるべき行動、避難場所での行動等防災知識の学習

(5) 災害時の家庭内の連絡方法の事前の取り決め

第2節 防災訓練計画

担当：総務課、すべての課

1 計画の方針

市は、大規模地震発生時における防災活動の円滑化と防災関係機関相互の協力体制の確立を図るため、防災関係機関と合同して地域住民の参加と協力を得て総合防災訓練を実施する。

また、地域、住民等による、自らの安全を確保するための取組み及び安全を確保するための地域における取組みを支援する。

2 計画の体系

市における訓練

学校教育等における防災訓練

事業所、自主防災組織及び住民等の訓練

3 市における防災訓練

市は、定期的な防災訓練を夜間等様々な条件に配慮し、居住地、職場、学校等においてきめ細かく実施し、又は行うよう指導し、住民等の災害発生時の避難行動等の習熟を図る。

(1) 訓練の種類

- ア 総合防災訓練
- イ 非常無線通信訓練
- ウ マニュアル検証型防災訓練

(2) 総合防災訓練

市は、各地区別に総合防災訓練を実施する。

この総合防災訓練は、大規模災害発生時における円滑な防災活動を期するため、防災会議等の防災関係機関相互の緊密な連携を構築するとともに、地域住民と防災関係機関との連携や協力体制の強化及び住民等の防災意識の向上を図ることを目的とする。

ア 訓練想定

村上市において震度6以上の地震が発生したとの想定で行う。

イ 訓練参加機関

市、消防団、自主防災組織、企業・団体、ボランティア、地域住民、防災関係機関等

ウ 訓練時期及び実施場所

防災月間の9月上旬 市全域（自治会単位、消防団分団単位）

エ 主な訓練項目

- ・本部等設置訓練
- ・招集訓練
- ・情報収集
- ・伝達訓練
- ・通信訓練
- ・広報訓練
- ・初期消火訓練
- ・救出訓練
- ・施設火災消火避難訓練
- ・避難所設営訓練
- ・救急救護訓練
- ・避難訓練（避難行動予支援者避難訓練を含む。）
- ・炊き出し訓練
- ・緊急物資輸送訓練
- ・水防訓練
- ・交通規制訓練
- ・一斉放水訓練
- ・自衛隊災害派遣訓練
- ・ライフライン施設等復旧訓練
- ・その他の訓練

オ 訓練の実施方法

訓練参加機関は合同して、あらかじめ想定した災害に基づき、実働訓練を実施する。

(3) 非常無線通信訓練

市は、災害時に有線通信が不通又は困難な状況になった場合において、防災関係機関相互の通信連絡を迅速かつ確実にを行うことができることを目的に実施する。

なお、災害情報の収集・伝達・共有は、災害対応の要であることから、市、県及び関係機関において、地理空間情報（GIS・GPS）など各種手段を使った「情報の共有化」が図れるよう、平常時からデータの整備、人材の育成に努める。

(4) マニュアル検証型防災訓練

市は、地震を想定した市災害対応マニュアルに基づく訓練を住民参加のもとで行い、マニュアルの実効性を検証するとともに、職員の習熟及び住民等の防災意識の向上を図ることを目的に実施する。

(5) 市管理施設における訓練

市が管理する施設においては、関係機関と連携の上、原則として、年1回防災訓練を実施することとし、災害時の対応については平時から備えておくものとする。

(6) 防災訓練における留意事項

市は、地域における第一次の防災機関として、災害対策活動の円滑を期するため、県に準ずる各種訓練を積極的に実施するものとし、特に次のことに留意する。

- ア 自治会、自主防災組織、消防団などを始めとする地域住民の参加に重点を置くこと。
- イ 無線通信訓練、自衛隊派遣要請訓練等は、県の参加を求めること。
- ウ 要配慮者の安全を図るため、要配慮者の安全確保計画に基づく避難誘導計画などにより、実践的な避難誘導訓練を行うこと。
- エ 災害の発生時期において、それぞれ被害の程度が異なることから、特に積雪地域においては、積雪期を想定した訓練を検討すること。
- オ 地域特性に応じて、発生の可能性が高い複合災害を想定し、要員の参集、合同の災害対策本部の立ち上げ等の実動訓練の実施に努めること。

(7) 防災訓練の評価

市は、防災訓練の評価を集約し、以後の訓練の参考とする。

4 学校教育等における防災訓練

学校においては、学校生活の様々な場面（授業中、昼休み、遠足・修学旅行時など）を想定し、連絡通報体制の確認や放送設備等の点検を含めた訓練を実施する。

5 事業所、自主防災組織及び住民等の訓練

事業所、自主防災組織及び住民等は、それぞれの規模や地域の実情に合わせた訓練を適宜実施するものとし、災害発生時には防災機関に積極的に協力する。

【訓練項目】

・ 出火防止訓練	・ 初期消火訓練	・ 通報連絡訓練	・ 応急救出救護訓練	・ 避難訓練
----------	----------	----------	------------	--------

第3節 自主防災組織育成計画

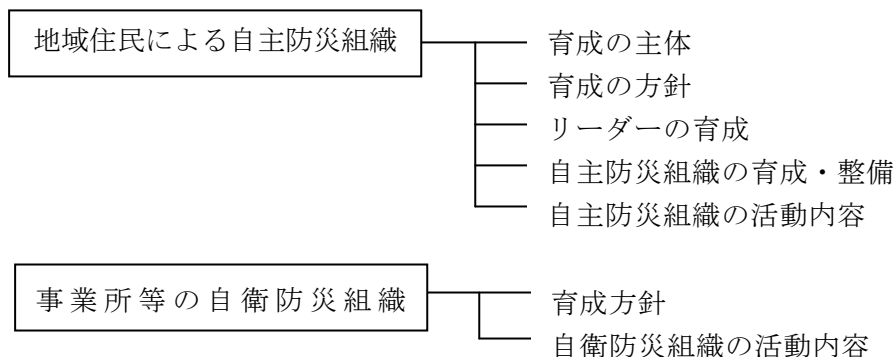
担当：総務課、各支所、消防本部

1 計画の方針

災害から住民等の生命、身体及び財産を守るためには、行政機関の防災対策だけでなく、住民、事業所等も加わった地域ぐるみの防災体制を確立することが必要である。特に、大規模災害発生時には、道路、橋梁は損壊し、電話、電気、ガス、水道等のライフラインが寸断され、防災機関等の活動は著しく制限されることが予想される。このような状況下での防災対策としては、まず、住民一人ひとりが「自分たちの地域は自分たちで守る」という強い信念と連帯意識のもとに、自主的に地域、施設、事業所別の防災組織を結成し、防災関係機関と住民等とが一体となった、より効果的な防災応急対策を推進する必要がある。

このため、市は、防災に関する各種の広報や啓発活動を積極的に行い、住民等の防災意識の高揚に努め、また、防災組織の育成指導、助言に努める。

2 計画の体系



3 自主防災組織の現状

市は、自治会単位による組織化を原則として、全市的な自主防災組織の整備を進めている。

なお、小規模な自治会にあっては、複数の自治会による組織化を促すとともに、自主防災組織相互の連携、協力及び情報交換を図り、更に災害発生時における効果的な活動を確保するため、連合組織の結成に努める。

4 地域住民による自主防災組織

(1) 育成の主体

市は、災害対策基本法第5条の規定に基づき、自主防災組織の育成主体として位置付けられている。このことから、市においては、自治会に対する指導、助言を積極的に行い、組織率の向上と実効ある自主防災組織の育成に努める。

(2) 育成の方針

市は、市内全域の整備を推進し、既存の自治会の自治組織を自主防災組織として育成することを基本として、次の方法により組織づくりを推進する。

ア 自治会活動に防災活動を組み入れる。

イ 婦人団体、ボランティア団体等、地域で活動している組織に防災活動を組み入れる。

ウ 各種防火団体、防犯団体の活動に防災活動を組み入れる。

エ 災害危険度の高い次のような地区に重点を置き、推進を図る。

(ア) 木造家屋の密集地域

- (イ) 浸水、土砂災害危険地域
- (ウ) 雪崩発生危険箇所の多い地域
- (エ) 道路事情等により消防活動が困難であることが予想される地域
- (3) リーダーの育成
 - 市は、自主防災組織の組織化、強化を図るため、組織の中核的存在となるリーダーの育成に努める。
- (4) 自主防災組織の育成・整備
 - ア 意識啓発及び防災資機材等の整備支援
 - 市は、地域住民に対し、自主防災組織の意義等を啓発し、地域の実情に応じた組織づくりを積極的に働きかけるとともに、一般財団法人自治総合センターの助成事業、県単独の助成事業等を活用しながら、自主防災組織における防災資機材等の整備を促進する。
 - イ 訓練の支援
 - 市は、自主防災組織の参加に配慮した防災訓練を実施するとともに、自主防災組織が行う防災訓練に対し、訓練内容に関する助言及び訓練時における技術指導等を行い、防災活動に必要な知識・技術の習得を支援する。
- (5) 自主防災組織の活動内容
 - 自主防災組織は、市、防災関係機関及びその区域内の事業所等の自衛防災組織と日常から連携を密にするとともに、大規模災害発生時は、市の活動だけでは対応が困難であるため、まず人命の安全確保を最優先に考えながら、災害状況の通報、介護等を必要とする要配慮者の把握、生活物資の配給の手配等について、きめ細かな連絡体制と対応に努める。
以上の点を踏まえた自主防災組織の主な活動内容は、次のとおりとする。
 - ア 平常時の活動
 - (ア) 情報の収集伝達体制の整備
 - (イ) 防災知識の普及及び防災訓練の実施
 - 特に高齢者、障がい者、乳幼児、外国人等の要配慮者に十分配慮し、地域において要配慮者を支援する体制を、日頃の防災訓練や防災の研修会等で、地域住民に十分認識させる。
また、消防団や消防機関のOBなどの防災経験者、無線通信関係者、特殊技術習得者（医療機関を含む。）等の人材を活用して、組織の中核への実践的な研修を実施する。
 - (ウ) 火気使用設備器具等の使用方法の習熟、点検
 - (エ) 防災資機材等の備蓄、使用方法の習熟、点検
 - (オ) 地域内の危険箇所の点検、把握
 - コミュニティ（住区）レベルで災害の危険性を把握し、よりきめ細かな防災対策を行ったり、地域住民の防災活動の活性化を促すため、自主防災組織において、地域の災害危険性を主な資料とした地区別防災カルテを作成する。
なお、地区別防災カルテは、次の資料を盛り込む。

イ 災害時の活動

- (ア) 出火防止、初期消火の実施
- (イ) 地域内の被害状況等の情報収集及び伝達（人命に係わる要救出現場箇所を最優先とする。）
- (ウ) 被災者の救出、救護の実施及び協力
- (エ) 地域住民に対する避難勧告・避難指示の情報伝達
- (オ) 地域住民に対する避難誘導
- (カ) 要配慮者の避難支援
- (キ) 給食、給水及び救助物資等の配分

ウ 災害が収まった後の活動

- (ア) 情報の収集及び伝達（市及びテレビ、ラジオ、新聞等の報道機関からの情報の積極的な収集や、応急掲示板作製等の様々な工夫を行いながら、地域住民への正確な情報の伝達に努めとともに、地域内の避難所等の状況を把握し、市に対する報告や進言を積極的に行う。）
- (イ) 市やボランティア団体等との連携による避難所の管理運営
- (ウ) 避難所や被災住民への給食、給水及び救助物資等の配分

5 事業所等の自衛防災組織

(1) 育成の方針

消防本部は、消防法（昭和23年法律第186号）により消防計画の作成、自衛消防組織の設置が義務付けられている施設はもとより、設置義務のない施設についても、施設及び周辺地域の被害軽減のため、できるだけ自衛消防組織の設置を推進するなど防災に関する体制強化を進める。

(2) 自衛消防組織の活動内容

自衛消防組織の行うべき事項は、次のとおりとする。

- ア 防災訓練、消防用設備等の維持管理
- イ 消火活動、通報連絡及び避難誘導措置
- ウ 防災要員の配備
- エ 応急救出、救護訓練

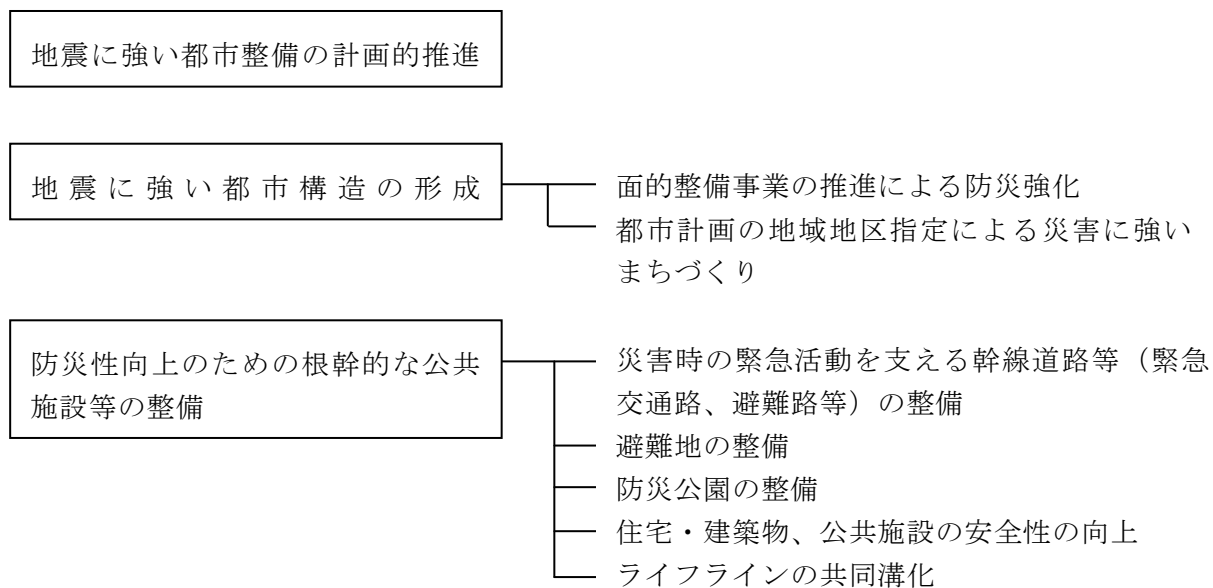
第4節 防災都市計画

担当：政策推進課、都市計画課、建設課

1 計画の方針

地震による災害を未然に防ぎ、被害を最小限にするとともに災害時の救援活動や応急復旧対策等を円滑に実施するため、市は、道路、公園、河川等の根幹的な公共施設整備や計画的な土地利用の規制、誘導、面的な整備による木造密集市街地等防災上危険な市街地の解消などの「安全で安心して暮らせるまちづくり」を総合的な施策の中で展開する。

2 計画の体系



3 地震に強いまちづくりの計画的な推進

(1) 基本的な考え方

地震に強い都市整備を進めるに当たっては、防災安全空間づくりのための総合的な計画づくりを実施することが重要であり、これらのまちづくりを着実に推進していくためには、緊急性・重要性の高いものから重点的・集中的に実施し、都市全体の安全性の水準を段階的に引き上げていくことが重要である。

(2) 都市計画マスタープランにおける防災まちづくりの方針の位置付け

都市計画マスタープランは、土地利用に関する計画、都市施設に関する計画などを含む将来の望ましいまちづくりのテーマを明確にするものであり、都市計画策定上の指針となるべきものである。このため、市は、防災まちづくりの方針を都市計画マスタープランに位置付けることにより、災害に強い安全性の高いまちづくりに努める。

4 地震に強い都市構造の形成

市は、市街地の同時多発的な火災に対処するため、木造密集市街地等、延焼により他に大きな被害を及ぼす危険性が高い地域について、市街地の面的な整備や公共施設等による延焼遮断空間の整備を進め、災害に強い都市構造の形成を図る。

(1) 面的整備事業の推進による防災性の強化

ア 災害危険市街地の解消

既成市街地を中心とした木造密集地域において、都市計画道路などの主要な公共施設の

整備だけでなく、区画道路や公園、水路などを総合的、一体的に整備することが重要である。災害に強い都市構造とするため、総合的な都市整備手法による面的整備事業を推進する。

イ 災害に強い新市街地の整備

無秩序に市街化した防災上危険な市街地の形成を防止し、良好な新市街地の整備を行うため、面的整備事業による新市街地の整備を推進する。

ウ 不燃化の促進

公共施設の整備と同時に、既成市街地の商店街を中心とした地域において建築物の不燃化を推進する。

(2) 都市計画の地域地区指定による災害に強いまちづくり

ア 準防火地域指定

既存の密集市街地や高度な土地利用を図る地域について、準防火地域を指定することにより、耐火性の高い建築物を誘導し、火災に強い市街地の整備を図る。

イ 用途地域の用途純化

工場、住宅等の混在する地域において、用途地域の指定に基づく建築物の用途純化を誘導し、地震発生時の火災発生及び拡大要因の除去を図る。

ウ 地区計画の指定

地区計画の指定により道路用地、公園用地の確保、建築物の用途純化により、一体的な整備を行うことで災害に強い市街地整備を誘導する。

5 防災性向上のための根幹的な公共施設の整備

市街地では、地震発生時において安全な避難、円滑な救急・消防活動など最低限必要な機能が確保できるような避難路や防災活動の拠点等の整備が重要である。このため、市は、次のとおり、根幹的な公共施設の整備を推進する。

(1) 災害時の緊急活動を支える幹線道路の整備

ア 緊急輸送ネットワークの整備

災害時の緊急支援物資の輸送、救急・消防活動の円滑な実施を確保するための防災上の都市計画道路を中心とした緊急輸送ネットワークの整備を関係機関と協力して推進する。

イ 避難路ネットワークの整備

災害時の地域住民の安全で円滑な避難を確保するため、十分な幅員を有する道路や緑道等を活用して、避難路ネットワークの計画的整備を推進する。

また、避難路等周辺の建築物の不燃化を推進し、火災に対する避難者の安全を確保する。

(2) 避難地の整備

県の協力を得て、公園緑地、広場等のオープンスペースを活用し、災害から身を守る避難地の整備や災害時の避難所となる学校や体育館等の公共施設の耐震性を確保する。

また、災害時の地域住民の安全で円滑な避難を確保するため、公共施設の整備に当たっては、災害の拡大防止や安全な避難地、避難経路等のオープンスペースとしての機能に配慮した計画とする。

(3) 防災公園の整備

食料等の備蓄倉庫、耐震性貯水槽、ヘリポート、放送施設等の災害応急対策施設を備えた一次避難地や広域避難地となる公園（防災公園）を、借地方式や面的整備事業の活用など多様な整備手法も活用しつつ、関係機関と連携を図りながら整備について検討する。

(4) 住宅・建築物、公共施設の安全性の向上

住宅・建築物施設については、耐震性の向上を図るとともに宅地の安全性を確保する必要があるため、必要に応じて宅地ハザードマップや液状化マップの作成、公表を行い、

災害防止及び被害の軽減を図る。

また、道路、河川等の公共施設については、耐震基準を踏まえ、総点検を実施し、これに基づき必要な耐震性向上のための対策を実施する必要がある、特に、構造物の被災原因を踏まえた道路、河川、下水道、官庁施設等公共施設の耐震性向上を図る。

(5) ライフラインの共同溝化

関係機関と連携のもと、ライフライン共同収容施設（電線共同溝等）の整備の検討を行う。

第5節 集落孤立対策計画

担当：総務課、建設課、都市計画課

1 計画の方針

市は、中山間地域など、土砂崩れによる交通遮断で孤立状態となることが予想される地域において、救援が届くまでの間、自立的に持ちこたえることを前提に、必要な装備の整備や住民組織による災害対応活動が実施できるようその体制整備を行う。

2 計画の体系

孤立予想集落の把握

孤立集落との通信の確保

各集落のヘリポート適地の確保

孤立した場合への備え

積雪期の対応

3 孤立予想集落の把握

市は、県と連携し、迂回路のない集落について、周辺の集落、避難所等と接続する道路構造や、その距離、地形条件を整理し、被災に伴う交通遮断によって孤立する可能性のある集落を事前に把握する。

4 孤立集落との通信の確保

市は、次の方法により、孤立集落との通信を確保する。

- (1) 同報系防災行政無線の双方向性の通信を活用し、集落内に設置した屋外スピーカに付属する通話装置（アンサーバック）により、孤立集落と市庁舎との通話を行う。
- (2) 消防団車両に積載された移動系防災行政無線を活用し通信を確保する。

5 各集落のヘリポート適地の確保

市は、孤立が予想される集落におけるヘリポートについて、あらかじめ地域住民と協議し、適地を確保できるよう努める。

6 孤立した場合への備え

(1) 市の役割

市は、孤立が予想される集落への周知を行い、孤立に備えて集落内の避難拠点施設の整備、通信機器、発電機等の備蓄資機材の設置及び車両等の整備を進める。

(2) 住民の役割

孤立予想集落の住民は、最低7日間分の食料、飲料水、生活必需品及び燃料を各家庭で備蓄する。

(3) 地域の役割

災害発生時には、住民の安否確認、救出、初期消火、炊き出し等の実施、市への初期的

な被害状況の報告、救援の要請等を住民自らが行う必要があることから、各地域においては、住民組織による体制整備を図るとともに、防災訓練等を実施するよう努める。

(4) 企業・事業所の役割

孤立が予想される集落の企業・事業所は、あらかじめ住民組織と協議し、災害時において、施設や資機材を地域に提供するなどの協力を行うよう努める。

(5) 要配慮者に対する配慮

市は、要配慮者が速やかに地区外へ避難できるよう、連絡体制、移動手段及び受入先を確保する。

7 積雪期の対応

(1) 市は、雪崩による孤立の長期化、屋外避難の困難等を考慮し、避難所予定施設の収容人員、暖房や調理用の熱源・燃料の確保に特に配慮する。

(2) 市は、積雪期に備えた装軌車両の確保に努めるとともに、積雪期のヘリコプターによる住民の救出、物資の補給方法等について、県等と協議し、必要に応じて訓練を実施する。

なお、冬季積雪の多い場合は、グラウンド等地面の状況にこだわることなく、河川敷、田畑等付近に障害物のない場所を圧雪する。

第6節 地盤災害予防計画

担当：総務課、建設課、都市計画課、農林水産課

1 計画の方針

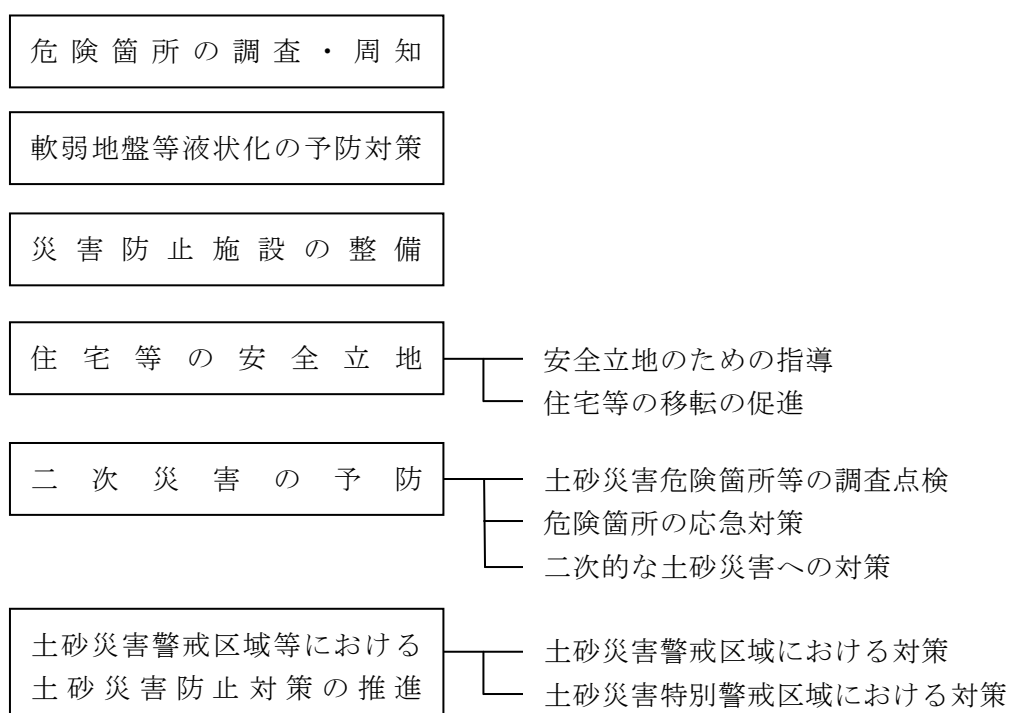
地震による地盤災害は、地震が直接の原因となって発生するものと、地震により地盤が軟弱となったために、その後の余震、降雨、融雪などの自然現象により発生し、又は拡大する二次的災害に大別される。

このため、地盤災害予防計画は、次の点に留意して計画する。

- (1) 地震が発生する前に行うもの。
- (2) 地震の直後から危険箇所の調査点検を行い、その後の自然現象による地盤災害が発生又は拡大することを防止するもの。

地震による被害の程度は、地盤の状況により大きく左右される。市は、地震による被害を未然に予防し、又は軽減するため、その土地の地形地質を十分に理解し、自然条件に適合した土地の利用形態となっているかどうかを確認し、適合していない場合には事前に諸対策を実施する。

2 計画の体系



3 危険箇所の調査・周知

市は、地震発生時に地すべり、崖崩れ等により人家や公共施設に被害を及ぼすおそれのある危険箇所について、県等関係機関の協力を得て、調査の実施や資料の提供を受けて公表するものとし、危険度の高いところから砂防法（明治30年法律第29号）、地すべり等防止法（昭和33年法律第30号）、急傾斜地の崩壊による災害の防止に関する法律（昭和44年法律第57号）、土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律（平成12年法律第57号）等に基づく区域指定を促進する。

4 軟弱地盤等液状化の予防対策

市は、県等関係機関の協力を得て、地震による液状化が予想される地域の分布状況等の資料の収集に努める。

5 災害防止施設の整備

市は、県と連携のもと、調査の結果判明した危険箇所について施設整備計画を策定し、人家及び公共施設の多い重要箇所から逐次防止工事を行い、土砂災害の防止及び軽減に努めるとともに、災害が発生した場合に備え、必要な資機材の整備・備蓄に努める。

6 住宅等の安全立地

(1) 安全立地のための指導

ア 市は、住宅等に係る確認申請があった際には、当該建築物が災害危険区域等における建築物に該当するかを確認し、該当するときには申請者に知らせるとともに、必要な対策を講じるよう申請者及び設計者を指導する。

イ 住宅開発を行う者は、災害危険区域、地すべり防止区域等の開発行為に適當でない区域は、開発計画には含めないようにするとともに、地震に弱い盛土部に計画する場合は、耐震対策を講じた設計とする。

(2) 住宅等の移転の促進

市は、県と連携のもと、危険箇所における災害予防及び住居移転等の必要性について普及・啓発に努めるとともに、防災対策事業又は危険住居の移転事業を推進する。

7 二次災害の予防

(1) 土砂災害危険箇所等の調査点検

地盤災害が広範囲にわたって発生するような地震が観測された場合、市は、県が行う土砂災害危険箇所等及び対策施設の調査点検に協力する。

(2) 危険箇所の応急対策

市は、地すべりの兆候や斜面に亀裂が確認された場合などの危険性が高いと判断された箇所について、県に報告するとともに、関係機関や地域住民に周知を図る。

また、必要な警戒体制を勧告するとともに、不安定土砂の除去、仮設防護柵、感知器・警報器等の設置等必要な応急対策を実施する。

(3) 二次的な土砂災害への対応

危険箇所は、植生等で覆われていて崩壊や亀裂などが発見されない場合や、地盤内部で亀裂が発生したり脆弱化したりしている場合があり、必ずしも地表面の点検調査だけでは十分とは言えない。地震発生後、土砂災害が頻発した事例もあるため、市及び県等関係機関は、地震発生後の監視を強める体制を整備する。

8 土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進

県は、土砂災害警戒区域等における土砂災害の防止対策の推進に関する法律（平成12年法律第57号）に基づき、基礎調査の実施及び土砂災害警戒区域等の指定に努める。

市は、指定された土砂災害警戒区域において、土砂災害危険箇所等について行う住民等の安全確保対策を講じるよう努める。

(1) 土砂災害警戒区域における対策

ア 県知事は、市長の意見を聴いて、土砂災害のおそれがある区域を土砂災害警戒区域として指定する。

イ 市が行う警戒区域ごとの情報伝達、避難、救助その他必要な警戒避難体制に関する事項

は、次のとおりとする。

(ア) 警戒体制については、防災関係機関と連携を取りながら警戒に当たり、情報の収集に努める。

(イ) 情報伝達、避難、救助等については、第3章第5節「広報計画」、第6節「避難及び避難所計画」、第12節「救急・救助計画」等による。

(ウ) 区域内に要配慮者関連施設がある場合は、その利用者にも同様の措置を講じる。

ウ 市は、土砂災害ハザードマップを配布し、円滑な警戒避難の実施に必要な情報を住民等に周知するよう努める。

(2) 土砂災害特別警戒区域における対策

県知事は、市長の意見を聴いて、土砂災害により著しい危害が生じるおそれがある区域を土砂災害特別警戒区域として指定し、次の措置を講じる。

ア 住宅宅地分譲地、社会福祉施設等のための開発行為に関する許可

イ 建築基準法（昭和25年法律第201号）に基づく建築物の構造規制

ウ 土砂災害時に著しい損壊が生じる建築物に対する移転等の勧告

エ 勧告による移転者への融資、資金の確保

第7節 建築物等災害予防計画

担当：都市計画課、施設所管課、各支所

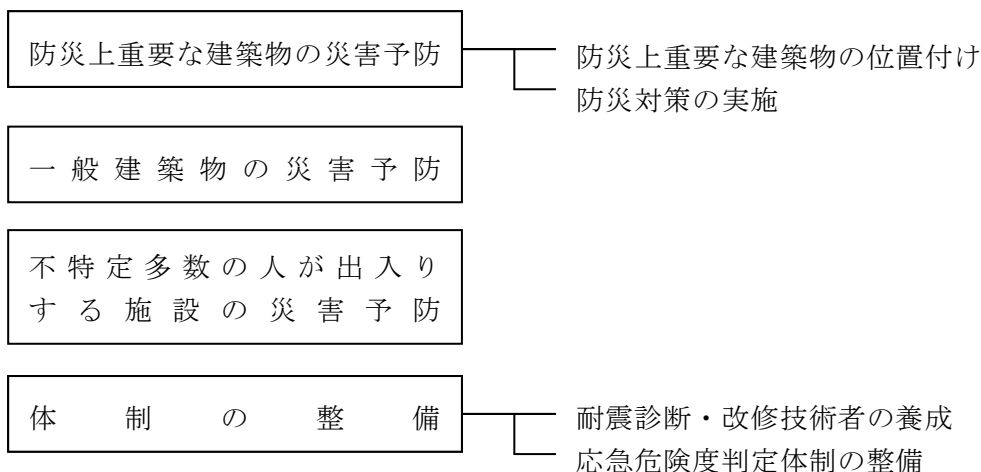
1 計画の方針

大規模な地震によって、建築物等に甚大な被害が発生した場合、住民等の生活基盤や社会経済活動に与える影響は非常に大きい。特に、根幹的な公共施設などは、災害時の復旧活動において重要な拠点施設となるため、市は、公共建築物等について、耐震基準等を踏まえて耐震性、耐火性の向上及び非常用電源の確保等バックアップ対策に努める。

また、一般建築物等については、所有者に対して防災対策の総点検及び災害予防の重要性についての啓発に努め、耐震性・耐火性の向上を促進する。

さらに、地震発生後の建築物等による二次災害を防止するため、体制の確立を図る。

2 計画の体系



3 防災上重要な建築物の災害予防

市は、行政関連施設、要配慮者に関わる施設、防災上重要な公共建築物等については、一層の耐震性、耐浪性及び不燃性の確保を図る。

(1) 防災上重要な建築物として位置付ける公共建築物

- ア 災害対策本部が設置される施設（市本庁舎、支所庁舎等）
- イ 医療救護活動の施設（病院等）
- ウ 応急対策活動の施設（消防本部・署、各分署等）
- エ 避難収容の施設（学校、体育館、文化施設等）
- オ 社会福祉施設等（養護老人ホーム、身体障害者療護施設等）
- カ ライフライン等生活基盤となる施設の管理建物

(2) 防災対策の実施

上記(1)に掲げた建築物は、災害時の避難場所として重要であるばかりでなく、復旧活動における拠点施設としての機能を確保する必要があるため、市は、次に示す防災対策を推進する。

ア 建築物及び建造物の安全確保と耐震診断・改修の推進

施設管理者は、建築基準法による新耐震基準施行（昭和56年）以前の建築物について、耐震診断の必要の高い建築物から診断を実施し、必要と認められるものから順次改修等の実施を推進する。

また、新耐震基準施行以後の建築物についてもガラスや天井等、二次部材の破損による内部被害を防止する措置やエレベーターの閉じ込め防止措置を講じる。

イ 防災設備等の整備

施設管理者は、次に示すような防災措置を実施し、防災機能の強化に努める。

- (ア) 飲料水の基本水量の確保
- (イ) 非常用電源の基本能力の確保
- (ウ) 設備配管類の耐震性強化
- (エ) 防災設備の充実、他

ウ 耐震性の高い施設整備

市は、上記(1)に掲げる施設を建築する場合、国が定めた「官庁施設の総合耐震計画基準（平成19年）」を参考に、耐震性に配慮した施設づくりを行う。

エ 維持管理の重要性

施設管理者は、次に掲げる台帳、図面等を整備し、日常点検などの維持管理を行う。

- (ア) 法令に基づく点検等の台帳
- (イ) 建設時の図面及び防災関連図面
- (ウ) 施設の維持管理の手引き

4 一般建築物の災害予防

(1) 現状

建築物全般並びに特定の工作物（一定高さ以上の擁壁、広告塔）については、建築基準法などの技術基準により安全の確保が図られてきたが、過去の地震や大火などの経験から防災規定の改正が行われるなど、更に安全の実効性が図られてきた。

しかしながら、新耐震設計基準施行（昭和56年）以前の既存住宅・建築物については、現行法の耐震性が満たされていないものが数多く存在している。

さらに、密集市街地等においては、建築物の一層の不燃化等を図り、地震発生時の大火の発生を防止する必要がある。

(2) 計画

市は、地震に対する建築物等の安全性を向上させるため、建築関係団体との連携を図りながら次の対策を計画的に講じる。

- ア 一定規模以上の特殊建築物及びエレベーター、エスカレーター等の建築設備について、定期的に当該施設の管理者に調査させ、その結果に基づき、防災上必要な指導・助言を行うとともに、エレベーターの閉じ込め防止の措置がとられるよう啓発・指導する。
- イ 特殊建築物のうち、不特定多数が使用するものについては、査察を行い、結果に応じて耐震診断、改修、大規模空間における天井の落下防止等の必要な指導・助言を行う。
- ウ 新耐震設計基準施行（昭和56年）以前に建築された住宅・建築物については、巡回指導等の機会を利用して耐震診断及び改修について啓発・指導する。
- エ 地震時による建築物の窓ガラスや看板、煙突の折損等、落下物による災害を防止するため、市街地及び避難路等に面する建築物の管理者等に対し、安全確保について啓発・指導する。
- オ 地震によるブロック塀（石塀）の倒壊等を防止するため、避難路、避難場所並びに通学路を中心に市街地内のブロック塀の所有者等に対し、安全確保について啓発・指導する。
- カ 崖地等における安全立地について建築基準法及び条例の規定に基づき、危険区域内に建築又は宅地開発を行う者に対して建築制限等の指導及び区域内の既存不適格建築物の移転を促進する。
- キ 工事中の建築物において、地震発生時の倒壊や落下物等による災害を防止するとともに、

工事関係者が安全に避難するため、工事管理者に対し適正な工事管理を指導する。

5 不特定多数の人が出入りする施設の災害予防

市は、大型店舗、駅舎等の不特定多数の人が出入りする施設について、前記4の一般建築物の災害予防に加え、電気・ガス等保安団体と連携のもと、共同防火管理体制の確立を図るとともに、被害の防止、軽減を図るため、次の対策等を指導する。

- (1) 災害時の混乱防止のための、各種通信手段の活用による迅速かつ正確な情報収集伝達体制整備
- (2) 不特定多数の人を避難誘導するための体制の整備
- (3) 避難誘導に当たる施設従業員等の教育訓練及び大型店舗における各テナントによる避難等の協力の徹底
- (4) 災害時に利用者等の心理的不安を除去・軽減するための、効果的な広報の徹底
- (5) 当該施設の管理実態を把握するための、防災設備等の日常点検の励行
- (6) 個々のテナントに対する、災害発生時の通報連絡・避難誘導体制等の一層の徹底

6 体制の整備

(1) 耐震診断・改修技術者の養成

市は、建築関係団体と連携し、公共建築物の耐震性や既存住宅・建築物の耐震診断等を推進していくため、耐震診断、改修に関する専門技術者を養成する。

(2) 応急危険度判定体制の整備

ア 被災建築物の応急危険度判定体制の整備

市は、大規模な地震により被災した建築物の余震等による倒壊、部材落下等から生じる二次災害を防止し、住民等の安全確保、注意を喚起するため、建物の応急危険度判定を目的とした制度の確立、資機材の備蓄に努める。

イ 被災宅地危険度判定体制の整備

市は、大地震又は豪雨等により宅地が大規模かつ広範囲に被災した場合に、被災宅地危険度判定士を活用して、迅速かつ的確に危険度判定が実施できるよう、事前に新潟県被災宅地危険度判定連絡協議会と十分な調整を行い、県内市町村間の相互支援体制の整備に努める。

第8節 公共土木施設等災害予防計画

担当：建設課、都市計画課、農林水産課

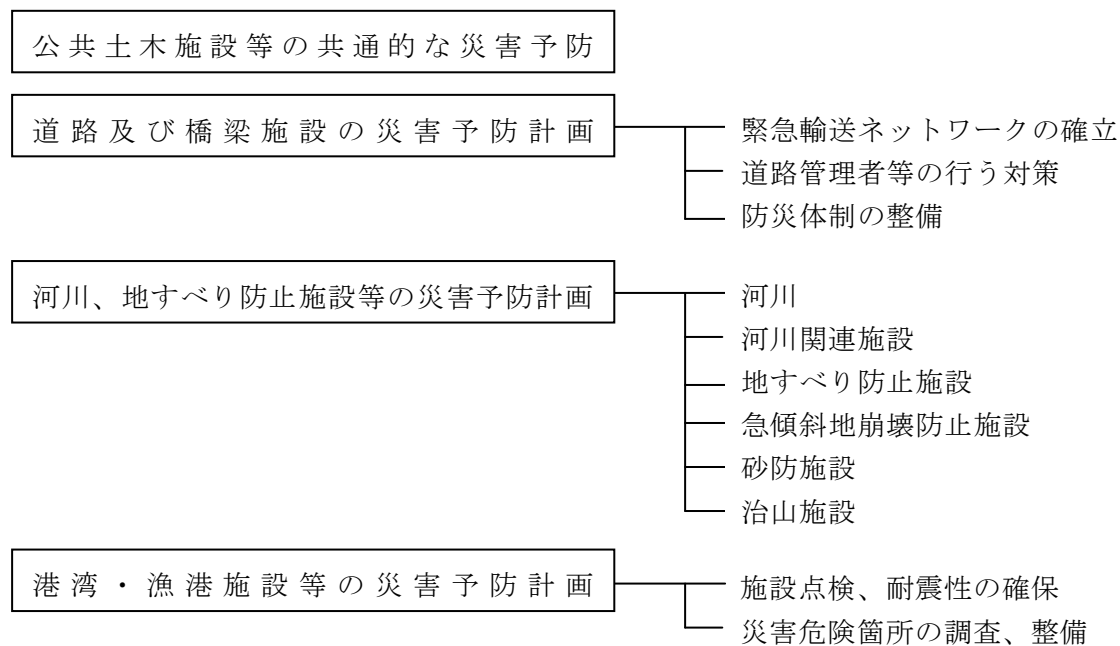
1 計画の方針

道路、河川、海岸等の公共土木施設は、平時はもとより、災害発生等の非常時での応急復旧対策活動において重要な役割を果たすものである。したがって、これらの公共施設について、被災後、直ちに機能回復を図ることはもちろんであるが、事前の予防措置を講じておくことが重要である。

各施設を管理する関係機関や施設占有者は、災害時において応急復旧対策活動の円滑な実施を図るため、相互に協力体制・情報・連絡系統を確立するとともに、周辺の状況を含む所管施設等の概況、緊急用資機材の備蓄場所及び災害危険度等を把握し、緊急輸送ネットワークの形成を図る。

また、各施設に耐震性を備えるように設計基準を検討するとともに、耐震性の強化及び被害軽減のための諸施策を実施し、被害を最小限にとどめ、応急復旧対策活動の円滑な実施が行えるよう予防措置を講じる。

2 計画の体系



3 公共土木施設等の共通的な災害予防

公共土木施設等の管理者は、災害予防対策に当たり、建築物、土木構造物、防災関係施設などの耐震性を確保するため、国が示す施設等設計指針（耐震基準）に基づき、公共施設の整備を推進する。

4 道路及び橋梁施設災害予防計画

(1) 緊急輸送ネットワークの確立

市は、国及び県と協力し、災害発生時の緊急輸送活動を円滑に行うため、輸送経路の多重化、輸送手段の代替性を考慮の上、防災活動拠点（市本庁舎、支所庁舎、消防本部・署、各分署等）、輸送施設（道路、橋梁、鉄道及び臨時ヘリポート等）、輸送拠点（トラックターミナル、卸売市場等）、緊急物資集積拠点などを結ぶ道路網を主体とした緊急輸送ネ

ネットワークの形成を図る。

このため、それぞれの関係機関は、緊急輸送が円滑に実施されるよう密接な情報交換を行うとともに、相互の連絡体制を確立しておく。

緊急輸送ネットワークに指定する道路の基準は、次のとおりとする。

- ア 主要国道を主体とし、防災活動拠点輸送施設、輸送拠点、緊急物資集積拠点を縦横に結ぶ国道・県道・市道及び主要幹線道路を接続する林道等で構成される道路網
 - イ 隣接市町村との接続道路
 - ウ 病院、避難場所等公共施設と上記アの道路を結ぶ道路
- (2) 道路管理者等の行う対策

ア 道路施設の耐震性の確保と関係機関の相互連絡体制の整備

- (ア) 道路管理者は最新の知見に基づく設計指針等の耐震基準により、橋梁を始めとする道路施設の耐震性を計画的に確保する。
- (イ) 緊急輸送道路は特に重点的に取り組む。橋梁やトンネル等の重要構造物の補強・修繕のほか、重要箇所盛土や斜面等の耐震性の確保に留意する。
- (ウ) 緊急輸送道路を跨ぐ跨道橋についても、被災時の落橋等による重大事故や道路の閉鎖を防ぐため、重点的に補強・修繕に取り組む。
- (エ) 被災時の救急や輸送が円滑に行われるよう、平時から情報の共有に努め、相互連絡体制を整備する。

イ 国道及び県道

災害時における道路機能の確保のため、各道路管理者において、土砂崩壊、落石等危険箇所調査を実施し、必要な箇所については、法面防護工、落石防止工等の対策工事を推進するよう努める。

また、所管する橋梁についても、耐震点検調査を実施し、補修等対策工事の整備を推進する。

ウ 市道

市道は、地域の生活道路であると同時に、国・県道等の幹線道路を補完するものであるが、施設としては、地形条件や老朽化により脆弱な区間が多く、その被害は多岐にわたることが予想される。したがって、市は、幹線市道等の重要な路線を最優先として、既設の橋梁等について、耐震点検調査を実施し、必要に応じて落橋防止や道路・橋脚の補強等を実施する。

(ア) 法面、盛土等の斜面对策

落石等危険箇所調査などにより、災害予防のための適切な対策を施す。

また、地震動により崩壊の懸念がある盛土では、その道路機能を確保するための重要度に応じて道路土工指針等により耐震対策を施す。

(イ) 橋梁の耐震補強の実施

平成8年「道路橋示方書」より古い耐震設計基準に基づき設計した橋梁は点検等を行い、必要な補強を施すとともに老朽化等による損傷を補修し、耐震性を確保する。

なお、新設橋梁については、「橋、高架の道路等の技術基準について」（平成24年2月16日付け国土交通省都市局長・道路局長通知）に基づき建設する。

(ウ) トンネル、スノー（ロック）シェッド、横断歩道橋

新設時等は橋梁に準じた耐震性能を備えるとともに、被災時の損傷や落橋等による深刻な交通障害を防止するため、安全点検を確実にを行い必要な補強や修繕を施す。

エ 基幹農道及び主要林道

基幹的な農道及び主要林道については、農業・林業用ばかりでなく、地域の生活道路として使用されているが、その一部は河川と隣接するため、災害時には道路施設の破壊が予

想される。したがって、市及び土地改良区等は、それぞれが管理している農道及び林道について、災害による法面崩壊、路体崩壊、路盤洗堀、落石等の防止を図るため、補強、改良、維持管理を実施し、施設の安全性を高める。

オ 道路付帯施設

(ア) 信号機、道路案内標識等の整備

災害の発生により、交通安全施設の倒壊、損傷、信号機の滅灯等が予想される。したがって、老朽施設については、各管理者において、計画的に更新、補強等を実施するとともに、主要交差点に非常用電源装置の設置を推進する。

(イ) 道路占用施設や近接施設の安全性の確保

被災時の倒壊や落下による交通障害を防止するため、道路占用施設及び道路に近接設置された民間施設等の管理者は、施設の安全点検を行い必要な修繕や更新を行う。

また、市は、道路パトロール等を通してそれら民間施設等の管理者に対して安全対策を呼びかける。

なお、緊急輸送道路等防災上重要な経路を構成する道路については、災害時の交通の確保を図るため、必要に応じて、区域を指定して道路の占用の禁止又は制限を行う。

(3) 防災体制の整備

ア 情報連絡体制の整備

各道路管理者は、災害や道路情報の収集・伝達・提供のための観測・監視機器（地震計、雨量計、I T V）、通信設備、情報提供装置等の整備を推進する。

イ 迅速な応急復旧体制の整備

関係行政機関及び災害時の応援業務に関する協定を結んでいる（一社）新潟県建設業協会や（一社）新潟県地質調査業協会などは、被災時の迅速で的確な協力を備え、情報連絡体制や応急復旧のための人員や資機材（発動発電機、投光器、初動時調査のための自転車など）備蓄体制を整備する。

また、道路啓開等を迅速に行うため、協議会の設置等による道路管理者相互の連携のもと、あらかじめ道路啓開等の計画を立案する。

ウ 道路通行規制

各道路管理者は、被災時の構造物や法面の安全点検等のための道路通行規制に関する震度の基準等（路線又は区間毎）を関係機関と調整し、通行規制の円滑な実施体制を整える。

エ 道路利用者への広報

各道路管理者は、被災時の道路利用者の適切な判断と行動につなげるため、道路施設等に海拔情報を表示し、道路利用者へ海拔情報を提供するなど、平時から防災知識の啓発活動を推進する。

5 河川、地すべり防止施設等災害予防計画

(1) 河川

地震による河川の被害は、河川堤防の亀裂、沈下、法面のはらみ、崩れ等があり、更にこれらに伴う護岸、水門、樋門、橋梁等のコンクリート構造物の沈下及び亀裂が予想される。したがって、河川管理者は、国が示す耐震点検要領等に基づき耐震点検を実施し、被害の程度及び市街地の浸水による二次災害の危険度を考慮して耐震補強に努めるめるとともに、内水排除用ポンプ車等の確保についても検討する。

また、橋梁、排水機場、水門等の河川構造物についても検討を行い、耐震補強に努める。

なお、地震発生後は、緊急車両用道路、避難場所、ライフライン等の河川区域内の使用の要請が予測されるため、基本的な対応方針を決めておくものとする。

(2) 河川関連施設

河川関連施設では、上水道、農業用水等の取水から、下水道や生活排水まで行われており、地震による取・排水の不能は、直接住民生活に重大な影響を与えることとなる。

このことから、河川管理者は、耐震性が不十分な施設については、改修時に河川管理施設等構造令及び河川砂防技術基準に基づき、その向上を図る。

(3) 地すべり防止施設

市や関係機関においては、地すべり危険箇所の防止施設整備を計画的に推進しているが、地震をきっかけとして地すべりが発生したり、再移動を開始したりするおそれや、施設の老朽化に伴う機能低下が懸念される。

このことから、地すべり防止工事については、緊急度の高い危険箇所から順次整備することとし、当面は、表面水、浸透水、地下水の排除や抑止杭等により防止工事を進める。

また、地すべり防止区域内の禁止及び制限行為の監視を強化するとともに、防止施設の点検を定期的実施する。

(4) 急傾斜地崩壊防止施設

急傾斜地危険箇所については、工事の着手率が低く、未整備箇所の整備が必要となっている。このため、市及び関係機関は、危険度の高い箇所から重点的に整備を推進する。

(5) 砂防施設

砂防ダム施設管理者は、現行の設計基準を満たしていない老朽化した砂防ダムについて、堤体腹付補強、グラウト補強等を実施する。

(6) 治山施設

市及び関係機関においては、山地災害危険箇所の治山工事を計画的に進めているが、地震をきっかけとして山腹の崩壊、土砂の流出、地すべりが発生する場合があります、更に積雪期には雪崩の発生も考えられる。

また、過去に工事が完了したところでも施設の老朽化が進んでいるものもあり、災害の拡大も予想される。

治山施設に関する山腹崩壊危険地区、崩壊土砂流出危険地区、地すべり危険地区、雪崩発生危険地区等については、自治会長、農家組合長等の協力を得て調査を行い、危険性の高い地区については、法令に基づく区域に指定して、治山施設、地すべり防止施設の整備を治山整備計画に積極的に登載し、計画的に県に要望する。

6 港湾・漁港施設等の災害予防計画

(1) 施設点検、耐震性の確保

港湾・漁港施設の管理者は、海岸保全施設の地震に対する安全性を確保するため、点検要領等により、計画的に点検を実施し、その結果に基づき設計指針等により、緊急性の高い箇所から計画的・重点的な耐震性確保に努める。

(2) 災害危険箇所の調査、整備

港湾・漁港施設の管理者は、地震に起因する堤防の沈下により生じる被害を防止するため、ゼロメートル地帯の海岸堤防等の耐震性の向上を推進する。

また、災害危険箇所の定期点検を実施し、危険箇所整備計画を策定するとともに、計画的な整備に努める。

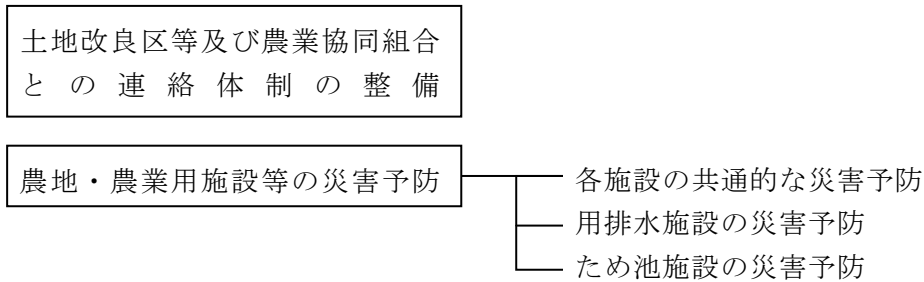
第9節 農地・農業用施設等災害予防計画

担当：農林水産課、建設課

1 計画の方針

市は、農地・農業用施設の災害の未然防止と被害解消のため、湛水防除、ため池等整備、地盤沈下対策等を防災上の観点からの緊急度、影響度等を考慮して計画的な整備を推進するとともに、公益的機能を果たしている農業用施設の適正な維持管理体制の整備、強化を図る。

2 計画の体系



3 土地改良区等及び農業協同組合との連絡体制の整備

市は、土地改良区等及び農業協同組合から被害発生の情報が入ったときには、その情報が速やかに関係機関に報告されるよう、また、市から土地改良区等及び農業協同組合への伝達等が確実に伝わるよう緊急連絡体制を整備する。

4 農地・農業用施設等の災害予防

各施設管理者は、地震による被害軽減のため、平時から農地・農業用施設等の定期的な点検を実施し、異常な兆候の早期発見、危険箇所の整備を行う。

また、過去に被害が生じた箇所や主要構造物、土砂災害危険箇所等の点検、監視を行い、安全を確保する。

用排水施設管理者は、地震活動及び津波の発生が予想される場合には、ダム・ため池、頭首工、排水機場、水門等の適切な操作を行う。

なお、その操作に当たり、危害を防止するため必要があると認めるときは、あらかじめ、必要な事項を市及び警察署に通知するとともに住民に周知させる。

(1) 各施設の共通的な災害予防

農地・農業用施設等の管理者は、次の事項に十分留意の上、災害予防対策に当たる。

ア 管理体制等の整備

頭首工、樋門、樋管、大規模排水機場等の農業用施設の管理については、一貫した管理体制がとられるように措置するとともに、各管理主体で施設の維持管理計画を定め、操作マニュアルの作成、管理技術者の育成確保など管理体制の強化と徹底を図る。

イ 施設の点検

あらかじめ地震発生時緊急点検必要施設等の指定を行い、震度4以上の地震が発生した場合の臨時点検基準を設け、土地改良区等と連携して直ちにパトロールを実施し、ため池、地すべり危険箇所等の緊急点検を行う体制を整備する。点検箇所位置図、点検ルート、点検手順、点検マニュアル等の作成を行う。

ウ 情報管理手法の確立

基幹農道、頭首工、樋門、樋管、大規模排水機場、地すべり防止施設等の農業用施設等

に関する雨量、水位、水質等の防災情報を一元的に迅速かつ的確に集約する手法の導入や整備を検討する。

エ 緊急用資機材の点検、備蓄

緊急用資機材については、防災備蓄拠点に村上市建設業協会等の民間団体と協力し、備蓄に努める。

(2) 用排水施設の災害予防

用排水施設管理者は、用排水施設の整備に当たって、地域全体の排水機能の向上等の多面的効果が発揮されるよう配慮するものとし、土地利用の変化や排水先河川の整備状況も十分考慮した湛水防除事業や地盤沈下対策事業による農業用施設の機能回復に努めるなど、被害の早期救済と未然防止を図る。

また、頭首工、樋門、樋管など農業用河川工作物については、危険度や緊急度に応じて計画的な整備を推進し、効果の早期発現に努める。

(3) ため池施設の災害予防

農業用ため池については、堤体の崩壊や取水施設等の破損、損壊により出水の危険性が大きい。このため、施設管理者は、平時からため池の点検を実施し、異常な兆候の早期発見、危険箇所の整備に努める。

また、出水時及び異常時には応急措置を施すことができるよう体制を整備するとともに、貯水制限等の措置を講じて災害の未然防止に努める。

なお、ため池の老朽化の甚だしいもの、堤体構造に不安のあるものについては、各施設の危険度判定結果をもとに、放流用の水路とともに計画的な施設の整備を推進する。

第10節 防災通信施設災害予防計画

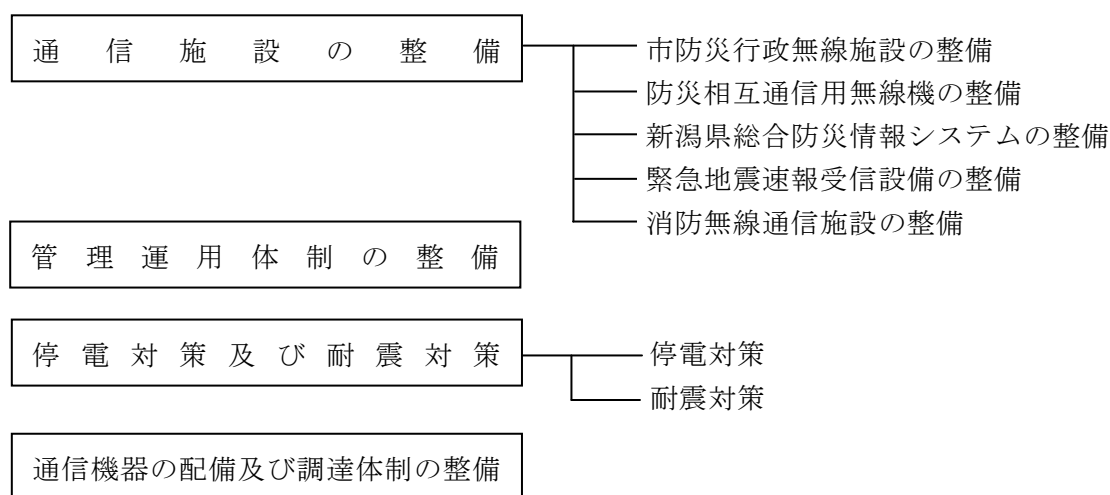
担当：総務課、消防本部

1 計画の方針

災害時の応急対策活動の実施及び被害の軽減を図るためには、防災関係機関、住民等、生活関連機関それぞれの間において、迅速かつ的確な情報の収集、伝達を行うことが重要である。

このため、市は、災害時の通信手段の確保のため、通信施設の災害に対する安全性の確保、停電対策及び施設の充実に努める。

2 計画の体系



3 通信施設の整備

(1) 市防災行政無線施設の整備

災害時に被害の軽減を図るためには、市から住民等に対して迅速かつ的確な情報の伝達が必要であるため、市は、そのための通信施設の整備を行う。

ア 固定系

地域住民に対する防災情報の伝達の迅速化及び周知徹底のため、同報系防災無線システムを整備しており、このシステムは、本庁、各支所及び消防本部からサイレンを吹鳴し、屋外スピーカ及び戸別受信機から市内一斉放送、地区を限定しての放送も可能となっている。

また、全国瞬時警報システム（J—ALERT）を導入しており、緊急地震速報等といった、対処に時間的余裕のない事態に関する緊急情報を、同報系防災無線システムを自動起動することにより、サイレンや音声放送で住民に緊急情報を瞬時に伝達することが可能となっている。今後もより確実な情報伝達のため、機器や機能の充実に努める。

イ 移動系

現在は、災害対策本部と災害現場、災害対策支部、避難所等を結ぶため車載型と携帯型の無線を有しており、今後も機器の充実に努める。

ウ 地域防災系

市及び消防本部・各分署と医療機関、学校、電力会社、ガス事業者等の生活関連機関と相互通信を行う地域防災無線の整備についても検討する。

(2) 防災相互通信用無線機の整備

市は、災害発生時の被災地における防災関係機関相互の防災活動を円滑に進めるため、

防災相互通信用無線機等を整備する。

(3) 新潟県総合防災情報システムの整備

市は、災害時に被害の軽減を図るため、県との間において、迅速かつ的確な情報の伝達、収集、共有を行うための新潟県総合防災情報システムの整備を推進する。

(4) 緊急地震速報受信設備の整備

市は、住民への迅速な緊急地震速報の伝達のため、その伝達体制及び受信設備等を整備する。

また、携帯電話メールサービスの活用など多様な情報伝達手段の確保に努める。

(5) 消防無線通信施設の整備

消防無線には、周波数別に市町村波、県内共通波、全国共通波、防災相互波、ブロック波がある。消防本部は、広域応援体制による消火活動等を円滑に実施するため、全国共通波の整備に努める。

4 管理運用体制の整備

市及び消防本部は、非常時の無線運用要員の体制を整備し、勤務時間外においても非常時の無線運用要員をいち早く確保できるような体制を整備する。

また、実践的な非常通信訓練を定期的実施し、無線運用の習熟を図る。

5 停電対策及び耐震対策

(1) 停電対策

市及び消防本部は、商用電源停電時も通信設備に支障のないように、自動起動・自動切替の非常用発電設備、直流電源設備等の整備を促進する。

(2) 耐震対策

市及び消防本部は、通信設備は揺れにより転倒したり、移動したりしないよう、堅牢に固定するなど、耐震対策を図る。

6 通信機器の配備及び調達体制の整備

市及び消防本部は、災害時の活動を円滑に行うため、無線機の適正配置及び日常点検の実施に努めるとともに、無線機が不足した場合に備え、無線機器の借用について電気通信事業者等と協議する。

また、市は、無線機以外にも有効な通信手段となる衛星電話、携帯電話の整備に努めるとともに、FAX、インターネット、アマチュア無線の活用を図る。

第11節 電気通信施設災害予防計画

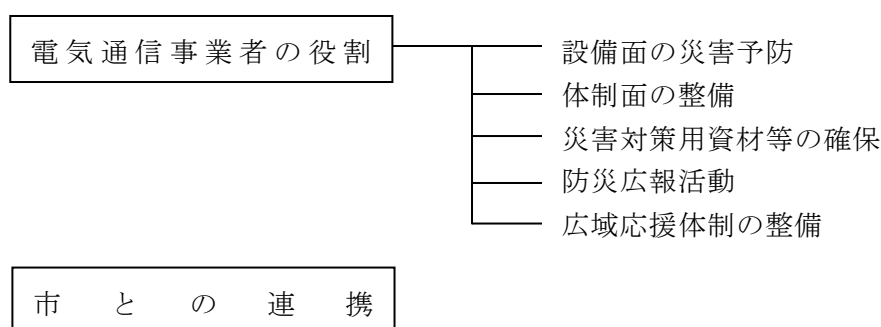
担当：総務課

1 計画の方針

電気通信事業者は、電気通信設備の公共性に鑑み、災害時においても通信網が確保できるよう、設備の耐震対策及び輻輳対策等の推進と防災体制の確立を図る。

市は、災害時に電気通信事業者（固定電話会社、携帯電話会社等）と円滑な連絡が取れる体制を構築する。

2 計画の体系



3 電気通信事業者の役割

(1) 設備面の災害予防

電気通信設備の公共性に鑑み、災害時においても重要通信を確保できるよう平素から設備自体を物理的に強固にし、災害に強い信頼性の高い通信設備の設計及び設置を図る。

また、直接被害を受けなかった都市相互間の通信が途絶したり麻痺したりしないよう、通信網についてシステムとしての信頼性の向上に努める。

(2) 体制面の整備

日常における防災準備体制の整備を図るとともに、災害時の防災活動を安全かつ迅速に遂行するため、社員の安全確保と関係社員が迅速かつ防災業務を遂行できるよう、防災に関する教育及び災害復旧に必要な防災訓練に積極的に参加し、又はこれに協力する。

(3) 災害対策用資材等の確保

災害発生時の通信を確保し電気通信設備を迅速に復旧するため、災害復旧資材等の主要拠点への配備充実を図る。

(4) 防災広報活動

災害によって電気通信サービスに支障を来した場合又は利用の制限を行った場合、正確かつ速やかに広報活動を行うため関係部門との連絡体制や連絡ルートの整備を図り、基礎データ等を事前に準備しておく。

(5) 広域応援体制の整備

大規模災害が発生した場合、防災体制を確立するとともに、全国からの応援を要請し、迅速な災害復旧を可能とするよう平常時からあらかじめ措置方法を定めておく。

4 市との連携

市と電気通信事業者は、平常時から緊密に連絡を取りあい、災害時に情報共有が可能な体制を構築する。

第12節 電力供給施設災害予防計画

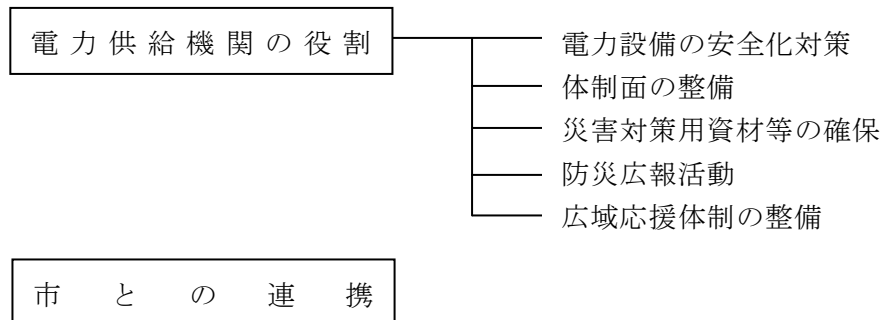
担当：総務課

1 計画の方針

電力供給機関は、災害時における電力供給ラインを確保し、住民の日常生活及び社会経済活動の安定を図るため、電力施設の防護対策に努める。

市は、災害時に電力供給機関と円滑な連絡が取れる体制を構築する。

2 計画の体系



3 電力供給機関の役割

(1) 電力設備の安全化対策

ア 電力設備の安全化対策

電力設備は、災害による被災事例等の経験を生かして万全の予防措置を講ずる。

なお、各設備の建物については、建築基準法に基づき耐震設計を行う。

イ 電力の安定供給

電力系統は、発電所、変電所、送電線及び配電線が一体となり運用している。

また、電力各社間も送電線で接続されており、緊急時には相互に供給力の応援を行うことになっている。

このため、重要な送・配電線施設の2回線化及びループ化など信頼度の高い構成とするとともに、これらを制御する通信系統も二重化する。

(2) 体制面の整備

体制面の整備として次の項目に対し重点を置く。

ア 電力の安定供給

イ 防災訓練の実施

ウ 電気事故の防止

(3) 災害対策用資材等の確保

ア 災害対策用資材等の確保及び整備

災害発生時に備え、平常時から災害対策用資材等の確保及び整備点検を行う。

また、車両、船舶、ヘリコプター等による輸送計画を樹立しておくとともに、輸送力確保に努める。

イ 災害復旧用施設及び設備の整備

災害復旧を円滑に行うため、必要な移動用設備等を整備しておくとともに、応援体制の受入れ及び資材集荷、受渡し等の復旧活動に備えた前進基地を選定しておく。

(4) 防災広報活動

常日頃から、停電による社会不安の除去、公衆感電事故、電気火災等の二次災害防止に

に向けた広報活動に努める。

(5) 応援協力体制の整備

各電力会社との電力融通、災害対策用資材及び復旧応援体制を整備しておく。

また、関連工事会社については「非常災害復旧に関する協定」に基づき応援協力体制を整備しておく。

4 市との連携

市と電力供給機関は、平常時から緊密に連絡を取りあい、災害時に情報共有が可能な体制を構築する。

第13節 ガス施設災害予防計画

担当：総務課

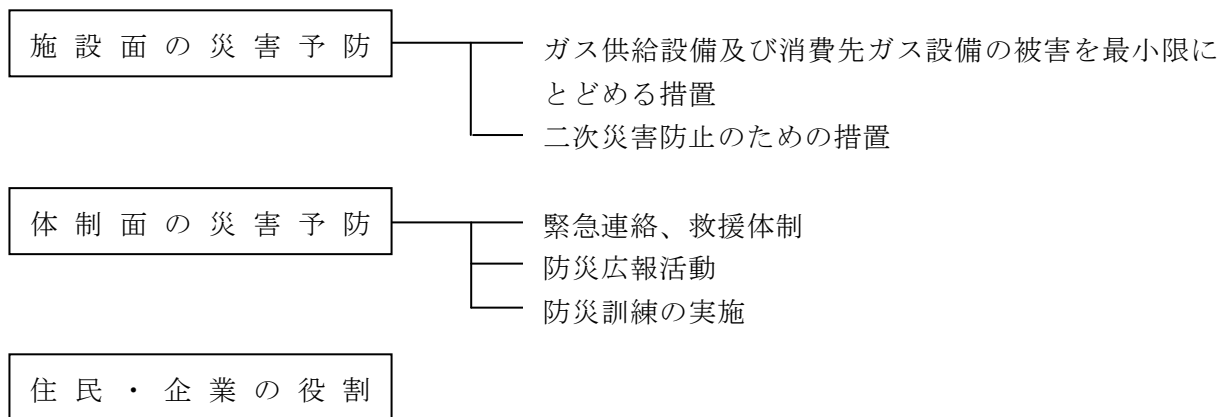
1 計画の方針

ガス事業における震災対策は、地震によるガス施設の被害を最小限にとどめ、ガスによる二次災害を防止し、ガスの安全かつ速やかな復旧を目的として適切な対策を講じることを基本とする。

このため、都市ガス事業者、LPガス充てん事業者及びLPガス販売事業者（以下「ガス事業者」という。）は、施設面及び体制面の災害予防を計画的に策定するとともに、応急対策を円滑に実施するため、平常時において資機材の整備、復旧計画、広報計画を策定する。

市は、公共施設等でガスが使用できなくなった場合のLPガス等による代替措置を確保するとともに、地震発生時の安全措置等について普及・啓発を図る。

2 計画の体系



3 施設面の予防

ガス事業者は、地震による被害を最小限にとどめるとともに、ガスによる二次災害を防止するため、万全の措置を講じる。

(1) ガス供給設備及び消費先ガス設備の被害を最小限にとどめる措置

- ア ガス供給設備の耐震性向上を計画的に進める。
- イ 消費者に対して消費先ガス設備の耐震性強化について周知等により助言を行う。
- ウ 積雪期における地震発生時の事故発生防止と緊急点検・安全確認点検のため、ガスメーター及びLPガス容器の設置場所に配慮するとともに、消費者に対してガスメーター及びLPガス容器周辺の除雪について協力を求める。

(2) 二次災害防止のための措置

- ア 消費者に対して地震発生時に取るべき安全措置をあらかじめ周知する。
- イ 緊急措置及び点検を速やかに実施できる体制を整備する。
- ウ 地震発生時に速やかに緊急措置を行う遮断装置等を整備する。

4 体制面の予防

(1) 緊急連絡、救援体制

ア ガス事業者は、災害の発生が予想され、又は発生した際に、経済産業省、日本ガス協会を始め、市及び関係機関等との相互の情報連絡が円滑に行えるよう、あらかじめ緊急連絡体制を定め、情報連絡の方法を確認しておく。

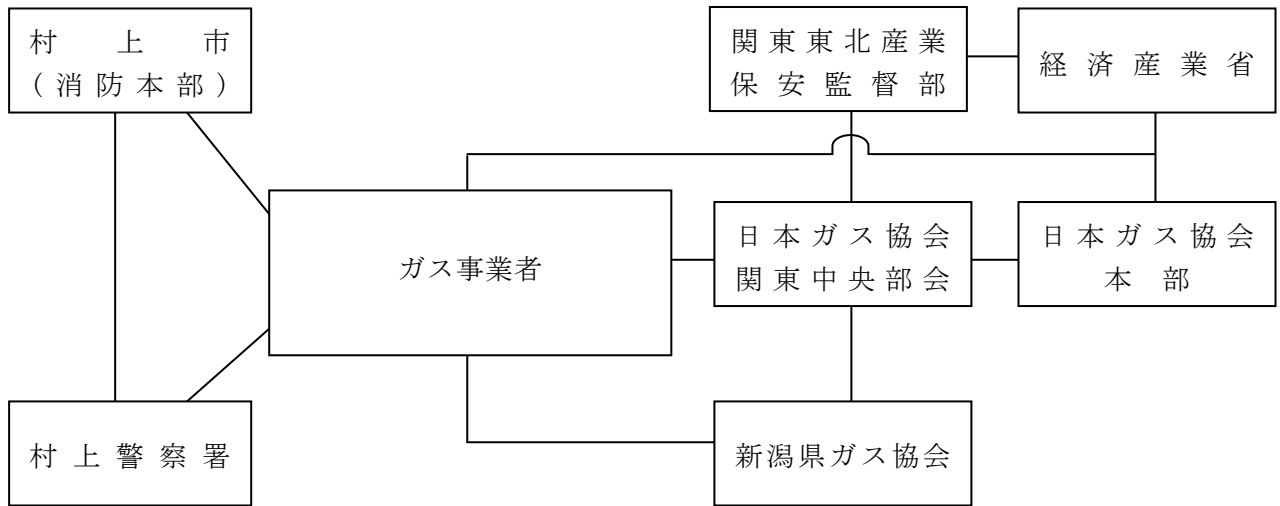
イ ガス事業者は、速やかにガス供給設備及び消費先ガス設備を復旧するため、平時から災

害対策用資機材を備え、停電対策の整備に努めるとともに、応援協力体制を整備する。

ウ LPガス事業者は、地震による土砂崩れ等により流出・埋没した容器の回収に必要な体制を整備するとともに、都市ガス供給停止区域にある指定避難所、公共施設等へのLPガス緊急供給のための応援協力体制を整備する。

エ 市は、公共施設等でガスが使用できなくなった場合のLPガス等による代替措置を検討し、調達できる体制を整備する。

【緊急連絡、救援体制】



(2) 防災広報活動

市は、地震発生時の二次災害防止と効果的な復旧作業を行うため、平常時、地震発生時、供給停止時等の広報の手段・方法について、あらかじめフロー図、広報例文、広報内容を準備しておくとともに、一般家庭・事業所に対して、次のとおり、地震発生時に取るべき安全措置の重要性や、マイコンメーター・感震装置など災害時に作動する安全機器等について普及・啓発を図る。

また、要配慮者等と接する機会の多い、ホームヘルパー、民生委員等の福祉関係者に対して、地震発生時の安全措置について普及・啓発を図る。

ア 平常時から、地震発生時の二次災害防止のためのPRを実施するとともに、広報活動を円滑に実施するため、需要家を始め報道機関、市等関係機関との広報ルートを整備しておく。

イ 大規模地震発生時は、需要家はもちろん関係機関の協力のもと、速やかに二次災害発生の防止を図るための広報を行う。

ウ 供給停止をした場合は、供給停止地区への広報のほか、供給継続地区へのガスの安全使用に関する広報を行う。

(3) 防災訓練の実施

市は、防災訓練に際して、地域住民とともに避難所のガス器具等の使用の訓練を行う。

5 住民・企業の役割

- (1) 所有するガスの設備について、ガス事業者の助言を得て、防災活動を行う。
- (2) 地震発生時にとるべき安全措置の重要性、及びマイコンメーター、感震装置等の災害時に作動する安全機器について、ガス事業者からの周知等を通じてあらかじめ理解しておく。
- (3) ガス供給停止に備え、カセットコンロ等の簡易調理器具を家庭で準備する。

- (4) 積雪期における地震発生時の事故発生防止と緊急点検・安全確認点検のため、LPガス容器やガスメーター周辺の除雪を行う。

第14節 上水道施設災害予防計画

担当：水道局

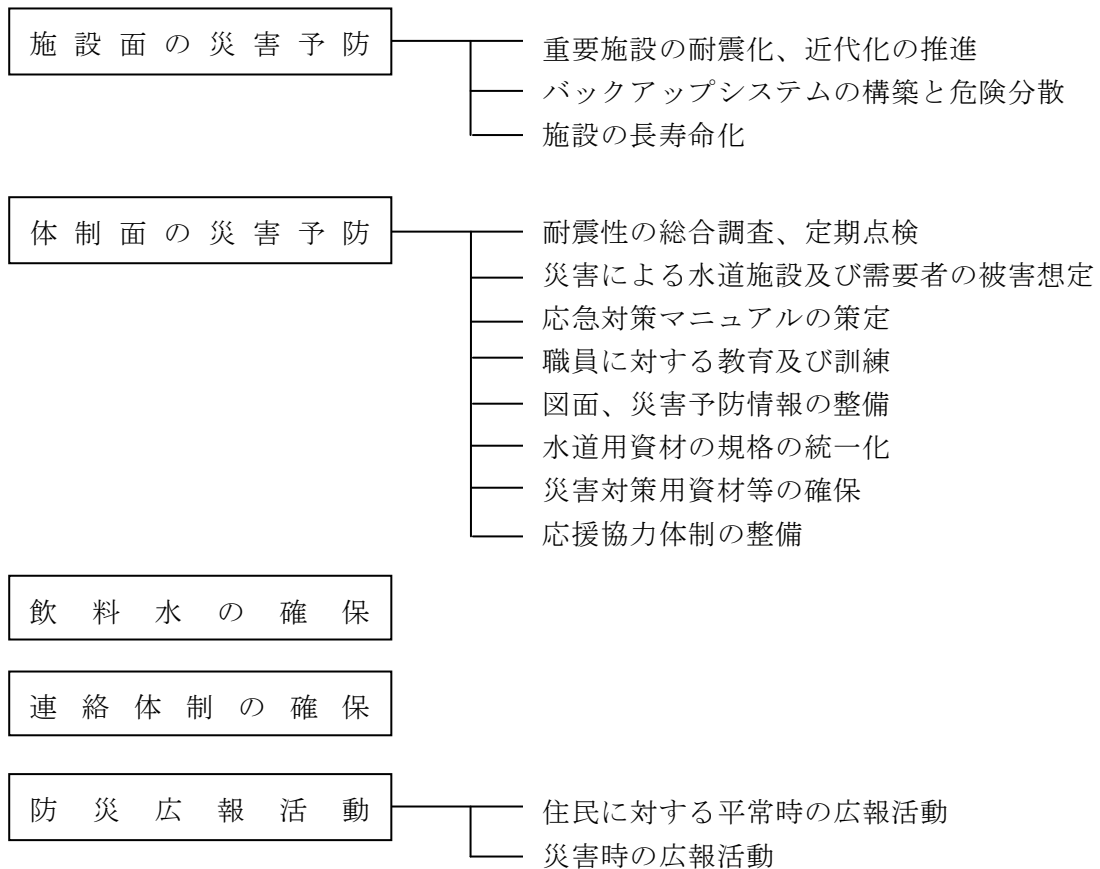
1 計画の方針

大規模な災害の発生に伴う、断水・減水を最小限にとどめるため、市水道局は、施設面及び体制面の災害予防対策を計画的に策定するとともに、応急対策を円滑に実施するため、平常時において資機材の整備、復旧計画、訓練、広報計画を策定する。

また、被災住民の生活への影響を考慮した応急復旧（仮復旧を含む。）までの期間を設定し、この間における経過日数ごとの1人当たりの応急給水目標水量を設定する。

応急復旧の目標	具体例
応急復旧期間	被災後、概ね1か月を目途に応急復旧
応急給水の目標	被災直後から応急復旧までの1人当たりの供給量 ・被災直後は生命維持に必要な水量（3ℓ/日） ・1週間後は炊事、洗面等最低生活水量（20～30ℓ/日） ・2週間後は生活水量の確保（30～40ℓ/日） ・1か月後は各戸1給水栓の設置

2 計画の体系



3 施設面の災害予防

市水道局は、耐震化計画を策定し、施設の耐震化対策を推進するとともに長寿命化計画の作成・実施等によりその適切な維持管理に努める。

(1) 水道施設の耐震化、近代化の推進

水道施設は、取水から末端給水に至るまで広範囲に配置されており、かつ、各施設は、多種多様な構造物、機器により構成されている。このことから、地震発生時には、非耐震性の管路を中心に被害が発生することは、避けられないものと考えられる。

このため、地震による断水・減水を最小限にとどめるため、重要施設の耐震性の強化を図るための計画を立案し、施設の新設、改良計画に合わせて、計画的に整備を進める。

なお、施設の耐震設計に当たっては、「日本水道協会編：水道施設耐震工法指針解説」に基づき行う。

ア 取水・導水施設

管路は、耐震性継手、伸縮継手等耐震性を考慮した構造、材質とする。

水源については、周辺の状況を把握し、原水の安定取水を図るとともに、予備水源の確保に努める。

イ 浄水施設

浄水施設は、コンクリート構造物が主体で耐震性が配慮されており、被害は、亀裂程度で軽微なものと考えられるが、ポンプ回りの配管構造物との取付管、薬品注入関係の配管設備の耐震化を進めるため、整備増強を行う。

また、被災時の停電を考慮して自家発電設備の整備を行うとともに、保有水量を確保するため、配水池下流に緊急遮断弁を設置する。

ウ 送水、配水施設

送水、基幹配水管（φ200mm以上）については、耐震継手、伸縮可撓管等耐震性の高い構造、工法を採用する。配水管路は、管路の多系統化、ループ化、ブロック化等を行って、断水区域の縮小に努める。既設管については、漏水防止作業を実施し、老朽管の早期布設替に努める。

また、災害時に備え、基幹配水管からの緊急給水所を確保するとともに、緊急給水貯水槽を整備する必要がある。

(2) バックアップシステムの構築と危険分散

重要施設の複数配置や複数電源の確保等、バックアップシステムの構築に努め、機能の強化、危険分散を図る。

(3) 施設の長寿命化

老朽化した施設については、長寿命化計画の作成・実施等により、その適切な維持管理に努める。

4 体制面の災害予防

市水道局は、平常時において、耐震性の総合調査、定期点検等を実施し、耐震対策を推進するとともに、応急対策マニュアルの策定などにより、体制面の整備に努める。

(1) 耐震性の総合調査、定期点検

ア 取水・浄水施設及び配水池等構造物

(ア) 取水井戸等の閉塞に備えて、被災時の取水方法を検討する。

(イ) 老朽化した施設は、目視や非破壊検査等の調査を実施し、応急措置を施す。

(ウ) 池状構造物の目地を調査し、伸縮性の高い目地材等による補強を行う。

(エ) 自然流下系の配水池に緊急遮断弁を設置する。

(オ) 水質試験用の薬品類は、破損対策、混薬防止のため、分離保管等を行う。

イ 導水・送水・配水管路

- (ア) 管路を新設する場合は、基幹配水管等の重要度の高いものから耐震性の高い管及び継手を用いる。
- (イ) コンクリートブロック積上げ構造のバルブ室等の耐震性の強化、構造上不安定な消火栓、空気弁は補強を行う。
- (ウ) バルブのキャップは、日本水道協会規格品とする。
また、開閉器の予備を相当数準備する。
- (エ) 橋梁添架管は、支持取付部吊り金具等の構造は、堅固にするとともに、必要に応じて伸縮管の設置などの補強を行う。
- (オ) 普通、高級鋳鉄管（印籠継手）、硬質塩化ビニル管（TS継手）、石綿セメント管等による基幹配水管は、耐震性の高い管及び継手に布設替をする。
- (カ) 断水区間を縮小できるようバルブを設置する。

ウ 機械・電気・計装設備

- (ア) 電線、ケーブル配線は、配電盤の転倒、移動に備え十分な余長を持たせる。緊急時に入手困難な材料は備蓄する。
- (イ) 自家発電設備の冷却水配管を強化する。
- (ウ) ポンプ設備の水没を防ぐため、構造、目地の調査を行い、必要な補強改善等を行う。
- (エ) 塩素設備は、配管類の強化、ポンベの転倒及び滑動防止を強化する。

(2) 災害による水道施設及び需要者の被害想定

既設導水・送水・配水管は、非耐震性の管路を中心に被害が発生することを予測し、給水目標及び応急対策計画を検討する。

(3) 応急対策マニュアルの策定

応急給水、応急復旧等のマニュアルを作成しておくとともに、従事者の動員表、役割分担表を策定し、迅速かつ適切な応急対策を実施する。

(4) 職員に対する教育及び訓練

ア 教育

災害時における判断力の養成、防災上必要な知識及び技術の向上を図るため、計画的な研修会等を実施する。

イ 訓練

緊急時に迅速かつ的確な対応を図られるよう平常時における総合訓練、各種訓練（動員訓練、情報伝達訓練、施設点検訓練、応急給水訓練、応急復旧訓練等）を実施する。

(5) 図面、災害予防情報の整備

拠点給水所、指定避難所、想定避難住民数、貯水設備等の情報を盛り込んだ応急復旧地図（住宅明細図、配管図等）を作成するとともに、迅速に、必要な図面を現場で使用できる体制の整備に努める。

(6) 水道用資材の規格の統一化

日本工業規格（JIS）及び日本水道協会規格（JWWA）の統一化を図る。

(7) 災害対策用資材等の確保

ア 応急給水用資材の配備増強と広域的な備蓄

- (ア) 給水車、給水タンク、消毒剤等の応急給水用具の整備を図ることとし、不足分については、日本水道協会新潟県支部水道災害相互応援要綱に基づいて対応する。
- (イ) 削岩機、排水ポンプ、発電機、漏水発見機等の応急復旧用機材の整備を図ることとし、不足分については、村上管工事業協同組合、村上市建設業協会等から借り上げて対応する。

イ 復旧用資材の確保に関するメーカー等との協定の締結

応急復旧用資機材の備蓄について、小規模災害程度の備蓄を目標とし、それ以外は、他水道事業者から借り受ける。

また、資材メーカーリストを作成し、緊急調達を行う。

(8) 応援協力体制の整備

ア 他水道事業者、関係機関等への応援要請

(ア) 村上管工事業協同組合、村上市建設業協会等に応援要請を行う。

(イ) 日本水道協会新潟県支部水道災害相互応援要綱に基づいて、応援要請を行う。

イ 応援隊の受入体制の整備

混乱期では、市内での受入体制が困難であることも考えられるため、他市町村の宿泊リストの作成、その他適切な方法で受入体制を整える。

5 飲料の確保

市及び市水道局は、施設の耐震化率等の現状を考慮の上、被害規模（断水発生率等）を想定し、被災直後から経過日数ごとの被災住民に対する応急給水必要水量を見積もり、その確保対策に努める。

また、飲料水等の確保対策として、緊急用井戸等の把握に努める。

6 連絡体制の確立

市及び市水道局は、関係機関との緊急時連絡マニュアル、緊急時連絡先一覧表、連絡様式等を作成し、緊急時連絡体制を確立する。

また、災害時に通信不能とならないように、通信手段の多様化を図る。

7 防災広報活動

市及び市水道局は、災害時に備え、広報活動体制を整備するとともに、平常時から防災広報活動を実施する。

(1) 住民等に対する平常時の広報活動

防災活動を円滑に進めるため、平常時から住民等に対し、防災体制及び飲料水の確保方策等について周知徹底するよう、広報紙、パンフレットの配布等により次のような事項を広報し、防災意識の向上を図る。

ア 非常用飲料水の確保

家庭での非常用飲料水（1人1日3ℓ 3日分）の確保及び備蓄の方法（容器、量、保管方法、交換時期等）

イ 浴槽の水の汲み置き

風呂の残り湯を非常時の生活用水や防火用水の利用

ウ 水質についての説明

備蓄水の水質劣化の説明と煮沸の必要性

(2) 災害時の広報活動

ア 応急給水対策を住民等に周知し、協力が得られるようにする。

(ア) 給水方法（給水車、拠点給水所、ポリタンク、ウォーターパック等）

(イ) 給水場所（地域ごとの給水場所の明示）

イ その他、災害時の広報として被害状況、応急給水、応急復旧の見通し等について報道機関への情報提供を積極的に行い、迅速かつ的確な報道について協力を要請し、住民等の飲料水や生活用水についての不安の解消に努める。

第15節 下水道施設災害予防計画

担当：下水道課

1 計画の方針

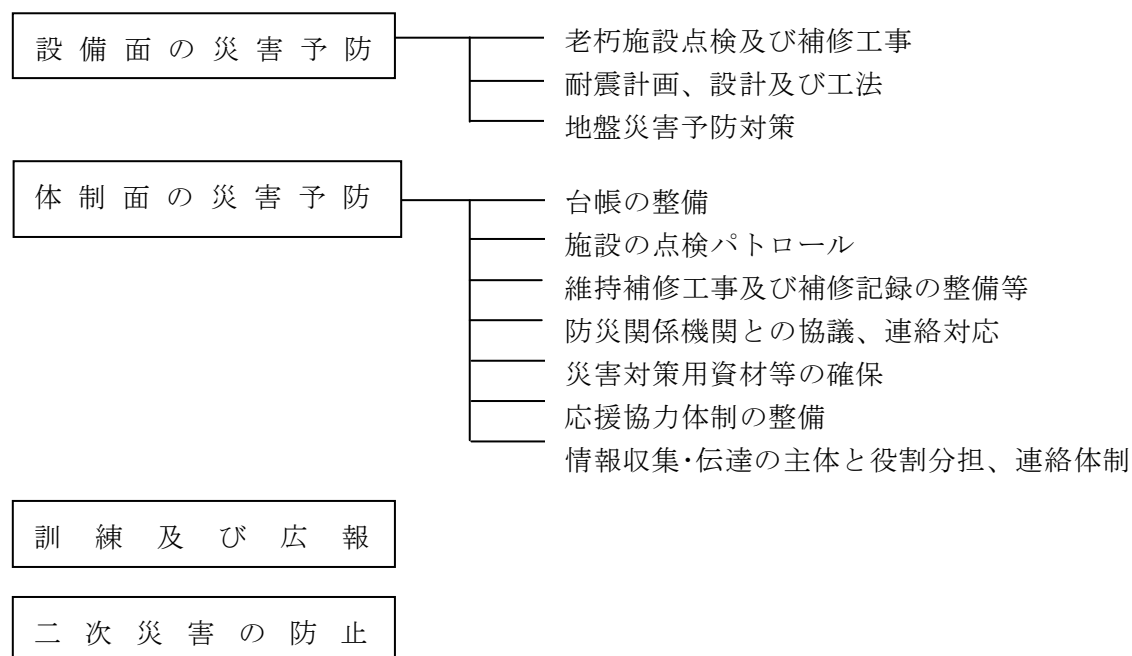
下水道施設は、ライフライン施設として住民等の生活基盤の一翼を担うものであるが、被災時には多くの場合に補修、復旧が困難であり、住民等に与える影響が大きい。

このため、市は、大規模災害発生に伴う下水道施設の被害を最小限にとどめるため、既設施設の定期的保守点検を励行し、将来施設計画においては耐震化を図るとともに、応急対策を円滑に実施するため、被災対策資機材の整備や他機関との連絡協議及び平常時の広報等を実施する。

なお、災害復旧に当たっては、次の表を目安として、被災施設の復旧計画を立て、施設の機能回復及び復旧の早期達成を目指す。

期間	措置内容
地震後 ～3日目程度	<ul style="list-style-type: none"> ・処理場の緊急点検、緊急調査、緊急措置 ・管渠、ポンプ場の緊急点検、緊急調査、緊急措置
〃 3日目程度 ～1週間程度	<ul style="list-style-type: none"> ・応急調査着手、応急計画策定 ・施設応急対策実施
〃 1週間程度 ～1ヶ月程度	<ul style="list-style-type: none"> ・本復旧調査着手 ・応急復旧着手・完了
〃 1ヶ月～	<ul style="list-style-type: none"> ・本復旧調査完了、本復旧計画策定 ・災害査定実施、本復旧着手

2 計画の体系



3 設備面の災害予防

下水道施設は、末端管渠から処理場まで広範囲に配置されており、各施設は多種多様な構造物、機器により構成されているため、下水道施設のすべてを耐震的なものにするには技術的にも経済的にもできないが、できるだけ耐震化を図る必要がある。このため、市は、特に幹線

管渠、ポンプ場、処理場等の重要施設に対しては、耐震対策を講じた施設整備を計画的に実施する。

(1) 老朽施設点検及び補修工事

下水道施設の維持管理に当たり、平常時の巡視及び定期点検を励行し、老朽施設や故障箇所への改善に努める。

(2) 耐震計画、設計及び工法

下水道施設の建設計画時点から、設計及び施工方法について耐震対策を検討する。

(3) 地盤災害予防対策

地震による下水道施設の被害の要因として、地震の特性及び地形等が重要な要素を占めており、地盤の液状化による施設被害が予測される。したがって、今後下水道施設の液状化対策を検討する。

4 体制面の災害予防

(1) 台帳の整備

下水道台帳（調書、一般図、施設平面図）は、被害時の調査及び復旧の作業を円滑に行う上で重要な資料である。そのため、市は、資料の収納及びデータ管理を行う施設について耐震化を進めるとともに、遠隔地に複数管理（バックアップ）して、資料の安全性の向上を図る。

(2) 施設の点検パトロール

市は、下水道施設の点検パトロールにおいて、災害に対し敏速かつ適切な措置が行えるように、その施設の機能状況の把握に努める。

(3) 維持補修工事及び補修記録の整備等

市は、異状箇所の補修及び施設改良の記録が、災害時に有効に活用できるよう整備しておく。

(4) 防災関係機関との協議、連絡対応

ア 市は、関連機関（道路管理者、河川管理者、警察、ガス事業者、電力会社、NTT等）と、災害時の連絡、対応、協力体制等について事前に打合せをしておく。特に、道路管理者、河川管理者、警察とは、災害時の情報交換、二次災害の防止のための措置について具体的な打合せを行っておく。

イ 市は、県との災害応援協定等による緊急体制の整備をしておく。

(5) 災害対策用資材等の確保

ア 調査用機材及び応急措置用資材は、災害発生後直ちに使用できるように場所を定めて保管しておく。

イ 関連業者等にある応急用資材も災害時に協力が得られる体制にしておく。

ウ 災害用携帯トイレ等備蓄品の確保に努める。

(6) 応援協力体制の整備

市は、下水道関連業者等とあらかじめ次の応援協力体制について打合せしておく。

ア 災害対応組織

イ 災害対応協力体制

ウ 非常配備体制

エ 緊急時における連絡手段の確保

(7) 情報収集・伝達の主体と役割分担、連絡体制

市は、緊急時において的確な情報の収集に努められるよう、役割分担、連絡体制の整備をしておく。

5 訓練及び広報

市は、災害発生時における的確な防災対策が講じられるよう、平常時から訓練及び広報を行う。

また、一般家庭・事業所における携帯トイレ等備蓄の重要性、災害時の下水道使用について普及・啓発を行う。

6 二次災害の防止

市は、災害時において、下水道各施設の損傷の拡大及び機能低下を最小限に防止するよう努める。

また、これらの被害に伴う災害、例えばポンプ場及び施設場内での各種薬品類、ガス及び重油等の燃料の漏えいその他の二次災害が生じないように整備を図る。

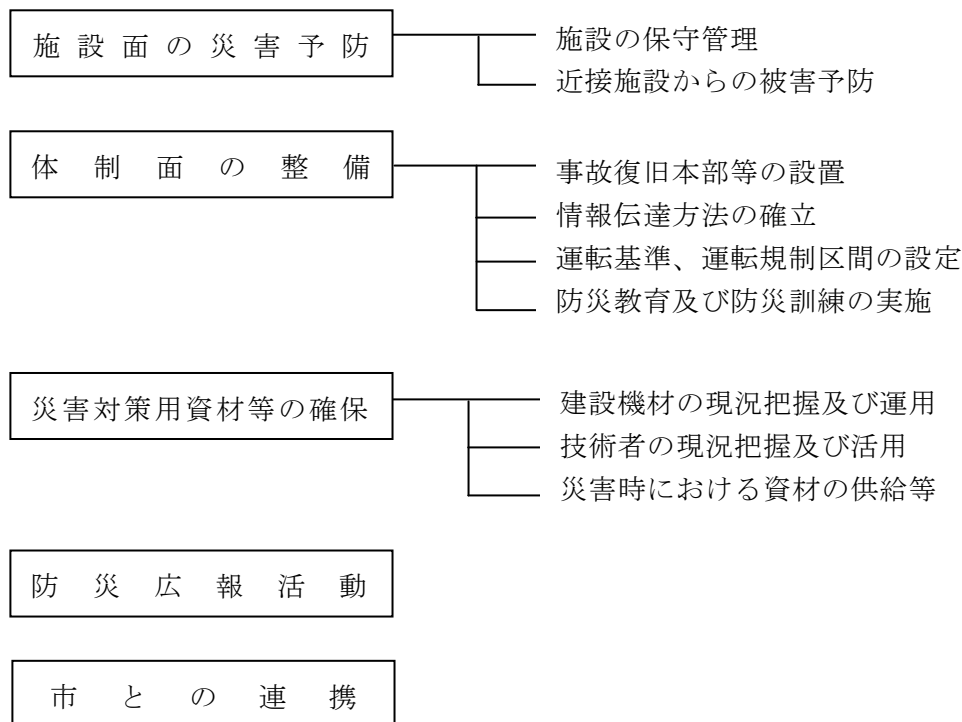
第16節 鉄道施設災害予防計画

担当：総務課

1 計画の方針

鉄道事業者（JR東日本新潟支社内の村上駅管理内の関係箇所）は、災害が発生した場合、被害を最小限にとどめ、旅客の安全を確保するため、災害規模に応じた防災体制等の確立を図る。

2 計画の体系



3 施設面の災害予防

(1) 施設の保守管理

土木建造物の被害が予想される高架橋、橋梁、盛土、鉄道等の定期検査を行い、その機能が低下しているものは補強、取替等の計画を定める。

(2) 近接施設からの被害予防

線路に近接する施設等の落下、倒壊による線路への被害を防止するため、関係官公庁、施設関係者に施設整備及びその推進を要請する。

4 体制面の整備

(1) 事故復旧本部等の設置

事故復旧本部等の設置基準、組織体制、職務分担等は、あらかじめ定められた社内規程による。（具体的には、災害規模に応じて新潟支社内に災害対策本部、村上地区内に現地復旧本部を設置する。）

(2) 情報伝達方法の確立

ア 防災関係機関、地方自治体との緊急な連絡及び部内機関相互の情報伝達を円滑に行うため、支社の指示等を受けながら次の通信設備を整備する。

(ア) 緊急連絡用電話

- (イ) 指令専用電話
- (ウ) F A X
- (エ) 携帯電話
- (オ) 列車無線
- (カ) 携帯無線機等

イ 風速計、雨量計、積雪計を支社の指示等を受けながら整備するとともに、情報の伝達方法を定める。

(3) 運転基準、運転規制区間の設定

災害等発生時の運転基準、運転規制区間をあらかじめ定め、発生時にはその強度により支社の指令等は運転規制等を行うとともに、支社及びJ Rの関係箇所と連携して安全確認を行う。

(4) 防災教育及び防災訓練の実施

関係者に対し次の事項について防災教育を行うとともに、必要な訓練を実施する。

- ア 災害発生時の旅客の案内
- イ 避難誘導等混乱防止対策
- ウ 緊急時の通信確保・利用方法
- エ 旅客対策等

5 災害対策用資材等の確保

早急な運転再開を図るため、建設機材・技術者の現況把握及び活用方法、資材の供給方法をあらかじめ関係箇所と協議しておく。

(1) 建設機材の現況把握及び運用

復旧作業に必要な応急建設機材について、関係箇所の配置状況、種類、数量及び協力が得られる部外関係機関、関係協力会社等の手持ちを調査しておくとともに、借用方法、運用方法について協議しておく。

(2) 技術者の現況把握及び活用

復旧作業に従事する技術者等の技能程度、人員、配置状況を把握しておくとともに、緊急時に対応できる関係協力会社の状況も併せて把握しておく。

(3) 災害時における資材の供給等

災害時における資材の供給については、災害用貯蔵品の適正な運用を図るとともに、必要ときは関係協力会社から緊急調達する等迅速な供給体制を確立するため、あらかじめ協議しておく。

6 防災広報活動

運転の状況、復旧見通し等について、正確かつ速やかに広報活動を行うための情報連絡体制を確立する。

7 市との連携

市と鉄道事業者は、平常時から緊密に連絡を取りあい、災害時に情報共有が可能な体制を構築する。

第17節 危険物等施設災害予防計画

担当：総務課、消防本部

1 計画の方針

危険物、高圧ガス、火薬類、毒物、劇物等の危険物及び放射性物質（以下「危険物等」という。）は、その貯蔵又は取扱い上の不備が直ちに災害発生の原因となり得るとともに、他の原因に基づく災害発生時においては、被害を拡大する要因にもなり得る。

危険物等を取り扱う施設の関係者は、保安体制を強化し、法令に定める保安措置を講ずるとともに、施設の耐震性の強化、保安教育及び訓練の徹底等により、災害発生の未然防止を図る。

市は、県と連携のもと、保安体制を強化し、法令に定める保安措置を講ずるとともに、施設の耐震性の強化、保安教育及び訓練の徹底等により、災害発生の未然防止を図る。

2 計画の体系

危険物施設安全対策

火薬類製造施設等安全対策

高圧ガス製造施設等安全対策

毒物・劇物保管貯蔵施設安全対策

放射線使用施設（医療機関）の安全対策

学校、研究施設等安全対策

3 危険物施設安全対策

危険物による災害は、災害等による発災はもとより、二次災害による被害も大きなウェートを占めることが予想されることから、災害時の初期対応が特に重要と考えられる。

このため、危険物取扱事業所は、関係機関と連携した保安体制の強化、法令に定める適正な保安措置を講じるとともに、施設の耐震性の強化、化学消防力の強化、自衛消防組織の育成、事業所間相互の応援体制の確立、保安教育及び訓練の徹底によるヒューマンエラーの防止等災害の未然防止を図る。

市は、市内にある危険物施設の設置状況を把握する。

また、消防本部は、危険物施設の立入検査を適宜実施するとともに、次の指導等を行い、災害を未然に防止する。

- (1) 危険物施設の位置、構造及び設備の維持管理に関する指導
- (2) 危険物の運搬、積載の方法についての指導
- (3) 危険物施設の管理者、危険物保安監督者に対する指導
- (4) 危険物の貯蔵取扱い等安全管理についての指導
- (5) （公財）新潟県危険物安全協会の協力のもと、保安に関する講習会等を開催し、自主保安体制の確立に関する指導、啓発に努める。

- (6) 危険物取扱事業所には、被災した場合に備え、消防、警察等関係機関及び関係事業所と連絡体制の確保を図るよう指導する。
- (7) 災害発生時の自衛消防組織や活動要領を定め、迅速な対応が図れるように指導する。

4 火薬類・高圧ガス製造施設等安全対策

火薬類及び高圧ガスは、その物性や化学的特性から、また、爆発性や毒性から大災害につながるおそれがある。このため、火薬類取扱事業所及び高圧ガス取扱事業所は、関係機関と連携した保安体制の強化、法令に定める適正な保安措置を講じるとともに、保安教育及び訓練によるヒューマンエラーの防止策、災害の未然防止を図る。

また、消防本部は、次の安全対策を実施する。

- (1) 貯蔵所、消費場所等の保安検査及び立入検査
- (2) 各事業所における実情把握と各種保安指導の推進
- (3) 関係行政機関との緊密な連携
- (4) 高圧ガス取扱事業所に対し、具体的な災害想定のもと、より実践的な防災訓練等の実施についての指導
- (5) 災害発生時の自主防災組織の体制整備を行う等、迅速な対応についての指導

5 毒物・劇物保管貯蔵施設安全対策

毒物及び劇物は、その物性や化学的特性のため、漏えいするとその毒性により大きな被害が想定される。このため県は、災害時における毒物又は劇物による被害を防止するため、毒劇物営業者及び毒劇物を業務上使用する者に対し、製造、販売及び使用のあらゆる段階において次のとおり規制、指導を行い、災害予防対策を講じる。

また、消防本部は、査察等を通じ必要と認めるときは、県に対し、規制、指導等を要請する。

- (1) 毒劇物営業者及び取扱責任者に対し、常に登録基準に適合するよう施設を維持させる。
- (2) 関係機関との連絡を強化し、防災上適切な措置が講じられるよう指導する。
- (3) 営業所等に対し立入検査を実施し、毒劇物の貯蔵量に対応する設備の指導を実施する。
- (4) 毒劇物を業務上使用するもののうち、シアン化合物、酸類等を大量に使用する業態及び有機リン剤等の特定毒物営業者等に対し、特に重点的に指導を実施する。

6 放射線使用施設（医療機関）の安全対策

放射性同位元素及び放射線使用施設は、その特性から、漏えいすると環境を汚染する災害が発生するおそれがある。このため、放射線使用施設の管理者は、関係機関と連携して保安体制を強化し、法令に定める適正な障害阻止のための予防措置、保安教育及び訓練の徹底による災害の未然防止を図る。

- (1) 事前を実施すべき具体的措置
 - ア 放射線施設
 - (ア) 放射性同位元素汚染の拡大防止のため開口部や配管、配線の被害防止対策等
 - (イ) 放射性同位元素の室外漏えい防止のための措置
 - イ 放射線施設内設備
 - (ア) 線源収納部の耐震性の確保並びに転倒、移動及び落下の防止措置
 - (イ) 治療用線源、CTなどによる治療中、診断中の場合の過度の照射対策等
 - ウ 放射性同位元素保管容器類
 - (ア) 放射性同位元素収納容器、廃棄物収納容器類の接触、転倒及び落下防止対策
 - (イ) 放射性同位元素廃液容器の破損防止措置
- (2) 非常用機器材の整備

- ア 放射線測定機器、放射線被ばく防護機材、汚染防止用具類、消火器類等の整備
- イ 非常用電源類等の整備
- (3) 放射性同位元素の管理
 - 緊急収納用の運搬可能な鉛容器等の準備等
- (4) 行動マニュアル類の整備
 - ア 立入禁止区域、使用禁止、停電時の対応措置等のマニュアル化
 - イ 消火方法の要点明示と汚染拡大しない消火方法の表示
- (5) 防災教育
 - ア 防災計画概要及び基本姿勢の周知
 - イ 非常用機材の種類、作動原理、使用目的と効果の周知
- (6) 防災訓練
 - 規模、形態に応じた定期的な防災訓練の実施

7 学校、研究施設等安全対策

学校及び研究機関等は、日頃から保管している少量危険物についての取扱い及び管理に対する知識の徹底を図る。

また、施設・設備の耐震化及び免震化による危険物の落下による被害の未然防止に努める。

第18節 地震火災予防計画

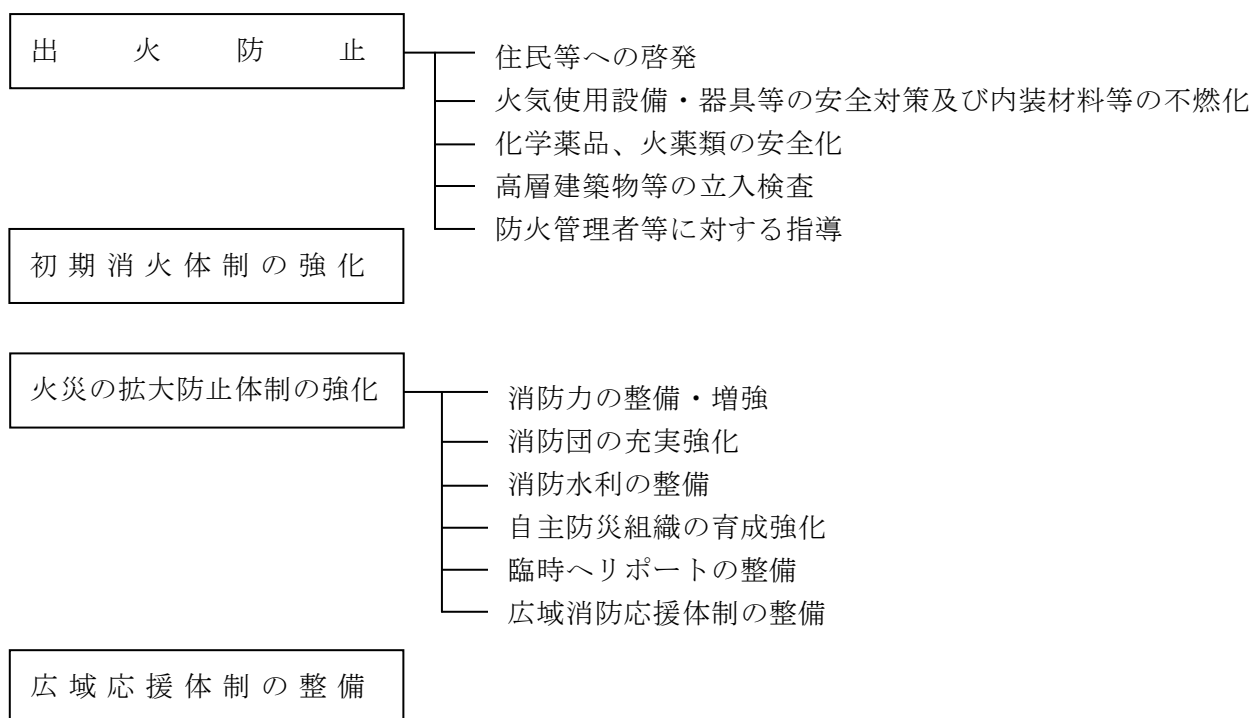
担当：総務課、消防本部

1 計画の方針

木造家屋の比率が高い我が国では、大規模地震発生時、家屋倒壊の一次災害より、火気使用器具や薬品の落下、ガス漏れ等による二次災害の方が大きい可能性があり、これは過去の大震災などからも明らかである。

また、近年普及の著しい防耐火造建物にしても、火災による被害の可能性は皆無とはいえないため、地震発生時の出火防止を基本とした火災予防対策の推進を図る。

2 計画の体系



3 出火防止

地震発生時には、可燃物が火気使用設備、器具自体の付近に転倒、落下又は接触するなどにより出火している場合がほとんどであり、地震発生直後、速やかに出火防止のための処理を行うことにより、出火率は大幅に低減する。したがって、消防本部は、火災予防運動、消防訓練等の機会を通じ、出火防止に努める。

(1) 住民等への啓発

住民等の防火に関する知識及び地震に対する備えなどの普及のため、次の事項について啓発に努める。

- ア 講習会、広報手段を利用し住民等に対し、出火防止のための防災教育の実施
- イ 消火器、消火バケツ等の消火器具の普及
- ウ 家具類の転倒、日用品等の落下防止措置の徹底
- エ カーテン、じゅうたん等防災製品の普及
- オ 灯油等危険物の安全管理の徹底
- カ 住宅用火災報知器の普及

(2) 火気使用設備・器具の安全化及び内装材料等の不燃化

- ア 火気使用器具の安全管理
 - イ 液体燃料を使用する火気使用器具の耐震安全装置の設置及び機能維持
 - ウ 常時火気を使用する施設の管理の強化
 - エ 火気を使用する事業所、不特定多数の出入りする事業所の指導の強化
 - オ 建築物の内装材料、家具調度品、装飾品等の不燃化の指導
- (3) 化学薬品、火薬類の安全化
- ア 化学薬品、火薬類の取扱施設の把握、学校、病院及び研究所に対する保管の適正化指導、保管施設の耐震不燃化の促進を行う。
 - イ 危険物施設は、出火要因のみならず延焼要因にもなるため、立入検査を通じ、耐震性の強化、自主防災体制、防災資機材の整備を指導する。
- (4) 高層建築物等の立入検査
- 高層建築物、大規模小売店舗及び多量の火気を使用する防火対象物は、定期的に立入り検査を実施し、火気使用設備・器具の固定、当該設備・器具への可燃物の転倒、落下防止措置を行い、また、地震発生時における従業員の対応要領の指導を行う。
- (5) 防火管理者等に対する指導
- ア 従業員に対する消防計画の周知徹底
 - イ 管理権限者が複数の建物における管理責任区分及び共同防火管理に関する協議事項の徹底
 - ウ 救出、救護知識の普及及び必要な資機材の整備
 - エ 防火管理業務従事者を対象とした実務講習等による教育
 - オ 実践的かつ定期的な訓練の実施

4 初期消火体制の強化

地震に伴う火災発生時には、住民各自が初期のうちに火を消すことが重要である。このため、住民は、出火を発見した場合は、大声で隣近所に声を掛け合うなど協力して初期消火に努める。さらには、住民からなる自主防災組織及び事業所の自衛消防組織による初期消火活動も重要であるため、消防本部は、これらの組織に対し、火災予防査察、消防訓練の機会を通じ初期消火活動の重要性を認識させ、初期消火体制の強化に努める。

- (1) 家庭への初期消火器具、火災報知器の普及と取扱指導
- (2) 会社、事業所の初期消火体制の充実強化
- (3) 自主防災組織への小型ポンプ配備

5 火災の拡大防止体制の強化

現状においては、住民、事業所等の協力によって、出火防止及び初期消火の徹底を図っても、なお相当数延焼火災の発生が予想される。したがって、消防本部は、被害が予想される地域について、拡大防止の措置を行うため、人命安全確保を重点とした消防体制の整備を進める。

また、地震火災に即応した効率的な部隊運用が図られるよう活動方針と消防体制を強化する。

(1) 消防力の整備・増強

同時多発生・広域性を有する地震火災の防止を、すべて消防本部及び消防団のみで行うことは困難なため、市及び消防本部は、総合的な消防計画の策定、消防施設の充実強化、地域消火体制の整備、消防団の充実活性化等消防力の整備強化を図る。

- ア 消防力の基準に基づく隊員の増員
- イ 地震火災用資機材の整備
- ウ 消防通信機器の整備

(2) 消防団の充実強化

ア 村上市消防団の平成26年4月1日現在の状況は、次のとおりである。

消防団名	分団数	団員数	消防ポンプ車及び 小型動力ポンプ
村上市消防団	23分団	2,422人(定数)	202台

イ 市及び消防本部は、地域住民、事業所の消防団活動への理解を深め、協力を得るため、広報活動の更なる充実や消防団協力事業所表示制度の活用、消防団員を雇用する事業所と消防団との情報交換及び自主防災組織との連携を促進する。

ウ 市及び消防本部は、迅速、効率的な消防活動の実施のため、通信設備及び消防ポンプ自動車等を整備するなど機動力の強化を図る。

(3) 消防水利の整備

大規模地震発生時においては、消火栓の使用が困難になることが予測されるため、火災時には消火栓以外の水利を確保する必要がある。特に延焼拡大のおそれのある地域、水利確保に困難な地域には耐震性防火水槽、広域避難所には飲料水兼用防火水槽が必要となることから、市は、効率的かつ計画的に水利整備計画を樹立し、消防水利の整備を図る。

ア 防火水槽の設置

イ 耐震性防火水槽の設置

ウ 飲料水兼用型防火水槽の設置

村上市内の平成26年4月1日現在の防火水槽設置状況は、次のとおりである。

100m ³ 以上	34基
60m ³ 以上 100m ³ 未満	79基
40m ³ 以上60m ³ 未満	392基
40m ³ 未満	40基
合計	545基

(4) 自主防災組織の育成強化

市は、県と連携して、地域の自主防災組織の育成強化と防火防災教育を実施・支援することにより、火災の未然防止及び火災発生時の被害の軽減を図る。

(5) 臨時ヘリポートの整備

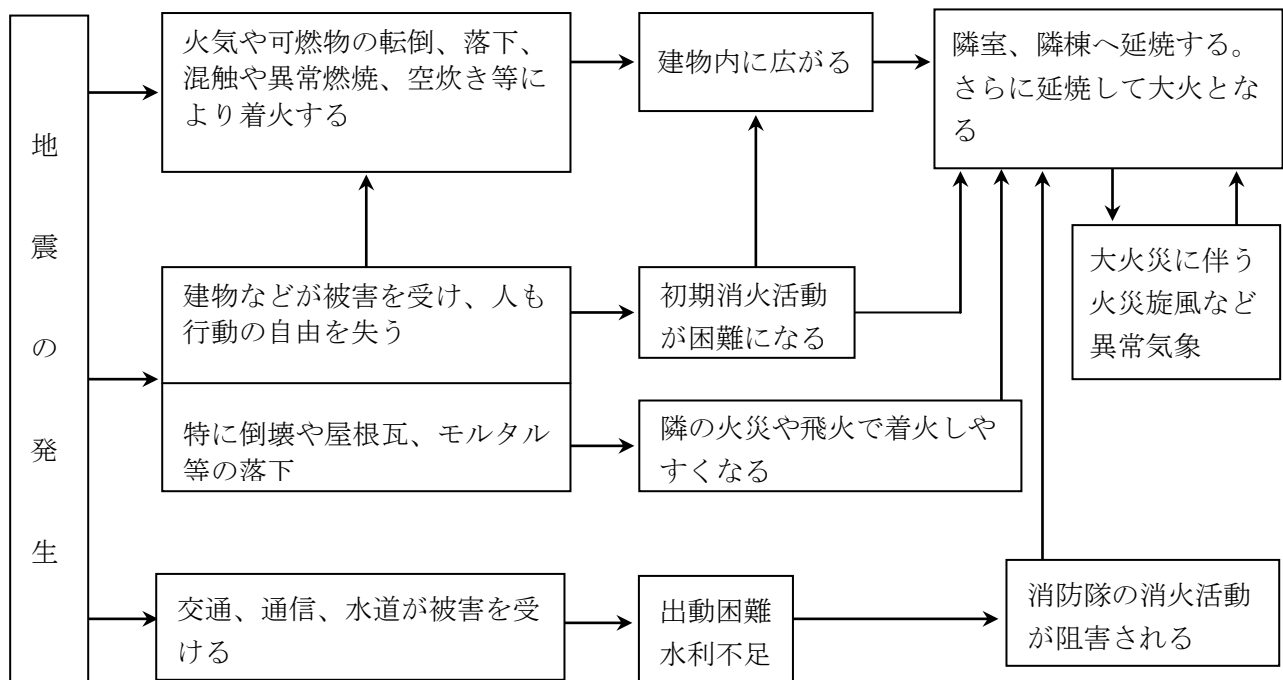
災害時には専用場外離着陸場以外のヘリポート適地が必要となることから、市は、小中学校のグラウンド、陸上競技場、野球場、駐車場等のうち、指定緊急避難場所と重ならない場所を臨時離着陸場としてあらかじめ指定する。

6 広域消防応援体制の整備

(1) 市は、単独で対処不可能な火災の発生に備え、他の市町村等との消防相互応援協定の締結、強化に努める。

(2) 市及び消防本部は、他の市町村等と締結した消防相互応援協定について、応援可能な部隊等を明確にし、要請手続及び応援出動要領等を定めるなど、迅速かつ効果的な応援体制の確立に努める。

【参考：地震火災発生の要因図】



第19節 廃棄物処理体制整備計画

担当：環境課

1 計画の方針

大規模地震や津波発生後、大量に発生する廃棄物(燃やすごみ、燃やさないごみ、粗大ごみ、し尿など)や倒壊物・落下物等を適切、かつ迅速に処理することは、住民生活の早期安定や再建、公衆衛生の確保等に欠かせない。

このため、市は、廃棄物処理施設の耐震化等を図るとともに、廃棄物処理活動が迅速に行われるよう処理体制の整備を推進する。

2 計画の体系

災害廃棄物処理計画の策定

一般廃棄物処理施設の耐震化等

協力体制の整備

3 災害廃棄物処理計画の策定

市は、災害時の廃棄物処理についての組織体制、関係機関との連絡体制、住民への広報の方法、発生量の予測、仮置場の想定と配置計画、ごみ、し尿の収集、処理方法等について具体的に示した災害廃棄物処理計画を策定する。

また、住民に協力を求める事項(ごみの排出方法等)について周知を図るとともに、防災訓練等に際して啓発を行う。

4 一般廃棄物処理施設の耐震化等

市は、施設の更新時等に耐震化を図るとともに、地震による災害廃棄物の大量処理を想定し、一定程度能力に余裕をもった施設の整備に努めることと併せて、災害時での稼働、電力供給や熱供給等の拠点としての活用も想定し、始動用緊急電源のほか、電気・水・熱の供給設備を設置するよう努める。

また、応急復旧のための資機材の備蓄に努めるとともに、被害状況の把握、点検マニュアル、施工業者等の連絡協力体制を整備する。

5 協力体制の整備

市は、近隣市町村、関係機関等の災害時協定等により、災害廃棄物処理の協力体制を整備するとともに、地域の住民組織やボランティア組織等との協力体制を整備する。

なお、住民は、各家庭において、住宅の耐震化、タンスの固定化など、地震による家屋の損壊及び家具・家財等の破損の防止に努めるとともに、市が周知する災害時の廃棄物の排出方法を理解し、災害廃棄物処理に協力できるよう努める。

第20節 救急・救助体制の整備計画

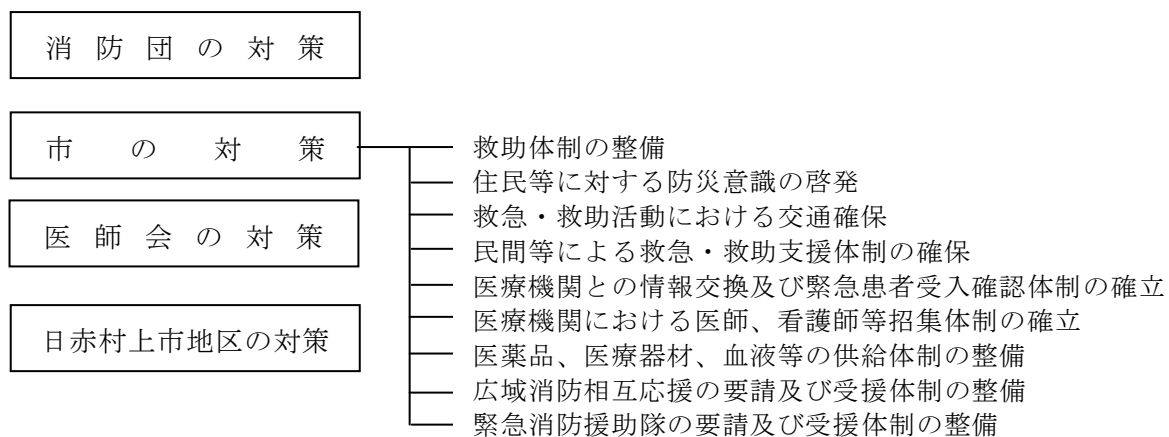
担当：総務課、消防本部

1 計画の方針

市及び消防本部は、災害が発生し、家屋の倒壊、窓ガラスの落下、火災等により同時多発する被災者に対し、救急・救助活動を行うとともに、迅速かつ適切な救出措置及び救急医療活動を行うための体制を整備する。

なお、現場における活動が効果的かつ迅速・安全に行われるよう、関係機関と綿密な連携をもって実施する。

2 計画の体系



3 消防団の対策

災害発生時、一刻も速い現場到着が必要であることから、団員の連絡・参集体制の整備、充実を図るとともに、地域住民と協力して一人でも多くの人員で救急・救助を行えるよう、日頃から地域住民との連携による初動体制の確保に努める。

4 市の対策

市及び消防本部は、迅速かつ適切な救急・救助体制の整備を図るとともに、要救助者等の情報や受入病院の情報等、救急・救助活動に必要な情報の収集体制の整備を図る。

また、関係機関の広域的な支援及び応援を円滑に受け入れ、有機的な活動が行える体制の整備を図る。

(1) 救助体制の整備

ア 消防本部の救急・救助体制の整備

救急隊員、救助隊員の専任率の向上を図るとともに、救急隊員として高度な応急手当てを行うことができる救急救命士の育成及び高規格救急自動車、救助工作車等の救急・救助資機材の整備に努める。

イ 消防団の救急・救助体制の整備

消防団に対して救急・救助活動についての指導を積極的に行うとともに、ハンマー、ジャッキ、無線機器等の救急・救助資機材を整備し、機動力の強化を図る。

ウ 防災関係機関との通信連絡体制の整備

県、警察及び地元医療機関等の関係機関との通信手段を確保し、連絡体制を確立して迅速かつ適切な救急・救助活動を実施できる体制の整備に努める。

また、消防本部及び消防団とDMATが災害現場において安全かつ円滑な連携活動を実施できるよう、連携体制の構築を図る。

エ 要配慮者に対する配慮策

要配慮者が災害発生時に犠牲となるケースが多いことから、要配慮者の避難誘導や救急・救助及び医療救護等が円滑に行われるよう体制を整備する。

また、自主防災組織は自らの安全を確保し、要配慮者の避難支援を行うよう努める。

(2) 住民等に対する防災意識の啓発

救助訓練、応急手当の普及・啓発活動等を実施し、住民等の防災意識の高揚を図る。

また、要配慮者が災害発生時に犠牲になるケースが多いことから、要配慮者の避難誘導等が円滑に行われるよう努める。

(3) 救急・救助活動における交通確保

建物等の崩壊や道路の破損等により通行障害が発生した場合の交通確保対策を、警察、関係機関とあらかじめ協議しておく。

(4) 民間等による救急・救助支援体制の確保

同時多発災害に備え、地元業者等から、救助活動に必要な車両、操作要員の派遣を受けられる体制の整備に努める。

(5) 医療機関との情報交換及び緊急患者受入確認体制の確立

同時多発する救急搬送について、迅速かつ的確な救急搬送を行うために、医療機関との情報収集、伝達体制の確立を図る。

(6) 医療機関における医師、看護師等招集体制の確立

救急活動を円滑に行うために、医師会との連携により、各医療機関における医師及び看護師等の緊急招集体制を整備し、救急搬送者の受入体制を確保する。

(7) 医薬品、医療器材、血液等の供給体制の整備

日本赤十字社新潟県支部村上市地区、医師会、関係業者と連携し、医療器材等の供給支援体制の整備を図る。

(8) 広域消防相互応援の要請及び受援体制の整備

県内広域消防相互応援協定及び近隣消防本部との相互応援協定等に基づく応援部隊の受援を円滑に行い、応援消防部隊の的確な活動管理及び指揮が行えるよう体制の整備に努める。

(9) 緊急消防援助隊の要請及び受援体制の整備

緊急消防援助隊新潟県受援計画に基づき、緊急消防援助隊応援部隊の円滑な受入れ及び的確な活動指揮が行えるよう体制の整備に努める。

5 医師会の対策

市から援助の要請があったときは、医療救護班を編成して現地に派遣し医療活動を行うため、急迫した事情のある場合及び医療機関に収容して救護を行う必要のある場合の協力体制を整備する。

6 日赤村上市地区の対策

市から援助の要請があったとき又は必要と認めるときは、県支部による常備救護班を現地に派遣し、医療救護活動を行うため、必要な体制を整備する。

なお、災害救助法適用後は、県との協定に基づき医療救護に当たる。

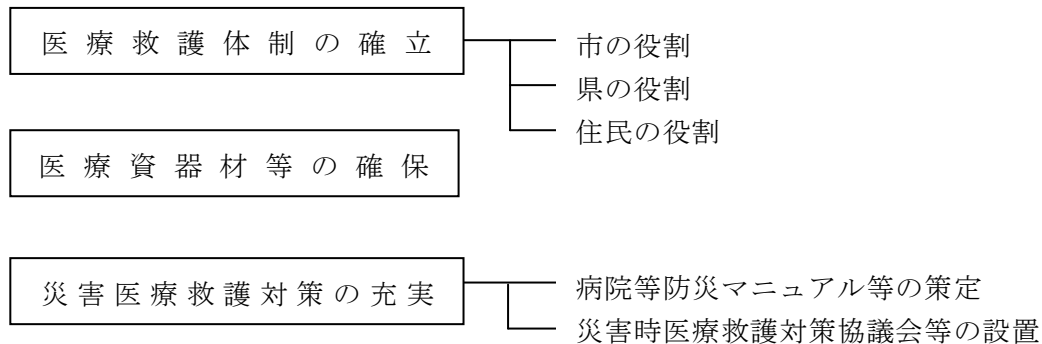
第21節 医療救護体制の整備計画

担当：保健医療課、総務課

1 計画の方針

市及び県は、医療関係団体及び医療機関と緊密な連携を図り、災害の状況に応じた適切な医療（助産を含む。）及び救護を行うための体制をあらかじめ構築する。

2 計画の体系



3 医療救護体制の確立

市及び県は、災害から住民等の生命、健康を守るため、医療機関及び医療関係団体と緊密な情報共有と協力体制の構築を図り、災害の状況に応じた適切な医療を行なうため体制整備を図り医療救護体制の整備を行う。

また、新潟県災害時医療救護活動マニュアルに基づき、被災地における医療需給（医療資器材を含む。）の調整等の業務を行うため、村上保健所長を災害医療コーディネーターとした、医師会、歯科医師会など医療関係団体、災害拠点病院、市、保健所及び県医薬国保課等が、それぞれ支援する体制の整備を推進する。

(1) 市の役割

ア 医療救護本部の設置

必要に応じ、医師会等医療関係団体と連携して、医療救護本部を設置する。

イ 救護所〔初期救急医療（トリアージ（治療の優先順位による患者の振り分け）を伴う医療救護活動）を行う場所〕の設置

救護所設置予定施設は、原則として、災害対策支部（拠点避難所）とし、状況により他の避難所に設置する。

ウ 医療救護班の編成

医療関係団体及び医療機関と協議し、医師、歯科医師、薬剤師、看護師等による医療救護班を編成するため、「医療救護班編成計画」を定める。

エ 救護所設置予定施設の点検

災害が発生した場合、直ちに救護所が設置され医療救護活動が円滑に開始できるよう、平時から救護所設置予定施設の設備等の点検を行う。

また、降雪期における雪下ろし、除雪等の雪対策にも留意する。

オ 情報伝達手段の整備

災害医療コーディネートチーム機関として、チーム員をあらかじめ指名するとともに、村上地域振興局健康福祉部（村上保健所）及びコーディネートチーム機関等との情報伝達

手段の整備に努める。

カ 救急災害病院の指定

市は、医療機関と協議の上、災害時における上記の救護所のほか、県地域保健医療計画で定める次の災害拠点病院を救急災害病院として指定し、必要な患者を搬送する計画を定める。

なお、救急災害病院が被災した場合は、市内の他の病院へ転送を図る。

【救急災害病院】

新潟県厚生連村上総合病院

キ 長期間への対策協議

避難所の設置が長期間と見込まれ、市だけでは傷病者への対応が困難と見込まれる場合を想定し、救護センター（原則として村上保健所）の設置・運営方法等について、あらかじめ関係機関と協議する。

(2) 県の役割

ア 関係機関との連絡調整

村上保健所長が災害医療コーディネーターとなり、被災地での医療救護の県の窓口として、被災地の被災状況等の情報収集・提供や医療全般にわたる要請に対応するとともに関係機関との連携による災害時医療の企画・調整を行なう。

イ 救護センターの設置

避難所の設置が長期間と見込まれる場合は、村上地域振興局健康福祉部（村上保健所）等の施設に救護センターを設置する。

ウ 基幹災害拠点病院及び地域災害拠点病院の整備・充実

災害時の医療支援を行うため、国の方針を踏まえ、災害時における後方病院として患者の受入れが可能となる基幹災害拠点病院及び地域災害拠点病院を選定し、これら病院の災害時に対応するための施設、整備の充実に努める。

エ 医療救護班等の派遣体制の整備

災害発生時に市、医療機関等からの支援要請などに迅速に対応するため、災害派遣医療チーム（DMAT）、医療救護班及び医師等医療関係者の派遣体制の整備を行う。

(3) 住民の役割

住民は、災害時に定期的に服用している薬や常備薬を持ち出せるように平時から準備しておく等、医療救護活動の負担軽減を図ることができるよう努める。

4 医療資器材等の確保

市は、災害時における傷病者の応急手当のため、救護所設置予定施設に備え付けてある医療品等の充実に努める。

また、災害時における医療品、輸血用血液、医療機器及び衛生材料等について、取扱事業所と供給協力体制を定める。

5 災害医療救護対策の充実

(1) 病院等防災マニュアル等の策定

病院は、市及び県の作成する地域防災計画を踏まえて、病院防災マニュアルを作成するとともに、マニュアルに基づき防災訓練を行う。

また、診療所は、病床の有無、規模等の事情を踏まえて、病院防災マニュアルに準じて、

防災マニュアルを作成し、防災訓練を行う。

(2) 災害時医療救護対策協議会等の設置

市、県、医師会及び歯科医師会等医療関係団体、災害拠点病院等は、新潟県災害時医療救護活動マニュアルが、地域の実情に即して円滑に実施できるよう災害時医療救護対策協議会等を設置し、具体的な方策を協議検討する。

第22節 避難体制整備計画

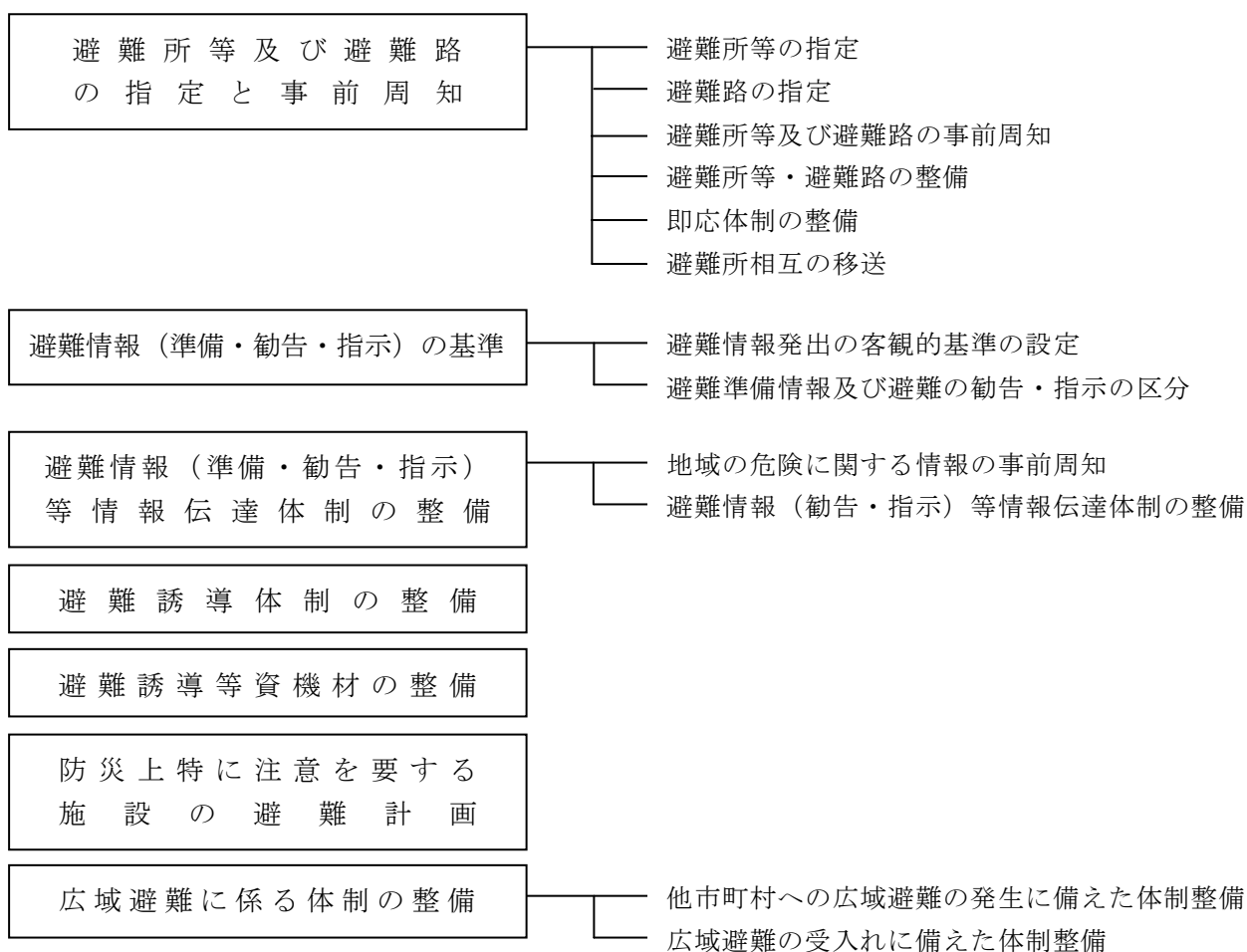
担当：総務課、社会福祉課

1 計画の方針

大地震による被害は、火災などの二次災害とあいまって、大規模かつ広域的なものとなるおそれがあることや、避難活動が困難となることが予想されることから、市は、総合的な避難対策の整備、推進を図る。

また、あらかじめ避難場所、避難所、避難経路を定め、住民等に周知する。

2 計画の体系



3 避難所等及び避難路の指定と事前周知

(1) 避難所等の指定

市は、都市公園、公共グラウンド、体育館、公民館、学校等公共的施設等を対象に、施設管理者の同意を得た上で、災害の危険が切迫した緊急時において安全が確保される避難場所及び被災者が避難生活を送るための指定避難所（以下「避難所等」という。）について、必要な数、規模の施設等をあらかじめ指定する。

また、災害時に住民等が避難する施設として公共施設が不足する場合等もあることから、民有施設についても避難できる施設とする。

なお、避難所等の数が不足する場合は、その他の民有施設等においても、その所有者の同意を得ながら、避難所の増設に努めるものとし、同意を得た民有施設については、災害

時に円滑な避難が実施できるように、事前に協議を行っておく。

ア 避難所等の種別

市は、公共施設等を避難所等として指定したときは、災害時に速やかに開設するため、あらかじめ次のとおり拠点避難所、指定避難所、一時避難所及び福祉避難所に分類する。

【本市における避難所等の種別】

区分	施設概要
拠点避難所	市内のいずれかの地域で震度5弱以上の地震が発生した場合に開設する避難所
指定避難所	避難者の増大及び被害状況等により必要とされる場合に開設する避難所
一時避難所	自治会等ごとに一時的に集合し、次の避難地への中継地点として、集合した人々の安全が確保できる公民館等の施設
福祉避難所	バリアフリー化されているとともに、要配慮者の避難生活に必要なスペースや設備等を備えた施設

【参考：災害対策基本法における指定緊急避難所と指定避難所の区分】

区分	選定条件等
指定緊急避難場所	災害対策基本法施行令で定める安全性等の基準に適合する施設又は場所であって、災害が発生し、又は発生するおそれがある場合における円滑かつ迅速な避難のための立退きの確保を図るため、災害の危険が切迫した場合に、一時的に難を逃れるために緊急に避難する避難先として市長が指定したものをいう。
指定避難所	災害対策基本法施行令で定める規模、構造等の基準に適合する公共施設等であって、被災者等が一定期間滞在する場所として市長が指定したものをいう。

(注) 指定緊急避難場所と指定避難所は兼ねることができる。

イ 福祉避難所の指定

(ア) 市は、障害者等、一般の避難所での共同生活が難しい要配慮者のため、介護保険施設、障害者支援施設等の「福祉避難所」の予定施設をあらかじめ指定する。

(イ) 市は、福祉関係者と協議し、福祉避難所開設時にケアに当たる要員の配置等を事前に定めるよう努める。

ウ 指定に当たっての留意点

市は、避難所等の指定に当たっては、次の点に留意する。

(ア) 住民を安全かつ効率的に避難所へ避難させるため、土砂災害警戒区域等を踏まえ、自治会等、同一の避難行動をとるべき避難単位に設定し、老人・幼児・障がい者等でも歩いて避難できる程度の近傍に避難所等を確保すること。

(イ) 避難者の誘致面積及び人口に見合った面積を確保すること。面積の目安については、避難場所は1人当たり1.0㎡、避難所は1人当たり2㎡とすること。

(ウ) 地震・津波・浸水・延焼・土砂災害等災害種別を考慮した施設の安全性を確保すること。(海岸付近にあっては、津波、高潮からの避難を考慮し、高台や鉄筋コンクリート等の強固な既存の建物を避難ビルに指定するなど。)

(エ) 都市公園等避難場所の指定に当たっては、火災の輻射熱を考慮した広さを確保すること。

- (オ) 危険物を取り扱う施設などが周辺にないよう配慮すること。
- (カ) 放送設備等、避難者への情報伝達に必要な設備を有するものであること。
- (キ) 一旦避難した避難所等に更に危険が迫った場合に、他の避難所等への移動が容易に行えること。
- (ク) 人員・物資の輸送用車両が直接乗り入れられるよう、広幅員の道路に面するか、十分な幅員のアプローチを確保するよう努めること。
- (ケ) 避難施設においては、停電・断水・ガスの供給停止・電話の不通等の事態に耐えられる施設の整備に努めること。
- (コ) 避難施設においては、避難者の長期滞在に備え、必要な環境整備に努めるものとする。
- (サ) 要配慮者や女性に配慮した避難所運営、要配慮者関連施設等への緊急避難等について、避難所開設運営マニュアル、要配慮者関連施設等との事前協定等の整備に努めること。
- (シ) 飼い主による愛玩動物との同行避難や避難所での飼養に配慮すること。
- (ス) 学校を避難所として指定する場合には、学校が教育活動の場であることに配慮すること。

また、避難所としての機能は応急的なものであることを認識の上、避難所となる施設の利用方法等について、事前に市教育委員会等の関係部局や地域住民等の関係者と調整を図ること。

(2) 避難路の指定

市は、避難所等への避難路の安全性を確保するため、次のことに留意する。

- ア 十分な幅員の確保
- イ 万々に備えた複数路の確保
- ウ 浸水、崖崩れ等の危険のない箇所への考慮

(3) 避難所等及び避難路の事前周知

避難所等を指定したときは、統一的な図記号等を利用したわかりやすい標識の設置、広報紙・ハザードマップ・防災マップ等の配布、防災訓練などにより、住民にその位置等の周知徹底を図る。

また、避難路の安全性を確保するため、落下物、障害物対策の充実を図るとともに、避難誘導標識の整備にも努める。

(4) 避難所等・避難路の整備

市は、避難所等については、施設の耐震化の推進、水源の確保、仮設トイレ、照明、常備薬、暖房器具、毛布、通信機器等避難の実施に必要な施設の整備、備品の備蓄等に努めるとともに、要配慮者への配慮、バリアフリー、プライバシーへの配慮等についても考慮する。

また、避難路の安全性を確保するため、落下物、障害物の防止対策等の充実を図るとともに、避難誘導標識の整備に努める。

(5) 即応体制の整備

- ア 市は、拠点避難所、指定避難所については、あらかじめ市職員を避難所要員として指定しておくとともに、夜間・休日でも直ちに施設を解錠できるよう、近隣住民への鍵の分散管理を検討する。
- イ 市は、避難所の開設・運営について、自主防災組織等、地域の住民組織と事前に協議しておくとともに、避難所開設の初動対応をあらかじめマニュアル化しておくよう努める。
- ウ 避難所等として指定する施設には、住民が避難直後に必要とする物資や最低限の非常食等を事前に配置するよう努める。

(6) 避難所相互の移送

市は、一時避難所から拠点避難所、指定避難所、また、拠点避難所、指定避難所から福祉避難所に移送するときのルール化及びその移送方法を検討する。

4 避難情報（準備・勧告・指示）の基準の設定

(1) 避難情報発出の客観的基準の設定

市は、地震の発生、火災の延焼などにより、住民等の生命及び身体を保護するため、必要があると認めるときは、当該地域の住民等に対し避難勧告を発令する。

また、危険の切迫度及び避難の状況等により急を要するときは、避難指示を発令する。

このため、市は、遅滞なく避難情報を発出できるよう、次により客観的な基準を設定し、関係機関及び住民等に周知する。

ア 水防上での水位情報周知河川については、河川管理者及び気象官署と協議の上、当該河川の水位、流量、上流のダム放水量、地域の降水量等を目安とする避難情報発出基準を設定する。

イ その他の中小河川及び市街地等の排水不良地区については、過去の浸水被害の実績等から、目安となる具体的な数値基準を設定する。

ウ 浸水予測区域図及び土砂災害警戒区域図等をもとに、避難が必要となる範囲をあらかじめ特定する。

(2) 避難準備情報及び避難の勧告・指示の区分

区 分	発表時の状況等	住民に求める行動
避難準備情報	要配慮者等、特に避難行動に時間を要する人が避難行動を開始しなければならない段階であり、人的被害の発生する可能性が高まった状況	① 避難に支援を要する人等、特に避難行動に時間を要する人は、避難所への避難を開始する。（避難行動を支援する人は、支援行動を開始する。） ② 通常の避難行動ができる人は、避難するための準備を開始する。
避難勧告	災害の発生する可能性が明らかに高まった状況で通常の避難行動ができる人が避難行動を開始しなければならない段階	通常の避難行動ができる人は、避難を開始する。
避難指示	① 災害の予兆現象の発生や差し迫った情勢から、災害の発生する危険性が非常に高いと判断される状況 ② 現に災害が発生した状況	① 避難勧告等が既に発表されている後で、避難途中である場合は、至急避難を完了する。 ② まだ避難を開始していない場合は、直ちに避難行動を開始する。

5 避難情報（準備・勧告・指示）等情報伝達体制の整備

市は、次のことに留意の上、避難情報（準備・勧告・指示）等の伝達体制を整備する。

(1) 地域の危険に関する情報の事前周知

ア 住民・企業等に対し、地域の特性を踏まえた震災に関する基礎的な知識と避難に当たっての注意事項などの普及・啓発を行う。

イ 県等から提供される浸水予測情報及び過去の浸水被害等の実績をもとに、浸水、地盤の液状化、土砂災害警戒区域等や指定緊急避難場所、指定避難所等を記したハザードマップ・防災マップを作成し、住民等に配布して周知を図る。

(2) 避難情報（勧告・指示）等情報伝達体制の整備

- ア 津波警報等について、夜間・休日を含めた受信・対応体制を整備する。
- イ 被災により、特定の情報伝達手段が使用できない場合も想定し、住民・企業等へ避難情報を迅速・確実に伝達する複数の手段を整備する。特に、学校、要援護者関係施設、地下街等の管理者への確実な情報伝達手段が確保できるよう留意する。
- ウ 小学校就学前の子どもたちの安全で確実な避難のため、災害発生時における幼稚園・保育所・認定こども園等の施設と市との間、施設間の連絡・連携体制の構築に努める。
- エ 在宅の要援護者に対する避難情報の伝達について、福祉関係者と協議の上、適切な方法を工夫する。
- オ 避難情報伝達に、地元のコミュニティ放送、ケーブルテレビ、有線放送等の事業者から協力が得られるよう、事前に手続き等を定める。
- カ 避難情報（勧告・指示）の意味及び住民等の取るべき行動について、正しい知識の普及を図る。

6 避難誘導體制の整備

市は、避難の勧告・指示が発出された際、住民が集団で避難できるよう、消防団、自主防災組織等による避難誘導體制を、地区別にあらかじめ定める。

また、在宅の要配慮者の安全・確実な避難のため、福祉関係者、自主防災組織等と協力して「避難支援プラン」を策定するとともに、一般避難スペース、福祉避難スペース、介護施設等から、避難者に応じて最も適切な避難場所を見極め、誘導する手法を確立する。

7 避難誘導等資機材の整備

市は、災害時の適切な避難誘導のため、的確な情報の収集と、適切な情報の伝達のための防災無線（同報系、移動系）等の整備、及び応急対策のための救助工作車、救急車、照明車両等の救急・救助資機材等の整備に努める。

8 防災上特に注意を要する施設の避難計画

学校、幼稚園、保育園、病院、社会福祉施設、高層建築物、大規模小売店舗、ホテル、旅館、その他不特定多数の者が利用する施設の管理者は、市指定の避難場所、経路、誘導及びその他指示伝達の方法等の避難計画を策定しておく。

9 広域避難に係る体制の整備

(1) 他市町村への広域避難の発生に備えた体制整備

- ア 市は、避難の際に必要な住民への情報伝達を迅速に行えるよう、体制整備に努める。
- イ 市は、県及び他市町村と連携し、避難住民を迅速に把握し、避難者が避難先で必要な情報や支援・サービスを容易かつ確実に受け取ることのできる体制の整備に努める。

(2) 広域避難の受入に備えた体制整備

- ア 市は、避難住民の受入に備えるため、あらかじめ受入可能者数の把握に努める。
- イ 市は、避難住民への情報伝達や支援・サービスを行うため、自主防災組織、防災関係機関等の協力を得るとともに、必要な情報や支援・サービスを容易かつ確実に行うことのできる体制の整備に努める。

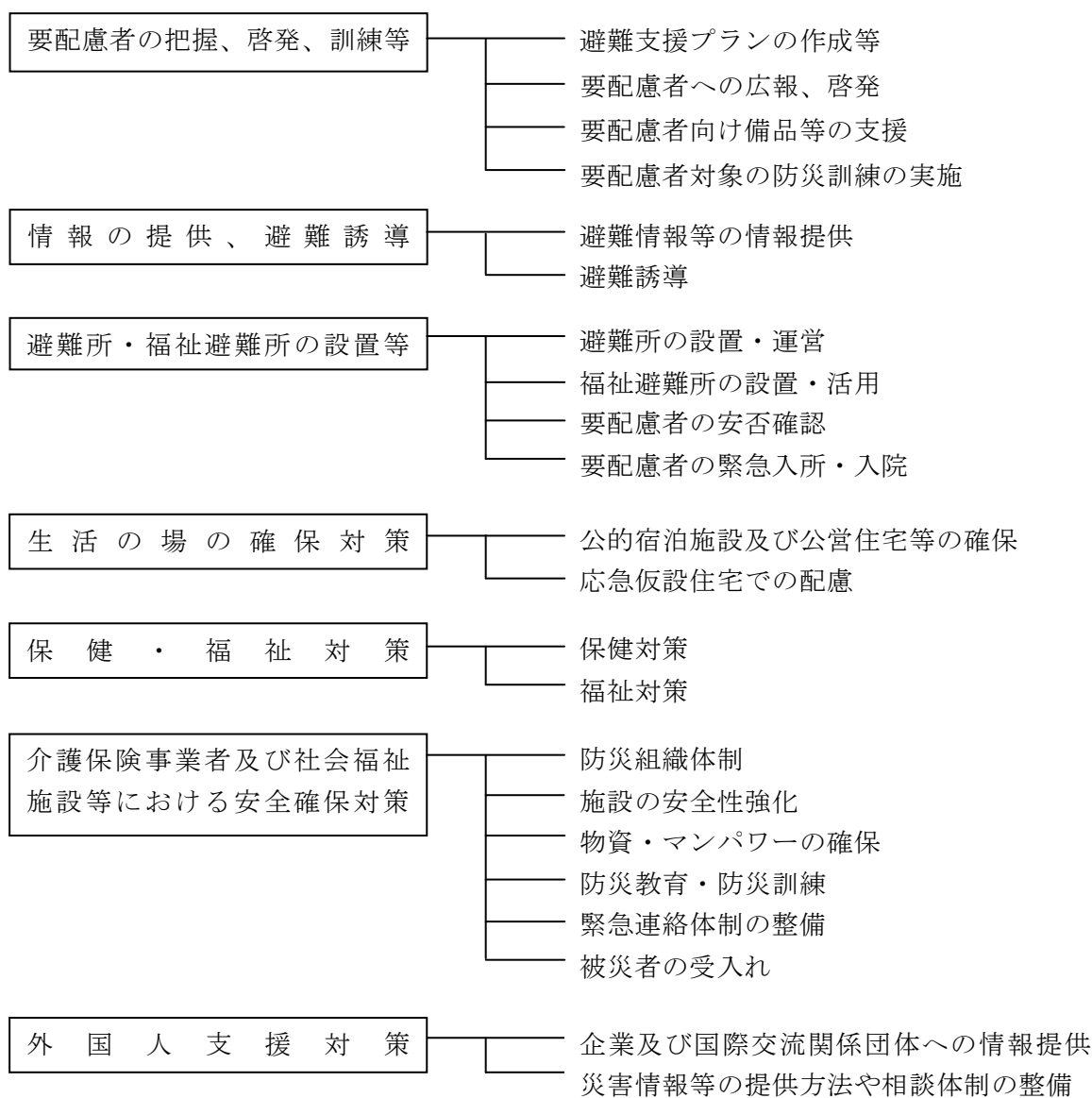
第23節 要配慮者の安全確保計画

担当：介護高齢課、福祉課、総務課、消防本部

1 計画の方針

災害時に必要な情報の把握が困難であったり、自らの行動等に制約があったりする要配慮者の安全や心身の健康状態に特段の配慮を行いながら、避難からその後の生活までの各段階においてニーズに応じたきめ細やかな支援策を講じることができるよう、県、市等の行政と日頃要配慮者の身近にいる地域住民、自主防災組織、関係団体及び社会福祉施設、医療施設等（以下「社会福祉施設等」という。）とが協力しながらそれぞれの役割を適切に行うことができる体制を確立する。

2 計画の体系



3 要配慮者の把握、啓発、訓練等

(1) 避難支援プランの作成等

市は、避難行動要支援者の把握に努めるとともに、避難行動要支援者について避難支援、安否確認その他の避難行動要支援者の生命又は身体を災害から保護するために必要な措置（以下「避難支援等」という。）を実施するための基礎とする名簿（以下「避難行動要支援者名簿」という。）を作成し、避難行動要支援者の避難支援等を実施する防災関係機関（以下「避難支援等関係者」という。）に情報を提供することにより、発災時に迅速な対応がとれるよう備える。

また、平成25年の災害対策基本の改正に基づき策定された「避難行動要支援者の避難行動支援に関する取組指針（以下、本節において「指針」という。）」に基づき、市地域防災計画の下位計画として、避難支援プラン（全体計画）を作成し、避難行動要支援者の安全確保体制の整備を図る。

さらに、避難支援等関係者の協力を得て、避難行動要支援者一人ひとりに対する避難支援方策等を記載した避難支援プラン（個別計画）を作成する。

ア 避難支援等関係者となる者

避難行動要支援者の避難支援には、マンパワー等の支援する力が不可欠であるため、市は、次の機関（避難支援等関係者）と連携のもと、災害時における情報伝達や救助、避難誘導等、地域社会全体で避難行動要支援者を支援するための体制づくりを行う。

(ア) 平常時

- a 市関係部課（総務課・介護高齢課・福祉課・保健医療課・村上市地域包括支援センター）
- b 民生委員
- c 自治会長
- d 自主防災組織
- e 消防本部
- f 消防団
- g 村上警察署
- h 市社会福祉協議会

※ a、bについては、詳細な情報を提供し、c以下については避難行動要支援者の該当条件と各個人の「住所」、「氏名」、「性別」、「連絡先（電話番号）」等にとどめる。

(イ) 災害時には、c以下の機関とも詳細な情報を共有するが、市関係部課、民生委員以外は災害対応終了後、名簿を回収、又は破棄する。

イ 避難行動要支援者名簿に掲載する者の範囲

本市における避難行動要支援者の範囲は、生活の基盤が自宅にある者のうち、次の基準に該当する者とする。

なお、要件から漏れた者についても、自らの命を主体的に守るため、市に対し自ら名簿への掲載を求めることができるものとする。

- (ア) 高齢者（65歳以上の単身高齢者、高齢者のみ世帯、高齢者と児童（15歳未満）のみ世帯）の者
 - (イ) 身体障がい者（身障手帳1・2級）
 - (ロ) 知的障がい者（療育手帳A）
 - (エ) 在宅の要介護認定者（要介護度3以上）、寝たきり高齢者（B1以上）、認知症高齢者（Ⅱ以上）
 - (オ) その他、市長が特に災害時の支援が必要と認めた者

※ 上記の対象者において、「高齢者の一人暮らし又は高齢者のみの世帯や障がい者の一人暮らし等で、単独で避難できない者」のみについて、避難支援個別計画を作成する。家族が介護や解除の必要な者と同居している場合は、原則的には家族で対応する。

ウ 名簿作成に必要な個人情報及びその入手方法

(ア) 市における情報の集約

災害対策基本法第49条の10第3項に基づき、市長は、避難行動要支援者名簿の作成に必要な限度で、その保有する要配慮者の氏名その他の要配慮者に関する情報を、その保有に当たって特定された利用の目的以外のために内部で利用することができる。

市は、避難行動要支援者名簿を作成するに当たり、避難行動要支援者に該当する者を把握するため、市の関係部局で把握している要介護高齢者や障がい者等の情報を集約するよう努めるものとし、その際は、要介護状態区分別や障がい種別、支援区分別に把握する。

(イ) 県等からの情報の取得

難病患者に係る情報等、市で把握していない情報の取得が避難行動要支援者名簿の作成のため必要があると認められるときは、県知事その他の者に対して、情報提供を求め、必要な情報の取得に努める。

なお、情報提供の依頼及び提供に際しては、法令に基づく依頼又は提供であることを、書面をもって明確にする。

エ 避難行動要支援者名簿のバックアップ

災害規模等によっては、市の機能が著しく低下することを考え、クラウドでのデータ管理や県との連携などによる避難行動要支援者名簿のバックアップ体制を築くとともに、災害による停電等を考慮し、電子媒体での管理に加え、紙媒体でも最新の情報を保管する。

オ 避難行動要支援者名簿の更新及び情報の共有

(ア) 避難行動要支援者名簿の更新

避難行動要支援者の状況は常に変化しうることから、市は、避難行動要支援者の把握に努め、避難行動要支援者名簿を更新する期間や仕組みをあらかじめ構築し、名簿情報を最新の状態に保つ。

(イ) 避難行動要支援者情報の共有

避難行動要支援者名簿は平常時から避難支援等関係者に提供され、共有されていることで、いざというときの円滑かつ迅速な避難支援等の実施に結びつくため、市は、避難行動要支援者の名簿情報について、あらかじめ避難支援等の実施に必要な限度で避難支援等関係者に提供する。

避難支援等関係者に名簿情報を提供するに当たっては、個人情報の保護に関する法律や村上市個人情報保護条例等に留意しつつ、本人からの同意を得ることを前提に、避難支援等関係者が適正な情報管理を図る。

なお、避難行動要支援者の避難支援等に必要となる事項に変化が生じたときは、その情報を市及び避難支援等関係者間で共有する。

また、転居や入院により避難行動要支援者名簿から削除された場合、該当者の名簿情報の提供を受けている避難支援等関係者に対し周知する。

カ 名簿情報の漏えい防止措置

市は、避難行動要支援者名簿が適正に情報管理されるよう、情報セキュリティ対策については、総務省の「地方公共団体における情報セキュリティポリシーに関するガイドライン」に基づき、機密性に応じた情報の取得方法等を具体的に定めた「情報セキュリティポリシー」の遵守を徹底し、次の措置を講じる。

(ア) 市が講じる措置

a 避難行動要支援者名簿は、当該避難行動要支援者を担当する地域の避難支援等関係

者に限り提供する。

- b 災害対策基本法に基づき、避難支援等関係者個人に守秘義務が課せられていることを十分に説明する。
- c 避難行動要支援者名簿の提供先に対し、個人情報の取扱いに関する研修を開催する。
- (イ) 避難行動要支援者名簿の提供先に求める措置
 - a 市内の一地区の自主防災組織に対して市内全体の避難行動要支援者名簿を提供しないなど、避難行動要支援者に関する個人情報の無用な共有、利用の禁止
 - b 避難行動要支援者名簿の施錠可能な場所への保管
 - c 受け取った避難行動要支援者名簿の必要以上の複製の禁止
 - d 避難行動要支援者名簿提供先団体内部での取扱者の限定
 - e 避難行動要支援者名簿情報の取扱状況の報告

キ 避難支援等関係者の安全確保

市は、避難支援等関係者の避難支援時における安全を確保するため、避難行動要支援者や避難支援等関係者を含めた地域住民全体で、次の事項に留意してルールや計画を作成し、周知する。

- (ア) 一人ひとりの避難行動要支援者に避難行動要支援者名簿制度の活用や意義等について理解してもらうことと併せて、避難支援等関係者等は全力で助けようとするが、助けられない可能性もあることを理解してもらうこと。
- (イ) 地域において、避難の必要性や避難行動要支援者名簿の意義、あり方を説明するとともに、避難支援等関係者の安全確保の措置を決めておくこと。
- (ウ) 避難支援は避難しようとする人を支援するものであり、避難することについての避難行動要支援者の理解は、平常時に避難行動要支援者名簿の提供に係る同意を得る段階で得ておくこと。
- (2) 要配慮者への広報、啓発

市は、要配慮者向けのパンフレット、リーフレット等により、災害時の適切な行動についての防災教育に努めるとともに、住民等に対しても、身の回りの要配慮者への災害時の支援についてパンフレット、広報紙等により普及・啓発に努める。
- (3) 要配慮者向け備品等の支援

市は、実情に応じて、要配慮者の家庭や地域の自主防災組織に、移動用の担架やヘルメット、常備薬・貴重品等を入れるための緊急避難セット等の防災資機材等の整備を図るための支援を行う。
- (4) 要配慮者対象の防災訓練の実施

市は、要配慮者の避難等について訓練するため、地域の自主防災組織等と合同の防災訓練の実施に努める。

4 情報提供及び避難誘導

(1) 情報提供

市は、災害発生時において、同報系防災行政無線、メール配信サービス、地域内の連絡網、市広報車等の様々な方法を活用し、要配慮者に迅速かつ確実に情報が提供されるよう体制の整備に努める。特に、民生委員、区長等は、避難行動要支援者名簿をもとに避難情報等が伝達できるよう地域内の体制整備に努める。

(2) 避難誘導

避難誘導は、要配慮者に対して近隣住民が果たすべき役割は重要であり、市は、民生委員、地域の自主防災組織、自治会等と協力し、個別の避難計画によって避難誘導が行われるよう、要配慮者と近隣住民の共助意識の向上に努め、平常時においては、避難行動要支

援者名簿をもとに実際に訪問をし、本人や家族から避難する際に必要とする支援、留意事項や避難先を聴き取るなど、非常時の避難誘導に備えておく。

避難誘導に際しては、警察、消防団、自主防災組織等、防災関係機関の協力を得た上で、特に、避難行動要支援者を優先して避難誘導する体制整備を図る。

なお、避難行動要支援者の中で、自力で避難できない場合又は避難途中危険がある場合は、車両、船艇等による移送に配慮する体制整備を図る。

また、安全が確認された後に、避難行動要支援者を円滑に緊急避難場所から避難所へ移送するため、運送事業者等の協力を得ながら、移送先及び移送方法等について、あらかじめ定めるよう努める。

5 避難所・福祉避難所の設置等

(1) 避難所の設置・運営

ア 市は、非常配備基準に基づき拠点避難所及び指定避難所を開設し、避難準備情報により早めに避難する要配慮者を受け入れられるよう、その体制整備に努める。

また、避難所の設置・運営に当たり、民生委員などの福祉関係者や防災関係機関の連絡・協力を得ながら、要配慮者へ配慮した対応が行えるよう体制整備に努める。

イ 市は、避難所において、要配慮者に対して必要なスペースの確保、障がい者用トイレの設置など、良好な生活環境の確保に十分配慮するとともに、視覚・聴覚障がい者に対する確かな情報が伝わるよう、その伝達手段の確保に配慮する。

ウ 市は、避難所において、車椅子や粉ミルク等の要配慮者の生活必需品の確保を行うとともに、ボランティア等の協力を得ながら、要配慮者に配慮した食事の提供や介助者の確保等の支援を行う体制の整備に努める。

(2) 福祉避難所の設置・活用

市は、要配慮者のための特別な配慮がされた福祉避難所が設置できるよう、平常時から施設管理者等との協定などにより連携の構築や、施設利用方法の確認、生活相談職員等の確保に努める。

また、住民・要配慮者に対し、分かりやすいパンフレット等の作成など、福祉避難所についての理解を深め周知をすすめておく。

(3) 要配慮者の安否確認

災害発生時における要配慮者の安否確認は、市が主体となっていくが、民生委員、自主防災組織、自治会等の地域の協力を得ながら行う。

市は、避難誘導時の安否確認がスムーズに行われるよう避難行動要支援者名簿を活用し、安否確認の体制整備に努める。

避難所の管理責任者は、避難者名簿の作成に当たり、民生委員、自主防災組織などの協力を得ながら避難行動要支援者の把握に努めるとともに、要配慮者の安否確認を行う体制整備に努める。

(4) 要配慮者の緊急入所・入院

市は、避難所での生活が困難な要配慮者について、社会福祉施設等への緊急入所・入院及び公的住宅等への収容、移送など必要な配慮を行う体制の整備に努める。

6 生活の場の確保対策

(1) 公的宿泊施設及び公営住宅等の確保

公的宿泊施設は、施設設備が整い、食事も確保されることから、市は、要配慮者の収容先として確保に努め、また、要配慮者で健康面に不安のある者のため、公営住宅等の確保に努める。

(2) 応急仮設住宅での配慮

市は、応急仮設住宅の建設に当たって、要配慮者向けの仕様や入居者の選考にも配慮する。

7 保健・福祉対策

市は、災害の規模等に応じた実施体制を確保し、各段階におけるニーズに対応した保健・福祉サービスの提供を行うことができる体制の整備に努める。

また、県や他市町村等の受入れ、ボランティア等との協力体制についても整備する。

(1) 保健対策

要配慮者に限らず、被災者の心身の健康確保が特に重要なため、避難所、応急仮設住宅、自宅等に保健師を派遣し、次のような健康相談を行うよう努める。特に、要配慮者に対しては、十分に配慮する。

ア 巡回相談、栄養指導

イ こころのケア

ウ 訪問指導、訪問看護等の保健サービス

(2) 福祉対策

ア 要配慮者のニーズの把握等

平常時から、福祉関係職員、防災関係職員、社会福祉協議会、民生委員、介護保険事業者、福祉関係者、区長等の協力を得て、要配慮者の実態把握、ニーズ把握、情報提供、生活相談等を行う体制の整備に努めるとともに、災害発生直後には、避難行動要支援者名簿を共有化するなどし、情報共有等の取組みにも努める。

イ 福祉サービスの提供

介護の必要な要配慮者の社会福祉施設等への緊急入所又は避難所、応急仮設住宅、自宅等での福祉サービスの提供体制を整備する。

ウ 情報提供

災害に関する情報、医療・福祉・生活情報等が要配慮者に的確に提供されるよう、掲示板、FAX、パソコン等の活用、報道機関との協力による新聞、ラジオ、文字放送、手話付きテレビ放送等の利用を行うことができる体制の整備に努める。

情報入手に困難を伴う視覚障がい者に対しては、点字、大活字又は音声により、聴覚障がい者に対しては、文字又は手話等により情報提供が行われるよう支援する体制の整備に努める。

8 介護保険事業者及び社会福祉施設等における安全確保対策

介護保険事業者及び社会福祉施設等の管理者は、次のとおり、施設内の要配慮者の安全確保を図る。

また、災害時に県、市から要請を受けた要配慮者の受入れができるよう、平常時から体制の整備をしておく。

(1) 防災組織体制

ア 自衛防災組織の設置

防火管理者のもとに施設の職員により構成する自衛のための自衛防災組織（防災活動隊）を設置し、必要に応じて情報班、消火班、安全指導班、救護班、応急物資班等を置き業務を分担する。

イ 情報連絡・応援体制の確保

消防本部等との非常通報装置（ホットライン）の設置を検討する。

また、必要に応じて消防本部、村上警察署及び近隣施設との連絡会議を設置し、施設の

内部構造や入所者の実態を認識してもらい、応援協力体制の確保に努める。

ウ 夜間体制の充実

夜間における災害に対処するため、各施設における入所者の状況、建物の構造等総合的に勘案の上、夜間職員の配置に努め、夜間における勤務形態は、施設の種別に応じて交代制、宿直制の確保に努める。

(2) 施設等の安全性強化

建築基準法による技術基準に基づき施設の安全性を確保するとともに、平時から施設、設備の点検を実施し、安全性の維持・強化に努める。

(3) 物資・マンパワーの確保

ア 食料品等の備蓄

災害に備えて2～3日分の食料品・飲料水、慢性疾患用医薬品、高齢者・障がい者用仮設トイレ、避難用テント、福祉用具、避難生活用具等の備蓄及び必要により井戸、耐震性貯水層や備蓄用倉庫の整備に努める。

イ 地域住民等との協力体制の確保

職員の緊急連絡体制を整備しマンパワーの確保に努めるが、更に、地域住民、民間ボランティア、近隣施設等との協力を得られるよう普段から協力関係の形成に努める。

(4) 防災教育・防災訓練

職員、入所者等に対し日ごから防災意識の育成を図るとともに、国又は県の定める基準により防災訓練を実施し、実施に当たっては、地域の自主防災組織や消防団の参加を求めたり、自力避難困難者の避難・救出訓練、夜間における避難に重点を置いた訓練等の実施に努める。

(5) 緊急連絡体制の整備

災害発生時に入所者等の保護者又は家族と確実に連絡が取れるよう緊急連絡体制の整備に努めるとともに、この旨家族等への周知に努める。

(6) 被災者の受入れ

被災地に隣接する地域の介護保険事業者及び社会福祉施設等においては、入所者の処遇の継続を確保した後、余裕スペースなどを活用して被災者の受入れを行うものとし、受入れに当たっては要介護者等援護の必要の高いものを優先する。

このため、市は、保健医療福祉圏域内で施設間のネットワークの形成に努め、余裕スペースの確認に努める。

9 外国人支援対策

(1) 企業及び国際交流関係団体への情報提供等

市は、災害発生時に言葉や生活習慣、防災意識の違い等から生じる外国人の孤立等を防止するため、県や関係団体の協力を得ながら外国人のニーズ等を把握するとともに、防災意識の啓発、災害予防対策を行う。

また、必要に応じて、外国人雇用企業や市国際交流協会等関係団体の協力を得て、避難要領の外国語リーフレットの配布や外国人参加の防災訓練の実施に努める。

(2) 災害情報等の提供方法や相談体制の整備

市は、日頃から、県、外国人関係団体、外国語ボランティア等と協働して、災害時の情報提供、相談窓口等、外国人に対する支援体制の整備に努める。

第24節 食料・生活必需品等の確保計画

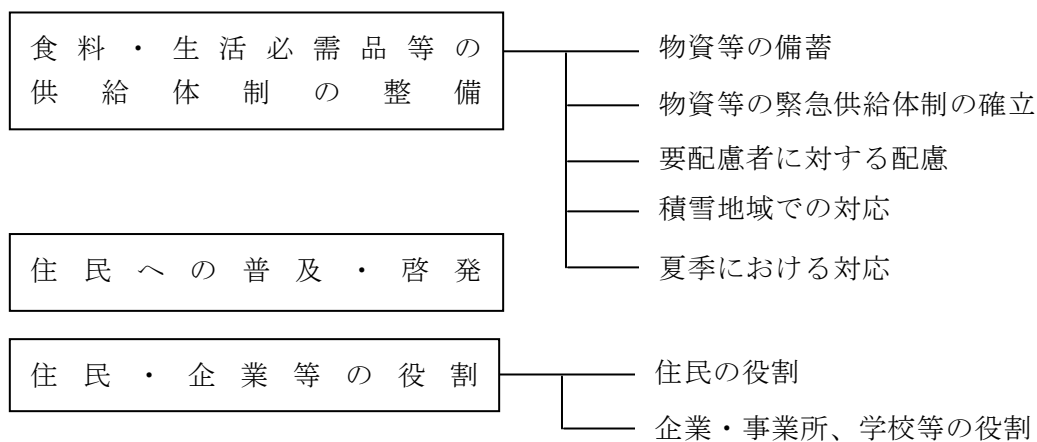
担当：学校教育課、生涯学習課、福祉課

1 計画の方針

災害発生から、交通状況を含む流通機構の回復が見込まれる3日程度の間に必要な飲料水、食料及び生活必需品（以下「物資等」という）は、住民（家庭、企業・事業所、学校等）が自らの備蓄で賄うことを原則とするが、市は、住家や施設の被災により備蓄した物資等が取り出せない住民や一時的滞在者に対し、物資等の緊急調達を行い、供給する。

なお、備蓄及び物資の調達は、必要最低限の備蓄以外は救援協定企業の保有する流通在庫を活用し、被災者への迅速な物資供給を実施する。

2 計画の体系



3 食料・生活必需品等の供給体制の整備

市は、災害時において、円滑かつ迅速に物資等を供給するため、県と別に協議して定める物資等の備蓄目標とお互いの分担割合に基づき、達成についての年次計画を策定し、早期の達成を目指すとともに、次のとおり、食料・生活必需品等の供給体制の整備に努める。

(1) 物資等の備蓄

- ア 市の備蓄分担割合に基づき物資等を備蓄する。
- イ 発電機等災害時の必需品であるが、住民が日常生活では通常使用しないため、備蓄しにくい品目については、市での公的備蓄に努める。
- ウ 備蓄物資は、極力避難所予定施設等にあらかじめ配備し、災害時に避難者が直ちに取り出して使用・配付できるようにする。

(2) 物資等の緊急供給体制の確立

- ア 企業・事業者団体等との協定による緊急調達体制を整備する。
- イ 輸送事業者等との協定による緊急輸送・配付体制を整備する。
- ウ 地域の住民組織及び市災害ボランティアセンターとの協力体制を整備する。

(3) 要配慮者に対する配慮策

- ア 食料の供給に当たっては、高齢者、乳幼児、腎臓病等慢性疾患患者、食物アレルギー患者等摂食上配慮をする必要がある者を特定し、これらの者に必要な食料及びその数量を把握し、備蓄方法等について事前に検討し、災害時に速やかに供給できる体制を整備する。食料の備蓄、輸送、配食等に当たっては、管理栄養士等の活用を図る。

また、併せて、宗教等食習慣の違いに配慮できる体制を整備する。

イ 高齢者、乳幼児、女性、障がい者に提供する物資のほか、温食提供、介護等のため必要な物資及びその数量について、事前に検討し、災害時に速やかに供給できる体制を整備する。

(4) 積雪地域での対応

ア 輸送の困難を想定し、備蓄物資等を可能な限り各地区の避難所予定施設に事前配備する。

イ 避難所予定施設等における採暖用及び調理用の熱源器具と燃料を事前配備する。

ウ 避難所予定施設において停電時でも災害状況の把握ができるよう、携帯ラジオ等を事前配備する。

(5) 夏季における対応

夏季においては、避難所予定施設が高湿多湿になることも予想されることから、食料の提供に当たって、食中毒の発生を防止する等衛生対策に万全な体制を整備する。

4 住民への普及・啓発

(1) 市は、家庭、企業・事業所、学校等に対して、災害備蓄の重要性及び災害時の食料・物資の供給計画について、食育推進計画等と連携して、普及・啓発する。

(2) 市は、防災訓練に際して、地域住民と共に避難所の備蓄物資の確認及び使用配付の訓練を行う。

(3) 市は、小口・混載の支援物資を送ることは被災地方公共団体の負担になることなど、被災地支援に関する知識の普及に努める。

5 住民・企業等の役割

(1) 住民の役割

ア 各家庭において、平時から家族の3日分程度、できれば1週間分程度の分量等の備蓄に努める。

イ 高齢者、乳幼児、腎臓病等慢性疾患、食物アレルギー患者等、食事に特別な配慮を必要とする者は、平時から3日分程度の分量を自ら確保するよう努める。

ウ カセットコンロ等調理用熱源及び燃料を確保するよう努める。

エ 石油ストーブ等停電時でも使用可能な暖房器具及び燃料を確保するよう努める。

オ その他災害時に必要な物資（携帯ラジオなど）を事前に用意するよう努める。

(2) 企業・事業所、学校等の役割

ア 企業・事業者及び学校等は、長距離通勤・通学者で災害時に帰宅が困難になる者の把握に努め、これらの者が1～3日間程度泊まり込む場合に必要となる量の物資等の備蓄に努める。

イ 企業・事業所は、災害時においても事業継続するために必要な人員の把握及び確保に努めるとともに、そのために必要な物資などの備蓄に努める。

ウ 福祉施設・病院等は、入居者、入院患者及び職員等が必要とする3日分程度の物資等の備蓄に努める。

第25節 文教施設における災害予防計画

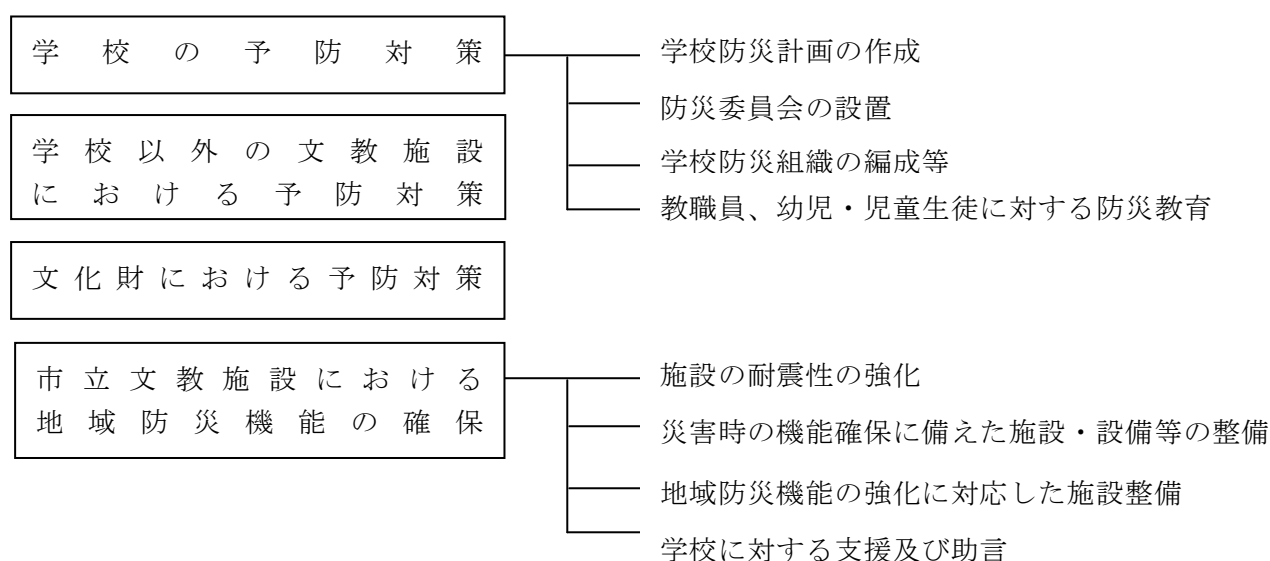
担当：学校教育課、生涯学習課、福祉課

1 計画の方針

大規模な災害が発生した場合、学校を始めとする文教施設及び文化財は、甚大な被害を受けることが予想されるが、幼児・児童生徒、教職員、入館者、施設利用者等の安全確保のほか、施設災害等に対する迅速な対応を図るため、日頃から市教育委員会や学校等が実施しておくべき事項を定める。

また、地域における防災機能の強化を図るため、学校等文教施設の設置者は、市地域防災計画の定めるところに従い、施設・設備の整備に努める。

2 計画の体系



3 学校の予防対策

(1) 学校防災計画の作成

校長等は、災害発生に備え、市教育委員会の指導により、次の予防対策及び応急対策を盛り込んだ学校防災計画を作成する。

また、市は、私立幼稚園及び専修学校等に対し、防災計画の作成について指導・助言をする。

区分	主 な 項 目	
予 防 対 策	① 学校防災組織の編成 ③ 防災用具等の整備 ⑤ 教職員等の緊急出勤体制 ⑦ 災害発生が予想される時の事前休校、授業短縮措置等 など	② 施設、設備等の点検・整備 ④ 防災教育の実施 ⑥ 保護者等への連絡
応 急 対 策	① 災害発生直後の幼児・児童生徒の安全確保 ③ 幼児・児童生徒の安全確認 ⑤ 被害状況等の報告 ⑦ 避難所開設・運営の協力 ⑨ 教育活動の再開 など	② 避難誘導 ④ 災害情報の収集 ⑥ 下校措置 ⑧ 被災時の心のケア

(2) 防災委員会の設置

校長等は、学校防災計画に定められた事項等について、教職員の共通理解及び周知徹底を図るため、防災委員会を設置する。

(3) 学校防災組織の編成等

校長等は、学校防災組織の編成等に当たっては、次の点に留意する。

ア 学校防災組織の編成

災害発生時に対応する学校防災組織を編成するとともに、教職員の役割分担を定めること。特に、担当教職員が不在の場合の代行措置を明確にしておくこと。

イ 施設、設備等の点検・整備

(ア) 学校の施設、設備等は、定期的に安全点検を行い、危険箇所、補修箇所等の補強、補修を実施すること。

(イ) 児童生徒の避難経路上の施設、設備等については、特に点検を行い、内壁・外壁落下防止、窓ガラスの飛散防止、塀の倒壊防止等必要な措置を行うこと。

(ウ) 防火扉、火災報知器、放送設備等の機能点検を日頃から定期的に行っておくこと。

(エ) 積雪時は、除雪を十分に行い、避難路を確保しておくこと。

ウ 防災用具等の整備

(ア) 医薬品、携帯ラジオ、ロープ、メガホン、懐中電灯等必要な物品は、一定の場所に整備し、教職員に周知しておくこと。

(イ) 幼児・児童生徒名簿、部活動名簿、保護者等との緊急連絡カード等を整備し、常に人員把握等ができるようにしておくこと。

エ 教職員の緊急出勤体制

校長等は、夜間、休日等の勤務時間外に災害が発生した場合に備え、事前に出勤体制を決め教職員に周知しておくこと。

オ 保護者等との連絡

(ア) あらかじめ、保護者等と相談の上、緊急時の連絡先等を定めた「緊急連絡カード」を作成し教職員、保護者等双方が常備しておくこと。

(イ) 家庭訪問、保護者会等で災害発生時の連絡先、児童生徒の引渡方法について保護者等と確認し、徹底しておくこと。

(4) 教職員、児童生徒に対する防災教育

ア 教職員に対する防災教育

(ア) 市教育委員会は、初任者研修、経験者研修等で防災対策の基礎知識、気象状況等に応じた避難行動などに関する研修を行う。

(イ) 校長等は、教職員等各人の任務、定期点検事項、応急措置等に関する校内研修を行う。

イ 児童生徒に対する防災教育

校長等は、児童生徒の発達段階に応じた内容で、計画的に防災教育を行う。

(ア) 防災訓練の実施

a 避難訓練を計画的、実践的に実施し、災害時に安全かつ迅速に避難できるようにすること。

b 学校の立地条件を考慮して事前に避難場所を定め、児童生徒に周知しておくこと。

c 形式的な指導に終わることなく、災害発生時に沈着、冷静かつ迅速な行動が取れるように実施すること。

d 登下校中、授業中、特別教育活動中等、種々な場面を想定して計画的に実施すること。

e 地域社会の一員として、中学生を地域防災訓練へ積極的に参加させること。

(イ) 防災教育の実施

- a 各教科及び領域（道徳や学級活動等）体験学習等を通じて「災害の原因」、「安全な行動の仕方」、「日常の備え」、「命、家族の絆、助け合う心の大切さ」等について計画的に指導すること。
- b 児童生徒の発達段階や学校の立地条件等によって、指導内容や指導方法を具体的に考え実施すること。
- c 児童生徒の発達段階に沿って、副読本、ビデオ等を活用し、指導すること。
- d 自然生活体験学習、福祉体験学習、ボランティア体験学習等の実施により、「命の大切さ」、「家族の絆」、「助け合う心」、「生きるたくましさ、勇気」等について指導すること。

4 学校以外の文教施設における予防対策

不特定多数の者が利用する文教施設等においては、組織的な統制、避難・誘導は困難である。したがって、施設の管理者は、これらの事情を考慮して、防災設備の整備・充実に努めるとともに、行動計画を作成する。

また、非常時の措置について訓練を実施し、職員に周知を図らなければならない。

なお、防災対策の主な留意点は、次のとおりである。

- (1) 災害発生時に対応するため、自主防災組織を編成するとともに、あらかじめ職員の役割分担を定めておくこと。
また、担当職員が不在の場合の代行措置を明確にしておくこと。
- (2) 施設、設備等は、定期的に安全点検を実施するなど常に安全対策に努めること。
なお、地震の場合は、火災の発生やガラスの飛散等が予想されるので常にその予防対策を行っておくこと。
- (3) 避難訓練を定期的実施し、災害時に安全かつ迅速に行動ができるようにすること。なお、あらかじめ、立地条件を考慮して避難場所を定めておくとともに、入館者及び利用者は毎日変わるので、避難経路の表示を増やす等避難場所が容易に分かるようにしておくこと。

5 文化財における予防対策

文化財所有者は、次の点に留意して予防対策に努めなければならない。

なお、市教育委員会は、文化財所有者に対して防災計画について必要の都度、指導・助言をする。

- (1) 文化財の現状把握、災害発生時に対応する措置をあらかじめ明確にしておくこと。
- (2) 施設、設備等は、定期的に安全点検を実施するなど常に安全対策に努めること。
- (3) 立地条件を考慮して避難場所を定めておくとともに、観覧者に対し避難経路の表示や避難場所が容易に分かるようにしておくこと。

6 市立文教施設における地域防災機能の確保

(1) 施設の耐震性の強化

市は、建築基準法の現行耐震設計基準（昭和56年6月施行）前の基準により建築された校舎、体育館等について、必要に応じて耐震診断又は耐力度調査を行い、施設の状況に応じた補修・改築等に努める。

(2) 災害時の機能確保に備えた施設・設備等の整備

市は、災害に伴う停電、断水、ガスの供給停止、通信回線の途絶等の事態に際しても、最低限の機能を確保できるよう配慮する。

(3) 地域防災機能の強化に対応した施設整備

市は、地域の防災機能強化のために必要な次に掲げる施設・設備の整備等に努める。

なお、防災施設等の整備に当たっては、その施設本来の設置目的に支障のないよう十分配慮するとともに、関係機関と事前に協議を行い、当該防災施設等について適切な管理体制を整える。

ア 施設整備

(ア) 備蓄倉庫の整備

(イ) 避難場所の確保

和室、シャワー施設、冷暖房設備を備えた部屋等の整備

(ウ) 飲料水、生活用水等の確保

a 飲料水兼用耐震性貯水槽等の整備

b 生活雑用水確保のための井戸等の整備

イ 設備整備

(ア) 断水時にも使用可能なトイレの整備

(イ) 救護所設置を念頭に置いた学校保健室等の充実

ウ 情報連絡体制

(ア) 携帯電話を利用した連絡網、防災無線等の導入

(イ) インターネット等を利用した情報伝達体制の整備

(ウ) 情報収集のためのテレビ・ラジオの整備

(4) 学校に対する支援及び助言

市教育委員会は、市地域防災計画に沿って各学校の取組みを支援するとともに、連絡網を整備し、災害時に情報がスムーズに伝達・集約されるよう努める。

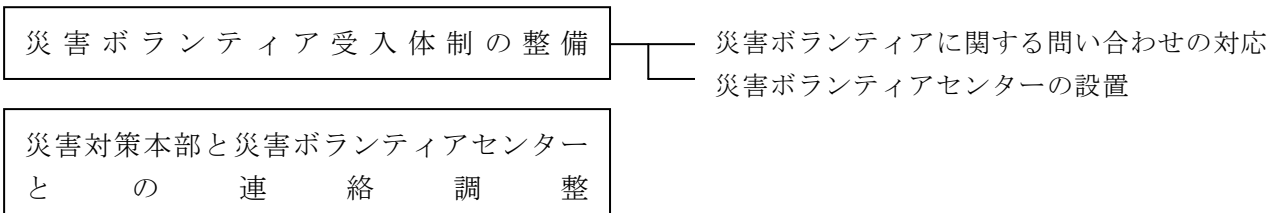
第26節 ボランティアの受入体制整備計画

担当：社会福祉課、社会福祉協議会

1 計画の方針

平成16年7月13日の新潟豪雨及び10月23日の中越大震災、平成19年の中越沖地震での復旧活動等において、大きな役割を果たした災害ボランティア活動に関する様々な教訓を踏まえ、災害ボランティアの自主性・自立性を尊重しつつ、組織的な活動が円滑に行われるよう、災害ボランティアの受入れ等に関する関係機関の支援・協力体制について定める。

2 計画の体系



3 災害ボランティア受入体制の整備

(1) 災害ボランティアに関する問い合わせの対応

災害ボランティアセンター設置前にボランティアに関する問い合わせ等があった場合は、(ボランティア連絡票に) 必要事項の聞き取りを行い、センター設置後に連絡する。

(2) 災害ボランティアセンターの設置

ア 社会福祉協議会は、災害ボランティアセンターの設置を行う。

下記については、市、その他関係団体と次の事項について協議を行う。

- (ア) 災害ボランティアセンターの設置場所
- (イ) 災害ボランティアセンターの設置時期及び期間
- (ウ) 災害ボランティアセンターの組織及び人数
- (エ) 災害ボランティアセンター参加団体の役割分担
- (オ) 災害ボランティアセンターの運営資金
- (カ) 災害ボランティアセンターへの活動資機材の調達方法
- (キ) その他災害ボランティアセンターの設置、運営に必要な事項

イ 市は、災害ボランティアセンターに関する情報の提供を積極的に行う。

- (ア) 災害ボランティアセンター設置について、災害対策本部及び災害対策支部に連絡するとともに、関係機関、マスコミ等へ周知する。
- (イ) 災害ボランティアセンターのホームページにリンクをはり、設置をホームページで周知する。

ウ 市は、災害ボランティアセンターの設置、運営に関して次の支援を行う。

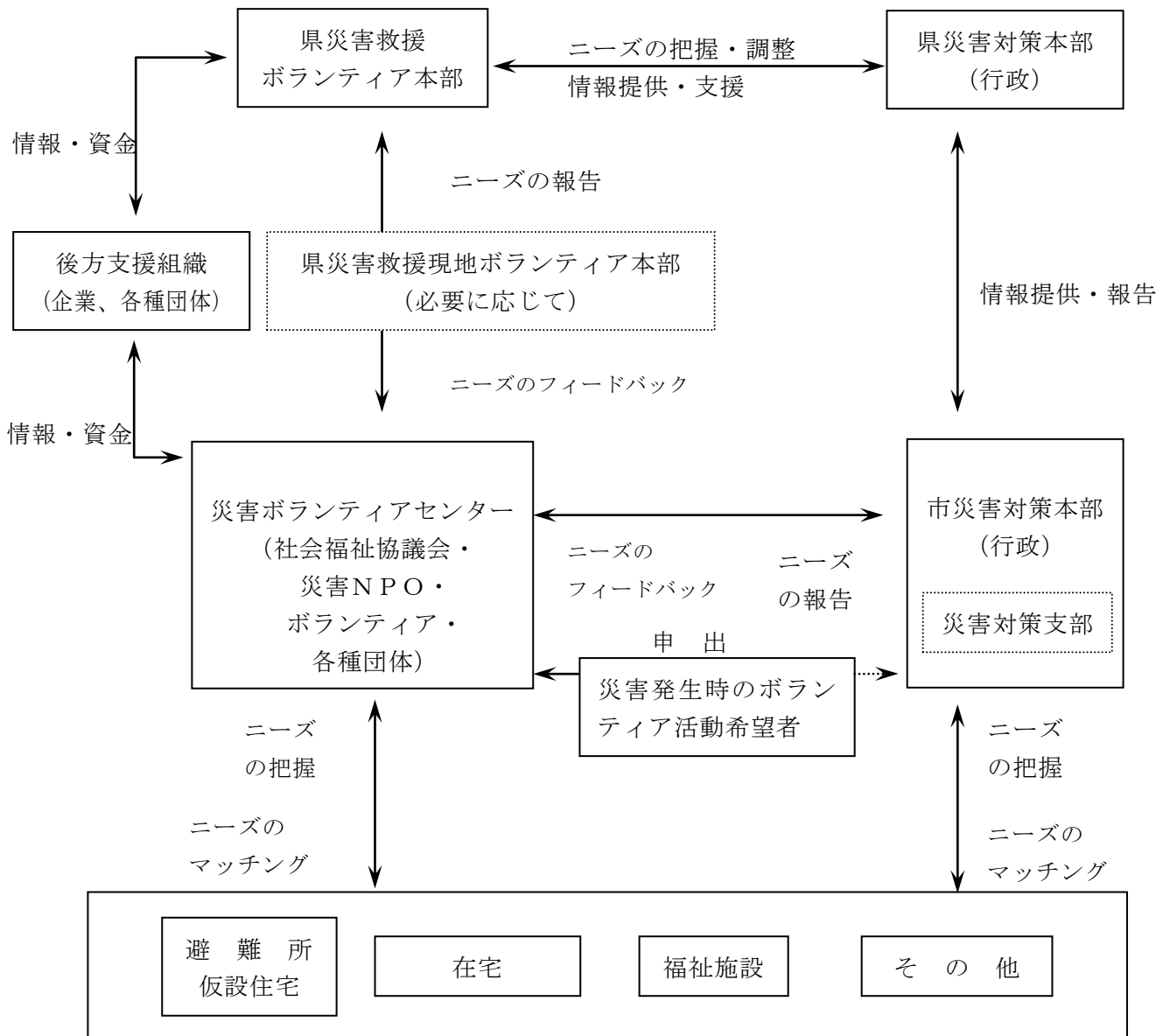
- (ア) 災害ボランティアセンターの設置場所の提供と通信環境等の整備
- (イ) 災害ボランティアセンターへの職員の派遣
- (ウ) 災害ボランティアセンターへの活動資機材等の提供
- (エ) 市ホームページ等を通じた情報発信
- (オ) 災害ボランティアスタッフ等の宿泊場所、駐車場の確保協力
- (カ) 災害ボランティアセンター等の案内看板設置協力

(キ) その他、災害ボランティアセンターの設置に必要な支援

4 災害対策本部と災害ボランティアセンターとの連絡調整

- (1) 市は、災害対策各支部でのボランティアニーズ受付、ボランティア要請の総合的な調整を行う。
- (2) 災害ボランティアセンターに派遣された職員は、災害ボランティアセンターの情報、要望等を災害対策本部に報告する。
- (3) 市は、災害ボランティアセンターに災害対策本部からの情報提供等を行う。

【災害発生時のボランティア情報収集・提供のフロー図】



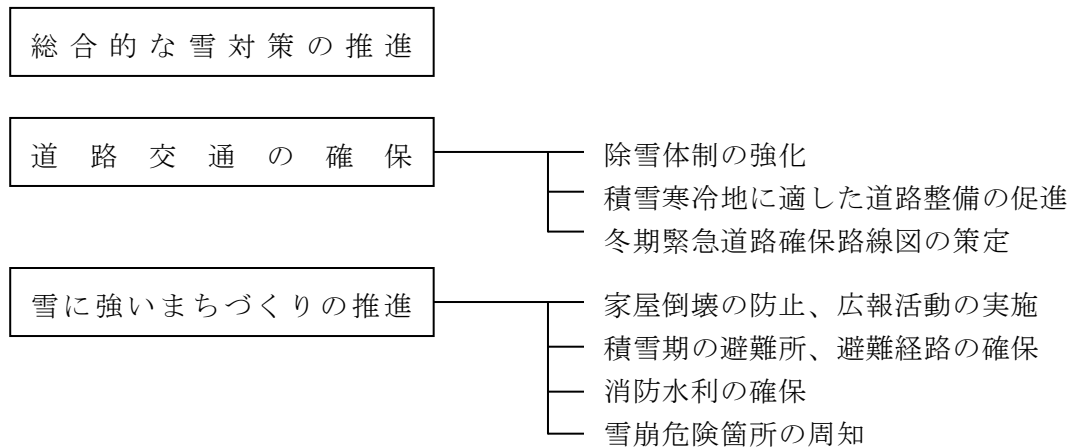
第27節 積雪期の地震災害予防計画

担当：建設課、総務課

1 計画の方針

積雪期の地震は、他の季節に発生する地震に比べ、より大きな被害を及ぼすことが予想される。このため、市、県、国等の防災関係機関は、相互の連絡協調を図り、除排雪体制の強化、克雪施設の整備等総合的な雪対策を推進し、積雪期における地震災害の軽減に努める。

2 計画の体系



3 総合的な雪対策の推進

積雪期の地震災害予防対策は、究極的には除排雪体制の整備、雪に強いまちづくり等の雪対策の総合的、長期的推進によって確立されるものである。このため、市及び関係機関は、相互に協力し、より実効性のある雪対策の確立を図る。

4 道路交通の確保

災害時には、各防災機関の実施する応急対策に伴う輸送の増大に対処するため、道路交通の緊急確保を図ることが重要である。このため、市道、県道及び一般国道の各道路管理者は、除雪体制を強化し、日常生活道路の確保を含めた面的な道路交通確保対策を推進する。

(1) 除雪体制の強化

ア 市道、県道及び一般国道の整合性の取れた除雪体制を強化するため、各道路管理者相互の緊密な連帯のもとに除雪計画を策定する。

イ 除雪区間の伸長と除雪水準の向上を図るため、地形や積雪の状況に適合した除雪機械の増強を促進する。

(2) 積雪寒冷地に適した道路整備の促進

ア 冬期交通確保のため、堆雪スペースを備えた広幅員道路やバイパスの整備を促進する。

イ 雪崩等による交通遮断を防止するため、雪崩防護柵、段切り等の雪崩防止施設の整備を促進する。

(3) 冬期緊急道路確保路線網図の策定

市道、県道及び一般国道の各道路管理者は、相互に協議して、積雪期の地震対策の初期活動に必要な冬期緊急道路確保路線網図を策定する。

5 雪に強いまちづくりの推進

(1) 家屋倒壊の防止、広報活動の実施

市は、屋根雪荷重による地震時の家屋倒壊を防止するため、豪雪の際には、こまめな雪下ろしの励行等の広報活動を積極的に行う。

また、構造的に弱い建物については、筋交い支柱等で十分補強するよう指導する。

(2) 積雪期の避難所、避難路の確保

市は、積雪、堆雪に配慮した体系的道路を整備し、市街地の日常生活道路の除雪を促進するとともに、幹線道路における消雪施設の整備拡充により、避難所及び避難路の確保を図る。

(3) 消防水利の確保

第3章第11節「消火活動計画」の「8(2) 消防水利」の確保による。

(4) 雪崩危険箇所の周知

市は、ハザードマップ等を活用し、住民に雪崩発生危険箇所を周知し、早期に自主避難できるよう指導する。

第28節 広域応援体制計画

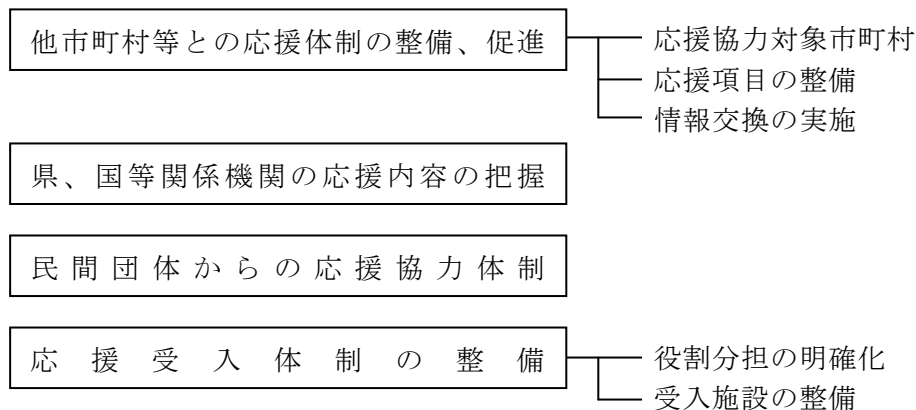
担当：総務課

1 計画の方針

大規模災害が発生した場合、市単独では被災者の救援等の応急措置及び復旧対策が十分に実施できないことが予想される。したがって、これらの事態に対応するため、市は、他の市町村等と相互に協力の上、広域相互応援体制の整備、促進に努める。

また、県、国等の関係機関、市内外の民間団体等からの応援受入体制についても整備を進める。

2 計画の体系



3 他市町村等との応援体制の整備、促進

市は、被災時に周辺市町村が後方支援を担える体制となるよう、あらかじめ県内の他市町村等及び他県の市町村等と応援協定を締結するなど、その整備、促進に努める。

(1) 応援協力対象市町村

- ア 隣接市町村
- イ その他目的を同じくする市町村等

(2) 応援項目の整備

市は、応援体制を整備するに当たっては、応援を行う市町村等との間で、次の事項について定めておく。

- ア 応援項目の種類
- イ 応援要請の手続
- ウ 応援費用の負担
- エ その他必要な事項

(3) 情報交換の実施

市は、応援を行う市町村等との間で、応援が円滑に行われるよう、必要に応じ次の情報の交換を行う。

- ア 防災計画の内容
- イ 備蓄その他応援提供物資、資材等の内容及び数量等
- ウ 物資供給拠点
- エ その他必要な事項

4 県、国等関係機関の応援内容の把握

市は、災害が発生した場合、被災者の円滑な救援等の応急対策及び復旧対策を実施するため、市の活動を援助するために県、国等の関係機関が応援を行うことができる物資、数量等について、当該機関と定期的に確認するなど、その状況の把握に努める。

5 民間団体からの応援協力体制

市は、災害が発生した場合、被災者の円滑な救援等の応急対策及び復旧対策を実施するため、あらかじめ、民間団体から協力できる食料、生活必需品、車両、救出資機材等の数量、支援体制その他必要な事項について、定期的な情報交換等を行ったり、応援協定を締結したりするなど、災害の際に適切な対応が図られるよう努める。

また、防災情報を迅速かつ的確に伝達するため、放送事業者とあらかじめ応援協定を締結するなど、災害の際に適切な対応が図られるよう努める。

6 応援受入体制の整備

市は、災害規模や被災地のニーズに応じて円滑かつ迅速に他の市町村等から応援を受けることができるよう、あらかじめ要請の手順、連絡調整窓口、連絡の方法、後方支援基地の位置付け等の必要事項を応援計画や受援計画で定め、関係機関で共有する等、必要な準備を整える。

また、応援を行う関係機関の活動が競合重複しないよう、あらかじめ役割分担の計画予定を策定するとともに、施設の確保等、受入体制の整備を図る。

(1) 役割分担の明確化

市は、次の役割分担等の応援体制計画を策定しておく。

ア 役割分担の想定

活動の重複排除のための各機関の役割の想定

イ 資機材の準備

応援機関の活動のための資機材の調達方法等

(2) 受入施設の整備

ア 駐車場（車1台の基準は3m×8m）

イ ヘリポート

ウ 宿泊施設又は宿营地

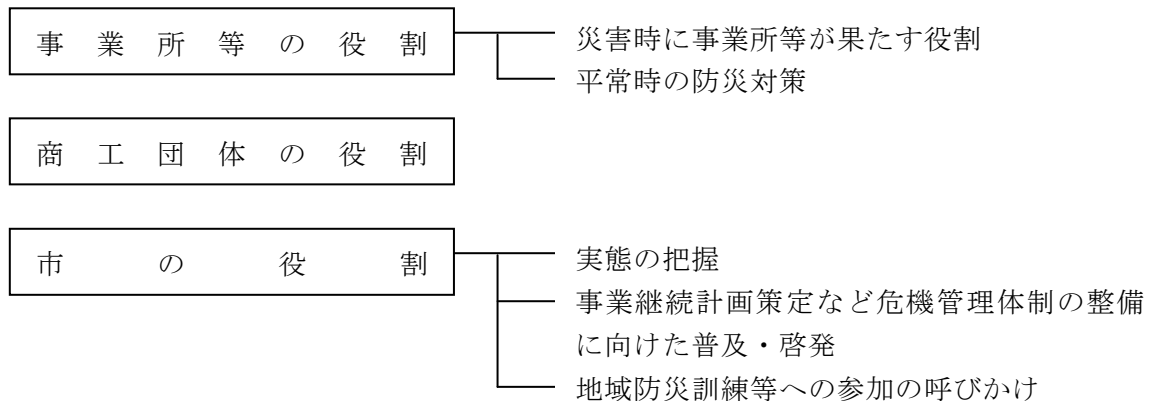
第29節 事業所等の事業継続計画

担当：総務課

1 計画の方針

企業・事業所（以下「事業所等」という。）は、災害時の事業所等の果たす役割（生命の安全確保、二次災害の防止、事業の継続、地域貢献・地域との共生）を十分に認識し、各事業所等において防災活動の推進に努める。

2 計画の体系



3 事業所等の役割

事業所等は、災害時の事業所等の果たす役割を十分に認識し、防災活動の推進に努めるものとし、特に、災害時にも事業が継続でき、かつ、重要業務の操業レベルを早急に災害前に近づけられるよう、次のとおり、事前の備えを行い、被災地の雇用やサプライチェーン（製造業における原材料調達・生産管理・物流・販売までの一つの連続したシステム）を確保するなど、事業継続の取組みを推進する。

(1) 災害時に事業所等が果たす役割

ア 生命の安全確保

顧客等不特定多数の者が施設に來たり、施設内に留まったりすることが想定される事業所等は、迅速に顧客、従業員等業務に携わる者の安全確保に努める。

イ 二次災害の防止

火災の防止、建築物等の倒壊防止、薬液の漏洩防止など、周辺地域の安全確保の観点から二次災害防止に努める。

ウ 事業の継続

被災した場合の事業資産の損害を最小限にとどめつつ、中核となる事業の継続あるいは早期復旧を可能とするため、事業継続マネジメントの実施に努める。

エ 地域貢献・地域との共生

災害が発生した際には、住民、行政、取引先企業などと連携し、地域の一日も早い復旧を目指すとともに、地域住民や自治体との協調のもと、企業の特徴を活かした活動による地域貢献に努める。

(2) 平常時の防災対策

ア 事業継続計画の策定

災害時に重要業務を継続するための事業継続計画を策定するよう努める。

イ 事業継続計画の定期的な点検と見直し

事業継続計画を策定した事業所等は、定期的に点検を行い、必要な見直しを行う。

ウ 平常時の危機管理体制の構築

防災体制の整備、防災訓練の実施など、平常時からの危機管理体制の構築に努める。

4 商工団体の役割

- (1) 事業継続計画の策定を促進するための情報提供や相談体制の整備などの支援等により、会員・組合員等の防災力向上の推進に努める。
- (2) 会員・組合員等に対し、企業防災の重要性や事業継続計画の必要性について啓発する。
- (3) 行政等の支援策の実施や情報の会員・組合員等への周知に協力する。

5 市の役割

地域経済への影響を最小限にとどめるため、事業所等が被災後、速やかに事業を再開できるよう事業継続計画策定などを促進し、危機管理体制の整備が図られるよう普及・啓発活動を行う。

このため、市は、次の取組みを進める。

(1) 実態の把握

事業所等の業務継続計画（BCP）策定状況など、危機管理体制の整備状況について実態把握に努める。

(2) 事業継続計画策定など危機管理体制の整備に向けた普及・啓発

事業所等が災害に強い企業となるよう、防災や事業継続計画の策定等に関する必要な情報の提供など、危機管理体制の整備に向けた普及・啓発に努める。

(3) 地域防災訓練等への参加の呼びかけ

事業所等を地域コミュニティの一員としてとらえ、地域の防災訓練等への積極的参加の呼びかけ、防災に関するアドバイスを行う。

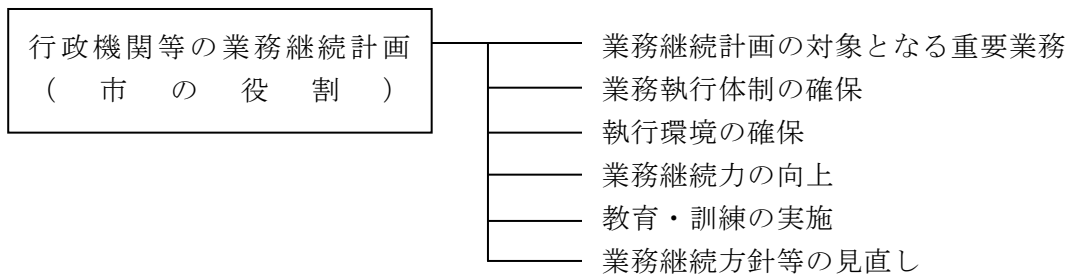
第30節 行政機関等の業務継続計画

担当：総務課

1 計画の方針

災害発生時における行政機関等の業務継続は、地域の機能が停止することなく、継続可能な社会を構築するために不可欠であることから、市は、行政機関の業務継続計画（BCP）作成を促進するとともに、業務継続マネジメント（BCM）能力の向上を図ることにより、業務継続の確保に努める。

2 計画の体系



3 市の役割

市は、災害発生時の災害応急対策等の実施や優先度の高い通常業務の継続のため、災害時に必要となる人員や資機材等を必要な場所に的確に投入するための事前の準備体制と事後の対応力の強化を図る必要があることから、業務継続計画の策定などにより、業務継続性の確保を図る。

また、実効性のある業務継続体制を確保するため必要な資源の確保や教育、訓練等を通じた体制整備に努める。

なお、個別の業務又は業務分野における業務継続について詳細事項等を定める必要がある場合は、本計画に従い、別途個別の詳細計画等を策定するものとする。

(1) 業務継続計画の対象となる重要業務

ア 業務への影響分析と重要業務の洗い出し

業務を実施できない時間が経過することにより発生する社会的影響等の観点から、業務を実施できない場合の影響分析を行い、優先的に実施する重要業務の洗い出しを行う。

イ 目標時間の設定

重要業務については、実施すべき目標時間を設定し、その目標時間を達成するための体制構築に努める。

(2) 業務執行体制の確保

ア 職員の参集体制

本計画に定める配備体制（第3章第1節「応急活動体制計画」）を参考に、重要業務を速やかに実施できるよう参集体制の確立に努める。

イ 安否確認

緊急時の連絡網を整備し、大規模な危機の発生時には、安否の連絡のない職員について、安否確認を実施する。

ウ 人員計画の立案

重要業務の実施に必要な人員や職種等を把握し、人員計画等に反映させる。

エ 業務引継

重要業務の担当職員が業務を実施できない場合に備え、業務内容の共有化やマニュアルの整備、代替要員への引継等を適宜行う。

オ 庁内の応援体制の確立

(ア) 所属の取組み

所属内で必要人員が確保できないと想定される場合は、他所属による応援体制の確立に努める。

(イ) 課局等の取組み

主管課等は、課局等内各所属の業務及び人員計画等を取りまとめ、課局等としての対応計画を作成する。対応計画を作成する際は、各所属の業務量の偏りに留意し、必要に応じて応援体制を準備する。

カ 庁外からの応援体制の確立

大規模な危機の発生時でも、協定先から円滑な応援を受けることができるのかを検討し、協定内容や新たな協定先を検討する。

キ 受注業者の業務継続体制の確保

重要業務の実施又は実施に必要な資源等の確保が庁外の業者等に委託されている場合は、受託業者が大規模な危機の発生時においても当該業務を継続することが可能な体制を整備しているか確認し、継続できない場合は体制の整備を要請する。

ク その他

上記の他、業務執行体制において、障害となる可能性がある事項をあらかじめ整理し、対策を検討する。

(3) 執務環境の確保

ア 執務スペース

(ア) 庁舎に被害が発生した場合の対応

庁舎管理者は、庁舎の安全を確認し、安全が確保できない場合は、被害箇所及び立ち入り制限区域を周知するとともに、安全や業務継続への影響が大きい箇所を優先して、応急復旧を実施する。

(イ) 代替施設の利用

庁舎を長期的に利用できないと判断される場合、災害対策本部等において、本部長が代替施設での重要業務の実施を決定する。

(ウ) 代替施設の決定

代替施設は、次の候補施設の中から、大規模な危機の発生箇所、規模等に応じて決定する。代替施設を決定した場合、住民、関係機関等へ周知する。

- a 市庁舎、支所庁舎
- b 他の市施設
- c 国、県、他の自治体、防災関係機関等の施設
- d 民間施設

(エ) 代替施設の設備状況等の把握

庁舎管理者は、代替施設の設備状況や代替施設の利用に伴う手続き、資源等について、把握に努める。また、個別の重要業務に必要な資源は、各所属において把握に努める。

イ 通信手段

(ア) 通信手段が利用できない場合の対応

庁舎管理者、管理する施設の通信手段を復旧するとともに、通信事業者等に対して、優先的な復旧を依頼する。

(イ) 通信事業者回線の拡充

県庁舎交換機と県危機管理センター交換機の相互バックアップのため、端末の拡充等に

努める。

(ウ) 防災行政無線

非常時において適切に機器を操作し、通信確保ができるよう各種訓練を充実させる。

ウ 情報システム

(ア) 庁内LAN等が利用できなくなった場合の対応障害発生箇所を把握し、早期復旧を図るとともに、必要に応じて事業者支援を要請する。

(イ) バックアップデータの遠隔地保管の拡充

ホストコンピュータ以外のバックアップデータについても、遠隔地保管に努める。

(ウ) 安全対策の拡充

電子計算機室以外に設置した機器（パソコン、プリンタ等）についても、落下・転倒防止のための固定措置を行う。

(エ) 災害対応体制の強化

大規模な危機の発生時に運用受託事業者が迅速に登庁できない場合等に備えて次の対応に努める。

a ネットワークの障害状況の職員による把握を可能にする。

b 運用受託事業者に広域的な応援体制の構築を依頼する。

エ データのバックアップ

所属長は重要業務に必要なデータのバックアップに務めるものとする。

オ 電源

(ア) 電源が利用できない場合の対応

商用電源の供給が停止した場合、市庁舎及び各支所庁舎においては、非常用発電機等により電源を供給する。また、非常用発電に必要な燃料を72時間分備えるよう努める。

(イ) 非常用発電機の実負荷訓練等

非常用発電機の円滑な電源切替が可能となるよう実負荷訓練を実施するとともに、更新時期を迎えた発電機の更新に努める。

カ トイレ

(ア) トイレが利用できない場合の対応

下水道機能の停止や工業用水道の供給停止等により、トイレが使用できない場合、市庁舎及び各支所庁舎においては、仮設トイレの供給等により、3日間程度利用できるように努める。

(イ) 仮設トイレ等の調達等

機能停止時に速やかに、仮設トイレ等により対応できるよう、仮設トイレの調達先や設置場所等について、あらかじめ準備する。

キ 職員の食料等

(ア) 職員の食料等が入手できない場合の対応

総務課は、大規模な機器が発生し、食料、飲料水、生活必需品等（以下、「食料等」という）の入手が困難な状況になった場合、備蓄している食料等を職員に配布する。また、備蓄している食料等が不足する場合は、協定を締結している民間企業等からの物資供給を手配する。

(イ) 食料等の備蓄

職員が、家庭において、最低限3日分の食料等を備蓄するとともに、職場において、最低限1食分の食料等を備蓄するよう周知を進める。

ク 財務会計システムが利用できない場合の支払い対応

所属長は、「財務会計システム停止時の手作業マニュアル」に基づき、特に重要で緊急の支払が必要な経費について、会計管理者と協議し、必要な手続きを行う。

ケ その他

所属長は、上記の他、重要業務を目標時間内に実施するために、執務環境において、障害となる可能性がある事項をあらかじめ整理し、対策を検討する。

(4) 業務継続力の向上

所属長は、現在の業務執行体制及び執務環境では、目標時間までに業務を実施することが困難と想定される重要業務について、目標を達成するための戦略を検討し、必要な対策を実施する。

(5) 教育・訓練の実施

職員に対する教育・普及・啓発を行うとともに、職員自らも情報収集し、必要な対策を講じる。また、訓練を実施し、業務継続方針やマニュアル等の実効性を確認する。

(6) 業務継続方針等の見直し

対策の課題等を洗い出し、所用の見直しを行い、業務継続方針やマニュアル等を見直すなど、継続的な改善を行う。

第3章 災害応急対策計画

第1節 応急活動体制計画

担当：情報総括部、すべての部

1 計画の方針

大規模な地震等が発生した場合、市は、県等防災関係機関と相互に連携し、被災者の救援、救助を強力に推進する体制を整える必要があるため、平時から、災害発生時に備えるとともに、大規模な災害が発生した場合は、迅速に職員配備の連絡を行い、指定職員の配備を実施する。

2 職員の非常配備基準

職員の非常配備基準は、次のとおりとする。

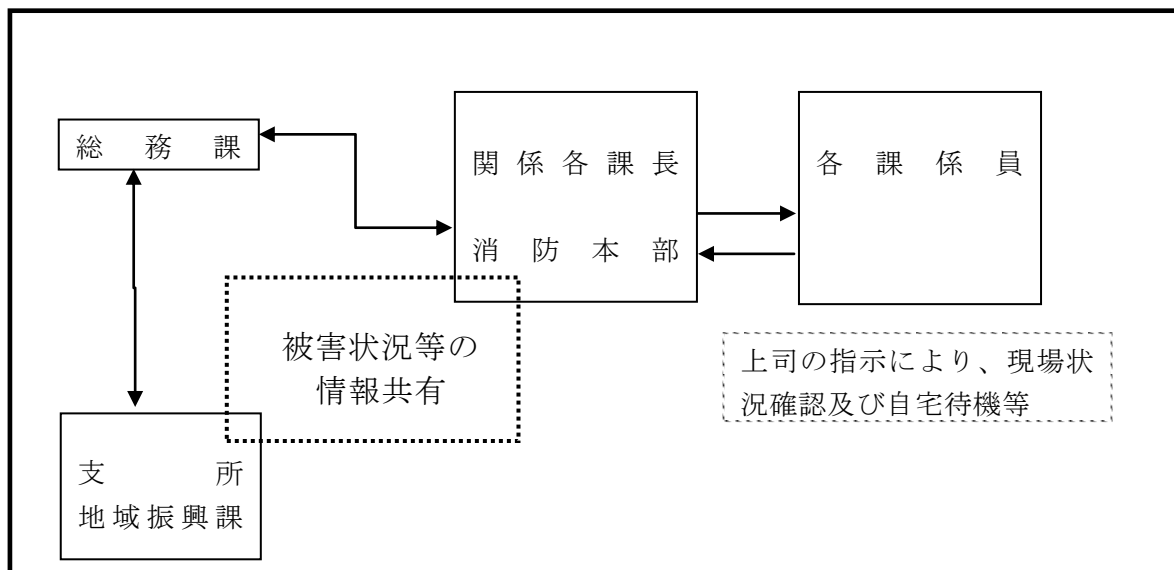
区分	第1次配備	第2次配備	第3次配備	
	警戒体制	警戒本部体制 拠点避難所開設	災害対策本部体制 指定避難所開設	
配備時期	<ul style="list-style-type: none"> ○ 震度4の地震が発生したとき ○ その他市長が特に必要と認めたとき 	<ul style="list-style-type: none"> ○ 震度5弱又は5強の地震が発生したとき ○ その他市長が特に必要と認めたとき 	<ul style="list-style-type: none"> ○ 震度6弱以上の地震が発生したとき ○ その他市長が特に必要と認めたとき 	
配備内容及び登庁職員	[災害警戒] <ul style="list-style-type: none"> ○ 情報収集、関係機関連絡、応急措置 ○ 防災行政無線広報 	[災害警戒本部の設置] <ul style="list-style-type: none"> ○ 情報収集、関係機関連絡、応急措置 ○ 拠点避難所開設 	[災害対策本部の設置] <ul style="list-style-type: none"> ○ 災害応急対策 ○ 指定避難所開設 	
職員の出勤体制及び業務	本庁	<ul style="list-style-type: none"> ○ 総務課：総務課長、総務課参事 総務・危機管理室 3名以上 ※ 防災担当は震度3で警戒準備体制をとる。 ○ 海岸部に施設を所有する課：施設の状態確認に必要な人数 	<ul style="list-style-type: none"> ○ 総務課：総務課長、総務課参事 総務・危機管理室 全員 ○ 施設を所有する課：施設の状態確認に必要な人数 ○ 避難所要員 ○ その他の課：職員の3割以上 	<ul style="list-style-type: none"> ○ 全職員は直ちに登庁し所定の配備につき、災害応急対策に従事 ○ 登庁できない職員はあらかじめ定められた方法により、情報収集及び連絡等に当たる
	支所	<ul style="list-style-type: none"> ○ 支所長 ○ 地域振興課（庁舎管理を含む。） ：2名以上 ○ 海岸部に施設を所有する課：施設の状態確認に必要な人数 	<ul style="list-style-type: none"> ○ 支所長 ○ 地域振興課（庁舎管理を含む。） ：総務管理室 全員 ○ その他の室：職員の3割以上 ○ 産業建設課：施設の状態確認に必要な人数 	
	消防本部	<ul style="list-style-type: none"> ○ 本部：課長（室長）以上及び指定された職員 ○ 本署：主幹（分署長）以上 	<ul style="list-style-type: none"> ○ 本部：指定された職員 ○ 本署：指定された職員 	
	業務	<ul style="list-style-type: none"> ○ 総務課、地域振興課、消防本部情報の収集、関係機関との連絡調整、関係所属長への連絡、第2配備体制への移行準備、災害応急措置の実施 ○ 施設管理課 地域内の情報収集、報告 ○ 他の職員は自宅待機 	<ul style="list-style-type: none"> ○ 職員全員 情報の収集、関係機関との連絡調整、災害警戒本部の設置、災害警戒本部会議の招集・開催、第3配備体制への移行準備、災害応急措置の実施 ○ 避難所開設 	
			<div style="border: 1px solid black; padding: 5px; display: inline-block;">市災害対策本部組織</div> 別紙参照	

区 分	第1次配備	第2次配備	第3次配備
	警 戒 体 制	警 戒 本 部 体 制 拠 点 避 難 所 開 設	災 害 対 策 本 部 体 制 指 定 避 難 所 開 設
警備員	○ 情報の受理、伝達 ○ 災害に係わる情報を受理し、所定の連絡先に連絡する	○ 管理者の指示に従う 建物の巡視、警備	市災害対策本部組織 別紙参照
施設建物 管 理 者	○ 警備員又は当直者へ情報伝達 ○ 施設・建物の安全点検 施錠、火気、非常用水等の点検、来庁者、利用者等の安全確保、避難誘導	○ 管理者及び応急要員出動 ○ 施設・建物の巡視、警備 施錠、火気、非常用水等の点検、来庁者、利用者等の安全確保、避難誘導	
電話交換手 (業務委託者)	○ 自宅待機	○ 2名出動	
消防団	○ 管轄内の危険箇所等の監視 ○ その他消防団の出動体制による	○ 管轄内の危険箇所等の監視 ○ 応急対策の実施 ○ その他消防団の出動体制による	○ 全団員は、火災の防御、救助・救出、避難誘導、給水等の災害応急対策に従事

3 市の活動体制

市内で震度4以上の地震が発生した場合は、次のとおり非常配備体制をとり、災害対応活動に当たる。

(1) 第1次配備（警戒体制）



ア 配備場所

各執務室

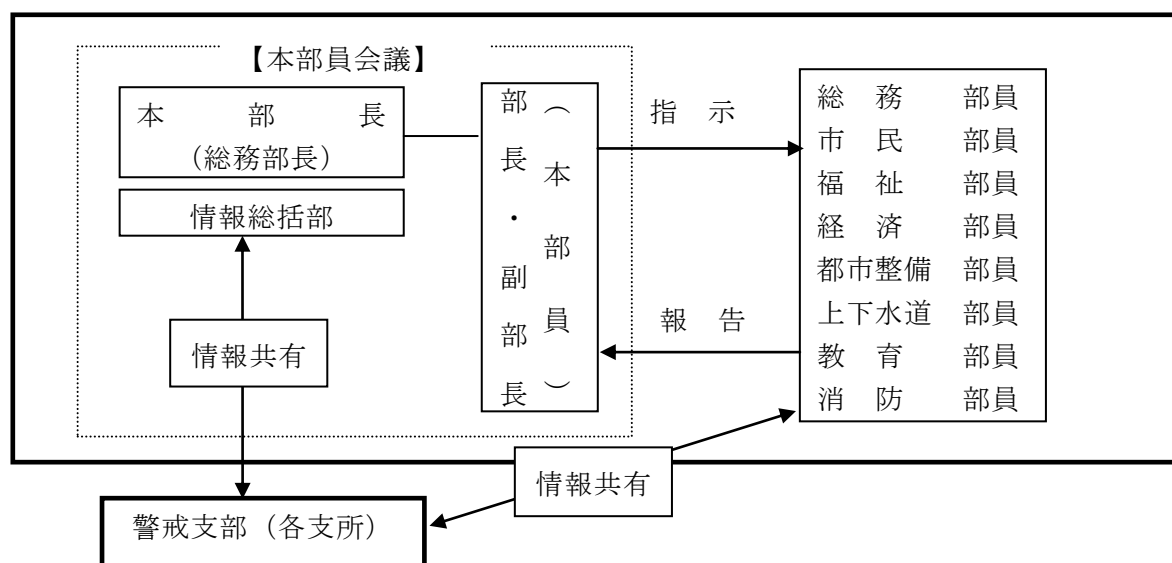
イ 設置の庁内周知及び連絡

警戒体制を配備しようとするとき、又は配備したときの庁内周知及び招集される職員への周知及び連絡は、庁内放送、電子メール及び各課の非常招集連絡網等により行う。

ウ 警戒体制時の構成及び事務分掌

所属課等	主な任務
総務課	1 被害状況等の取りまとめ及び報告に関する事。 2 取りまとめ結果の関係機関等への連絡に関する事。 3 住民等からの照会に対する対応に関する事。 4 公用車の管理に関する事。
都市計画課 建設課	1 各種災害情報の収集に関する事。 2 道路・土木施設に係る被害状況の収集に関する事。
農林水産課	1 山地災害に係る巡視に関する事。 2 農林水産施設等の被害状況調査及び応急対策の実施に関する事。 3 農林水産業の被害状況調査及び応急対策の実施に関する事。
水道局 下水道課	1 給排水施設の管理及び運転に関する事。
各課 各支所	※ その他状況に応じて対応
消防本部	警防規程により対応

(2) 第2次配備（災害警戒本部の設置）



ア 設置場所

災害警戒本部 総務課事務室

イ 設置の庁内周知及び連絡

災害警戒本部を設置しようとするとき、又は設置したときの庁内周知及び招集される職員への周知及び連絡は、各課の非常招集連絡網等により行う。

ウ 災害警戒本部の組織、運営等

(ア) 構成員

a 本部長（総務課長）

本部長は、本部の事務を総括し、本部職員を指揮監督する。

本部長に事故あるときの代理は、次のとおりとする。

第一順位 都市整備課長

第二順位 農林水産課長

b 本部員

本部員は、本部長の命を受け、本部の事務に従事するとともに、部の指揮監督を行う。

部長、副部長はあらかじめ指定した課長等（別表1参照）が当たる。

(イ) 会議

本部長は、災害対策に関する重要事項の協議等を行うため、必要に応じ、本部員会議を招集する。この場合において、本部長は、必要があると認めるときは、防災関係機関の職員その他災害応急対策に係る者の出席を要請する。

(ウ) 災害警戒本部等の構成及び事務分掌

災害警戒本部等の構成及び任務は、別表1のとおりとする。

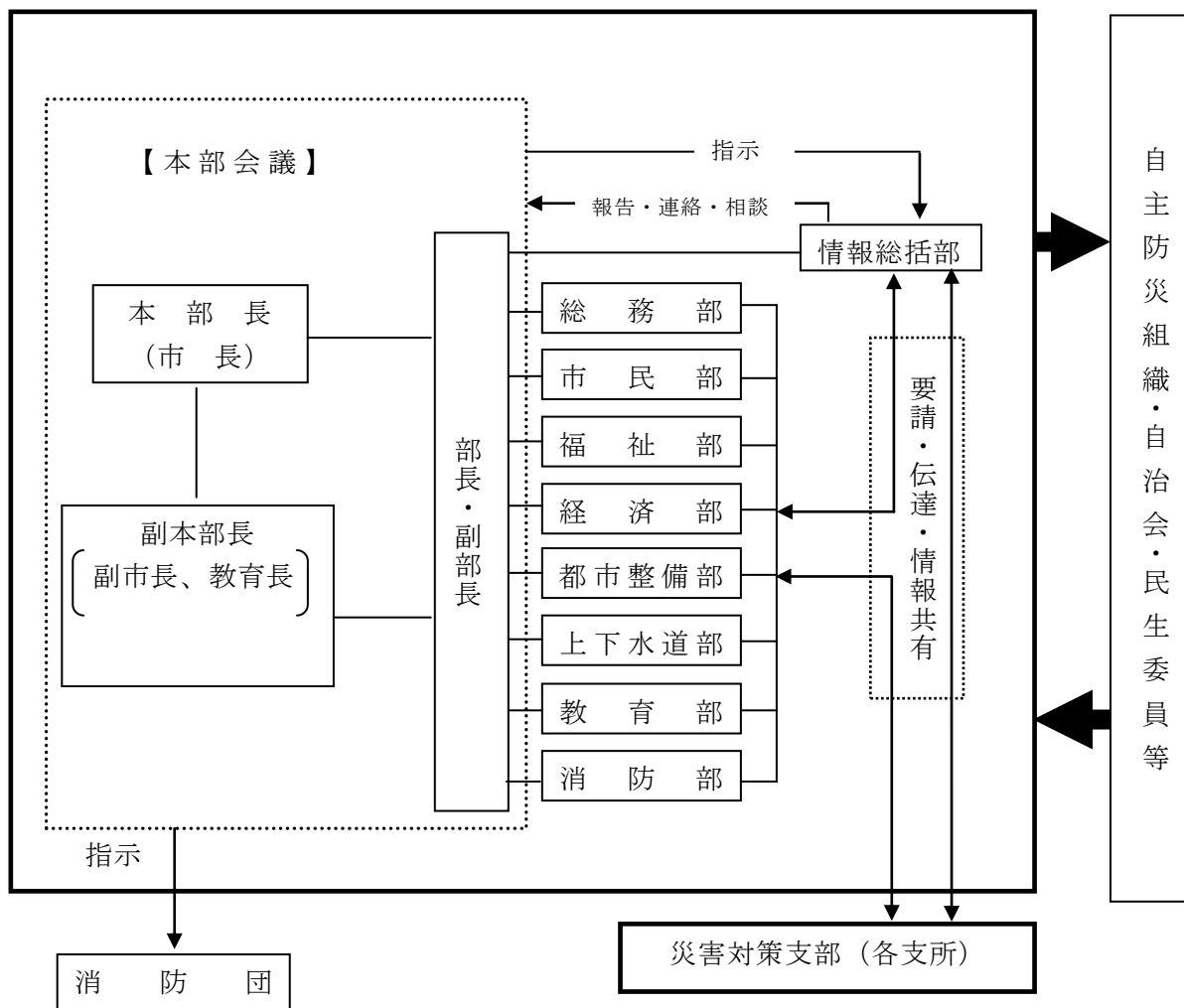
(エ) 職員相互の協力

災害対応に人員が不足する課等は他の課等から応援を受ける。

また、消防団は、責任担当区域ごとに組織及び人員を明確にして、災害時における配備分担、集合場所等を定めておかなければならない。

(3) 第3次配備（災害対策本部の設置）

【村上市災害対策本部組織図】



ア 設置場所

災害対策本部 大会議室

イ 設置の庁内周知及び連絡

災害対策本部及び災害対策支部を設置しようとするとき、又は設置したときの庁内周知及び招集される職員への周知及び連絡は、各課の非常招集連絡網等により行う。

ウ 設置又は廃止した場合の防災関係機関等への通知等

(ア) 本部長は、災害対策本部を設置したとき、又は廃止したときは、直ちに次に掲げる機関にその旨を通知又は報告する。

- a 県危機対策課
- b 県村上地域振興局
- c 市防災会議委員

(イ) 本部長は、災害対策本部を設置したとき、又は廃止したときは、直ちにその旨を報道機関に発表する。

エ 災害対策本部の組織、運営等

(ア) 構成員

a 本部長（市長）

本部長は、本部の事務を総括し、本部職員を指揮監督する。

b 副本部長（副市長、教育長）

副本部長は、本部長を補佐し、本部長に事故あるときは、その職務を代理する。

本部長の職務を代理する副本部長の順序は、次のとおりとする。

- ・第一順位 副市長
- ・第二順位 教育長

c 本部員

本部員は、本部長の命を受け、本部の事務に従事するとともに、部の指揮監督を行う。

部長、副本部長はあらかじめ指定した課長等（別表1参照）が当たる。

(イ) 会議

本部長は、災害対策に関する重要事項の協議等を行うため、必要に応じ、本部員会議を招集する。この場合において、本部長は、必要があると認めるときは、防災関係機関の職員その他災害応急対策に係る者の出席を要請する。

(ウ) 災害対策本部等の構成及び事務分掌

災害対策本部等の構成及び任務は、別表1のとおりとする。

(エ) 職員相互の協力及び応援要請

災害対応に人員が不足する課等は、同じ部に所属する他の課等から応援を受ける。この場合において、同じ部に属する他の課等から応援を受けることができないときは、他の部から応援を受ける。

また、市の組織の全体をもってしてもなお人員が不足すると判断されるときは、県及び応援協定締結市町村等他の市町村に職員の派遣を要請する。

(オ) 災害対策本部組織の整備

災害対策本部の組織機構に基づき、平素から災害に対処し得る体制の整備強化を図る。

本部長は、各部に所属する者の職名と任務分担を明確にしておかなければならない。

また、消防団は、責任担当区域ごとに組織及び人員を明確にして、災害時における配属分担、集合場所等を定めておかなければならない。

(4) 災害救助法が適用された場合の体制

市長は、市に災害救助法が適用された場合は、県知事の委任を受けて、災害救助法に基づく救助事務を執行する。

(5) 勤務時間外における体制の整備

ア 指定登庁職員の登庁

- (ア) 指定登庁職員は、地震を覚知したときは非常配備基準に基づき、また、大規模な災害が発生した場合又はテレビ、ラジオ等により災害の発生に関する情報を知ったときは、速やかに登庁する。
- (イ) 自ら又は家族が被災した職員は、その旨を各所属長に連絡するとともに、家族の避難、病院への収容等必要な措置をとった後に登庁する。
- (ウ) 交通の混乱・途絶等により登庁できない職員は、指定緊急避難場所、指定避難所等最寄りの公共機関等に参集し、各所属長の指示に従い当該業務の応援をする。

イ 参集時の留意事項

(ア) 参集時の服装等

参集途上での活動や応急対策活動に適した服装とする。

また、参集時の携行品は、身分証、手袋、懐中電灯、筆記用具等を努めて持参する。

なお、各職員は、速やかに参集できるよう必要な用具をリュックサック等に入れ、平素から準備しておくものとする。

(イ) 参集途上の措置

a 被害状況等の把握

職員は、自宅周辺の災害状況を確認するとともに、参集途上における交通障害、災害状況等の重要な情報の収集に努め、所属長に報告する。

b 緊急措置

職員は、参集を最優先するものとするが、参集途上において、火災あるいは人身事故など緊急事態に遭遇したときは、消防本部又は警察署へ通報するとともに、緊急を要すると判断した場合には、人命救助等適切な措置を講じてから参集する。

ウ 参集職員が少ない場合の措置

大規模地震が発生した場合には、職員の参集率が低いことが予想される。この場合には、あらかじめ定められた各班の所掌事務にこだわらず、順次参集した職員により緊急初動班を編成して必要な業務を行う。

初動期に必要な業務は、主に次のとおりである。

- (ア) 地震情報・被害状況等の収集、把握
- (イ) 災害対策本部の設置準備（管内地図、ホワイトボード、ラジオ、防災服、腕章等）
- (ウ) 調査用品の準備（無線機・カメラ）
- (エ) 住民への広報活動（余震等の二次災害の注意、デマへの注意等）
- (オ) 応急対策資機材の確保（手持ち資機材の確認、調達先のリストアップ）
- (カ) 指定緊急避難場所、指定避難所の開設（住民の避難状況、指定緊急避難場所、指定避難所の被災状況の把握）
- (キ) ライフラインの供給状況の把握（電気、電話、上水道等）

別表1 災害対策（警戒）本部及び災害対策（警戒）支部の構成及び任務

災害対策本部長 市長
 災害対策副本部長 副市長
 教育長

(1) 災害対策（警戒）本部 ◎部長 ○副部長

部	所属課等	主 な 任 務
情報総括部 ◎総務課長 ○財政課長	総務課	1 本部会議の運営、総合調整に関すること 2 被害報告・応急対策等の情報収集、報告及び記録に関すること 3 自衛隊の要請に関すること 4 他市町村・関係機関との連絡調整に関すること 5 防災行政無線の通信統括に関すること 6 警察署、消防本部等との連絡調整に関すること 7 避難勧告・避難指示に関すること 8 被災者の救助及び捜索に関すること 9 防災資機材の調達に関すること 10 災害救助法、災害救助条例に関すること 11 部内及び各部の総合調整に関すること 12 公用車の管理に関すること 13 従事職員（応援要員を含む）の配置調整に関すること 14 職員の被災状況の把握に関すること
	財政課	1 物資の調達に関すること 2 市有財産の被害調査に関すること 3 災害の予算に関すること 4 支所・避難所からの要請等の受付及び処理（各部固有の任務を除く）に関すること 5 部内の応援
	議会事務局	1 市議会との連絡調整に関すること 2 部内の応援
	選管事務局 監査事務局	1 部内の応援
総務部 ◎政策推進課長 ○自治振興課長	政策推進課	1 部内の総合調整に関すること 2 各支所・各避難所に対する災害関連情報の提供に関すること 3 災害広報等に関すること 4 報道機関等との連絡調整に関すること 5 全市的な広報及び広聴全般に関すること 6 写真等による災害情報の収集及び記録に関すること 7 市のホームページの更新に関すること 8 情報通信機器の整備等に関すること 9 市所有の情報システムの機能確保に関すること
	自治振興課	1 自治会等との連絡調整に関すること 2 公共交通に関すること 3 部内の応援
	会計課	1 義援金、見舞金等の管理に関すること 2 災害活動に関する会計事務に関すること 3 被災者に対する納期限の延長に関わる指定金融機関との調整に関すること 4 部内の応援

震災対策編 第3章 災害応急対策計画

<p>市民部</p> <p>◎住民課長</p> <p>○税務課長</p>	<p>税務課</p>	<ol style="list-style-type: none"> 1 家屋等の被害状況調査に関する事 2 被災者名簿の作成に関する事 3 被災者に対する市税、国民健康保険税及び介護保険料の納税猶予、納期限の延長及び減免に関する事 4 各種申請統一窓口に関する事 5 罹災証明書の発行に関する事 6 部内の応援
	<p>市民課</p>	<ol style="list-style-type: none"> 1 部内の総合調整に関する事 2 生活必需品及びその他の物資・資機材の調達供給に関する事 3 被災証明書の交付に関する事 4 交通の安全確保及び緊急輸送に関する事 5 避難所避難者名簿のデータ作成に関する事 6 住民からの相談等の受付及び処理に関する事 7 死者・行方不明者名簿の作成に関する事
	<p>環境課</p>	<ol style="list-style-type: none"> 1 廃棄物（ゴミ、し尿）の収集、運搬及び処理に関する事 2 災害廃棄物処理に関する事 3 仮設トイレの設置に関する事 4 所管公共施設の被害状況調査及び応急対策の実施に関する事 5 部内の応援
<p>福祉部</p> <p>◎福祉課長</p> <p>○保健医療課長</p>	<p>福祉課</p>	<ol style="list-style-type: none"> 1 部内の総合調整に関する事 2 避難所開設の指示及び管理の総括に関する事 3 保育実施の是非の決定に関する事 4 保育児童の安全対策の実施に関する事 5 社会福祉協議会との連絡及び協力要請に関する事 6 保育児童の被災状況調査に関する事 7 被災した保育児童の保護・援護に関する事 8 生活保護世帯、身体障がい者等の被害状況調査及び援護に関する事 9 所管公共施設の被害状況調査及び応急対策の実施に関する事 10 被災者に対する福祉相談に関する事 11 災害弔慰金等の支給に関する事 12 災害援護資金その他の生業資金の貸付に関する事 13 義援金の配分調整及び給付に関する事 14 被災者生活再建支援金に関する事 15 被災者に対する保育料の徴収猶予、納期限の延長及び減免に関する事 16 被災者の医療費助成に係る所得制限の撤廃に関する事 17 各種申請統一窓口の設置に関する事 18 ボランティアセンターの支援等に関する事 19 難病認定者、精神障がい者等の援護に関する事
	<p>保健医療課</p>	<ol style="list-style-type: none"> 1 所管公共施設の被害状況調査及び応急対策の実施に関する事 2 被災者に対する医療費の国民健康保険一部負担金の減免に関する事 3 医療救護本部及び救護所の設営運営に関する事 4 重軽傷者名簿の作成に関する事 5 保健衛生用資機材の調達に関する事 6 防疫対策に関する事 7 医師会との連絡調整及び協力要請等に関する事 8 保健医療情報の収集に関する事 9 保健衛生活動の実施に関する事 10 被災者に対する栄養指導に関する事 11 被災者の心のケアに関する事 12 被災世帯訪問による被災状況の把握及び相談・支援に関する事 13 部内の応援

	介護高齢課	<ol style="list-style-type: none"> 1 要配慮者の援護に関する事 2 安否確認システムに関する事 3 所管公共施設の被害状況調査及び応急対策の実施に関する事 4 被災者の入浴支援に関する事 5 福祉避難所開設の指示及び管理の総括に関する事 6 部内の応援
経済部 ◎農林水産課長 ○商工観光課長	農林水産課 農業委員会	<ol style="list-style-type: none"> 1 部内の総合調整に関する事 2 農林水産、治山施設等被害状況調査及び応急対策に関する事 3 農林水産業の被害状況調査及び応急対策に関する事 4 関係機関・団体との連絡調整に関する事 5 家畜の防疫、死亡獣畜の処理に関する事 6 農林漁業制度資金金融のあっせん指導に関する事 7 所管公共施設の被害状況調査及び応急対策の実施に関する事
	商工観光課	<ol style="list-style-type: none"> 1 商工施設及び商品等の被害調査に関する事 2 観光施設の災害予防並びに復旧に関する事 3 商工観光業者の復興対策並びに融資に関する事 4 観光客等の安全確保に関する事 5 避難所となる商工観光施設の利用供与に関する事 6 所管公共施設の被害状況調査及び応急対策の実施に関する事 7 部内の応援
都市整備部 ◎都市整備課長 ○都市整備課 課長補佐	都市整備課	<ol style="list-style-type: none"> 1 部内の総合調整に関する事 2 道路・土木施設に係る被害調査及び復旧に関する事 3 障害物の除去に関する事 4 水防、砂防に関する事 5 建設業者との連絡調整に関する事 6 応急対策用資機材の調達に関する事 7 公営住宅入居者の安全確保に関する事 8 所管公共施設の被害状況調査及び応急対策の実施に関する事 9 被害住宅復興資金に関する事 10 応急危険度判定に関する事 11 住宅被災者の公営住宅への特例入居に関する事 12 応急仮設住宅建設に関する事 13 住宅金融公庫融資のあっせん指導に関する事
上下水道部 ◎下水道課長 ○水道局長	下水道課	<ol style="list-style-type: none"> 1 部内の総合調整に関する事 2 所管公共施設の被害状況調査及び応急復旧に関する事 3 処理施設及び排水施設の管理及び運転に関する事
	水道局	<ol style="list-style-type: none"> 1 所管公共施設の被害状況調査及び応急復旧に関する事 2 飲料水の確保及び供給に関する事 3 飲料水の水質管理に関する事 4 被災者に対する使用料の徴収猶予、納期限の延長及び減免に関する事 5 部内の応援
教育部 ◎学校教育課長 ○生涯学習課長	学校教育課	<ol style="list-style-type: none"> 1 部内の総合調整に関する事 2 所管公共施設の避難所の開設及び施設管理支援に関する事 3 所管公共施設の被害状況調査及び応急対策の実施に関する事 4 授業継続の是非に関する事 5 児童生徒の安全対策に関する事 6 各校の単位PTA等教育関係団体への協力要請及び連絡調整に関する事 7 児童生徒及び教職員の被災状況調査に関する事 8 応急教育の実施に関する事 9 教科書及び学用品の供給に関する事 10 炊き出しの実施等による食料の調達及び供給に関する事

	生涯学習課	<ol style="list-style-type: none"> 1 所管公共施設避難所の開設及び施設管理支援に関すること 2 所管公共施設の被害状況調査及び応急対策の実施に関すること 3 文化財の被害状況調査及び応急措置の指導に関すること 4 部内の応援
消防部 ◎消防長 ○消防本部次長	消防本部 消防署	<ol style="list-style-type: none"> 1 救急・救助活動に関すること 2 防災資機材の調達及び供給に関すること 3 危険区域の警戒パトロールに関すること 4 新潟県広域消防相互応援協定に基づく消防応援隊の出動要請等に関すること 5 緊急消防援助隊の出動要請に関すること 6 防災ヘリコプター及び新潟県ドクターヘリコプターの出動要請に関すること 7 火災、災害等速報要領に基づく関係機関への連絡に関すること 8 搬送者名簿の作成に関すること 9 行方不明者の捜索に関すること 10 危険物製造所等の事故調査に関すること 11 職員の被災状況調査に関すること 12 所管公共施設の被害状況調査及び応急対策の実施に関すること 13 消防団の動員及び連絡調整に関すること 14 消防団員の被災状況調査に関すること

[備考]

1. 本部長は、災害の規模及び被害の状況に応じ、必要があると認めるときは、本表の担当事務にかかわらず部を重点的に配置換えすることができる。
2. 各部長は、災害の規模及び被害の状況に応じ、必要があると認めるときは、本表の担当事務にかかわらず部内の担当課を配置換えすることができる。
3. 本部長は、必要があると認めるときは、現地対策本部を設置することができる。

(2) 災害対策（警戒）支部

担 当	所属課等	主 な 任 務
支所長		1 支所の任務総括に関する事
総務担当	地域振興課 自治振興室 総務管理室	1 災害対策(警戒)本部との連絡調整等に関する事 2 施設職員への協力要請に関する事 3 避難支援者協力担当への協力要請に関する事 4 防災行政無線等による周知広報活動に関する事 5 区長への電話連絡・協力要請に関する事
情報収集担当	産業建設課	1 道路・土木施設、上下水道施設、農林水産施設及び商工観光施設等に係る被害状況の収集に関する事 2 区長等からの被害状況の収集に関する事
避難担当	地域振興課 市民生活室 地域福祉室	1 民生委員への電話連絡・協力要請に関する事 2 要配慮者の避難対応に関する事 3 避難所の開設に関する事 4 災害対策本部からの各種情報の掲示に関する事 5 避難者名簿の作成に関する事 6 避難者等に対する援護に関する事 7 物資、食料又は資機材の受入れ・配布に関する事
施設管理担当	教育事務所	1 使用施設の開錠に関する事 2 施設使用に関する事

(3) 災害対策（警戒）時における地域住民等の役割

団 体 名	主 な 任 務
区長 自主防災組織代表者 民生委員 避難支援者協力担当	1 避難情報の伝達、被害状況の収集・連絡に関する事【区長】 2 要配慮者の安否確認に関する事【民生委員・自主防災組織・自治会】 3 要配慮者支援の補助に関する事【避難支援者協力担当】

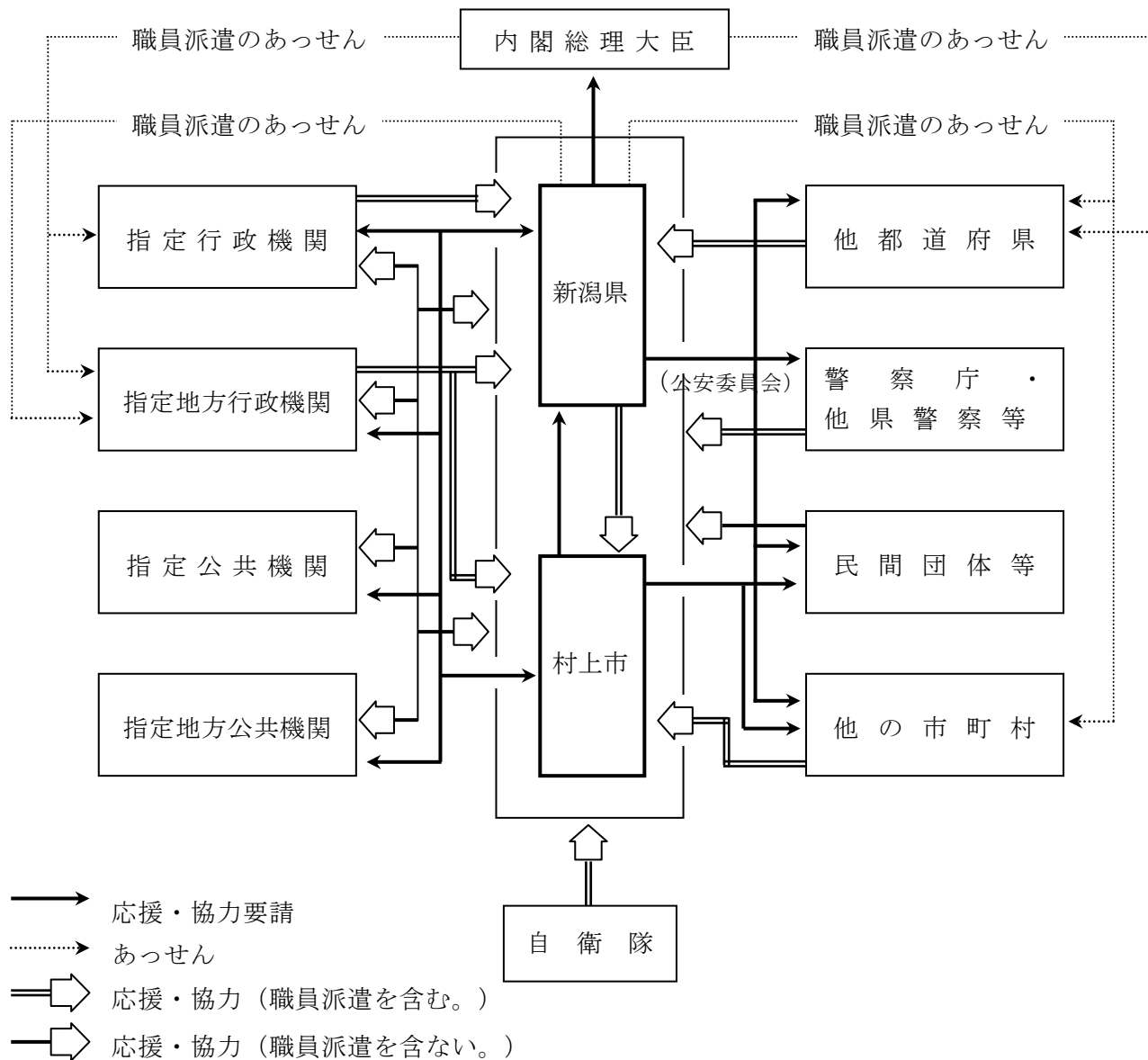
第2節 防災関係機関の相互協力計画

担当：情報総括部

1 計画の方針

大規模な災害が発生した場合は、本市の防災関係機関のみでは十分な応急対策が困難となることから、県、被災していない他の市町村、民間等の協力を得て防災対策を行う必要があるため、防災関係機関等との相互協力体制を整備する。

2 防災関係機関の相互応援フロー図



3 他の地方公共団体等への応援要請等

市長は、応急対策を実施するに当たり、次に該当すると認められる場合は、災害対策基本法などの関係法令及び相互応援協定に基づき、他の地方公共団体等の長に対して応援を要請する。

(1) 他の地方公共団体等への応援要請及び職員派遣のあっせん要請の基準及び種別

ア 基準

- (ア) 市の機能のすべてを動員しても応急対策の実施が困難であり、他の地方公共団体等の応援が必要と認められるとき。
- (イ) 特別な技術、知識、経験等を要する職員が不足し、他の地方公共団体等の職員の応援が必要と認められるとき。
- (ウ) その他市長が応援要請の必要があると認めたとき。

イ 種別

要請先	要請の内容	根拠法令等
指定地方行政機関の長	当該指定地方行政機関の職員の派遣要請	災害対策基本法第29条第2項
県知事	① 指定地方行政機関職員の派遣のあっせん要請 ② 他の地方公共団体職員の派遣のあっせん要請 ③ 応援の要求及び応急措置の実施要請 ④ 職員の派遣要請 ⑤ 自衛隊への派遣要請	災害対策基本法第30条第1項 災害対策基本法第30条第2項 災害対策基本法第68条第1項 地方自治法第252条の17 災害対策基本法第68条の2第1項
他の市町村長等	① 応援の要請 ② 職員の派遣要請 ③ 災害応援に関する協定に基づく応援要請	災害対策基本法第67条第1項 地方自治法第252条の17 消防組織法第21条に基づく消防相互応援協定 災害時における相互応援協定 各種消防応援協定

(2) 他の市町村に対する要請

市長は、応急対策を実施するため、他の市町村の応援が必要と認められるときは、次の事項を明らかにし、応援を要請する。

- ア 応援を求める理由
- イ 応援を求める職種別人員、車両、資機材、物資等
- ウ 応援を求める場所
- エ 応援を求める期間
- オ その他応援に関し必要な事項

(3) 県知事に対する要請

市長は、応急対策を実施するため、必要があると認めるときは、県知事に対し、次により応援（あっせんを含む。）を求め、又は県が実施すべき応急対策の実施を要請する。

ア 連絡先及び方法

県危機対策課（災害対策本部が設置された場合は、連絡指令室）へ、口頭又は県防災行政無線、電話、FAXにより行う。

なお、口頭又は県防災行政無線、電話で要請した場合は、後でFAX等により処理する。

イ 応援要請事項

- (ア) 応援を必要とする理由
- (イ) 応援を必要とする場所
- (ウ) 応援を必要とする期間
- (エ) その他応援に関し必要な事項

- ウ 応急対策実施要請事項
 - (ア) 応急対策の内容
 - (イ) 応急対策の実施場所
 - (ウ) その他応急対策の実施に関し必要な事項
- エ 職員派遣のあっせん要請事項
 - (ア) 職員派遣のあっせんに要請する理由
 - (イ) 職員派遣を要請する職員の職種別人員数
 - (ウ) 職員派遣を必要とする期間
 - (エ) その他職員の派遣について必要な事項
- (3) 指定地方行政機関等に対する要請

市長は、応急対策又は災害復旧のため、必要があると認めるときは、指定地方行政機関の長又は指定公共機関に対し、次の事項を明らかにし、当該機関の職員の派遣を要請する。

 - ア 派遣を要請する理由
 - イ 派遣を要請する職員の職種別人員
 - ウ 派遣を必要とする期間
 - エ その他職員の派遣に関し必要な事項
- (4) 民間団体等に対する要請

市長は、応急対策又は災害復旧を実施するため、必要があると認めるときは、民間団体等に対し、次の事項を明らかにして協力を要請する。

 - ア 協力要請事項
 - (ア) 応援を必要とする作業内容
 - (イ) 応援を必要とする人員、車両、資機材、物資等
 - (ウ) 応援を必要とする場所及び集合場所
 - (エ) 応援を必要とする期間
 - (オ) その他応援に関し必要な事項
 - イ 応援協力を要請する主な民間団体等
 - (ア) 農林水産業団体、商工業団体、建設業団体、運送業団体等の産業別団体
 - (イ) 医師会、薬剤師会等の職業別団体
 - (ウ) その他、市に対しボランティア活動を申し入れた団体
- (5) ヘリコプターの利用と連携体制

被害の形態、状況、程度によっては、ヘリコプターや特殊な資機材を利用した救助、調査、物資の搬送等の活動が有効な場合も考えられる。

ヘリコプターによる災害活動の手順は、次のとおりである。

 - ア 緊急運航の要請
 - (ア) 消防長は、新潟県消防防災ヘリコプターの応援の要請を行う場合、新潟県消防防災ヘリコプター応援協定に基づき、「緊急運航要領」により県危機対策課長に緊急運航の要請を行う。
 - (イ) 他県に対して消防防災ヘリコプターの応援の要請を行う場合は、「大規模特殊災害時における広域航空消防応援について（昭和61年5月30日消防救第61号）」による。
 - (ウ) 市長は、(ア)、(イ)のほか、救助、調査、物資の搬送等の活動に必要な場合は、エに掲げる機関等に出動を要請する。
 - (エ) 要請は、電話で速報後、FAXを用いて出動要請を行う。
 - イ 緊急運航活動の内容は、原則として次のとおりである。
 - (ア) 災害状況、道路、交通状況等の情報収集
 - (イ) 災害現場における人命救助活動

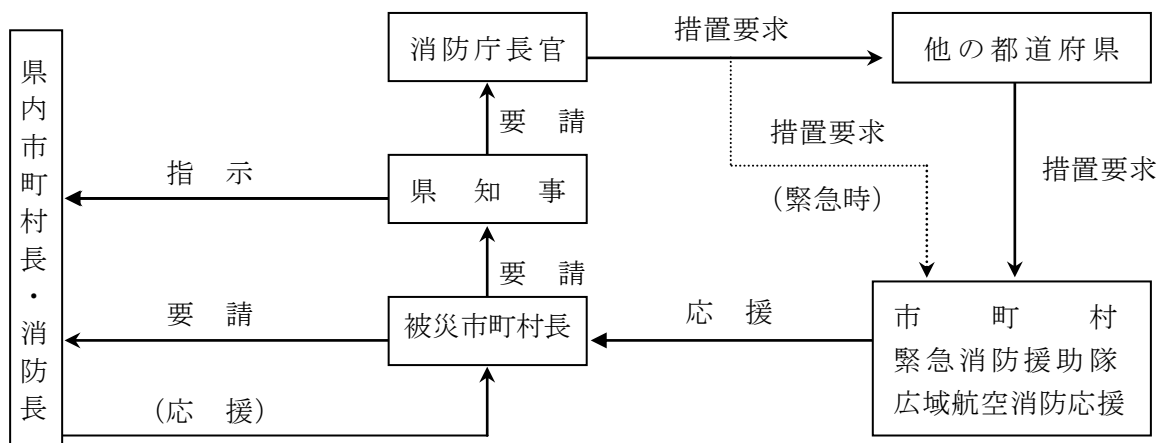
- (ウ) 負傷者及び救急・救助用資機材の搬送
 - (エ) 消防隊員及び消防用資機材の搬送
 - (オ) 避難誘導及び避難命令の伝達
 - (カ) 上空からの広報活動
- ウ 市は、次のとおり、受入体制を整備する。
- (ア) 離着陸場所の確保及び安全対策を図る。
 - (イ) 傷病者等の搬送先の離着陸場所の確保及び病院等への搬送の手配を図る。
- エ 緊急ヘリコプターの要請先

要 請 先	運航管理責任者	電話番号	F A X 番号
新潟県消防防災航空隊	県防災局危機対策課長	025-282-1638	025-282-1640
(勤務時間外)	県庁警備員室	025-285-5511	
新潟県警察航空隊 (村上警察署経由)	新潟県警察本部航空隊	52-0110	
新潟大学医歯学総合病院 (運行管理室)	運行管理担当者 (C S)	025-368-9100	

4 消防の広域応援

- (1) 県内市町村相互の広域応援体制
- ア 市長及び消防長は、自らの消防力では対応できない場合にあっては、県内広域相互応援協定及び近隣消防本部との相互応援協定に基づく応援を要請する。
 - イ 消防本部は、応援部隊の受援を円滑に行い、応援消防部隊の的確な活動管理及び指揮を行えるよう体制を整備する。
- (2) 他都道府県等に対する応援体制
- ア 市長は、消防相互応援協定に基づく応援をもってしても対処できないときは、県知事に対し、他の都道府県からの応援（緊急消防援助隊の出動要請及び「大規模特別災害における広域航空消防応援実施要綱」に基づく広域航空消防応援要請等）を要請する。
 - イ 消防本部は、村上市緊急消防援助隊受援計画等に基づき、緊急消防援助隊等の円滑な受入れ及び的確な活動指揮を行えるよう体制を整備する。

【消防組織法に基づく応援要請等】



5 防災関係機関の活動

各防災関係機関は、市及び他の防災関係機関と相互に連携し、あらかじめ定められた計画に基づき、被災者の救援活動及び所掌事務を実施する。

6 住民、自主防災組織等の活動

住民、自主防災組織等は、市及び警察等の防災機関と相互に連絡を取り、あらかじめ定められた災害時の活動計画を実施する。

7 応援協力等

- (1) 市長は、県知事からの職員派遣のあっせん又は被災市町村からの応援・協力要請があったときは、県が行う市町村間の調整に留意するとともに、必要な応援を行う。
- (2) 市長は、他の市町村等との応援・協力が円滑に行われるよう、必要に応じ事前に協定を結ぶなど、その体制を整えておく。

8 他自治体職員等の応援受入体制

(1) 宿泊先

市は、原則として避難所以外の公共施設を提供するものとし、公共施設の確保が困難な場合は、民間の宿泊施設等をあっせんする。

(2) 食料の供給及び炊事施設の確保

他自治体からの災害応援職員等に対する食料の供給及び炊事施設の確保は、原則として市が行うが、災害の規模及び被災状況等により食料の供給及び炊事施設の確保が困難であると判断された場合は、事前に食料及び炊事用具の携行も依頼する。

第3節 通信設備運用計画

担当：情報総括部、総務部

1 計画の方針

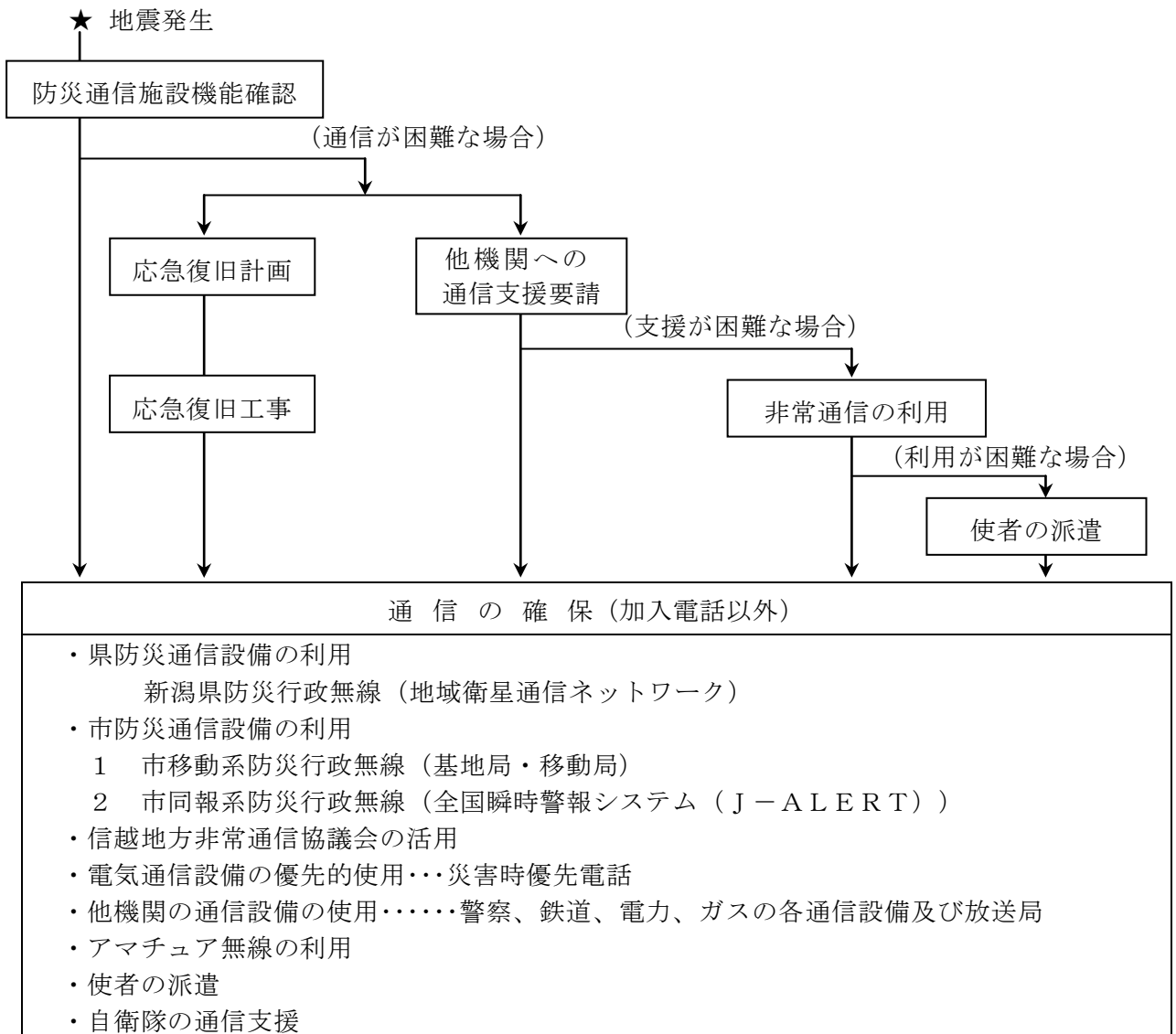
地震発生時における被害状況の把握や被災者救助活動などの応急対策を迅速かつ的確に実施するためには、情報収集・伝達手段の確保が重要である。

このため、市は、全国瞬時警報システム（J-ALERT）など各種の通信手段を的確に運用するとともに、通信施設の被災状況の把握と早期復旧及び代替通信手段を確保する。

また、被災箇所での緊急対策実施のために臨時の通信手段が必要となる場合は、関係機関の協力を得てこれを確保する。

2 防災通信施設応急対策フロー図

市は、地震発生後、直ちに通信施設の機能を確認し、被災が判明した場合は速やかに復旧計画を策定し、応急復旧に当たるとともに、代替通信手段を確保して、復旧までの通信需要をまかなう。

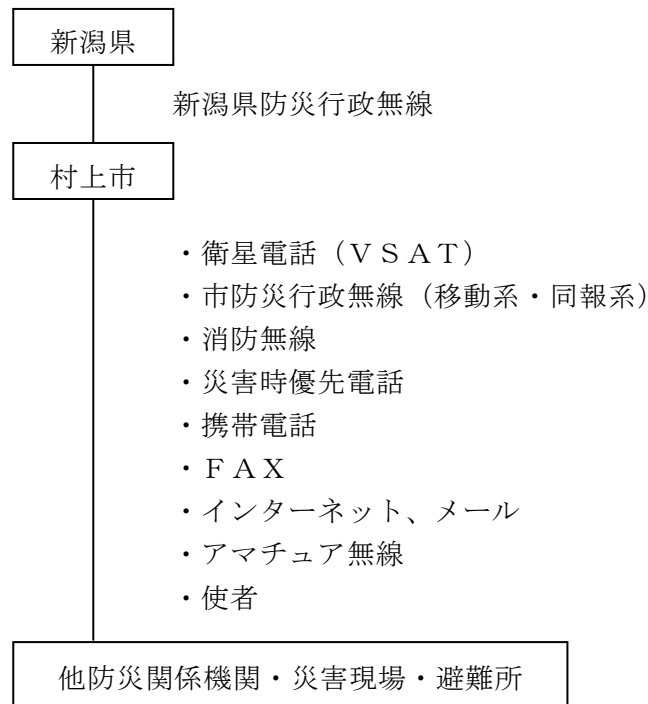


3 災害時の通信設備の運用

(1) 市防災通信設備の利用

市は、災害時の情報の収集・伝達のため、加入電話のほか県防災行政無線、衛星電話（V S A T）、市防災行政無線（移動系・同報系）、消防無線を利用する。あわせて、携帯電話、F A X、インターネット、メールの利用を図る。

【通信体系（加入電話以外）】



(2) 電気通信設備の優先的使用

市は、加入電話の通話が不能若しくは困難な場合で通信の確保が必要な場合、最優先に確保すべき通話を行うため、あらかじめN T T東日本新潟支店の承諾を受け、特定の電話番号を災害時優先電話として、指定された回線を利用して通信を確保する。

なお、災害時優先電話に指定された回線が一般からの着信により利用できなくなることをないように、電話番号の秘匿に努める。

また、N T T東日本が設置した孤立防止対策用衛星電話を利用し、設置箇所との通信を確保する。

(3) 他機関の通信設備の使用

市は、災害時に緊急の通信を行う必要がある場合は、災害対策基本法第57条、同法第79条、災害救助法第11条及び消防組織法第41条の規定により、他の機関の通信設備を使用することができる。使用することができる主な通信設備は、次のとおりである。

- ア 警察通信設備
- イ 鉄道通信設備
- ウ 電力通信設備
- エ ガス通信設備

また、他の有線・無線の通信設備が通信できない場合若しくは困難な場合で、緊急を要する場合は、通知、要請、伝達、注意報、警報の放送を放送局に要請することができる。

(4) 非常通信の利用

市は、信越地方非常通信協議会に対し非常通信を要請する。非常通信は地方非常通信ル

ートによる。

(5) 自衛隊の通信支援

市は、災害応急対策のため必要がある場合は、県知事に対し自衛隊の災害派遣（通信支援）の要請を依頼することができる。

(6) 緊急対策用通信手段の確保

市は、必要に応じ、県を通じて、総務省（信越総合通信局）に災害対策用移動通信機器の貸与を要請する。また、通信事業者、防災関係機関等に対し、利用可能な通信機器の貸与を要請する。

(7) アマチュア無線の利用

市は、他の通信手段が利用できない場合においては、市内のアマチュア無線局に協力を依頼し、通信体制を確保する。

(8) 使者の派遣

市は、有線通信及び無線通信が利用不能又は困難な場合、バイク、自転車又は徒歩により、連絡員が文書又は口頭によって連絡を行う。

4 庁舎停電時の対応

本庁舎、各支所及び避難所等の停電時における通信の確保については、非常電源装置、備蓄している発電機等により行うとともに、停電が長期化する場合は防災関係機関に支援を要請する。

第4節 被災状況等収集伝達計画

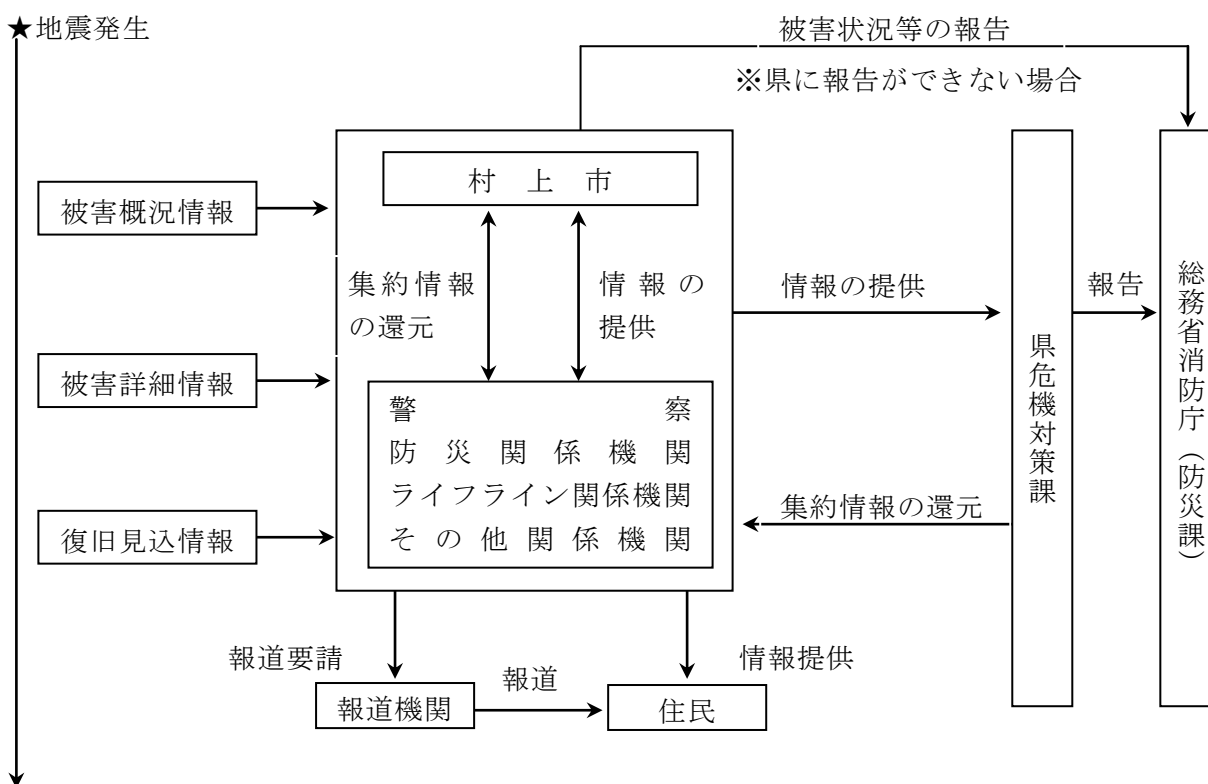
担当：情報総括部、総務部

1 計画の方針

被災状況の情報収集及びその集約は、発生した災害の実態を認識する行為そのものであり、災害応急対策活動の出発点である。市は、一定の震度以上の地震が発生した場合は、速やかにかつ自動的に情報収集活動を開始する。

また、収集した情報を集約し、被害の概要を掌握し、直ちに必要な行動を起こすとともに、各防災機関や県及び被災地内外の住民等に各種の手段を使って伝達し、「情報の共有化」に努める。

2 被災状況等収集伝達計画応急対策フロー図



3 収集すべき情報

災害時に収集すべき災害情報は、おおむね次のとおりとする。

- (1) 災害発生箇所
- (2) 火災、土砂災害等の発生状況
- (3) 人的被害、建築物の被害状況
- (4) ライフライン関係機関の被害状況
- (5) 道路の被害状況
- (6) 公共交通関係機関の被害状況
- (7) 交通規制状況
- (8) 被災者の避難状況
- (9) 避難所の設置及び収容状況

- (10) 災害発生箇所の復旧見通し
- (11) その他の情報

4 地震発生後の各段階における情報収集・報告

- (1) 地震発生直後（地震発生後おおむね3～4時間以内）
 - ア 市は、情報収集担当を出動させ、被災地の情報収集に当たる。
また、地震発生初期においては、市職員の情報収集活動だけでは対応が困難なため、自主防災組織、自治会及び住民等からの情報の収集を図る。
 - イ 市は、地震発生が勤務時間外の場合は、非常招集で登庁してくる職員から被災状況の聞き取り調査を行う。
 - ウ 市及び警察署は、各方面から得られた偵察情報を相互に交換し、被害状況の概況の早期把握に努める。
 - エ 市は、報告された情報を直ちに整理し、被害の概況を掌握する。
なお、収集した情報は、各防災関係機関等に速かに提供する。
 - オ 市は、被害の概況を速やかに県危機対策課へ報告する。
 - カ 市長は、自ら被害の状況の把握、情報の収集が困難なときは、県危機対策課へ消防防災ヘリコプターの緊急出動を要請し、情報の収集に努める。ただし、地震発生が夜間又は荒天時その他の理由により、県消防防災ヘリコプターによる情報の収集が困難なときは、県知事へ自衛隊の出動を要請するなどし、ヘリコプターやオートバイ等による被害状況の把握に努める。
 - キ 市は、避難勧告等を発出した場合は、速やかに県及び緊急時情報伝達ルートに定める報道機関に報告・情報提供する。
- (2) 応急対策初動期（地震発生後おおむね2日以内）
 - ア 市は、県関係機関（村上地域振興局健康福祉部）に問い合わせ、医療機関の被害状況及び急患受入れの可否等の情報把握に努める。
 - イ 市は、避難所を開設したとき又は避難住民により自主的に避難所が開設されたときは、FAX、インターネット、メール等の通信手段の確保又は新設に努めるとともに、職員又はボランティアの連絡員を派遣して、避難者の数、内訳及び必要とされる食料・物資の量等の情報を効率的に収集する。
 - ウ ライフライン・公共交通関係機関は、その所管に係る被害状況を調査し、市に被害状況及び各機関の対応を報告する。
 - エ 市は、地域内の被害状況を調査し、県危機対策課へ報告する。
- (3) 応急対策本格稼働期（地震発生後おおむね3日以降）
 - ア 市は、県の地域機関と協力して、地域内の被害金額等詳細な被害状況を調査し、県危機対策課へ報告する。
 - イ 防災関係機関は、応急復旧の状況を定期的に市へ報告する。
- (4) 積雪期の対応

市は、災害の発生時期において、それぞれ被害の程度が異なることから特に積雪地域においては、避難時の携帯ラジオの携行について住民に啓発するとともに、孤立が予想される集落においては、非常用の通信手段を確保する。
- (5) 災害対策基本法との関係
 - ア 市は、火災・被害等を覚知したときは、被害状況が十分把握できない場合であっても、直ちに第一報を別表1「消防庁への火災・災害等即報基準」に準じ、県危機対策課へ報告する。
なお、別表2「消防庁への直接即報基準（市町村）」に該当する火災・災害等を覚知し

たときは、第一報を県危機対策課に対してだけでなく、総務省消防庁に対しても、原則として30分以内で可能な限り早く、分かる範囲で報告する。この場合において、消防庁長官から要請があった場合には、第一報後の報告についても引き続き、総務省消防庁に対して行う。

イ 消防本部へ119番通報等が殺到した場合には、その状況を直ちに総務省消防庁及び県危機対策課へ報告する。

なお、県に被害状況等を報告できない場合は、総務省消防庁へ直接報告する。

ウ 県の地域機関、その他関係機関の協力を得て、地域内の詳細な被害状況を調査する。

エ 把握した被害状況及び応急対策活動状況、対策本部の設置状況等を県危機対策課へ逐次報告する。

(注) 災害報告取扱要領「平成14年1月23日付け消第629号新潟環境生活部長通知」

【消防庁への連絡先】

回線別	区分	平日(9:00~17:00)	左記以外
		※ 防災情報室	※ 宿直室
N T T 回線	電 話	03-5253-7527	03-5253-7777
	F A X	03-5253-7537	03-5253-7553
消防防災無線	電 話	5-90-49013	5-90-49102
	F A X	5-90-49033	5-90-49036
地域衛星通信ネットワーク	電 話	8-048-500-90-49013	8-048-500-90-49102
	F A X	8-048-500-90-49033	8-048-500-90-49036

【消防庁災害対策本部設置時の報告先】

報告先		消防庁災害対策本部 情報集約班 (消防防災・危機管理センター内)
N T T 回線	電 話	03-5253-7510
	F A X	03-5253-7553
消防防災無線	電 話	5-90-49175
	F A X	5-90-49036
地域衛星通信ネットワーク	電 話	8-048-500-90-49175
	F A X	8-048-500-90-49036

5 情報収集の一元化とその発信

(1) 情報収集の一元化

ライフライン・公共交通・その他防災関係機関等は、その把握した被害情報、復旧見込み、その他災害対策上必要な情報を速やかに市に通報し、市はこれらの情報を掌握し整理する。

(2) ライフライン・公共交通・その他防災関係機関への情報還元

市は、ライフライン・公共交通・その他防災関係機関及び住民等から得られ、整理した情報を速やかに関係機関に還元する。

(3) 報道機関に対する報道要請

市は、震度情報、被害状況、復旧見込み等の整理された情報を速やかに報道機関に還元する。

(4) 住民等に対する情報提供

市は、整理された情報、その他住民等が必要とする情報等についてインターネット、メ

ールその他の手段により、住民等に対して、その提供に努める。

(5) 要配慮者に対する配慮

市は、要配慮者に対する情報伝達のため、自主防災組織、消防団などの避難誘導體制の整備を進めるとともに、情報伝達手段の多様化を図り、また、避難所における手話通訳、文字情報などに配慮する。

別表 1

消防庁への火災・災害等即報基準

火災・災害等区分		即 報 基 準		
災 害 即 報	個 別 基 準	災 害	一般基準	<ul style="list-style-type: none"> ○ 災害救助法の適用基準に合致するもの ○ 都道府県又は市町村が災害対策本部を設置したもの ○ 災害が2都道府県以上にまたがるもので、1の都道府県における被害は軽微であっても、全国的にみた場合に同一災害で大きな被害を生じているもの
			地震	○ 地震が発生し、当該都道府県又は市町村の区域内で震度4以上を記録したもの
			津波	○ 津波により、人的被害又は住家被害を生じたもの
			風水害	<ul style="list-style-type: none"> ○ 崖崩れ、地すべり、土石流等により、人的被害又は住家被害を生じたもの ○ 河川の溢水、破堤又は高潮等により、人的被害又は住家被害を生じたもの ○ 強風、竜巻などの突風等により、人的被害又は住家被害を生じたもの
			雪害	<ul style="list-style-type: none"> ○ 雪崩等により、人的被害又は住家被害を生じたもの ○ 道路の凍結又は雪崩等により、孤立集落を生じたもの
社会的影響基準		○ 一般基準、個別基準に該当しない災害であっても、報道機関に取り上げられる等社会的影響度が高いと認められる場合は報告すること		
火 災 等 即 報	個 別 基 準	火 災	一般基準	<ul style="list-style-type: none"> ○ 死者が3人以上生じたもの ○ 死者及び負傷者の合計が10人以上生じたもの ※ 一般基準に該当しない場合であっても、次の個別基準に該当する場合は報告対象となる。
			建物火災	<ul style="list-style-type: none"> ○ 特定防火対象物で死者が発生した火災 ○ 高層建築物の11階以上の階、地下街又は準地下街において発生した火災で利用者等が避難したもの ○ 大使館・領事館・国指定重要文化財又は特定違反対象物の火災 ○ 建物焼損延べ面積3,000㎡以上と推定される火災 ○ 損害額が1億円以上を推定される火災
			林野火災	<ul style="list-style-type: none"> ○ 焼損面積が10ha以上と推定されるもの ○ 空中消火を要請したもの ○ 住家等へ延焼するおそれがある等社会的に影響度が高いもの
			交通機関の火災	<ul style="list-style-type: none"> ○ 船舶、航空機、列車、自動車の火災で次に掲げるもの <ul style="list-style-type: none"> ・ 航空機火災 ・ タンカー火災の他社会的影響度が高い船舶火災 ・ トンネル内車両火災 ・ 列車火災
			その他	消火活動を著しく妨げる毒性ガスの放出を伴う火災等、特殊な態様の火災などで消防上特に参考となるもの

火災・災害等区分		即 報 基 準
火 災 等 即 報	個 別 基 準	<p>危険物等に係る事故</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 危険物、高圧ガス、可燃性ガス、毒物、劇物、火薬等（以下「危険物等」という。）を貯蔵し又は取り扱う施設及び危険物等の運搬に係る事故で、次に掲げるもの <ul style="list-style-type: none"> ・ 死者（交通事故によるものを除く。）又は行方不明者が発生したもの ・ 負傷者が5名以上発生したもの ・ 周辺地域の住民等が避難行動を起こしたもの又は爆発により周辺の建物等に被害を及ぼしたもの ・ 500キロリットル以上のタンク火災、爆発又は漏えい事故 ・ 海上、河川への危険物等流出事故 ・ 高速道路上等におけるタンクローリーの事故に伴う、火災・危険物等の漏えい事故
社会的影響基準		<ul style="list-style-type: none"> ○ 一般基準、個別基準に該当しない火災・事故であっても、報道機関に取り上げられる等社会的影響度が高いと認められる場合は報告すること
救急・救助事故即報		<ul style="list-style-type: none"> ○ 死者が5人以上の救急事故 ○ 死者及び負傷者の合計が15人以上の救急事故 ○ 要救助者が5人以上の救助事故 ○ 覚知から救助完了までの所要時間が5時間以上を要した救助事故 ○ その他報道機関に取り上げられる等社会的影響度が高い救急・救助事故（例） <ul style="list-style-type: none"> ・ 列車、航空機、船舶に係る救急・救助事故 ・ バスの転落による救急・救助事故 ・ ハイジャック及びテロ等による救急・救助事故

別表2

消防庁への直接即報基準（市町村）

区 分		即 報 基 準
火災等即報	ホテル・病院・映画館・百貨店において発生した火災	
	交通機関の火災	○ 別表1 交通機関の火災のとおり
	危険物等に係る事故	<ul style="list-style-type: none"> ○ 死者（交通事故によるものを除く。）又は行方不明者が発生したもの ○ 負傷者が5名以上発生したもの ○ 危険物等を貯蔵し、又は取り扱う施設の火災、爆発事故で当該工場等の施設内又は周辺で500㎡程度以上の区域に影響を与えたもの ○ 危険物等を貯蔵し、又は取り扱う施設からの危険物等の漏えい事故で、次に該当するもの <ul style="list-style-type: none"> ア 海上、河川へ危険物等が流出し、防除、回収等の活動を要するもの イ 500キロリットル以上のタンクからの危険物等の漏えい等 ○ 市街地又は高速道路上におけるタンクローリーの事故に伴う漏えいで、付近住民の避難、道路の全面通行禁止等の措置を要するもの ○ 市街地又は高速道路上において発生したタンクローリーの火災
救急・救助事故即報	<ul style="list-style-type: none"> ○ 死者及び負傷者の合計が15人以上発生した救急・救助事故で、次に掲げるもの <ul style="list-style-type: none"> ア 列車、航空機、船舶の衝突、転覆等による救急・救助事故 イ バスの転落等による救急・救助事故 ウ ハイジャック及びテロ等による救急・救助事故 エ 映画館、百貨店、駅構内等不特定多数の者が集まる場所における救急・救助事故 オ その他報道機関に取り上げられる等社会的影響度が高いもの 	
災害即報	○ 被害の有無を問わず、当該市町村の区域内で震度5強以上を記録したもの	

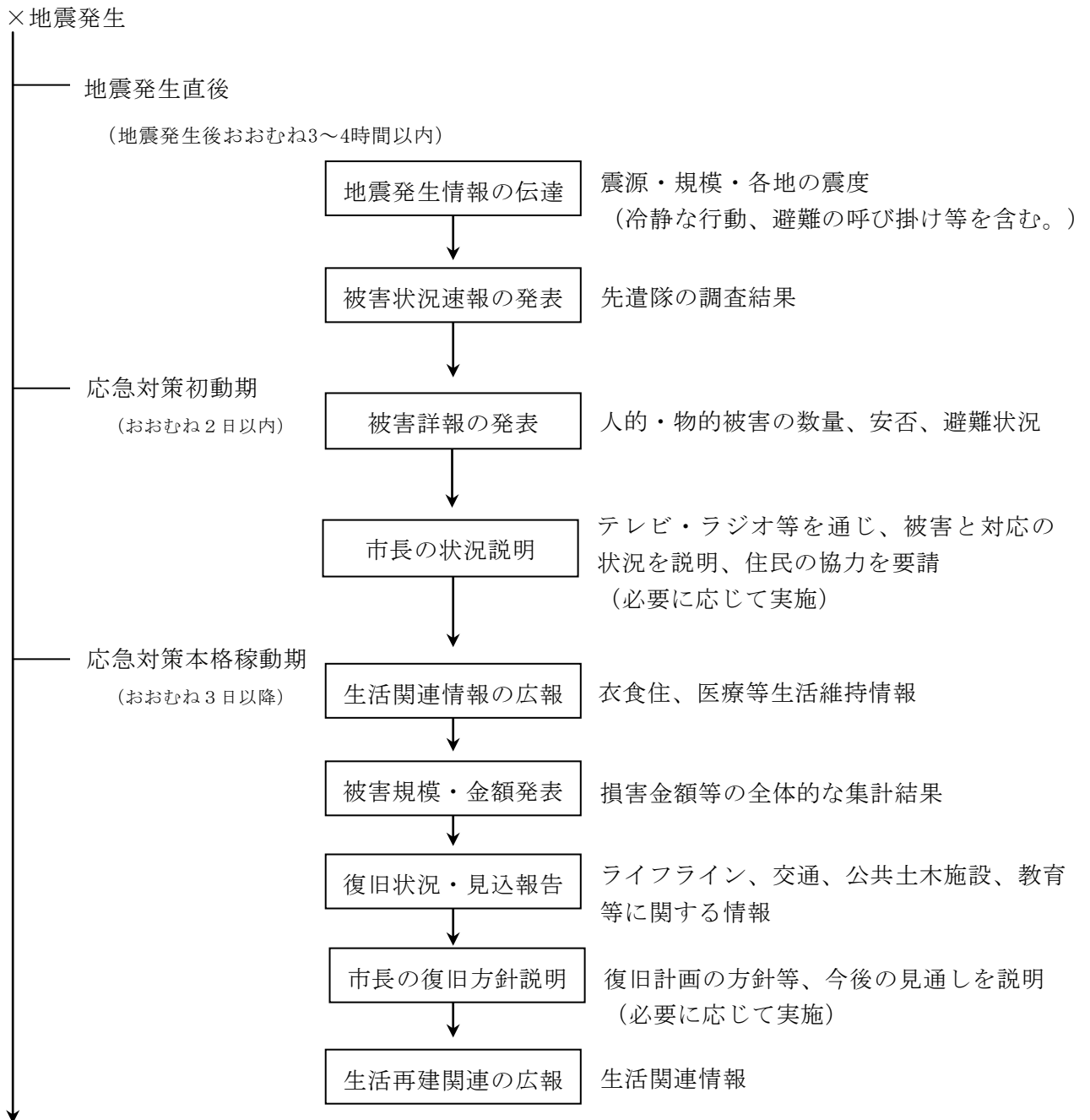
第5節 広報計画

担当：情報総括部、総務部

1 計画の方針

市は、被害の拡大を防ぎ住民等の安全を確保するため、県、防災関係機関、報道機関等と相互に協力して、多様な広報手段を活用し、被災地の被害情報の迅速かつ的確な伝達と応急対策情報等の確実な伝達に努め、被災者の立場に立った効率的な広報活動等を実施する。

2 広報計画応急対策フロー図



3 実施要領

市は、県その他防災関係機関と相互に緊密な連絡を保ち、災害発生時の人心の安定を図るとともに、災害救助に対する協力及び復旧の意欲を喚起し、災害応急対策の実質的効果を上げるため、主に被災地域及び被災者に対する直接的な広報活動を実施し、併せて、新聞、放送等の報道機関の機能を通じて災害応急対策の効果的促進を図るため、これら機関に対する情報発表、資料の提供等を積極的に行う。

(1) 災害発生時の広報活動の目的

- ア 流言飛語（デマ）等による社会的混乱の防止
- イ 被災者の避難行動や関係者の救援活動のための適切な判断を助けること。
- ウ 応急対策等の情報伝達により、被災地域及び被災者の復旧意欲の高揚と民心の安定を図ること。
- エ 当該災害に対する社会的な関心を喚起し、救援活動や復興事業などに対する社会的な協力を得やすくすること。

(2) 広報活動の対象

- ア 被災地域の住民及び滞在者（直接的な被災者）
- イ 被災地域外の被災地関係者（間接的な被災者）
- ウ 一般国民等直接災害と関係ない者

(3) 広報・広聴窓口

- ア 本庁：総務部（政策推進課）
- イ 支所：総務担当（地域振興課）

(4) 広報資料の収集

広報資料は、次の要領によって収集する。

- ア 災害が発生したときは、担当職員を直接現場に派遣して取材させ、資料の収集を行わせる。
- イ 広報資料の収集に当たっては、特に経過、推移を知ることのできる写真、ビデオテープ等の収集に努める。
- ウ 上記イにより収集した資料のうち、写真、ビデオテープ等については、撮影日時、地点等を明らかにした付票を付して「災害原稿」と朱書きし、迅速、確実に総務部（政策推進課）に提出する。

(5) 広報手段

広報手段は、次による。

なお、災害による情報提供手段の途絶等を考慮し、あらかじめ代替機能の確保に努める。

- ア 同報系防災行政無線による呼び掛け
- イ 広報車による呼び掛け
- ウ 自治会、各団体等を通じて各家庭等への印刷物の配布
- エ 自治会等の連絡網等での情報の伝達
- オ 避難場所、公共施設、公共機関等における広報物の掲示
- カ 報道機関への情報提供
- キ 記者会見（市長等）
- ク インターネットによる情報発信
- ケ 住民相談窓口及び情報提供担当部局の設置
- コ 県を通じての報道依頼
- サ 新潟県総合防災情報システム及び公共情報コモンズによる情報伝達者（放送事業者、ケーブルテレビ事業者、コミュニティFM放送事業者、新聞社、ポータルサイト運営事業者）への情報提供

(6) 広報・広聴すべき事項

災害時における広報の内容は、次の事項を重点とする。

- ア 避難、災害対策本部、医療、救護、衛生及び健康（心のケアを含む。）に関する情報
- イ 被害状況（行方不明者の数を含む人的被害、建築物被害）、火災、津波、土砂災害の発生状況等の情報
- ウ 給水、炊き出し及び生活必需品の配給の実施に関する情報
- エ 生活再建、仮設住宅、医療、教育及び復旧計画に関する情報
- オ 自主防災組織及び自治組織等からの相談・要望等
- カ 被災者の相談・要望・意見
- キ その他被災住民の避難行動や生活に密接な関係がある情報

(7) インターネットによる情報発信における連携

各防災関係機関が住民等に伝達が必要な事項をインターネットにより発信する際は、可能な限り連携し、相互にリンクを貼るなどして住民等が情報を入手しやすくなるよう配慮する。

(8) 広報活動に当たっての留意点

市は、広報活動の実施に当たっては、次の点に留意する。

- ア 災害や雪で道路や通信が途絶した地域へも情報が伝達できる広報手段を活用する。
- イ 視覚・聴覚障がい者にも情報が十分に伝わるよう、掲示と音声の組み合わせ、文字放送テレビの設置、手話通訳者や誘導員を配置する等の適切な措置を講じる。
- ウ 外国人にも災害に関する情報が伝達されるよう、外国語による掲示、通訳の配置等により情報を提供するよう配慮する。
- エ 一時的に被災地から離れた被災者にも、生活再建、復旧計画等に関する情報が確実に伝わるよう情報伝達方法を工夫する。
- オ 高齢者、障がい者等地域の要配慮者に対して、自主防災組織、地域住民等を通じて、災害に関する情報が伝達されるよう配慮する。
- カ 地理情報に不案内な観光客、遠距離通勤・通学者等に対し、企業・事業所、学校等を通じて、適切な対応がとれるための情報が伝達されるよう配慮する。

4 地震発生時の各段階における広報内容

(1) 地震発生直後（地震発生後概ね3～4時間以内）

- ア 地震の震度
- イ 津波予警報の発令（大津波警報発令時は、避難の呼びかけ）
- ウ 避難情報及び二次災害防止情報
- エ 避難所開設の呼びかけ
- オ 救助救出活動、医療、救護、要配慮者支援の呼びかけ
- カ その他民心安定のための情報

(2) 災害応急対策初動期（地震発生後概ね2日以内）

- ア 地域災害発生状況
- イ 地震、津波に関する情報
- ウ 災害応急対策の状況
- エ 地域住民のとるべき措置（不安防止、パニック防止）
- オ 災害対策本部の設置
- カ 避難の勧告、避難場所の指示
- キ 医療、救護、衛生に関する情報
- ク 給水、炊き出し、物資配給の実施

- ケ 水道、電気、電話、ガス等のラ(2)フラ(2)ン施設の復旧状況
- コ 住民の安否に関する情報
- サ 道路交通状況
- シ 交通機関の運行状況
- ス 医療機関の状況
- セ 民心の安定及び社会秩序維持のため必要な事項
- ソ その他被災住民の避難行動や生活に密接な関係がある情報
- (3) 災害応急対策本格稼働期（地震発生後概ね3日目以降）
 - ア 消毒・衛生・医療救護
 - イ 小・中学校の授業再開予定
 - ウ 仮設住宅への入居
 - エ 生活再建、仮設住宅、復旧・復興計画に関する情報
 - オ その他(2)に掲げる必要な情報
- (4) 復旧対策期
 - ア 罹災証明書の発行
 - イ 生活再建資金の貸し付けに関する情報
 - ウ 災害廃棄物の処理方法及び費用負担等
 - エ その他生活再建に関する情報

5 災害対策基本法第57条に基づく報道要請

市は、災害のため有線電気通信設備若しくは無線設備により通信できない場合又は通信が著しく困難な場合は、災害対策基本法第57条の規定により、県を通じて日本放送協会及び民間放送各社に放送を要請する。

また、公共情報コモンズを活用した情報提供の実施に努める。

(1) 要請内容

津波の襲来、火災の延焼、危険物の流出等住民に危険が及ぶことが予想される場合の避難呼びかけ

(2) 各報道機関の連絡先

機関名	所在地	電話（昼間）	電話（夜間）
NHK新潟放送局	新潟市中央区川岸町1-49	025-265-1141	同左
B S N新潟放送	新潟市中央区川岸町3-18	025-230-1532	267-3469
N S T新潟総合テレビ	新潟市中央区八千代2-3-1	025-248-7234	249-8850
T e N Yテレビ新潟放送網	新潟市中央区新光町1-11	025-283-8152	同左
U X新潟テレビ21	新潟市中央区下大川前通六ノ町 2230-19	025-223-8608	同左
エフエムラジオ新潟	新潟市中央区幸西4-3-5	025-246-2311	246-2314
新潟県民エフエム放送	新潟市中央区万代2-1-1	025-240-0079	246-5190

6 広聴活動

市は、被災者からの相談、要望、苦情を受け付け、適切な措置を講じるとともに、災害応急対策や復旧・復興計画に対する提言、意見等を広く被災地内外に求め、災害対応の参考とする。

- (1) 地域の自主防災組織、自治組織等からの相談、要望等の受付
- (2) 被災者のための相談窓口の設置

7 住民等からの問い合わせに対する対応

市は、被災者の安否について住民等から照会があったときは、被災者等の権利利益を不当に侵害することのないよう配慮しつつ、消防、救助等人命に関わるような災害発生直後の緊急性の高い応急措置に支障を及ぼさない範囲で、可能な限り安否情報を回答するよう努める。この場合において、安否情報の適切な提供のために必要と認めるときは、関係地方公共団体、他の消防機関、県警察等と協力して、被災者に関する情報の収集に努める。

なお、被災者の中に、配偶者からの暴力等を受け加害者から追跡されて危害を受けるおそれがある者等が含まれる場合は、その加害者等に居所が知られることのないよう当該被災者の個人情報管理を徹底するよう努める。

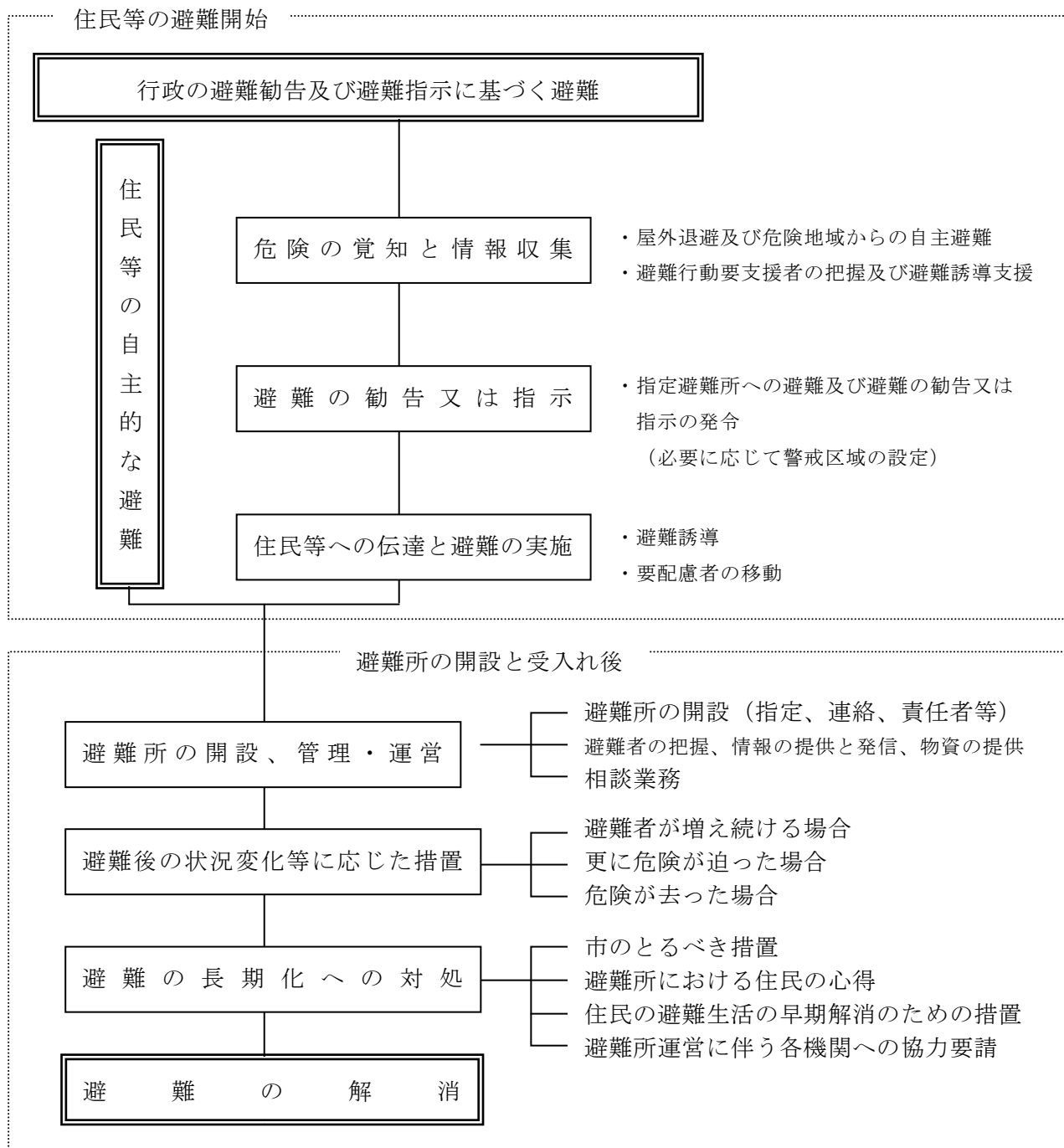
第6節 避難及び避難所計画

担当：情報総括部、市民部、福祉部、建設部、消防部

1 計画の方針

地震発生時は、津波、建物倒壊、火災、土砂崩れ等の二次災害を及ぼすおそれがあることから、住民等は緊急地震速報等に基づき自らの判断で地震に第一撃から身を守り、危険な建物・場所から避難する。このため、市は防災関係機関との相互連携を強化し、迅速な住民避難及び円滑な避難所運営に努める。

2 避難及び避難所計画応急対策フロー図



3 危険の覚知と情報収集

地震が発生した場合、市及び防災関係機関は、所管区域内のパトロールを強化し、危険の早期覚知に努めるとともに、住民等に警戒を呼びかける。

防災関係機関は、職員、住民等からの通報により被害の発生を覚知したときは、直ちに応急対策にとりかかるとともに、住民等に危険が及ぶと判断したときは、直ちに市に連絡する。

4 住民等の自主的な避難

(1) 自主的避難の開始

住民等は、危険の切迫又は現実の被災により自主的に避難する場合は、近隣住民にも状況を伝達するとともに、市へ避難先、避難人数等を連絡する。この際、できるだけ隣近所でまとまって行動し、要配慮者の安全の確保と避難時の介助等を心がける。

(2) 市による支援措置

市は、住民等が自主避難を開始した場合、直ちに職員等を派遣し、避難行動の支援、避難所予定施設の開放等の措置を行う。

住民等が、親類や知人宅等に避難した場合は、避難者の希望を調査し、必要に応じて公共施設の避難所を提供する等、避難者が気兼ねなく避難生活を送れるよう配慮する。

5 避難の勧告又は指示

(1) 避難の勧告又は指示発令の決定

ア 避難の勧告又は指示の実施責任者

避難勧告及び避難指示は原則として市長が行う。市長は、区域内において災害が発生し、又は発生するおそれがあり、住民等を避難させる必要があると判断したときは、避難のための立ち退きを勧告又は指示し、速やかに県知事に報告するとともに、必要に応じて警察署長に住民等の避難誘導への協力を依頼する。

なお、避難時の周囲の状況等により、屋内に留まっていた方が安全な場合等やむを得ないときは、屋内での退避等の安全措置を講ずべきことにも留意する。

事項 区分	実施責任者	根拠法
避難準備情報	市長	—
避難の勧告	市長	・災害対策基本法第60条第1項
	県知事	・災害対策基本法第60条第5項 (当該災害の発生により市がその全部又は大部分の事務を行うことができなくなったとき。)
避難の指示	県知事又はその命を受けた職員	・水防法第29条 ・地すべり等防止法第25条
	水防管理者	・水防法第29条
	市長	・災害対策基本法第60条第1項
	県知事	・災害対策基本法第60条第5項 (当該災害の発生により市がその全部又は大部分の事務を行うことができなくなったとき。)
	警察官	・災害対策基本法第61条第1項 ・警察官職務執行法第4条
	海上保安官	・災害対策基本法第61条第1項
	自衛官	・自衛隊法第94条

- 注1. 当該災害の発生により市がその全部又は大部分の事務を行うことができなくなったときは、県知事が避難勧告及び避難指示を行うことができる。
2. 現地において著しい危険が切迫しており、警察官が緊急避難を必要と認めるときは、直接住民に避難等の措置をとる。この場合、警察官は、市長に通知する。

イ 避難の勧告又は指示の基準

避難のための立ち退きの勧告又は指示の基準は、原則として次のような事態になったときに発する。

- (ア) 大津波警報、津波警報が発令された場合、強い地震（震度4以上）を感じたとき、又は弱い地震であっても長い時間ゆっくりとした揺れを感じたとき。
 - (イ) 地震火災の拡大により、住民に生命の危険が及ぶと認められるとき。
 - (ウ) 地すべり、崖崩れ、土石流等により著しい危険が切迫し、付近住民に危険が認められるとき。
 - (エ) 危険物等の施設に被害が発生し、避難を要すると判断されたとき。
 - (オ) 有毒ガス等の危険物が流出拡大し、又はそのおそれがあり、避難を要すると判断されたとき。
 - (カ) その他住民の生命又は身体を災害から保護するため必要と認められるとき。
- (2) 避難の勧告又は指示の発令

避難の勧告又は指示は、次の内容を明示して行う。

- ア 要避難対象地域
- イ 避難理由
- ウ 避難先
- エ 避難経路
- オ 避難時の注意事項等

- (ア) 火気及び危険物の始末を完全にする。
- (イ) 避難後の戸締まり
- (ウ) 携行品は必要最小限とする。
- (エ) 服装は軽装とする。

(3) 避難の勧告又は指示の助言の要請

市は、避難指示又は避難勧告の発令に当たり、指定行政機関、指定地方行政機関及び県に対して避難指示又は避難勧告の対象地域、判断時期等について必要に応じ助言を求めることができる。このため、あらかじめ、連絡調整窓口、連絡の方法を取り決めておくとともに、連絡先の共有を徹底しておくなど、必要な準備を整えておくものとする。

(4) 警戒区域の設定

警戒区域の設定実施者は、災害が発生し、又は発生しようとしている場合において、人の生命又は身体に対する危険を防止するため、特に必要があると認めるときは、警戒区域を設定し、災害応急対策に従事する者以外の者に対して当該区域への立入りを制限し、若しくは禁止し、又は当該区域からの退去を命ずる。

ア 警戒区域の設定実施者

実施責任者	措 置	実 施 の 基 準
市長 [災対法63条]	警戒区域を設定し、災害応急対策に従事する者以外の者に対して当該区域への立入りを制限し、若しくは禁止し、又は当該区域からの退去を命ずる。	災害が発生し、又はまさに発生しようとしている場合で、人の生命又は身体に対する危険を防止するため特に必要であると認めるとき。

実施責任者	措 置	実 施 の 基 準
知 事 [災対法73条]	同上	上記の実施の基準の場合において市長若しくはその委任を受けた職員がその全部又は大部分の事務を行うことができなくなったとき。
警 察 官 [災対法63条]	同上	同上
自 衛 官 [災対法63条]	同上	同上
消 防 長 又 は 消 防 署 長 [消防法23条の2]	火災警戒区域を設定し、その区域における火気の使用を禁止し、又は命令で定める者以外の者に対してその区域からの退去を命じ、若しくはその区域への出入りを禁止し、若しくは制限する。	ガス、火薬又は危険物の漏えい、飛散、流出等の事故が発生した場合において、当該事故により火災が発生するおそれが著しく大きく、かつ、火災が発生した場合、人命又は財産に著しい被害をあたえるおそれがあると認められるとき。
警 察 署 長 [消防法23条の2]	同上	上記の実施の基準の場合において消防長若しくは消防署長又はこれらの者から委任を受けた消防吏員若しくは消防団員が現場にいないとき又はこれらの者から要求があったとき。
消 防 吏 員 又 は 消 防 団 員 [消防法28条、36条]	消防警戒区域を設定して、命令で定める以外の者に対してその区域からの退去を命じ、又はその区域への出入りを禁止し若しくは制限する。	火災その他の災害の現場において人の生命又は身体に対する危険を防止するため特に必要であると認めたとき。
警 察 官 ※ [消防法28条、36条]	同上	上記の実施の基準の場合において消防吏員又は消防団員が火災その他の災害現場にいないとき又はこれらの者から要求があったとき。

注1. 警察官は、消防法第28条、第36条、水防法第21条の規定によっても、第1次的な設定権者が現場にいないか、又は要求があった場合、警戒区域を設定できる。

2. 警察官又は自衛隊員が警戒区域の設定を行った場合は、速やかにその旨を市長に通知する。

イ 警戒区域の設定基準

(ア) 災害が発生し又は発生しようとしている場合において、生命又は身体に対する危険を防止するため特に必要があると認めるとき。

(イ) 水防・消防活動関係者以外の者を現場から排除し、水防・消防活動の便宜を図る必要があると認めるとき。

(2) 警戒区域設定の実施方法

警戒区域の設定は、権限を有するものが現場において、バリケードや規制ロープの展張等の事実行為として行う。また、警戒区域内への立入の制限・禁止及び区域内からの退去について、拡声器等による呼びかけや看板等の設置により周知を図り、これに従わない者には法令の定めるところにより罰則を適用できる。

(3) 避難所への受入れ

警戒区域内の設定により、一時的に居所を失った住民等がある場合は、市長は必要に応じて避難所を開設してこれらを受け入れ、必要なサービスを提供する。

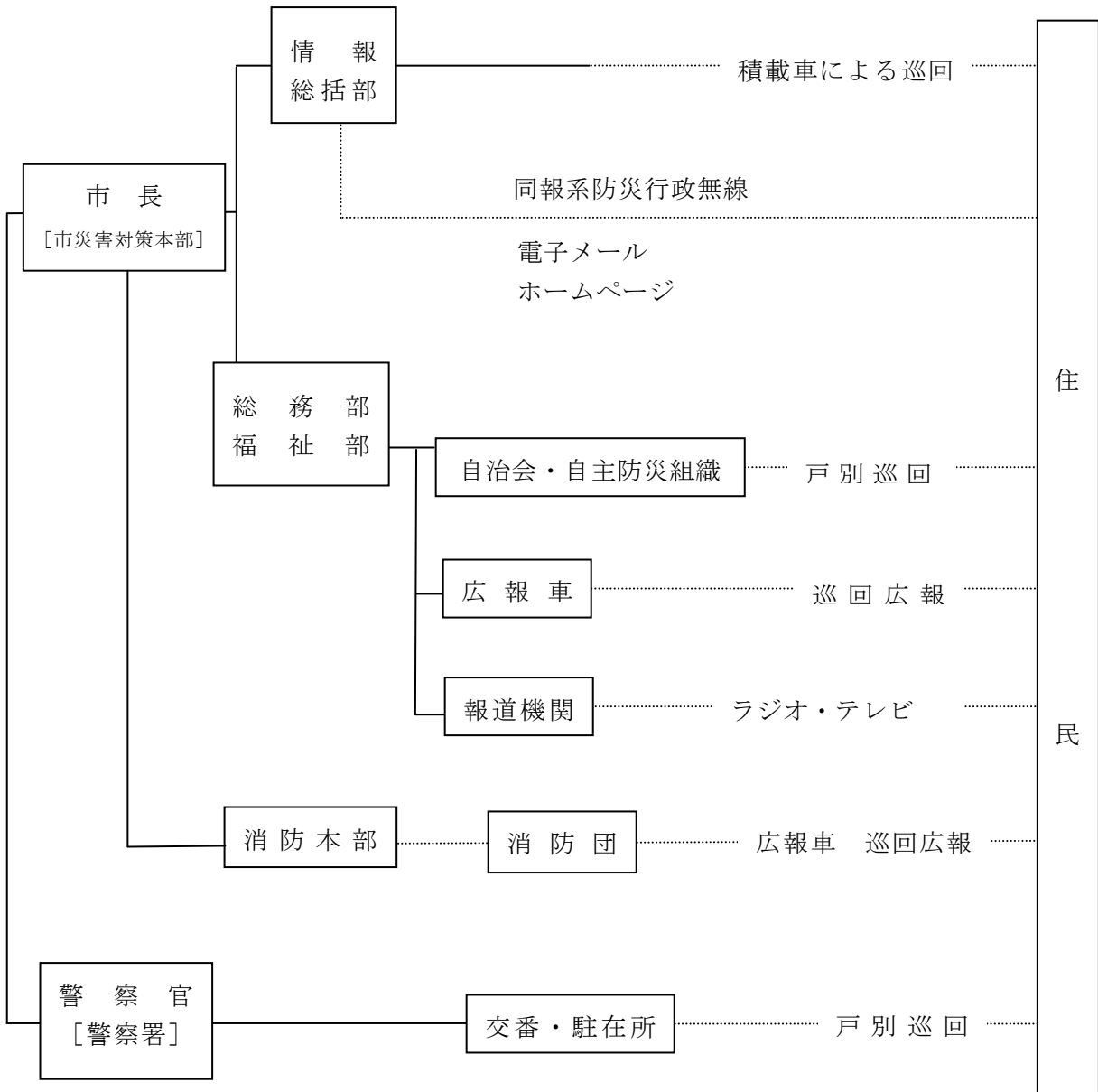
6 住民等への伝達と避難の実施

(1) 避難の勧告又は指示の広報

市は、住民等に対して、同報系防災行政無線、サイレン、警鐘、標識、広報車、テレビ、ラジオ、インターネット、メール等あらゆる広報手段によって迅速な周知、徹底を図る。

また、要配慮者への避難の勧告又は指示に当たっては、同報系防災行政無線による放送のほか、地域の民生委員、自治会、自主防災組織等を通じ、確実に伝達する体制を整えておく。

【避難勧告、避難指示の伝達系統図】



(2) 避難誘導

住民等の避難誘導は、市、消防本部、消防団及び警察が実施する。

ア 避難の方法

(ア) 地域の自主防災組織及び事業所等の防災組織は、避難の勧告又は指示を受けて、可能な限り集団避難方式により段階的に避難させる。

(イ) 誘導員は、き然たる態度で避難経路及び避難先を明示し、出発、到着の際には必ず

点呼を行い、人員を把握する。

イ 避難先

住民等は、家庭内、事業所では火の始末などの出火防止を徹底した後に、あらかじめ指定された避難所等に避難する。

なお、一時避難所は、そこで避難群衆の組織化を図り、避難行動の混乱を避けるための場所で、学校のグラウンド、公園、緑地、境内などで、集合する人々の生活圏と結び付いた場所とする。

ウ 避難路の確保

(ア) 避難路の整備

(イ) 日常の落下物、障害物対策の充実

(ウ) 避難誘導に当たっては、避難路等の要所に誘導員を配置し、避難中の混乱による事故、紛争等の防止に努める。

エ 避難順位

避難誘導に当たっては、要配慮者を優先する。

(3) 不特定多数の者が出入りする施設の避難、誘導

施設の防災責任者は、次の事項に留意して、利用者がパニック状態に陥ることのないよう現状を把握し、正確な情報を伝え、混乱が増幅することのないようにしながら避難、誘導を行い、人命の安全確保に努める。

ア 混乱防止のため、確認情報と未確認情報の区別による正確な情報の伝達

イ 避難先の明示

ウ 避難経路の要所に誘導員を配置

エ 要配慮者の優先

7 避難所の開設、管理・運営

市は、非常配備基準に基づき、拠点避難所及び指定避難所を開設し、原則として屋内の施設内に避難者を受け入れるよう指示する。この一時的な避難の後、避難者が増え、なお継続的な避難が必要と判断されるときは、その他避難所を開設する。

交通関係機関は、交通機関の不通により足止めされた旅行者で、宿舎が確保できない者に対しては、駅待合室等を仮眠所として提供するとともに、市に人数等を連絡する。

(1) 避難所の開設

ア 避難所の指定

(ア) 市は、避難所の開設に当たっては、被災者の生活再建等を考慮し、居住地の近傍の学校等の公共施設で、管理者等により安全確認の済んでいる施設を指定する。

(イ) 市は、住民等が避難する公共施設が不足するとき、その他必要があると認めるときは、民有等の避難施設（避難協力施設）の管理者に協力を求め、安全確認の済んだものについて、避難所として指定することができる。

イ 開設状況の連絡

市は、避難所を開設したときは、開設した場所、日時、開設見込期間等の開設状況を速やかに県知事、警察署に連絡する。

ウ 避難所管理責任者の選任

市は、避難所管理のため市職員を派遣し、管理責任者に充てるが、緊急的にその施設の管理者等の協力を得て、この管理体制を確立する。

エ 避難者名簿の作成

管理責任者は、避難者の住所、氏名その他必要な事項を記載した避難者名簿を作成し、避難者の人数及びその内訳を速やかに災害対策本部に連絡する。避難者にけが人・病人等

がいる場合は、直ちに消防本部等へ連絡し、必要な措置をとる。

(2) 避難所管理・運営に当たっての留意事項

ア 避難所との連絡方法

避難所と市災害対策本部との連絡方法は、電話、FAX、インターネット、メール等によることとし、電話回線等が確保できない場合は、無線機等の通信機器や緊急連絡員による自転車等の交通手段の利用による直接（文書、口頭）の連絡体制をとる。

イ 避難所における留意点

避難所の管理・運営に当たっては、次の点に留意するとともに、要配慮者への配慮、プライバシーへの配慮についても考慮する。

(ア) 管理・運営

避難所の管理・運営に当たっては、市職員のみでは対応することが困難であるので、共同生活の円滑化を図るため、避難者による自主組織及びボランティアを組織化し、共同して活動部隊を編成する。

(イ) 資機材等の設置

市は、避難所の運営に必要な資機材、台帳等をあらかじめ整備しておくほか、必要に応じて関係業界の協力を得て、次のものを設置する。

- a 仮設トイレ（共同便所）又は臨時の貯留施設
- b 仮設電気（発電機）
- c 簡易シャワー

(ウ) 生活物資（水・食料・物資）の受入れ、管理及び配給

- a 避難者による自主組織の協力を得て配給に不満のないように配慮する。
- b 水、食料の配給については、要配慮者を優先して配給する。
- c 収容避難者のほか、地域被災者にも留意する。
- d 生活必需品の品目、数量について、避難者の希望をとり、市災害対策本部（物資集積場所）との連絡を密にする。

(エ) 要配慮者対策

市は、避難者による自主組織等の協力を得て、要配慮者の把握調査を行い、特に高齢者、障がい者、傷病者等で介護を必要とする者に対し、関係機関との連携を密にし、適切な対応をとるものとし、避難生活において心身に負担のかからないよう、避難所でのケアスペースの確保に配慮する。

また、車椅子を必要とする者には、できるだけ車椅子で生活可能な避難所へ誘導する。

市は、施設への緊急入所を要しない程度の要介護高齢者、障がい者等のために福祉避難所を開設し、一般の避難所からの誘導を図る。そのためにも、事前に、施設等との協定による対策を講じるよう努める。

(オ) 被災による要保護児童対策

市は、避難者による自主組織等の協力を得て、被災による孤児、遺児等の要保護児童の把握調査を行い、保護を必要とする児童を発見した場合には、児童相談所に通報し、親族による受入れの可能性を探るとともに、養護施設への受入れや里親への委託等の保護措置を講じる。

(カ) 情報の提供

市は、避難所の管理者を通じるなどして避難者に対して次の情報提供をするほか、マスコミを通じて避難者の安否等を広報する。

- a テレビ（ラジオ）により情報把握を行い、住民等へ正しい情報を提供する。
- b 収容者心得等の提示
- c 掲示コーナーの設置

(キ) 男女共同参画の視点に立った避難所運営

必要に応じて、プライバシーの保護や避難所の運営における女性の参画を推進するとともに、男女のニーズの違い等男女双方の視点等に配慮する。特に、女性専用の物干し場、更衣室、授乳室の設置や生理用品、女性用下着の女性による配布、避難所における安全性の確保など、女性や子育て家庭のニーズに配慮した避難所の運営に努める。

- a 避難所への職員配置は、男女両性のバランスに配慮する。
- b 避難住民による避難所管理組織に男女が等しく参画できるよう配慮を求める。

(ク) 愛玩動物の保護対策

a 市の措置

市は、県と協働し、県が県獣医師会、県動物愛護協会等と連携して設置する「動物救済本部」に対して避難所・仮設住宅における愛玩動物の状況等の情報提供及び活動の支援を行う。

また、避難所を設置するに当たって、愛玩動物対応窓口や動物同伴の避難者を受け入れられる動物同伴可能避難所の指定及び設置するなど住民が動物と一緒に避難することができるよう配慮する。このため、避難訓練時には、動物の同伴にも配慮する。

b 飼い主の役割

愛玩動物の飼い主は、災害発生時に動物を同伴して避難できるよう、日頃からケージに慣れさせる等の訓練を行っておくとともに、飼い主の連絡先を記載した名札等の装着、ワクチンの接種及び動物用避難用品の確保に努める。

また、一時的に飼育困難となり、他に預ける場合にあっても、長期にわたり放置することのないよう、適切な対応に努める。

ウ 私設避難場所

市は、災害の発生時に、市指定の避難先へ避難することができず、公園等の空地や民有施設に避難した住民等があるとの通報等を受けた場合は、直ちに確認する。

また、当該避難場所の避難者を確認した場合、施設責任者を避難者から選任し、避難者の名簿を作成するなど、施設の管理運営体制を指導し、避難者による自主組織の協力を得て、市指定の避難所と同様に、適切な対策を講じる。

(3) 避難所における相談業務

市は、避難者による自主組織等の協力を得て、避難所での避難者の苦情や要望を聞き取るとともに、市災害対策本部に生活相談窓口を設置し、対応する。

また、男女のニーズの違いに配慮した相談体制を整備する。

8 避難後の状況の変化等に応じた措置

(1) 避難者が増え続ける場合

市は、避難所の管理者を通じて、避難者の動向を常に把握する。

地区外からの避難者の流入等により避難所の収容人員を超えて避難者が参集しつつあると判断した場合は、他の余裕のある避難所又は新たに開設した避難所で受け入れるものとし、避難所の管理責任者を通じて避難者に伝達するとともに、必要に応じて移動のための車両等を手配する。

市の避難所だけでは不足する場合は、被災地外の市町村に被災者の受入れを要請し又は県にあっせんを依頼する。

(2) 更に危険が迫った場合

市は、災害が拡大し、避難所にも危険が及ぶと判断したときは、直ちに避難者を他の安全な避難所へ再避難させるため、県、警察等に避難者移動用の車両、舟艇、ヘリコプター等の提供を依頼するとともに、協力して避難誘導に当たる。

(3) 危険が去った場合

市は、被害が鎮静化した場合は、避難所の管理者を通じて避難者に連絡するとともに、避難情報を発令していた場合は、その解除について、関係機関と協議して判断する。

避難情報を解除した場合は、速やかにその旨を県知事等に報告する。

交通関係機関は、不通区間が復旧又は運行再開したとき及び代替輸送手段を確保したときは、直ちに市及びマスコミを通じて避難中の旅行者に伝達する。

避難者は、避難所から退去する場合は、必ず避難所の管理者に届け出る。避難所の管理責任者は、避難者の退去状況を、逐次市に連絡する。

9 避難の長期化への対処

(1) 市のとるべき措置

市は、住民等の避難が長期化した場合、避難所運営に当たって次の点に留意するものとし、特に、要配慮者の処遇について、十分に配慮する。

また、避難者の自治組織の結成を促し、避難所が自主的に運営されるよう配慮する。

ア 避難者の栄養、健康等の対策

避難者の必要最小限の栄養確保、生活必需品（下着、生理用品等）及び医薬品（家庭薬）の確保に努めるとともに、寒冷期においては暖房等に配慮し、健康管理に十分注意するよう努める。

イ 避難所の衛生、給食、給水等対策

- (ア) 入浴、便所、ゴミ処理等の衛生面に十分配慮する。
- (イ) 寝具の乾燥（日光消毒）、避難所の清掃等を徹底する。
- (ウ) 炊き出し施設を設けるなどして、応急的な食料の配布を行う。
- (エ) 給水車等による応急給水についても考慮する。

ウ 被災者のプライバシー保護、メンタル相談等の対策

必要に応じて衝立等を利用し、避難所でのプライバシーの確保等に配慮する。

また、村上地域振興局健康福祉部（村上保健所）等の協力を得て、メンタルな相談などの対応についても配慮する。

エ 災害救助法が適用されている場合の措置

災害救助法又は新潟県災害救助条例（昭和39年新潟県条例第77号）による避難所の開設期間は、災害発生の日から7日以内とする。ただし、状況により期間を延長する必要がある場合には、市長は、県知事の事前承認（内閣総理大臣の承認を含む。）を受ける。（災害救助法施行令第3条、災害救助法施行細則第2条別表第1）

(2) 避難所における住民等の心得

避難所に避難した住民等は、避難所の混乱回避、秩序維持及び生活環境悪化防止に努め、次のような点に心がける。

また、市は、平時から避難所における生活上の心得について、住民等に周知を図る。

ア 自治組織の結成とリーダーへの協力

イ ごみ処理、洗濯、入浴等生活上のルールへの遵守

ウ 要配慮者への配慮

エ その他避難所の秩序維持に必要と思われる事項

(3) 旅館・ホテル等の活用

市は、災害の規模、被災者の避難及び収容状況、避難の長期化を考慮し、状況に応じて旅館、ホテル等への移動を避難者に促す。

(4) 住民の避難生活の早期解消のための措置

市は、住居を滅失又は長期間居住不能となった住民の住居の確保について、公営住宅へ

の入居や自宅再建の援助等の根本的措置を早期に提出するとともに、仮設住宅建設等の当座の住居対策を迅速に実施し、被災者が生活再建の計画を立てやすいよう配慮する。

(5) 避難所運営に伴う各機関への協力要請

ア 協力要請の手続

避難所の運営に際し、市は、必要に応じて、広域相互応援協定を締結している市町村の長、村上市岩船郡医師会、村上市建設業協会、更に、県を通じて、日本赤十字社新潟県支部、新潟県医師会、村上地域振興局健康福祉部（村上保健所）、県精神保健福祉センター、栄養士会等の防災関係機関に対し、次の事項を示し、人的・物的支援の要請を行う。

(ア) 被害の状況

(イ) 必要な物資車両、資機材等の種類、品名、数量等

(ウ) 必要な職員の職種及び人員

(エ) 応援場所及び応援場所への経路

(オ) 応援期間

(カ) その他必要な事項

イ 各防災関係機関の協力内容

市が、防災関係機関に対し、協力を依頼する内容は、飲料水、食料、生活必需品等の確保及びその運搬並びに医療体制の確保等とする。

また、市と市社会福祉協議会は、連携を密にしながら、ボランティアとの調整のため、随時ボランティアのスタッフ会議を開催し、避難所の運営がスムーズに行えるよう努める。

10 広域避難対策

(1) 県及び他市町村との協議

市は、災害の規模、被災者の避難、収容状況、避難の長期化等に鑑み、管轄する区域外への広域的な避難及び避難所、応急仮設住宅等への収容が必要であると判断した場合、原則として、県内の他市町村への受入れについては当該市町村に直接協議し、他の都道府県の市町村への受入れについては県に対し当該他の都道府県との協議を求める。

(2) 助言の要請

市は、必要に応じて、県に対し、受入先の候補となる地方公共団体及び当該地方公共団体における被災住民の受入能力（施設数、施設概要等）等、広域一時滞在について助言を要請する。

(3) 広域一時滞の実施

ア 市が被災者を他地区へ移送した場合、市職員の中から避難所管理者を定め、移送先の市町村に派遣するとともに、移送に当たり引率者を添乗させる。

イ 県から被災者の受入れを指示された場合は、直ちに避難所を開設し、受入体制を整備する。

ウ 移送された被災者の避難所の運営は、移送元の市町村が行い、被災者を受け入れた本市は協力する。

(4) 避難者の把握

市は、市外等に多数の避難者が発生した場合には、全国避難者情報システムなどを活用し、市外等避難者の把握に努めるとともに、市外等避難者に対する諸手続きがスムーズに行われるような体制づくりに努める。

11 帰宅困難者対策

市は、施設管理者や事業者等と連携し、大規模災害時により交通が途絶したときは、「むやみに移動しない」という基本原則の広報等により、一斉帰宅の抑制を図るとともに、通勤、通

学者や観光客等の徒歩での帰宅や移動を支援するための協力を、県を通じ、県の協定締結者に要請するなど、必要な帰宅困難者対策に努める。

また、関係機関の協力を得ながら道の駅等に一時避難所を設け、安全が確保されるまで車等による移動を極力抑えるものとする。

12 積雪期の避難対策

(1) 避難路の確保

積雪期には各道路管理者相互の緊密な連携のもとに道路除雪を行う。道路除雪が整うまでは、地域の自主防災組織等の協力を得て、避難路を確保する。

(2) 冬季避難場所の確保

グラウンド等は、冬季においては、積雪により避難場所として使用できないことが想定されるため、そうした事態が発生した際には、市は、防災関係機関と連携し、これに代わる避難場所の確保に努める。

(3) 寒冷期における避難所対策

寒冷期においては、避難所の健康管理対策として暖房設備の設置が不可欠となるので、市は、暖房器具、暖房用燃料の確保等に努める。

(5) 積雪期の対応

ア 屋外では音声情報が伝わり難くなるため、無雪期よりも確実に避難情報等を伝達するよう留意する。

イ 足場が悪く、避難行動の制約が大きくなるため、特に避難行動要支援者の避難支援について地域住民等の協力を求める。

ウ 倒壊家屋の増加、雪崩の発生、屋根雪の落雪等により生き埋め者が多発する可能性があるため、地域住民による捜索・救助活動を強化する。

エ 寒冷な時期であるため、避難先での暖房確保、早期の温食提供等に配慮する。

オ スキー場に非常に多数のスキー客がおり、一時的に帰れない状況にある場合は、宿泊施設の借り上げ等により避難場所を確保する。

13 避難所外避難者の支援

避難者には様々な事情や目的があり、その意思に応じて避難場所を選択したり、避難場所が自然発生することから、市は、車中泊避難者や指定避難所以外の避難者に対しても、食料・物資等の提供、情報の提供、避難所への移送など必要な支援に努める。

また、被災者は水分不足や運動不足等からエコノミークラス症候群を引き起こしやすくなるため、エコノミークラス症候群の予防方法を周知する。

なお、「避難所外避難者」とは、市があらかじめ指定した避難所以外の場所（屋外及び施設内）に避難した被災者をいう。

(1) 避難者・指定外避難所の状況調査

避難者は、自宅近くにいたいという強いニーズや様々な事情や目的があり、その意思に応じて避難場所を選択することから、指定避難所以外の車、テント、神社、ビニールハウス、公的施設等に避難する。このように指定避難所以外の避難場所が発生することは自然なことから、行政区や自主防災組織等の協力を得て、指定避難所外にいる避難者（場所、人数、支援の要否・内容等）の把握に努める。

(2) 車中泊避難者・指定外避難所への支援

指定避難所以外に避難した避難者や車中泊避難者に対しても、柔軟に対応し、必要な支援に努める。

ア 新たな避難先の提供（避難施設、テント、ユニットハウスなど）

イ 食料・物資の供給

ウ 避難者の健康管理、健康指導

エ カーラジオ（FMラジオ等）を利用した情報の提供

(3) エコノミークラス症候群の予防

中越大震災では、運動不足やトイレに行く回数を減らすため、水分摂取を控えたことなどから、エコノミークラス症候群を発症する人も出た。このため、エコノミークラス症候群の発症を予防するため、避難者に呼びかけ必要な対策を講じる。

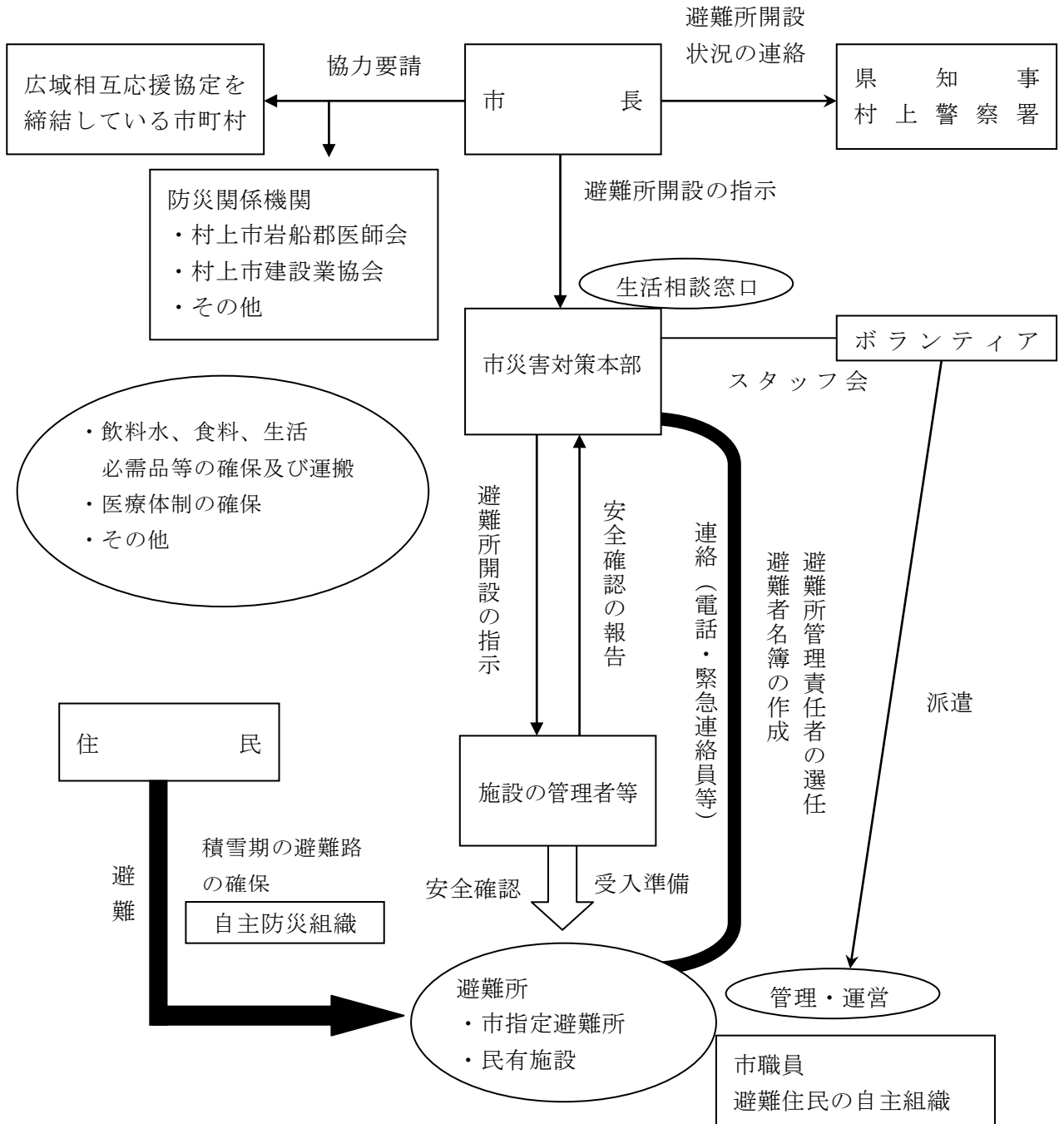
(4) 要配慮者に対する配慮

避難所外に避難した要配慮者は、できるだけ早く避難所、福祉施設又は医療機関へ移送する。

(5) 積雪期の対応

積雪期の屋外避難は危険なため、全員ができるだけ早く避難所等の施設内に避難するよう誘導する。

【避難所計画の連絡体制図】



留意事項

- ・避難所の衛生対策
- ・要配慮者対策
- ・避難者の栄養確保
- ・避難者の疾病対策

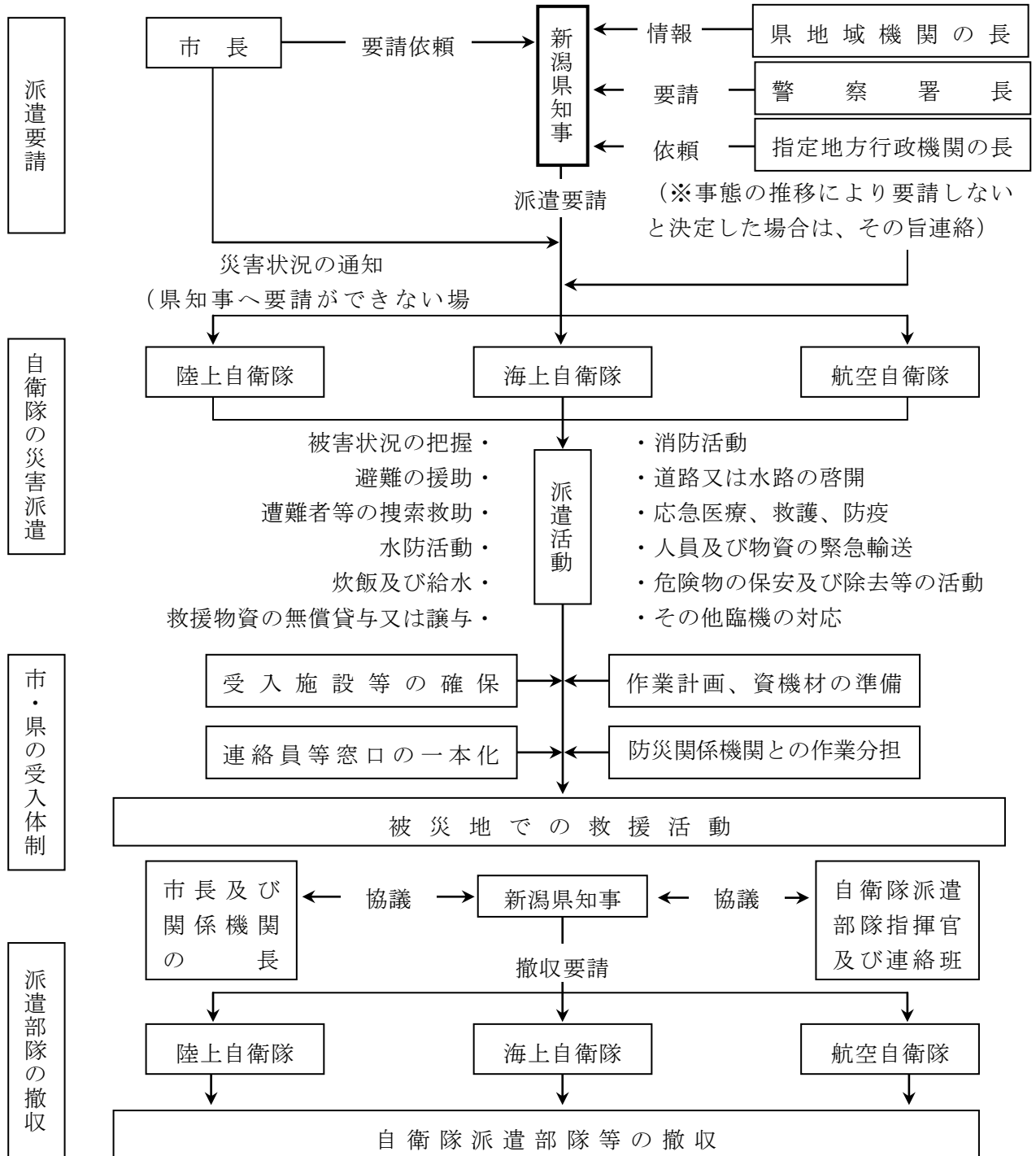
第7節 自衛隊の災害派遣計画

担当：情報総括部

1 計画の方針

市は、災害発生時における自衛隊の災害派遣活動を迅速かつ円滑に行うため、自衛隊の活動内容、市長の派遣要請手続、受入体制等に万全を期す。

2 自衛隊の災害派遣フロー図



3 派遣要請の基準

- (1) 自衛隊の災害派遣は、次の3原則が満たされることが基本となっている。
 - ア 公共の秩序を維持するため、人命又は財産を社会的に保護しなければならない必要性があること。（公共性の原則）
 - イ 差し迫った必要性があること。（緊急性の原則）
 - ウ 自衛隊が派遣される以外に他の手段がないこと。（非代替性の原則）
- (2) 市長が県知事に対して行う自衛隊の派遣要請依頼は、災害状況等の確な情勢の判断をし、これら3原則を満たしている場合に、おおむね次の範囲のものについて行う。
 - ア 人命救助及び行方不明者の捜索のため応援を必要とするとき。
 - イ 避難援助として避難者の誘導、輸送等を必要とし、他に適切な手段がない場合で応援を必要とするとき。
 - ウ 人員及び物資の緊急輸送として他に適当な手段がない場合で、救急患者、医師その他救急活動に必要な人員及び緊急輸送を必要とするとき。
 - エ 被害状況調査のため車両、航空機等を必要とし、他に適当な手段がない場合で応援を必要とするとき。
 - オ 主要道路、橋梁、障害物等の啓開又は除去の応急復旧に応援を必要とするとき。
 - カ 水防活動として堤防護岸等の決壊に対する緊急の措置に応援を必要とするとき。
 - キ 応急措置のため医療、防疫、給水、炊飯及び通信支援として緊急を要し、他に適切な手段がない場合で、応援を必要とするとき。
 - ク 火薬類、爆発物等危険物の保安措置及び除去のため応援を必要とするとき。

4 災害派遣要請の依頼手続

- (1) 市長は、災害発生時の被害状況を把握し、応急対策を実施する上で、県知事に対して自衛隊の災害派遣要請依頼を行うときは、次の事項を明らかにし、県危機対策課へ防災行政無線、電話、FAX又は口頭により行う。
 - ア 災害の状況及び派遣を要請する事由
 - イ 派遣を必要とする期間
 - ウ 派遣を希望する区域及び活動内容
 - エ その他参考となるべき事項（現に実施中の応急対策の概要、宿泊施設等の受入体制の状況、部隊が派遣された場合の連絡責任者等など）（注）口頭、防災行政無線、電話で依頼した場合は、事後、FAXで処理する。
- (2) 自衛隊に対する緊急通知
市長は、緊急避難、人命救助の場合、事態が急迫し県知事に派遣要請依頼するいとまがない場合は、その旨及び災害の状況を防衛大臣又は関係自衛隊に通知することができる。
災害派遣の要望を行った場合、市長は、上記の通知を行ったときは、速やかにその旨を県知事に通知する。

5 災害派遣部隊の受入体制

- 市長は、自衛隊の派遣が決定した場合は、次の点に留意し、派遣部隊の活動が十分に達成できるよう努める。
- (1) 他の防災関係機関との競合重複の排除
自衛隊の活動と他の防災関係機関の活動が競合重複しないよう、県その他の防災関係機関の長と緊密な連携を図り、より効率的な作業分担を定める。
 - (2) 作業計画の協議、調整及び資機材の準備
自衛隊の作業の円滑な実施を図るため、市長及び県知事は、次により可能な限り調整の

とれた作業計画を立てるとともに、資機材の準備及び関係者の協力を求めるなど、支援活動に支障のないよう十分な措置を講じる。

- ア 作業箇所及び作業内容
 - イ 作業の優先順位
 - ウ 作業実施に必要な図面
 - エ 作業に要する資材の種類別保管（調達）場所
 - オ 派遣部隊との連絡責任者（本部長又はその指名する者）、連絡方法及び連絡場所
- (3) 受入施設等の確保
市長及び県知事は、派遣部隊に対し、次の施設等の確保に努める。
- ア 自衛隊事務室
 - イ ヘリコプターによる派遣部隊のためのヘリポート
 - ウ 駐車場（車1台の基準は3m×8m）
 - エ 宿泊施設又は宿营地
- (4) 市長は、自衛隊の活動に対しては、付近住民の積極的な協力を求める。

6 大規模な災害発生時等における自衛隊の派遣活動及び県知事の派遣要請

- (1) 県知事は、市長からの要請がない場合でも自衛隊の救援活動が必要と認められた場合は、あらかじめ定められた計画に基づき、関係自衛隊に派遣を要請する。
- (2) 各自衛隊の指定部隊等の長は、災害の発生が突発的でその救援が特に急を要し県知事の要請を待ついとまがないときは、要請を待つことなく、あらかじめ定めた計画に基づき部隊等を派遣する。
- なお、指定部隊等の長は、知事の要請を待たずに部隊等の災害派遣を行った場合においても、できる限り早急に知事に連絡し、密接な連絡調整のもとに救援活動を実施する。
- また、知事の要請を待たずに部隊等を派遣した後に、知事が派遣要請をした場合は、その時点から知事の派遣要請に基づく救援活動を実施する。

7 自衛隊の救援活動区分及び装備区分等の内容

自衛隊の災害派遣活動は、人命又は財産の保護のために行う応急救援及び応急復旧が終了するまでを限度とし、通常次のとおりとする。

(1) 救援活動の概要

救援活動区分	内容
①被害状況の把握	車両、航空機等状況に適した手段によって情報収集活動を行い、被害の状況を把握する。
②避難の援助	避難の命令等が発令され、避難、立ち退き等が行われる場合が必要があるときは、避難者の誘導、輸送等を行い、避難を援助する。
③遭難者の捜索救助	行方不明者、負傷者等が発生した場合は、通常他の救援活動等に優先して捜索・救助活動を行う。
④水防活動	堤防、護岸等の決壊に対し、土のうの作成、運搬、積込み等の水防活動を行う。
⑤消防活動	火災に対し、利用可能な消防車その他の消防用具をもって、消防機関に協力し消火に当たる。（消火薬剤等は、通常関係機関の提供するものを使用する。）

救援活動区分	内容
⑥道路又は水路等交通路上の障害物の排除	道路、橋梁若しくは水路が損壊し、又は障害物等により交通に障害がある場合は、それらの啓開又は除去に当たる。（放置すれば人命、財産の保護に影響があると考えられる場合）
⑦応急医療、救護及び防疫	被災者に対し、応急医療、救護及び防疫を行う。（薬剤等は、通常関係機関の提供するものを使用する。）
⑧人員及び物資の緊急輸送	緊急患者又は医師その他救援活動に必要な人員及び救援物資の緊急輸送を実施する。（航空機による輸送は、特に緊急を要すると認められる場合）
⑨炊飯及び給水	被災者に対し、炊飯及び給水を実施する。（緊急を要し、他に適当な手段がない場合）
⑩救援物資の無償貸与又は譲与	「防衛庁の管理に属する物品の無償貸付及び譲渡に関する総理府令」（昭和33年総理府令第1号）に基づき、被災者に対し、生活必需品等を無償貸付し、又は救じゅつ品を譲与する。
⑪危険物の保安及び除去	自衛隊の能力上可能なものについて火薬類、爆発物等危険物の保安措置及び除去を実施する。
⑫その他	その他臨機の必要に対し、自衛隊の能力で対処可能なものについて、所要の措置をとる。
予防派遣	災害に際し、被害がまさに発生しようとしている場合において、その被害を未然に防止するための措置を実施する。

(2) 陸・海・空各自衛隊の装備区分等による活動内容

自衛隊区分	装備区分等による活動内容
陸上自衛隊	車両、舟艇、航空機、地上部隊等による状況把握、人員・物資の輸送、通信応援、その他各種災害の救援活動
海上自衛隊	艦艇又は航空機による状況把握、人員・物資の輸送、通信応援等
航空自衛隊	主として航空機による状況把握、人員・物資の輸送

8 救援活動経費の負担

自衛隊の救援活動に要した経費は、原則として市が負担するものとし、その内容はおおむね次のとおりとする。ただし、災害救助法の適用となる大規模な災害における経費については、県が市に代わり負担する。

- (1) 派遣部隊が救援活動を実施するために必要な資機材（自衛隊装備に係るものを除く。）等の購入費、借上料及び修繕料
- (2) 派遣部隊の宿営に必要な土地、建物等の使用料及び借上料
- (3) 派遣部隊の宿営及び救援活動に伴う光熱水費、電話料
- (4) 派遣部隊の救援活動実施に際し生じた損害の補償費
- (5) その他救援活動の実施に要する経費で、負担区分に疑義ある場合は、自衛隊と市長がその都度協議し、決定する。

9 県及び自衛隊の派遣要請連絡窓口等

(1) 県の連絡窓口

災害派遣担当窓口	住所等
新潟県防災局 危機対策課 危機対策第一	住 所 〒950-8570 新潟市中央区新光町4番地1
	電 話 025-285-5511 (代表) (内線) 6434、6435、6436 025-282-1638 (直通)
	防災無線 8-40120-6434、6435、6436
	NTTFAX 025-282-1640
	衛星FAX (発信番号) 401-881

(2) 派遣要請先及び連絡窓口等

災害派遣の要請先	住所等
陸上自衛隊 新発田駐屯地司令 (第30普通科連隊)	連絡窓口 陸上自衛隊第30普通科連隊第3科
	住 所 〒957-8530 新発田市大手町6丁目4番16号
	電 話 0254-22-3151 (内線) 235
	NTTFAX 0254-22-3151 (FAX切替内線) 273
海上自衛隊 舞鶴地方総監	住 所 〒625-0087 舞鶴市余部下1190 海上自衛隊舞鶴地方総監部防衛第3幕僚室
	電 話 0773-62-2250 (内線) 213 NTTFAX 0773-62-2255 (FAX切替)
航空自衛隊 航空総隊司令官 航空支援集団司令官	連絡窓口 海上自衛隊新潟基地分遣隊警備科
	住 所 〒950-0047 新潟市東区臨海町1番1号
	電 話 025-273-7771 (内線) 235
	NTTFAX 025-273-7771 (FAX切替)
航空自衛隊 航空総隊司令官 航空支援集団司令官	《写真偵察機による調査活動の要請先》
	住 所 〒183-0000 府中市浅間町1丁目1855 航空自衛隊航空総隊司令部防衛部運用課
	電 話 0423-62-2971 (内線) 2322
	NTTFAX 0423-62-2971 (FAX切替内線) 2631
航空自衛隊 航空総隊司令官 航空支援集団司令官	《輸送機・救難ヘリコプターの派遣等の要請先》
	住 所 〒183-0000 府中市浅間町1丁目1855 航空自衛隊航空支援集団司令部防衛部運用課
	電 話 0423-62-2971 (内線) 2521
	NTTFAX 0423-62-2971 (FAX切替内線) 2631
航空自衛隊 航空総隊司令官 航空支援集団司令官	連絡窓口 航空自衛隊新潟救難隊
	住 所 〒950-0031 新潟市東区船江町3丁目135
	電 話 025-273-9211 (内線) 218
	NTTFAX 025-273-9211 (FAX切替)

第8節 輸送計画

担当：情報総括部、市民部、都市整備部

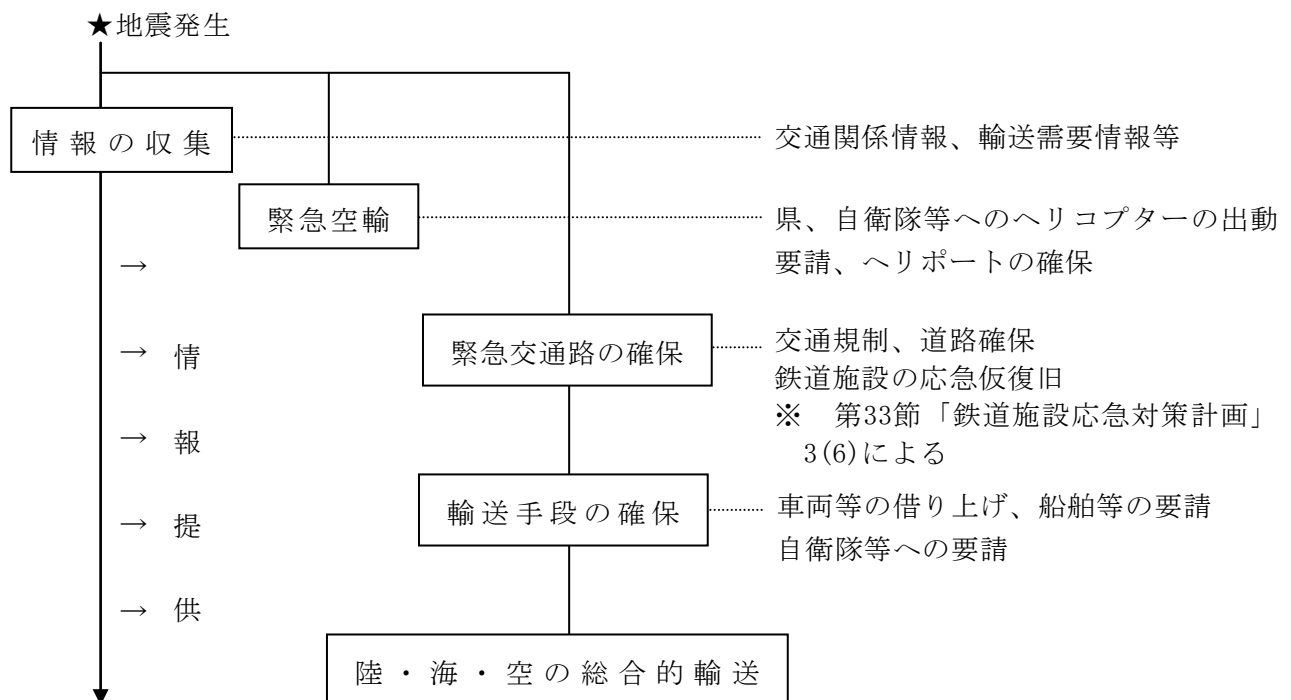
1 計画の方針

災害発生時の緊急輸送は、救急・救助、医療、消火活動の迅速な展開の支援及び被災者に対する水、食料、生活物資の供給等をその目的とする。

使用可能な交通手段が限られている場合、タイムリーかつ効率的な緊急輸送のためには、災害発生直後から各段階での輸送内容の緊急性及び重要度の優先順位を見極め、被災地での交通路の状況を把握した上で、最適な輸送手段を選択しなければならない。

そのためには、陸・空の交通手段の連携、被災地の交通情報の収集・伝達、及び緊急輸送路確保のための交通規制と早期応急復旧などを組織的に行う。

2 緊急輸送応急対策フロー図



3 交通関係情報の収集・伝達

市及び警察は、被災地等の道路情報を収集し、応急対策業務に携わる各機関に、次の情報等を伝達する。

- (1) 被災地の被害状況
- (2) 交通路の確保、交通規制の実施に関する情報
- (3) 渋滞の情報

4 緊急交通路の確保

- (1) 交通規制の実施

警察は、直ちに緊急交通路の確保のため、次の措置を行う。

- ア 市内での交通規制
- イ 市内への車両の乗り入れ規制
- ウ 一般ドライバーへの協力呼び掛け等

(2) 緊急交通路の確保

ア 市は、国土交通省新潟国道事務所、村上地域振興局地域整備部、警察、自衛隊との協力のもと、他の復旧作業に優先して、原則として2車線（やむを得ない場合は1車線）の緊急交通路を確保し、市に近接する幹線道路と市内の拠点を有機的に結び付ける。

(ア) 道路上の落下物、倒壊家屋等の障害物の除去

(イ) 通行の障害となる路上放置車両の撤去（必要な場合は強制撤去を行う。）

(ウ) 仮設橋の架橋

イ 高速道路、国道、県道、市道の各道路管理者は、あらかじめ協議の上、災害発生時の緊急路線の確保、作業分担等を決めておく。

(3) 輸送路及び輸送手段の決定

市、その他の防災関係機関は、道路の被災状況等に基づき、物資等の緊急輸送手段及び輸送経路を決定するものとし、必要に応じ警察に輸送経路の交通規制等を依頼する。

緊急輸送等に必要な車両、船舶等の確保は、おおむね次の順による。

ア 防災関係機関の車両、航空機、船舶等

イ 公共的団体の車両、航空機、船舶等

ウ 営業用の車両、航空機、船舶等

エ その他の自家用車両、航空機、船舶等

(4) 積雪期の対応

ア 各施設の管理者は、積雪期における除雪体制等を整備し、迅速かつ的確な除雪・排雪活動を実施する。

イ 各施設の管理者は、降積雪による被害の防御、軽減及び交通の混乱防止のため、交通状況及び交通確保対策の実施状況等について、適時適切な広報を行う。

5 緊急輸送の優先順位

災害時における緊急輸送の優先順位は、次のとおりとする。

(1) 総括的に優先されるもの

ア 人命の救助、安全の確保

イ 被害の拡大防止

ウ 災害応急対策の円滑な実施

(2) 災害発生後の各段階において優先されるもの

ア 第1段階（災害発生直後の初動期）

(ア) 救急・救助活動、医療活動の従事者、医薬品等人命救助に要する人員、物資

(イ) 消防活動等災害の拡大防止のために要する人員、物資

(ウ) 被災地外の医療機関へ搬送する負傷者、重傷患者

(エ) 自治体等の災害対策要員、ライフライン応急復旧要員等初動期の応急対策に要する要員、物資

(オ) 緊急輸送に必要な輸送施設、輸送拠点の応急復旧、交通規制等に必要な人員、物資

イ 第2段階（応急対策活動期）

(ア) 上記アの続行

(イ) 食料、水等生命の維持に必要な物資

(ウ) 傷病者及び被災地外へ退去する被災者

(エ) 輸送施設の応急復旧時等に必要な人員、物資

ウ 第3段階（復旧活動期）

(ア) 上記イの続行

(イ) 災害復旧に必要な人員、物資

- (ウ) 生活用品
- (エ) 郵便物
- (オ) 廃棄物の搬出

6 輸送手段の確保

(1) 市

市は、車両等の調達先及び予定数並びに物資の集積場所等を明確にしておくほか、災害時に必要とする車両等が調達不能となった場合又は不足する場合は、次の事項（概要）を明らかにして、他の市町村又は県（危機対策課、災害対策本部が設置された場合は連絡指令室）に調達のあっせんを要請する。

- ア 輸送区間及び借り上げ期間
- イ 輸送人員又は輸送量
- ウ 車両等の種類及び台数
- エ 集積場所及び日時
- オ その他必要事項

(2) 県

市から、輸送手段の確保について要請があった場合、又は県知事が必要と認めた場合は、関係機関に対し協力を要請する。

(3) 自衛隊

自衛隊による緊急輸送が必要な場合は、第3章第7節「自衛隊の災害派遣計画」により行う。

(4) JR東日本、JR貨物

市は、災害発生に伴う人員、救援物資及び復旧資機材等の輸送で、鉄道を必要とするときは、JR東日本、JR貨物に協力を要請する。

(5) 村上市建設業協会

村上市建設業協会は、車両台数の実態把握をしておき、災害発生時に、人員、物資等の輸送の必要が生じたときは、市の要請に基づき貨物自動車等の供給に協力する。

7 自動車による緊急輸送に必要な手続

(1) 緊急通行車両の確認

市等公共的団体からの申し出による緊急通行車両の確認は、警察署を通して県公安委員会（県警察本部交通規制課）が行う。申し出は、所定の様式によりその都度行う。確認した場合は、警察署が所定の標章及び証明書を交付する。

緊急通行車両使用者は、交付された標章を車両前面の見やすい箇所に提示し、証明書を携帯する。

(2) 緊急通行車両の範囲

緊急通行車両の範囲は、災害対策基本法第50条第1項に規定する災害応急対策の業務に従事する車両とする。（第3章第9節「警備・保安及び交通規制計画」参照）

8 初動期における緊急空輸の実施とヘリコプターの要請及びヘリポートの確保

大規模な災害が発生した場合は、市内の多くの道路は輸送路として機能しないことが予想されるため、市長は、県危機対策課、民間業者その他の機関に対しヘリコプターの緊急出動要請を行うものとし、緊急道路が開通するまでの間、緊急輸送需要を空輸でまかなう。

市は、ヘリコプターによる緊急輸送に当たって、次の団体、機関にヘリコプターの出動を要請するとともに、臨時ヘリポートを早期に確保する。

要 請 先	運航管理責任者	電話番号	F A X 番号
新潟県消防防災航空隊	県防災局危機対策課長	025-282-1638	025-282-1640
(勤務時間外)	県庁警備員室	025-285-5511	
新潟県警察航空隊	新潟県警察本部航空隊 (村上警察署)	52-0110	
新潟大学医歯学総合 病院運行管理室	運行管理担当者 (C S)	025-368-9100	

9 災害救助法が適用された場合の輸送基準

災害救助法が適用された場合の輸送基準は、新潟県災害救助条例施行規則第5条に定めるとおりとする。

第9節 警備・保安及び交通規制計画

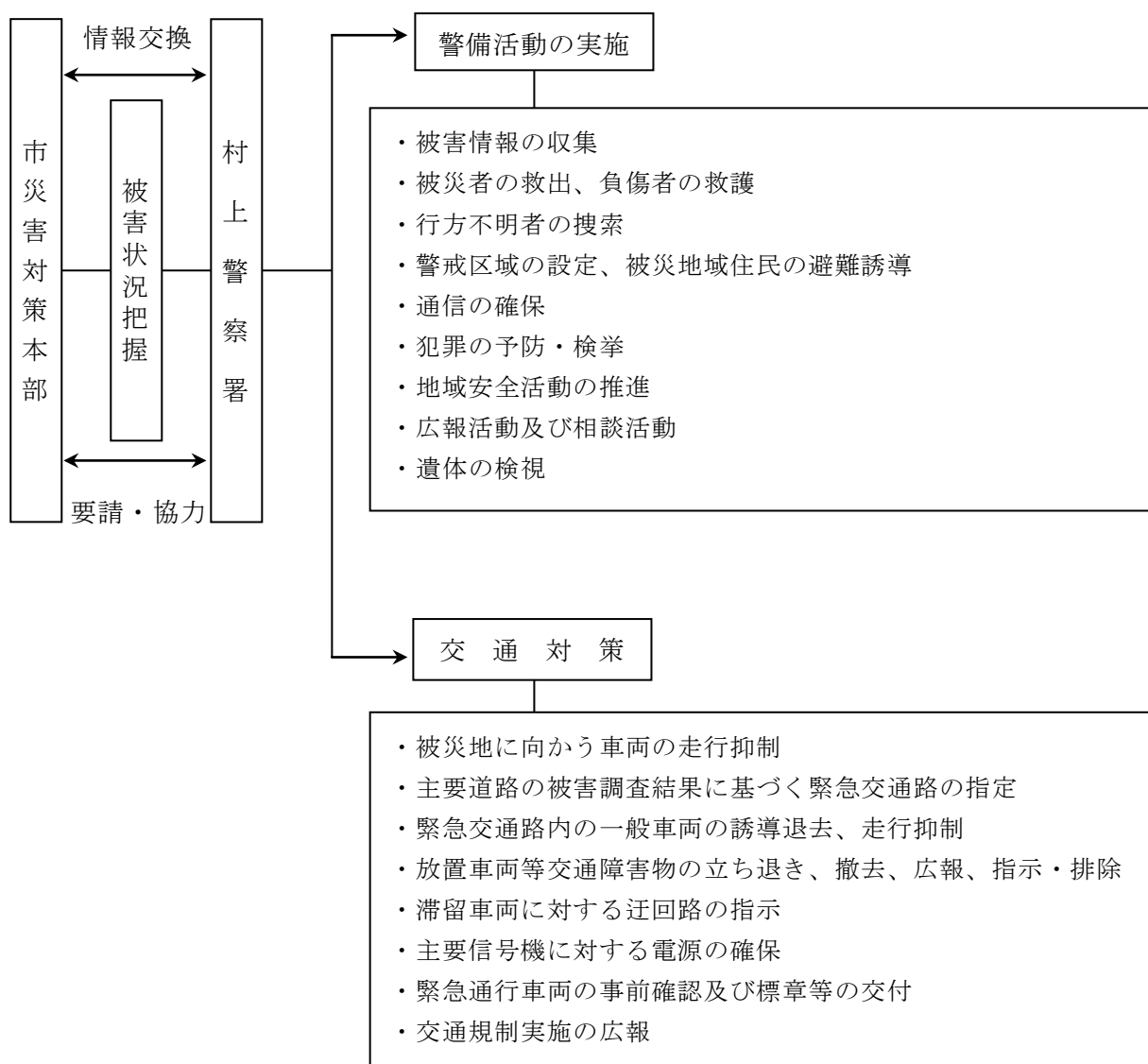
担当：情報総括部、総務部、市民部、都市整備部

1 計画の方針

大規模災害発生時においては、多数の死傷者の発生や建造物の倒壊、火災、浸水、道路・橋梁の損壊、電話の不通、停電、ガス漏れ、犯罪の発生など一時的に社会状態が麻痺状態となり、また、これに伴い、被災者の不安、動揺の高まり、生活必需物資の欠乏、買い占め・売り惜しみなどの混乱に乗じた、各種犯罪の発生が予想される。

市は、これらの非常事態に対処するため、県、警察及び自衛隊等の関係機関との緊密な連携のもとに、住民等の生命及び身体の保護に努める。

2 応急対策フロー図



3 警備活動に対する関係機関の協力、連携

災害に対処するため、市、県、警察及び自衛隊は、連携を密にし、それぞれの活動状況を互いに把握するとともに、相互に協力し、救助活動、災害応急活動等を効果的に行う。

(1) 市及び県

- ア 警備実施活動が、迅速かつ的確に展開できるよう、非常時における協力・連絡体制を整えておく。
- イ 被災状況、避難の必要性、避難者の動向など情報交換を密接に行う。
- ウ 警察の行う一般治安対策、地域安全活動等に同行するなど、共同活動に積極的に協力する。
- エ 消火活動及び救急活動に対し、消防（救急）自動車の通行、消火活動のための警戒線の設定等、互いに協力する。
- オ 被災者の捜索、救助活動に当たっては、相互の情報を交換し、担当区域の分担の調整を行い、迅速な活動を実施する。

(2) 自衛隊

- ア 警察は、救助救援活動を行う派遣部隊に対し、その活動が迅速に行われるよう積極的に支援する。
- イ 被災者の捜索・救助活動に当たっては、相互の情報を交換するとともに、担当区域の分担の調整を行い、迅速な活動を実施する。
- ウ 警察の行う活動に自衛隊の有する機動力等が必要な場合、市及び県は支援を要請する。

4 警察における警備活動

警察は、大規模な災害が発生し、又は発生するおそれがある場合に、次の警備活動を行う。

(1) 警備活動の重点

ア 情報の収集

災害応急対策活動を実施するために必要な情報を重点的に収集するとともに速やかに関係機関へ伝達する。

イ 被害実態の把握

市、県及び防災関係機関からの情報のほか、無線自動車、交番・駐在所勤務員及び派遣部隊からの報告に基づき、次の被害状況の把握に当たる。

《初期段階》

- (ア) 火災の発生状況
- (イ) 死傷者等人的被害の発生状況
- (ウ) 家屋の倒壊等建物被害の発生状況
- (エ) 住民等の避難状況
- (オ) 主要道路・橋梁及び鉄道の被害状況
- (カ) 危険物貯蔵所及び重要防護施設の被害状況
- (キ) 電気、水道、ガス、通信施設等ライフラインの被害状況
- (ク) 堤防の損壊状況
- (ケ) 災害拡大の見通し
- (コ) 市等の活動状況

《初期段階以降》

- (ア) 「初期段階」に掲げる事項
- (イ) 被災者の動向
- (ウ) 被災地、避難所等の治安状況及び流言飛語の状況
- (エ) 被災道路、橋梁、鉄道の復旧状況又は見通し

- (オ) 電気、水道、ガス、通信施設等ライフラインの復旧状況又は見通し
 - (カ) 市、日赤、病院等の救護対策の状況
 - (キ) 火災の発生及び被害拡大の原因
- ウ 被災者の救出及び負傷者の救護
- 被害の程度に応じ救出部隊を派遣し、倒壊家屋の密集地、病院など多数の人が集合する場所を重点的に各種救出機材を有効に活用し、救出救護を実施する。
- 負傷者については、応急措置を行った後、市、県、日赤等の医療救護班に引き継ぎ、又は病院に搬送する。
- エ 行方不明者等の捜索
- (ア) 行方不明者、迷い子、迷い人、その他要保護者（以下「行方不明者等」という。）の早期発見に努める。
 - (イ) 行方不明者等の捜索等に関する相談に応じるため、警察署、交番その他適当な場所に「行方不明者等相談所」を設置する。
 - (ウ) 行方不明者等のうち保護者が判明しないものについては、児童相談所、社会福祉事務所又は市の開設する保護・収容施設に連絡して引き継ぐ。
 - (エ) 行方不明者等について届出を受理した場合は、速やかに警察本部に報告し、事後の届け出及び照会等に対応できるように努める。
- オ 警戒区域の設定及び被災地域住民の避難誘導
- (ア) 警戒区域の設定
火災、爆発、建物等の倒壊により危険な事態が発生し、又は発生するおそれがあるときは、警戒区域を設定し、関係者以外の立入りを制限又は禁止若しくは退去を命ずる。なお、警察官自らが警戒区域を設定した場合は、直ちに署警備本部を通じ市長に通知する。
 - (イ) 被災地域住民の避難誘導
 - a 市及び消防関係者等と協議の上、避難誘導を実施する。やむを得ず警察官自らが避難の指示を行なった場合は、直ちに署警備本部長を通じて市長に通知する。なお、実施に当たっては、本章第6節「避難及び避難所計画」に基づき実施する。
 - b 避難誘導に際しては、市と協議の上、病人、高齢者、子供などの要援護者を優先的に避難させること。また、避難に際して混乱による事故の防止に努めるとともに、避難場所での秩序の維持と犯罪の予防に努める。
 - c 病院、学校、大規模小売店舗その他多数の人が集まる場所における避難は、管理者等の誘導による自主避難を原則とするが、災害の規模、態様により所要の部隊を派遣し、管理者の避難措置に積極的に協力して、安全な場所へ誘導する。
- カ 犯罪の予防、検挙
- 犯罪の予防及び取締りに当たっては、住民等の生活に密着した犯罪の予防、取締りに重点をおくほか、関係機関との情報交換を行い、容疑情報の収集に努める。
- キ 地域安全活動の推進
- (ア) 避難地域、避難場所等に対するパトロール活動を強化して犯罪の未然防止に努める。また被災者の困りごとや要望等を把握するとともに「地域安全ニュース」を発行するなど、地域住民に各種情報を提供する。
 - (イ) 危険物及び高圧ガス等の製造、貯蔵施設等の管理者との連絡を密にして、被害の有無及び被害拡大のおそれを早期に把握するとともに、必要により警戒要員を派遣し、警戒区域を設定、避難誘導、広報等を実施し、被害の拡大防止に努める。
なお、警察官自らが警戒区域を設定した場合は、署警備本部長を通じて直ちに市長に通知する。
 - (ウ) 鉄砲火薬類の製造、販売業者及び所有者に対しては、盗難、紛失等の事故のないよ

う 厳重な保管指導に努めるとともに、家屋の倒壊等保管場所が被災した場合には、保管委託又は警察署における一時預かりを依頼するよう指導する。

ク 広報活動及び相談活動

(ア) 広報活動

被災者の不安を解消し、混乱を防止するために必要な各種情報等について、関係機関の協力を得ながら広報活動を行う。

《広報すべき事項（例示）》

- a 災害に乗じた犯罪の抑止情報
- b 交通規制に関する情報
- c 市から要求のあった場合の等の避難指示広報

(イ) 相談活動

被災者などからの相談、要望、被害状況、安否照会、迷い子、行方不明者の照会及び外国人からの照会等の問い合わせや相談に応じ、迅速かつ的確な処理に努める。

ケ 遺体の検視

遺体の見分については、検視規則等により、迅速かつ適正に行う。なお、身元不明の遺体は、所持品、着衣、人相、特徴等を写真撮影するとともに記録化し、事後に身元が確認できる措置をとり、関係機関に引き継ぐ。

コ 関係機関、団体に対する協力、支援

(ア) 市、県等防災関係機関と連携し、避難場所の治安維持に努める。

(イ) 市、県、日赤その他の機関が行う緊急物資・救援物資の輸送、遺体の処理、医療防疫活動等に対して、必要により所要の警備要員又は部隊を派遣し、側面からの支援に当たる。

5 警察署における交通対策

警察署は、大規模な災害が発生した場合、速やかに道路の被害状況及び交通状況の把握に努め、危険箇所の表示、迂回指示、交通情報の収集及び提供、車両の使用の抑制、その他運転者のとるべき措置についての広報等危険防止及び混雑緩和のための措置を行う。

(1) 情報の収集

下記の道路を確保するため、被災地を中心とした幹線道路の被災情報を収集する。

- ア 緊急交通路
- イ 避難路
- ウ 交通規制実施時の迂回路

(2) 交通規制の実施

警察署は、大規模な災害が発生した場合、交通の混乱を防止し、住民等の避難路及び緊急交通路を確保するため、次の交通規制計画を実施する。

ア 被災地に向かう車両の走行抑制

被災地に通じる路線の主要交差点に警察官を配置して、緊急通行車両以外の車両の被災地への流入を抑制する。

また、県内における一般車両の走行は、極力抑制する。

イ 緊急交通路の指定

(ア) 警察署は、主要道路の被害調査結果に基づいて、災害対策基本法第76条の規定により、区域又は道路の区間及び期間を定めて、緊急交通路を指定する。

緊急交通路については、各検問所及びルート内主要交差点において、緊急通行車両以外の車両の通行を禁止する。また、交通規制資機材を活用し、支線からの車両の流入を防止する。

(イ) 市の指定する主要な避難路については、極力車両の通行を抑制する。

ウ 緊急交通路等における車両等の措置

(ア) 緊急交通路等を中心に走行中の一般車両については、直ちに同路線以外の道路又は路外へ誘導撤去させるとともに、その走行を極力抑制する。

(イ) 緊急交通路等における放置車両その他交通障害となる物件がある場合、直ちに立ち退き又は撤去の排除の広報、指示を行う。著しく妨害となる物件については、道路管理者等の協力を得て排除するほか、状況により必要な措置を講じる。

(3) 交通規制実施上の措置

ア 交通規制の結果生ずる滞留車両への措置

交通規制のため車両が滞留し、その場で長時間停止することとなった場合は、適切な迂回路を指示するとともに関係機関と協力し、必要な対策を講じる。

イ 主要交差点対策

停電等により主要交差点の信号機が作動しない場合は、速やかに電源確保等の必要な措置を講ずると共に、復旧までの間、警察官等による交通整理を実施する。

(4) 緊急通行車両及び規制除外車両の確認等

県知事及び県公安委員会が行う緊急通行車両及び規制除外車両の確認手続等は、次のとおりである。

ア 緊急通行車両の確認範囲

緊急通行車両の確認範囲は、道路交通法第39条第1項に規定する緊急自動車及び災害対策基本法第50条第1項に規定する、災害対策の的確かつ円滑な実施のためにその通行を確保することが特に必要として政令で定められた車両であり、主に次の業務に従事する車両とする。

- (ア) 警報の発令及び伝達並びに避難の勧告又は指示に関するもの
- (イ) 消防、水防、道路維持、電気、ガス、水道その他の応急措置に関するもの
- (ウ) 被災者の救護、救助、その他の保護に関するもの
- (エ) 災害を受けた児童生徒の応急の教育に関するもの
- (オ) 被災地の施設、設備の応急の復旧に関するもの
- (カ) 清掃、防疫その他の保健衛生に関するもの
- (キ) 犯罪の予防、交通規制その他災害地における社会秩序の維持に関するもの
- (ク) 緊急輸送の確保に関するもの
- (ケ) その他災害の発生の防止又は拡大の防止のための措置に関するもの

イ 規制除外車両の確認範囲

民間事業者等による社会経済活動のうち、大規模災害発生時に優先すべきものに使用される車両であり、主に次の業務に従事する車両を、順次、規制除外車両の範囲の拡大に応じて、確認の対象とする。

なお、災害対策に従事する自衛隊、米軍及び外交官関係の車両は規制除外車両であるが、確認標章の交付はしないことから確認の対象には含まない。

- (ア) 医師・歯科医師、医療機関等が使用する車両
- (イ) 医薬品・医療機器・医療用資材等を輸送する車両
- (ウ) 患者等搬送用車両（特別な構造又は装置があるものに限る。）
- (エ) 建設用重機、道路啓開作業車両又は重機輸送用車両
- (オ) 燃料を輸送する車両（タンクローリー）
- (カ) 路線バス・高速バス
- (キ) 霊柩車
- (ク) 一定の物資（被災地への必要物資等）を輸送する大型貨物自動車

ウ 確認事務の実施区分等

(ア) 交通規制時において、アに掲げる緊急通行車両の確認は、車両の使用者の申出により県知事及び県公安委員会が次の区分により実施する。

確認者	確認車両	申請受付及び確認
県知事	<ul style="list-style-type: none"> ○ 県有車両 ○ 県管理施設の災害応急対策を実施する車両 ○ 災害応急対策を実施するため県が調達、借り上げ等をする車両 ○ 県との災害協定を締結している団体が使用する車両 	<ul style="list-style-type: none"> ○ 防災局危機対策課 ○ 各地域振興局
県公安委員会	<ul style="list-style-type: none"> ○ 国、市町村、公共的団体及びその他の者が所有する車両 	<ul style="list-style-type: none"> ○ 警察本部交通規制課 ○ 村上警察署 ○ 交通検問所

(イ) 交通規制時において、イに掲げる規制除外車両の確認は、車両の使用者の申出により、原則として県公安委員会が実施する。

エ 緊急通行車両の事前確認届出

(ア) 県知事は、アに掲げる緊急通行車両のうち、県の保有車両、県管理施設の災害応急対策を実施する車両、災害応急対策を実施するため県が調達、借り上げ等をする車両及び県との災害協定を締結している団体が使用する車両で、あらかじめ災害応急対策用として届出があった場合、事前に緊急通行車両としての確認を行い、事前届出済証を交付する。

(イ) 県公安委員会は、アに掲げる緊急通行車両のうち、市町村等公的団体が保有し、若しくは市町村等公的団体との契約等により常時市町村等公的団体が使用する車両又は災害時に他の関係機関・団体等から調達する車両、並びにイに掲げる規制除外車両のうち、(ア)～(エ)に該当する車両については、あらかじめ災害応急対策用として届出があった場合、事前に緊急通行車両としての確認を行い、事前届出済証を交付する。

なお、イに掲げる規制除外車両のうち、(オ)～(ク)に該当する車両については、事前確認届出の対象としない。

(ウ) 事前届出済証交付車両について、交通規制実施時に緊急通行車両又は規制除外車両としての確認申請があつた場合は、他に優先して確認を行う。

オ 緊急通行車両及び規制除外車両の確認標章等の交付

緊急通行車両としての確認後は、速やかに災害対策基本法施行規則第6条に基づく標章及び証明書を交付する。

(5) 運転者のとるべき措置

県警察は、災害発生時に運転者がとるべき措置について、以下の事項を周知徹底するものとする。

ア 車両を運転中である場合には、次の要領により行動すること。

(ア) できる限り安全な方法により車両を左側に停車させること。

(イ) 停止後はカーラジオ等により災害に関する情報を聴取し、その情報及び周囲の状況に応じて行動すること。

(ウ) 引き続き車両を運転するときは、道路の損壊、信号機の作動停止、道路上の障害物等に十分注意すること。

(エ) 車両を置いて避難するときは、できるだけ道路外の場所に移動しておくこと。やむを得ず道路上に置いて避難するときは、車両を道路の左側に寄せて駐車し、エンジン

を切り、エンジンキーは付けたままとし、窓を閉め、ドアはロックしないこと。駐車するときは、避難する人の通行や災害応急対策の実施の妨げとなるような場所には駐車しないこと。

イ 車両を運転中以外である場合には、次の要領により行動すること。

(ア) 津波から避難するためやむを得ない場合を除き、避難のために車両を使用しないこと。

(イ) 津波から避難するためやむを得ず車両を使用するときは、道路の損壊、信号機の作動停止、道路上の障害物等に十分注意しながら運転すること。

ウ 災害対策基本法に基づく交通規制が行われたときには、通行禁止区域等（交通規制が行われている区域又は道路の区間をいう。以下同じ。）における一般車両の通行は禁止又は制限されることから、同区域等内に在る場合は次の措置をとること。

(ア) 速やかに、車両を次の場所に移動させること。

a 道路の区間を指定して交通の規制が行われたときは、規制が行われている道路の区間以外の場所

b 区域を指定して交通の規制が行われたときは、道路外の場所

(イ) 速やかな移動が困難なときは、車両をできる限り道路の左端に沿って駐車するなど、緊急通行車両の通行の妨害とならない方法により駐車すること。

(ウ) 通行禁止区域等内において、警察官の指示を受けたときは、その指示に従って車両を移動又は駐車すること。（その際、警察官の指示に従わなかったり、運転者が現場にいないために措置をとることができないときは、警察官が自らその措置をとることがあり、この場合、やむを得ない限度において、車両等を破損することがある。）

(6) 関係機関との協力

交通規制の実施に際しては、道路管理者及び関係機関と緊密に連絡し、状況に即した適切な交通規制を実施するとともに、必要に応じ警備業者等に交通誘導の協力依頼を行う。

(7) 広報

交通規制を実施した場合は、避難者、運転者、地域住民等に対してラジオ、テレビ、交通情報板、看板等により適時、適切な広報を実施し、その周知徹底を図る。

第10節 海上における災害応急対策計画

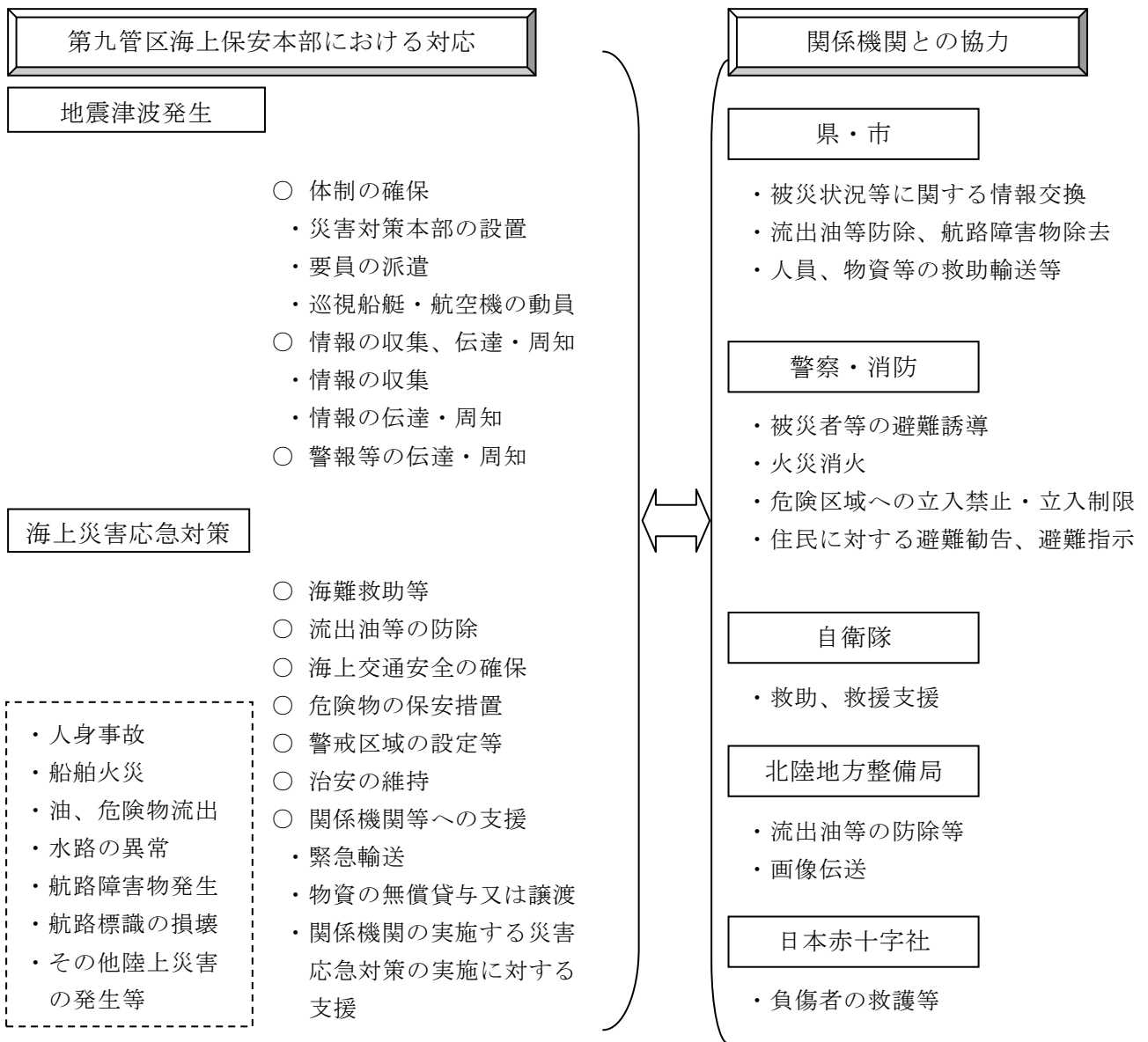
担当：情報総括部、消防部

1 計画の方針

大規模地震発生時、海上においては、津波等による多数の人身事故及び船舶海難の発生、大量の油及び有害液体物質等の流出、沿岸及び海上における火災の発生等甚大な海上災害の発生が予想される。

これら地震による大規模な海上災害に対して迅速かつ的確に対処するため、第九管区海上保安本部は、必要に応じて対策本部を設置するとともに、関係機関との協力体制を構築し、効果的な災害応急対策を行う。

2 応急対策フロー図



3 地震津波発生時の対応

第九管区海上保安本部は、次に掲げる措置を講じる。

(1) 体制の確保

ア 災害対策本部の設置

管内で震度6弱以上の大規模な地震が発生したとき、又は大津波警報が発令されたときは、必要な職員を直ちに参集し、第九管区海上保安本部に災害対策本部を設置するとともに、関係機関にその旨連絡する。

イ 要員の派遣

県等に対策本部等が設置されたときは、直ちに職員を派遣し、関係機関等との協力体制を確保する。

ウ 巡視船艇・航空機の動員

必要に応じて巡視船艇及び航空機に所要の資機材を搭載し、被害の発生が予想される周辺海域に出動させる。

(2) 情報の収集及び伝達・周知

ア 情報の収集

(ア) 震度5弱以上の地震が発生したとき、津波警報が発表されたとき、その他必要と認めるときは、関係機関等と密接な連絡をとり情報収集に努めるとともに、巡視船艇及び航空機を活用し、積極的な情報収集活動を実施する。

(イ) 被害状況、被害規模その他災害応急対策の実施上必要な情報について、巡視船艇、航空機等を活用し、次に掲げる事項に関して情報収集するとともに、関係機関等と密接な情報交換等を行う。この場合、陸上における被害状況に関する情報収集活動の実施については、海上及び沿岸部における被害状況に関する情報収集活動の実施その他海上における災害応急活動の実施に支障を来たさない範囲において行う。

a 海上及び沿岸部における被害状況

- (a) 被災地周辺海域における船舶交通の状況
- (b) 被災地周辺海域における漂流物等の状況
- (c) 船舶、海洋施設、港湾施設等の被害状況
- (d) 石油コンビナートの被害状況
- (e) 流出油等の状況
- (f) 水路及び航路標識の異状の有無
- (g) 港湾等における避難者の状況

b 陸上における被害状況

c 震源域付近海域における海底地形変動等の状況

イ 情報の伝達・周知

収集した情報は、必要に応じて関係機関等に伝達する。

(3) 警報等の伝達・周知

ア 地震、津波等に関する情報の通知を受けたときは、航行警報、安全通報、標識の掲揚及び巡視船艇及び航空機による巡回等により、航行船舶、被害が予想される地域の周辺海域の在泊船舶並びに被害が予想される沿岸地域の住民、関係事業者等に対して直ちに周知する。

イ 航路障害物の発生、航路標識の異常等船舶交通の安全に重大な影響を及ぼす事態の発生を知ったとき又は船舶交通の制限若しくは禁止に関する措置を講じたときは、速やかに航行警報又は安全通報を行うとともに、必要に応じて水路通報を行い、船舶等に対して周知する。

ウ 大量の油の流出等により、船舶、水産資源、公衆衛生等に重大な影響を及ぼすおそれの

ある事態の発生を知ったときは、航行警報、安全通報及び巡視船艇による巡回等により船舶等に周知する。

4 海上災害応急対策

第九管区海上保安本部は、次に掲げる措置を講じる。

(1) 海難救助等

ア 船舶の海難、人身事故等が発生したときは、速やかに巡視船艇・航空機により捜索救助を行う。

イ 船舶火災又は海上火災が発生したときは、速やかに巡視船艇等により消火活動を行うとともに、必要に応じて消防機関に協力を要請する。

ウ 危険物が流出したときは、その周辺海域の警戒を厳重にし、必要に応じて火災の発生防止、航泊禁止措置又は避難勧告を行う。

エ 海上における行方不明者の捜索を行う。

オ 救助活動に関し、その規模、事態の急迫性等から必要と認めるときは、自衛隊に対して救助等の要請を行う。

(2) 流出油等の防除

ア 船舶又は海洋施設その他の施設から海上に大量の油等が流出したときは、防除措置を講ずべき者が行う防除措置を効果的なものとするため、巡視船艇、航空機等により流出油等の状況、防除作業の実施状況等を総合的に把握し、作業の分担、作業方法等防除作業の実施に必要な事項について指導を行う。

イ 防除措置を講ずべき者が、措置を講じていないと認められるときは、これらの者に対し、防除措置を講ずべきことを命ずる。

ウ 緊急に防除措置を講ずる必要がある場合において、必要があると認められるときは、海上災害防止センターに防除措置を講ずべきことを指示し、又は巡視船艇等に応急の防除措置を講じさせるとともに、関係機関等に必要な資機材の確保・運搬及び防除措置の実施について協力を要請する。

エ 危険物が流出したときは、その周辺海域の警戒を厳重にし、必要に応じて火災の発生防止、航泊禁止措置又は避難勧告を行う。

【関係機関及び関係事業所等が実施すべき流出油等の防除措置】

- 防除対策推進のための組織体制の整備
- オイルフェンス、吸着材、処理剤等の油防除資材の調達
- 防除作業の実施、援助及び協力
- 住民等の危険防止に関する火気使用の制限、避難勧告及び陸上交通規制等の措置

(3) 海上交通安全の確保

ア 津波による危険が予想される海域に係る港及び沿岸付近にある船舶等に対し、港外、沖合等安全な海域への避難を勧告するとともに必要に応じて入港を制限し、又は港内に停泊中の船舶に対して移動を命ずる等所要の規制を行う。

イ 港内等船舶交通の輻輳が予想される海域においては、必要に応じて船舶交通の整理、指導を行う。この場合、急患輸送を行う船舶が円滑に航行できるよう努める。

ウ 海難の発生その他の事情により、船舶交通の危険が生じ、又は生ずるおそれのあるときは、必要に応じて船舶交通を制限し、又は禁止する。

エ 船舶交通の混乱を避けるため、災害の概要、港湾・岸壁の状況、関係機関との連絡手段等、船舶の安全な運航に必要と考えられる情報について、無線等を通じ船舶への情報提供

を行う。

オ 水路の水深に異状を生じたと認められるときは、必要に応じて検測を行うとともに、応急標識を設置する等により水路の安全を確保する。

カ 航路標識が損壊し、又は流失したときは、速やかに復旧に努めるほか、必要に応じて応急標識の設置に努める。

(4) 危険物の保安措置

ア 危険物積載船舶については、必要に応じて移動を命じ、又は航行の制限若しくは禁止を行う。

イ 危険物荷役中の船舶については、荷役の中止等事故防止のために必要な指導を行う。

ウ 危険物施設については、危険物流出等の事故を防止するために必要な指導を行う。

(5) 警戒区域の設定等

人の生命又は身体に対する危険を防止するため、特に必要が認められるときは、法第63条第1項及び第2項の定めるところにより警戒区域を設定し、船艇、航空機等により船舶等に対し、区域外への退去及び入域の制限又は禁止の指示を行う。

また、警戒区域を設定したときは、直ちに最寄りの市長にその旨を通知する。

(6) 治安の維持

海上における治安を維持するため、情報の収集に努め、必要に応じて巡視船艇及び航空機により次に掲げる措置を講ずる。

ア 災害発生地域の周辺海域に配備し、犯罪の予防・取締りを行う。

イ 警戒区域又は重要施設の周辺海域において警戒を行う。

5 関係機関等への支援

第九管区海上保安本部は、次に掲げる措置を行う。

(1) 緊急輸送

負傷者、避難者、救急・救助要員、医師等の人員及び必要な機材並びに飲料水、食料その他緊急に必要とする物資等の緊急輸送について要請があったとき、又は必要性を認めたときは、巡視船艇及び航空機により緊急輸送を行う。

(2) 物資の無償貸付け又は譲与

物資の無償貸付け若しくは譲与について要請があったとき又はその必要があると認めるときは、「国土交通省所管に属する物品の無償貸付及び譲与に関する省令」に基づき、被災者に対して物品を無償で貸付け又は譲与する。

(3) 関係機関等の災害応急対策の実施に対する支援

海上における災害応急対策の実施に支障を来さない範囲において関係機関等からの要請に基づき、陸上における救急・救助活動等について支援するほか、巡視船による医療活動場所の提供及び災害応急対策従事者に対する宿泊場所の提供等を行う。

6 関係機関との協力

地震、津波等による海上災害に対処するため、第九管区海上保安本部、県、市、警察、自衛隊等はそれぞれの活動状況を互いに把握するとともに、相互に協力し災害応急活動を効果的に行う。

(1) 県・市

ア 被災状況、避難の必要性、避難者の動向など情報交換を密接に行う。

イ 関係機関とともに、負傷者、被災者等の避難誘導及び救助に当たる。

ウ 初期消火及び延焼の防止に当たっては、相互に情報を交換し担当区域の調整を図り、迅速な活動を行う。

- エ 負傷者の収容先医療機関の選定、後方医療施設への搬送及び負傷者の救急措置を行う。
 - オ 関係機関と協力し、港湾区域内及び漁港区域内で流出油の防除、航路障害物の除去、流出油及び流出有害液体物質等の警戒、拡散状況の調査並びに事故防止の支援措置を行い、沿岸における現場への立入禁止、制限及び付近の警戒に当たる。
 - カ 関係機関の協力を得て、沿岸住民及び危険物貯蔵所等に対し、火気管理等の指導を行う。
 - キ 第九管区海上保安本部の活動が迅速かつ的確に展開できるように非常時において協力するとともに、緊急輸送など支援を必要とするときは速やかに要請する。
 - ク 第九管区海上保安本部の行う活動に自衛隊の有する機動力等が必要なときは、自衛隊に対し支援を要請する。
- (2) 県警察
- ア 関係機関とともに、負傷者、被災者等の避難誘導及び救助に当たる。
 - イ 油及び有害液体物質等が流出したときは、事故防止のため、沿岸における現場への立入禁止、制限及び付近の警戒に当たる。
 - ウ 関係機関と協力し、沿岸住民に対する避難勧告・指示及び避難誘導に当たる。
- (3) 自衛隊
- ア 第九管区海上保安本部及び県・市からの要請に基づき、又は必要に応じ、救助・救援活動を行うための部隊を派遣し、積極的に支援する。
 - イ 被災者の捜索・救助活動に当たっては、相互に情報を交換するとともに、担当区域の分担の調整を行い、迅速な活動を実施する。
- (4) 北陸地方整備局
- ア 関係機関と連絡をとり流出油の防除等災害応急対策に協力する。
 - イ 第九管区海上保安本部等が撮影した画像情報の関係機関へ伝送等について協力する。
- (5) 日本赤十字社
- 関係機関と連絡をとり、負傷者の救護に当たる。

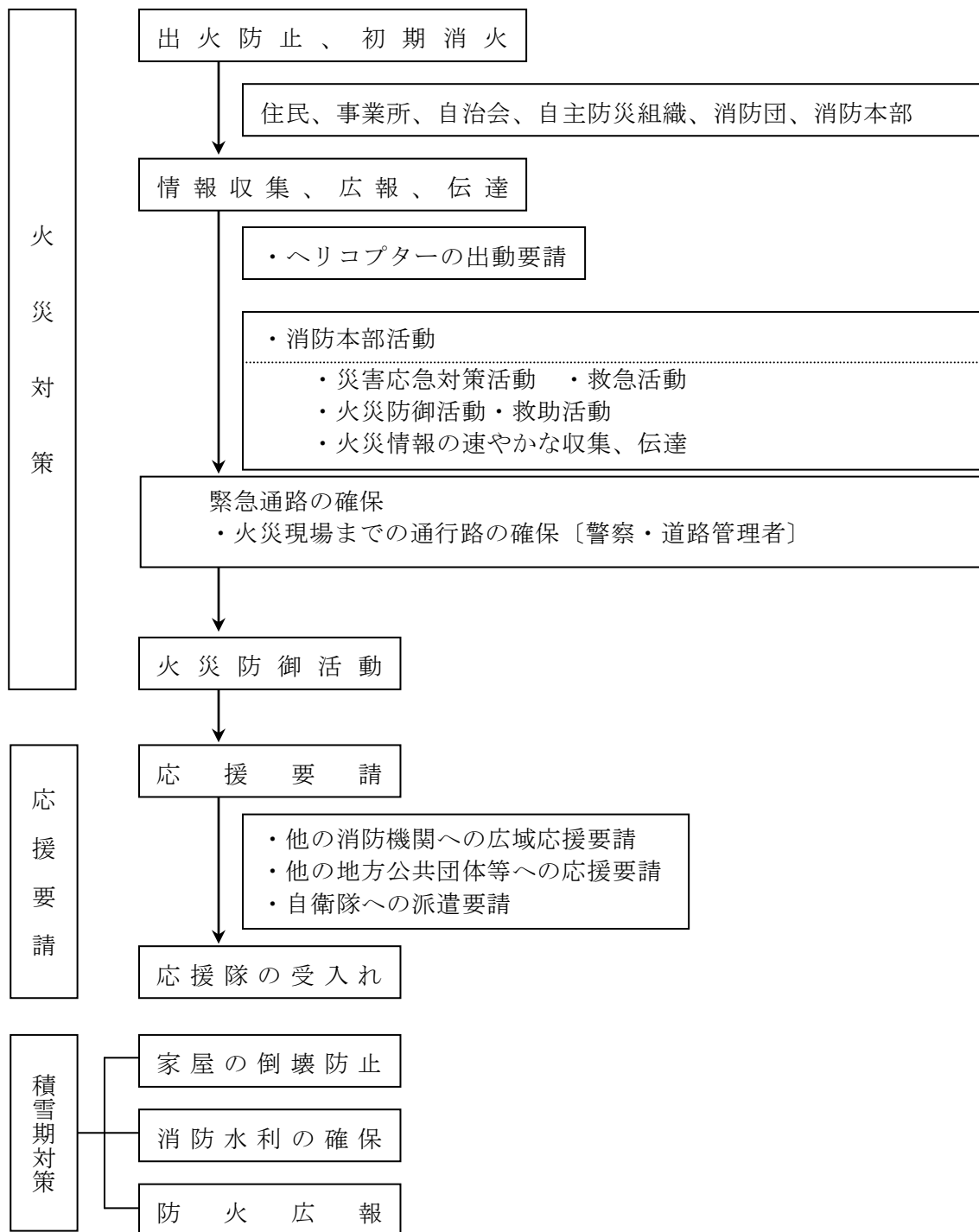
第11節 消火活動計画

担当：情報総括部、消防部

1 計画の方針

地震による火災被害の防止軽減を図るために、地域住民、事業所、自治会及び自主防災組織の地震発生直後の出火防止と初期消火の徹底と、迅速、的確かつ効果的な火災防御活動について定める。

2 火災応急対策フロー図



3 住民、事業所の対策

住民、事業所は、地震発生直後、次のとおり出火防止及び初期消火の徹底を図る。

(1) 火気の遮断

使用中のガス、石油ストーブ、電気ヒーター等の火気を直ちに遮断するとともに、都市ガスはメーターコック、プロパンガスはボンベのバルブ、石油類のタンクはタンクの元バルブ、電気はブレーカーを遮断する。

(2) 初期消火活動

火災が発生した場合は、消火器、風呂の汲み置き水で初期消火活動を行う。

4 自治会、自主防災組織等の対策

同時に多発する火災に対処するには、地域住民、自治会及び自主防災組織が相互に協力し、次に掲げる事項を自主的に行う。

(1) 区域内における出火防止と初期消火

(2) 救出救護

(3) 避難誘導

(4) 被害状況の把握と情報収集

5 消防団の対策

消防団は、平常時には、地域住民に対し出火防止、初期消火等の指導を行う等、重要な役割を担っている。地震火災時には、地域住民、消防隊と連携して警戒活動、消火活動を実施する。

(1) 管轄区域の優先

(2) 出火防止の呼び掛け及び初期消火

(3) 地域住民の防災活動の指導

(4) 消防隊と連携した消火活動

(5) 火災の進展状況に応じて、住民の緊急避難の指示、避難誘導

(6) 火災防御及び救助活動に有効な資機材の確保

(7) 被害状況の把握と情報収集

(8) 警戒区域の設定及び警戒

6 市の対策

大規模地震発生時には、同時多発火災及び土砂災害等の多くの災害の同時発生が予測され、市が有するすべての消防力をもってしても全災害に対処することは非常に困難と考えられる。このため、消防本部は、次の原則に基づき、消防団等と連携し、適切な消火活動を実施する。

(1) 火災情報の収集

火災情報の収集は、119番を中心に行うが、通信回線が途絶した場合は、次の方法により速やかに管轄区域内の火災の全体状況を把握する。

ア あらかじめ定めた経路、方法による職員の参集途上の情報収集

イ 消防団、自主防災組織による防災行政無線等による情報収集

(2) 緊急交通路の確保

ア 警察署及び道路管理者の情報をもとに火災現場までの通行路の確保を図るとともに、必要に応じて交通規制及び道路警戒を要請する。

イ 消防吏員は、警察官がその場にはいない場合において、災害応急対策の実施に著しい支障が生じるおそれがあると認めるときは、消防用緊急車両の円滑な通行を確保するため必要な措置命令・強制措置を行う。

(3) 火災防御活動

- ア 人命安全確保の優先
- イ 避難地、避難路確保の優先
- ウ 重要地域、重要施設（避難収容施設、救護所、救助物資の集積場所、公共機関、報道機関）の優先
- エ 市街地火災防御の優先
- オ 消火有効地域の優先
- カ 警戒区域の設定及び警戒

(4) 消防水利の確保

利用可能な水利を明記した水利マップ等により、火災現場の状況に応じた消防水利の確保に努める。

7 広域応援体制

大規模地震発生時には、膨大な応急対策需要が発生し、本市のみでは十分な対応ができないことが考えられる。こうした場合、市及び消防本部は、各種協定等に基づき、地方公共団体の区域を越えた消防力の広域的な運用を図る。

(1) 応援要請基準

他の消防機関への応援要請は、災害の拡大状況に応じて次の区分による。

ア 隣接消防機関

- (ア) 災害が拡大し、市町村境界に災害が拡大するおそれがある場合
- (イ) 災害が拡大し、市内消防力で防御困難な場合、あるいは困難が予想される場合
- (ウ) 多量の資機材又は資機材の搬送等を必要とする場合

イ 県内消防機関（隣接消防機関を除く。）

- (ア) 災害が拡大し、非番職員の召集、隣接消防機関の応援を得てもなお消防力が不足し、防御困難な場合又は困難が予想される場合
- (イ) 多量の資機材、特殊な資機材を必要とする場合

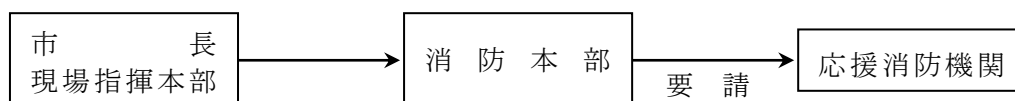
ウ 他都道府県の消防機関

- (ア) 隣接消防機関及び県内消防機関から必要な消防力を得られない場合
- (イ) 県内の消防機関の応援を得てもなお消防力が不足し、防御困難な場合、又は困難が予想される場合
- (ウ) 多量の資機材、特殊な資機材を必要とする場合で、県内で対応できない場合

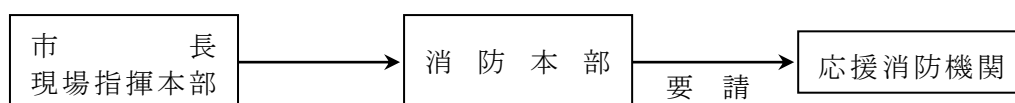
(2) 応援消防機関に対する措置

ア 応援要請手順

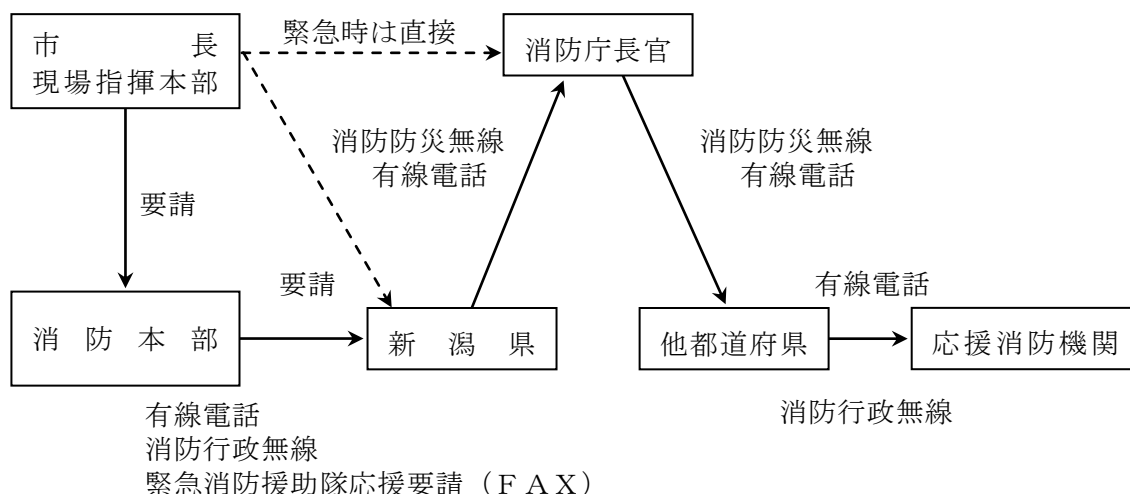
- (ア) 隣接消防機関



- (イ) 県内消防機関 新潟県消防相互応援協定の様式にてFAX



(ウ) 他都道府県の消防機関



イ 要請事項

応援要請をするときは、次の事項を連絡する。

- (ア) 災害状況
- (イ) 必要人員、車両、資機材種別、数量
- (ウ) 応援隊の任務
- (エ) 応援隊到着希望時間及び応援予定時間
- (オ) 集結場所又は誘導員待機場所
- (カ) 使用無線系統
- (キ) 現場指揮本部位置及び現場指揮本部長
- (ク) 現場連絡担当者
- (ケ) 道路交通状況

ウ 応援隊到着時の措置

- (ア) 誘導員により応援隊の誘導を行う。
- (イ) 応援隊長に対して、応援隊の活動について指示する。
 - a 応援隊の任務及び防御担当区域
 - b 使用無線系統
 - c 連絡担当者
- (ウ) 応援隊の人員、車両、資機材等の確認
- (エ) 必要に応じ派遣部隊の宿泊施設、駐車場等を確保する。

8 積雪期の火災対策

積雪期に発生する地震は、屋根上の積雪荷重により倒壊家屋が多く発生し、暖房器具の使用により倒壊家屋からの出火件数の増大が予想される。また、一般家庭及び事業所には暖房用の石油類等の危険物が大量に蓄積され、これが火災の延焼拡大を促進することに加え、消火活動は、雪による通行障害、消防水利の使用障害等により著しく困難となるため、次の火災予防対策を図る。

(1) 家屋の倒壊防止

家屋の倒壊防止については、気象情報の的確な把握により、次のことを住民等に周知し、注意を喚起し、協力を求める。

ア 冬期間には、屋根雪の荷重による倒壊の危険が生じるため、警報の発令時には雪下ろしを行うよう広報を行う。

イ 構造的に弱い建物については、事前に筋交いや支柱等で十分補強するように指導し、雪下ろしには隣接建物に影響を与えないようにする。

(2) 消防水利の確保

降雪時に、消防水利を確保し、効果的な消火活動を行うため、次のことを実施する。

ア 積雪が15センチメートル以上になったら、消防活動を円滑に行うため、関係機関に連絡し、道路除雪及びパトロールを依頼する。

イ 大雪注意報又は大雪警報が発令され、積雪量が15センチメートル以上で更に降雪が予測されるときは、消防職員・団員による特別消火栓手入れを実施し、消防水利及び消火栓並びにその標識の表示の確保に努める。

ウ 除雪路線の状況及び通行不能な道路の情報収集を行う。

エ 雪害の状況により、所要の消防職員・団員を召集し、特別警戒体制をとる。

(3) 防火広報

道路は、積雪と不法駐車により、消防車や救急車の現場到着が遅れることが予想されるため、被害の拡大防止から住民等に次の協力を求める。

ア 屋根の雪下ろしや地域ぐるみの排除雪の呼び掛け

イ 道路除雪と不法駐車禁止

ウ 火気使用設備、器具の安全点検と維持管理

エ 各世帯の避難口の確保

第12節 救急・救助活動計画

担当：情報総括部、福祉部、消防部

1 計画の方針

大規模災害時には、同時に多数の救急・救助事象が発生するため、市が有する消防力だけでは限りがあり、地域住民、事業所、自治会及び自主防災組織の協力が不可欠である。

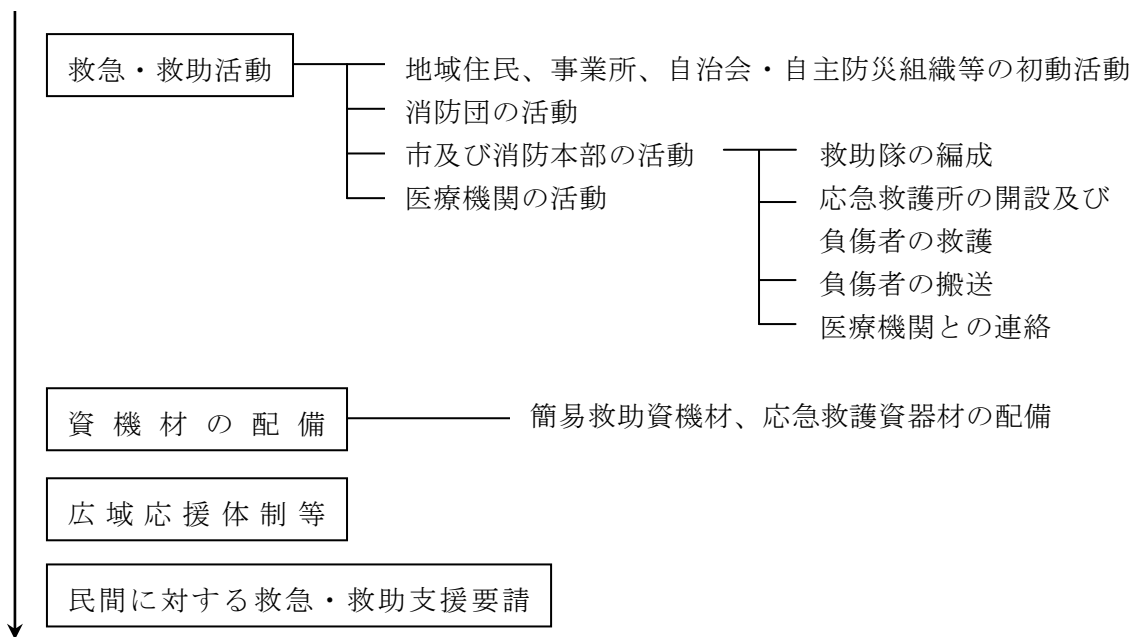
このため、活動が効果的かつ迅速・安全に行われるよう、関係機関と綿密な連携をもって実施する。

なお、救急・救助活動の実施に当たっては、次の原則に基づき行う。

- (1) 救急・救助処置は、救命の処置を必要とする傷病者を優先する。
- (2) 延焼火災が多発し、同時に多数の救急・救助事象が併発している場合は、火災現場付近を優先する。
- (3) 延焼火災が少なく、同時に多数の救急・救助事象が併発している場合は、多数の人命を救出・救護できる事象を優先する。
- (4) 同時に救急・救助事象が併発した場合は、救命効率の高い事象を優先する。
- (5) 警戒区域を設定し、二次災害を防止する。
- (6) 救出・救助活動による交通路の確保

2 応急対策フロー図

★地震（被害）発生



3 救急・救助活動

(1) 地域住民、事業所、自治会及び自主防災組織の初動活動

地域住民等は、相互に協力し、次に掲げる事項を自主的に行う。

ア 救助すべき者を発見した者は、直ちに消防本部等関係機関に通報する。

イ 電話等通常連絡手段が使用できないときは、タクシー等の無線搭載車両に協力を依頼し、当該車両の運行者はこれに協力する。

ウ 災害の現場で消防本部、消防団等救急・救助活動を行う機関から協力を求められた者は、できる限りこれに応ずる。

(2) 消防団の活動

消防団員は、管轄区域内の救急・救助及びこれらの支援等の任務に当たるため、直ちに消防本部と連携し救急・救助活動を実施する。

ア 管轄区域を優先し、関係機関、地域住民と一体となって救急・救助活動に当たる。

イ 住民等の行う救急・救助活動等を指導する。

ウ 負傷者の救出、救護及び搬送

(3) 市及び消防本部の活動

市及び消防本部は、消防団等から現地被災状況を迅速かつ確実に収集し、関係機関に伝達し、必要な救急・救助体制を迅速に確立する。

ア 救助隊の編成

(ア) 人命危険情報を得た場合は、災害種別、被害状況に応じて要救助者及び周囲の状況を判断し、消防職員・団員による救助隊を編成するとともに、速やかに救助作業に必要な車両、舟艇、特殊機械器具等を調達し、迅速に救助に当たる。

(イ) 多数の要救助者が発生した場合、又は、自ら編成する救助隊による救出作業が困難なときは、県警察に応援を要請するとともに、連携して救助に当たる。

(ウ) 市独自の能力で救出作業が困難であり、かつ、救出作業に必要な車両、舟艇、特殊機械器具等の調達を要するときは、県及び近隣市町村の応援を要請する。

イ 応急救護所の開設及び負傷者の救護

(ア) 学校、避難所等安全な場所に必要に応じて応急救護所を設け、負傷者の応急救護、医療機関への搬送に当たる。

(イ) 応急救護所を設けた場合は、その旨を表示板で表示する。

(ウ) 医療機関に対して診療、収容の可否等の確認を行うほか、応急救護所等への医療救護班の早期派遣を要請する。

(エ) 負傷者等の手当は、できるだけ最寄りの医療機関や市が開設した応急救護所等、現地で行う。

ウ 負傷者の搬送

(ア) 負傷者の搬送については、医師等により傷病程度の分類を行い、重傷者を最優先として応急処置をした後、救急車等で収容可能な医療機関へ搬送する。

(イ) 多数の負傷者が発生し、医療機関、応急救護所への搬送に市が有する消防力のみで対応できない場合は、民間の所有する患者搬送車両を活用する。

(ウ) 重傷者の病院への搬送が必要な場合は、道路交通の混乱を考慮し、必要に応じて警察に協力を求める。

(エ) 救急車での搬送が困難と判断される場合等、必要があるときは県消防防災ヘリコプター、県警察ヘリコプター又はドクターヘリによる搬送を要請する。

エ 医療機関との連携

(ア) 同時多発する救急搬送について、広域災害・救急医療情報システム及び各種連絡手段により、医療機関との情報収集及び伝達体制の確立を図り、直ちに適切な医療機関

に搬送する。

(イ) 救急活動を円滑に行うために、医療機関に連絡し、あらかじめ定められた医師及び看護師等の緊急召集体制の確立による受入体制の整備を図るよう要請する。

(ウ) 医薬品、医療器材、血液等の供給支援体制の整備を図る。

(4) 医療機関の活動

ア 応急救護所の早期開設

イ 医療救護班の編成及び出動

4 資機材の配備

消防本部及び消防団は、被災地域において救急・救助活動が効果的かつ迅速に行われるよう、あらかじめ消防団ポンプ置場及び各地域の必要に応じて配備された次の簡易救助資機材、応急手当用資器材を直ちに救助に必要な箇所に輸送する。

(1) 簡易救助資機材

・チェーンソー	・のこぎり	・つるはし	・万能おの
・カッター	・ジャッキ	・スコップ	・バール
・ロープ	・ハンマー	・投光器	

(2) 応急救護資器材

・消毒セット	・外科用器具セット	・熱傷セット	・骨折セット
・包帯セット	・自動蘇生器セット	・救急医療セット	

5 広域応援体制等

市の災害対策能力をもってしても対処し得ない場合、市長等は、本章第2節「防災関係機関の相互協力計画」、第7節「自衛隊の災害派遣計画」、第13節「医療救護活動計画」等の定めるところにより、あらかじめ整備された広域的な応援体制により他の地方公共団体等へ応援要請を行う。

(1) 広域消防相互応援協定に基づく応援要請

(2) 他都道府県（緊急消防援助隊等）への応援要請

(3) 救出用資機材所有会社等への応援要請

(4) 医療関係機関への応援要請

(5) 自衛隊への応援要請

6 民間業者等に対する救急・救助支援要請

市は、必要により、同時多発災害に備えてあらかじめ定めた計画により、地元民間業者等に対し、救助活動に必要な車両、操作要員の派遣を要請する。

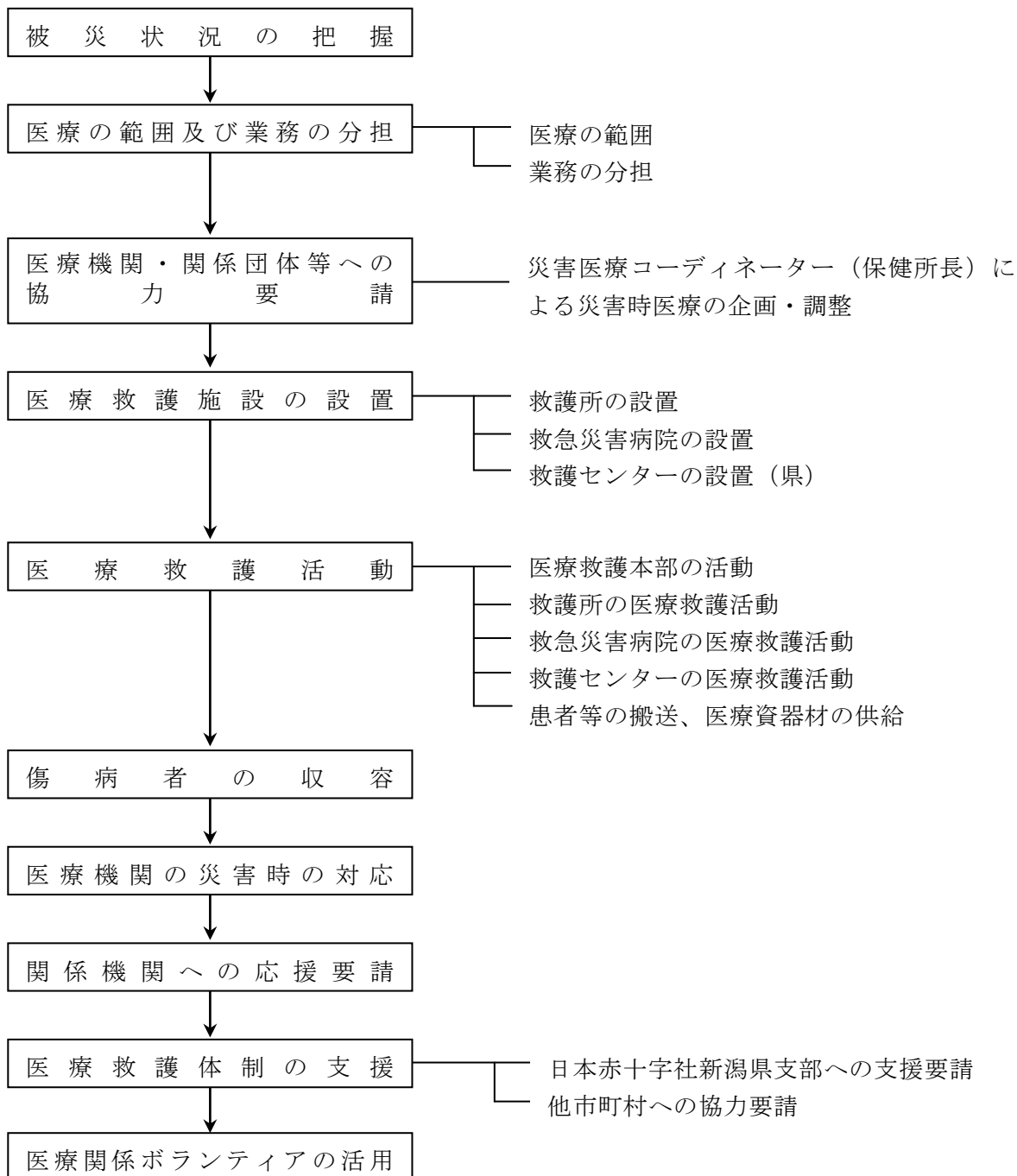
第13節 医療救護活動計画

担当：情報総括部、福祉部、消防部

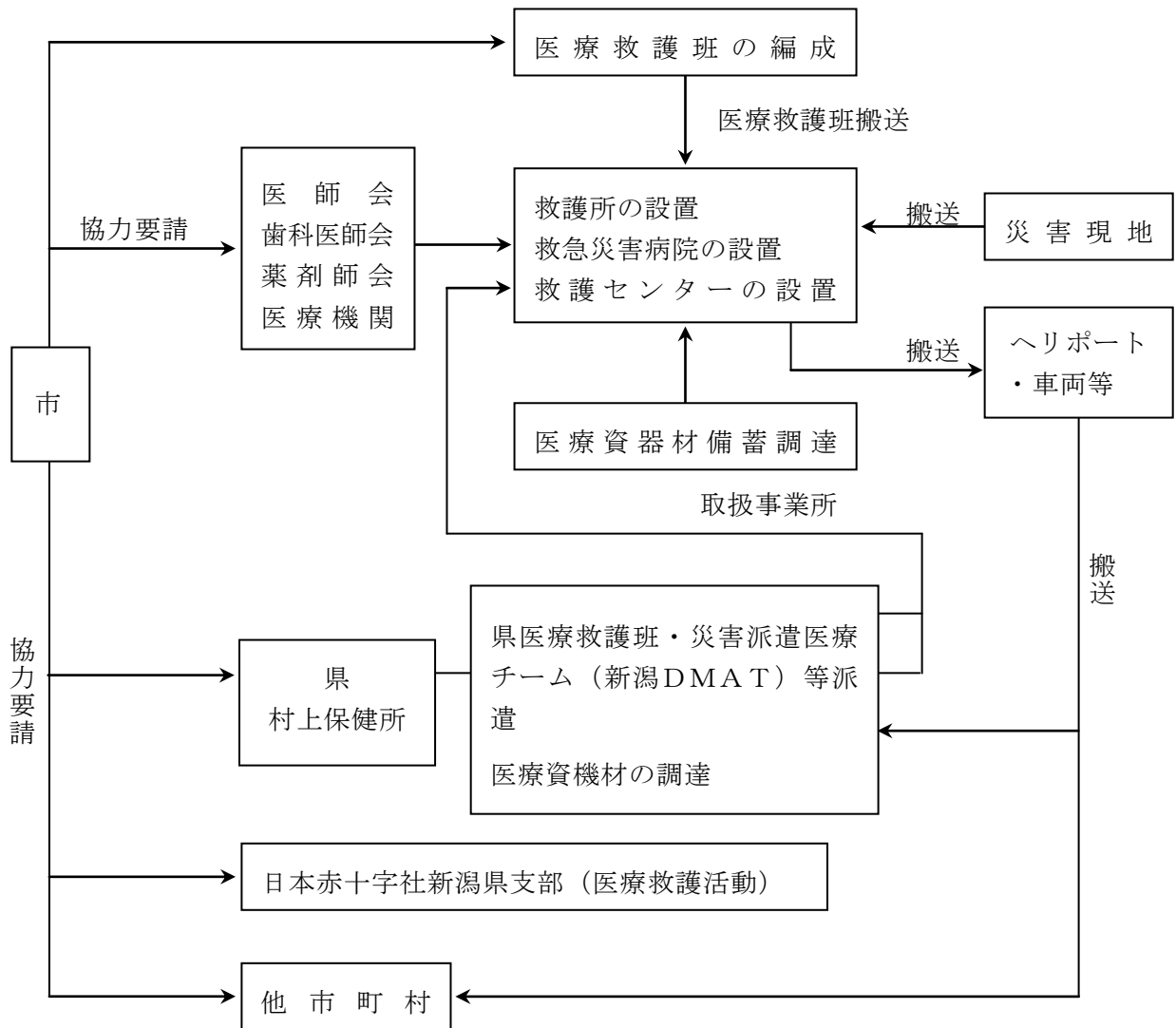
1 計画の方針

市は、県並びに市内外の病院等の医療機関及び村上市岩船郡医師会等の医療関係団体等と緊密な連携を図り、被害の状況に応じた適切な医療（助産を含む。）救護を行う。

2 医療救護活動応急対策フロー図



3 連絡体制図



4 被災状況の把握

災害発生時に迅速かつ的確な医療を提供するには、正確な情報の把握が最も重要であることから、市は、発災直後に、本章第4節「被災状況等収集伝達計画」に基づく情報の収集を行うとともに、医療機関等から次の事項について情報収集を行う。

- (1) 医療機関の施設・設備の被害状況
- (2) 負傷者等の状況
- (3) 診療（施設）機能の稼働状況（人工透析実施の機関にあつては、人工透析機器の稼働状況及び稼働見込み）
- (4) 医療従事者の確保状況
- (5) 医療機関への交通状況
- (6) 医療資器材等の需給状況

5 医療の範囲及び業務分担

- (1) 医療の範囲

医療救護対象者に対する医療の範囲は、傷病発生と同時に行う救急看護及び初期診療その他傷病者の症状に応じて行う本格的な医療とする。

- (2) 業務の分担

医療救護対象者が発生した際における関係機関の業務分担は、おおむね別表1による。

6 医療機関・関係団体等への協力要請

市は、前記4により負傷者の情報等を得た場合で必要があると認めるときは、直ちに医療機関、医療団体等へ医療救護の協力を要請する。その場合、村上保健所長が災害医療コーディネーターとなり、被災地での医療救護の県の窓口として、被災地の被災状況等の情報収集・提供や医療全般にわたる要請に対応するとともに関係機関との連携による災害時医療の企画・調整を行なう。

7 医療救護施設の設置

- (1) 市は、必要に応じ、医師会等医療関係団体と連携し、医療救護本部を設置するものとし、その場所は、災害対策本部と同施設又は近接する施設に設置する。
- (2) 市は、被災状況に応じて救護所、救急災害病院を設置する。
 - ア 救護所は、災害対策支部（拠点避難所）に設置し、必要に応じて他の避難所に設置する。
 - イ 救急災害病院は、厚生連村上総合病院とする。
- (3) 県は、医療救護活動が長期間に及ぶと見込まれる場合は、村上保健所等の施設に救護センターを設置するなどの措置を講じる。この場合に、村上保健所に上記(1)の救護本部が設置されている場合は、互いに連携をとりながら、医療救護活動を行う。

8 医療救護活動

市及び県並びに医療関係団体及び医療機関は、地域住民の生命、健康を守るため、次の医療救護活動を行う。

- (1) 救護本部の活動
 - ア 各救護所、救急災害病院等との連絡・調整、情報収集
 - イ 市災害対策本部との連絡・調整
- (2) 救護所の医療救護活動

市は、設置した救護所において次の医療救護活動を行い、支障が生じた場合は、県、日本赤十字社新潟県支部へ支援要請を行う。

 - ア 初期救急医療（トリアージ〔医療の優先順位による患者の振り分け〕を伴う医療救護活動）
 - イ 救急災害病院、救護センター、基幹災害医療センター及び地域災害医療センターへの移送手配
 - ウ 医療救護活動の記録
 - エ 死亡の確認
- (3) 救急災害病院の医療救護活動

救急災害病院は、主に次の医療救護活動を行い、支障が生じた場合は、県へ後方病院の医療救護活動を要請する。

 - ア 初期救急医療（トリアージ〔医療の優先順位による患者の振り分け〕を伴う医療救護活動）
 - イ 一般医療、歯科医療、精神科救護活動
 - ウ 基幹災害医療センター及び地域災害医療センターへの移送手配
 - エ 医療救護活動の記録
 - オ 死亡の確認
- (4) 県の医療救護活動

県は、状況により、あらかじめ定められた医療救護計画に基づき、救護センター医療救

護活動を実施する。

また、状況により、地域災害医療センターの医療救護活動、基幹災害医療センターの医療救護活動の要請、医療救護班・医師等医療関係者の派遣等、あらかじめ定められた医療救護計画に基づき、医療救護活動を実施する。

(5) 患者等の搬送

ア 市は、搬送計画に基づく患者、医療従事者、医療資器材等の搬送体制を確保し、支障が生じた場合は、県へ支援要請を行う。

(ア) 傷病者の搬送は、救命の措置を必要とする傷病者は原則として消防本部で実施するが、軽微な傷病者は地域住民等による救護及び搬送を行う。

(イ) 救護所に収容された傷病者は、医師等による応急処置又はその指示により、救急災害病院、基幹災害医療センター又は地域災害医療センターへ移送する。

(ウ) 医療機関への搬送

a 災害現場から医療機関及び救護所への収容

(a) 家族、地域住民による搬送

(b) 消防本部による搬送

(c) 警察等の公共機関による搬送

b 医療機関、救護所から地域災害医療センターへの移送

(a) 消防部による搬送

(b) 新潟県ドクターヘリによる搬送

(c) 民間の患者搬送車両による搬送

(d) 広域消防相互応援協定による搬送

(e) 広域航空消防応援ヘリコプターによる搬送

イ 県は、関係機関との連携により広域的な搬送体制を確保する。

(6) 医療資器材等の供給

ア 市は、医療救護活動に必要な医療資器材等の調達を行い、不足等の支障が生じた場合は県へ支援要請を行う。

イ 県は、災害時における救護所及び被災医療機関への医療品等の円滑な供給を行うため、災害医療拠点病院等の病院に薬剤師を派遣し、医薬品等の管理（仕分け等）を行う等、あらかじめ定められた計画に基づき、市等に対し、医療資器材等の供給を行う。

9 傷病者の収容

救急医療対象者の収容については、次の施設を利用する。

- (1) 救急災害病院
- (2) 公的医療機関
- (3) その他医療機関
- (4) 公民館、学校等の公共施設

10 医療機関の災害時の対応

災害時においては、医療救護活動を可能な限り早く行うことが極めて重要であることから、医療機関は、あらかじめ策定している病院等防災マニュアルに基づき、直ちに医療救護活動が行えるよう体制を整える。

11 関係機関への応援要請

医療救護活動に関する関係機関への応援要請は、別表1に定めるところにより、次の事項を明示して行う。

- (1) 救助実施場所
- (2) 対象人員概数
- (3) 医療機関の状況
- (4) 応援を求める職種別人員
- (5) 応援を求める期間
- (6) 医薬品等の種類別必要数
- (7) その他参考事項

12 災害現地における調整

現地における諸活動の調整は、災害対策本部長が行う。

災害対策本部を設けない場合は、現地で事故発生責任機関と医療救護班が緊密な連携を保ちながら諸活動の調整を図る。

13 費用

医療救護活動に要した費用の負担区分は、おおむね別表2のとおりとする。

14 医療関係ボランティアの活動

市及び県は、市社会福祉協議会及び県災害救援ボランティア推進対策協議会と連携し、医療関係ボランティアの正確な把握を行い、救護所等における医療救護活動に医療関係ボランティアを有効に活用する。

15 積雪期の救護活動

- (1) 市及び県は、傷病者の搬送を迅速かつ円滑に行うために、各道路管理者相互の緊密な連携のもとに、搬送経路の除雪等に万全を期す。
- (2) 救護所、救急災害病院の管理者は、道路除雪が整うまでは、地域の自主防災組織等の協力を得て、施設までの道路を確保するよう努める。

別表 1

業務分担表

		大規模な災害の場合	大規模な交通事故の場合		大規模な工場 災害の場合
			有軌道の場合	無軌道の場合	
通 報 者		災害の発見者	事故の発見者		事故発生責任機関
関係機 関への 連絡	第1順位	市長、消防本部	事故発生 責任機関	市長、 消防本部	市長、消防本部
	第2順位	警 察	警 察	警 察	警 察
	第3順位		市長、 消防本部	事故発生 責任機関	
県に対する連絡		市 長	同 左		同 左
傷病者の救出、搬送		市長、消防本部、 警察	市長、消防本部、警察、 事故発生責任機関		〃
医療機 関に対 する出 動要請	医 師 会	市 長 (県医師会は県知事)	同 左		〃
	病 院	市長、 事故発生責任機関	〃		〃
現場及び搬送中の救 急 措 置		医療関係者及び 救急隊員	〃		〃
救急医薬品の確保		市 長	事故発生責任機関		〃
傷 病 者 の 収 容		病院、公共施設	病院、公共施設、事故発生責任 機関		〃
死 体 の 収 容		市	事故発生責任機関		〃
関係機 関に対 する応 援要請	県	市 長	同 左		〃
	市		事故発生責任機関		〃
	他市町村	市 長	同 左		〃
	警 察	市 長	事故発生責任機関		〃

別表2

医療救護活動に要する費用負担区分表

		大規模な 災害の場合	大規模な交通 事故の場合	大規模な工場 災害の場合
治療に 要する 費用	診 察	1. 災害救助法が適用された場合は、これによる。 2. 1が適用にならない場合は、国民健康保険法（昭和33年法律第192号）等関係法により負担する。 3. 1、2により処理することができないものについては、市において負担する。	1. 事故発生責任機関が負担する。 2. 左記1と同じ 3. 左記2と同じ 4. 上記1、2、3によることができず、それを放置することにより傷病者の生命身体が危険とみなされるときは、市において負担する。	同 左
	薬剤又は治療材料の支給			
	処置、手術その他の治療			
	病院又は診療所への収容			
	看 護			
	移 送			
死体収容に要する費用	死体検案料	同 上	同 上	同 上
救出に要する費用	消防職員・団員等の出動手当、その他の人件費	市	同 左	同 左
	救出用資機材の損料等	同 上	事故発生責任機関	同 左

第14節 防疫及び保健衛生計画

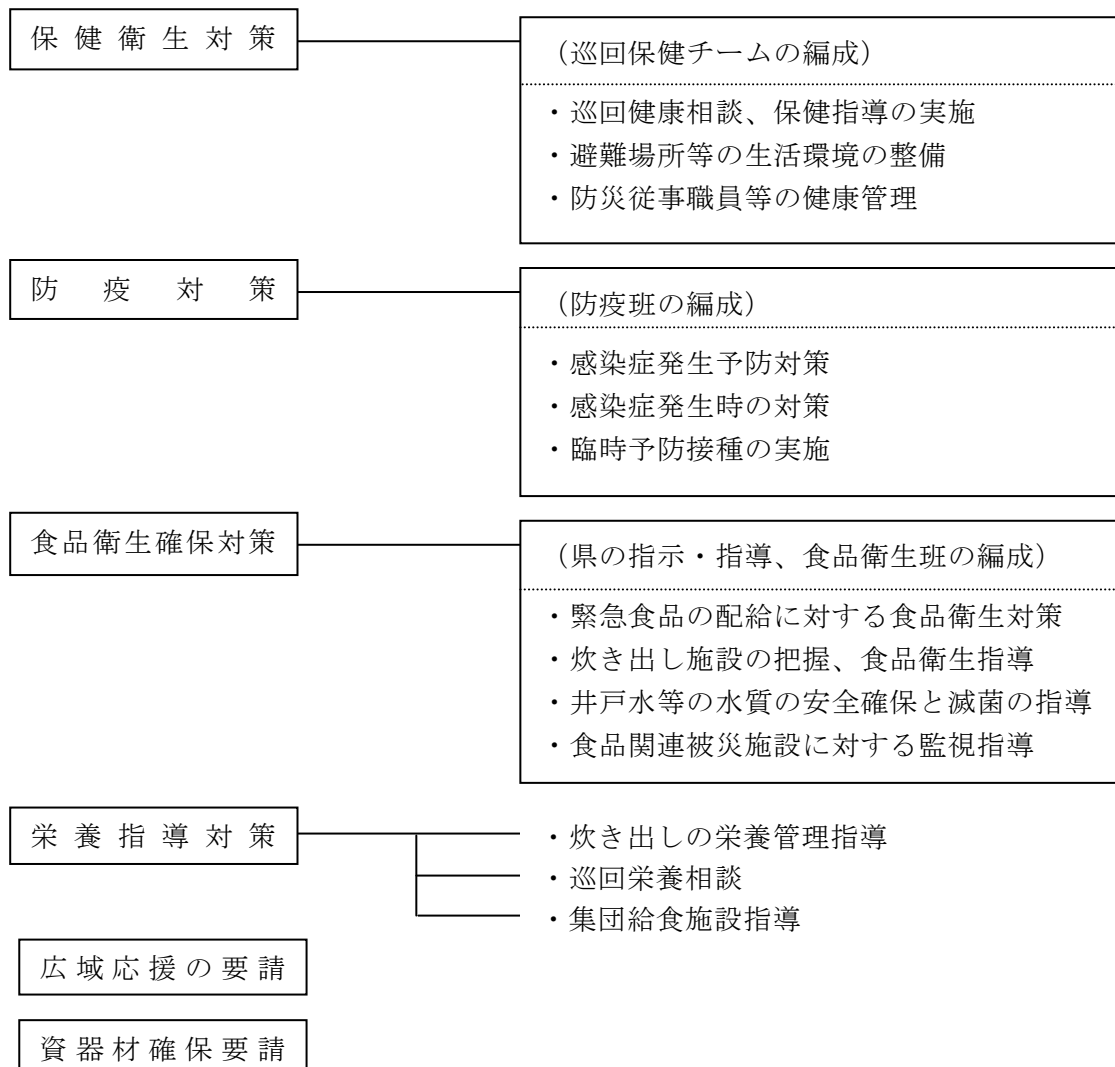
担当：福祉部

1 計画の方針

災害時においては、生活環境の悪化や病原体に対する抵抗力の低下等により、心身の健康に不調を来したり、感染症が発生したりしやすくなる。

このため、市は、県と連携して、被災地区の保健衛生対策や消毒及び感染症患者の早期発見等予防のための各種措置を実施するとともに、被災地区における飲食に起因する食中毒の発生防止のための食品の衛生監視及び被災地区住民の健康保持のために、食事に関する栄養指導を実施し、災害発生時における被災地区の防疫対策、保健衛生対策等が円滑に図られるよう計画を樹立する。

2 防疫及び保健衛生計画応急対策フロー図



3 防疫及び保健衛生活動の実施

市は、県知事の指導、指示に基づいて被災地域の防疫及び保健衛生業務を実施するものとし、災害の規模及び状況により市で実施できないとき又は著しく困難なときは、他市町村又は県知事（村上地域振興局健康福祉部（村上保健所））の応援を求めて実施する。

なお、防疫及び保健衛生活動を円滑に実施するため、市災害対策本部の組織に基づく福祉部

に巡回保健チーム及び防疫班を編成する。

4 被害状況の把握

市は、災害時における防疫及び保健衛生対策を的確に実施するため、本章第4節「被災状況等収集伝達計画」に基づく情報の収集を行い、次の事項について、被害状況等の把握に努める。

- (1) ライフラインの被害状況
- (2) 避難所の設置及び収容状況
- (3) 仮設トイレの設置及び浸水家屋の状況
- (4) 防疫保健衛生資機材取扱店及び格納倉庫の被害状況
- (5) 食品及び食品関連施設の被害状況
- (6) 集団給食施設の被害状況

5 保健衛生対策

市は、生活環境の激変による被災者の健康状態の悪化に対応するため、村上地域振興局健康福祉部（村上保健所）と連携し、避難所等の衛生状態を良好に保つとともに、被災者の健康状態を把握し、被災に伴う健康障害を予防し、被災者自らが健康な生活を送られるようにする。このため、保健・医療・介護・生活等にわたり総合的、横断的な支援を行えるよう体制を整備する。

また、防災業務に従事している者等に対する健康管理を実施する。

(1) 巡回保健チームによる健康相談等の実施

保健師を中心として、必要に応じて医師、栄養士、精神保健福祉相談員等による巡回保健チームを編成し、避難所、被災地区及び仮設住宅を巡回し、健康相談及び保健指導を実施し、生活環境の整備を行う。

巡回健康相談に当たっては、要配慮者の健康確保を最優先とし、次により被災者の健康状態の確認と必要な保健指導を実施する。

また、ケースへの適切な処遇を行うため、医療救護、防疫対策、栄養指導、精神救護、福祉関係者等と連絡調整を図る。

ア 寝たきり者、障がい者、乳幼児、妊産婦、人工透析患者等要配慮者の健康状態の把握と保健指導の実施

- イ 結核、難病、精神障がい者等への保健指導の実施
- ウ インフルエンザや感染症予防の保健指導の実施
- エ 有症状者への受診勧奨、悪化予防の保健指導の実施
- オ 不安、不眠などの軽減等メンタルヘルスの対応
- カ 口腔保健指導の実施
- キ 認知症者、慢性疾患患者への健康状態の把握、保健指導の実施

(2) 避難所等の生活環境の整備

避難所、応急仮設住宅等における次の生活環境状況を把握し、生活環境の整備に努める。

- ア 食生活の状況、食中毒の予防
- イ 衣類、寝具の清潔の保持
- ウ 身体の清潔の保持
- エ 室温、換気等環境の整備
- オ 睡眠、休養の確保
- カ 居室、便所等の清潔
- キ プライバシーの保護

(3) 防災従事者等の健康管理

災害応急業務に従事している者等は、その与えられた責務を果たすため、過度の労働により身体及び精神的に疲労、変調をきたすことが予想される。これらを予防するため、防災活動に従事している者に対し、メンタルヘルスを含む健康管理を実施し、健康の維持、増進に努める。

6 防疫対策

市及び県は、次のとおり防疫対策を迅速に実施する。

(1) 防疫班の編成

防疫班は、市職員及び自主防災組織等をもって編成する。

また、災害規模により、市のみで対応ができない場合は、県に対し、防疫活動の支援を要請する。

(2) 感染症発生予防対策

市は、感染症の発生を未然に防止するため、避難所、浸水地区、衛生状態の悪い地区を中心に次の感染症発生予防対策を実施する。

ア パンフレット、リーフレット等を利用して、被災者の健康管理について、飲み水、食物の注意、手洗い、うがいの勧奨を指導するとともに、台所、便所、家の周りの清潔、消毒方法を指導する。

イ 道路、溝渠、公園等の公共の場所を中心に清潔方法を実施する。

なお、清潔方法の実施に当たっては、ごみの処理、し尿の処理を重点に実施する。

ウ 便所、台所等を中心に消毒を実施する。

エ ねずみ族や昆虫等の駆除を行う。

(3) 感染症発生時の対策

ア 県は、感染症患者等が発生したときは、感染症類型に応じ速やかに就業制限、入院勧告等の措置をとるものとし、入院する患者を当該入院に係る病院又は診療所に移送する。

イ 市は、県の指示に基づき、感染症の患者のいる場所又はいた場所、感染症により死亡した者の死体のある場所又はあった場所、その他感染症の病原体に汚染された場所又は汚染された疑いのある場所について消毒する。

(4) 臨時予防接種

県（健康対策課）は、疾病のまん延予防上必要があるときは、村上地域振興局健康福祉部又は市に指示し、臨時予防接種を実施する。

(5) 検病調査、健康診断等の実施

市は、感染症を早期に発見し、まん延を防止するため、その他予防上必要があるときは、あらかじめ定められた計画に基づいて村上地域振興局健康福祉部に防疫対策を要請する。

7 食品衛生確保対策

市及び村上地域振興局健康福祉部は、被災地における食品の衛生確保を図り、飲食に起因する食中毒を防止するため必要と認めるときは、食品衛生班を編成し、次の活動を行う。

(1) 緊急食品の配給に対する食品衛生確保

(2) 炊き出し施設の把握と食品衛生指導

(3) 井戸水等の水質の安全確保と滅菌の指導

(4) 食品関連被災施設に対する監視指導

(5) 食品衛生協会との連携

8 栄養指導対策

市は、村上地域振興局健康福祉部と連携し、被災者の栄養確保を図るため、次の活動を行う。

なお、県（健康対策課）は、災害の状況において必要と認めたときは、栄養指導班を編成し、被災者の栄養指導を行う。栄養指導班の編成に当たっては、被災地区の規模、状況により必要に応じて県栄養士会に支援を要請する。（詳しくは『新潟県災害時栄養・食生活支援活動ガイドライン』参照のこと。）

- (1) 炊き出しの栄養管理指導
- (2) 巡回栄養相談の実施
- (3) 食生活相談者への相談、指導の実施
- (4) 集団給食施設への指導

9 広域応援の要請

県は、被災が著しく、保健衛生、防疫、食品衛生確保及び栄養指導の各対策で、県内だけでは体制の確保ができない場合は、災害協定を締結している隣接県等及び国に対して応援を要請する。

10 防疫及び保健衛生資機材の備蓄、調達計画

市は、防疫及び保健衛生活動実施のためあらかじめ定められた計画に基づき、必要な器具、器材を調達するとともに、必要量を確保する。また、防疫資機材等の不足の場合は、村上地域振興局健康福祉部等に確保を要請する。

11 積雪期の処理計画

冬期間は、気温が低いことから衛生状態は比較的保たれやすいが、防疫資機材搬出や運搬は、雪が障害となるため、市は、除雪や運搬計画等に万全を期す。

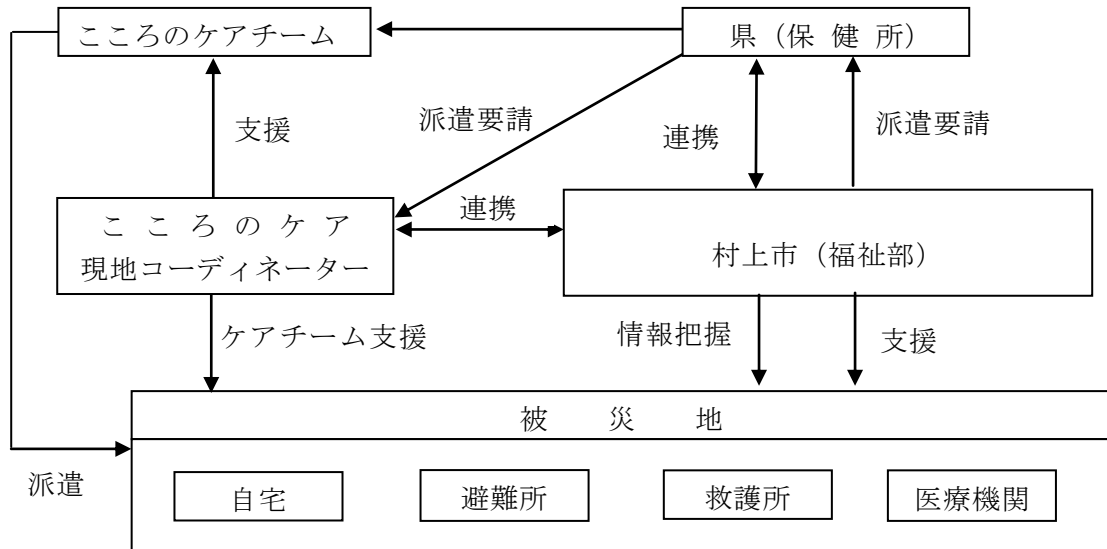
第15節 こころのケア対策計画

担当：福祉部

1 計画の方針

市は、県と連携して、避難所等における被災住民の精神的健康状態を迅速かつ的確に把握するとともに、急性ストレス障害やうつ、長引く被災生活による精神的不調等へ適切に対応して被災住民のこころの健康の保持・増進に努める。

2 こころのケア応急対策フロー図



3 こころのケア情報の伝達方法

被災時のこころの健康についての正しい知識をポスター、チラシ、ホームページ等を使い、避難所や自治会等を通じ被災住民に情報伝達する。

また、こころのケアホットラインなどの県からの情報についても、同様に情報伝達する。

4 こころのケアチームの派遣等支援要請基準

大規模災害で復興に時間を要し、支援が長期にわたり、被災住民への対応が市だけでは困難と判断される場合は、県に対し、こころのケアチームの派遣等の支援を要請する。

5 ハイリスク者の把握方法

避難所等において、精神科医療機関との連絡調整を早急に必要とする被災住民及び自らこころのケアを希望する被災住民を把握する。

6 市職員のこころのケア対策

災害応急業務に従事する職員は、災害直後から過酷な状況の中で、様々な支援活動に従事しなければならない。このような特殊な環境のもとでの支援活動は、オーバーワークになりがちで、身体的にも精神的にも疲弊を来しやすい。そのため、体だけでなく心の健康のためにも、職員の健康管理担当部署と連携を図り、休養が確保できる勤務体制を早期に確立する。

また、被災時のこころの健康についての情報も、早期に職員に対し伝達する。

第16節 児童生徒に対するこころのケア対策計画

担当：教育部

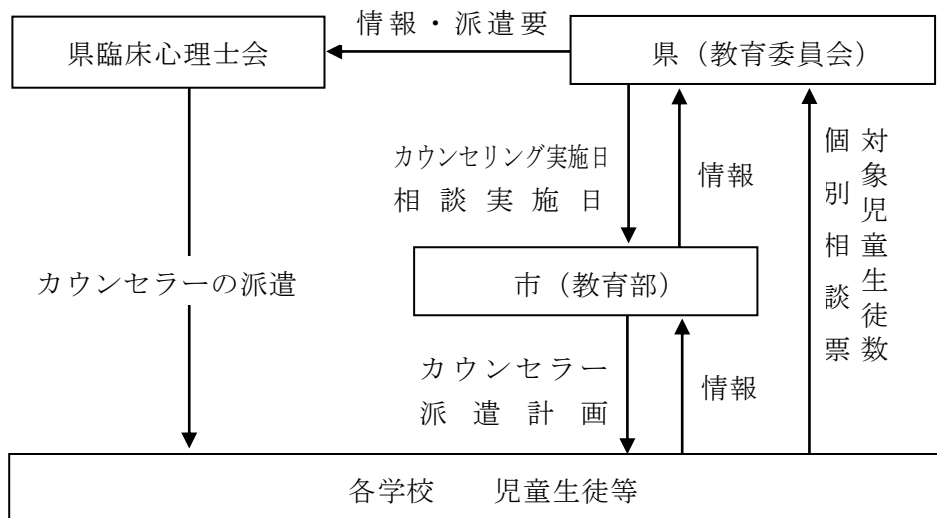
1 計画の方針

市教育委員会は、県教育委員会と連携して、避難所・各学校等における被災児童生徒等の精神的健康状況を迅速かつ適切に把握し、PTSD等のストレス障害やうつ、長引く被災生活による精神的不調等へ適切に対応して被災児童生徒等の心の健康の保持・増進に努める。

また、必要に応じてケアチーム派遣等の支援を県教育委員会に要請する。

学校においては、養護教諭や学級担任を核としながら、全校体制で児童生徒等の心の安定化を図る。

2 こころのケア応急対策フロー図（こころのケアの窓口）



3 こころのケア情報の伝達方法

市教育委員会は、災害時の心の健康についての正しい知識を県教育委員会の指導を受けながら、学校訪問や通知文によって周知する。

4 こころのケアチームの派遣等支援要請基準

県教育委員会の派遣基準を基本とし、状況に応じて市教育委員会から県教育委員会や災害対策本部へ支援の要請を行う。

5 ハイリスク者の把握方法

市教育委員会は、養護教諭を核としながら全校体制で学校職員による普段の児童生徒観察・見取り、保護者との情報交換を密に行い、心のケアを早急に必要な児童生徒等の把握に努める。

6 教職員のこころのケア対策

学校管理下における児童生徒等の指導だけでなく、緊急な業務を的確に行わなければならない教職員は、災害直後から過酷な状況の中で、学校教育活動を再開するための、様々な業務に従事しなければならない。このような特殊な環境のもとでの業務はオーバーワークになりがちで、身体的にも精神的にも疲弊をきたしやすい。

そのため、市は、体だけでなく心の健康のためにも、県教育委員会等の支援を得ながら、教職員の休養が確保できる勤務態勢を早期に確立する。

また、災害時の心の健康についての情報も、県教育委員会等の指導を受けながら早期に教職員に対し伝達する。

第17節 入浴対策計画

担当：福祉部

1 基本方針

市は県と連携し、入浴できない被災者に対し、入浴を支援し、衛生状態の維持と心身の疲労回復を図る。

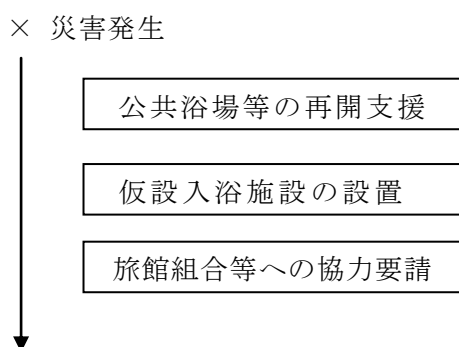
(1) 市の責務

- ア 被災を免れた市内入浴施設管理者への支援協力要請
- イ 入浴施設を有する近隣市町村への協力要請
- ウ 県への支援要請

(2) 達成目標

入浴支援の確保は、災害の発生から3日以内に実施するよう努める。

2 業務の体系



3 業務の内容

(1) 公衆浴場の再開支援

- ア 業務再開可能な公衆浴場等に対し、給水等の支援を行い、入浴環境を確保する。
- イ 要配慮者の利用可能な入浴施設を確保する。
- ウ 避難者及び被災者に対する入浴施設情報の広報を行う。

(2) 仮入浴施設の整備

近隣で入浴施設が十分に確保できない場合は、避難所等に仮入浴施設を設置するよう県に要請する。

(3) 近隣市町村の入浴施設等への協力要請

市のみの能力では、入浴施設の確保が困難な場合は、県に応援要請を行う。

(4) 被災者への入浴支援

- ア 避難所等の被災者に対して入浴支援情報の周知の徹底
- イ 入浴施設までの移動手段の確保
- ウ 要配慮者が利用可能な入浴施設や移動入浴車の確保

4 積雪期の対応

冬期間は特に交通の確保に努めるとともに、入浴後の保温対策に配慮し、県旅館組合等への協力要請の強化を図る。

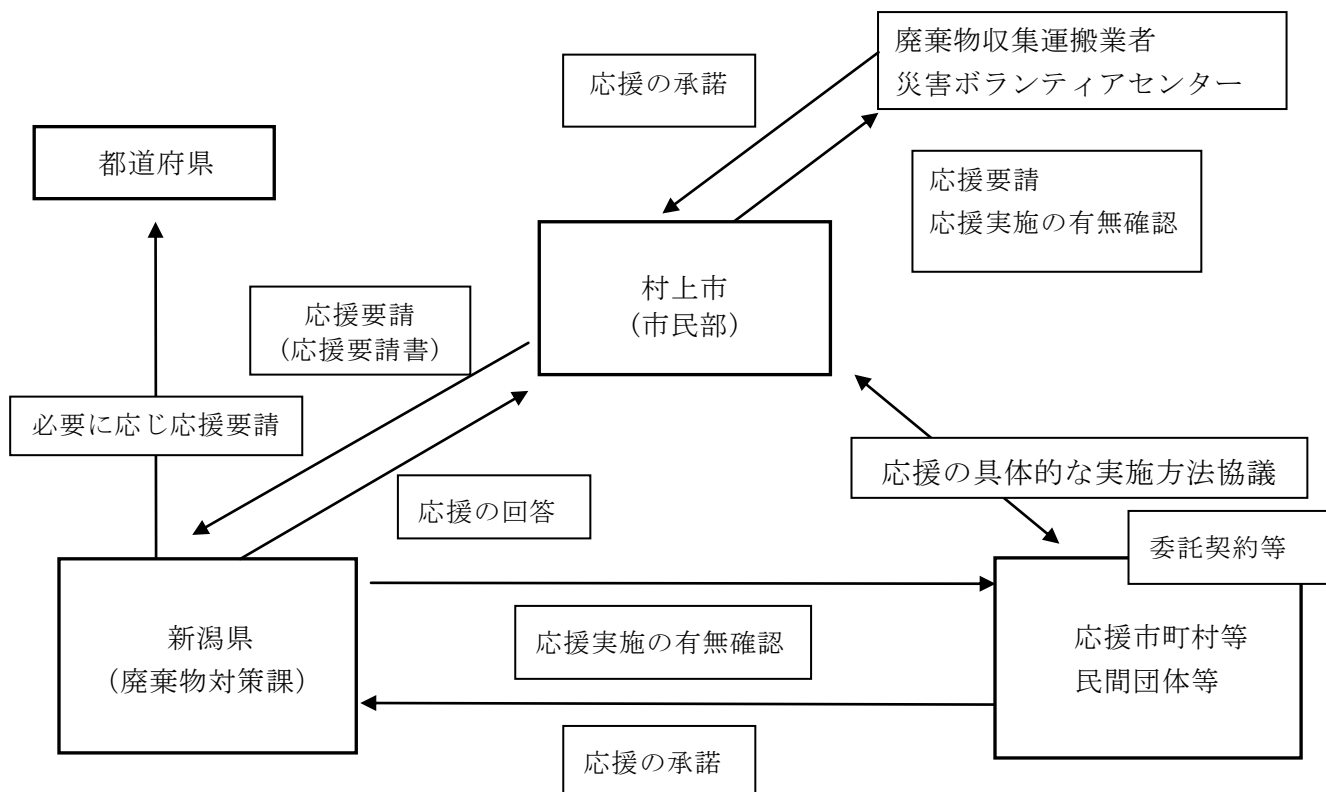
第18節 廃棄物の処理計画

担当：市民部、上下水道部

1 計画の方針

市は、大規模な災害が発生した場合において、生活環境の保全及び公衆衛生の確保を図るため、市内全域にわたる道路の損壊、家屋の倒壊、火災等の被害により発生する災害廃棄物処理や収集運搬能力の低下、処理施設の被災等による廃棄物処理能力の低下に伴う廃棄物処理について、被災状況に応じた廃棄物収集及び処理計画を策定し、被災地域の災害廃棄物（し尿を含む）の収集・処理に当たる。

2 災害廃棄物処理応援フロー



3 被害状況調査体制の整備等

- (1) 市は、速やかに被害状況を把握するため、調査区域、調査対象施設・設備及び調査者を明確にした調査体制を整備する。
- (2) 市は、廃棄物処理施設等の被害状況報告を早急に取りまとめ、村上地域振興局へ報告する。

4 業務の体制

	収集体制の検討	収集開始時期
ごみ収集	災害発生直後	災害発生後2～3日
し尿収集	災害発生直後	災害発生後24時間
災害がれき類	災害発生直後	災害発生後1か月

5 ごみ処理対策

市は、次のとおり、ごみ処理対策を実施する。

- (1) 実施計画書の策定
 廃棄物処理施設の被害状況とそれに伴う稼働見込み（処理可能数量）及び市内収集委託・許可業者の収集能力を速やかに把握するとともに、ごみの発生量等を予測し、被害規模に応じた実施計画（災害ごみ処理対策）を策定し、収集体制を整備する。
- (2) 仮置場の設置・管理
 必要に応じて仮置場候補地の中から仮置場を選出し、設置・管理を行う。
- (3) 運搬ルートの確保
 大量の災害廃棄物が一時的に排出されるおそれがある場合など、収集作業や仮置場での搬入作業の効率化を図るため、警察の協力（交通規制）を得た中で、処理場までの運搬ルートの確保を行う。
- (4) ごみの収集・処理
 必要に応じて、ボランティアの派遣要請を行い、開設された避難所等の生活ごみの収集・処理場又は仮置場への搬送を行う。
- (5) 応援の要請
 ごみの収集及び処理が困難な場合は、県との災害廃棄物等の処理に関する相互応援に関する協定に基づき応援要請するとともに、場合によっては民間団体等にも応援を要請する。

【応援要請先】

- 県（村上地域振興局県廃棄物対策課）
- 県内市町村
- 環境整備事業協同組合
- （一社）県産業廃棄物協会
- （一社）県解体工事業協会
- 市廃棄物収集運搬委託・許可業者
- 災害ボランティアセンター

- (6) 住民への周知等
 ごみの処理・収集を円滑に行うため、自主防災組織や避難所の自主組織等を通じて、住民等に次のことを周知する。
 - ア ごみの収集が困難となり、通常の収集ができない地区については、従来のステーションにはごみは出さないこと。
 - イ ごみの収集が可能な収集路線の周知と、通常の収集ができない地区については、臨時収集場所を指定し、搬入等協力を求めること。
 - ウ ごみは、生ごみ、可燃ごみ、不燃ごみ及びガラスビン等に分類しておくこと。
 - エ 当面は、生ごみの処理を優先して行うこと。
 - オ 収集が不可能な場合は、暫定的な積み置きあるいは家庭内での一時保管とすること。
 - カ 交通の妨げとなるような廃棄物を道路上に出さないこと。

6 し尿処理対策

市は、次のとおり、し尿の処理対策を実施する。

- (1) 実施計画書の策定
 し尿処理施設の被害状況とそれに伴う稼働見込み（処理可能数量）及び収集業者の収集能力を速やかに把握するとともに、し尿の発生量等を予測し、被害規模に応じた実施計画（し尿処理対策）を策定し、収集体制を整備する。
- (2) 快適なトイレ利用の確保

避難所等に職員を派遣して避難者の概数を把握した上で、仮設トイレの必要数を把握し、設置する。

また、必要な仮設トイレ等を確保できない場合は、県に支援を要請するほか、民間団体等にも応援要請する。

なお、仮設トイレ等の設置に当たっては、次の点に留意する。

ア 避難所においては、要配慮者優先の利用区分及び災害用トイレの使用方法等の周知を行うとともに、トイレの設置箇所の工夫、利用介助の実施等により、要配慮者のトイレ利用に配慮する。

イ トイレの衛生対策に必要な物資を供給するとともに、避難所の状況に応じて避難者や避難所運営ボランティアの協力を得ながら定期的な清掃を行い、トイレの清潔を保持する。

ウ 仮設トイレの設置に時間を要することも考慮し、携帯トイレ等の備蓄につとめるとともに、携帯トイレ等の適切な利用方法を周知する。

エ 避難所の運営が長期に渡る場合、避難所の状況に応じて、トイレ利用の快適性向上のため、自己処理トイレを設置する。

(3) し尿の収集・処理

避難所のトイレ利用状況に応じて、定期的にし尿のくみ取りを実施する。し尿の収集、処理が間に合わないときは、関係業界の協力を得て、仮設トイレ（共同便所）又は臨時的貯留施設を設置し、その設置場所を周知する。

(4) 応援の要請

し尿の収集及び処理が困難な場合は、協定等に基づき、県に対し応援要請する。

【応援要請先】

- | |
|---|
| <ul style="list-style-type: none">○ 県（村上地域振興局県廃棄物対策課）○ 県内市町村○ 環境整備事業協同組合○ 市廃棄物（し尿）収集運搬業者 |
|---|

(5) 住民への周知等

し尿の処理・収集を円滑に行うため、自主防災組織や避難所の自主組織等を通じて、住民等に次のことを周知する。

ア 被災等により住居において用を足すことができなくなった場合、浄化槽設置施設等で用を足すように努めること。

イ 浄化槽設置家庭及び施設等は、被災当初給水が止まることが考えられるので、河川や水路から水を汲み置きして使用するよう努めること。

7 災害がれき類処理計画

市は、次のとおり、災害がれき類の処理対策を実施する。

(1) 実施計画書の策定

廃棄物処理施設の被害状況とそれに伴う稼働見込み（処理可能数量）及び災害がれき類の発生量等を把握し、被害規模に応じた実施計画（災害がれき類処理対策）を策定する。

(2) 仮置場の設置・管理

必要に応じて仮置場候補地の中から災害がれきの仮置場を選出し、設置・管理を行う。

(4) 運搬ルートの確保

大量の災害がれき類が一時的に排出されるおそれがある場合など、収集作業や仮置場での搬入作業の効率化を図るため、警察の協力（交通規制）を得た中で、収集場までの運搬ルートの確保を行う。

(5) 災害がれきの収集・処理

損壊家屋の災害がれき等については、原則として被災者自らが、市が指定する収集場所に搬入することが望ましいが、大量に災害がれき類が発生した場合、市が状況を把握し、まとめて産業廃棄物処理業者に依頼し、処理する。

(6) 応援の要請

災害がれき類の収集及び処理が困難な場合は、県の協定に基づき応援要請するとともに、場合によっては民間団体等にも応援要請する。

なお、緊急を要する危険家屋の解体については、必要に応じ、県を通じて自衛隊に要請する。

【応援要請先】

- 県（村上地域振興局県廃棄物対策課）
- 県内市町村
- 環境整備事業協同組合
- （一社）県産業廃棄物協会
- （一社）県解体工事業協会
- 市廃棄物収集運搬委託業者
- 災害ボランティアセンター

(7) 住民への周知等

災害がれき類の処理方法等について住民等に周知する。

8 廃棄物処理施設の応急復旧

廃棄物処理施設の管理者は、施設の被害状況等の調査を行い、被害が生じている場合は、関係業者等の協力を得て応急工事等の措置を講じるとともに、復旧計画を作成する。

9 積雪時の処理計画

- (1) 積雪期においては、収集作業や交通の確保が更に難しくなることから、各道路管理者は、相互の緊密な連携のもとに除雪作業を行う。
- (2) 道路除雪や施設の処理能力が整うまでは、地域の自主防災組織等の協力により、スコップなどでごみ収集場所を確保するとともに、家庭内での一時保管とする。

第19節 給水計画

担当：上下水道部

1 計画方針

水道施設被害の影響は、その性格上広範囲に及ぶと考えられるので、被災地に必要な飲料水の供給を確保するため、次の対策を実施する。

2 被害想定

(1) 施設の被害

取水施設、浄水施設は、コンクリート構造物が主体で耐震性が配慮されており、被害は多少の亀裂程度で軽微なものと考えられる。しかし、電気施設は被災と同時に電力の供給が絶たれるため、自家発電装置で一時的に対応するが、その機能が停止することも考えられる。

(2) 管路の被害

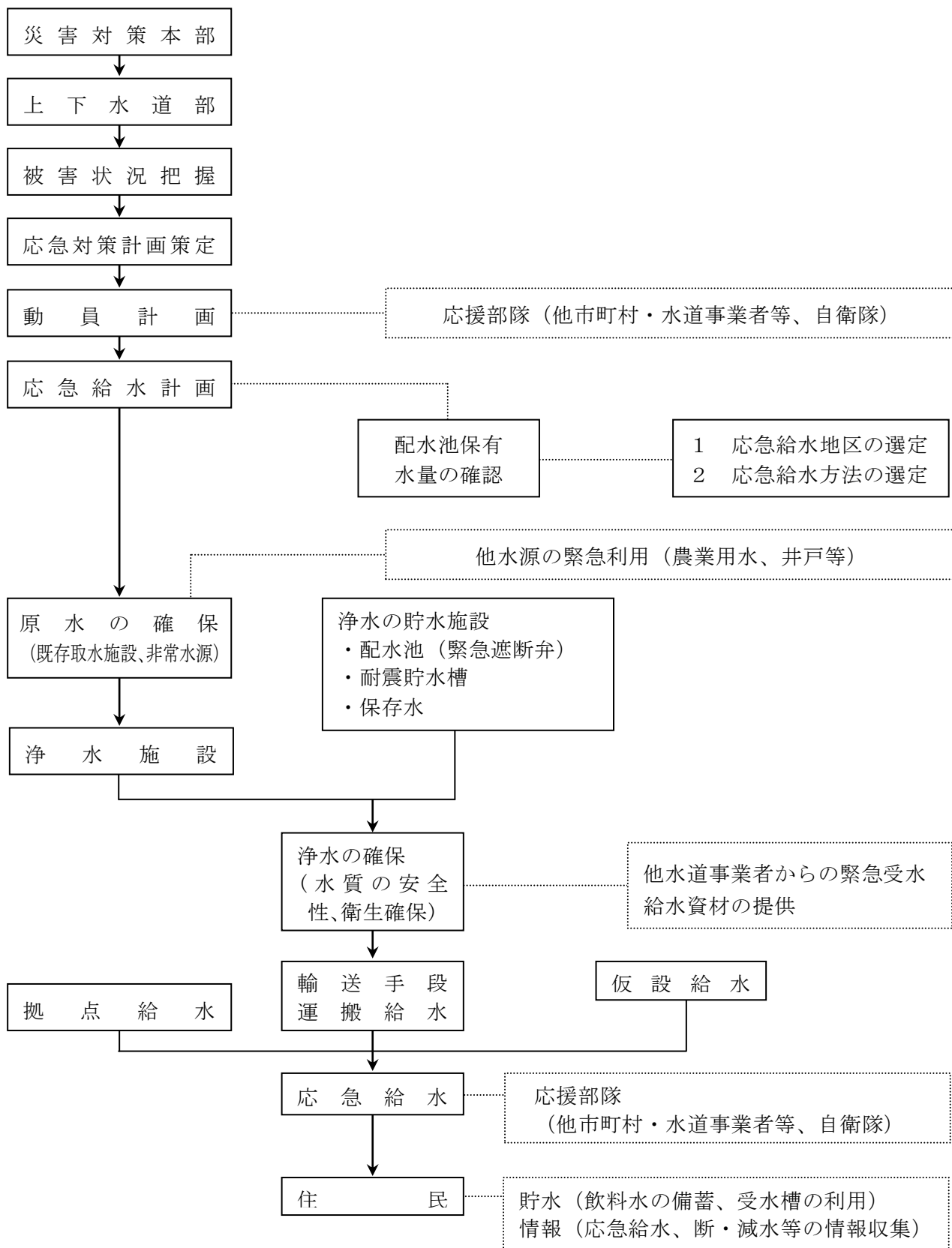
管路については、河川の出水による落橋に伴う断水、道路の決壊等による断水が想定される。

3 応急対策フロー図（応急給水及び応急復旧対策の関係）

被害状況を迅速かつ的確に把握し、二次災害防止等の緊急措置を講じた上で、被害状況を的確に見積もり、応急給水と応急復旧を同時に立案し、相互に関連を保ちつつ実行する。



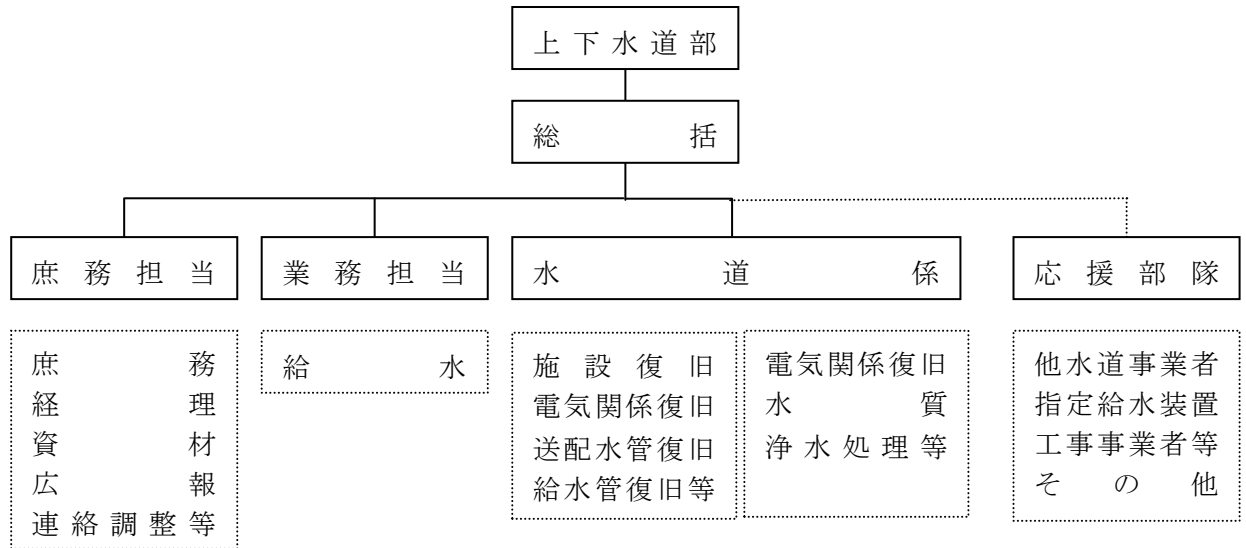
4 応急給水フロー図



5 実施体制、広域応援体制

市は、上下水道部を設け、関係機関との連絡調整を図りつつ、応急体制を組織し、指揮・情報連絡体制を確立する。

- (1) 給水車、給水タンク、仮設給水栓等により被災者に応急給水する。
- (2) 水質検査及び消毒を実施する。
- (3) 飲料水の確保は可能であるが給水活動が困難な場合、上下水道部は速やかに県及び日本水道協会新潟県支部に応援を要請する。
- (4) 各係は、応援部隊等を的確に指揮する。



6 給水計画

市水道局は、事前に拠点給水所等を設定し、優先的給水所の選定と順位付けを行う計画を定める。災害発生時には、必要な情報を収集し、速やかに給水所、給水方法等を決定し、円滑な給水活動が実施できるよう自主防災組織、自治会との協力体制を確保する。

- (1) 目標水準
 - 第1段階：発災後3日間は、生命維持に必要な水量として1人1日300程度給水する。
 - 第2段階：発災後1週間は、炊事、洗面等の生活用水を含め1人1日20～300程度を給水する。（運搬給水と仮設給水栓の併用）
 - 第3段階：発災後2週間は、炊事、洗面、洗濯等の生活用水を含め1人1日30～400程度を給水する。（主に仮設給水栓で対応、一部地域では運搬給水）
- (2) 優先給水所

医療施設、避難所、福祉施設等へ優先的に給水できるよう計画する。
- (3) 拠点給水所
 - ア 配水池附近の基幹配水管に給水施設を設けて、給水できるよう計画する。
 - イ 必要に応じ、ろ水器を稼働し、給水基地を設営して給水する。（自衛隊に依頼）
- (4) 運搬給水
 - ア 給水車、給水タンク搭載車等により飲料水を被災地に運搬し、給水する。
 - イ 混乱期の応急給水は、運搬給水とし、指定給水装置工事事業者及び日本水道協会新潟県支部の給水車等の応援を得ながら行う。
 - ウ 運搬手段は、給水車及び容器等を確保し運搬車及び人員を確保する。
 なお、乗員は1台に2人とし、1日に3往復することとする。
 また、水質管理については、村上地域振興局健康福祉部の指導を得ながら的確に行う。

(5) 仮設給水

- ア 応急復旧した水道管に仮設給水栓を設置して給水する。
- イ 隣接市町村からの管接続による仮設給水を検討する。

(6) 受水槽等による給水

受水槽内の保有水は、貴重な飲料水であるので災害時には、利用方法を検討する。

(7) 飲料水の衛生確保

残留塩素濃度を測定し、適切に消毒されていることを確認する。

7 緊急対策

(1) 被害調査及び緊急措置

災害発生と同時に各施設の被害状況を把握し、配水池の仕切弁を操作して保有水を確保するとともに、二次災害の発生防止措置を行う。

また、本部の指示を受け、緊急給水に関する給水場所等の広報を実施する。

(2) 緊急給水

前項6 給水計画に従い、緊急給水を行う。

8 住民等への広報、情報連絡体制

上下水道部は、住民等へ断水・減水の状況、給水計画、復旧計画、飲料水の衛生対策等の広報を行う。

9 飲料水及び給水資機材の確保

上下水道部は、日本水道協会新潟県支部と連携を取り、十分な飲料水及び給水資材を確保する。

(1) 飲料水の確保

- ア 緊急遮断弁を設備した配水池等で飲料水を確保する。
- イ 災害を免れた水道施設等を稼働し、飲料水を確保する。
- ウ 保存している飲料水の備蓄状況等を確認し、県へ応援要請する。

(2) 給水資材の確保

上下水道部は、災害対策用資機材の備蓄状況等を確認し、日本水道協会新潟県支部等への応援要請の必要性を判断する。

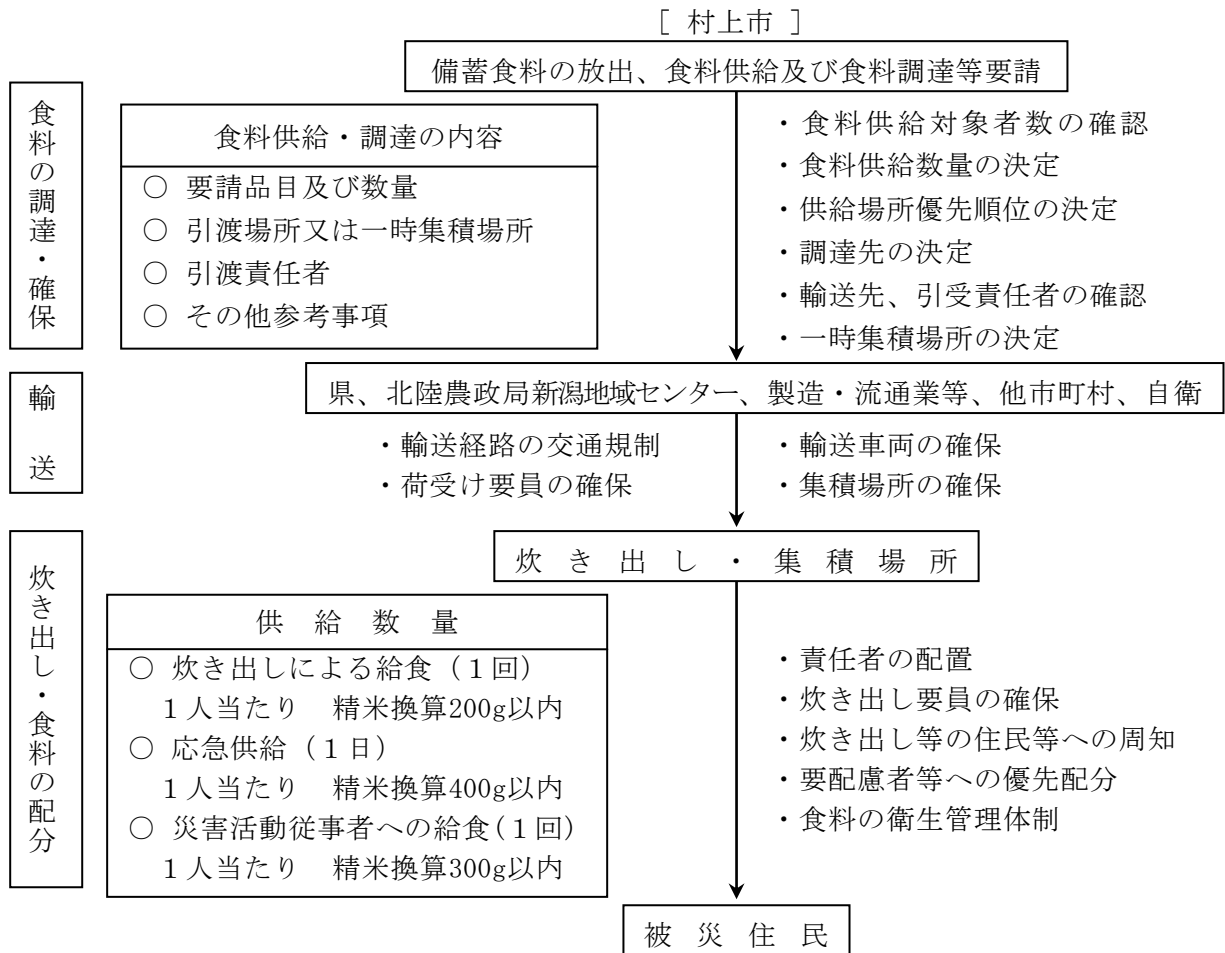
第20節 食料供給計画

担当：情報総括部、福祉部、教育部

1 計画の方針

市は、災害時においては、この計画に基づき、県、防災関係機関との相互連携とその協力を得て、食料の確保と供給を迅速かつ的確に実施する。

2 食料調達・供給フロー図



※ 食料供給対象者

- ・ 避難所に収容及び避難した者
- ・ 住家の被害によって炊事のできない者
- ・ 旅行者等であって、食料の持参又は調達のできないもの
- ・ 被害を受け、一時避難する者で、避難先に到達するまでの食料の持ち合わせのないもの
- ・ 被災地において災害活動に従事する者で食料の供給を必要とするもの

3 供給の方法

市は、災害のため食料の供給、販売機構等が麻ひ、混乱し、あるいは住宅被害等により自宅で炊飯等ができず、日常の食事に支障を来している被災者、又は住家等に被害を受け、一時縁故先に避難する者及び災害の現場で防災作業に従事している者に対して炊き出し等により必要な食料を供給し、一時的に被災者及び防災業務従事者の食生活を確保する。ただし、災害の規模及び状況により必要な食料の供給ができない場合は、県又は他の市町村に応援を求める。

- (1) 食料を供給するときは、避難所等ごとにそれぞれ責任者を定めて、供給させる。
 なお、被災住民への食料の配分に当たっては、次の事項に留意する。
 - ア 各避難所等における食料の受入確認及び需給の適正を図るための責任者の配置
 - イ 住民への事前周知による公平な配分
 - ウ 避難所の管理者及び自主防災組織と連絡を密にしながらの速やかな提供
 - エ 要配慮者への優先配分
 - オ 食物アレルギー、基礎疾患、乳児等への配慮
- (2) 炊き出しによる供給は、本節の「5 (5) 炊き出し」により行う。
- (3) 副食物は、日常の副食物としている程度のもので、腐敗等のおそれのないものを供給する。
- (4) 直接食料を供給することが困難なため、米飯業者等に委託する場合は、数量基準等を明示する。
- (5) 応急用供給を実施するため、米穀を供給する場合は、災害応急用米穀供給台帳を作成し、台帳に記載、押印させる方法で行う。

供給月日	供給数量	供給価格	住 所	氏 名	印

4 市の備蓄、調達及び配分等（※市の備蓄品一覧は、資料編に記載）

- (1) 被災者救援のため必要となる主な食料品例
 - ア 米穀、パン、麺類（即席麺・そば・乾うどん）、飯缶、乾パン
 - イ 乳児用ミルク、牛乳
 - ウ 副食品（缶詰、漬物、佃煮、野菜）、調味料（味噌・醤油・塩・砂糖）
 - エ その他容易に調達され、かつ、一時の代用品として供給できるもの

(2) 物資等の備蓄計画

災害により多数の被災者が発生した場合、飲料水、食料、生活必需品等生活関連物資や救出救助用資機材が必要となる。そこで、迅速かつ的確に被災者への支援を行うことができるよう、公的備蓄型・流通在庫備蓄型の両面から別表1（備蓄目標基準・備蓄する品目）に基づき物資の備蓄又は供給協定を締結し整備する。備蓄に当たっては、下記の点にも留意する。

- ア 公的備蓄のための備蓄倉庫の整備
 発災時に迅速な供給を行えるよう、可能な限り地区毎に分散して備蓄倉庫を整備する。
 その際、水害等の危険性がないよう十分配慮する。
- イ 流通在庫備蓄のための協定等の締結
- ウ 季節性、地域特性に配慮した備蓄（ストーブ、扇風機等）
- エ 在宅要援護者に配慮した備蓄（粉ミルク、おむつ、食しやすい食品、車イス等）

- オ 集団生活に配慮した備蓄（プライバシーの確保のための仕切り板等）
- カ 時間の経過を考慮した備蓄（避難生活が長期化した場合に備えた生鮮食料品等の流通在庫備蓄体制の整備等）
- キ 避難所等防災拠点を考慮した備蓄

【別表1 備蓄目標基準・備蓄する品目】

- ・避難者想定 人口66,000人×12%≒8,000人とする。
- ・市の備蓄目標

備蓄主体		目標備蓄量（現物備蓄・流通備蓄含む）		
		食料	飲料水（20）	毛布
自助 共助	家庭・自治会 自主防災組織	発生初日 3食分	1人 1本	1人 1枚
公助	市 （流通備蓄含む）	4～5食目 2食分 16,500食 （2500食/1万人）	5,280本 （800本/1万人）	1,980枚 （300枚/1万人）
	県・他市町村	6～8食目 3食分		
	県外	3日目以降		

※備蓄割合はH17.10に新潟県防災局で示された市町村備蓄目標量により算定

(3) 調達

- ア 民間から調達する場合は、あらかじめ定める調達先とする。
- イ 市のみでは十分な調達ができない場合は、本節の「7 関係機関の連携による広域応援体制」により、県又は他の市町村に調達又は供給を要請する。
- ウ 調達又は供給が円滑に行われるよう、あらかじめ民間又は他の市町村との協定等の締結に努める。

(4) 集積場所の設置等

ア 集積場所

集積場所は、村上市民ふれあいセンター及び各支所指定場所とする。ただし、被災地域、被害状況、避難者状況等によっては、集積に適切な市施設等を適宜指定することができる。

イ 供給拠点

避難所に避難している被災者への配分は、当該避難所において実施し、避難所に避難していない被災者への配分は、被災地域内の拠点避難所及び指定避難所を供給の拠点として実施する。

ウ 輸送

市有車両のみでは輸送車両が確保できない場合は、貨物輸送事業者及び新潟県トラック協会への応援を要請する。

また、民間事業者からの調達物資は、できる限り、その調達先に車両配送を依頼する。

(5) 炊き出し

市が炊き出しを実施する場合は、次により行う。

- ア 炊き出しは、原則として既存の学校給食調理場及び保育園等の被害状況を把握し、使用可能な施設を利用して行う。
- イ 市においてアの炊き出しが困難なとき又は不十分なときは、民間業者から調達するとともに、被災していない近隣の市町村及び県からの救援を求める。
- ウ 炊き出し及び供給員が不足する場合は、ボランティアの活用を図るとともに、日本赤十

字社又は県等に、日赤奉仕団、自衛隊等の災害派遣を要請する。

5 県の供給

市から応援要請のあった場合又は必要と認めた場合は、県は、あらかじめ定められた計画に基づき、速やかに食料を供給する。

6 関係機関の連携による広域応援体制

(1) 隣接市町村等への要請

ア 市は、必要な食料の調達及び供給ができない場合は、応援協定締結市町村及びその他の市町村に応援を要請する。

イ 応援要請をするときは、次の事項を明示して行う。

(ア) 食料の応援要請

品目、数量、引渡期日、引渡場所その他参考事項等

(イ) 炊き出し用具等の応援要請

人員、器具、数量、期間、場所その他参考事項等

(2) 県危機対策課への要請

市は、隣接市町村等の応援を得てもなお十分に食料の調達及び供給ができない場合は、前(1)ーイの事項を明示し、県に応援を要請する。

7 災害救助法が適用された場合の食料の供給基準

(1) 供給対象者は、次に掲げる者とする。

ア 避難所に収容及び避難した者

イ 住家の被害によって、炊事のできない者

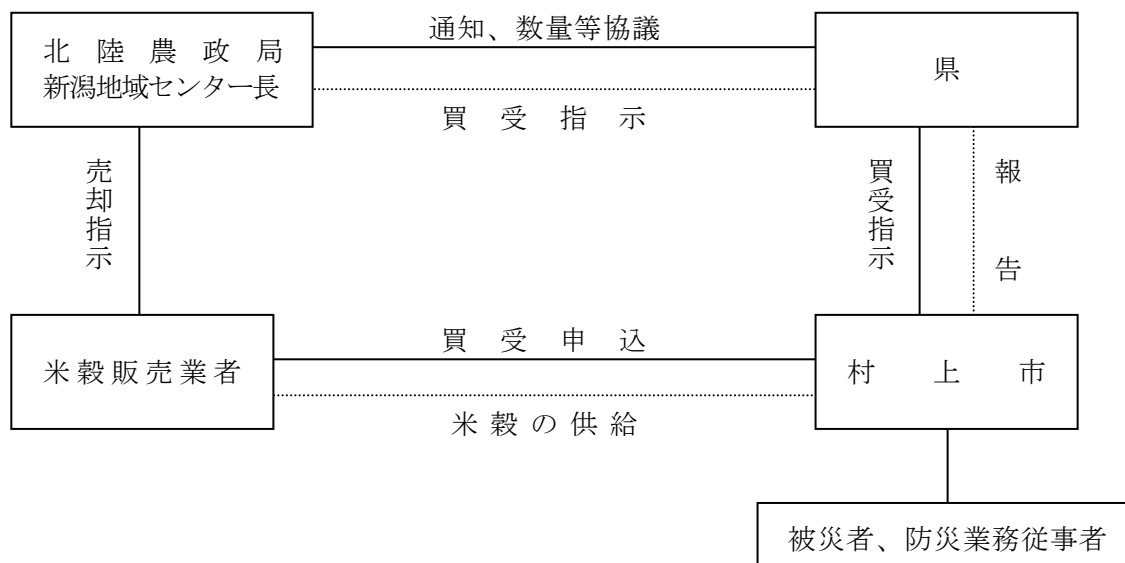
ウ 旅行者等にあつて、食料の持参又は調達のできない者

エ 被害を受け、一時避難する者で、避難先に到達するまでの食料の持ち合わせのない者

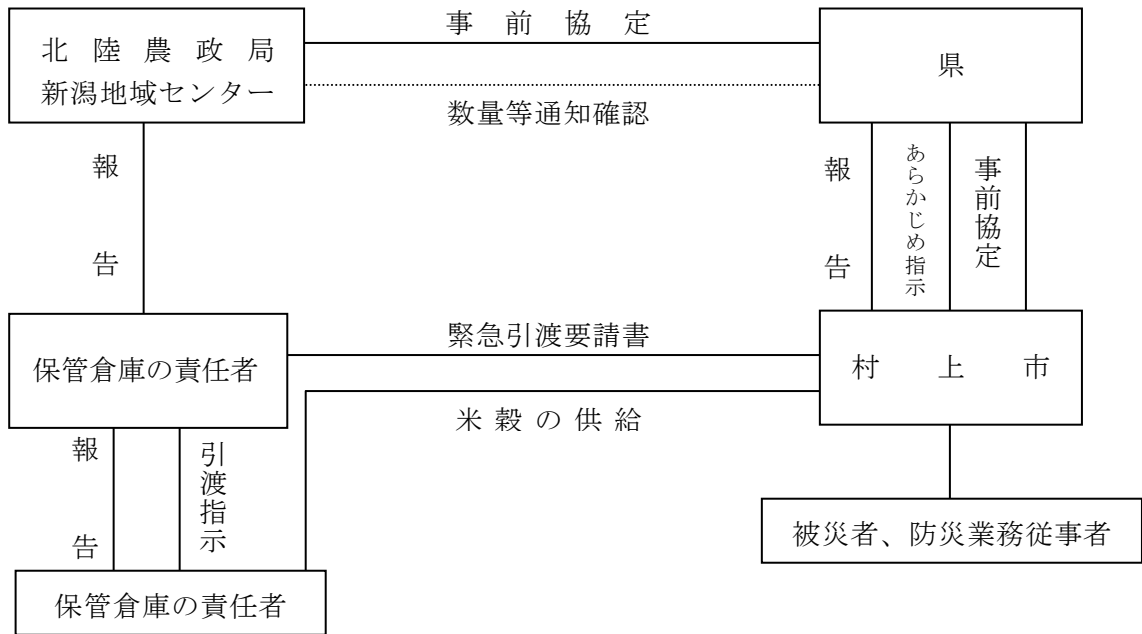
(2) 適用基準等については、炊き出しその他による食品の供給の対象となる者、基準額、期間等は、災害救助法施行細則第5条で定められている。

8 応援米穀の供給系統図

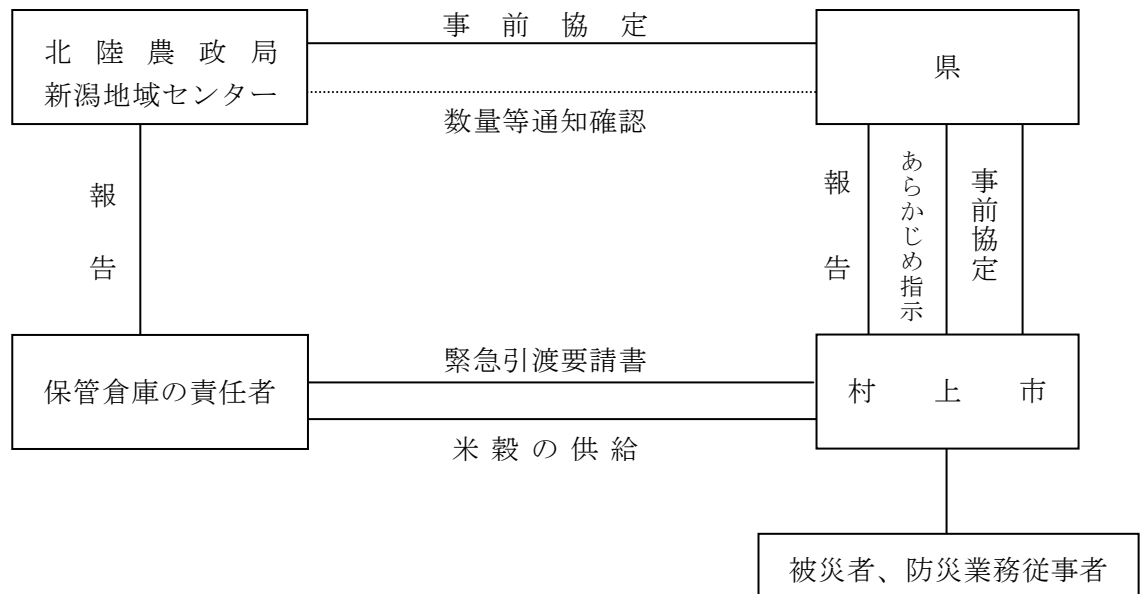
(1) 応急供給を行うため、県が取扱者を指定し、その者に応急供給を実施させる場合



- (2) 災害救助法が適用され、交通、通信が長期間途絶して市長が自ら供給を実施する場合
 ア 市長から新潟農政事務所長等に対して、緊急の引渡しを要請する場合



- イ 市長から保管倉庫の責任者に対して、緊急の引渡しを直接要請する場合



9 食料の衛生管理体制、栄養指導

食料の衛生管理体制及び栄養指導については、本章第14節「防疫及び保健衛生計画」の「7 食品衛生確保対策」及び「8 栄養指導対策」による。

10 積雪期における対策

- (1) 輸送経路の確保
 市及び県は、供給物資の輸送を円滑に行うため、輸送経路の除雪等に万全を期す。
- (2) 集積場所の確保
 市及び県は、降雪期における集積場所の確保のため屋内施設の手当て等、必要な措置を

とる。

11 備蓄に関する住民への普及・啓発

- (1) 住民、企業等事業所等に対し、備蓄の重要性及び、災害時の食料・物資の供給計画について、普及・啓発する。
- (2) 防災訓練に際して、地域住民と共に避難所の備蓄物資の確認及び使用配付の訓練を行う。

第21節 生活必需品供給計画

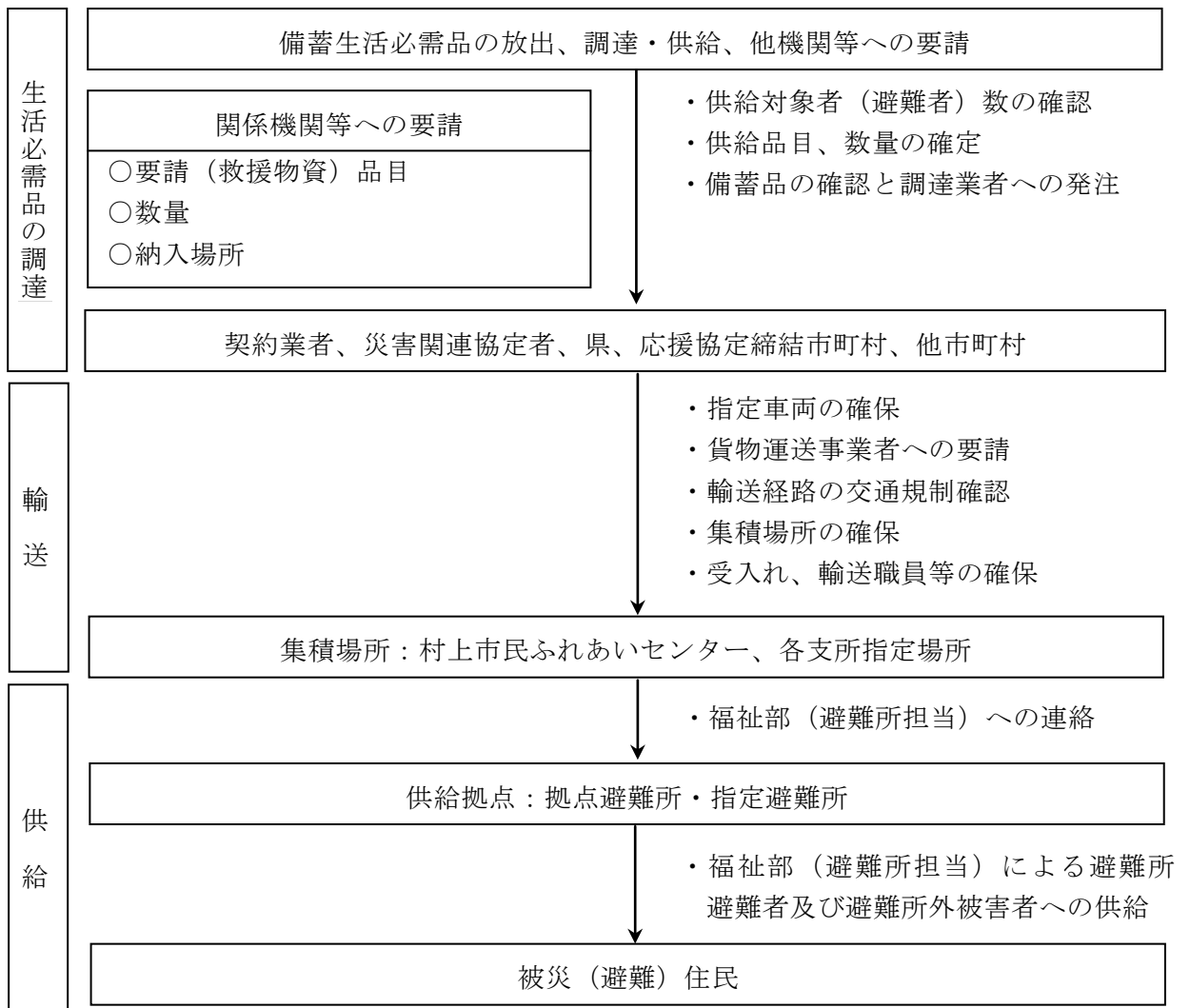
担当：情報総括部、市民部、福祉部

1 計画の方針

災害発生時においては、家屋の倒壊や損壊、火災発生などにより、被服、寝具その他生活必需品を喪失し、又は損傷した被災者の発生が予想される。

市は、県及び防災関係機関との相互連携とその協力を得て、生活必需品の確保と供給を迅速かつ的確に実施する。

2 生活必需品調達・供給フロー図



3 生活必需品の供給対象者

生活必需品の供給対象者は、災害により住家に被害を受け、生活上必要な被服、寝具その他生活必需品を喪失し、又は損傷し、直ちに日常生活を営むことが困難な者とする。

※ 災害救助法が適用された場合の生活必需品の給与（貸与）基準

生活必需品等給与（貸与）の対象となる者、基準額、期間等は、災害救助法施行細則第5条で定められている。

4 生活必需品の種類

生活必需品の品目は、概ね次のとおりとする。

- (1) 寝具（毛布、布団等）
- (2) 被服（肌着等）
- (3) 炊事道具（鍋、炊飯器、包丁等）
- (4) 食器（茶碗、皿、箸等）
- (5) 保育用品（ほ乳瓶等）
- (6) 光熱器具・材料（マッチ、ろうそく、コンロ、液化石油ガス等）
- (7) 日用品（石鹸、タオル、ちり紙、歯ブラシ等）
- (8) 簡易（仮設）トイレ、紙おむつ、生理用品
- (9) 暖房器具、燃料

5 生活必需品の備蓄、調達及び配分

市は、災害によって住家に被害を受け、日常生活に欠くことのできない生活必需品を喪失し、若しくは損傷し、又は災害により地域における物資の販売・供給の混乱により、生活必需品を直ちに入手できずに日常生活を営むことが困難な者に対して、一時的に生活維持をするに必要な程度の生活必需品を供給して、応急保護の措置をとる。このため、災害時においては、被災者の生活必需品の確保に努めるものとし、生活必需品が確保できないときは、県及び他市町村に対して応援を要請する。

(1) 備蓄

ア 市は、大規模な災害が発生した場合を想定し、必要とされる生活必需品の備蓄に努める。

イ 備蓄に当たっては、供給の拠点となる拠点避難所及び指定避難所に備蓄するなど、計画的な分散備蓄に努める。

(2) 調達

ア 市は、災害により、4の生活必需品供給対象者が出たと認めるときは、避難所別避難者情報等により、必要となる生活必需品を計画的に調達・購入する。

イ 調達先は、災害関連協定先・単価契約物品契約業者及び調達可能な市内業者とする。

ウ 市のみでは十分な調達ができない場合は、県又は他の市町村に調達又は供給を要請する。

エ 調達又は供給が円滑に行われるよう、あらかじめ民間又は他の市町村との協定等の締結に努める。

(3) 配分

被災住民への生活必需品の配分に当たっては、次の事項に留意する。

ア 各避難所等における受入確認及び需給の適正を図るための責任者の配置

イ 住民への事前周知等による公平な配分

ウ 要配慮者への優先的配分

エ 各避難所で希望を取りまとめて必要とする生活必需品の配分に努める。

(4) 人員の確保

被災住民への生活必需品の配分に当たって人員が不足する場合は、ボランティアの活用を図るとともに、日本赤十字社新潟県支部（村上市地区）又は県等に対し、日赤奉仕団、自衛隊等の災害派遣を要請する。

6 集積場所の設置等

(1) 集積場所

集積場所は、村上市民ふれあいセンター及び各支所指定場所とする。ただし、被災地域、被害状況、避難者状況等によっては、集積に適切な市施設等を適宜指定することができる。

(2) 供給拠点

避難所に避難している被災者への配分は、当該避難所において実施し、避難所に避難していない被災者への配分は、被災地域内の拠点避難所及び指定避難所を供給の拠点として実施する。

(3) 輸送

市有車両のみでは輸送車両が確保できない場合は、貨物輸送事業者及び新潟県トラック協会への応援を要請する。

また、民間事業者からの調達物資は、できる限り、その調達先に車両配送を依頼する。

7 広域応援体制

(1) 市→隣接市町村等への要請

ア 市は、必要な生活必需品等の調達及び供給ができない場合は、応援協定締結市町村及びその他の市町村に応援を要請する。

イ 応援要請をするときは、次の事項を明示して行う。

(ア) 品目別の調達要請量（自己の調達可能量と他市町村への調達要請の有無及び調達見込量）

(イ) 引き受ける場所及び引受責任者

(ウ) 連絡課及び連絡責任者

(エ) 荷役作業員の派遣の必要の有無

(オ) その他参考事項

(2) 市→県（県防災局）への要請

市は、隣接市町村等の応援を得てしてもなお十分に生活必需品の調達及び供給ができない場合は、前(1)－イの事項を明示し、県に応援を要請する。

8 生活必需品等の強制確保

市は、県知事及び関東経済産業局長に、物資の生産、集積又は販売を業とする者に対し、その取り扱う物資の適正な価格による供給を指導するよう要請する。

9 積雪期における対策

(1) 輸送経路の確保

市及び県は、供給物資の輸送を円滑に行うため、各道路管理者相互の緊密な連携のもとに、輸送経路の除雪等に万全を期す。

(2) 集積場所の確保

市及び県は、降雪期における集積場所の確保のため屋内施設の手当て等、必要な措置をとる。

(3) 被災者の寒冷対策

寒冷期対策として、寝具、被服、発熱、保温品等に留意する。

第22節 要配慮者の応急対策計画

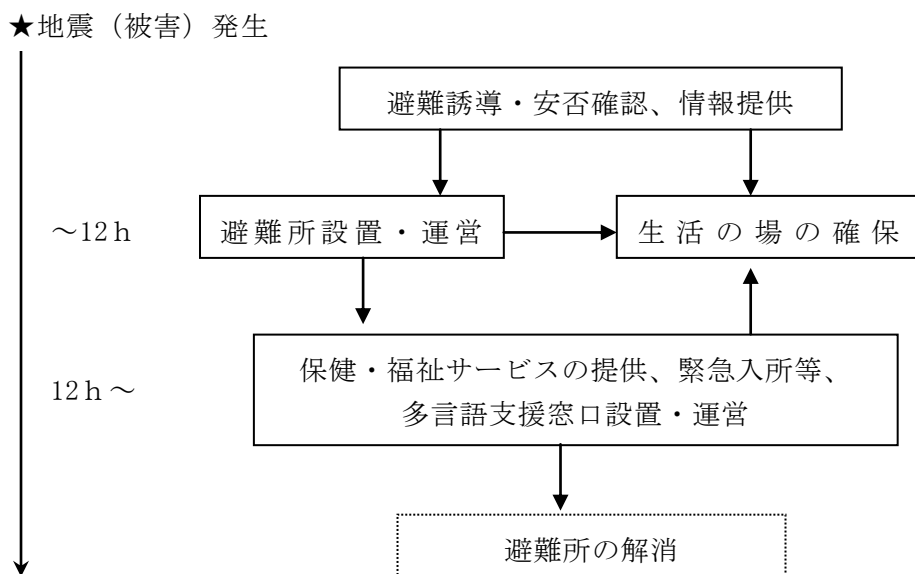
担当：情報総括部、福祉部

1 計画の方針

災害時に必要な情報の把握が困難であったり、自らの行動等に制約があったりする要配慮者の安全や心身の健康状態に特段の配慮を行いながら、避難からその後の生活までの各段階においてニーズに応じたきめ細やかな支援策を講じていく。

県、市等の行政と日頃要配慮者の身近にいる地域住民、関係団体並びに社会福祉施設、医療施設等（以下「社会福祉施設等」という。）との協働のもとに支援を行う。

2 応急対策フロー図



3 要配慮者対策班の設置

市は、地震発生後、要配慮者の安否情報の収集、ケア等について、一元的に総合調整するため、福祉部を中心とした横断的な組織として「要配慮者対策班」を設置し、要配慮者の避難支援を行う。この場合、必要に応じ、市は、県に対し職員の派遣を要請する。

4 要配慮者のニーズに即した情報の提供

地震発生後に速やかに必要な情報を提供することが、要配慮者の避難等を容易にすることから、市は、災害の状況、住民等のとるべき措置などを、同報系防災行政無線、メール配信サービス、掲示板、広報紙等の様々な情報伝達手段により、速やかに情報提供ができるよう努める。

また、要配慮者が必要とする情報は、災害の発生から時間の経過とともに変化していくため、要配慮者のニーズに即した情報を提供できる体制についても整備する。

5 要配慮者（避難行動要支援者）の安否確認

民生委員、自治会長等は、震度5弱以上の地震が発生したときは、余震が落ち着いた後、避難行動要支援者名簿に基づき担当する避難行動要支援者に対し、電話又は自宅を訪問し安否確認を行い、その結果を災害対策本部に報告する。

また、在宅の要配慮者に対しては、必要に応じ、福祉避難所等への誘導、社会福祉施設等への緊急入所等の対策を講ずる。

6 避難支援

要配慮者（避難行動要支援者）の避難に際しては、地震の影響で家屋が倒壊する可能性がある等危険な状況も想定できるので、地域住民の協力を得ながら要配慮者の避難に対する支援を行う。

(1) 避難行動要支援者の避難支援対応

ア 避難支援等関係者等の対応原則

平常時から名簿情報を避難支援等関係者に提供することに同意した避難行動要支援者の避難支援については、名簿情報に基づいて避難支援を行う。

なお、避難行動要支援者の避難支援に当たっては、避難支援等関係者本人又はその家族等の生命及び身体の安全を守ることが大前提となるため、避難支援等関係者等が、地域の実情や災害の状況に応じて、可能な範囲で避難支援等を行えるよう、避難支援等関係者の安全確保に十分に配慮する。

イ 名簿情報の提供を受けた者に係る守秘義務の考え方

名簿情報の提供を受けた者が、災害発生時に、避難行動要支援者の避難支援等に必要な応援を得るため、緊急に名簿情報を近隣住民等に知らせるような場合は、「正当な理由」に該当すると考えられるため、守秘義務違反には当たらないものとする。ただし、避難支援等の応援を得ることを目的とした場合であっても、災害が現に発生していない平常時から、他者に名簿情報を提供することは、「正当な理由」には該当しないものとする。

ウ 避難行動要支援者名簿の平常時からの提供に不同意であった者への避難支援

(ア) 不同意者を含む避難行動要支援者名簿の提供

現に災害が発生し、又は災害が発生するおそれがある場合において、避難行動要支援者の生命又は身体を保護するため、特に必要があるときは、その同意の有無に関わらず、避難支援等の実施に必要な限度で、避難支援等関係者その他の者に名簿情報を提供できる。ただし、発災時等であれば無条件に認められるものではなく、予想される災害種別や規模、予想被災地域の地理的条件や過去の災害経験等を総合的に勘案し、同意のない避難行動要支援者名簿の情報を提供することが適切かを判断することに留意する。

(イ) 不同意者を含む避難行動要支援者名簿の提供先

自衛隊の部隊や他都道府県警察からの応援部隊など、他地域から避難支援等が受けられる場合、それらの者にも名簿情報を提供することができる。

また、平常時から民間企業等とも協定を結ぶなど、あらかじめ関係者と連携して避難支援に取り組むものとする。

(ウ) 不同意者を含む避難行動要支援者名簿の情報漏えいの防止

発災時に、本人の同意の有無に関わらず、緊急に名簿情報を提供する場合、あらかじめ定められた避難支援等関係者のみならず、平常時から名簿情報を保有していない者に対しても名簿情報を提供することが考えられるため、これらの者が適正な情報管理を図るよう、名簿情報の廃棄・返却等、情報漏えいの防止のために必要な措置を講ずる。

(2) 避難行動要支援者情報等の引継ぎ

避難場所等において、避難行動要支援者及び名簿情報が避難支援等関係者から避難場所等の責任者に適正に引き継がれるよう、その方法等について、あらかじめ規定し、避難行動要支援者の引継ぎを行うとともに、その際、名簿情報を避難所生活後の生活支援に活用できるよう配慮する。

7 避難所、福祉避難所の設置・運営

市は、非常配備基準に基づき拠点避難所及び指定避難所を開設し、避難してくる要配慮者の受入体制を整えておく。

また、特別な配慮を要する要配慮者が、身体介護や医療相談等の必要な生活支援が受けられるなど、安心して生活できる体制を整備した避難所を福祉避難所として確保するように努める。

市及び村上地域振興局健康福祉部は、保健師やヘルパー等を避難所等に派遣し、民生委員、自治会長等の協力を得て被災状況を確認する。

なお、要配慮者の把握に対する報告書は、障がい別に記入し、設置された要配慮者対策班に提出するものとし、発災後24時間以内に把握できるよう努める。

また、対策班等においては、報告書により他の地域から避難した人の連絡調整に努める。

【確認事項】

- 要援護者の安否確認（避難所にいないときは、自宅の確認もする。）
- 介護者が災害によって介護できなくなっている要援護者の確認
- 保護者を災害によって亡くし、要援護者となっている乳幼児の確認
- 日本語が話せない外国人や身寄りのない外国人の確認

8 福祉・保健対策

(1) 巡回相談等の実施

市及び村上地域振興局健康福祉部は、要配慮者の被災状況、避難生活上のニーズ把握等のため、避難所及び自宅等の要配慮者に対する定期又は臨時的巡回福祉相談・保健指導等を実施し、必要な措置を講じる。

(2) 被災した要配慮者の措置

市及び村上地域振興局健康福祉部は、被災した要配慮者の措置について、避難所での介護、施設への緊急入所、自宅での介護、身内による引取り等連絡調整に努める。

また、適切な介護ボランティアの手配を行い、継続したマンパワーの確保とボランティア等による生活情報の提供に努める。

(3) 避難生活状況の確認及び相談指導の実施

市は、村上地域振興局健康福祉部が編成する巡回保健チームと連携し、要配慮者の避難生活状況について、避難所、施設、自宅、身内のいかなを問わず、定期的に確認し、正しい情報や適切なマンパワーの提供がなされているか等、生活環境、健康の管理に努める。

9 社会福祉入(通)所施設等における対策

(1) 発災直後の安否確認と安全確認

施設長は、直ちに職員による防災活動隊を編成し、入所者の安否確認と施設の安全確認を行わせ、入所者を安心させるよう努める。また、救助が必要な人を発見した場合は、直ちに救助活動を行い、必要に応じて救助の依頼を行う。

(2) 避難所の確保と避難誘導

施設長は、避難所について施設の被災状況により、屋内外のいずれか適切な場所を判断し、施設の防災計画に基づき避難誘導を行う。特に、夜間及び休日における避難に当たっては、地域の住民等や自主防災組織の協力を得られるよう努める。

(3) 被災報告等

施設長は、入所者及び施設の被災状況を関係機関に報告し、必要な措置を依頼する。また、保護者に連絡を取り、可能な人には協力を依頼する。

(4) 施設使用が不能な場合の措置

市及び県は、被災施設から緊急入所の依頼があった場合、被災を受けなかった施設との連絡調整に努め、入所可能施設情報の提供を行う。また、受入施設におけるマンパワーの確保に努める。

(5) 避難生活状況の確認

施設長は、自宅及び緊急入所施設での避難生活状況について定期的に確認し、関係機関に経過報告を行う。

10 施設の応急確保措置

(1) 入(通)所者の応急保護の場所については、次の事項に注意して確保する。

- ア 被災をまぬがれた近隣施設の利用
- イ 最寄りの公共施設、寺院等の利用
- ウ プレハブ等による仮設施設の設置

(2) 入(通)所者の保護に当たっては、次の事項に配慮する。

- ア 医療及び保健衛生に対する措置
- イ 衣料、食料等の確保
- ウ 家族等への連絡体制の確立
- エ 入(通)所に伴う安全確保対策
- オ 臨時施設開設等に伴う職員の確保

11 外国人等に対する対策

市は、国際交流関係団体の協力を得て、被災した外国人等の把握に努めるとともに、外国語による情報提供を行う。

12 広域応援の要請

市は、被災が著しく、市だけでは要配慮者の応急対策について体制の確保ができない場合、県及び広域相互応援協定を締結している市町村等に対して応援を要請する。

13 積雪期の対応

(1) 在宅者における対応

市は、関係機関の協力を得て、介護を要する在宅者世帯及び介護者が高齢者又は高齢者だけの世帯に対し、雪下ろしや除雪に対し災害時に対応できる手立てに努める。

(2) 施設における対応

社会福祉施設等は、避難場所、避難経路の確保のため適時除雪に努める。これに対し、市及び県は協力し、災害時に対応できるよう安全の確保に努める。

第23節 文教施設における応急対策計画

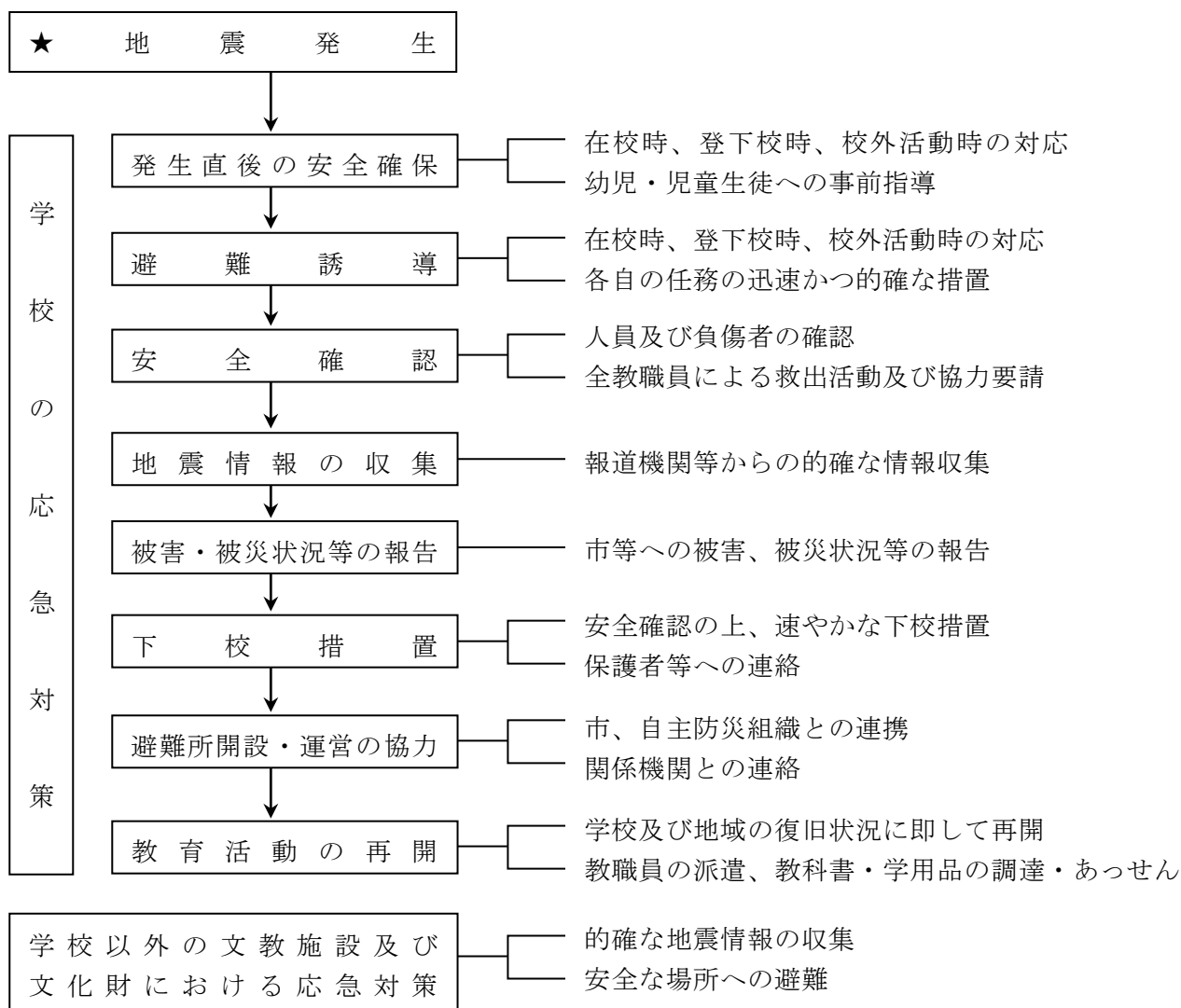
担当：教育部、情報総括部

1 計画の方針

大規模地震発生時、学校を始めとする文教施設及び文化財の管理者は、学校防災計画及び各施設の防災計画の定めるところにより、幼児・児童生徒、教職員、入館者及び施設利用者等の安全確保のほか、施設災害等に対する迅速な対応を図る。

市及び教育委員会は、学校等市立文教施設の応急対策及び応急教育を実施する。

2 文教施設における災害応急対策フロー図



3 学校の応急対策

(1) 発生直後の安全確保

教職員は、地震発生直後における幼児・児童生徒の行動について、日頃から十分に指導しておくとともに、次のとおり、安全確保のため適切な指示を与える。

ア 在校時に発生した場合の措置

(ア) 避難誘導

- a 避難経路に基づき幼児・児童生徒を安全な場所（校庭等）に避難させる。
- b 保護者や上級生等が避難誘導するよう、日頃から避難誘導體制の整備を図っておく。

(イ) 安全確認

- a 学級担任は、速やかに人員や負傷者を確認して、学年主任、教頭、校長の手順で報告する。
- b 人命救助が必要な場合は、全教職員で救出に当たり、火災が発生した場合及び重傷者、生き埋め者、行方不明者等がいる場合は、直ちに消防本部に通報するとともに、適切な方法により初期消火、救出・捜索作業を行う。
- c 保健主事・養護教諭を中心に、教職員、幼児・児童生徒による救護体制が編成できるよう日頃から訓練を実施しておく。
- d 学校医と災害時における協力について、連携を深めておく。

イ 登下校時に発生した場合の措置

(ア) 避難誘導

登下校中の災害発生に備えて、保護者と連携して幼児・児童生徒の交通手段を把握し、通学路における危険箇所（ブロック塀、狭い道路等）の事前点検及び避難場所の周知を図っておく。

(イ) 安全確認

- a 登下校中の幼児・児童生徒の内、学校へ避難してきた者は直ちに学校で保護し、確認の上保護者に連絡する。
- b 避難してきた児童生徒から状況を聞き取り、災害に巻き込まれ遭難した児童生徒の情報を得たときは、直ちに消防本部・警察署等に通報するとともに、現場へ教職員を派遣して状況を確認する。

(2) 勤務時間外に発生した場合の安全確保

校長及び学校防災計画であらかじめ指定された教職員は、直ちに出勤し、学校施設の被災状況を調査する。

ア 施設が被災しているときは、直ちに応急措置を行い、被害の拡大防止に努める。

イ 児童生徒の自宅に連絡を取るなどして安否を確認し、災害の状況及び施設の被災状況等を考慮した上で休校等の措置を検討する。

(3) 地震情報の収集

教職員は、ラジオ、テレビ等報道機関の地震情報を収集するとともに、関係機関（県、市、村上警察署等）と連絡を取り、新しい情報把握に努める。

(4) 被害・被災状況の報告

校長等は、速やかに被害・被災状況（幼児・児童生徒、教職員、施設、設備）等を調査し、その結果を直ちに市へ報告する。

市は、その結果を集約し、県教育委員会に報告する。（この報告は、人的・物的被害の有無にかかわらず必ず行う。）

(5) 下校措置

校長等は、帰宅経路等の安全確認ができた上で、基本的に次の方法により速やかに幼児・児童生徒を下校させる。

- ア 通信回線が使用可能の場合
緊急時連絡先に連絡を取り、保護者等に迎えに来てもらい幼児・児童生徒を下校させる。
- イ 通信回線が使用不可能の場合
通信回線を使用せずに連絡が取れる場合については、保護者等の迎えにより下校させる。
また、連絡が取れない場合には、通信回線が復旧し連絡が取れるまで避難場所に待機させる。
- (6) 避難所開設・運営の協力
 - ア 避難所運営の協力
校長等は、市から指示があったとき又は近隣住民等が学校に避難してきたときは、学校を避難所として開放し、その運営に積極的に協力する。
 - イ 教職員の基本的役割
教職員は、行政職員が出動困難な場合の初動体制時における避難所初期対応や避難所施設管理者としての基本的な指示や協力を行う。
 - (ア) 校長
施設管理者として、自主防災組織の代表者等と連携して避難所運営を支援する。
 - (イ) 教頭・教諭
校長の指揮のもとで、避難者との対応等、避難所運営を支援する。
 - (ウ) 養護教諭
学校医と連絡を取り、避難所の救援活動を支援する。
 - (エ) 事務職員等
行政当局との情報連絡、学校施設のライフライン確保に当たる。
 - ウ 校舎等を避難場所として使用する場合の注意
 - (ア) 校長室、職員室、保健室、放送室、理科室、図書室、コンピュータ室には、避難者を入室させないものとする。
 - (イ) 要配慮者に条件が良好な部屋を使用できるよう配慮する。
 - (ウ) 障がい者等特別な介護が必要な避難者がいる場合は、本人の希望を確認した上、関係機関に連絡し、必要に応じ、介護員の派遣や施設への一時入所を依頼する。
- (7) 教育活動の再開
 - ア 校長等の対応
 - (ア) 校長等は、学校及び地域の復旧状況を考慮しながら、速やかな教育活動の再開に努める。
 - (イ) 校舎の被害が甚大な場合は、学年合同授業、二部授業又は地域の公共施設等を利用した分散授業を行う。
 - イ 市の対応
市は、県教育委員会と連携のもと、教育活動を速やかに再開するため、教職員の派遣、教科書、学用品の調達・あっせんを行う。
- (8) 学校給食の応急対策
 - ア 給食施設、原材料の不足等のため、平常の給食が実施できない場合にも、パン、牛乳等の給食を実施するよう努める。
 - イ 原材料又はパン、牛乳等の補給が困難な場合、市は、県教育委員会に連絡し、その指示を受け、物資の調達を図り実施する。
 - ウ 給食施設が被災者用炊き出し施設に利用される場合は、学校給食と被災者用炊き出しとの調整に配慮する。
- (9) 学校保健安全対策
 - ア 校長は、欠席児童生徒の家庭訪問等を行うことにより、事故、疾病の状況を把握する。

イ 学校内において、特に伝染病又は食中毒が発生した場合には、村上地域振興局健康福祉部に連絡し、その判断に基づき給食の停止、休校等の適宜な措置をとるとともに、その旨を市及び県教育委員会に報告する。

ウ 学校内及び通学中の事故防止について、万全を期する。

4 学校以外の文教施設の応急対策

各施設の管理者は、各施設の防災計画の定めるところにより、人命の安全確保及び施設等の保全を図るとともに、応急対策を行い被害の軽減に努める。

主な留意点は、次のとおりとする。

- (1) 地震発生直後は、施設の入館者又は利用者等の人命救助を第一として、避難誘導に努め、付近の安全な場所へ避難させる。
- (2) 施設の入館者又は利用者等について、要救助者及び負傷者の有無を確認して、消防・警察等に通報するとともに、救急隊が到着するまでの間、全職員により救助作業及び負傷者の手当等必要な措置を講じる。
- (3) ラジオ、テレビ等報道機関の地震情報を収集するとともに、関係機関と連絡を取り最新の情報把握に努める。
- (4) 速やかに被害状況等を調査し、直ちに市等へ報告する。
- (5) 施設が避難所となった場合は、市及び自主防災組織等と連携して、避難所開設・運営に積極的に協力する。

5 文化財の応急対策

- (1) 文化財、収蔵施設等の管理者は、入館者及び施設利用者の安全確保及び施設の保全を図るとともに、応急対策を行い被害の軽減に努める。
- (2) 地震発生直後は、入館者、施設利用者を安全な場所に避難誘導させる。
- (3) 負傷者の有無を確認し必要な措置を講ずる。
- (4) 報道機関の情報を収集し、関係機関と連絡をとり情報把握に努める。
- (5) 速やかに被害状況を把握し、市等へ報告する。
- (6) 当該施設が避難所にあてられた場合は、市及び地域の自主防災組織等と連携して、避難所の開設及び運営に協力する。
- (7) 市は、文化財の被害状況を把握し、必要な応急措置を行うことにより被害の軽減に努める。

なお、消防本部は文化財の分布状況をあらかじめ把握し、地震火災時において消失のないよう措置する。

- (8) 文化財所有者は可能な限り被害状況の把握に努め、二次的倒壊・崩落を極力防止するために、危険のない範囲で、応急的措置を講ずるよう対応する。県及び市はそれを指導・助言するとともに、可能な限りの支援を行う。

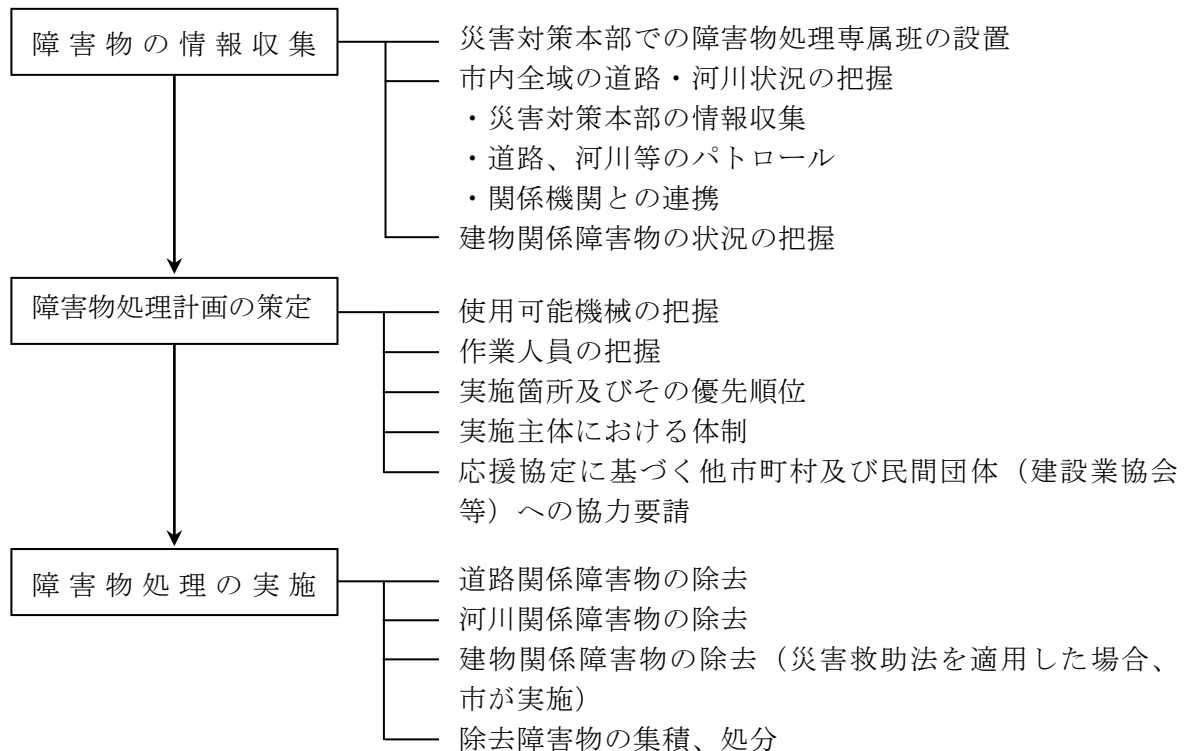
第24節 障害物の処理計画

担当：都市整備部

1 計画の方針

大規模災害により落石、倒壊家屋等、交通上その他の障害が発生した場合には、緊急輸送路の確保、被災者の保護及び応急対策活動の円滑な実施を可能にするため、速やかに障害物の除去を行う。

2 障害物の処理計画応急対策フロー図



3 障害物の情報収集

市は、市内全域の状況把握のほか、救命・救助、緊急輸送の関連で障害物除去を必要とする道路施設等の公共管理施設について、各関係機関との連携のもとに情報収集を行う。

なお、被災状況が甚大な場合は、国、県等の関係機関との連携を図りながら、効率的に障害物除去を実施する必要があるため、あらかじめ災害対策本部内に障害物除去を担当する専属班を定めておく。

4 障害物処理計画の策定

被害状況の情報収集の結果、その被災処理が著しく甚大であり、障害物除去が広範かつ大規模であると判断された場合、市は、国、県等の関係機関と協議を行い、緊急輸送路を優先に障害物処理計画を策定する。

- (1) 使用可能機械の把握
- (2) 作業人員の把握（監督員、交通整理員、オペレーター等）
- (3) 実施箇所及びその優先順位

- (4) 実施主体（各施設管理者）の配備・指令
- (5) 廃棄物収集場所・処分場所の指定
- (6) 建設業関係団体等民間団体への支援要請（不足する資機材・作業人員等）

5 障害物処理の実施

(1) 障害物処理の実施主体

障害物除去は、原則として各施設管理者が実施する。

ア 道路管理者

国：北陸地方整備局新潟国道事務所及び同村上維持出張所

県：土木部道路維持課及び村上地域振興局地域整備部維持管理課

市：都市整備部

イ 河川管理者

国：北陸地方整備局羽越河川国道事務所

県：土木部河川管理課及び村上地域振興局地域整備部治水課

市：都市整備部

その他：土地改良区等

ウ 建物関係実施主体（災害救助法を適用した場合の障害物除去）

市：市災害対策本部

エ その他（各施設管理者が上記管理者のほか連携を図る必要のある関係機関）

新潟県警察本部及び村上警察署、JR東日本、自衛隊等

(2) 各施設の障害物処理

ア 道路関係障害物除去

(ア) 道路管理者は、その管理区域の道路上の車両及び周辺構築物が、落下倒壊することによる路上障害物の状況を調査し、災害対策本部に報告するとともに、路上障害物を除去する。特に緊急輸送路については、最優先に実施する。

(イ) 緊急車両の通行の妨害となり、災害応急対策の実施に著しい支障が生じるおそれがあると認められる路上放置車両及びその他の物件については、本章第9節「警備・保安及び交通規制計画」による。

(ウ) 歩道橋、跨道橋の落橋等については、迅速に切断、除去を行うため集中的に重機や特殊機材等を投入するなどして、これらの排除に当たる。

イ 河川関係障害物除去

河川管理者は、その所管する河川区域について、漂流物等により流下が妨げられ危険と認める場合には、災害対策本部に報告するとともに、障害物除去等に努める。

ウ 建設関係障害物の除去

災害によって建物又はその周辺に運ばれた土砂、竹木等で、日常生活に著しく支障を及ぼす障害物は、市が主体となり除去する。

市は、建物関係障害物の除去の体制等についてあらかじめ定めておく。

エ 障害物処理の手法

市は、障害物の処理に当たり、簡易な障害物の除去については市有機械及び人員をもって、困難な場合は、建設業関係団体に不足する資機材・作業人員を支援要請し、著しく困難な場合には、県及び他の市町村若しくは自衛隊に応援を求め、応急措置を実施する。

(3) 除去障害物の集積、処分

障害物の集積場所は、あらかじめ市が仮置場及び最終処分地について定めておく。

処分場所について、可燃性の廃棄物及び不燃性廃棄物はごみ処理場とするが、一時的に大量の障害物が搬入されたり、交通確保が困難で処理場への搬入ができない等の場合は、

生活環境や環境保全上支障のない場所で暫定的に積み置きできる公共施設敷地や借り上げ農地等の場所を確保し、分別して集積する。

また、障害物処理の実施者は、災害がれき等除去物の処理について、計画的な収集、運搬及び処分を図ることにより円滑かつ適正な処理を行うよう努めるとともに、適切な分別を行うことにより、可能な限りリサイクルに努めることとする。特に、コンクリート殻等の産業廃棄物は、可能な限り中間処理施設に運搬する。

6 広域応援体制の整備

被災時における障害物除去の円滑かつ適正な処理を行うため、市は、県及び他市町村のほか民間建設業関係団体等ともあらかじめ人員、機械、資材等についての応援を協議し、広域応援体制の整備を図っておく。

7 積雪期の対応

緊急輸送路の確保を図るため、市は、除雪活動を実施するための除雪機械、除雪要員についてあらかじめ体制の整備を図っておく。積雪及び被災状況に応じて、国、県等の関係機関と連携を図りながら障害物除去計画を策定するとともに、その実施に当たる。

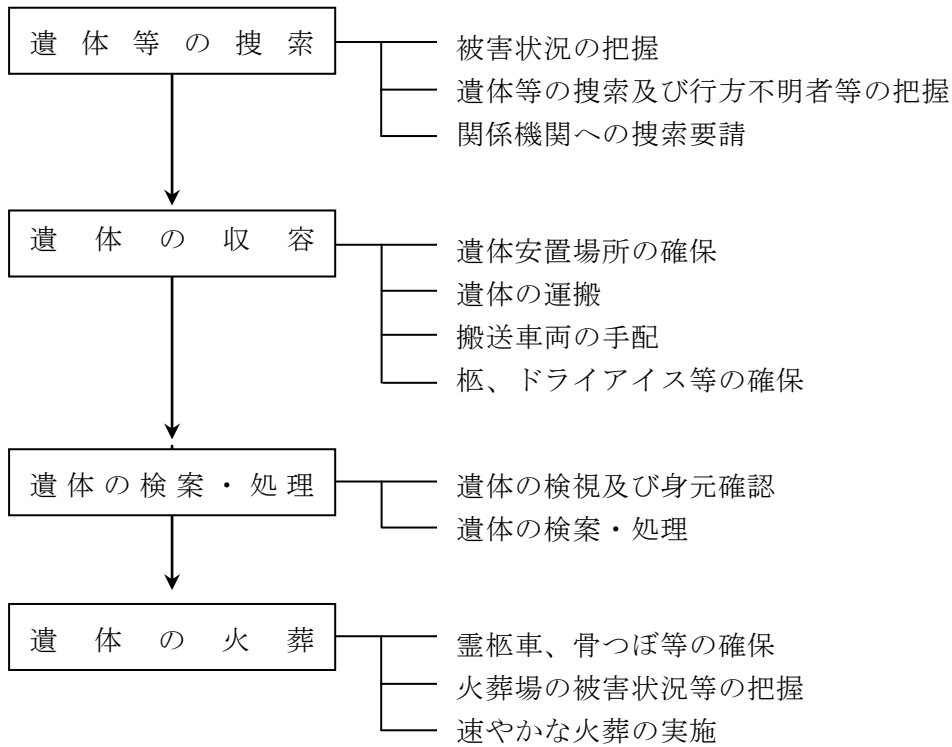
第25節 遺体の搜索、処理、火葬計画

担当：情報総括部、市民部、福祉部、消防部

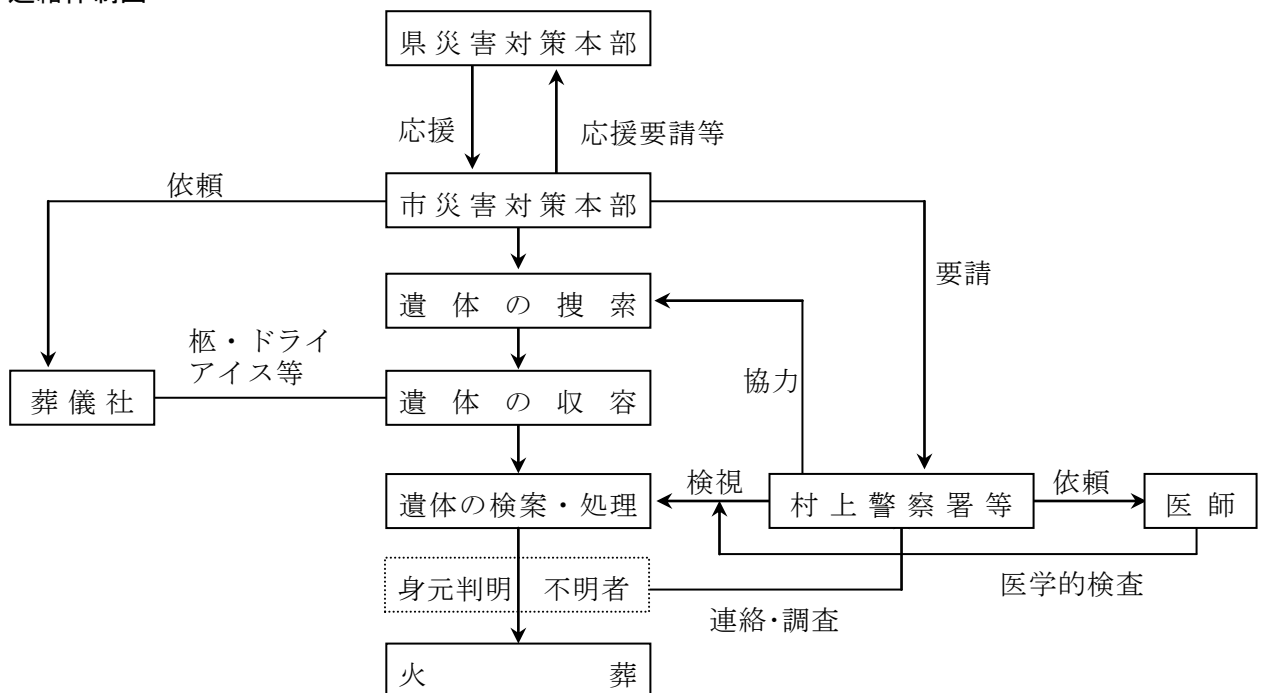
1 計画の方針

大規模な災害により、多くの死者が出た場合、市は、遺体の搜索、処理、火葬等一連の業務を県その他の関係機関と連携を図りながら、迅速かつ適切に実施する。

2 応急対策フロー図



3 連絡体制図



4 実施体制

- (1) 市及び消防本部は、行方不明者及び死体の捜索並びに死体の処理及び火葬を行う。
- (2) 行方不明者の捜索、死体の検視等の警察上の措置は、警察が行う。

5 遺体等の捜索

- (1) 市及び消防本部は、警察、海上保安部、自衛隊の協力を得て、遺体等の捜索を行う。
- (2) 市は、県に捜索状況の報告を行うとともに、状況により、自衛隊に応援要請を行うよう県に依頼する。

6 遺体の収容

- (1) 市は、遺体の身元識別のため、及び死亡者が多数のため短時日に火葬できない場合、遺体の安置場所（寺院、公共施設等）を確保し、関係機関に連絡する。
- (2) 市は、遺体の搬送について、関係機関の協力を得て、速やかに実施する。ただし、搬送車両が不足する場合は、新潟県葬祭業協同組合及び新潟県トラック協会に車両の手配をするよう県に要請する。
- (3) 市は、柩、ドライアイス等を確保するため、市内葬儀社等に依頼し調達する。ただし、不足する場合は、新潟県葬祭業協同組合に手配するよう県に要請し、遺体の腐敗等による公衆衛生上の危害を未然に防止するよう努める。

7 遺体の検案及び処理

- (1) 市は、遺体について、村上市岩船郡医師会、新潟県医師会、日本赤十字社新潟県支部等と協力して、医師による死因その他の医学的検査を実施するとともに、警察官の検視（見分）を受ける。
- (2) 村上市岩船郡医師会、新潟県医師会、日本赤十字社新潟県支部等は、検視、医学的検査を終了した遺体について、遺体の識別のための洗浄、縫合、消毒等の処置を行う。
- (3) 市は、警察及び関係機関に連絡し、遺体の身元確認を行う。
- (4) 市は、身元不明の遺体について、警察その他関係機関に連絡し、調査に当たる。
なお、身元が判明しない者の遺体は、行旅死亡人として取り扱う。

8 遺体の火葬

- (1) 市は、前記7により検案及び処理が終わった遺体について、霊柩車により搬送し、火葬する。
- (2) 市は、霊柩車、骨つぼ等が不足する場合、新潟県葬祭業協同組合又は新潟県トラック協会に手配するよう県に要請する。
- (3) 市は、死亡者が多数のため、通常の手続を行っていたのでは遺体の腐敗等により公衆衛生上の危害が発生するおそれがある場合、火葬許可手続を簡略化できる方法について、県を通じて厚生労働省へ協議する。
- (4) 市は、火葬場の被災状況を把握し、村上地域振興局健康福祉部に被害状況を報告するとともに、死亡者が多数の場合は県に応援要請を行う。

9 広域応援体制

- (1) 市は、自ら遺体の搜索、処理及び火葬の実施が困難な場合は、県及び広域相互応援協定を締結している市町村に遺体の搜索、処理及び火葬の実施又はこれらに要する人員及び資機材等について、応援を要請する。
- (2) 市は、上記(1)の応援を要請する場合は、次の事項を明らかにして、電話等により要請し、後日、速やかに文書を送付する。
 - ア 遺体処理実施場所
 - イ 対象人員概要
 - ウ 施設設備の状況
 - エ 応援を求める職種別人員数
 - オ 応援を求める物資等の種別及び数量
 - カ 処理期間
 - キ その他参考事項

10 災害救助法が適用された場合の死体の搜索、処理及び火葬の基準

災害救助法が適用された場合の死体の搜索、処理及び火葬の基準は、新潟県災害救助条例施行規則第5条に定めるとおりとする。

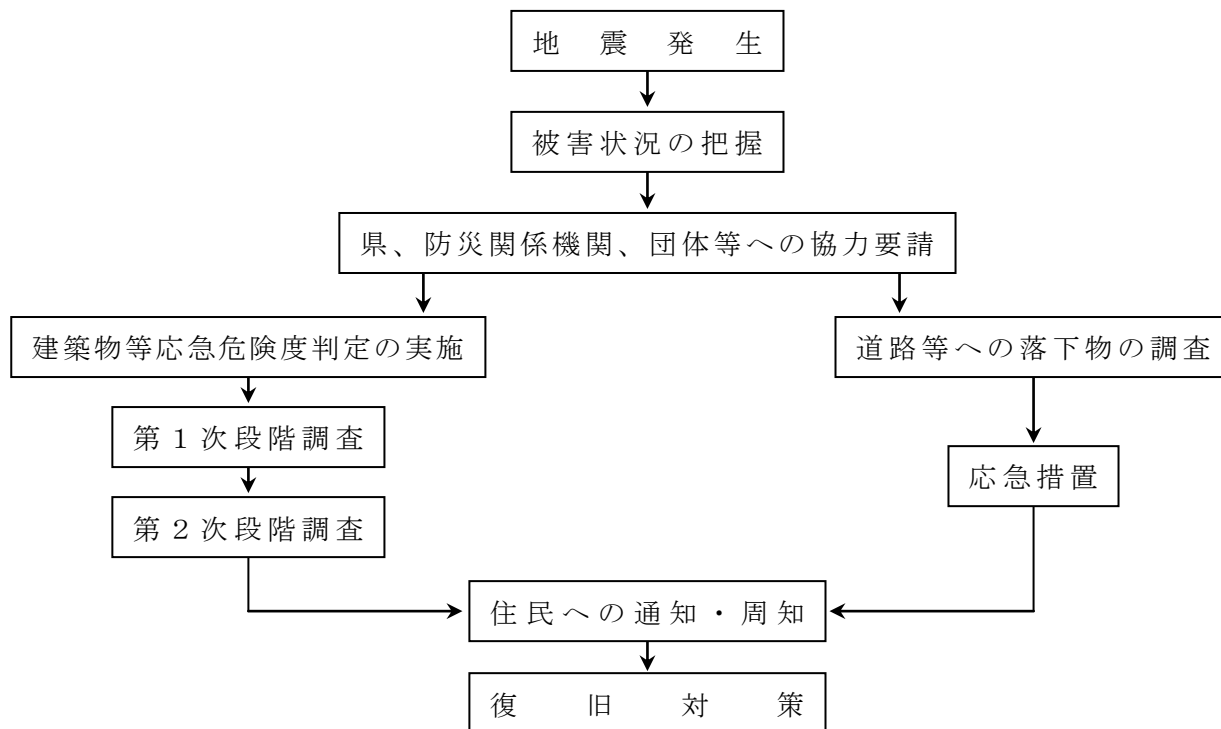
第26節 建築物等における応急対策計画

担当：都市整備部

1 計画の方針

大規模な地震が発生した場合及びその後の余震、降雨等により、建築物等に損傷、倒壊等を生じ、住民等に被害を及ぼすおそれがあるときは、市は、県、防災関係機関、関係団体等の協力を得て、速やかにこれら被害の発生の防止措置を講じる。

2 応急対策フロー図



3 被害状況の把握

市は、大規模な地震が発生した場合、被害の概要を調査するため、本章第4節「被災状況等収集伝達計画」による情報収集担当を出勤させ、被災地の情報収集に当たる。

4 県、防災関係機関、団体等への協力要請

市は、前記3による調査の結果、建築物等による人的・物的被害の発生のおそれがあるときは、速やかに、県（建築住宅課）、警察、新潟県建築士会岩船支部・新潟県建築設計協同組合等関係団体に応援協力を要請し、建築物等応急危険度判定及び道路等への落下物等の調査を行った上、応急措置を実施する。

- (1) 応急危険度判定に必要な資機材の備蓄に努める。
- (2) 地震発生時の災害状況等の情報収集を行い、応急危険度判定実施の要否を決定する。
- (3) 実施本部を設置し、判定を実施する。
- (4) 被災者等への判定実施の周知を図る。
- (5) 自力で応急危険度判定が実施できない場合は県に支援を要請する。
- (6) 判定結果の集計を行い県に報告する。

5 建築物等応急危険度判定の実施

- (1) 市は、新潟県建築士会部会員・新潟県建築設計協同組合員等の専門的知識を有する者及びあらかじめ養成した応急危険度判定技術者（以下「危険度判定技術者」という。）とともに、次の順位により応急危険度調査を実施し、被災建築物の余震等による倒壊や部材落下等による二次災害の発生を防止し、住民の安全を確保するとともに、住民への周知、注意喚起及び建築物の被災状況の把握に努める。

ア 目視により明らかに危険な建築物等

イ 防災上重要な建築物として位置付ける公共施設

(ア) 災害対策本部が設置される施設（市本庁舎、支所庁舎等）

(イ) 医療救護活動の施設（病院等）

(ウ) 応急対策活動の施設（消防本部・署、各分署等）

(エ) 避難収容施設（学校、体育館、文化施設等）

(オ) 社会福祉施設等（養護老人ホーム、身体障害者療護施設等）

ウ 不特定多数の者が出入りする施設

エ 一般建築物等

- (2) 被災建物応急危険度判定

市は、住民等の安全確保のため、速かに被災地区について第1次段階の調査を行い、終了後、直ちに第2次段階の調査を行う。

ア 第1次段階の調査

危険度判定技術者は、速やかに危険な建物を判定し、「使用禁止」の表示をする。

イ 第2次段階の調査

危険度判定技術者は、建築物の被災状況を実際に外観目視調査し、建築物の危険度を「危険」、「要注意」、「調査済み」の3段階に区分の上、その旨を建築物に表示する。

6 調査が済んだ建築物の処理

被災建物応急危険度判定により、そのまま存置しておくことが危険な建築物については、その施設の管理者又は所有者は、できるだけ速やかに当該施設を解体撤去する。

7 道路等への落下物等に対する安全対策

道路等人が通行する箇所又は人が集まる場所等へ、屋根瓦、窓ガラス等の落下、ブロック塀（石塀を含む。）、看板等の倒壊の危険があると認められる場合は、道路管理者又は当該施設の管理者若しくは所有者等は、通行禁止その他安全対策上必要な措置を講じる。

8 復旧計画

- (1) 民有施設の復旧計画

民有施設の補修、改修等の復旧は、第4章第2節「融資、貸付その他資金等による支援計画」及び同章第3節の「4 (2) 災害復旧事業計画」による。

- (2) 公共施設の復旧計画

公共施設の復旧計画については、第4章第3節の「4 (2) 災害復旧事業計画」による。

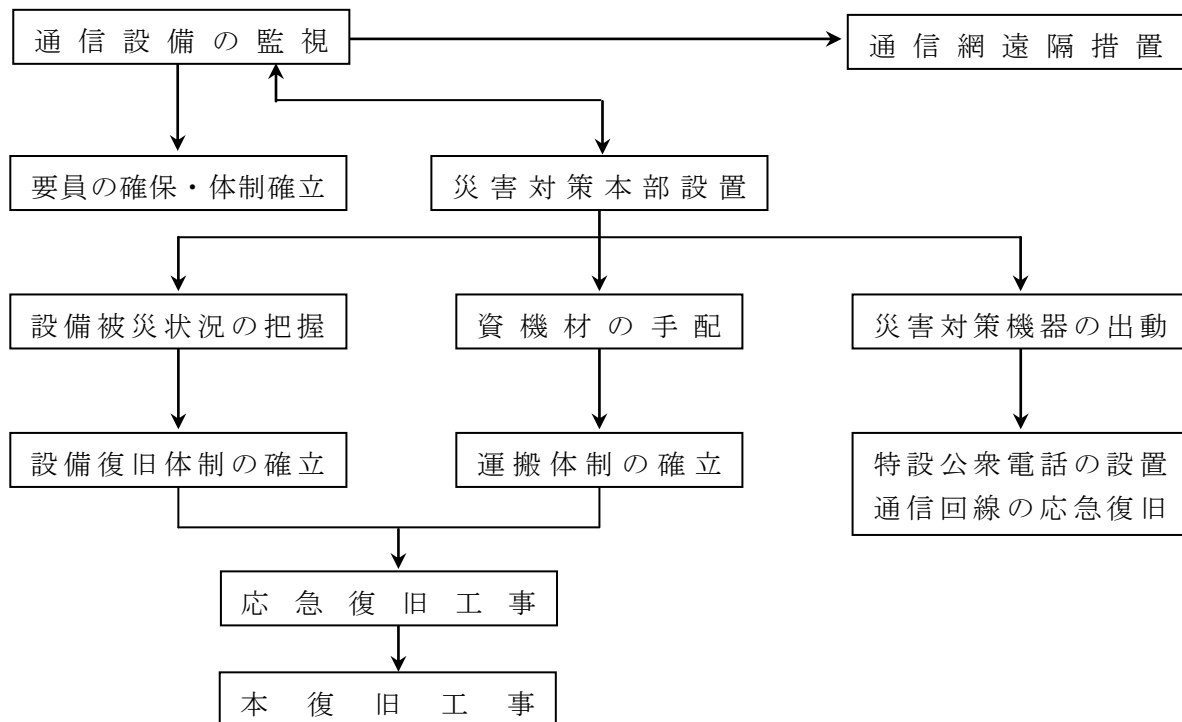
第27節 公衆通信の確保計画

担当：情報総括部

1 計画の方針

災害の発生に際して、通信設備等を防護するとともに、市、県及び関係団体とともに応急復旧作業を迅速かつ的確に実施し、通信の確保を図る。

2 公衆通信施設（NTT東日本／NTTドコモ）応急対策フロー図



3 応急対策計画

(1) 被災地通信設備の監視と通信網の遠隔措置

県内の電気通信設備を常時監視し、被災状況の情報収集とともに通信の疎通確保のための遠隔切替制御及び輻輳による規制、トーキ挿入措置等を行う。

(2) 災害時の組織体制

災害の発生又は発生するおそれのある場合は、NTT東日本新潟支店及びNTTドコモ新潟支店に設置基準に基づく次の組織体制を設置する。

- ア 情報連絡室
- イ 支援
- ウ 災害対策本部

(3) 設備復旧体制の確立

防災業務の運営あるいは応急復旧に必要な動員を行うため、次の事項について措置方法を定めている。

- ア 全社体制による応急復旧部隊、本格復旧部隊等の非常招集
- イ NTTグループ会社等関連会社による応援
- ウ 工事請負会社の応援

(4) 被害状況の把握

- ア 被害の概況について、社内外からの被害に関する情報を迅速に収集する。

イ 被害の詳細調査について、車両での通行が困難な場合は、バイク、自転車等も利用し全貌を把握する。

(5) 災害対策機器等の出動

重要回線の救済及び特設無料公衆電話を設置するため、各種災害対策用機器、移動無線車等の出動により対応する。また運搬方法については、道路通行が不可能な場合、必要に応じ、県、自衛隊等ヘリコプターの要請を行い空輸する。

- ア 孤立防止対策用衛星電話
- イ 可搬型移動無線機
- ウ 移動基地局車
- エ 移動電源車及び可搬電源装置
- オ 応急復旧ケーブル
- カ ポータブル衛星車
- キ その他応急復旧用諸装置

(6) 復旧資材等の調達及び運搬体制の確立

応急復旧に必要な資材等については、NTT東日本及びNTTドコモ保有の資材及び全国から資材等の調達を行う。

また、運搬方法については、道路通行が不可能な場合、必要に応じ、県、自衛隊等ヘリコプターの要請を行い空輸する。

(7) 災害用伝言ダイヤル171、web171の提供

震度6以上の地震が発生した場合及び災害の発生により、被災地へ向かう安否確認のための通話等が増加し、被災地へ向けての通話につながりにくい状況（輻輳）になった場合、災害用伝言ダイヤル171及び災害用伝言板web171、災害用伝言板及び災害用音声お届けサービスの利用を可能とする。

4 復旧計画

(1) 応急復旧工事

災害による電気通信設備等を緊急に復旧する必要があるため、災害対策機器、応急用資機材等の仮設備で復旧する工事により、通信の疎通を早急に確保する。

(2) 復旧の順位

通信の途絶解消及び重要通信の確保のため、災害の状況、電気通信設備の被害状況に応じ下表の復旧順位を参考とし、適切な措置をもって復旧に努める。

区分	重要通信を確保する機関
第1順位	気象機関、水防機関、消防機関、災害救助機関、警察機関、防衛機関、輸送の確保に直接関係ある機関、通信の確保に直接関係ある機関、電力の供給の確保に直接関係ある機関
第2順位	ガス及び水道の供給の確保に直接関係ある機関、選挙管理機関、預貯金業務を行う機関、新聞社、通信社、放送事業者、第1順位以外の国又は地方公共団体
第3順位	第1順位、第2順位に該当しないもの

(3) 本復旧工事

災害の再発を防止するため、必要な防災設計を織り込んだ復旧又は将来の設備拡張を見込んだ工事及び設備等が全く滅失した場合に復旧工事を実施する。

5 利用者への広報

NTT東日本新潟支店及びNTTドコモは、災害によって電気通信サービスに支障を来した場合、次に掲げる事項について、広報車及びインターネットにより地域の住民に広報するとともに、更に報道機関の協力を得て、ラジオ・テレビ放送及び新聞掲載等により、広範囲にわたっての広報活動を行う。

- (1) 災害に対してとられている措置及び応急復旧状況
- (2) 通信の途絶又は利用制限をした理由、及び状況
- (3) 特設無料公衆電話設置場所の周知
- (4) 住民等に対して協力を要請する事項
- (5) 災害用伝言サービス提供に関する事項
- (6) その他必要な事項

6 広域応援体制の整備

大規模災害が発生した場合は、NTT東日本及びNTTドコモの防災体制を確立するとともに、全国からの応援を要請し、迅速な災害復旧を図る。

(1) 応援体制

被災した支店は電気通信設備の被害状況を把握し、自支店だけでは対処できないと判断した場合は、NTT東日本本社災害対策室及びNTTドコモ本社災害対策本部に対して応援要請を行い、計画に基づいた資機材の確保と輸送体制及び作業体制を確立し運用する。

(2) 全国の応援体制

NTT東日本本社災害対策室は、応援要請に基づき、要請事項を取りまとめの上、持株会社災害対策本部及び各支店災害対策室へ要請する。

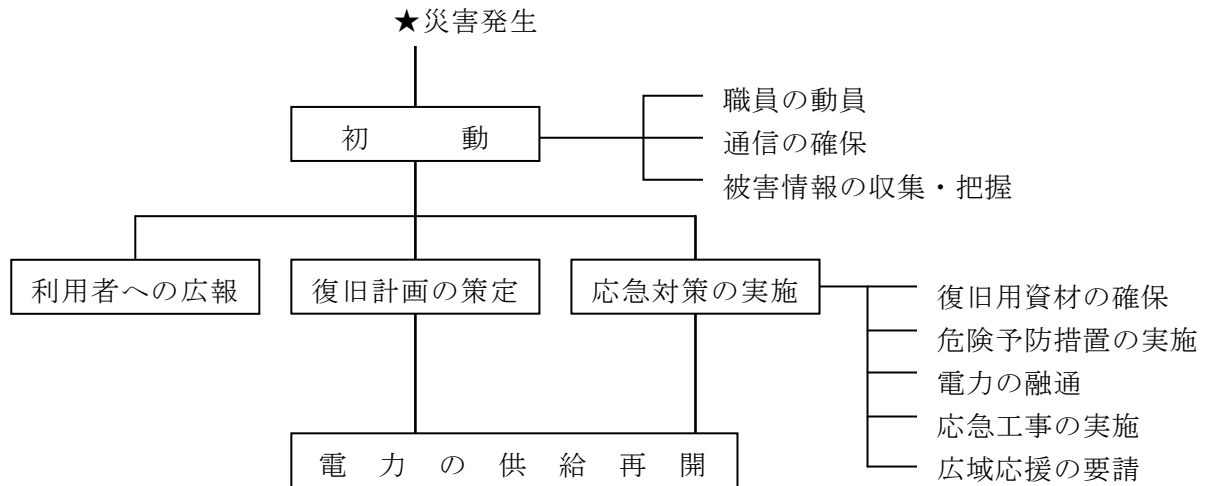
第28節 電力供給応急対策計画

担当：情報総括部

1 計画の方針

電力供給機関は災害発生時における電力ラインを確保するとともに、電気災害から住民の安全を守るため被災箇所の迅速かつ的確な復旧を実施する。

2 電気施設応急対策フロー図



3 復旧活動体制の組織

(1) 被災時の組織体制

東北電力は、地震発生時、非常災害本部（連絡室）を設置する。

本部には設備、業務毎に編成された班において災害対策業務を遂行する。

【防災体制表】

区分	非常事態の情勢
警戒体制	災害の発生に備えて連絡体制を敷くべきと判断される場合
第1非常体制	災害の発生がまさに予想され、復旧体制を整えるべきと判断される場合又は災害が発生し必要と認めた場合
第2非常体制	大規模な災害が発生し、第1非常体制での復旧が困難な場合

(2) 動員体制

対策本部及び各班の長は、防災体制の発令後、直ちに必要人員を動員する。ただし、当該店所管内で震度6弱以上の地震が発生した場合は、各長からの発令を待たず、自動的に第2非常態勢に入るものとし、対策要員及び一般社員は呼集を待つことなく出動する。

また、被害が甚大で当該店所のみでは早期復旧が困難な場合は他店所や関連企業に応援を要請し要員を確保する。復旧作業隊及び復旧資材の迅速な輸送を図るため、緊急通行車両の指定措置を関係機関に要請する。

(3) 通信の確保

対策本部（連絡室）は、防災体制を発令した場合速やかに関係店所間に非常災害用電話

回線を構成する。

(4) 被害情報の把握と情報連絡体制

各班は、各設備（発電所、変電所、送電線、配電線等）毎に被害状況を迅速かつ的確に把握し、通報連絡経路に従って対策本部へ報告し、本部はこれを集約し関係機関へも報告する。

4 応急対策

(1) 復旧資材の確保

ア 対策本部（連絡室）班長は、予備品、貯蔵品等の在庫量を確認し、調達を必要とする資材を可及的速やかに確保する。

イ 災害対策用の資機材の輸送は、自社で対応することが困難な場合は、請負会社の車両、ヘリコプター等を始め可能な運搬手段により行う。

ウ 災害時において復旧資材置場及び仮設用用地が緊急に必要な場合、人員の確保及び資材運搬が困難な場合は、当該地方自治体の災害対策本部に要請して確保する。

(2) 災害時における危険予防措置

災害時においても、原則として電気の供給を継続するが、二次災害の危険が予想され、災害対策本部（県・市）、警察署、消防機関等から要請があった場合は、送電停止等の適切な危険予防措置を講じる。

(3) 電力の融通

各電力会社と締結した「全国融通電力受給契約」及び東北電力と隣接する各電力と締結した「二社融通電力需給契約」に基づき、電力の緊急融通を行う。

(4) 応急工事

災害時における応急工事については、恒久的復旧工事との関連及び情勢の緊急度を勘案して迅速かつ的確に実施する。緊急復旧を要する箇所は、電源車、バイパスケーブル車、仮設変圧器車などを使用して早期送電を行う。

5 復旧計画

復旧計画の策定に当たっては、病院、公共機関、広域避難場所等を優先することとし、具体的には国、県、市の災害対策本部と連携し復旧計画を策定する。

6 利用者への広報

停電による社会不安の除去と公衆感電事故防止及び二次災害防止の周知について、広報車及びチラシ、掲示板等の利用並びに報道機関の協力を得てラジオ、テレビ等放送媒体及び新聞等により電力施設被害状況、復旧の見通し、公衆感電防止等について周知を図る。

また、防災行政無線で積極的に情報を提供し、広報活動をする。

7 広域応援体制

復旧活動に当たり、他電力会社への応援要請又は派遣について、電力会社間で策定した「災害復旧要綱」に基づき応援要請を行う。

また、関連会社についても、「非常災害復旧に関する協定」に基づき復旧活動の支援を依頼する。

第29節 ガスの安全、供給対策計画

担当：情報総括部、都市整備部

1 計画の方針

(1) 基本方針

都市ガス事業者及びLPガス販売事業者（以下「ガス事業者」という。）は、地震発生後速やかに、災害の規模、ガス施設への影響等の調査を行い、ガスによる二次災害のおそれがある地域については、ガスの供給を停止する。供給を停止した場合は、事前に定めてある復旧計画書に沿って、安全で効率的な復旧を進めることを基本とする。また、市は二次災害防止の広報、供給停止・復旧状況等の広報を行う。

(2) それぞれの責務

ア 住民の責務

ガス栓を閉止する等の地震発生時にとるべき安全措置に従い、ガスによる出火、爆発等の事故発生防止に努める。

イ 市の責務

二次災害防止のための広報を行うほか、市がガス供給を行なっている区域については、下記のガス事業者の役割も行う。

ウ 県の責務

ガス事業者に対して安全確保の徹底を指導する。

また、二次災害防止のための広報を行う。

エ ガス事業者の責務

(ア) ガス供給設備の安全点検を行う。

(イ) 二次災害防止のための広報を行う。

(ウ) 被害状況を踏まえて復旧計画を定め、災害発生時の緊急措置マニュアルに従って安全で効率的な復旧を進める。

(エ) 都市ガス事業者は、供給再開前に供給先ガス設備の安全確認点検を行う。


(オ) LPガス事業者は、地震発生後、速やかに供給先ガス設備の緊急点検を行う。また、必要に応じて、使用再開前に安全確認点検を行う。

(カ) LPガス事業者は、市の要請により避難所、公共施設等への緊急供給を行う。

(キ) LPガス事業者は、埋没・流出した容器の安全な回収を行う。

(3) 主な取組み

ア 都市ガス事業者

地震発生後 	ガス供給設備等の被害状況の把握
	供給停止判断・措置
	二次災害防止措置
	関係機関への報告
	供給先の安全確認、供給再開開始
供給停止後 概ね14 日	供給再開完了(注)

(注) 大規模な被害が生じた場合を除く。

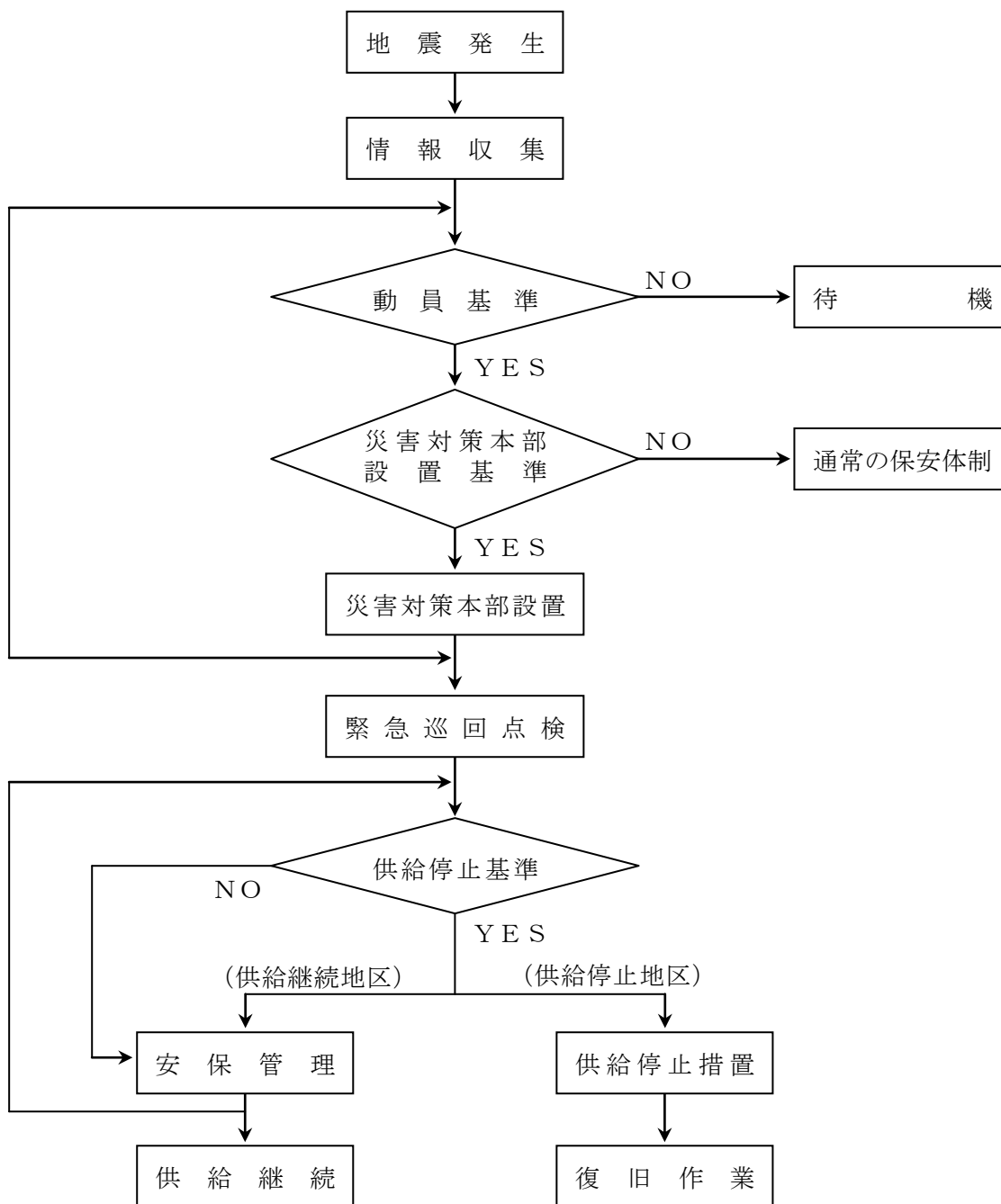
イ LPガス事業者

地震後 1時間	充てん所の被害状況の把握
地震後 3時間	二次災害防止措置
地震後 2日	供給先の緊急点検完了
地震後 3日	充てん所の復旧（注1）、供給先安全確認完了（注2）

注1. 大規模な被害が生じた場合を除く。

2. 安全確認は、消費者の利用再開の要望がある場合。

2 緊急フロー図



3 業務の内容

(1) 被害状況把握、二次災害防止措置等

ア 地震発生後、速やかに供給所施設、導管施設等の被害調査及び供給先ガス設備の緊急点検・安全確認

点検等を実施し、被害状況を把握する。

イ 調査及び点検の結果、ガスによる二次災害のおそれのある地域については、ガスの供給を停止する。

(2) 復旧対策

ア 復旧計画を定め、災害発生時の緊急措置マニュアルに従って安全で効率的な復旧を進めるとともに、

消費先ガス設備の安全確認点検を行う。必要に応じて復旧支援団体等に救援を要請する。

イ 二次災害の防止及び円滑な復旧作業のため、次の方法により広報を行う。

- (ア) 報道機関への協力要請
- (イ) 広報車による巡回
- (ウ) 戸別訪問
- (エ) 関係機関への協力要請

(3) 要配慮者に対する配慮

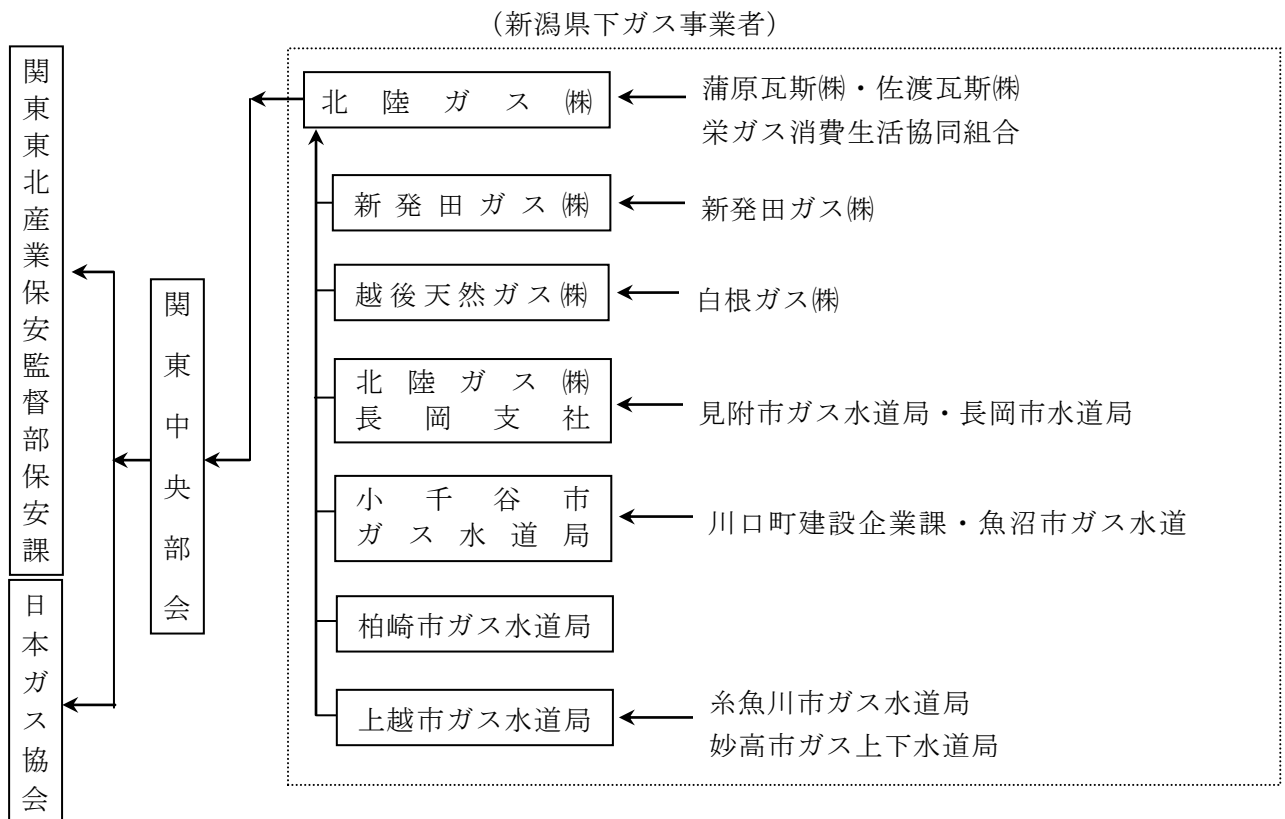
ア ガス事業者は、要配慮者世帯の緊急点検・安全確認点検に当たり、燃焼器具の点検を併せて行う。

イ 避難時に誘導等を行う地域住民は、要配慮者世帯のガス栓の閉止等の安全措置の実施状況を確認するよう努める。

(4) 積雪期の対応

住民は、積雪期の地震発生に当たっては、事故発生防止と緊急点検・安全確認点検の迅速な実施のため、LPガス容器やガスメーター周辺の除雪に努める。

【日本ガス協会関東中央部会情報連絡系統表】



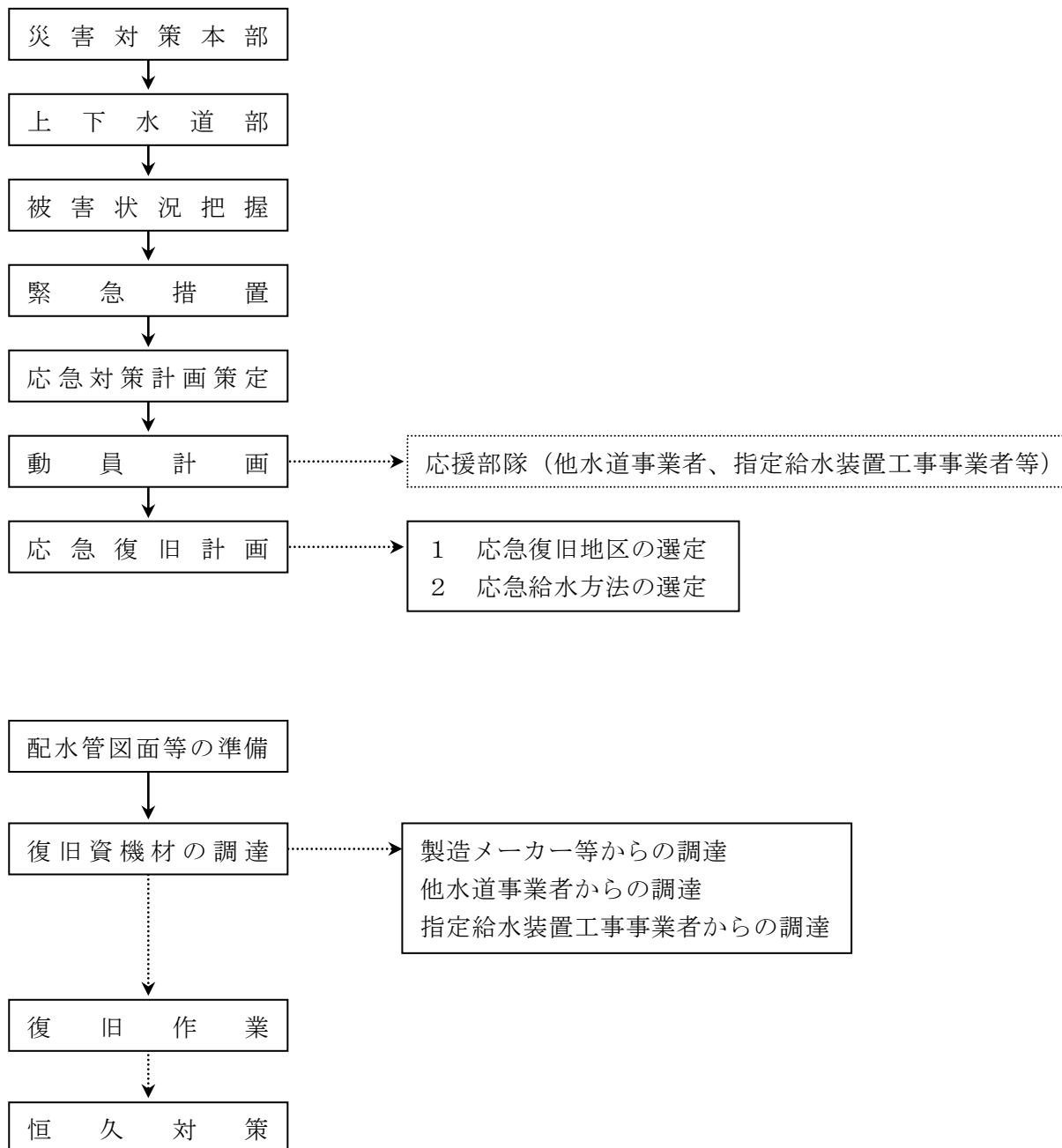
第30節 上水道施設応急対策計画

担当：上下水道部

1 計画方針

災害により水道施設が破損した場合、住民生活に大きな影響を与えるため、上下水道部は、可能な限り速やかに施設を修復し、管路を確認して二次災害の発生を未然に防止する。

2 応急対策フロー図



3 被害状況等の把握

上下水道部は、次の方法により迅速かつ的確に水道施設、配水管路、道路等の被害状況を把握する。

- (1) 取水施設、浄水場、配水場等の主要施設の被害状況及び配水ポンプ等の運転状況のテレメータ監視システム等による把握
- (2) 職員等による主要施設、配水管路等の巡回点検による被害状況の把握
- (3) 住民等からの通報による、配水管、給水管等の破損、断水等被害状況の把握
- (4) 災害対策本部からの災害規模・範囲及び道路等の被害状況の情報入手

4 実施体制、広域応援体制

- (1) 指定給水装置工事事業者と連絡を密にし、災害時における応急復旧体制を確保しておくとともに、必要に応じ、県及び日本水道協会新潟県支部に応援を要請し、十分な応急復旧体制を確立する。
- (2) 市は、県を通じ厚生労働省、自衛隊及び全国の水道事業者の応援を求め、十分な応急復旧体制の確立を図る。また、市独自に村上市建設業協会等の応援を求め、より一層の充実を図る。
- (3) 市は、必要に応じて、県を通じ水道法第40条に基づく、水道用水の緊急応援命令等の適切な措置を講じ被災地の水道の早期復旧に努める。
- (4) 応援部隊を的確に指揮できる体制を確立する。
- (5) 水道資機材の取扱業者及び関係機関と連絡を密にし、応急復旧活動に協力要請を行う。

5 復旧計画

- (1) 災害発生後速やかに被害状況を把握し、二次被害防止のための緊急措置を講じるとともに、水道施設の復旧作業を行う。
- (2) 調査時には、路面の破損状況、漏水の痕跡状況等により破損内容を判断する。
- (3) 調査は、復旧作業中でも継続する。
- (4) 被害状況報告書に基づいて、断水区域図、給水可能区域図を作成する。
- (5) 復旧のための使用材料、重機等の仕様書を作成するとともに、速やかに手配をする。
- (6) 配管図（1/12000、1/10000、1/2500、1/500）の準備を行う。
- (7) 応急復旧の範囲
市による応急復旧の範囲は、各戸1栓程度の復旧までとし、以降の給水装置の復旧は、所有者に委ねられる。
- (8) 復旧目標
可能な限り迅速に作業を進め、1週間～3週間での復旧を目途とする。
- (9) 復旧作業手順
原則として、取水、導水、浄水施設を最優先とし、次いで、送水管、基幹配水管、配水管、給水装置（各戸1栓程度）の順に作業を行う。
- (10) 優先順位
拠点給水所及び基幹配水管の復旧作業を優先的に行う。
- (11) 冬期間の配慮
冬期間の応急復旧作業は、施設や道路等の除雪作業が必要になるため、除雪要員を確保するとともに、道路管理者等の関係機関と除雪作業について連絡調整する。
- (12) 飲料水の衛生確保
残留塩素濃度を測定し、適切に消毒されていることを確認する。

6 住民等への広報

上下水道部は、広報車、チラシ、報道機関等により、水道水の断水・減水の状況、応急給水及び応急復旧の状況等について広報し、住民等の不安の解消に努める。

7 恒久対策

(1) 全般的な漏水防止調査を実施し、完全復旧を図る。

(2) 恒久復旧に当たっては、原形復旧だけでなく耐震化、近代化の向上を図る。

特に、管路の耐震継手・伸縮可撓管等の耐震化の向上、配水区域のブロック化、ループ化、連結管のバイパスルートの確保等バックアップシステムの構築を図る。

第31節 下水道施設応急対策計画

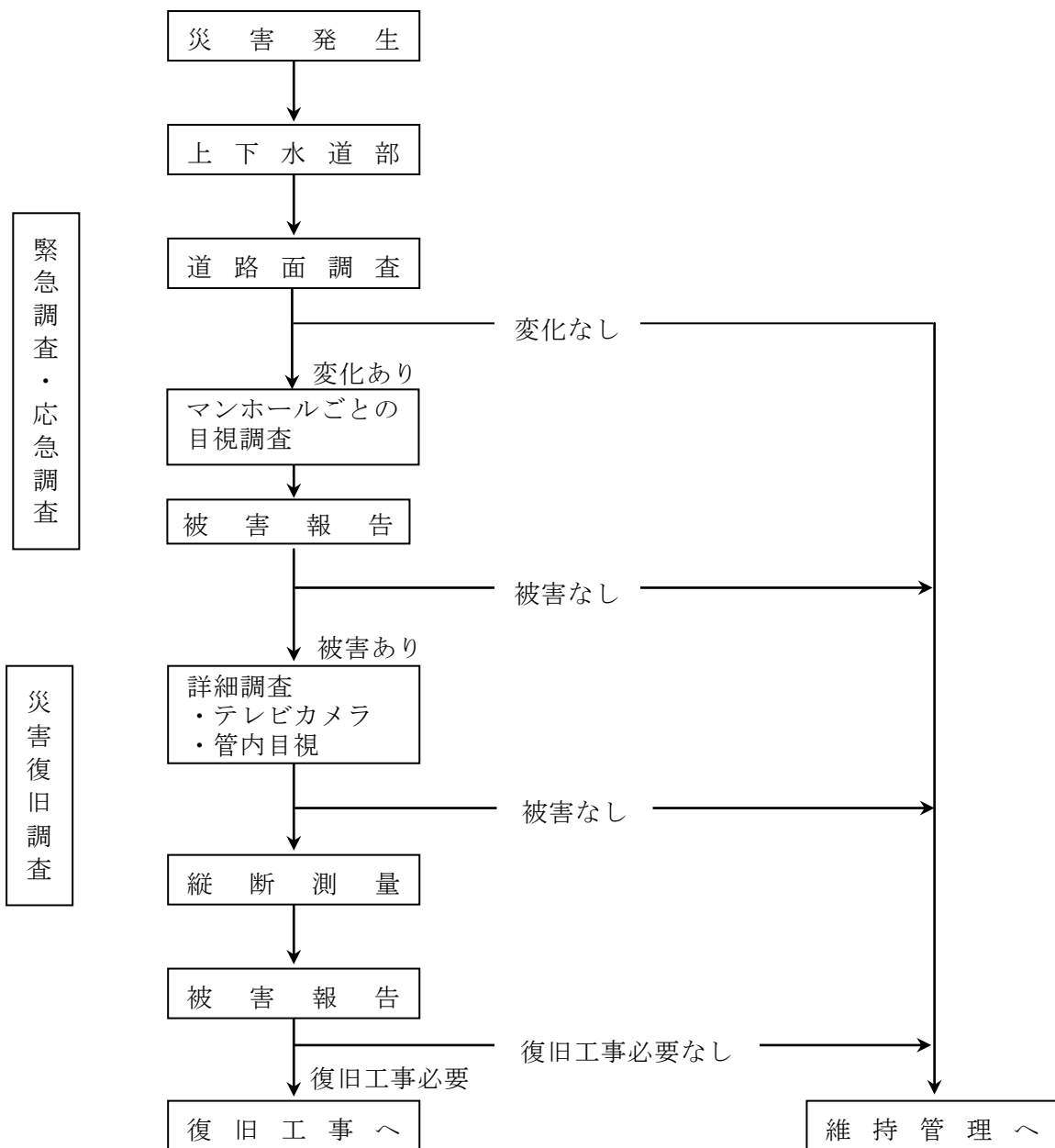
担当：上下水道部、市民部

1 計画の方針

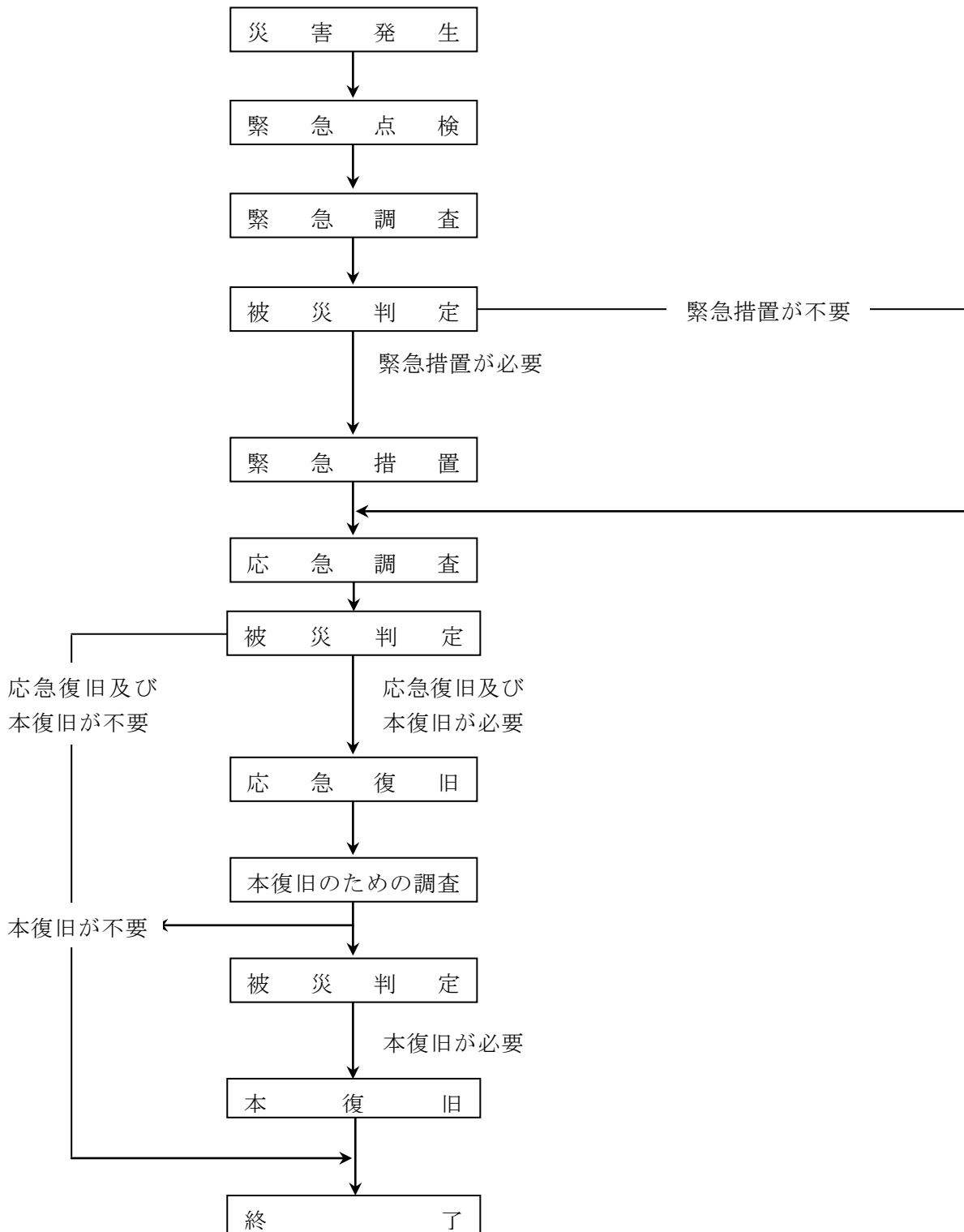
下水道施設は、ライフライン施設として被災者の生活に大きな影響を与えることから、早期の復旧が求められるものである。このため、災害の発生により下水道施設が破損した場合、上下水道部は、迅速に応急措置ができるよう、被害状況の速やかな調査を実施し、いち早く下水道施設の機能復旧を図る。

2 応急対策フロー図

(1) 調査フロー（管渠）



(2) 処理センター・ポンプ場・浄化センター



3 管渠、処理センター、浄化センターの応急対策

【緊急措置と応急措置について】

- 緊急措置…重大な機能障害及び二次災害の危険性を緊急に取り除くための仮の措置
- 応急措置…緊急性はやや落ちるが、緊急措置と同様の目的を持つとともに、管路施設及び処理施設の機能回復のために行う応急的な復旧

(1) 緊急措置

対応項目	対 策	協力依頼先
緊急点検・調査・措置による対応	<ul style="list-style-type: none"> ・下水道施設等、市管理施設の緊急点検、緊急調査の実施 ・緊急調査に基づく応急復旧の策定の操作を行う。 	県 日本下水道事業団 日本下水道協会 (一社)地域資源循環技術センター 協定事業者等

ア 管渠

下水道管の閉塞、破損等による機能障害及び道路、周辺施設等への二次災害の危険性を緊急に取り除くため、道路管理者との協議の上、バリケード、マーカーライト等の設置、陥没部への砂利等の投入、危険箇所への通行規制など必要な措置を講じる。

また、管渠へのガス、石油等の流入による周辺住民への危険性の呼びかけ等を講じる。

管渠等の破損による大量流入水から処理場、市街地の浸水防除のため、緊急遮断ゲートの操作を行う。

イ 処理センター・浄化センター

処理センター及び浄化センターにおいて、人的被害につながる二次災害未然防止として、建物、機械・電気設備の緊急点検を行い、必要に応じて火気の使用禁止、立入禁止、漏水箇所の止水等を行う。

ウ マンホールポンプ

マンホールポンプの電気通信の点検を行う。

(2) 応急復旧

対応項目	対 策	協力依頼先
応急復旧による対応	<ul style="list-style-type: none"> ・応急復旧計画に基づき、応急復旧を実施、下水道施設等利用を再開する。 ・仮設要資材の調達に努める。 ・地域住民等に応急復旧状況などを周知する。 ・県に応急復旧状況等を連絡する。 ・避難所等に連結する下水道を最優先に復旧する。 	県 日本下水道事業団 日本下水道協会 (一社)地域資源循環技術センター

ア 管渠

管路施設の構造的、機能的被害程度、他施設に与える影響程度を判断し、下水道管内、マンホール内の土砂の浚渫、止水バンドによる圧送管の止水、可搬式ポンプによる下水の排除、仮管渠の設置、マンホールの切下げ等を講じる。

イ 処理センター・浄化センター

本復旧までの一時的な処理場機能の確保をするため、コーキング、角落しによる水路仮締切、仮配管の布設、弁操作による配管のルート切り回し、可搬式ポンプによる揚水、急結セメントによる復旧、固形塩素剤による消毒等を講じる。

ウ マンホールポンプ

マンホールポンプの電気通信の被害程度の調査、可搬式ポンプによる下水の排除を行う。

4 復旧計画

応急復旧により暫定機能が確保され、災害後の混乱も収まり、本格的な社会生活活動が再開されると、市は、本復旧を実施するために必要な調査を実施し、その施設に要求される機能及び水準を適切に判断し復旧計画を策定する。

下水道施設等復旧は、おおむね次の計画を目安にする。

発災後～3日目程度	<ul style="list-style-type: none"> ・ 水害対応運転、施設の浸水対策 ・ 住民等への情報提供、使用制限の広報 ・ 処理場、ポンプ場、管渠等の緊急点検、緊急調査、緊急措置
発災後3日程度～ 1週間程度	<ul style="list-style-type: none"> ・ 応急調査着手、応急計画策定 ・ 施設応急対策実施
発災後1週間程度～ 1か月間程度	<ul style="list-style-type: none"> ・ 本復旧調査着手 ・ 応急復旧着手・完了
発災後1か月～	<ul style="list-style-type: none"> ・ 本復旧調査完了、本復旧計画策定 ・ 災害査定実施、本復旧着手

対応項目	対 策	協力依頼先
外部応援依頼による対応	<ul style="list-style-type: none"> ・ 協定事業者等に外部応援を依頼、災害対応業務を実施する。 ・ 応援者の受入態勢をつくる。 	協定事業者等
本復旧による対応	<ul style="list-style-type: none"> ・ 災害査定のために調査、準備を行い、災害査定を受ける。 ・ 本復旧計画に基づき、下水道施設の本復旧を実施する。 ・ 地域住民等に本復旧状況を周知する。 ・ 避難所等を優先的に復旧する。 	県 日本下水道事業団 (社)地域資源循環技術センター

5 利用者への協力要請

下水道施設の被害が広範囲にわたり、速やかな復旧が不可能な場合、市は、利用者に対して広報活動等により、水洗トイレ、風呂等の使用を極力控えるよう協力要請する。

また、必要に応じて、関係業界の協力を得て、仮設トイレの設置、被災していない共同浴場の利用等を行う。なお、広報活動の際、利用者が下水道施設の異状を発見した場合には、下水道関係機関へ通報するよう、利用者呼び掛けを行う。

6 積雪期の対応

積雪凍結時においては、通常の状態把握、施設点検、応急復旧等の活動と比較して多くの困難を伴うことから、市は、通常時以上に道路管理者等の除雪関係機関等と密接な連絡を取った上、必要な措置を講じる。

また、処理場、ポンプ場等の重要施設においては、特に個別の場内除雪体制を整備し、速やかな施設点検と円滑な応急対策を実施する。

第32節 危険物等施設応急対策計画

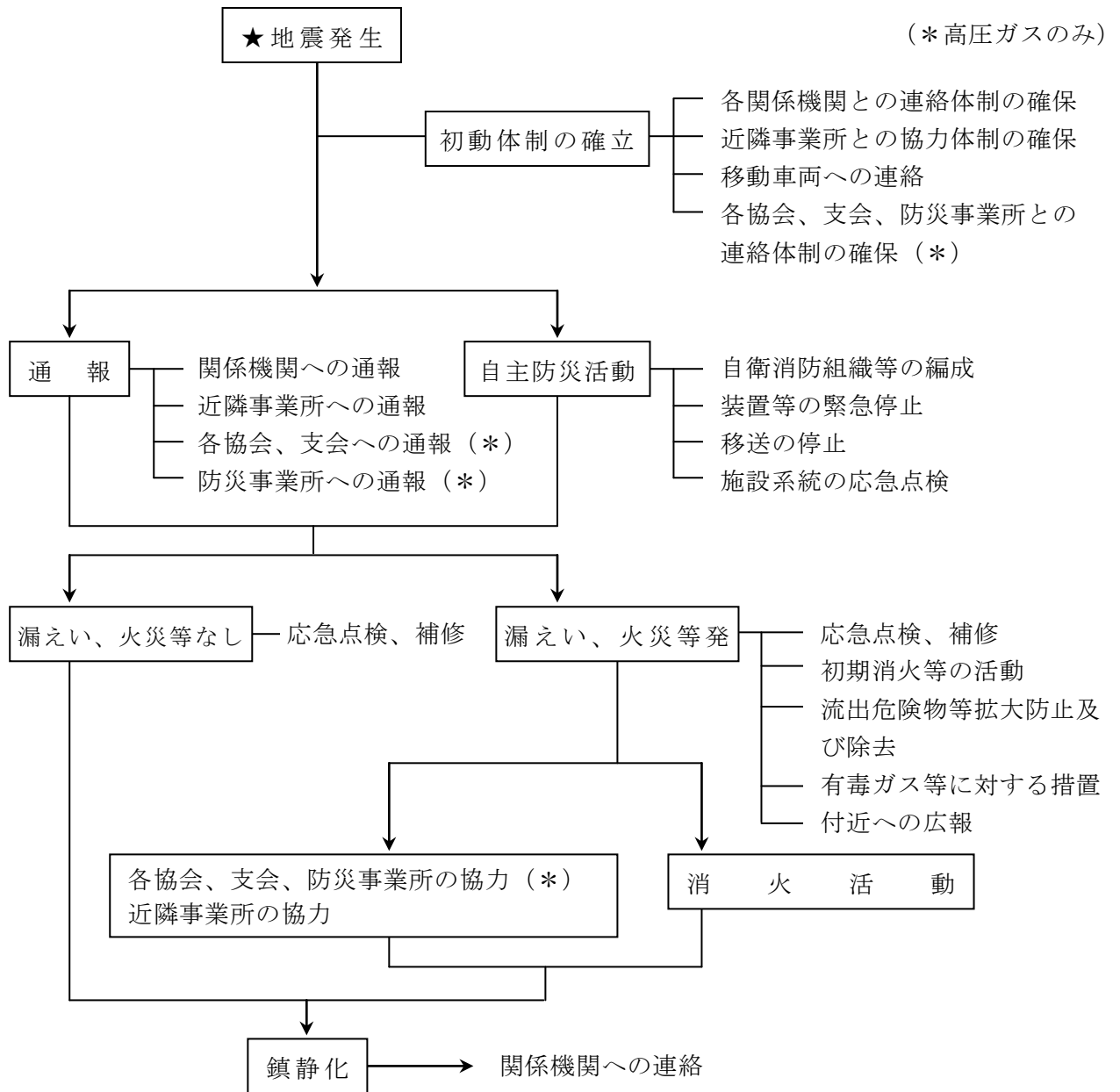
担当：情報総括部、消防部

1 計画の方針

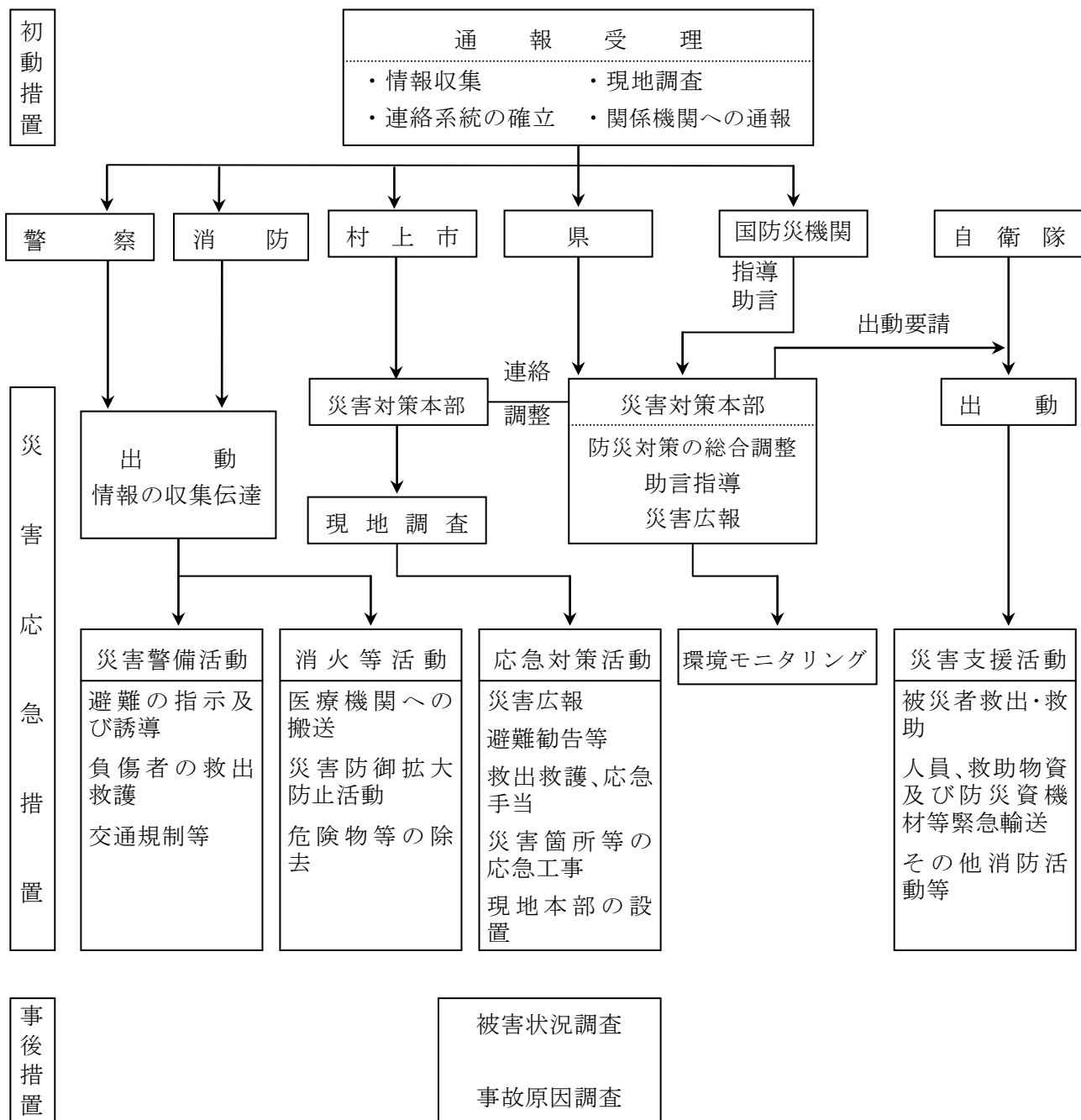
大規模災害が発生し、危険物等施設に被害が生じた場合には、被害を最小限にとどめ、施設の従業員及び周辺地域住民に対する危害防止を図るため、関係機関及び関係事業所は相互に協力し、被害の拡大防止、危害防止対策を講じる。

2 危険物等施設応急施設対策フロー図

(1) 事業所



(2) 国、県及び市



3 危険物等施設の応急対策

災害時に危険物等取扱事業所の責任者及び管理者は、次に掲げる措置を各施設の実態に応じて講じるとともに、国、県、市及び消防本部と連携して、被害の拡大防止と危害防止を図る。

(1) 共通の応急対策

ア 関係機関との連絡体制の確保

危険物等取扱事業所は、災害等により被災した場合、消防本部、警察署等関係機関及び隣接事業所に事故状況を伝達する等速やかに連絡体制を確保し、協力体制を確立する。

イ 災害発生時の自主防災活動

危険物等取扱事業所は、災害発生時には、あらかじめ定めた自衛消防組織等の活動要領

に基づき自主防災活動を行う。

ウ 危険物施設等の緊急停止と応急点検

危険物等取扱事業所は、地震発生時には危険物等の作業の停止、装置等の緊急停止を行うとともに、直ちに応急点検を実施する。

エ 危険物施設等の応急措置

危険物等取扱事業所は、危険物施設等の被害状況及び付近の状況等について十分に考慮し、現況に即した適切な応急措置を講じる。

(ア) 危険物施設等の損傷等異状が発見されたときは、補修、危険物等の除去等適切な措置を講じる。

(イ) 危険物等による災害が発生した場合には、消火剤、オイルフェンス、中和剤等を十分活用し、現状に応じた初期消火や流失防止措置を行う。

オ 周辺地域住民に対する広報等

危険物等取扱事業所は、地域住民の安全を図るため、速やかに発災を広報し、避難誘導等適切な措置を講じるとともに、関係機関に住民等への広報や避難誘導等の協力を求める。

カ 隣接事業所との連携による対策の実施

危険物等取扱事業所は、対応要領に基づき隣接事業所等との連携により災害に対処し、被害の拡大防止に努める。

(2) 個別の応急対策

ア 危険物、毒物劇物及び有害物質

(ア) 取扱従事者の応援体制の確保

取扱事業所は、被災状況に応じ、隣接事業所等の危険物、毒物劇物取扱従事者及び公害防止管理者等の協力を得て、適切な対応を図る。

(イ) 取扱事業所は、移送、運搬中の責任者と速やかに連絡を取る。そのため、内部における連絡系統を明確にしておく。

イ 火薬類

取扱事業所の責任者は、現場の警備責任者等と連絡を密にして速やかに次の措置を講じる。

(ア) 保管、貯蔵又は運搬中の火薬類を安全地域に移す余裕のある場合は、速やかにこれを安全な場所に移し、見張人を付けて関係者以外の者が近づくことを禁止する。

(イ) 道路が危険であるか又は搬送の余裕がない場合は、火薬類を付近の水中等に沈める等安全な措置を講じる。

(ウ) 搬出の余裕がない場合は、火薬庫にあっては、入口、窓等を目塗土（めぬりど）で完全に密閉し、爆発により災害を受けるおそれのある地域はすべて立入禁止の措置をとり、危険区域内の住民等を避難させるための措置を講じる。

ウ 高圧ガス

(ア) 施設の被害状況調査及び対応

高圧ガス取扱事業所は、高圧ガス施設、設備、販売施設（容器置場）等を巡回し、ガス漏えい検知器等による調査点検を行い、火災やガス漏えい等への対応を図るとともに、通報、応援依頼等連絡を行う。また、高圧ガス販売事業所においては、販売先の一般消費者消費設備について速やかに被害状況調査を行い、火災やガス漏えい等への対応を図るとともに通報、応援依頼等連絡を行う。

(イ) 高圧ガス関係協会の対応

a (社)新潟県LPガス協会

各支会の取りまとめ及びLPガス販売事業者に関する被害情報収集、整理及び防災関係機関、各支会、LPガス販売事業者からの要請に対する対応を図る。

- b 新潟県高圧ガス保安協会
高圧ガス取扱事業所に関する被害情報収集、整理及び防災関係機関、高圧ガス製造、一般高圧ガス販売事業者からの要請に対する対応を図る。
- c 新潟県冷凍空調設備保安協会
高圧ガスを使用した冷凍事業者に関する被害情報収集・整理及び防災関係機関、冷凍の高圧ガス製造事業所からの要請に対する対応を図る。

(ウ) 防災事業所の対応

移動車両が被災した場合は、高圧ガス運送基準（平成5年10月改正）に基づき応急措置を講じるとともに、警察署、消防本部等を通じ防災事業所（新潟県高圧ガス防災協議会で規定している防災事業所）の出動を要請し対応を図る。

エ 放射線使用施設等

地震の発生に伴う放射線使用施設及び放射性同位元素に関する事故措置にあつては、人命危険の排除を図るとともに、関係機関との連携を密にし、現況に即した応急対策を講じる。

また、災害の拡大を防止するため、放射線施設等の管理者は、次に掲げる応急対策を講じ、迅速かつ適切にその被害の防除に努める。

- (ア) 施設の破壊による放射線源の露出、流出等が発生した場合及びその危険がある場合は、その被害の拡大防止に努め、また被害状況に応じ警戒区域を設定するとともに、科学技術庁、消防本部等関係機関への通報を行う。
- (イ) 放射線取扱主任者は、従事者に適切な指示をし、放射線被害の拡大防止に努める。
- (ウ) 放射線被害を受けた者又は受けたおそれのある者がある場合は、速やかに救出し、なお付近にいる者に対し避難するよう警告する。
- (エ) 放射線発生装置の電源を遮断し、余裕のあるときは放射性同位元素及び放射性同位元素装備機器を安全な場所に移し、周辺を危険区域に設定し、その旨表示し、見張りを置き関係者以外の立入りを禁止する。

4 危険物等流出応急対策

陸上施設から、河川に大量の危険物等が流出又は漏えいした場合は、次に掲げる対策を講じ、迅速かつ適切にその被害の防除に努める。

- (1) 災害等により当該流出事故が発生した場合、事故関係者、事故発見者及び通報受理者は、速やかに市又は消防本部、警察及び荒川水系水質保全連絡協議会（羽越河川国道事務所）に通報する。
- (2) 当該関係機関及び危険物取扱者は、危険物等の大量流出による災害が発生した場合、それぞれの業務又は作業について、相互に密接な連絡を取るとともに、人員及び設備、資機材等に関して防除対策が迅速かつ的確に実施できるよう協力して実施する。
- (3) 当該関係機関及び危険物等取扱者は、事故が発生した場合は、災害の拡大防止と迅速かつ適切な処理を図り、総合的な防除対策を推進するために必要な組織を整備する。
- (4) 危険物等が大量に流出した場合、当該関係機関及び事業所は、自主的かつ積極的に次の防除作業を実施する。
 - ア 拡散を防止するため、オイルフェンス、むしろ等の応急資機材を展張する。
 - イ オイルフェンス等により、流出範囲を縮小した危険物等を吸引ポンプその他により吸い上げ、又は汲み取るとともに必要に応じて化学処理剤により処理する。
 - ウ 流出した危険物等から発生する可燃性ガスの検知を行い、火災及び健康・環境被害の未然防止に必要な措置を講じる。
- (5) 防災関係機関は、災害の拡大防止を図るため付近住民等に対する火気使用の制限、避難

勧告等の必要な措置を講じる。

また、飲料水汚染の可能性がある場合には、県及び河川管理者は、水道水取水地区の担当機関に直ちに連絡し、取水制限等の措置を講じる。

- (6) 陸上施設から、有害物質が河川等の公共用水域に流出した場合、地下に浸透した場合又は大気中に放出された場合は、村上地域振興局健康福祉部、河川管理者及び市は、人の健康の保護及び環境保全の観点から、必要に応じて環境モニタリング調査を実施するとともに、その結果を関係機関に速やかに通報し、防除対策の実施等に資する。

5 住民等に対する広報

危険物等による災害が発生し、又は周辺に被害が拡大するおそれがある場合においては、関係機関は、関係事業所及び隣接事業所の従業員、地域住民の生命、身体の安全確保を図るため、次により必要な広報活動を実施する。

(1) 事業者の広報

災害の態様規模によって、広報活動は一刻を争うこともあり、危険物等取扱事業所は、広報車、拡声器等を利用し、迅速かつ的確に広報するとともに、市等の防災関係機関に必要な広報を依頼する。

(2) 市の広報

災害が発生し、又は発生のおそれがあるときは、市は、直ちに付近住民に災害の状況や避難の必要性等の広報を行うとともに、県及び報道機関の協力を得て周知を図る。

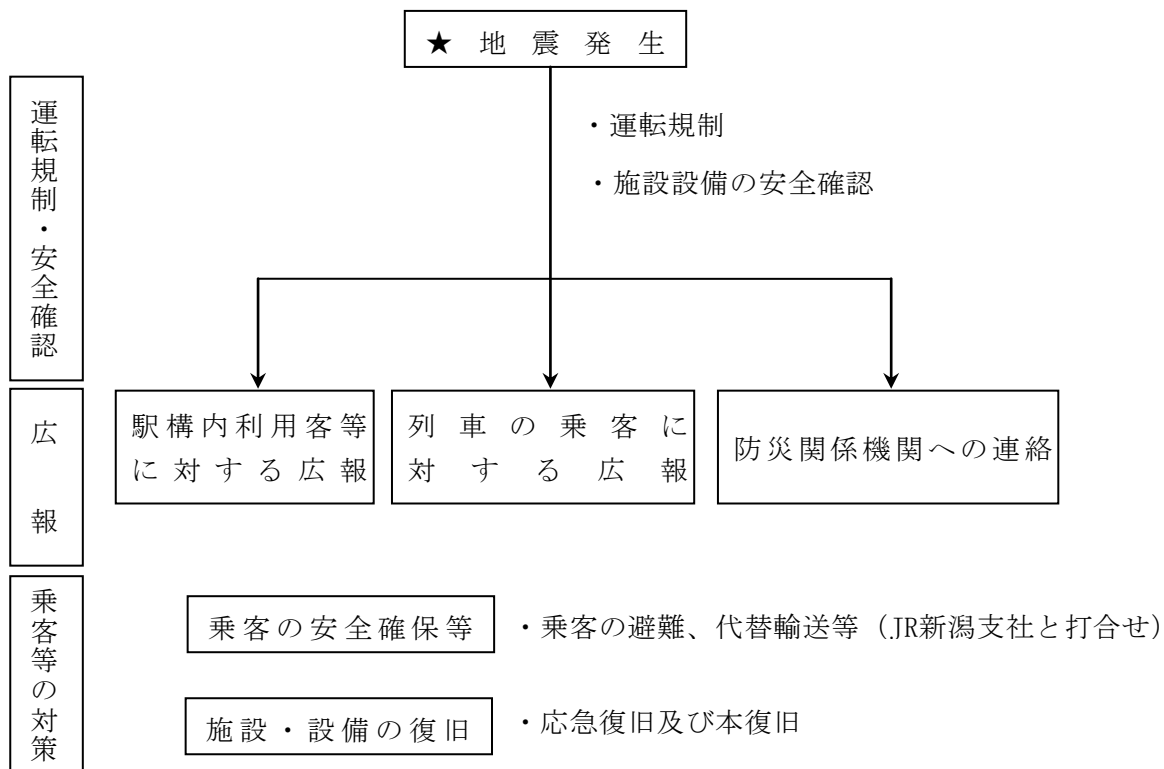
第33節 鉄道施設応急対策計画

担当：情報総括部

1 計画の方針

鉄道事業者（JR東日本新潟支社内の村上管理駅内〔市を含むJRの管理駅区分名〕の関係箇所）は、地震が発生した場合、被害を最小限にとどめ、旅客の安全を確保するとともに、迅速に応急復旧の体制がとれるよう計画を樹立する。

2 鉄道施設応急対策フロー図



3 応急対策

鉄道事業者は、次のとおり応急対策を実施する。

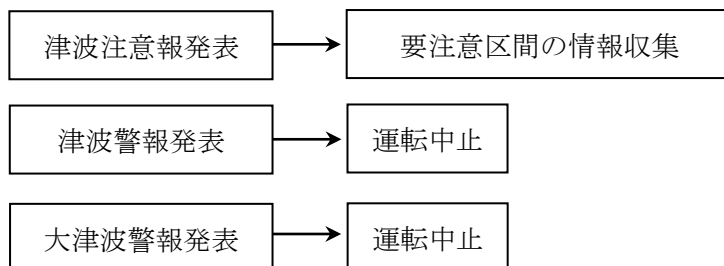
(1) 災害対策本部の設置

地震の規模、状況に応じ、社内規程に基づき災害対策本部等を設置する。

(2) 地震発生時の運転基準及び運転規制区間

地震発生時及び津波警報等発表時には、その強度等により次のとおり運転規制等を実施し、安全確認を行う。

ア 津波警報等発表時の取扱い



イ 地震発生時の運転基準及び運転規制区間

規制区間Ⅰ（落石区間）	規制区間Ⅱ（一般区間）	
25ガル未満	3カイン以上～6カイン未満 40ガル未満	所定運転
3カイン以上～6カイン未満 25ガル以上～40ガル未満	6カイン以上～12カイン未満 40ガル以上～80ガル未満	注意運転
6カイン以上 40ガル以上	12カイン以上 80ガル以上	所定運転

（上越新幹線については、18カイン以上で列車の運転を見合わせる。）

※ 使用基準単位(カイン、ガル)は各鉄道事業者による。

※ カイン(kine)
 地震の大きさを表す単位のうち地震動の速度で一秒間にどれだけ変位するかを表す単位。1カインは、1カイン=1cm毎秒(1kine=1cm/sec)
 地震動の最大加速度(ガル)の大きさよりも最大速度(カイン)の大きさの方が建物の被害状況とよく一致することが知られている。

(3) 旅客等に対する広報

ア 駅等における利用客に対する広報

災害時の旅客の不安感を除き、動揺、混乱を防止するため、駅構内掲示、放送等により、次の事項を案内する。

- (ア) 災害の規模
- (イ) 被害範囲
- (ウ) 被害の状況
- (エ) 不通区間
- (オ) 開通の見込み等

イ 列車乗務員の広報

輸送指令からの指示・情報、自列車の状況等を把握した上で、車内放送等により、次の事項を乗客に案内し、動揺及び混乱の防止に努める。

- (ア) 停車地点と理由
- (イ) 災害の規模
- (ウ) 被害の状況
- (エ) 運転再開の見込み
- (オ) 避難の有無・方法等

ウ 駅に避難に必要な器具等を整備する。

(4) 救護、救出及び避難

ア 駅、列車等に救護、救出に必要な器具等を整備する。

イ 災害により火災、建物倒壊、車両事故等による負傷者が発生した場合は、市に通報するとともに、負傷者の手当てを行い、乗客を安全な場所に移動させて適切な措置を講じる。

ウ 災害により列車の脱線転覆、衝突等の被害による多数の死傷者が発生した場合は、乗務員等は、協力して速やかに負傷者の救出、救護処置を行い、被害の概要、死傷者数及び救護班の派遣等の必要事項を運転指令に速報するとともに、県、関係市町村、関係警察、消防機関等に協力を依頼する。

(5) 代替輸送計画

災害による列車の運転不能線区の輸送については、新潟支社と協議の上、次に掲げる代替、振替輸送等の措置を講じ、輸送の確保を図る。

ア 折り返し運転の実施及び運転不能線区の実代行輸送

イ 迂回線区に対する臨時列車の増強等のほか、支社の指示により対策を講じる。

(6) 応急復旧対策

災害の復旧に当たっては、早急な運転再開を図るため応急工事を実施し、終了後早急に本復旧計画をたて実施する。

(7) 住民等に対する広報

運転の状況、復旧見通し等について、情報連絡体制を確立するとともに、報道機関の協力を得て、ラジオ・テレビ放送及び新聞等により周知を図る。

また、地域型放送手段（有線放送設備、同時通報無線設備、CATV局、コミュニティFM局）がある場合は、積極的に情報を提供して広報活動の協力を得る。

(8) 被害状況等の市への報告

被害（人的、施設等）の状況、復旧見込み、代替輸送の方法等を速やかに市（総務課）へ報告する。

【情報収集・伝達先】

鉄道事業者	電話	FAX
JR村上駅	53-3042	53-0034

第34節 道路及び橋梁応急対策計画

担当：情報総括部、都市整備部

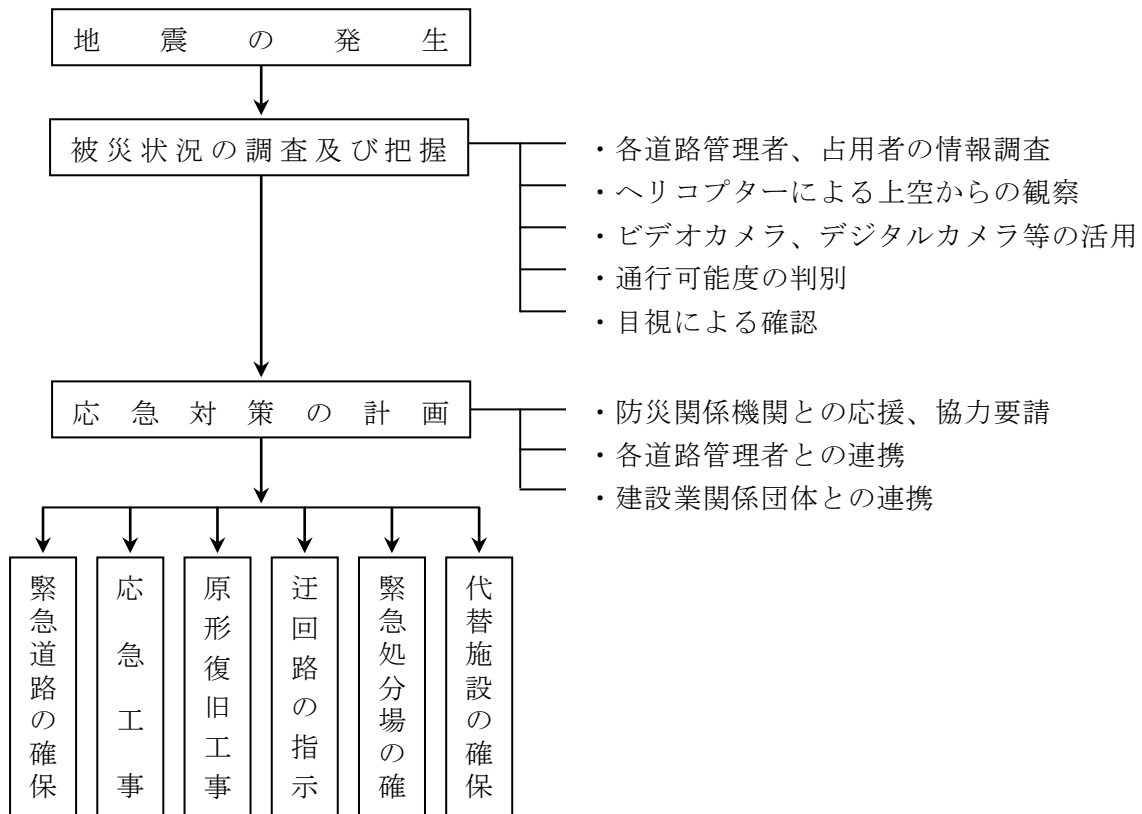
1 計画の方針

災害時において、各種の応急対策活動を支え都市機能の回復を図るためには、道路機能の確保が最も重要である。

このため、被害状況を正確かつ総合的に把握し、道路利用者の安全確保、周辺住民の避難等の円滑化、ライフライン施設の早期復旧などを考え合わせ、関係機関・団体と連携の上、路上障害物の除去及び道路等応急復旧工事を迅速かつ的確に行う。

2 道路及び橋梁応急対策フロー図

応急対策は、地震発生後の二次災害の発生防止と民生の安定を図ることを目的とし、早期の段階において危険箇所の応急対策及び復旧対策を行う。



3 道路及び橋梁応急対策

(1) 被災状況の把握及び施設点検

地震が発生した場合は、道路管理者は、橋梁等の主要な構造物、異常気象時における事前通行規制区間、土砂崩壊・落石等の危険箇所等の点検を行う。

また、周辺住民等からの道路情報を収集する。

(2) 防災機関等への連絡

道路管理者は、道路の被害状況、措置状況の情報を各防災関係機関へ速やかに連絡する。

(3) 緊急の措置等

道路利用者の安全確保を図るため、被害箇所・区間において関係機関と連携を図りつつ、必要に応じて交通規制等の緊急措置を講じる。

また、必要に応じて迂回道路の選定、その誘導等の措置を関係機関と調整し、交通路の

確保に努めるとともに、道路の状況について広報に努める。

ア 交通規制

道路管理者は、災害の状況に応じて、警察署等と協力して交通規制を行い、ラジオ、標識、情報板、看板及び道路管理者所有のパトロールカー等により、通行者に対し交通情報等を提供する。

イ 緊急交通路の確保

- (ア) 関係機関との調整を図りつつ、路上障害物の除去や簡易な応急復旧作業により道路確保を行う。
- (イ) 緊急交通路の確保は、可能な限り迅速に行う。
- (ウ) 路上の障害物の除去については、状況に応じ、道路管理者、警察及び自衛隊等が協力して必要な措置をとる。

ウ 防災活動拠点等とのアクセスの確保

上記の緊急の措置及び路上障害物の除去に当たっては、防災活動拠点、輸送拠点、防災備蓄拠点その他公共施設とのアクセス道路の機能確保を優先して行うとともに、各道路管理者は連携しつつ協力、支援等を行う。

(5) 応急復旧

- ア 応急復旧工事は、路上障害物の除去の後、施設の重要度、被災状況等を検討し、迅速かつ的確に順次実施する。
- イ 道路管理者は、建設業関係団体等との間の応援協定に基づき、障害物の除去、応急復旧等に必要の人員、資機材等の確保に努める。

(6) 占用施設

上下水道、電気、ガス、電話等道路占用施設の被害が発生した場合は、当該施設管理者は、道路管理者に通報する。

4 交通安全施設応急対策

道路管理者は、災害により信号機等交通安全施設の損壊、故障等が生じた場合は、警察署等と連携して迅速にこれに対処し、被災地域内での交通の安全と緊急通行車両の通行の円滑化を確保する。

5 住民等に対する広報

市は、災害による被害の防止・軽減、交通の混乱防止及び被災地域における応急復旧活動の迅速かつ的確な実施のため、次の事項等について適時適切な広報を行う。

- (1) 所管する施設の被害及び機能状況
- (2) 施設利用者の危険防止及び理解と協力を求めるために必要な事項
- (3) 緊急交通路の状況、復旧の見通し等に関する事項
- (4) その他道路及び橋梁応急対策に関して広報を行う必要がある事項

6 積雪期の対応

積雪時には雪が障害となり、被害状況の把握、施設点検、応急復旧等の活動において通常時と比較して多くの困難を伴うことから、各施設管理者は関係機関と事前に協議し、密接な連携のもと、的確かつ円滑な応急対策を実施する。

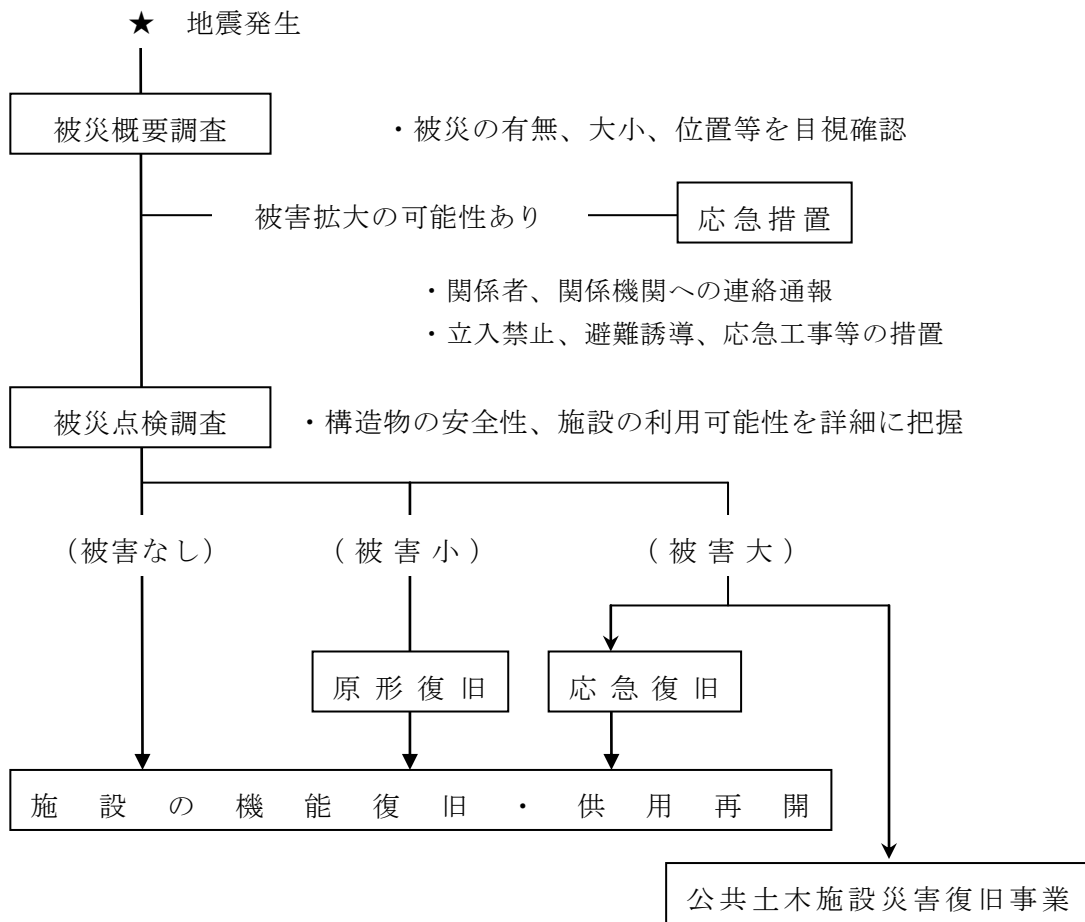
第35節 港湾・漁港施設等応急対策計画

担当：情報総括部、都市整備部、経済部

1 計画の方針

災害時において、各種の応急対策活動を支え、都市機能の回復を図るためには、交通機能の確保が重要である。港湾・漁港施設等の管理者は、各施設の被害状況の把握並びに交通確保のための応急対策を迅速かつ的確に行う。

2 港湾・海岸施設等応急対策フロー図



4 業務の内容

(1) 市の内容

施設等の被災により県民に被害が及ぶおそれがある場合は、住民に避難に対する勧告、指示及び避難誘導を実施する。

(2) 県の内容

ア 災害の未然防止

(ア) 被災状況の把握及び施設の緊急点検

被災状況の把握及び施設の緊急点検震度4以上の地震が発生した場合、直ちにパトロール等を実施し、管理施設の被災概要等を把握するとともに、施設の緊急点検を実施する。(ただし、震度4未満であっても、局地的な地震で施設の被災が見込まれる場合を含む。)

イ 被害の拡大及び二次災害の防止

(ア) 人的被害発生防止のための対策の実施

パトロール及び緊急点検で、施設の異常や被災が確認された場合、被災箇所については、波浪等の影響により施設の被害の拡大や二次災害が生じやすいことから、人的被害の発生を防止するため、立ち入り禁止措置を講じる。

(イ) 緊急措置の実施

被災箇所については、施設の重要度及び被災の程度に応じて、被害拡大防止措置及び二次災害発生防止のための応急措置を実施する。

(ウ) 被災箇所の巡視等危険防止のための監視

被災箇所や被災の兆候が見られる箇所は、巡回パトロール等を行い、時間経過に伴う状況の推移を監視する。

ウ 障害物の処理

港湾区域内の航路等について、沈船、漂流物等により船舶の航行が危険と認められる場合には、県災害対策本部に報告するとともに、障害物除去等を実施する。

エ 応急復旧

施設の被害拡大防止に重点を置いて、被害の状況、本復旧までの工期、施工規模、資材並びに機械の有無を考慮して、適切な工法により応急復旧工事を実施する。

オ 施設利用者及び住民に対する広報

(ア) 被災した施設は、気象海象状況等により被害が拡大するおそれがあるため、施設の被害程度等を施設利用者、周辺住民、及び市へ周知する。

(イ) 被災した施設の緊急措置、応急復旧状況、及び復旧の見通しについて施設利用者、周辺住民、及び市に周知する。

(3) 積雪期の対応

積雪期においては雪が障害となり、被災状況の把握、施設の点検及び応急復旧活動において、無積雪期に比べ困難が伴うことから、施設の危険箇所を事前に調査し、関係機関と積雪期における対応について、事前に協議しておく。

第36節 治山・砂防施設等応急対策計画

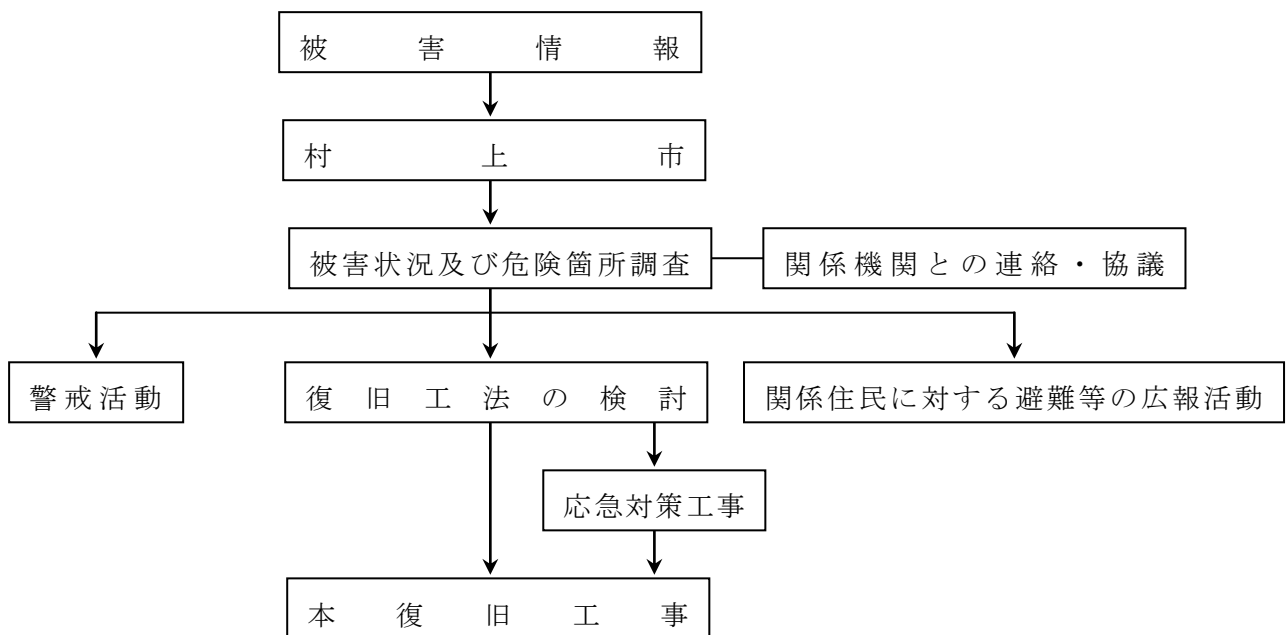
担当：情報総括部、都市整備部、経済部

1 計画の方針

治山、砂防施設等の管理者は、災害時は施設の損壊箇所の機能確保を図るための応急体制をとるとともに、関係機関の緊密な連携のもとに災害の拡大や二次災害を防止するため、迅速かつ的確な応急対策を実施する。

市は、速やかに土砂災害等の状況を調査し、必要に応じて応急対策工事に着手する。住民に被害が及ぶおそれがある場合は、ハザードマップ等に基づき、住民に対する避難のための勧告、指示及び避難誘導等を実施する。

2 治山、砂防施設等応急対策フロー図



3 災害の未然防止

(1) 点検・巡視

各施設の管理者は、新潟県土砂災害情報システム等により情報収集を行い、気象等の状況により土砂災害等が発生するおそれがある場合は、次により施設の点検、巡視を行う。

管理者	点検・巡視箇所
治山施設管理者	・ 治山施設設置箇所
砂防施設等管理者	・ 土石流危険渓流及び砂防施設 ・ 地すべり危険箇所及び防止施設 ・ 急傾斜地崩壊危険箇所及び防止施設 ・ その他砂防関係施設

(2) 異常を発見した場合の措置

ア 住民

土砂災害やその前兆現象等を確認したときは、遅滞なく市、県、警察等へ連絡する。

イ 市

新潟県土砂災害警戒情報システム等により情報収集を行い、また、住民等から土砂災害

等の通報を受けたとき及びパトロール等により土砂災害等を確認したときは、県へ連絡する。

また、住民に被害が及ぶおそれがある場合は、住民に対する避難のための勧告、指示及び避難誘導等を実施する。

ウ 各施設管理者

点検、巡視により異常を発見した場合は、直ちに異常箇所等に対して応急措置を実施するほか、次により安全確保のための措置を実施する。

(ア) 危険な箇所については、人的被害の発生を防止するため、立入禁止等必要な措置を実施する。

(イ) 施設の被災等により住民に被害を及ぼすおそれがある場合は、直ちに関係機関等へ通報する。

4 土砂災害等の調査

(1) 各施設管理者は、被災概要調査結果及び状況の推移を関係機関等に連絡する。

(2) 各施設管理者は、土砂災害等の被災状況を把握するため、速やかに被災概要調査を行い、被害拡大の可能性について確認する。

5 被害の拡大及び二次災害の防止

各施設管理者は、点検、巡視で施設の異常や被災が確認された場合、その危険の程度を調査し関係機関と密接な連携のもとに、次により応急措置を実施する。

(1) 治山施設

ア 関係者及び関係機関に通報し、警戒避難、立入禁止等の必要な措置を実施する。

イ 施設の被害が拡大するおそれのある場合は、巡回パトロールや要員の配備等により危険防止の監視を行う。

ウ 被害拡大の可能性が低い場合は、被災詳細調査を行うとともに、応急対策工事の実施を検討する。

エ 倒木や流木等により二次災害が発生するおそれのある場合は速やかにその除去に努める。

(2) 砂防施設等

ア 砂防施設、地すべり防止施設、急傾斜地崩壊防止施設等に被害が生じ、地すべり、土砂崩れ等により、下方の地域の人家や道路施設等への危険が予測できる場合は、関係者、関係機関に通報し、警戒避難、立ち入り禁止等の必要な措置を実施する。

イ 施設被害が拡大するおそれがある場合は、巡回パトロールや要員の配置等により危険防止のための監視を行う。

ウ 被害拡大の可能性が低い場合は、被災詳細調査を行うとともに、応急対策工事の実施を検討する。

6 被災施設の応急復旧

各施設の管理者は、被害の拡大防止に重点を置いて、被害の状況、本復旧までの工期、施工規模、資材並びに機械の有無等を考慮して、適切な工法により被災施設の応急復旧工事を実施する。

7 住民に対する広報等

地震発生後は、気象状況等により被災箇所の急激な拡大及び土砂の異常流出が発生し易くなるため、各施設の管理者は、施設の被災程度等を関係住民、市等へ周知する。

また、地震等により被災した施設の被害規模が拡大することにより、道路、人家等に被害を

及ぼすおそれがあると認められるときは、施設被害規模の推移状況を関係住民、関係機関等へ逐次連絡する。

第37節 河川・海岸施設応急対策計画

担当：情報総括部、都市整備部、経済部

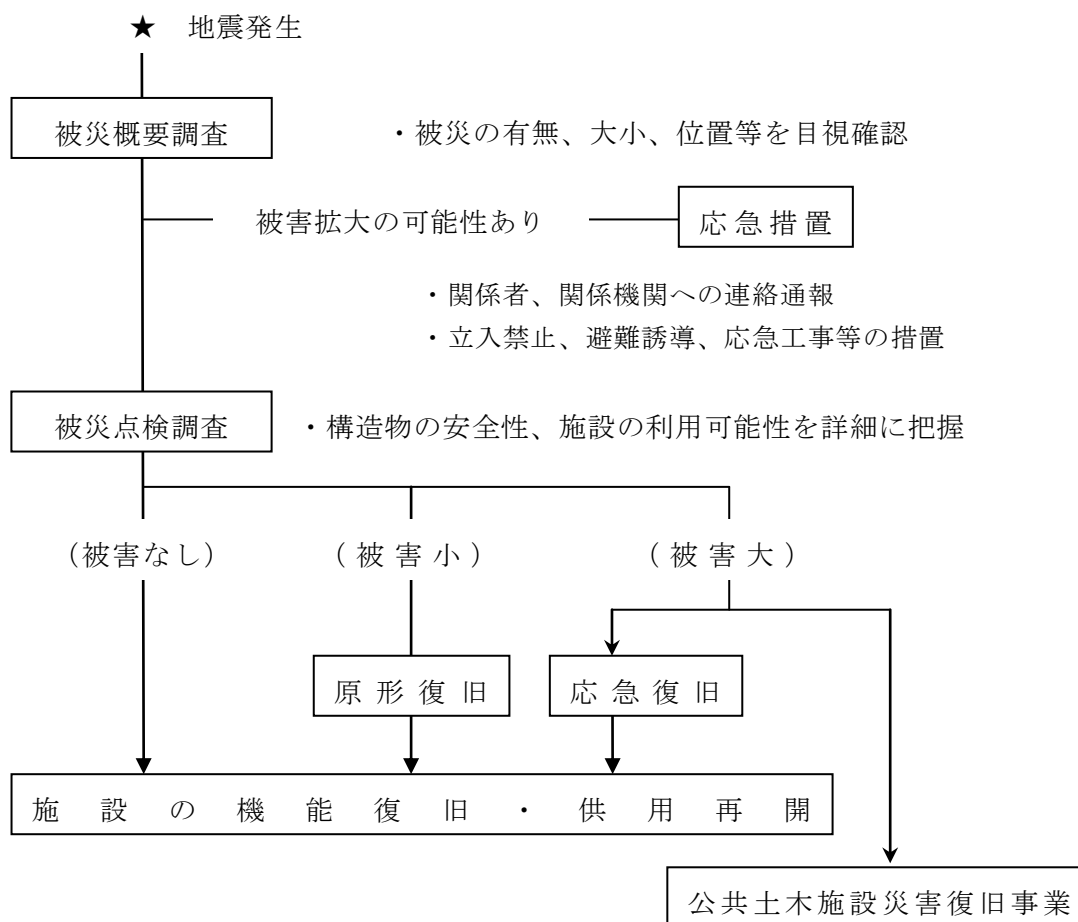
1 計画の方針

河川及び海岸施設等は、日常生活での生命の安全と財産の保全を目的とするとともに、地震発生時の応急対策活動では、防災上の根幹施設として重要な役割を果すものである。

このため、これらの施設管理者は、災害による施設の損壊箇所の機能確保のために応急対策の体制を整備し、関係機関が相互に連携を図りつつ、迅速な対応を図る。

2 河川、海岸施設応急対策フロー図

応急対策は、地震発生後の二次災害の防止と民生の安定を図ることを目的とし、迅速な点検と、早期の段階において危険箇所の応急対策及び復旧対策を行う。



3 被災状況の把握、施設の緊急点検及び住民の安全確保

住民等から河川・海岸施設の被災の通報を受けたとき及びパトロール等により河川・海岸施設の被災を確認したときは、県へ連絡する。

また、施設の被災により住民に被害が及ぶおそれがある場合は、住民の安全を確保するため、避難のための勧告、指示及び避難誘導等を実施する。

4 被害の拡大及び二次災害の防止

各施設管理者は、地震発生直後の対策として各所管施設の必要とする機能の確保を目的とし、二次災害の防止等の観点からの応急対策を実施する。

(1) 河川管理施設及び頭首工等許可工作物

ア 堤防等河川構造物の損傷箇所の応急措置の実施

堤防等河川構造物や頭首工、排水機場等の河川に関連する施設の損傷は、地震による出水で破堤等重大な災害につながるおそれがあるため、地震発生直後の点検や調査で異常が確認された場所については、資材や施工規模を考慮して応急措置を施す。

イ 浸水被害の拡大防止と津波等による浸水を原因とする事故等の発生防止対策の実施

民生安定の観点から、浸水被害が拡大するおそれがある地域については、その原因となる箇所の締切り工事を行うとともに、危険な箇所は、人的な事故の発生を防止するため、立入禁止等の必要な措置を実施する。

ウ 低標高地域での浸水対策の実施

低標高地域では、浸水が長期化しやすく復旧工事等災害支援の障害ともなるため、浸水の原因となっている箇所の応急復旧と可搬式ポンプや稼働可能な排水機場施設を利用した浸水対策を実施する。

エ 許可工作物の損傷等に関する指導及び助言

許可工作物の損傷の復旧等については、被害を受けた地域の早急な復旧・復興を期するため、占有者に適切な指導及び助言を行う。

頭首工等河川の流水の利用を目的とする施設は、堤防や周辺構造物に与える影響が大きいため、地震により損傷を受けた場合は、速やかに応急的措置を行うとともに、河川管理者及び周辺施設の管理者と協議を行って二次的な災害の発生につながらないように努める。

オ 危険物、油流出等事故対策の実施

地震により発生した危険物等の流出や油流出等の事故については、二次的な被害を防止するため、下流住民への情報提供や、汚染の拡大を防止するための対策を実施する。

カ その他河川管理に関する事項の調整

発災直後の応急対策では、同時多発的に発生する被害のため応急対策に係る調整が錯綜することが予想される。そのため、河川管理に関する事項の調整に当たっては、できる限りライフライン及び地域住民の生活に密着した応急対策に関する事項の調整を優先して行う。

(2) 海岸保全施設

ア 事故等人的被害の発生防止のための対策の実施

被災箇所については、地震後の津波、波浪等の影響で施設そのものの損傷拡大や予想外の被害が生じやすいことから、人的被害の発生を防止するため立入禁止措置を講じる。

イ 海岸保全施設の応急措置

海岸保全施設が被災した場合は、被害拡大及び二次災害の発生を防止するため、応急対策を講じる。

ウ 被災箇所の巡視等危険防止のための監視

地震により被災箇所やその兆候が見られる箇所は、巡回パトロール等を行い、時間の経過に伴う状況の推移を監視する。

エ その他海岸保全施設の管理に関する事項調整

海岸保全施設においては、津波、波浪等を原因とした海難事故や漂流物等の処理に関する問題が予想されるため、県は海岸保全施設全般の管理に関する事項の調整を行う。

5 応急復旧

応急復旧は、被害の拡大防止に重点を置いて、各施設管理者は被害の状況や本復旧までの工期、施工規模、資材及び機械の有無を考慮して、応急工事として適切な工法により実施する。

6 住民等に対する広報

- (1) 被災地に浸水又は浸水のおそれがある場合や、人家、集落、道路等に直接被害を与え危険な状況が発生させるおそれが生じた場合、市は、速やかに関係機関を通じて必要な情報の提供を行う。

なお、地震後は、気象状況等により被災箇所が急激に拡大しやすくなるため、管理している施設の施設被害の規模と状況の推移、被災箇所の応急工事の状況等は、県、警察等へ逐次連絡する。

また、被災した施設の被害規模が拡大し、住民の生命に被害を及ぼすおそれがある場合は、適時、避難勧告等を発令する。

- (2) 災害により河川・海岸等の水質に異常事態が発生した場合又は発生するおそれがある場合、市は、速やかにその状況を関係機関に通報するとともに、必要に応じ報道機関等を通じて一般への周知を図る。

7 積雪期の対応

積雪期においては、雪が障害となり、施設の点検、被害状況の把握及び応急復旧活動等において通常と比較して多くの困難が伴う。

このため、各施設管理者は、施設の危険箇所を事前に調査し、関係各機関と積雪期における連携について事前に協議しておく。

第38節 農地・農業用施設等応急対策計画

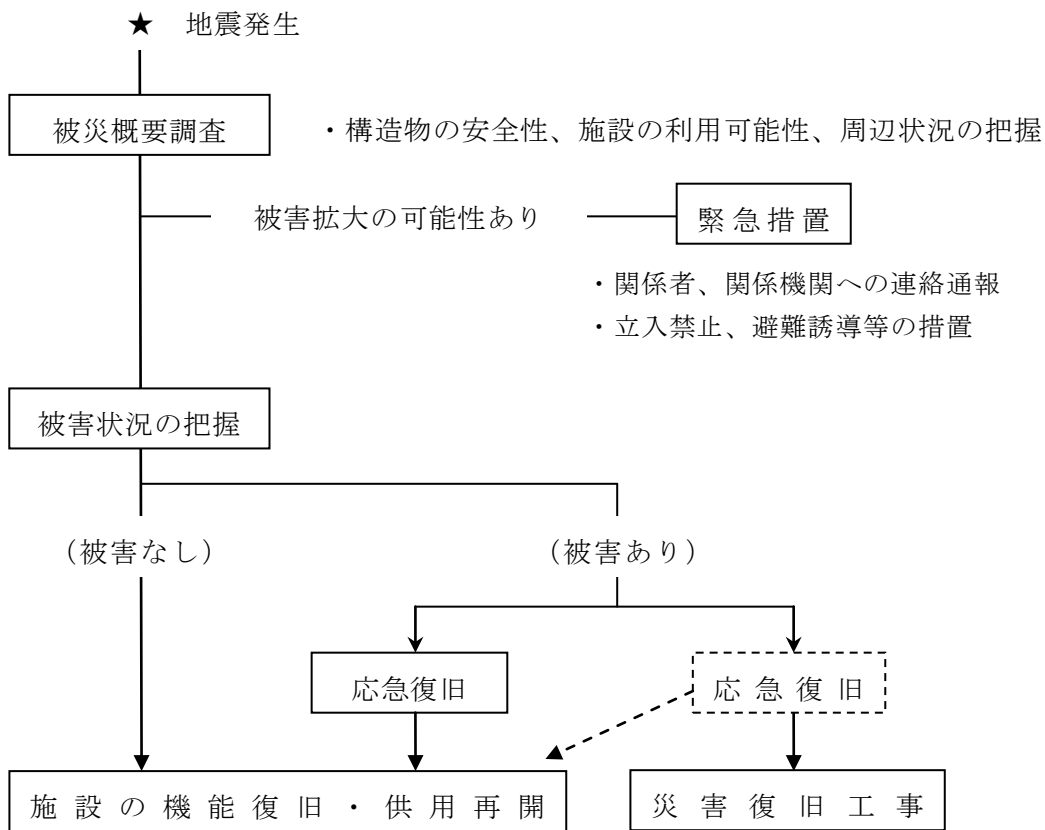
担当：情報総括部、都市整備部、経済部

1 計画の方針

施設管理者は、地震発生直後の地震情報の収集・連絡に当たるとともに、土地改良区等施設管理者と協力して農業用ダム・ため池、地すべり危険箇所等の緊急点検を行い、被害状況の把握及び応急対策を速やかに実施し、農地・農業用施設等の機能回復に努める。

2 農地・農業用施設等応急対策フロー図

応急対策は、地震発生後の二次災害の防止と民生の安定を図ることを目的とし、迅速な点検と、早期の段階において危険箇所の応急対策及び復旧対策を行う。



3 緊急点検及び報告

(1) 農業用ダム・ため池

施設管理者は、次の基準に基づき、被災状況を迅速かつ的確に把握して村上地域振興局農林振興部を通じ県農地部に報告するとともに、関係機関との協力体制を確立する。

ア 高さ15m以上の農業用ダム・ため池の場合

対象地震	周辺が震度4以上又は地震計の地震動25gal以上
目視による速報	目視による外観点検（1時間以内に報告）
一次点検	目視による外観点検（3時間以内に報告）
二次点検	詳細な外観点検と計測点検（24時間以内に報告）

イ 堤高10m以上若しくは貯水量10万m³以上又は決壊した場合人的被害を及ぼすおそれがあるため池の場合

対 象 地 震	周辺が震度5弱以上
目視による速報	目視による外観点検（3時間以内に報告）
緊 急 点 検	目視による外観点検（24時間以内に報告）

(2) 頭首工、排水機場、その他施設の点検及び報告

施設管理者は、頭首工及び排水機場、その他事業実施中の工事現場で、被災により付近住民等に危険を及ぼす可能性のあるものは、震度5弱以上になった場合に臨時点検を行い、24時間以内に報告を行う。

(3) 農道及び林道施設

市は、管理する農道及び林道のほかに土地改良区等の農道管理者と相互に連携し、それぞれの農道及び林道の被害状況、障害物等を調査し、村上地域振興局農林振興部を通じて、県農地部、農林水産部に報告する。

4 応急対策

市、県、各土地改良区等は、農地及び農業用施設の被害が拡大するおそれがあるときは、農業生産基盤施設の被害状況に応じ次の応急対策を実施する。

(1) 土砂災害等危険箇所

土砂災害等危険箇所については、パトロール要員等を配置し、巡回監視による危険防止の措置を講じる。

また、危険性が高い箇所については、関係機関や住民に周知を図り、不安定土砂の除去、仮設防護柵等の設置を行う。

(2) 主要構造物や建築物（排水機場等）

市、県及び土地改良区施設管理者は、専門技術者等を活用して、被災構造物等に対する応急危険度判定を速やかに実施する。

また、パトロール要員等を配置し、巡回監視による危険防止の措置を講じる。

(4) ため池施設

ア 施設被害拡大防止のための応急措置

出水等により、広範囲にわたる農地に湛水の危険があり、農作物被害が発生するおそれがある場合は、締め切り工事を行うとともに、排水ポンプによる当該地域の総合的な排水対策を実施する。

なお、排水ポンプが不足する場合は、県所有の排水ポンプを借り受ける等、支援可能な関係機関に依頼し必要台数を確保する。

イ その他ため池管理に関する事項の調整

その他ため池管理に関する事項の調整は、施設管理者である市及び土地改良区等を中心に、被害の程度に応じてため池の機能維持や農業用水の代替方法等生産活動への影響を最小限に抑えるための調整を行う。

(5) 農道及び林道

農道及び林道の管理者は、災害により被災した農道及び林道を速やかに復旧する。

また、崩落、倒壊等による道路上の障害物については、消防本部等の協力を得て除去する。特に、自治会との連絡農道・林道については、優先して行い、その交通確保に努める。

さらに、通行が危険な農道及び林道については、県、市、村上警察等関係機関に通報するとともに、通行禁止等必要な措置を講じる。

5 復旧計画

市は、農林水産業施設災害復旧事業費国庫補助の暫定措置に関する法律（昭和25年法律第169号）に規定する農地及び農業用施設に係る復旧事業計画概要書を、県関係機関の支援を得て作成し、早期復旧に努める。

なお、農地及び農業用施設の被害状況から、やむを得ず緊急的に復旧が必要と認められる場合は、所要の手続きをとり、災害査定前に復旧工事に着手することができる。

6 住民等に対する広報

- (1) 農地等の地すべり、ため池堤体の損壊等により、人家、道路施設等に直接被害を与え又は与えるおそれがあるなど二次災害のおそれのある場合、市は、警察等の協力を得て、速やかに適切な立入禁止、避難誘導及び交通規制等の措置（広報対策を含む。）をとる。
- (2) 保管物品等の管理上に支障がある場合においては、適宜関係団体への管理者設置の要請及び農家に周知徹底するための広報活動を実施する。

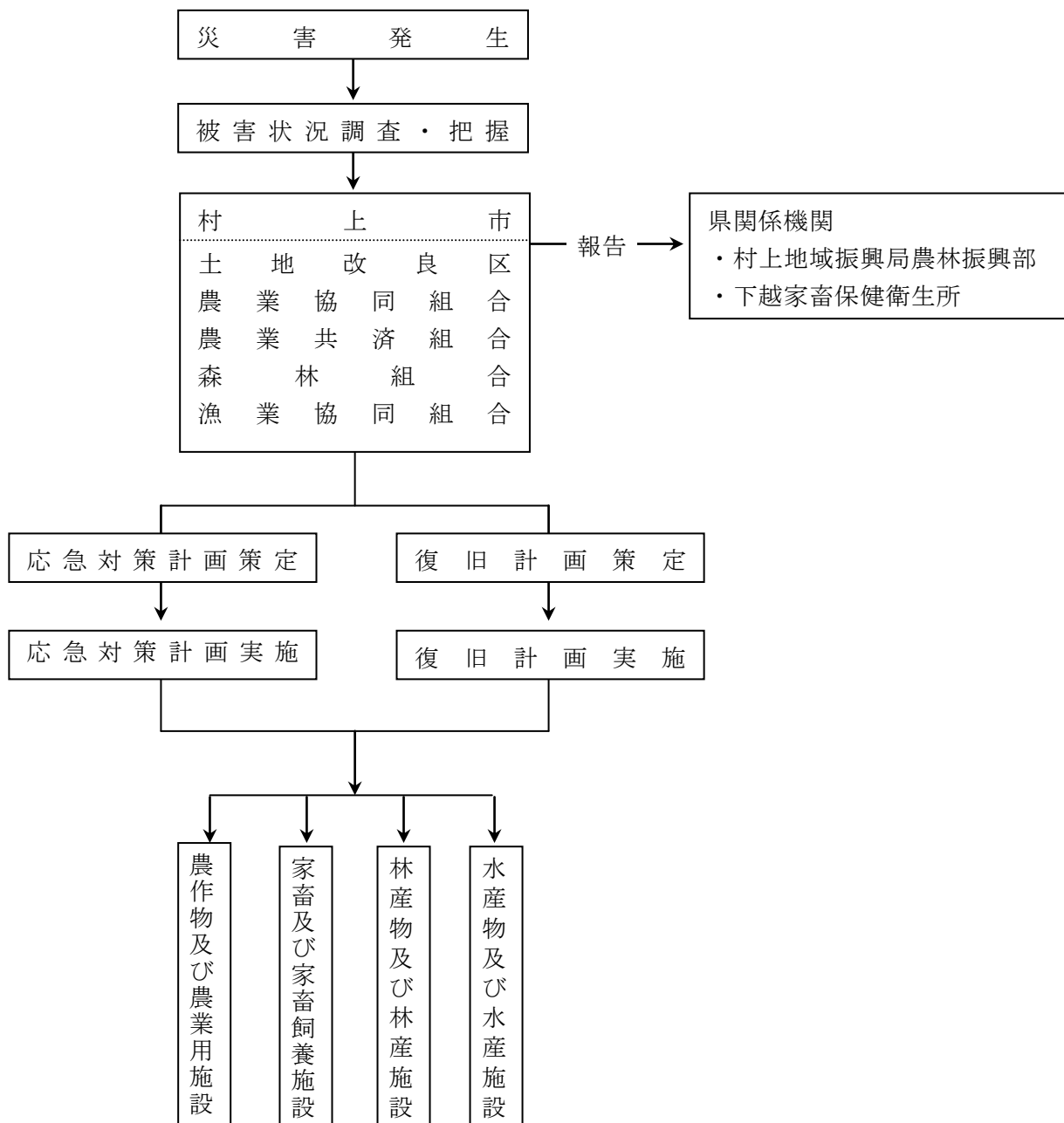
第39節 農林水産業応急対策計画

担当：情報総括部、経済部

1 計画の方針

市、県、農林水産業関係団体等は、被災した農林水産業関連施設の被災状況を速やかに把握し、その応急対策を実施する。

2 農林水産業施設応急対策フロー図



3 農作物及び農業用施設

(1) 被害状況の把握

市は、農業協同組合等と相互に連携し、農業用施設の被害状況（農作物の被害を含む。また、雪害時によっては併せて降雪及び積雪の状況も含む。）を把握し、被害状況について、村上地域振興局農林振興部を通じ、県農林水産部に報告する。

(2) 応急対策

ア 市は、農業用施設被害の状況により必要があると認めるときは、二次災害を防止するため、農家及び農業協同組合等に対し、次の指導又は指示を行う。

- (ア) 農舎、園芸ハウス等の倒壊防止措置
- (イ) 農業用燃料の漏出防止措置
- (ウ) 浸水等に伴う農作物、農薬等農業資材の流出防止措置
- (エ) 農舎、農業施設等の火災防止措置

イ 市は、県関係機関及び農業協同組合等と相互に連携し、農作物及び農業用施設の被害状況に応じ、次の応急措置を講じ、又は関係者を指導する。

- (ア) 農作物の病虫害発生予防のための措置
- (イ) 病虫害発生予防等のための薬剤の円滑な供給
- (ウ) 応急対策用農業用資機材の円滑な供給
- (エ) 農作物の生育段階に対応する生産管理技術指導
- (オ) 種苗の供給体制の確保
- (カ) 消雪促進のための措置

ウ 市は、被害状況により必要があると認められた場合、復旧用農業資機材、農薬、種苗等の供給・確保について関係機関に協力を要請する。

(3) 復旧計画

市は、農林水産業施設災害復旧事業費国庫補助の暫定措置に関する法律に規定する農地及び農業用施設に係る復旧事業計画概要書を、県関係機関の支援を得て作成し、早期復旧に努める。

なお、農地及び農業用施設の被害状況から、やむを得ず緊急的に復旧が必要と認められる場合は、所要の手段をとり、災害査定前に復旧工事に着手することができる。

4 家畜及び家畜飼養施設

(1) 被害状況の把握

市は、農業協同組合等と相互に連携し、家畜及び家畜飼養施設の被害状況を把握するとともに、被害状況について、村上地域振興局農林振興部を通じ県農林水産部に報告する。

(2) 応急対策

ア 市は、家畜飼養施設被害の状況により必要があると認めるときは、二次災害を防止するため、農家及び農業協同組合等に対し、次の指導又は指示を行う。

- (ア) 畜舎の二次倒壊防止措置及び生存家畜の速やかな救出措置
- (イ) 家畜の逃亡防止及び逃亡家畜の捕獲、収容による住民等への危険防止措置

イ 市は、災害時に発生する家畜の伝染性疾病に対処するため、被災地の家畜及び畜舎等に対して、県、獣医師会下越支部、農業協同組合等の協力を得て、防疫係、診療係、消毒係を組織し、次により必要な措置を実施する。

- (ア) 死亡した家畜に対する措置
災害により死亡した家畜については、家畜の所有者又は管理者が法令に基づく指定のへい獣処理場等で、死体を焼却又は埋却する。

- (イ) 被災地の家畜に対する措置

被災地において、家畜の伝染性疾病が発生するおそれがあると認められるときは、防疫係を被災地に派遣し、必要な防疫措置を実施する。

(ウ) 被災地の畜舎等に対する措置

被災地において、家畜の伝染性疾病の発生を予防するため、防疫係及び消毒係を現地に派遣し、必要な消毒措置を実施する。

(エ) 家畜に対する診療

災害により家畜の診療を正常に受けられないときは、診療係を被災地に派遣し、災害による疾病の診療に当たる。

(オ) 飼料の確保

災害により、飼料の確保が困難となったときは、飼料放出要請を県に対して行い、農業協同組合等を通じて必要量の確保及び供給を行う。

(3) 復旧計画

市は、被災した畜産農家が必要となる復旧資金の確保、復旧計画の樹立及び実施等のため、関係機関と連携して、あっせん、指導を行い、必要に応じて資金の融資に伴う利子助成の措置を講じ、早期回復に努める。

5 林産物及び林産施設

(1) 被害状況の把握

市は、県とともに森林組合及び治山防災ヘルパー等の協力のもと、治山施設の被害状況を把握するとともに、被害状況について、村上地域振興局農林振興部を通じて県農林水産部に報告する。

(2) 応急対策

ア 市は、緊急に必要があるときは、二次災害防止のため、生産者や関係団体等に対し、次の指導等を行う。

(ア) 倒木等の除去

(イ) 林業等関係施設の倒壊防止措置

(ウ) 燃料、ガス等漏出防止措置

イ 市は、関係団体、村上地域振興局と相互に協力し、林産物、製材品及び林業等関係施設の被害状況に応じ、次の応急対策を講じるとともに、生産者等への指導を行う。

(ア) 林地に亀裂又は地すべりが生じている場合は、シートで覆う等の拡大防止措置

(イ) 病虫害発生予防措置

(ウ) 病虫害発生予防等のための薬剤の円滑な供給

(エ) 応急対策用資機材の円滑な供給

(オ) 林産物の生育段階に対応する生産管理技術の指導

(3) 復旧計画

市は、農林水産業施設災害復旧事業費国庫補助の暫定措置に関する法律に規定する林地荒廃防止施設に係る復旧事業計画概要書を、県関係機関の支援を得て作成し、早期復旧に努める。

なお、被害状況から、やむを得ず緊急的に復旧が必要と認められる場合は、所要の手続きをとり、災害査定前に復旧工事に着手することができる。

6 水産物及び水産施設

(1) 被害状況の把握

市は、漁業協同組合等と相互に連携し、水産物及び水産施設の被害状況を把握するとともに、被害状況について、村上地域振興局農林振興部を通じて県農林水産部に報告する。

(2) 緊急対策

ア 市は、水産施設の被害状況により必要があると認めたときは、二次災害を防止するために自ら実施もしくは漁業協同組合及び漁家に対し、次の指導又は指示を行う。

- (ア) 燃料等の漏出防止、引火防止及び拡散防止措置及び関係機関への協力要請
- (イ) 流失した船舶、養殖施設等の早期回収措置又は関係機関への協力要請
- (ウ) 養殖池の漏水等による被害の拡大防止措置
- (エ) 余震等による施設の倒壊防止策

イ 県は、二次災害防止措置に対して協力要請を受けたときは、第九管区海上保安部、警察署と連携し、必要な措置を講じる。

(3) 応急対策

ア 市及び県は、漁業協同組合と相互に連携し、水産物及び水産施設の被害状況に応じ、次の応急措置を講じ、又は関係者への指導、関係機関への協力要請を行う。

- (ア) 船舶活動支援施設（給油、給水）の応急修繕
- (イ) 漁業無線を利用した就航船舶に対する被害情報の提供
- (ウ) 冷凍・冷蔵水産物の受入先の確保及び移送
- (エ) 応急対策用資材の円滑な供給
- (オ) 養殖水産物の移送

イ 県は、施設被害の復旧に急を要する場合は、市又は漁業協同組合に対し災害査定前着工の指示を行う。

第40節 商工観光業応急対策計画

担当：経済部

1 計画の方針

商工観光業の被災状況の情報収集及びその集約は、商工観光業の被災状況を認識する行為であり、商工観光業に対する災害応急対策活動の出発点である。

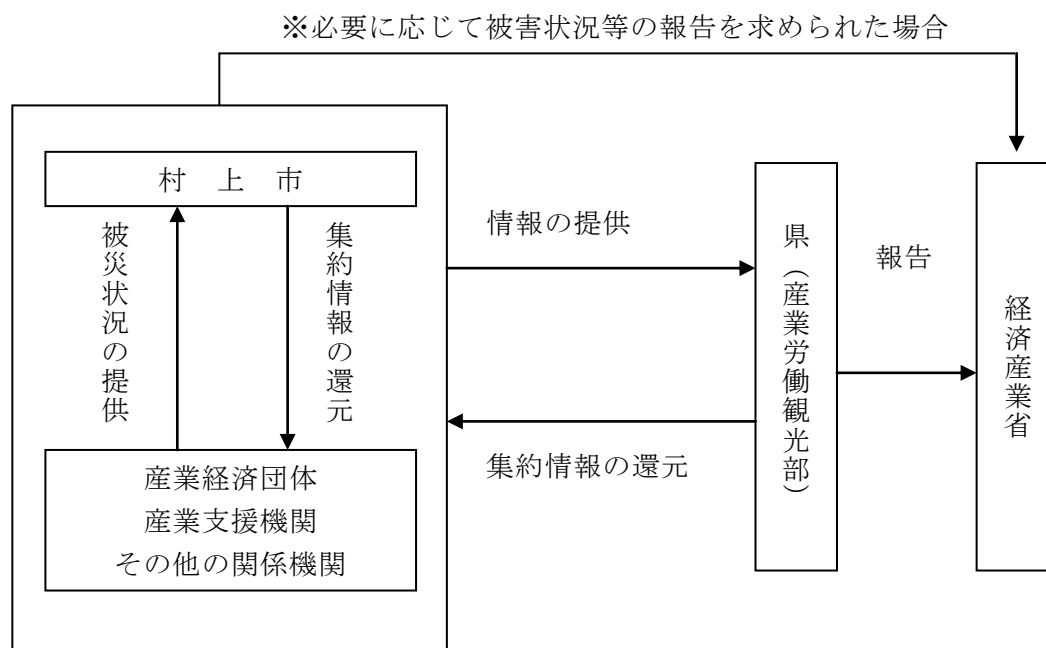
市は、災害が発生した場合は、速やかに産業経済団体及び産業支援機関等と連携を図りながら情報収集活動を開始する。

市は、収集した情報を集約し、商工観光業の被害の概要を掌握し、直ちに必要な行動を起こすとともに、産業経済団体及び産業支援機関や、県及び被災地内外の住民等に各種の手段を使って伝達し、「情報の共有化」に努める。

また、商工観光施設にあっては、その管理者等と連携を図り、人命の安全確保及び施設等の保全を図るとともに応急対策を行い被害の軽減を図ることとする。

被害の拡大を阻止するとともに被災状況の情報収集の結果から、県と連携し、商工観光業の早期復旧のための相談窓口の設置など、速やかな応急対策を講じる。

2 商工観光業被災状況等収集伝達計画フロー図



3 災害発生後の各段階における情報収集・伝達及び応急対策の実施

(1) 災害発生直後

ア 市は、商工観光施設の管理者等が入館者又は利用者等の人命救助を第一として避難誘導に努め、必要に応じて施設外の安全な場所へ避難させることができるよう、必要な措置を講じる。

イ 市は、商工観光施設の管理者等が施設の入館者又は利用者等について、要救助者及び負傷者の有無を確認して、消防本部、県警察等に通報するとともに、救急隊が到着するまでの間、職員、従業員等により救急作業及び負傷者の手当等必要な措置を講じられるよう指示する。

ウ 市は、産業経済団体及び産業支援機関等と連携を図りながら、商工観光業の被災状況の

情報収集に当たる。

エ 市は、報告された情報を直ちに整理し、商工観光業の被害の概況を掌握する。収集された情報は、関係機関等に速やかに提供する。

オ 市は、主な商工観光業の被害の概況を速やかに県産業労働観光部へ報告する。

(2) 応急対策初動期

市は、地域内の商工観光業（所管施設及び中小企業等）の被害状況を調査し、県産業労働観光部へ報告する。

(3) 応急対策本格稼働期

ア 市は、県地域機関、産業経済団体及び産業支援機関等と協力して、地域内の商工業（中小企業）の直接被害件数、被害金額等詳細な被害状況を調査し、県産業労働観光部へ報告する。

イ 市は、県及び産業経済団体及び産業支援機関等と連携して、被災中小企業者等のための現地相談窓口を設置する。

ウ 市は、行政等の支援策を広報紙・チラシその他の手段により広く周知するよう努めるとともに、報道機関の協力を得て地元新聞への掲載及び放送・電子媒体等により広く被災中小企業者等への周知を図る。

エ 市は、所管する商工観光施設の復旧に当たって関係機関と協議・連携しながら早期復旧に努めるよう必要な措置を講じる。

第41節 応急住宅対策計画

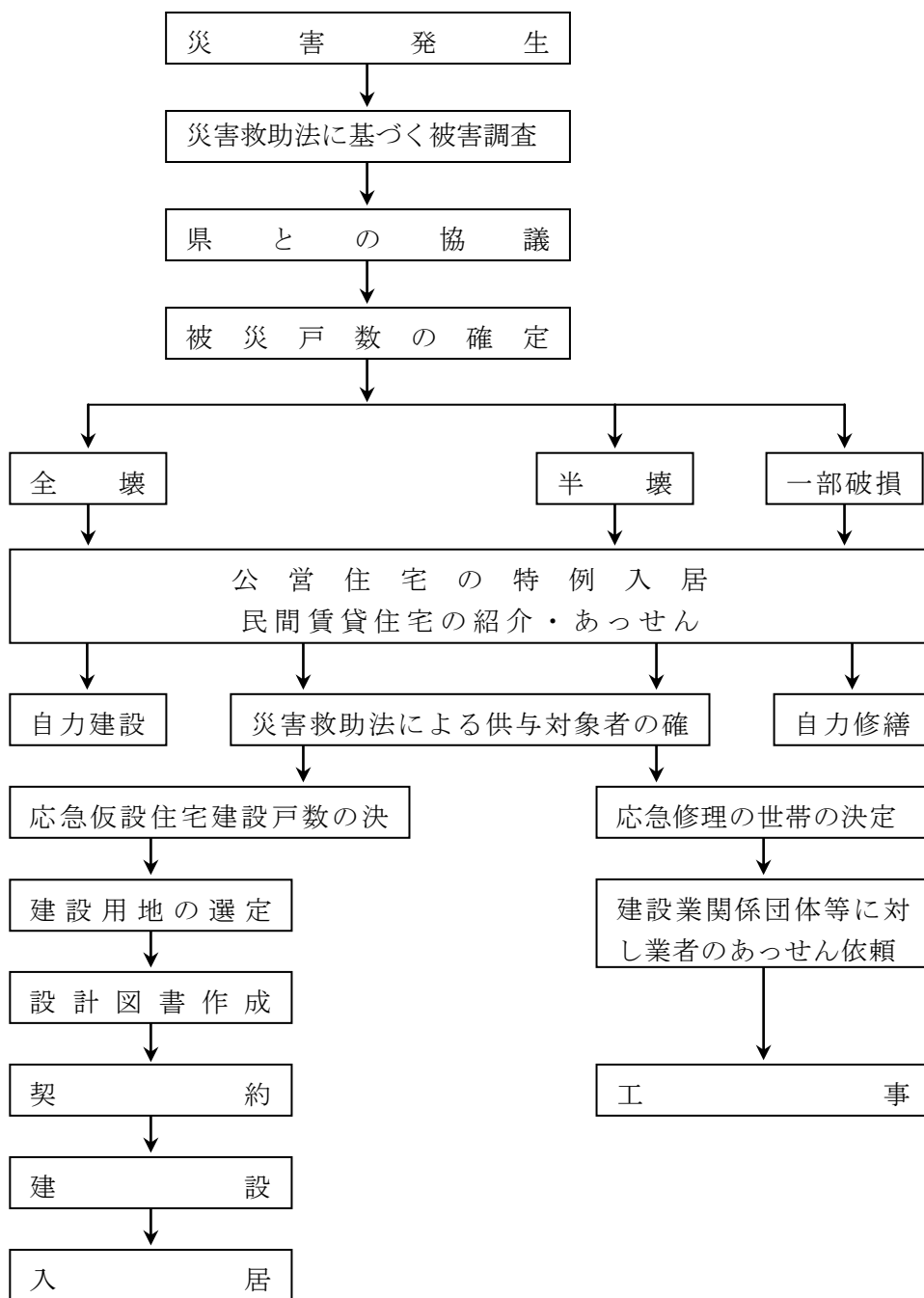
担当：都市整備部

1 計画の方針

災害のため、県知事から委任を受けたときは、住家が滅失した被災者のうち自己の資力では住宅を確保することができない者について、災害救助法の適用に基づき応急仮設住宅を設置してこれを収容し、又は被害家屋の応急修理を実施して、その援護を推進する。

また、住家が滅失した被災者には、公営住宅の空き家を仮住宅として提供する。

2 応急住宅対策フロー図



3 被災住宅調査

- (1) 市は、災害のため家屋に被害が生じた場合、応急仮設住宅の建設及び住宅の応急修理に必要な調査を次により実施する。
- ア 被害状況
 - イ 被災地における住民の動向及び住宅に関する要望事項
 - ウ 住宅に関する緊急措置の状況及び予定
 - エ 応急仮設住宅建設現地活動上の支障事項
 - オ その他住宅の応急対策実施上の必要事項
- (2) 被災建築物応急危険度判定士による調査
- 相当数の建築物に被害が生じたときは、被災建築物応急危険度判定士を活用した応急危険度判定を迅速かつ的確に実施することにより、被災建築物の倒壊や部材落下等による二次災害の発生を防止し、住民等の安全を確保するとともに、住民等に対する注意喚起及び建築物の被災状況の把握に努める。
- (3) 被災宅地危険度判定士による調査
- 宅地が大規模かつ広範囲に被災した場合に、被災宅地危険度判定士を活用して宅地の被災状況を迅速かつ的確に把握し、危険度判定を実施することにより、二次災害の発生防止及び住民等への注意喚起に努める。

4 応急仮設住宅の建設

市は、家屋に被害を受けた被災者の収容対策として、県知事から委任を受けたときは、応急的な仮設住宅を建設し、暫定的な居住の安定を図る。

- (1) 建設の方針
- ア 建設用地の選定
 - (ア) 建設場所については、保健衛生、交通、教育等について考慮するものとし、原則として公有地を優先して選定する。ただし、やむを得ない場合は、私有地を利用する。
 - (イ) 応急仮設住宅の建設用地の適地としての公有地がない場合は、あらかじめその他の適地を選定し、所有者等と協議をしておく。
 - イ 建設戸数

建設戸数は、全壊、全焼又は流失戸数のうち、被災の程度その他の要件から判断し、必要と認めた場合は、県知事と協議し建設を申請する。
 - ウ 建物の規模及び費用
 - (ア) 1戸当たりの建物面積及び費用は、災害救助法施行細則による救助の程度等により定める基準とする。ただし、世帯の構成人数により、基準運用が困難な場合は、県知事に基準以上の規模及び費用を申請する。
 - (イ) 建設資材の県外調達等で輸送費がかさみ、限度額での施工が困難な場合は、県知事に限度以上の輸送費を申請する。
 - エ 建設の時期

災害が発生した日から、原則として20日以内に着工する。ただし、大災害等の事由により期間内に着工できない場合は、事前に県知事に必要最小限度の期間延長を申請する。
- (2) 応急仮設住宅の建設方法
- ア 応急仮設住宅の建設は、県知事から委任を受けたときは、所定の基準により建設業者に請け負わせて設置することができる。
 - イ 応急仮設住宅を建設する場合は、建設戸数、規格、規模、構造、単価その他必要な要件は、県の定めに従って行う。

(3) 協力要請

応急仮設住宅の建設に当たっては、建設業関係団体等の協力を得て行うものとし、協力内容について協定を締結する。

(4) 被災者の収容及び管理

被災者の応急仮設住宅への収容とその管理は、次のとおりとする。

ア 対象者の選定

(ア) 入居要件

応急仮設住宅の入居の対象となる者は、次に掲げる事項のいずれにも該当するものとする。

- a 住家が全壊、全焼又は流失した者
- b 居住する住家がない者
- c 自らの資力では、住宅を確保することができない者

(イ) 入居者の選定

発災から1週間以内を目途に、応急仮設住宅の設置戸数及び建設地を考慮しながら、応急住宅供与対象者等を確定する。

イ 管理

応急仮設住宅の管理は、市長に協力を求めて県がこれを行う。ただし、県知事から委任を受けたときは、市長が管理を行うことができる。

ウ 供与の期間

入居者に供する期間は、応急仮設住宅完成の日から2年以内とする。

5 被災住宅の応急修理

被災住宅の応急修理は、居住のために必要な最小限度の部分を応急的に補修する。

(1) 修理の対象住家

ア 以下のすべての要件を満たす世帯

- (ア) 新潟県が災害救助法による救助を実施する区域内に住家を有すること。
- (イ) 半壊又は大規模半壊の被害を受けたこと。
- (ウ) 応急修理を行うことによって、避難所等への避難を要しなくなると見込まれること。
- (エ) 応急仮設住宅（民間賃貸住宅の借り上げを含む。）を利用しないこと。

イ 所得等の要件（大規模半壊の場合は所得等の要件なし）

前年の世帯収入が、以下のいずれかの要件を満たす世帯

- (ア) （収入額） \leq 500万円の世帯
- (イ) 500万円 $<$ （収入額） \leq 700万円かつ、世帯主が45歳以上又は要援護世帯
- (ウ) 700万円 $<$ （収入額） \leq 800万円かつ、世帯主が60歳以上又は要援護世帯

(2) 修理の範囲

屋根等の基本部分、ドア等の開口部、上下水道等の配管・配線、トイレ等の衛生設備等の日常生活に必要欠くことのできない部分であって、緊急に応急修理を行うことが適当な箇所について、実施する。

(3) 修理の戸数

修理戸数は、全壊、全焼又は流失戸数のうち、被災の程度その他の要件から判断し、必要と認めた場合は、県知事と協議し、建設を申請する。

(4) 修理の費用

応急修理に要する費用は、災害救助法施行細則に定める範囲とする。

(5) 修理の期間

災害が発生した日から、原則として1か月以内に完了する。ただし、交通機関の途絶そ

の他の特殊な事情により期間内に修理ができない場合は、事前に県知事に必要最小限の期間延長を申請する。

- (6) 応急修理の手続
別紙「応急修理事務手続き」を参照
- (7) 制度の広報
広報紙、ホームページ等を通じ、分かりやすい広報を行う。
- (8) 修理の方法
応急修理は、応急仮設住宅の建設の方法に準じて行う。

6 公営住宅、公的宿泊施設等の特例使用

- (1) 市及び県は、被災者への仮住宅として、公営住宅の空き家を提供する。（行政財産の目的外使用許可手続による。）
- (2) 対象公営住宅は、市内の県営及び市営住宅とする。市内の公営住宅でも不足する場合、市は、県を通じて近隣市町村に提供を要請する。
- (3) 市は、提供可能な住宅を公表するとともに、状況に応じ被災地に相談所等を開設し、あつせんに努める。

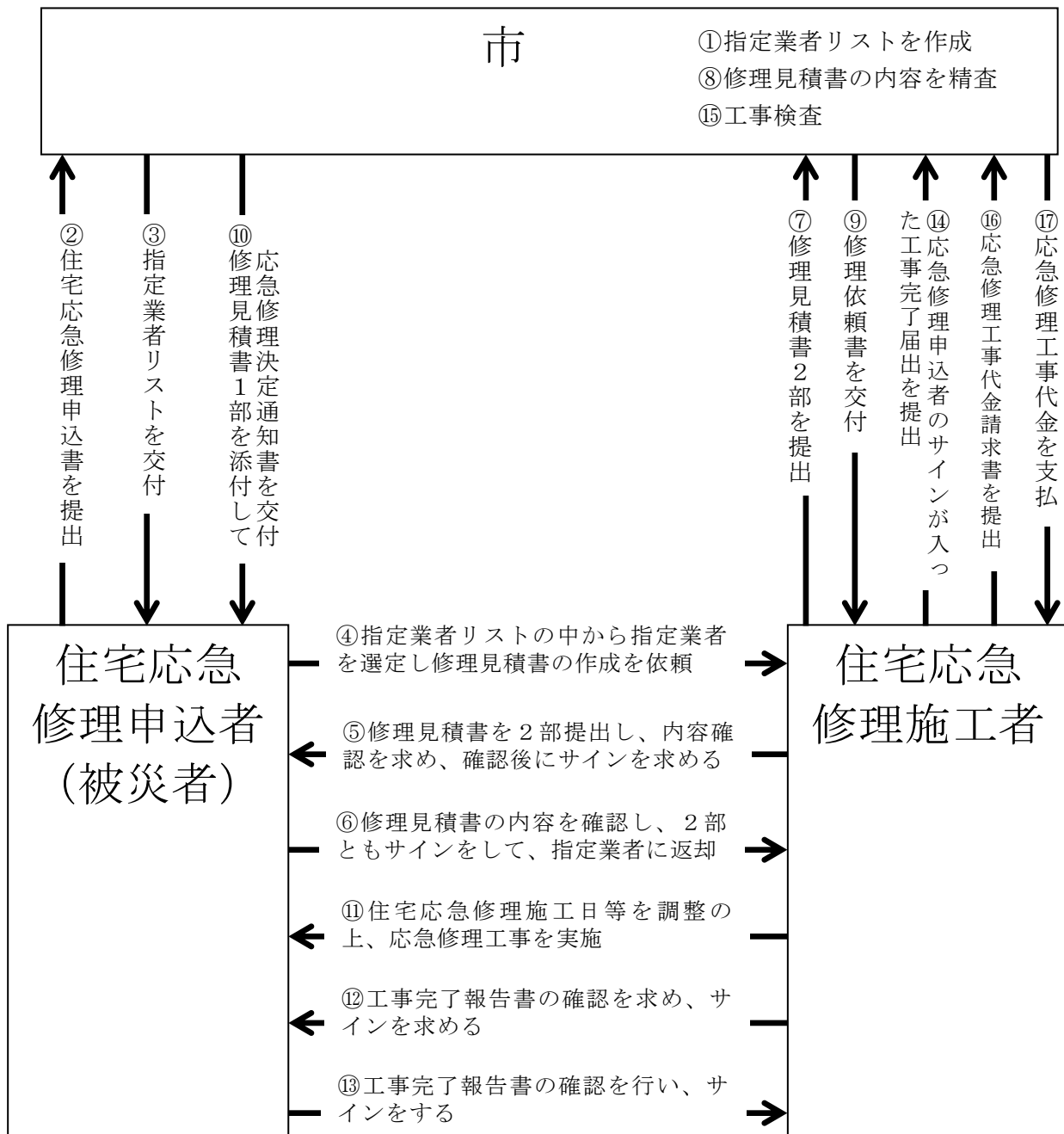
7 民間賃貸住宅の紹介・あつせん

市は、関係団体と協議し、民間賃貸住宅の紹介、あつせんを行う。

8 住宅建設資材のあつせん

市は、村上市建設業協会と協議し、住宅建設資材の供給要請を行う。

別紙 応急修理事務手続き



※1 ⑤、⑥、⑦の修理見積書には、屋根、壁、土台等部位ごとの工事明細書を記すとともに、被害状況、工事予定箇所を示す施工前の写真を添付すること。

※2 ⑪、⑫、⑬の工事完了報告書には、施工中及び施工後の工事写真を添付すること。

※3 ⑮の応急修理工事代金請求書は、国制度、県制度ごとに別葉とすること。

第42節 ボランティアとの協働計画

担当：福祉部

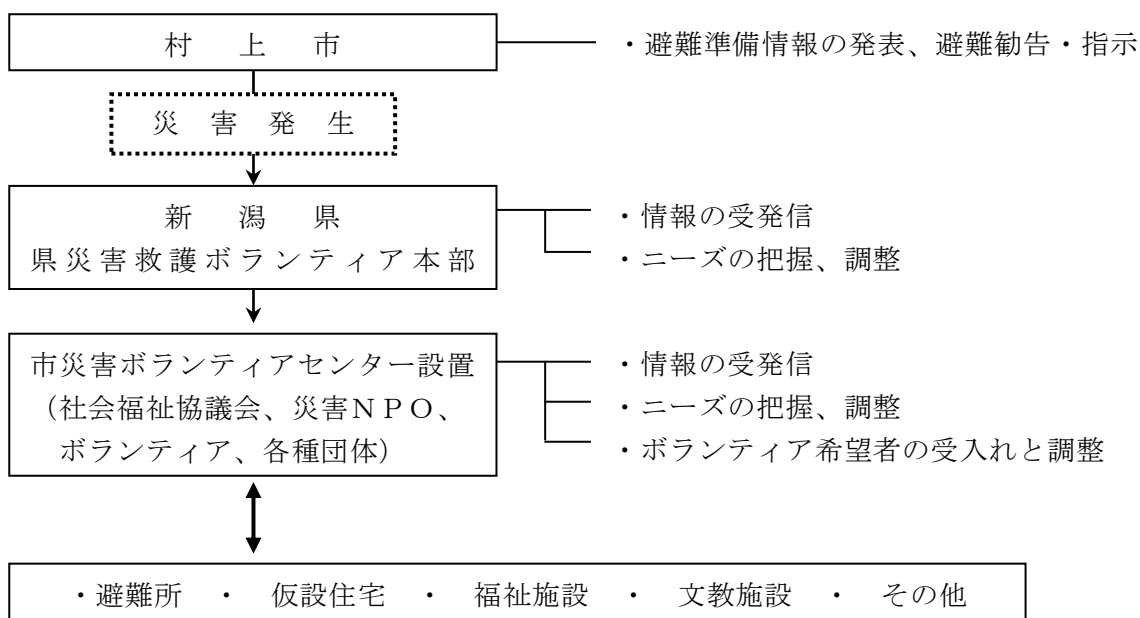
1 計画の方針

市及び関係機関は、ボランティアの自主性を尊重し、災害時におけるボランティア活動が円滑に進められるよう、関係機関の支援・協働体制の確立について定める。

災害ボランティア活動については、村上市社会福祉協議会が主体となり、NPO法人等の各種団体、個人ボランティア等と協働の上、災害ボランティアセンターを設置し、コーディネートを行う。

災害ボランティア活動が円滑に行われるために、市は災害ボランティアセンターの実施主体となる村上市社会福祉協議会へ情報の提供等の支援を行う。

2 ボランティアとの協働計画フロー図



3 各主体の責務

(1) 村上市社会福祉協議会の役割

災害が発生し、ボランティアによる支援の必要性があるときは、市災害対策本部（福祉部）と協議して災害ボランティアセンターを設置する。

ボランティアセンターの設置・運営については、村上市社会福祉協議会を主体として、NPO法人等の各種団体、個人ボランティア等の協力を得て、協働型として組織する。

(2) 市の役割

ア 災害ボランティアの受入体制の整備

村上市社会福祉協議会と協議し、災害ボランティアセンターを設置する場所（体育館等の公共施設）を指定する。

イ 災害ボランティアセンターの運営支援

(ア) 災害ボランティアセンターへ職員を派遣し、常駐させる。

また、同時に市災害対策本部へ村上市社会福祉協議会職員の常駐職員を受入れ、相互の情報共有を図る。

(イ) 災害ボランティア活動に必要な情報を提供する。

(3) 県災害救援ボランティア本部の役割

ア 災害が発生し、ボランティアによる支援の必要性が考えられるとき、活動連絡会協議会常任幹事長が常任幹事会を招集し、県災害救援ボランティア本部を新潟県社会福祉協議会内に設置する。

イ 災害ボランティア活動に係る情報の受発信及び、被災地市町村ボランティアセンターの立ち上げ支援などを行う。

(4) 新潟県社会福祉協議会の役割

ア 県災害救援ボランティア本部の設置に伴い職員を派遣し、同本部の運営を支援する。

イ 県内外の社会福祉協議会や関係支援団体などとの連携・調整を図る。

ウ 被災地市町村災害ボランティアセンターへ職員を配置し、被災地との連絡調整等を行い継続的支援を行う。

(5) 県の役割

ア 県災害救援ボランティア本部の設置に伴い職員を配置し、同本部の運営を支援する。

イ 県外の行政機関、県内外の支援団体などとの連絡・調整を図る。

4 市災害ボランティアセンターの運営（村上市社会福祉協議会）

(1) 個人宅や避難所等における被災者支援ニーズの把握を行う。

(2) ボランティアが支援を行う被災者ニーズを判断し、関係機関などへ情報の提供を行う。

(3) 各種広報媒体を通じ、ボランティア活動希望者へ情報の発信を行う。

(4) 災害ボランティア活動を支援する物資の確保を行う。

(5) 駆けつけたボランティアの受付、登録を行い、被災者ニーズとのマッチング（派遣先、活動内容の決定）を行う。

(6) 医療や看護等の専門技術を持った者がその技術を生かすためにボランティア活動に参加する場合については、市災害対策本部及び関係機関と連携を取った中で対応する。

(7) 被災現場やボランティア活動の状況を把握し、情報の整理を行い、ボランティア活動プログラムを立案する。

(8) 市内外から複数のボランティア活動をコーディネートする民間団体が活動を行う場合は、これらの団体と連携を取りながら、効果的に活動を行う。

(9) その他、被災者ニーズに基づいた活動を行う。

第43節 義援金品の受入れ、配分計画

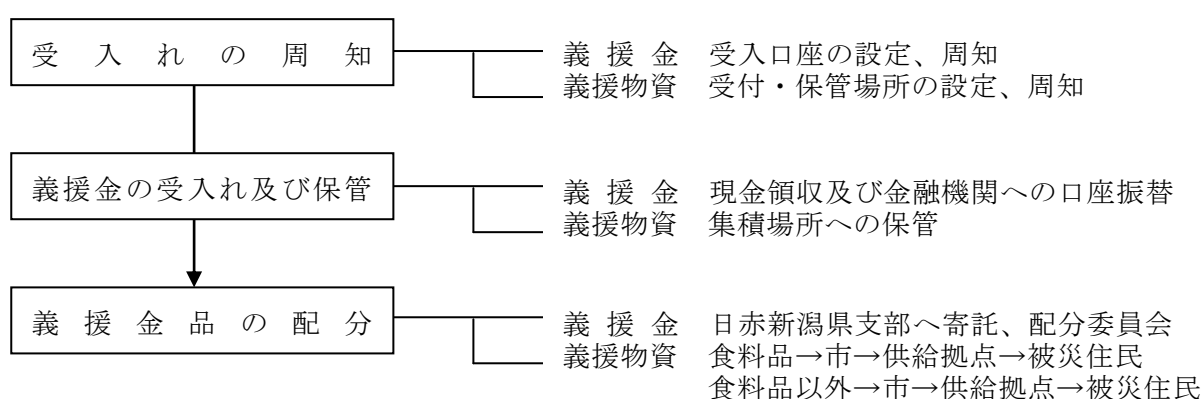
担当：総務部、市民部、福祉部

1 計画の方針

災害による被災者に対し、全国から寄せられた義援金品について、その受入体制及び配分方法等を定め、確実かつ迅速に被災者に配分する。

一般個人からの義援物資は保管、仕分け、配送等に多大な労力、保管場所及び時間が必要となるため、「被災地が真に必要としているもの」の情報等を的確に発信するとともに、可能な限り義援金での支援を呼びかける。

2 義援金品の受入れ、配分フロー図



3 義援金品の受入れの周知

市及び県は、義援金品の受入れについて一般への周知が必要と認められる場合は、日本赤十字社新潟県支部等の協力を得て、ホームページ及び報道機関等を通じ、次の事項を公表する。

(1) 義援金

ア 振込銀行口座番号（銀行名、口座番号、口座名義等）

イ 受入窓口

(2) 義援物資

ア 受入れを希望する物資及び受入れを希望しない物資のリスト（需給状況を勘案し、必要に応じ公表リストを改定する。）

イ 送り先（あらかじめ定める集積拠点）

4 義援金品の受入れ及び保管

市及び日本赤十字社新潟県支部は、次により義援金品を受け入れる。

(1) 義援金

市	<p>1 受入窓口 一般からの受入れ及び国又は地方公共団体から市長宛ての見舞金の受入窓口は、会計課とする。</p> <p>2 現金の受入れ (1) 一般から直接受領した義援金については、寄託者等へ現金受領書を発行し、歳入歳出外現金として入金する。 (2) 国又は地方公共団体からの見舞金は、一般会計の収入として入金する。</p> <p>3 義援金の管理 (1) 一般からの義援金は、歳入歳出外の災害見舞金として管理する。 (2) 国又は地方公共団体からの市長宛ての見舞金は、一般会計として管理する。</p>
日赤	<p>1 一般からの受入窓口を開設する。</p> <p>2 一般からの直接受領した義援金については、寄託者への受領書を発行する。</p> <p>3 振込口座を設定する。</p>

(2) 義援物資

市	<p>1 受入・照会窓口 物資の受入れ及び照会窓口は、市民部とする。</p> <p>2 集積場所、受入保管及び配分 (1) 救援物資の集積場所、受入れ及び配分は、第3章第21節「生活必需品供給計画」の「7 集積場所の設置等」に準ずる。 (2) 救援物資は、分類別に区分し、保管管理表等の添付により表示して保管するとともに、受払簿を備え授受の状況を記録する。</p>
---	--

5 義援金品の配分

(1) 義援金の配分

ア 日本赤十字社新潟県支部、新潟県共同募金会等の義援金受付団体に寄託された義援金について、市は、県決定を参考に市委員会等の決定に基づいて配分する。

イ 市、市社会福祉協議会等に寄託された義援金について、市は、市義援金配分委員会を組織し、配分を決定する。

(2) 市義援金配分委員会の構成

市義援金配分委員会は、市（福祉部）、市議会代表、日赤新潟県支部、市社会福祉協議会その他義援金受付団体等で構成する。

(3) 配分計画

市義援金配分委員会は、義援金の受入額及び被災状況等を考慮し、義援金の性格を踏まえ、公平性・迅速性・透明性を確保しながら、配分対象・基準・時期・方法等を定めた配分計画を決定する。

(4) 義援物資の配分

市は、自己調達物資、応援要請物資等と調整し、義援物資の効果的な配分を行う。

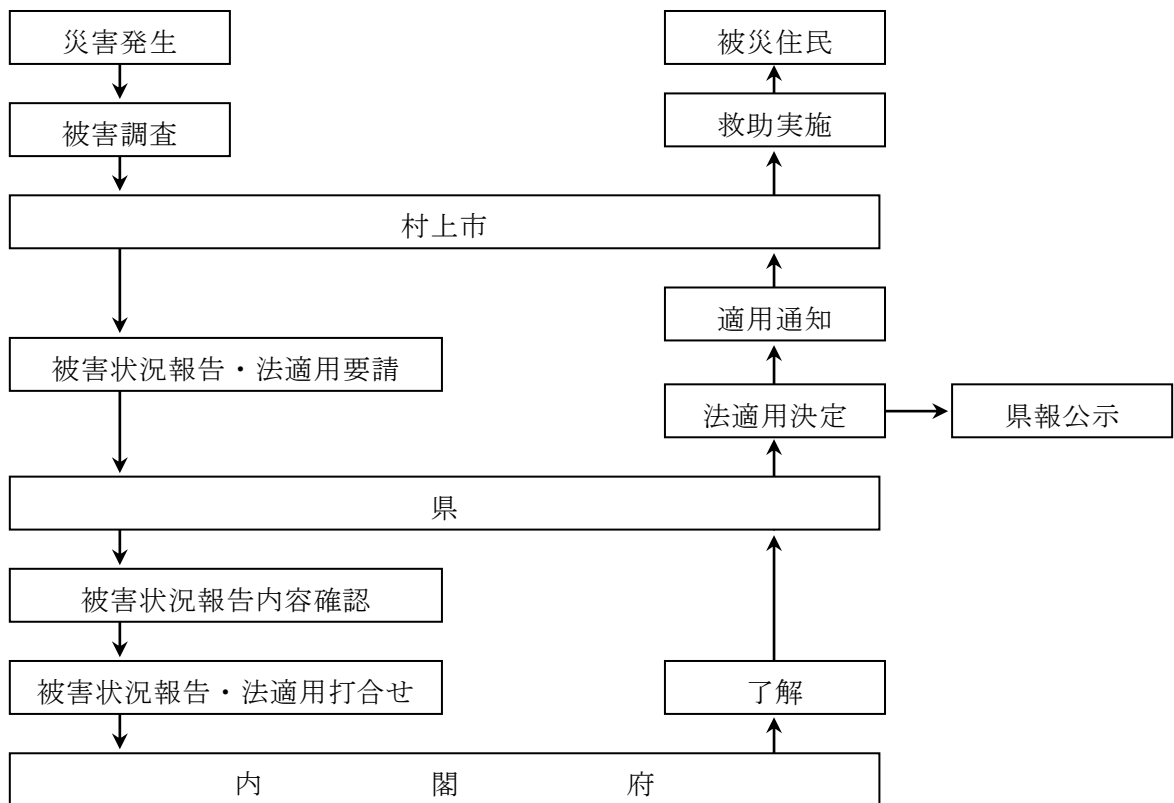
第44節 災害救助法による救助計画

担当：情報総括部

1 災害救助法による救助等の概要

災害救助法（以下、本節において「法」という。）による応急救助は、災害発生直後の混乱期における被災者保護及び社会秩序の保全を目的とした緊急の措置であり、人命の保護、衣食住の確保等の活動がもたらす影響は極めて大きいことから、市は、法適用の必要が認められた場合は、速やかに所定の手続を行うとともに、迅速かつ的確な災害救助業務を実施する。

2 災害救助法による救助フロー図



3 災害救助法の適用

- (1) 県知事は、県内に法を適用する災害が発生した場合は、地方自治法第2条第9項第1号に規定する国からの法定受託事務として応急的に必要な救助を行い、被災者の保護と社会秩序の保全を図る。（法第2条）
- (2) 県知事は、救助を迅速に行う必要があると認めるときは、その権限に属する事務の一部を市長が行うこととすることができる。（法第13条第1項、県法施行細則第17条）
- (3) 市長は、上記(2)により市長が行う事務を除くほか、県知事が行う救助を補助する。（法第13条第2項、県法施行細則第1条）
- (4) 市長は、災害の事態が急迫して、県知事による救助の実施を待つことができないときは、自ら必要な救助に着手するとともに、その状況を直ちに県知事に情報提供し、その後の措置に関して県知事に協議する。（県法施行細則第3条）

4 災害救助法の適用基準

法の適用の基準は、次のとおりである。

(1) 基準の内容

ア 適用単位は、市町村の区域単位であること。

イ 同一災害によることを原則とすること。

例外として

(ア) 同時点又は相接近して異なる原因による災害

(イ) 時間的に接近して、同一市町村の別の地域での同種又は異なる災害による場合でも、社会的混乱の同一性があれば、法適用の対象とする。

ウ 市町村又は県の人口に応じて一定の被害世帯以上に達した場合で、かつ、被災者が現に救助を必要とする状態にあること。

エ 被災者が現に救助を必要とする状態にあること。

(2) 適用基準

(1)－ウの人口に応じた一定の被害世帯数（適用基準）は、災害救助法施行令（以下「令」という。）第1条に定められており、その基準を本市に当てはめれば次のとおりである。

ア 住家の滅失した世帯数が100以上であるとき。（令第1条第1項第1号）

イ 県下の住家滅失世帯数が2,000世帯以上であって、本市の住家滅失世帯数が50世帯以上であるとき。（令第1条第1項第2号）

ウ 県下の住家滅失世帯数が9,000世帯以上であって、本市の住家滅失世帯数が多数であるとき。（令第1条第1項第3号）

エ 災害が隔絶した地域に発生したものである等、災害にかかった者の救護を著しく困難とする内閣府令で定める特別の事情がある場合で、かつ、多数の住家が滅失したとき。（令第1条第1項第3号）

オ 多数の者が生命又は身体に危害を受け、又は受けるおそれが生じた場合であって、内閣府令に定める基準に該当するとき。（令第1条第1項第4号）

5 被害状況の判定基準

県知事は、法適用の基準である住家滅失世帯数について、災害対策基本法第53条第1項の規定により、各市町村及び本市が行う被害報告によって把握する。

この報告における住家滅失世帯数の算定単位及び方法は、次のとおりである。

(1) 世帯及び住家の認定

ア 世帯

(ア) 世帯とは、生計を一にしている実際の生活単位をいう。

(イ) 学生等を宿泊させている寄宿舎、下宿その他これに類する施設等に宿泊する者で、共同生活を営んでいる者については、原則として寄宿舎全体を1世帯とする。

イ 住家

(ア) 現実にその建物を居住のために使用しているものをいう。

(イ) 炊事場、便所、離れ座敷等生活に必要な建物が分離している場合は、合わせて1住家とする。

(ウ) アパート、マンション等居住の用に供している部分が独立している場合は、それぞれをもって1住家とする。

(エ) 学校、病院等の施設の一部に住み込みで居住している者がある場合は、住家とする。

(2) 滅失世帯の認定

住家滅失世帯の算定に当たっては、住家が全壊、全焼、又は流失した世帯を標準とし、住家が半壊又は半焼した世帯は2世帯をもって、住家が床上浸水、土砂・竹木等のたい積

により、一時的に居住することができない状態となった世帯は3世帯をもって、それぞれ住家が滅失した一の世帯とみなす。

$$\text{滅失世帯数} = (\text{全壊} \cdot \text{全焼} \cdot \text{流失}) + (\text{半壊} \cdot \text{半焼} \times 1 / 2) + (\text{床上浸水等} \times 1 / 3)$$

(3) 住家滅失の認定

ア 住家全壊（全焼・全流出）

(ア) 住家全部が倒壊、流出、埋没、焼失したもの。

(イ) 住家の損壊が甚だしく、補修により元どおりに再使用することが困難なもので、次に該当するもの。

a 住家の損壊・焼失若しくは流出した部分の床面積が、その住家の延べ面積の70%以上に達した程度のももの。

b 住家の主要な構成要素（壁、柱、はり、屋根、階段等）の経済的被害を住家全体に占める損害割合で表し、その住家の損害割合が50%以上に達した程度のももの。

イ 住家半壊（半焼）

住家がその居住のための基本的機能の一部を喪失したもの（損壊が甚だしいが補修すれば元どおりに再使用できる程度のももの）で、次に該当するもの。

(ア) 損壊部分はその住家の延べ床面積の20%以上70%未満のももの。

(イ) 住家の主要な構成要素（壁、柱、はり、屋根、階段等）の経済的被害を住家全体に占める損害割合で表し、その住家の損害割合が20%以上50%未満のももの。

ウ 床上浸水

住家が床上浸水、土砂・竹木等のたい積により、一時的に居住することができない状態となったもの。

※1 損壊とは、住家が被災により損傷、劣化傾斜等何らかの変化を生じることにより、補修しなければ元の機能を復元し得ない状況に至ったものをいう。

※2 主要な構成要素とは、住家の構成要素のうち造作等を除いたものであって、住家の一部として固定された設備を含む。

6 災害救助法の適用手続

(1) 情報提供・適用要請

市長は、災害が前記「4 災害救助法の適用基準」のいずれかに該当し、又は該当する見込みであるときは、迅速かつ正確に被害状況を把握し、速やかに県に対して、次の情報を提供するとともに、被災者が現に救助を必要とする状態にあるときは、併せて法の適用を要請する。

ア 災害発生の日時及び場所

イ 災害の原因及び被害の概況

ウ 被害状況調べ

エ 既にとった救助措置及びとろうとする措置

オ その他の必要事項

(2) 適用の決定

ア 県知事は、市長からの情報提供、要請又は派遣した県職員からの報告に基づき、前記4に定める災害救助法の適用基準に基づき法を適用する必要があると認めたときは、市長に対し、直ちに法に基づく救助を実施する旨及び行うべき救助事務の内容と期間を示して通知する。

イ 県知事は、災害による被害が前記4のウ、エ、オに該当する場合で、法を適用するときは、事前に内閣総理大臣に技術的助言を求める。

ウ 県知事は、法を適用したときは、速やかに内閣総理大臣に情報提供するとともに、県報に公示する。

エ 県知事は、法適用の公表に当たっては、内閣総理大臣と十分に連携をとる。

7 災害救助法による救助の種類と実施権限

(1) 救助の種類

法による救助は、災害のために一定規模以上の被害が生じた場合で、被害者が現に応急的救助を必要とする場合に行われるもので、次の種類がある。

ア 避難所及び応急仮設住宅の供与

イ 炊き出しその他による食品の給与及び飲料水の供給

ウ 被服、寝具その他生活必需品の給与又は貸与

エ 医療及び助産

オ 被災者の救出

カ 被災した住宅の応急修理

キ 生業に必要な資金、器具又は資料の給与又は貸与

ク 学用品の給与

ケ 埋葬

コ 死体の捜索及び処理

サ 災害によって住居又はその周辺に運ばれた土石・竹木等で日常生活に著しい支障を及ぼしているものの除去

※キについては、災害援護資金等各種貸付制度の充実により、現在運用されていない。

(2) 救助の実施は、現物によって行うことが原則であるが、県知事が必要と認めた場合においては、救助を要する者（埋葬については埋葬を行う者）に対し、金銭を支給してこれを行うことができる。（法第23条第2項）

(3) 市長による県知事の救助に関する事務の実施

ア 県知事は、救助を迅速に行うため、必要があると認めるときは、政令で定めるところにより、その権限に属する事務の一部を市長が行うこととすることができる。

イ 県知事は、上記アにより市長に救助事務の一部を行わせることとするときは、事務の内容及び実施期間を市長に通知する。

ウ(1)の内、ア（応急仮設住宅を除く）、イ、ウ、オ、カ、ク、ケ、コ、サに掲げる救助の実施については、特に災害状況に応じて迅速に実施する必要があるため、県知事は法適用決定と同時にこれらの救助を市長が行う旨を通知する。

また、災害発生から法適用決定までの間に市長が実施したこれらの救助は、災害救助法に基づいて実施したものとみなす。

エ 県知事は、イ以外の救助についても必要に応じて市長がこれを行うものとし、その事務の内容と実施期間を通知する。

8 災害救助法による救助の程度、方法、期間及び費用の限度額

法による救助の程度、方法、期間及び費用の限度額は、新潟県災害救助条例施行規則第5条に定めるとおりとする。

なお、市長が法による救助業務を行った場合の費用は、原則的に県が負担するが、県知事の委任を受けた救助業務を執行したとき、及び県が救助に要する費用を支弁するいとまがないときは、それらの費用を本市が一時繰替え支弁しなければならない。（法第29条）

9 強制権の発動

県知事は、迅速な救助を行うため特に必要があると認めるときは、次の権限を行使する。

- (1) 救助業務従事の命令（法第7条）

法に定めた職業の者を、救助に関する業務に従事させる権限

 - ア 医療関係者
 - (ア) 医師、歯科医師又は薬剤師
 - (イ) 保健師、助産師、看護師、准看護師、診療放射線技師、臨床検査技師、臨床工学技士、救急救命士又は歯科衛生士
 - イ 土木建築関係者
 - (ア) 土木技術者又は建築技術者
 - (イ) 大工、左官又はとび職
 - (ウ) 土木業者又は建築業者及びこれらの者の従事者
 - ウ 輸送関係者
 - (ア) 鉄道業者及びその従事者
 - (イ) 軌道経営者及びその従事者
 - (ウ) 自動車運送事業者及びその従事者
 - (エ) 船舶運送業者及びその従事者
 - (オ) 港湾輸送業者及びその従事者
- (2) 救助に関する業務への協力命令（法第8条）

救助を要する者及びその近隣の者を救助に関する業務に協力させることができる権限
- (3) 県知事の行う施設の管理又は物の使用、保管命令若しくは収用（法第9条）
 - ア 管理命令

救助を行うために必要な次の施設を管理する権限

 - (ア) 病院、診療所又は助産所
 - (イ) 旅館又は飲食店
 - イ 使用命令

避難所の開設等の救助を行うために必要な土地、家屋若しくは物資を使用する権限
 - ウ 保管命令

災害の混乱時に、放置すれば他へ流通してしまうおそれのある救助に必要な物資の生産、集荷、販売、配給、保管若しくは輸送を行う業者等に対して、その取り扱う物資を保管させる権限
 - エ 収用

災害の混乱時に、放置すれば他へ流通してしまうおそれのある救助に必要な物資の生産、集荷、販売、配給、保管若しくは輸送を行う業者等から、その取り扱う物資を収用する権限
- (4) 公用令書の交付及び損失補償

県知事は、(1)及び(3)の権限を行使するときは、公用令書の交付及び通常生じる損失を補償する。
- (5) 市長による実施

県知事は、迅速な救助を行うために特に必要があると認めるときは、上記(1)、(2)及び(3)の権限に属する事務の一部を市長が行うこととすることができる。この場合、県知事は当該事務の内容及び実施期間を市長に通知するとともに、直ちにその旨を公示しなければならない。（法施行令第17条）

10 災害救助法が適用されない場合の救助

県知事は、法が適用されない災害に際して、市長が応急救助を行う場合は、新潟県災害救助条例に基づき、その費用の一部を負担し、被災者の保護を図る。

- (1) 法が適用されない場合の救助については、原則として市長が実施する。
- (2) 市長は、被害の程度が条例に定める適用基準に該当し、条例の適用を受けようとする場合は、救助の種類及び内容について、速やかに県と協議しなければならない。
- (3) 条例適用基準
 - ア 被害の程度が新潟県災害救助条例の適用基準に該当するとき。（本市の場合は住家を滅失した世帯が15世帯以上のとき。）
 - イ 県知事が特に必要と認めた場合
- (4) 救助の種類等
 - ア 炊き出しその他による食品の給与
 - イ 被服、寝具その他生活必需品の給与
 - ウ 応急仮設住宅の設置
 - エ 災害にかかった住宅の応急修理
 - オ 災害にかかった者の救出
 - カ 県知事が必要と認めた場合においては、救助を必要とする者に対する金銭の支給キウ及びエの救助は、生活困窮者を対象として行う。
- (5) 救助の程度、方法及び期間は、新潟県災害救助条例施行規則第5条に準ずる。

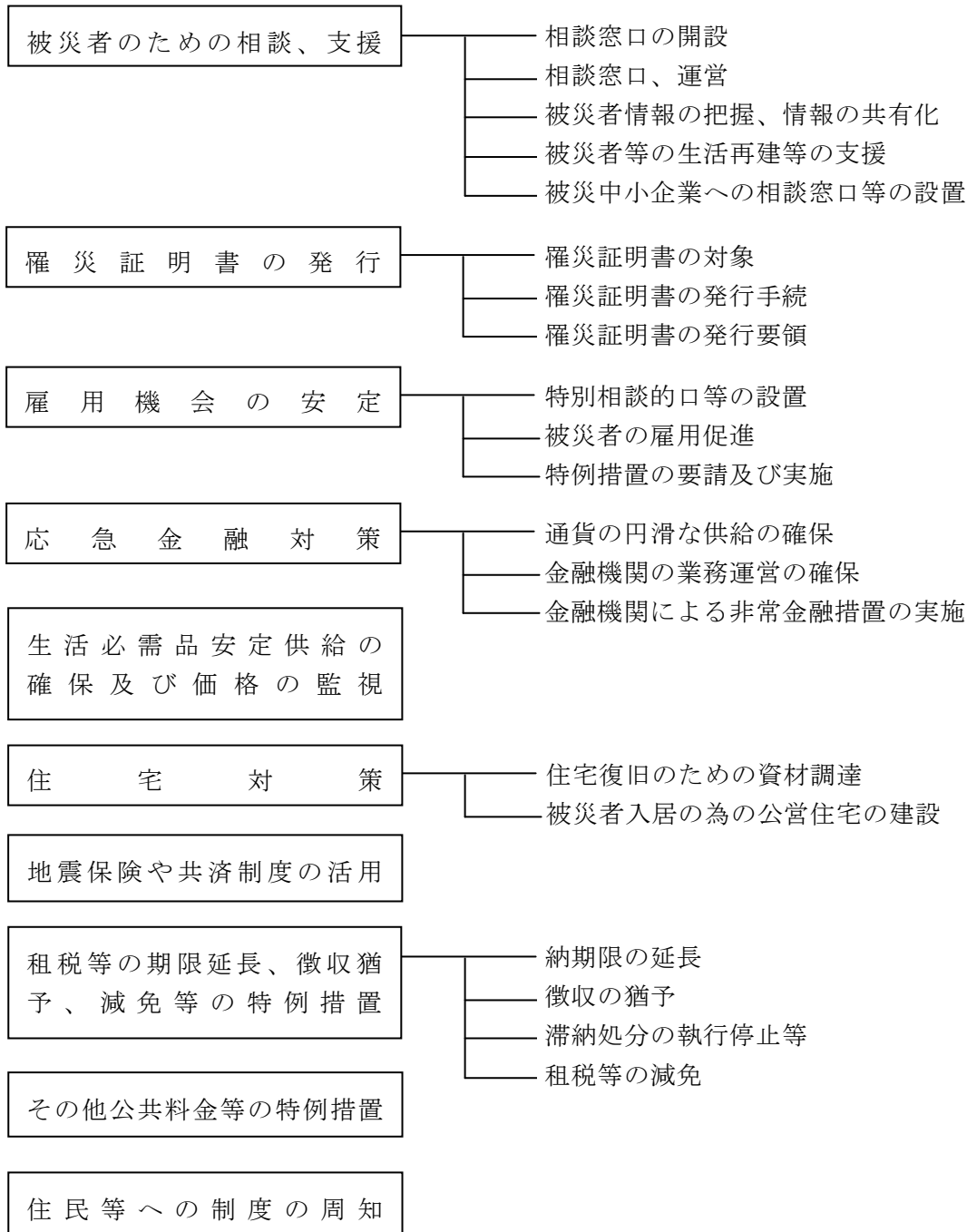
第4章 災害復旧・復興計画

第1節 民生安定化対策計画

1 計画の方針

市、県、国及び公共サービスを提供する機関は、災害により被害を受けた住民の自力復興を促進し、安定した生活の早期回復を図るため、被災者からの生活相談の受付、離職を余儀なくされた場合の職業のあっせん、生活関連物資の安定供給のための措置、租税の徴収猶予措置、公共料金の特例措置等を実施する。

2 計画の体系



3 被災者のための相談、支援

市及び県は、国と連携のもと、被災者からの生活相談の受付体制を整備し、次のとおり、被災者のための相談、支援を実施する。

(1) 相談窓口の開設

被災者の自立に対する援助、助成措置について、広く被災者に広報するとともに、避難所及び市庁舎などにできる限り総合的な相談窓口を設置する。

また、男女のニーズの違いに配慮した相談体制を整備する。

(2) 相談窓口の運営

被災者からの幅広い相談に応じるため、必要に応じて他の防災関係機関とともに、相談業務を実施する。

(3) 被災者情報の把握、情報の共有化

被災者台帳（カルテ）などの活用により被災者情報を共有化し、迅速かつ的確な支援に努める。

また、居住地以外の市町村に避難する被災者に対して必要な情報や支援・サービスを容易かつ確実に受け渡すことができるよう、被災者の所在地等の情報を避難先の都道府県及び市町村との間で共有する仕組みの円滑な運用・強化を図る。

(4) 被災者等の生活再建等の支援

ア 被災者生活再建支援法の適用条件に満たない規模の自然災害が発生した際に、同法の趣旨を踏まえ、必要な措置を講じる。

イ 被災者生活再建支援金の支給に係る被災者からの申請を迅速かつ的確に処理するため、体制の整備等を図る。

ウ 被災者の働く場の確保のため、即効性のある臨時的な雇用創出策と、被災地の特性を踏まえた産業振興の方向性に沿った職業訓練を通じた労働者の技能向上等による中長期の安定的な雇用創出策を組み合わせる。あわせて、自営業、農林水産業、中小企業等に対する経営の維持・再生、起業等への支援策の充実も図る。

エ 被災者台帳の導入等の検討を推進し、市の被災者対応能力の向上に努める。

(5) 被災中小企業への相談窓口等の設置

被災中小企業等に対する援助、助成措置について、広く被災者に広報するとともに、相談窓口等を設置する。

4 罹災証明書の発行

市は、災害救助法、被災者生活再建支援法等による各種施策や市税の減免、その他の被災者支援策を実施するため、家屋の被害度合いを判定し、被災者の応急的、一次的な救済を目的に罹災証明書を発行する。

罹災証明書は、被災者に対する義援金の支給あるいは被災者生活再建支援法の適用や支援金の支給の判断材料となる重要な証明書であることから、迅速かつ的確な被害認定調査を実施し、被災者の生活基盤の回復と住宅の再建を促進するとともに、社会秩序の維持を図る。

(1) 罹災証明の対象

罹災証明は、災害対策基本法第2条第1号に規定する災害により被害を受けた家屋について、以下の項目の証明を行う。

なお、家屋以外のものが罹災した場合において必要があるときは、罹災証明書の摘要欄にその旨の記載を行う。あるいは、被災の程度を限定しない被災証明書を発行する。

ア 全壊、大規模半壊、半壊、一部損壊

イ 流出、床上浸水、床下浸水

ウ 全焼、半焼

(2) 罹災証明書の発行手続

罹災証明書の発行は、災害により被害を受けた家屋の使用者、所有者からの申請により、証明の対象となる家屋が所在する市町村の市町村長が申請を受け付け、罹災証明書を作成し、これらの者に発行することとする。

(3) 罹災証明書の発行要領

ア 情報の収集及び被害認定調査準備

各関係機関、自治会等を通じて被害状況等の情報収集を行い、被害認定調査実施に向けた体制を整える。

(ア) 情報の収集

- a 河川氾濫や道路冠水等、関係機関から被害状況の情報収集を行う。
- b 被害が広範囲にわたる場合は区長に連絡し、被害状況の事前照会を行う。
- c 得られた情報から、被害地域の予測を行う。

(イ) 被害認定調査準備

- a 腕章、名札等、身分を証明する物品の調達
- b 懐中電灯、長靴等、調査時に必要な備品の調達
- c 住宅地図、家屋名寄帳、画地台帳等、現地を把握するための必要書類の準備
- d 被害状況調書、罹災証明書等、各種様式の準備

イ 住民への周知

被災者等への被害認定調査実施（被害認定調査の内容、目的等）の周知を図る。

ウ 被害認定調査の実施

内閣府の「災害に係る住家の被害認定基準運用指針」等に基づき、被害認定調査を実施する。

(ア) 応援体制

- a 必要に応じて、市の建築技師へ共同調査を依頼する
- b 被害が広範な場合、災害時相互応援協定等を活用した応援職員を要請する。

(イ) 被害認定調査

- a 消毒用石灰の要・不要を担当課へ報告する。
- b 判定結果の集計を行い、災害対策本部へ報告する。

エ 罹災証明書の発行

- (ア) 各家屋、所有者毎の罹災台帳（被害状況調書）を作成する。
- (イ) 罹災台帳（被害状況調書）をもとに、罹災証明書を発行する。
- (ウ) 住民へ、各種支援や減免に関する情報提供を行う。

5 雇用機会の安定

市は、災害により離職を余儀なくされた者の再就職を促進するため、関係機関と協力して離職者の発生状況、求人・求職の動向を速やかに把握するとともに、村上公共職業安定所等を通じ、次の対策を実施する。

(1) 特別相談窓口等の設置

村上公共職業安定所長は、離職者の発生状況、求人・求職の動向等の状況を把握するとともに、必要に応じ次の措置を講じる。

- ア 被災者のための特別相談窓口を設置する。
- イ 公共職業安定所に出頭することの困難な地域における臨時職業相談所の開設又は巡回相談を実施する。
- ウ 近隣の公共職業安定所と連携を図り、応援職員の確保を図る。

(2) 被災者の雇用促進

村上公共職業安定所長は、被災求職者に対する綿密な相談を実施するとともに近隣の公共職業安定所を通じ、更には全国の公共職業安定機関を通じて、住居確保に配慮しつつ求人を確保し、広域にわたる職業紹介を行う。

同時に、被災地において行われる公共事業に被災地の失業者が優先的に雇用されるように配慮し、被災者の復興事業への雇用を促進する。

(3) 特例措置の要請及び実施

ア 雇用保険失業給付の特例支給

(ア) 証明書による失業の認定

村上公共職業安定所長は、災害により失業の認定日に出頭できない受給資格者に対して、事後に証明書により失業の認定を行い、失業給付を行う。

(イ) 激甚災害による休業者に対する基本手当の支給

村上公共職業安定所長は、災害が激甚災害に対処するための特別の財政援助等に関する法律（昭和37年法律第150号）第25条に定めた措置を適用された場合、災害による休業のための賃金を受けることができない雇用保険の被保険者（日雇労働被保険者は除く。）に対して、失業しているものとみなして基本手当を支給する。

イ 雇用調整助成金の特例適用の要請

労働局長は、被災地域の事業主が次の休業等をさせる場合、休業手当に係る賃金負担の一部（大企業2／3、中小企業3／4）を助成できるよう厚生労働省へ要請する。

(ア) 被災地域の事業主が労働者を休業させる場合

(イ) 被災地域以外の災害関連下請事業所が労働者を休業させる場合

(ウ) 被災地域の事業主が新卒者等の内定取り消しの回避を図る場合

ウ 労働保険料の申告及び納付期限の延長

労働局長は、災害により労働保険料を所定の期限で納付することができない事業主に対して、必要があると認めるときは、概算保険料の延納の特例措置、延滞金若しくは追徴金の徴収免除又は労働保険料の納付の猶予を行う。

6 応急金融対策

災害時、被災地における通貨の円滑な供給、金融の迅速かつ適切な調整を行い、民生の安定を図るため、日本銀行新潟支店及び市内金融機関等の要請により必要な応急金融対策を実施する。

(1) 通貨の円滑な供給の確保

災害により市内の金融機関が著しい被害を受け、通貨の確保が困難になった場合は、金融機関の要請により、日本銀行新潟支店が通貨の供給を行うが、その際、関係行政機関等と協力して輸送手段や輸送路の確保に努める。

(2) 金融機関の業務運営の確保

ア 市内各金融機関は、災害による被災状況や発生日時・時間帯により業務確保の対応が異なるが、災害時、業務運営が速やかに再開できるよう、日本銀行新潟支店その他関係機関等と連携して、施設等（電気通信設備、電信電話設備と供給先からの需給体制を含む。）の保全回復と要員確保並びに所要現金の確保等に努める。

【関連事項】

- ・ 電力施設（供給）の復旧
- ・ 電信電話施設（供給）の復旧

イ 市は、災害発生後、金融に関する住民の需要（預貯金の払戻し・解約、融資等）に混乱が生じないように、金融機関と連携を取り、被害状況や災害後の業務運営の状況把握に努め、必要に応じてその内容を住民に広報し、周知する。

(3) 金融機関による非常金融措置の実施

ア 金融機関は、災害発生の際は、財務省関東財務局及び日本銀行新潟支店と協議の上、民間金融機関相互の協調を図り、必要と認められるときは次の措置を実施する。

(ア) 災害関係の融資対応

災害の状況、応急資金の需要等を勘案して、融資相談所の開設、審査手続の簡素化、貸出の迅速化等被災者の便宜を考慮し、特別な措置を行う。

(イ) 預貯金の払戻し及び中途解約への対応

a 預金通帳、届出印鑑を焼失又は流失した預貯金者については、罹災証明書の預貯金の提示又はその他実情に即する簡易な方法をもって被災者の預貯金払戻しの利便を図る。

b 被災者等が諸事情により、定期預金及び定期積立金等の中途解約又は当該預貯金等を担保とする貸出を希望する者への適切な措置を講じる。

(ウ) 手形交換、休日営業等の措置

災害時における手形交換又は不渡処分、金融機関の休日営業又は平常時間外の営業等について、適切な措置を講じる。

(エ) 保険金の支払い及び保険料の払い込み猶予等について、適切な措置を講じる。

イ 市は、上記金融機関等の措置について、被災者の利便を考慮して臨時融資相談所の開設や被災証明書発行等の必要な措置を講じる。

7 生活必需品安定供給の確保及び価格の監視

(1) 市は、災害救助法が適用され、生活必需品の応急的な供給期間が経過した後も、なお生活必需品に不足が生じたり、継続的な不足が生じることが予想され、市内における措置だけでは対応が困難な場合には、県及び関係機関の協力を得て、必要な量の生活必需品の供給が適正価格で確保、販売できるよう必要な措置を講じる。

(2) 災害の発生に伴い、被災住民等が生活必需品等を必要以上に買いためて市場の混乱を招かないよう、市は、関係機関と連携協力のもと、必要な措置を講じる。

8 住宅対策

(1) 住宅復旧のための資材調達

市は、必要に応じ、村上市建設業協会と協議し、住宅復旧のための資材の供給要請を行う。

(2) 被災者入居のための公営住宅の建設

市及び県は必要に応じ、災害により滅失した住宅に住んでいた低所得者に対する住宅対策として、災害公営住宅（激甚災害の場合にあっては「罹災者公営住宅」）を建設し、賃貸する。

この場合において、滅失住宅が公営住宅法（昭和26年法律第193号）に定める基準に該当するときは、市及び県は、災害住宅の状況を速やかに調査して国土交通省に報告するとともに、災害公営住宅建設計画を作成し、災害査定の早期実施が得られるよう努める。

9 地震保険や共済制度の活用

地震保険や共済制度は、地震等による被災者の生活の安定に寄与することを目的とした制度であり、被災者の住宅再建にとって有効な手段であることから、市等は、それらの制度の普及

促進に努める。

10 租税等の期限延長、徴収猶予、減免等の特例措置

市は、被災した納税（付）義務者又は特別徴収義務者（以下「納税義務者等」という。）に対し、地方税法（昭和25年法律第226号）、村上市税条例、村上市都市計画税条例又は村上市国民健康保険税条例及び村上市介護保険条例により、それぞれの被害の実情に応じて、次に掲げる市税等の納税（付）緩和措置を適切に講じる。

(1) 納期限の延長

災害により、納税義務者等が期限内に申告その他書類の提出又は市税の納付若しくは納入をすることができないと認められるときは、次の方法により当該期限を延長する。

ア 災害が市の全部又は広範囲の地域にわたる場合、市長は適用地域及び延長期日（2月を限度とする。）を指定する。

イ その他の場合、納税義務者等の申告により、2月を限度として延長する。

(2) 徴収の猶予

災害により、財産に被害を受けた納税（付）義務者等が、市税等を一時に納付又は納入をすることができないと認められるときは、その者の申請に基づき、1年以内において徴収を猶予する。なお、やむを得ない理由があると認められるときは、更に通算して2年を超えない範囲内で延長する。

(3) 滞納処分の執行停止等

災害により、滞納者が無財産となる等の被害を受けた場合は、滞納処分の執行停止、換価の猶予、延滞金の減免等適切な措置を講じる。

(4) 租税等の減免

被災した納税（付）義務者に対し、被害の程度に応じて、次のように減免を行う。

ア 個人住民税

納税義務者の被災の程度又はその者の所有に係る住宅若しくは家財等の損害の程度に応じて一定割合を減免する。

イ 固定資産税及び都市計画税

納税義務者の所有に係る固定資産の損害の程度に応じて一定割合を減免する。

ウ 軽自動車税

納税義務者の所有に係る軽自動車の損害の程度に応じて年税額の一定割合を減免する。

エ 国民健康保険税

納税義務者の被災の程度又はその者の所有に係る住宅若しくは家財等の損害の程度に応じて一定割合を減免する。

オ 介護保険料

納付義務者の被災の程度又はその者の所有に係る住宅若しくは家財等の損害の程度に応じて一定割合を減免する。

11 その他公共料金等の特例措置

(1) 市は、被災した住民に対し、申請等に基づき、被害の程度に応じ公共料金等の特例措置が受けられるように、被災証明書を速やかに発行するなどの措置を講じる。

(2) 関係機関は、次に掲げるような各種公共料金等の特例措置について検討し、災害の状況に応じて実施する。

ア 郵政事業

(ア) 被災者に対する通常はがき、郵便書留の無償交付

(イ) 被災者の差し出す郵便物の料金免除

- (㊦) 被災地宛て救助用郵便物の料金免除
- (㊧) 被災者救助用寄附金送金のための郵便料金振替料免除
- イ 電気・ガス事業
電気・ガス料金の支払期限の延長、減免等
- ウ 電信電話事業
電話料金の支払期限の延長、減免等
- エ その他
水道、下水道、し尿汲み取り、公営住宅使用、保育等の料金の支払期限の延長、減免等

12 住民等への制度の周知

市、県及び防災関係機関等は、災害復旧についてとられている特例措置等について、広報紙、チラシその他の手段により住民等に広報するとともに、報道機関の協力を得て、テレビ・ラジオ及び地元新聞掲載等により、広範囲にわたって広報活動を積極的に行い、住民等への周知に努める。

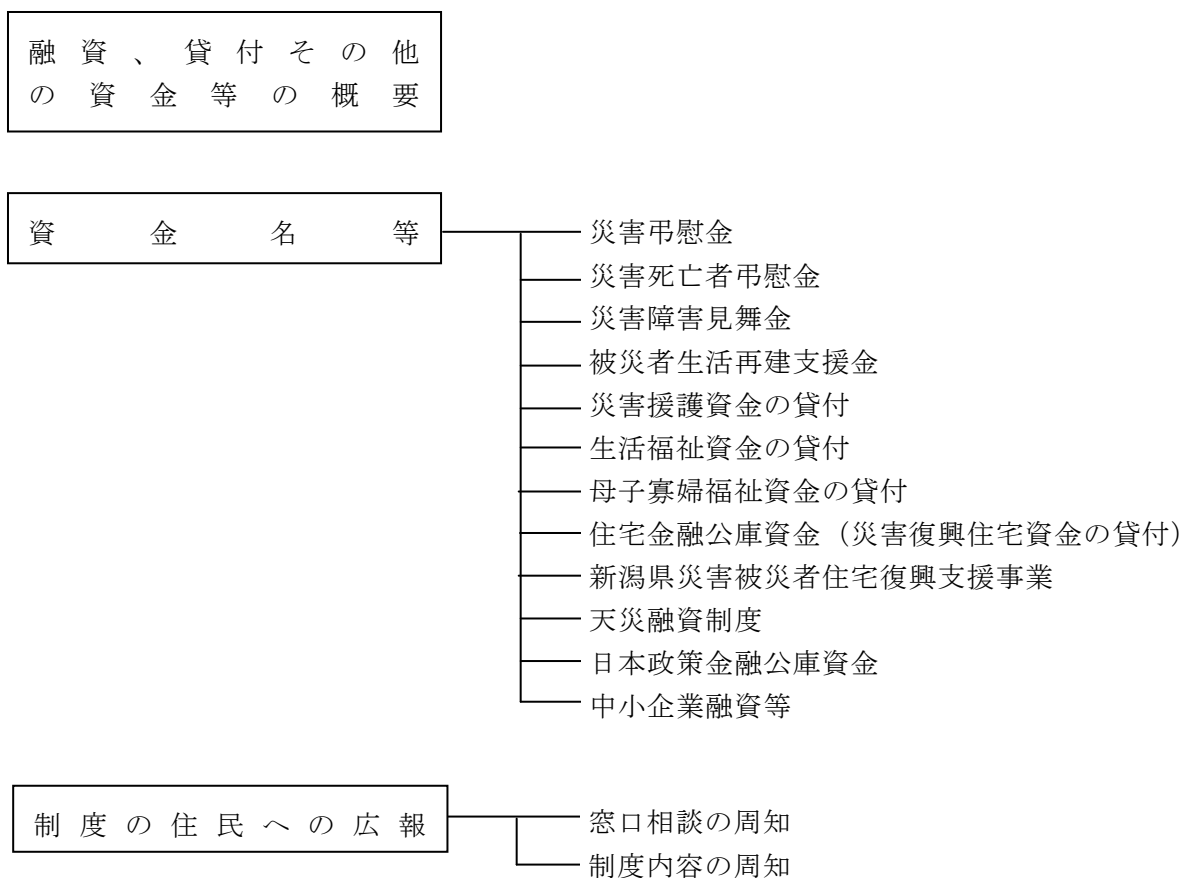
第2節 融資、貸付その他資金等による支援計画

1 計画の方針

災害等により被害を受けた住民が、その痛手から速やかに再起更正するよう資金枠の確保及び貸し付け等の金融支援を行い、被災者等の生活確保又は事業経営安定の措置を講じる。

また、災害により死亡した者の遺族に弔慰金を、著しい障害を受けた者には見舞金を支給する。

2 計画の体系



3 融資、貸付その他の資金等の概要

区分	資金名等	主な対象者	窓 口
支給	(1) 災害弔慰金	災害により死亡した者の遺族	市
	(2) 災害死亡者弔慰金	災害により死亡した者の遺族	日本赤十字社地区長及び分区長
	(3) 災害障害見舞金	災害により著しい障害を受けた者	市
	(4) 被災者生活再建支援金	自然災害により住宅が全壊又は大規模半壊した世帯等	市
貸付	(5) 災害援護資金	災害により被害を受けた世帯の世帯主	市
	(6) 生活福祉資金 ① 福祉費（災害臨時経費） ② 福祉費（住宅改修等経費）	低所得世帯等	市社会福祉協議会（民生委員）
	(7) 母子寡婦福祉資金	母子家庭、寡婦	村上地域振興局健康福祉部
	(8) 住宅金融支援機構資金（災害復興住宅資金）	住宅金融支援機構が指定した災害で被害を受けた住宅の所有者等	住宅金融支援機構受託金融機関
	(9) 新潟県被災者住宅復興資金	県知事が指定する災害により自ら居住する住宅に被害を受けた者	市、金融機関
	(10) 天災融資制度	被害農林漁業者で市長の認定を受けた者	農協、森林組合、漁協、銀行
	(11) 農林漁業金融公庫資金	被害農林漁業者	農林公庫、受託金融機関
	(12) 中小企業融資及び信用保証	中小企業及びその組合	市、金融機関、県信用保証協会

3 資金名等

(1) 災害弔慰金

災害により死亡した者の遺族に対し災害弔慰金を支給する。

(平成25年10月1日現在)

種別	対象となる災害 (自然災害)	事業主体 根拠法令等	支給対象者	支給限度額 (支給の制限)	問い合わせ 窓口
災害 弔 慰 金	1 市において5世帯以上の住家が滅失した災害	1 実施主体 市(条例)	死亡者の 配偶者	死亡者1人につき主たる生計維持者の場合 500万円	市総務課
	2 新潟県内において5世帯以上の住居の滅失した市町村が3以上ある場合の災害	2 経費負担 ①対象災害区分が1~4の場合 国 1/2 県 1/4 市 1/4 (災害弔慰金の支給等に関する法律) ②対象災害区分が5の場合 県 1/2 市 1/2 (新潟県災害弔慰金等に関する要綱)	〃 子 〃 父母 〃 孫 〃 祖父母 〃 兄弟姉妹(※)	それ以外の場合 250万円	
	3 新潟県内において災害救助法第2条に規定する救助が行われた災害		〃 兄弟姉妹(※)	支給の制限	
	4 災害救助法第2条に規定する救助が行われた市町村を含む県が2以上ある災害		※兄弟姉妹においては、死亡した者の死亡当時その者と同居し、又は生計を同じくしていた者に限る。また、当該配偶者、子、父母、孫又は祖父母のいずれも存しない場合に限る。	1 当該死亡者の死亡がその者の故意又は重大な過失により生じたものである場合 2 災害弔慰金の支給等に関する法律施行令(昭和48年政令第374号)第2条に規定する内閣総理大臣が定める支給金が支給された場合 3 災害に際し、市長の避難の指示に従わなかったこと等市長が不相当と認めた場合	
	5 新潟県内において新潟県災害救助条例が適用された市町村が1以上ある場合の災害				
	(以上、平成25年内閣府告示第230号による。)				

(2) 災害死亡者弔慰金

災害によって死亡した県民に対し、弔慰金を支給する。

(平成21年3月31日現在)

種別	対象となる災害	根拠法令等	贈呈対象者	贈呈額	贈呈の制限	問い合わせ 窓口
災害死亡者弔慰金	自然災害及び火災	災害死亡者弔慰金贈呈要綱	県内に居住する者の死亡者の遺族	死亡者1人につき 10,000円	災害救助法又は新潟県災害救助条例の適用を受ける場合は贈呈しない	日本赤十字社村上市地区長 (市社会福祉協議会内)

(3) 災害障害見舞金

災害により精神又は身体に著しい障害を受けた者に対して災害障害見舞金を支給する。

(平成25年10月1日現在)

種別	対象となる災害 (自然災害)	事業主体 根拠法令等	支給対象者	支給限度額 (支給の制限)	問い合わせ 窓口
災害 障害 見 舞 金	1 市において5世帯以上の住家が滅失した災害	1 実施主体 市 (条例)	災害弔慰金の支給等に関する法律別表に掲げる程度の障害がある者	障がい者1人につき主たる生計維持者の場合 250万円 それ以外の場合 125万円	市社会福祉課
	2 新潟県内において5世帯以上の住居の滅失した市町村が3以上ある場合の災害	2 経費負担 国 1/2 県 1/4 市 1/4 (災害弔慰金の支給等に関する法律)		支給の制限	
	3 新潟県内において災害救助法第2条に規定する救助が行われた災害			1 当該障がい者の障害がその者の故意又は重大な過失により生じたものである場合	
	4 災害救助法第2条に規定する救助が行われた市町村を含む県が2以上ある災害 (以上、平成25年内閣府告示第230号による。)			2 災害弔慰金の支給等に関する法律施行令(昭和48年政令第374号)第2条に規定する内閣総理大臣が定める支給金が支給された場合	
				3 災害に際し、市長の避難の指示に従わなかったこと等市長が不相当と認めた場合	

(4) 被災者生活再建支援金

自然災害によりその生活基盤に著しい被害を受けた者で、経済的理由等によって生活を再建することが困難な者に対し、生活再建支援金を支給することによって自立した生活の開始を支援する。

(平成24年4月1日現在)

種別	対象となる災害 (自然災害)	事業主体 根拠法令等	支援対象世帯	支給額	問い合わせ 窓口
被災者生活再建支援金	<p>1 災害救助法施行令第1条第1項第1号又は第2号のいずれかに該当する被害が発生した市町村の区域に係る自然災害</p> <p>2 10以上の世帯の住宅が全壊する被害が発生した市町村の区域に係る自然災害</p> <p>3 100以上の世帯の住宅が全壊する被害が発生した都道府県の区域に係る自然災害</p> <p>4 1又は2の市町村を含む都道府県で5世帯以上の住宅全壊被害が発生した市町村(人口10万未満のものに限る。)に係る自然災害</p> <p>5 1～3の区域に隣接し、5世帯以上の住宅全壊被害が発生した市町村(人口10万人未満に限る。)に係る自然災害</p> <p>6 1もしくは2の市町村を含む都道府県又は3の都道府県が2以上ある場合に、5世帯以上の住宅全壊被害が発生した市町村(人口10万人未満に限る)2世帯以上の住宅全壊被害が発生した市町村(人口5万人未満に限る。)</p> <p>※ 4～6の人口要件については、合併前の旧市町村単位でも適用可などの特例措置あり(合併した年と続く5年間の特例措置)</p>	<p>1 事業主体 県(※)</p> <p>※ 支援金の支給に関する事務は、(財)都道府県会館へ委託している。</p> <p>2 経費負担 国 1/2 県 1/2 市 1/4</p> <p>【被災者生活再建支援法(平成10年5月22日法律第66号)】</p>	<p>1 住宅が「全壊」した世帯</p> <p>2 住宅が半壊、又は住宅の敷地に被害が生じ、その住宅をやむを得ず解体した世帯</p> <p>3 災害による危険な状態が継続し、住宅に居住不能な状態が長期間継続している世帯</p> <p>4 住宅が半壊し、大規模な補修を行わなければならない居住することが困難な世帯(大規模半壊世帯)</p>	別表のとおり	(公財) 都道府県会館

(別表)

支給額は以下の2つの支援金の合計額となる。
 (※世帯人数が1人の場合は、各該当欄の3/4の額)

① 住宅の被害程度に応じて支給する支援金(基礎支援金)

住宅の被害程度	全壊	解体	長期避難	大規模半壊
支給額	100万円	100万円	100万円	50万円

② 住宅の再建方法に応じて支給する支援金(加算支援金)

住宅の再建方法	建設・購入	補修	賃貸
支給額	200万円	100万円	50万円

※ 一旦住宅を賃借した後、自ら居住する住宅を建設・購入(又は補修)する場合は、
 合計で200(又は100)万円

(5) 災害援護資金の貸付

災害により家財等に被害があった場合、生活の建て直しの資金として、災害救助法の適用時は災害援護資金を貸し付ける。

種別	貸付対象	根拠法令等	貸付金額	貸付条件	問い合わせ窓口
災害援護資金	地震等の自然災害により家屋等に被害を受けた世帯で、その世帯の前年の年間所得が次の額以内の世帯に限る。 1人 220万円 2人 430万円 3人 620万円 4人 730万円 5人以上730万円に世帯人員が1人増すごとに30万円を加算した額 ただし、その世帯の住居が滅失した場合には1,270万円とする。	1 災害弔慰金の支給等に関する法律 2 実施主体 市(条例) 3 経費負担 国 2/3 県 1/3 4 対象となる災害 新潟県において災害救助法による救助が行われた災害	貸付区分及び貸付限度額 1 世帯主の1か月以上の負傷 150万円 2 家財等の損害 ア 家財の1/3以上の損害 150万円 イ 住居の半壊 170万円 ウ 住居の全壊 250万円 エ 住居全体の滅失又は流失 350万円 3 1と2が重複した場合 ア 1と2のアの重複 250万円 イ 1と2のイの重複 270万円 ウ 1と2のウの重複 350万円 4 次のいずれかに該当する事由の1つに該当する場合であって、被災した住居を建て直す等、特別な事情がある場合 ア 2のイの場合 250万円 イ 2のウの場合 350万円 ウ 3のイの場合 350万円	1 据置期間 3年 (特別な事情がある場合は5年) 2 償還期間 10年 (据置期間を含む。) 3 償還方法 年賦又は半年賦 4 貸付利率 年3% (据置期間中は無利子) 5 延滞利息 年 10.75%	市社会福祉課

(6) 生活福祉資金の貸付

災害により家財等に被害があった場合、生活の立直し資金として、災害救助法適用時に災害弔慰金の支給等に関する法律（昭和48年法律第82号）に基づく災害援護資金を、災害救助法の適用に至らない小災害時には生活福祉資金、母子寡婦福祉資金（次項で説明）を貸し付ける。

（平成21年10月1日現在）

種別	貸付対象	根拠法令等	貸付金額	貸付条件
ア 生活福祉資金 （福祉費 （災害臨時経費））	<ul style="list-style-type: none"> ・低所得世帯 （生活保護基準額の概ね1.7倍以内） ・高齢者世帯 （日常生活において介護が必要な65歳以上の高齢者の属する世帯で、生活保護基準額の概ね2.5倍以内） ・障がい者世帯 （障がい者の属する世帯、ただし、特に高額の所得があって、自己資金あるいは他からの融資により自立更生が期待できると認められる世帯は除く。） <p>上記の世帯で災害による困窮からの自立更生に必要な経費</p>	<p>1 「生活福祉資金貸付制度要綱（平成21年7月28日厚生労働省発社援0728第9号）」</p> <p>2 実施主体等 (1) 実施主体 県社会福祉協議会 (2) 窓口 市社会福祉協議会 (民生委員)</p>	<p>貸付限度</p> <p>1世帯 150万円以内</p>	<ol style="list-style-type: none"> 1 据置期間 貸付の日から6ヶ月以内 2 償還期間 7年以内 3 貸付利率 連帯保証人を立てる場合は無利子 連帯保証人を立てない場合は、据置期間経過後 1.5% 4 保証人 原則連帯保証人を立てる。 ただし、連帯保証人を立てない場合でも、貸付を受けることができる。 5 償還方法 年賦、半年賦又は月賦 6 申込方法 原則として、官公署の発行する罹災証明を添付のこと。
イ 生活福祉資金 （福祉費 （住宅改修等経費））	<ul style="list-style-type: none"> ・低所得世帯 （生活保護基準額の概ね1.7倍以内） ・高齢者世帯 （日常生活において介護が必要な65歳以上の高齢者の属する世帯で、生活保護基準額の概ね2.5倍以内） ・障がい者世帯 （障がい者の属する世帯、ただし、特に高額の所得があって、自己資金あるいは他からの融資により自立更生が期待できると認められる世帯は除く。） <p>上記の世帯で被災した家屋を増築、改築、改修又は補修するために必要な貸付</p>	<p>1 「生活福祉資金貸付制度要綱（平成21年7月28日厚生労働省発社援0728第9号）」</p> <p>2 実施主体等 (1) 実施主体 県社会福祉協議会 (2) 窓口 市社会福祉協議会 (民生委員)</p>	<p>貸付限度</p> <p>250万円以内</p>	<ol style="list-style-type: none"> 1 据置期間 貸付の日から6ヶ月以内 2 償還期間 7年以内 3 貸付利率 連帯保証人を立てる場合は無利子 連帯保証人を立てない場合は、据置期間経過後 1.5% 4 保証人 原則連帯保証人を立てる。 ただし、連帯保証人を立てない場合でも、貸付を受けることができる。 5 償還方法 年賦、半年賦又は月賦 6 申込方法 原則として官公署の発行する罹災証明を添付のこと。

(7) 母子寡婦福祉資金の貸付

種別	貸付対象	根拠法令等	貸付金額	貸付条件
母子寡婦福祉資金 (住宅資金)	1 母子家庭の母、寡婦 2 被災した家屋の増築、改築、補修又は保全するために必要な資金	1 母子寡婦福祉法施行令第7条及び第36条 2 法施行令通知	貸付限度 200万円	1 災害救助法の適用を要しない 2 据置期間 6か月 3 償還期間 7年以内 4 利率(年利) 無利子又は 1.5% (連帯保証人の有無による)

* その他 (特例措置)

No.	項目	根拠法令等	特例措置の内容	備考
1	母子寡婦福祉資金の償還の猶予	母子寡婦福祉法施行令第19条及び第38条	災害により借主が支払期日までに償還することが困難となったときに支払を猶予する。 (1) 猶予期間 1年以内(1年後も更に、その事由が継続し、特に必要と認めるときは改めて猶予できる。) (2) 添付書類 市長の被災証明書	災害救助法の適用を要しない。
2	母子寡婦福祉資金の違約金の不徴収	母子寡婦福祉法施行令第17条及び第38条	支払期日までになされなかった償還金に課せられる違約金を徴収しないことができる。 (1) 添付書類 市長の被災証明書	災害救助法の適用を要しない。
3	母子寡婦福祉資金(事業開始資金、事業継続資金、住宅資金)の据置期間の延長	母子寡婦福祉法施行令第8条及び第37条	災害により全壊、流失、半壊、床上浸水等の被害を受けた住宅に居住していた者に対し、災害を受けた日から1年以内に貸し付けられる場合には、2年を超えない範囲で厚生大臣が定める期間の延長ができる。 住宅又は家財の被害額に応じて、次の期間延長できる。 (1) 事業開始資金 15,000円以上30,000円未満 6か月 30,000円以上 1年 (2) 事業継続資金・住宅資金 15,000円以上30,000円未満 6か月 30,000円以上45,000円未満 1年 45,000円以上 1年6か月	災害救助法の適用を要しない。
4	寡婦福祉資金の所得制限適用除外	母子寡婦福祉法第32条第2項ただし書き	災害等の理由により生活の状況が著しく窮迫していると認められる場合は、現に扶養する子等のない寡婦であっても、所得制限を適用しない。 ※ 通常時、現に扶養する子等のない寡婦については、貸付の際に所得制限あり。	災害救助法の適用を要しない。

(8) 住宅金融公庫資金(災害復興住宅資金の貸付)

震災対策編 第4章 災害復旧・復興計画

市及び県は、被災地の滅失又は損失した家屋の状況を調査し、被災者に対し当該資金の融資が円滑に行われるよう、借入手続の指導、被害状況調査及び被害率の認定を早期に実施して、災害復興住宅資金の借入の促進を図る。この場合、市は、被災者が公庫に対して負うべき債務を保証するよう努める。

なお、融資内容は次のとおりである。

(平成25年11月1日現在)

貸付対象	貸付限度額	貸付条件
災害救助法による災害で被害を受けた住宅の所有者等 (1) 建設 罹災住宅の被害 「半壊」以上 住宅部分の床面積(A) $13\text{ m}^2 \leq A \leq 175\text{ m}^2$ ただし、罹災住宅の床面積(a)が $a > 175$ の場合 $13\text{ m}^2 \leq A \leq a$	建設資金 1,460万円 土地取得資金 970万円 整地資金 390万円	償還期間 耐火・準耐火・木造(耐久性) 35年以内 木造(一般) 25年以内 据置期間 3年間(その分償還期間延長) 利率 1.28%
(2) 新築住宅購入 罹災住宅の被害 「半壊」以上 住宅部分の床面積(A) 50 m^2 (共同建 30 m^2) $\leq A \leq 175\text{ m}^2$ ただし、罹災住宅の床面積(a)が $a > 175$ の場合 50 m^2 (共同建 30 m^2) $\leq A \leq a$	購入資金 (土地取得資金含む。) 2,430万円	償還期間 耐火・準耐火・木造(耐久性) 35年以内 木造(一般) 25年以内 据置期間 3年間(その分償還期間延長) 利率1.28%
(3) 中古住宅購入 人が居住していた住宅又は建築後2年を超えた住宅 罹災住宅の被害 「半壊」以上 住宅部分の床面積(A) 50 m^2 (共同建 30 m^2) $\leq A \leq 175\text{ m}^2$ ただし、罹災住宅の床面積(a)が $a > 175$ の場合 50 m^2 (共同建 30 m^2) $\leq A \leq a$	購入資金 (土地取得資金含む。) 2,130万円 支援機構が定める基準等に適合したもの 2,430万円	償還期間 25年以内 支援機構が定める基準等に適合したもの 35年以内 据置期間 3年間(その分償還期間延長) 利率1.28%
(4) 補修 罹災住宅の被害 10万円以上	補修資金 640万円 移転資金 390万円 整地資金 390万円 (移転及び整地の両方を利用の場合は、合計で390万円が限度)	償還期間 20年以内 据置期間 1年間 利率 1.28%

(9) 新潟県災害被災者住宅復興支援事業

災害被災者の住宅の再建を円滑に行うため、県知事が指定する災害により自ら居住する住宅に被害を受け、被災住宅の再建資金を借り入れた者に対し、金利負担軽減のための利子補給を行うとともに、一定額以上の借入を行う者に低利の上乗せ融資を行う。

[利子補給]

事業主体	市
利子補給期間	5年間
補助対象	被災者が借入れた貸付残高に対して、市が交付する利子補給金 (補給率が1%を超える場合は1%が限度)
補助率	1/2

[貸付金]

貸付対象	住宅金融支援機構又は取扱金融機関の融資を一定額以上受けてもなおかつ資金が不足する者
貸付限度額	
建設、購入	800万円(50万円以上10万円単位)
補修	400万円(50万円以上10万円単位)
貸付利率	[当初10年] 住宅金融支援機構の災害復興住宅融資の金利マイナス1% [11年目以降] 住宅金融支援機構災害復興住宅融資の金利と同じ

(10) 天災融資制度

農林漁業被害が甚大で、「天災による被害農林漁業者に対する資金の融通に関する暫定措置法」(以下「天災融資法」という。)が発動された場合、災害等で被害を受けた農林漁業者又は農協等の組合等に対し、その再生産に必要な低利の経営資金を融通することにより経営の安定を図る。

なお、激甚災害法の適用を受けた場合は、貸付限度額の引き上げや償還期間の延長を行う。

(平成24年8月20日現在)

資金の種類	融資対象となる事業	貸付の相手方	貸付限度額	利率	償還期間 (措置なし)
経営資金	種苗、肥料、飼料、薬剤、漁具等の購入費等 農林漁業経営に必要な 運転資金	一定以上の被害を受けた農林漁業者	200万円 激甚災害の場合は250万円	被害程度によって 3.0%以内 5.5%以内 6.5%以内	3～6年以内 激甚災害の場合は4～7年以内
事業資金	被害を受けた肥料、農薬、漁業用燃料、生産物等の在庫品の補てんに充てるための事業運営資金	災害によって施設、在庫品等に著しい被害を受けた農業協同組合、漁業協同組合及び連合会	組合 2,500万円 連合会 5,000万円 激甚災害の場合は 組合 5,000万円 連合会 7,500万円	6.5%以内	3年

(注) 利率については、天災融資法発動の都度政令で設定される。

(11) 日本政策金融公庫資金

被害農林漁業者に対し、農林漁業用施設等が被害を受けた場合はその復旧に要する資金を、災害のために資金を導入しなければ経営の維持が困難な場合は経営資金等の融資及び既往貸付期限の延期措置を行う。

(平成25年10月21日現在)

区分	資金の種類	融資対象となる事業	貸付の相手方	利率(年利)	償還期間	償還期間のうち措置期間
農業関係資金	農業経営基盤強化資金	農地又は牧野の復旧	農業経営改善計画の認定を受けた農業を営む個人・法人	0.50～1.00%	25年以内	10年以内
		災害のため必要とする長期運転資金				
	農業基盤整備資金	農地若しくは牧野の保全又は利用上必要な施設の災害復旧	農業を営む者、土地改良区・同連合会、農協・同連合会等	0.50～1.00%	25年以内	10年以内
	農林漁業施設資金	〈共同利用施設〉 農産物の生産、流通、加工又は販売に必要な共同利用施設の復旧	土地改良区・同連合会、農協・同連合会、水産業協同組合、中小企業等協同組合、農業共済組合・同連合会、5割法人・団体、農業振興法人、特定事業を共同で行う農業者	0.50～1.00%	20年以内	3年以内
		〈主務大臣指定施設〉 (1) 農業施設の復旧 (2) 被災果樹の改植又は補植	農業を営む者	0.50～0.85% 0.50～1.00%	15年以内 25年以内	3年以内 10年以内
林業関係資金	林業基盤整備資金	樹苗養成施設の復旧	樹苗養成の事業を営む者、森林組合・同連合会、農協、中小企業等協同組合	0.50～0.85%	15年以内	5年以内
		林道の復旧	林業を営む者、森林組合・同連合会、農協、中小企業等協同組合、5割法人、林業振興法人	0.50～1.00%	20年以内 (林業経営改善計画に基づくもの25年以内)	3年以内 (林業経営改善計画に基づくもの7年以内)
	農林漁業施設資金	〈共同利用施設〉 林産物の生産、流通、加工又は販売に必要な共同利用施設の復旧	農協・同連合会、森林組合・同連合会、中小企業等共同組合、5割法人・団体、林業振興法人	0.50～1.00%	20年以内	3年以内
		〈主務大臣指定施設〉 林業施設の復旧	林業を営む者	0.50～0.85%	15年以内	3年以内

区分	資金の種類	融資対象となる事業	貸付の相手方	利率(年利)	償還期間	償還期間のうち措置期間
漁業関係資金	漁業基盤整備資金	漁港に係る防波堤防等の復旧	漁協・同連合会、5割法人、漁業を営む者	0.50～1.00%	20年以内	3年以内
		漁場及び水産種苗生産施設の復旧	漁協・同連合会、5割法人・団体、特定事業を共同で行う漁業者			
	農林漁業施設資金	〈共同利用施設〉 水産物の生産、流通、加工又は販売に必要な共同利用施設の復旧	水産業協同組合（漁業生産組合を除く。）、5割法人・団体、漁業振興法人	0.50～1.00%	20年以内	3年以内
		〈主務大臣指定施設〉 漁船、水産施設の復旧	漁業を営む者			
農林漁業共通	農林漁業セーフティネット資金	災害により被害を受けた経営の再建に必要な資金	一定の要件を満たす農業者、林業者又は漁業者	0.50～0.55%	10年以内	3年以内

(申込方法) 農協・同連合会・農林中金・漁協・同連合会等を通じ行う。

(貸付限度) 原則として8割で、額は各資金によって異なる。

(注) この他、新潟県農林水産業振興資金の融資、又、一般農林漁業関係資金（農業近代化資金、農業改良資金等）について、運用の範囲内で被害農家に融資することができる。また、既貸付農林漁業関係資金（農業近代化資金、農業改良資金）については、被害農業者に対し、法令規則等の限度内において返還条件等を緩和することができる。

(12) 中小企業融資等

ア 融資計画

関係行政機関と政府系金融機関及び民間金融機関との密接な連絡のもと、被害の状況、再建のための資金需要等の的確な把握に努め、融資等各種金融制度の効果的運用を図るため、次の措置を講じる。

- (ア) 被災の状況に応じ特に必要があると認めるときは、既存制度を拡充又は特別制度融資を創設しこれに伴う融資のための預託等の措置を行う。
- (イ) 関係団体及び金融機関と協調して、各種融資制度の周知を図り、また被害の状況に応じて現地に融資相談所の開設等の措置を行う。
- (ウ) 金融機関に対し、被害の状況に応じて、審査手続の簡便化、貸出の迅速化、貸出条件の緩和等について、便宜が図られるよう要請を行う。
- (エ) 中小企業向け県制度融資、中小企業高度化資金及び小規模企業者等設備資金貸付金等について被害の状況に応じて、償還猶予等の必要な措置を講じる。
- (オ) 信用力・担保力が不足した中小企業者の融資の円滑化を図るため、新潟県信用保証協会の保証枠の増大措置として、損失補償を行う。

イ 災害関連融資制度等

- (ア) 融資制度

(平成25年11月15日現在)

機関名	区分	融資条件等	申込窓口
県商業振興課	セーフティネット資金 (経営支援枠) 自然災害要件	1 資金用途 運転資金・設備資金(土地の取得資金を除く。) 2 対象企業 県内で1年以上継続して同一事業を営み、地震、風水害等自然災害により損害を受け、経営の安定に支障を生じている者 3 融資限度 3,000万円(別枠) 4 融資利率 融資期間 5年以内年1.6% 融資期間 5年超7年以内年1.8年 5 担保 } 金融機関及び新潟県信用保証協会の定めるところによる。 6 保証人 } 7 信用保証 新潟県信用保証協会の信用保証を要する。	(取扱金融機関) 第四銀行、北越銀行、大光銀行、信用金庫、信用組合、三菱東京UFJ銀行、みずほ銀行、りそな銀行、三井住友銀行、商工中金、八十二銀行、北陸銀行、富山第一銀行、東邦銀行、きらやか銀行、秋田銀行、JAバンク新潟県信連、北越後農協、にいがた南蒲農協、越後中央農協、越後ながおか農協、越後さんとう農協、柏崎農協、魚沼みなみ農協、十日町農協、えちご上越農協、佐渡農協
市	地方産業育成資金	1 資金用途 運転資金・設備資金 2 対象企業 中小企業者(市長の定めるところによる。) 3 融資限度 1,000万円(被災状況に応じて市長が認めた場合は1,000万円を超えることも可) 4 融資利率 保証付き(責任共有対象外) 1.95% 保証付き(責任共有対象) 2.15% 保証なし 2.45% 5 融資期間 運転資金 5年以内 (うち据置期間6ヶ月以内) 設備資金 7年以内 (うち据置期間6ヶ月以内) (災害規模により市町村長が認めた場合は融資期間を超えることも可) 6 担保 } 金融機関及び新潟県信用保証協会の定めるところによる。 7 保証人 } 8 信用保証 市長の定めるところによる。	市商工観光課
日本政策金融公庫 「国民生活事業」	災害貸付	1 資金用途 設備資金、運転資金 2 対象企業 災害により被害を受けた中小企業者 3 融資限度 それぞれの融資限度額に1災害につき3,000万円を加えた額 4 融資利率 それぞれの融資制度の利率(ただし、異例の災害の場合は、その都度定める。) 5 融資期間 10年以内(うち据置期間2年以内) 6 担保 } 公庫の定めるところによる。 7 保証人 }	日本政策金融公庫 (国民生活事業)新潟、三条、長岡、高田各支店

機関名	区分	融 資 条 件 等	申込窓口
日本政策金融公庫 「中小企業事業」	災害復旧貸付	<p>1 資金使途 災害復旧のための設備資金及び長期 運転資金</p> <p>2 対象企業 公庫が本貸付の適用を認めた災害により被害を被った中小企業者</p> <p>3 融資限度 直接貸付 別枠1億5,000万円 代理貸付 上記限度の範囲内で別枠7,500万円</p> <p>4 融資利率 基準利率（閣議決定により、特別利率が適用される場合がある。）</p> <p>5 融資期間 10年以内（うち据置期間2年以内）</p> <p>6 担保 } 7 保証人 } 公庫の定めるところによる。</p>	日本政策金融公庫 （中小企業事業） 新潟支店及び代理店
商工中央金庫	災害復旧資金	<p>1 資金使途 既存事業設備の復旧に必要な設備資金、災害の影響により生じた不足運転資金（長期・短期）</p> <p>2 対象企業 異常な自然現象等により生じる被害又は武力攻撃災害の影響を受けた直接被災事業者および間接被災事業者</p> <p>3 融資限度 金庫所定の限度内</p> <p>4 融資利率 金庫所定の金利</p> <p>5 融資期間 運転資金 10年以内（うち据置期間3年以内） 設備資金 20年以内（うち据置期間3年以内）</p> <p>6 担保 } 7 保証人 } 公庫の定めるところによる。 8 信用保証 }</p>	商工組合中央金庫新潟支店及び長岡支店
新潟県労働金庫	新潟県中小企業 従業員災害ローン	<p>1 対象者中小企業従業者（同一事業所に1年以上勤務し、かつ引続き勤務しようとする者）で、災害による傷病の治療費や災害復旧資金を必要とする者。</p> <p>2 融資限度 10万円以上100万円以内</p> <p>3 融資利率 年1.80%</p> <p>4 融資期間 5年以内（うち据置期間3ヵ月以内）</p> <p>5 担保不要</p> <p>6 保証人保証機関の保証（保証料は金庫負担）</p>	新潟県労働金庫本店及び支店

(イ) 保証制度

(平成25年11月15日現在)

機関名	区分	保証融資条件等	申込窓口
新潟県信用保証協会	災害保証	1 保証対象要件 激甚災害指定を受けた地域内で被災した中小企業者 (市長の証明を要する。) 2 保証限度額 個人・法人 2億8,000万円 組合 4億8,000万円 3 保証料率 年 0.80%	新潟県信用保証協会の本店・県央支店・長岡支店・上越支店・佐渡支店
	セーフティネット保証(4号要件)	1 保証対象要件 経済産業大臣が指定した災害地域内で経営に支障を生じている中小企業者(市町村長の証明を要する。) 2 保証限度額 個人・法人 2億8,000万円 組合 4億8,000万円 3 保証料率 年 0.80%	

4 制度の住民への広報

市及び県は、被災者等に対する弔慰金等の支給及び金融支援制度の周知について、各関係機関と連絡調整を図り、次の方法により実施する。

(1) 窓口相談の周知

市及び県の災害対策本部は、金融機関と連携を図り、報道機関の協力により新聞及び放送媒体による周知並びに広報紙、チラシ等お知らせ版臨時号の配布等により支援制度の相談窓口設置の周知を行う。

(2) 制度内容の周知

市及び県の災害対策本部は、金融機関等に確認の上、広報紙・チラシ等お知らせ版臨時号の配布及び新聞紙面により各制度の概要を周知し、また、新聞等報道機関の協力を得て周知を図る。

ア 市災害対策本部が実施するもの

(ア) 広報紙、チラシ等お知らせ版臨時号の作成、配布(県等の支援制度及び市制度の周知)

(イ) 地元新聞紙面掲載、地域メディアの活用による周知

イ 県災害対策本部が実施するもの

(ア) 広報紙、チラシ等お知らせ版臨時号の作成、配布

(イ) 新聞紙面による周知

ウ 金融機関等

広報紙、チラシ等お知らせ版臨時号による所管制度の周知

第3節 公共施設等災害復旧計画

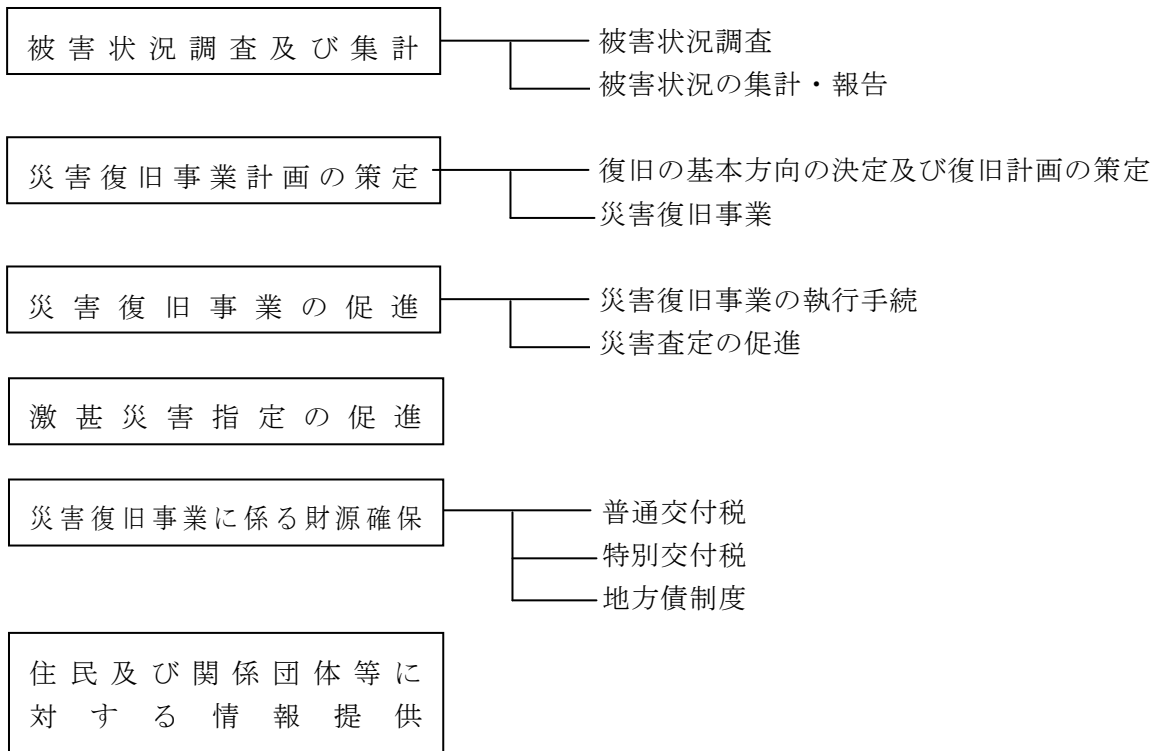
1 計画の方針

市は、公共施設等の災害による被害を早期に復旧するための確に被害状況を調査把握し、速やかに災害復旧の基本方向を決定するとともに、復旧計画を策定して災害査定を受け、早期に事業実施できるよう一連の手続を行う。

また、激甚災害の指定を受けた場合とそれ以外の場合の復旧に対する助成制度・財政援助の内容とそれぞれの担当窓口を明確にし、併せて住民及び関係団体等に対する災害復旧計画及び復旧状況に関する必要な情報提供に努める。

なお、著しく異常かつ激甚な災害が発生し、緊急災害対策本部が設置された災害（以下「特定大規模災害」という。）等を受けた場合、市の工事の実施体制等などから、円滑かつ迅速な復興のため必要があると認めるときは、県に対し、工事の代行を要請する。

2 計画の体系



3 被害状況調査及び集計

(1) 被害状況調査

災害により被害が発生した場合、その施設の管理者は、その被害状況を迅速かつ的確に把握する。

(2) 被害状況の集計・報告

市は、被害報告を受けた場合、その内容を災害連絡票にまとめ、速やかに県の所管部局（又は地域機関）に報告する。

4 災害復旧事業計画の策定

(1) 復旧の基本方向の決定及び復旧計画の策定

県は、被災の状況及び地域の特性並びに被災施設管理者及び市町村の意向等を勘案しつつ、迅速な原状復旧又は更に災害に強いまちづくり等の中長期的な復興計画等に配慮し、復旧の基本方向を定める。

被災した施設を管理する責任を有する者は、この基本方向に基づき、速やかに災害復旧事業計画書を作成するものとし、必要な場合には、関係機関が各々で復興計画を策定するものとする。

なお、被災施設の復旧に当たっては、原状復旧を基本にしつつも、再度災害防止の観点から、可能な限り改良復旧を行う

(2) 災害復旧事業

災害復旧事業名	対象施設等	関係省庁	県の窓口	市の窓口
(7) 公共土木施設災害復旧事業 (公共土木施設災害復旧事業費国庫負担法)	河川	国土交通省	土木部河川管理課防災係 (村上地域振興局地域整備部)	都市整備課管理室 (支所産業建設課)
	海岸	国土交通省 農林水産省	土木部河川管理課防災係 交通政策局港湾整備課建設防災係 (村上地域振興局地域整備部) 農林水産部漁港課計画建設係 (村上地域振興局地域整備部)	都市整備課管理室 (支所産業建設課) 農林水産課水産振興係 (支所産業建設課)
	砂防設備	国土交通省	土木部砂防課砂防係 (村上地域振興局地域整備部)	都市整備課管理室 (支所産業建設課)
	林地荒廃防止施設	農林水産省	農林水産部治山課 技術管理・災害班 (村上地域振興局農林振興部)	農林水産課水産振興係 (支所産業建設課)
	地すべり防止施設	国土交通省 農林水産省	土木部砂防課地すべり係 (村上地域振興局地域整備部) 農林水産部治山課技術管理・災害班 (村上地域振興局農林振興部) 農地部農地建設課防災係 (村上地域振興局農林振興部)	都市整備課管理室 (支所産業建設課) 農林水産課農業振興室 ・林業振興係 (支所産業建設課)

災害復旧事業名	対象施設等	関係省庁	県の窓口	市の窓口
(ア) 公共土木施設災害復旧事業 (公共土木施設災害復旧事業費国庫負担法)	急傾斜地崩壊防止施設	国土交通省	土木部砂防課地すべり係 (村上地域振興局地域整備部)	都市整備課管理室 (支所産業建設課)
	道路	国土交通省	土木部道路管理課維持管理係 (村上地域振興局地域整備部)	都市整備課管理室 (支所産業建設課)
	港湾	国土交通省	交通政策局港湾整備課 (村上地域振興局地域整備部)	
	漁港	農林水産省	農林水産部漁港課計画建設係 (村上地域振興局地域整備部)	農林水産課水産振興係 (支所産業建設課)
	下水道	国土交通省	土木部都市局下水道課	下水道課管理業務室 (支所産業建設課 村上水道事務所)
	公園	国土交通省	土木部都市局都市整備課 (村上地域振興局地域整備部)	都市整備課管理室 (支所産業建設課)
(イ) 農林水産業施設等災害復旧事業 (農林水産業施設災害復旧事業費国庫補助の暫定措置に関する法律)	農地・農業用施設	農林水産省	農地部農地建設課防災係 (村上地域振興局農林振興部)	農林水産課農業振興室 (支所産業建設課)
	農業集落排水処理施設	農林水産省	農地部農地建設課防災係 (村上地域振興局農林振興部)	下水道課管理業務室 (支所産業建設課 村上水道事務所)
	林業用施設	農林水産省	農林水産部林政課林道係 (村上地域振興局農林振興部)	農林水産課林業振興係 (支所産業建設課)
	漁業用施設	農林水産省	農林水産部水産課資源対策係	農林水産課水産振興係 (支所産業建設課)
	共同利用施設 (農業用共同利用施設)	農林水産省	農林水産部農業総務課団体指導第1係 (村上地域振興局農林振興部)	農林水産課農業振興室 (支所産業建設課)
	(林業用共同利用施設)		農林水産部林政課林道係 (村上地域振興局農林振興部)	農林水産課林業振興係 (支所産業建設課)
(漁業用共同利用施設)		農林水産部水産課資源対策係	農林水産課水産振興係 (支所産業建設課)	

災害復旧事業名	対象施設等	関係省庁	県の窓口	市の窓口
(ウ) 文教施設等 災害復旧事業 (公立学校施設災害 復旧費国庫負担法) (激甚法) (激甚法) (予算措置)	公立学校施設	文部科学省	教育庁財務課 財務管理係・助成係	教育委員会学校教育課 学校施設係
	公立社会教育施設	文部科学省	教育庁生涯学習推進課青 少年家庭教育係・成人教 育係	教育委員会生涯学習課 社会教育推進室
	私立学校施設		総務管理部文書私学課私 学係	
	文化財		教育庁文化行政課文化係	教育委員会生涯学習課 文化行政推進室
(エ) 厚生施設等 災害復旧事業 (児童福祉法) (老人福祉法) (介護保険法) (身体障害者福祉法) (知的障害者福祉法) (障害者総合支援法) (内閣府、厚生労働 省及び環境省所管 補助施設災害復旧 費実施調査要領)	社会福祉施設等	厚生労働省	福祉保健部福祉保健課保 護係 (新発田地域振興局健康 福祉環境部) 福祉保健部高齢福祉保健 課施設福祉係 (新発田地域振興局健康 福祉環境部) 福祉保健部障害福祉課自 立支援係 (新発田地域振興局健康 福祉環境部) 福祉保健部児童家庭課少 子化対策・保育係 福祉保健部児童家庭課家 庭福祉係 (新発田地域振興局健康 福祉環境部)	福祉課福祉政策室 (支所地域福祉課) 福祉課子育て支援室 (支所地域福祉課) 介護高齢課高齢福祉係 (支所地域福祉課)
(厚生労働省所管保 健衛生施設等災害 復旧費国庫補助金 交付要綱)	火葬場施設	厚生労働省	福祉保健部生活衛生課営 業・公害保健係 (村上地域振興局健康福 祉部)	環境課生活環境室
(医療施設等災害復 旧費補助金)	医療施設等	厚生労働省	福祉保健部医務薬事課地 域医療係 (村上地域振興局健康福 祉部)	保健医療課健康支援室 (支所地域福祉課)
(厚生労働省所管水 道施設災害復旧費 調査要領)	水道施設	厚生労働省	福祉保健部生活衛生課水 道係 (村上地域振興局健康福 祉部)	水道局工事係

災害復旧事業名	対象施設等	関係省庁	県の窓口	市の窓口
(オ) 廃棄物処理施設 災害復旧事業 (廃棄物処理施設災 害復旧費補助金交 付要領)	廃棄物処理 施設	環境省	県民生活・環境部廃棄物 対策課資源循環推進係 (新発田地域振興局健康 福祉環境部)	環境課生活環境室
(カ) 都市施設災害復 旧事業(都市施 設等)、堆積土 砂排除事業 (都市災害復旧事業 国庫補助に関する 基本方針)	街路、都市 排水施設等 (都市排水 施設、公園 等の施設) 市街地の堆 積土砂	国土交通省	土木部都市局都市整備課 市街地整備係 (村上地域振興局地域整 備部)	都市整備課整備室 (支所産業建設課)
(キ) 公営住宅災害 復旧事業 (公営住宅法)	災害公営住 宅の建設 既設公営住 宅	国土交通省	土木部都市局建築住宅課 住宅整備係	都市整備課計画室
(ク) その他の災害 復旧事業 ○ 中小企業 (激甚法)	中小企業共 同設置	経済産業省	産業労働観光部産業政策 課商工団体係	商工観光課商工振興係
(ケ) 災害復旧に係る 財政支援措置 ① 特別交付税に 係る業務 ② 普通交付税に 係る業務 ③ 地方債に係る 業務		総務省 総務省 総務省	総務管理部 市町村課財政班(財政担 当) 市町村課税政・交付税班 (交付税担当) 市町村課財政班(理財担 当)	財政課財務係 財政課財務係 財政課財務係

5 災害復旧事業の促進

(1) 災害復旧事業の執行手続

災害復旧事業の執行手続は、それぞれの法令、要綱等に基づき進める。

(2) 災害査定の促進

復旧事業費の早期決定により円滑な事業実施を図るため、市は、県と協議しながら査定計画を立て、査定が速やかに行えるよう努める。

また、被害の状況により、特に緊急を要する場合は、緊急に査定が実施されるよう必要な措置を講じる。

6 激甚災害指定の促進

県は、著しく激甚である災害が発生した場合、激甚災害に対処するための特別の財政援助等に関する法律に基づく激甚災害又は局地激甚災害の指定を受けるため、被害の状況を調査し、早期に指定が受けられるよう措置し、市の復旧が円滑に行われるよう努める。

- (1) 県は、市の被害状況等を検討の上、激甚災害又は局地激甚災害の指定を受ける必要があると思われる事業について必要な調査を行う。
- (2) 市は、県が行う激甚災害又は局地激甚災害に関する調査等について協力する。

7 災害復旧事業に係る財源確保

市は、災害復旧に必要な資金・財源の確保と、財政の健全性及び計画的な行政運営を維持するため、県市町村課に、次の措置の実施を要請する。

- (1) 普通交付税
 - ア 繰上交付
 - イ 災害復旧費に係る地方債の元利償還金の算入
- (2) 特別交付税
- (3) 地方債制度
 - ア 激甚災害以外
 - (ア) 補助災害復旧事業債
 - (イ) 単独災害復旧事業債
 - (ウ) 公営企業等災害復旧事業債
 - (エ) 火災復旧事業債
 - イ 激甚災害
 - (ア) 歳入欠陥債
 - (イ) 災害対策債
 - (ウ) 小災害債
 - a 公共土木等小災害債
 - b 公立学校施設小災害債
 - c 農地等小災害債

8 住民及び関係団体等に対する情報提供

市及び県は、住民や関係団体に対し、掲示板、広報紙・チラシ、ラジオ・テレビ等の放送媒体及び新聞等により、住民生活や産業活動に密接に係わる復旧計画（復興計画）及び復旧状況に関する情報を提供する。

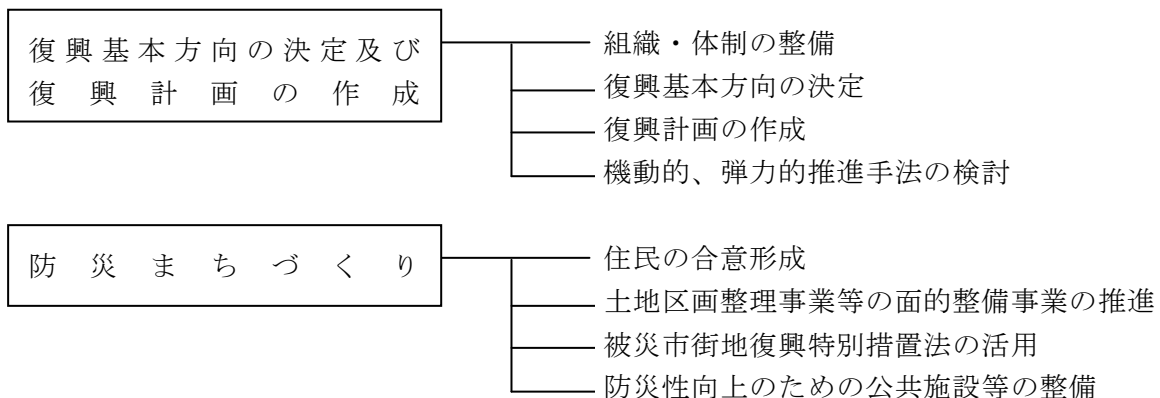
第4節 災害復興計画

1 計画の方針

災害により壊滅的な被害を受けた地域の社会経済活動及び被災者の生活を緊急かつ健全で円滑な再建・復興を図るため、市及び県は、住民、民間事業者及び施設管理者等と連携して、速やかに復興基本方向を定め、復興計画を作成する。

さらに市、県及び公共施設管理者は、復興計画に基づき、住民の合意を得るよう努めつつ、再度災害防止とより快適な都市環境を目指した、効果的な復興対策、防災対策を早急に実施する

2 計画の体系



3 復興基本方向の決定及び復興計画の作成

(1) 組織・体制の整備

市及び県は、被災直後の救助と応急復旧中心の体制から復興対策の体制へ円滑に移行ができるよう、復興本部等の総合的な組織・体制の整備を図る。

また、復興対策の円滑な実施をきすため、自治体内部だけでなく外部の有識者や専門家及び住民を含めた、復興計画作成のための検討組織の設置を図る。

なお、復興対策の遂行に当たっては、必要に応じ国及び他の自治体からの職員派遣その他の協力を得る。

(2) 復興基本方向の決定

市及び県は、被災の状況、地域の特性及び関係公共施設管理者の意向等を勘案しつつ、迅速な原状復旧を目指すか、又は更に災害に強いまちづくり等の中長期的課題の解決をも図る計画的復興を目指すかについて早急に検討し、復旧・復興の基本方向を定める。

被災地の復旧・復興は、市及び県が主体となって住民の意向を尊重しつつ協同して計画する。その際、男女共同参画の観点から、復旧・復興のあらゆる場・組織に女性の参画を促進する。あわせて、障がい者、高齢者等の要配慮者の参画を促進する。

(3) 復興計画の作成

大規模な災害により地域が壊滅し、社会経済活動に甚大な障害が生じた災害においては、被災地域の再建は、都市構造の改変、産業基盤の改変を要するような多数の機関が関係する高度かつ複雑な大規模事業となる。

市及び県は、これを可及的速やかに実施するため、復興計画を作成し、関係機関の諸事業を調整しつつ計画的に復興を進めるものとし、復興計画の迅速かつ的確な作成と遂行のための体制整備（市及び県間の連携、国との連携、広域調整）を行う。

復興計画の作成に当たっては、長期計画等の上位計画や他の総合計画等との調整を図るとともに、再度災害の防止や快適な都市環境を目指し、住民の安全と環境保全等にも配慮した防災まちづくりを推進する。

また、市は、必要に応じ、大規模災害からの復興に関する法律を活用し、国の復興基本方針等に即して復興計画を作成し、同計画に基づき市街地開発事業、土地改良事業等を実施することにより、特定大規模災害により、土地利用の状況が相当程度変化した地域等における円滑かつ迅速な復興を図る。

(4) 機動的、弾力的推進手法の検討

市及び県は、被災者の救済及び自立支援や、被災地域の総合的な復旧・復興対策等をきめ細やかに、かつ、機動的、弾力的に進めるため、特に必要があるときは、災害復興基金の設立等、機動的、弾力的推進の手法について検討する。

4 防災まちづくり

市及び県は、まちづくりは現在の住民のみならず将来の住民のためのものという理念のもとに、計画作成段階で「コンパクトな都市」など都市のあるべき姿を明確にし、将来に悔いのないまちづくりを目指すこととし、住民の理解を求めるよう努める。あわせて、障がい者、高齢者、女性等の意見が反映されるよう、環境整備に努める。

(1) 住民の合意形成

- ア 復興施策や復興計画の早期実施のためには、施策・計画に対する住民の合意形成を図ることが必要となる。円滑な合意形成のために、住民参加による施策・計画の策定を行う。
- イ 新たなまちづくりの展望、計画作成までの手続き、スケジュール、被災者サイドでの種々の選択肢、施策情報の提供等を、住民に対し行い、迅速な合意形成に努める。
- ウ 復興計画における住民の迅速な合意形成を図るために、災害の起きない普段から、地域住民とまちづくりについて話し合い、都市環境に配慮した防災まちづくりのコンセンサスを得るよう努める。あわせて、障がい者、高齢者、女性等の意見が反映されるよう、環境整備に努める。
- エ 復興計画のうち、幹線道路や公園などの都市施設や土地区画整理事業、市街地再開発事業などの計画については、民主的な計画決定のプロセスを確保するとともに事業着手までの間の建築規制などの住民の協力を得るため、都市計画決定を行う。
- オ 被災した学校施設の復興に当たり、学校の復興とまちづくりの連携を推進し、安全・安心な立地の確保、学校施設の防災対策の強化及び地域コミュニティの拠点形成を図る。

(2) 土地区画整理事業等の面的整備事業の推進

- ア 防災まちづくりにおいては、住宅地、業務地等の民有地の整備改善と、道路、公園、河川等の公共施設の整備を換地手法を用いて、総合的、一体的に取り組む土地区画整理事業等の面的整備事業を積極的に活用する。
- イ 土地区画整理事業等による都市基盤の整備に併せて、関係機関との相互連携により、医療、福祉、行政、備蓄等の機能を有する公共・公益施設を集中整備し、災害時における防災の拠点となる「防災安全街区」の整備を積極的に図る。
- ウ 既存不適格建築物については、防災とアメニティの観点から、市街地再開発事業等の適切な推進により、その解消に努める。

(3) 被災市街地復興特別措置法等の活用

復興のため市街地の整備改善が必要な場合には、被災市街地復興特別措置法等を活用する。この法律により、大規模な災害を受けた市街地について、その緊急かつ健全な復興を図るため、被災市街地復興推進地域内の市街地において、土地区画整理事業、市街地再開発事業等による計画的な整備改善、並びに市街地の復興に必要な住宅の供給について必要

な措置を講ずることにより、迅速に良好な市街地の形成と都市機能の更新を図る。

(4) 防災性向上のための公共施設等の整備

防災まちづくりに当たっては、必要に応じて、公共施設管理者等と連携のもと、防災性向上のための公共施設等の整備を図る。

ア 災害時に緊急物資の輸送路、避難路、延焼遮断空間、防災活動拠点などの機能を持つ道路、都市公園、河川、港湾などの骨格的な都市基盤施設の整備

イ 電線共同溝などの整備による耐水性のあるライフライン施設への整備。

ウ 建築物や公共施設の耐震・不燃化